早稻田大學出版部

明治四十四年二月二十五日印刷
明治四十四年二月二十八日發行

早稻田大學出版部
不許複製

編輯者　早稻田大學編輯部

發行者　早稻田大學出版部

右代表者　高田早苗

東京府豐多摩郡戸塚村大字下戸塚五十八番地

印刷者　渡邊八太郎

東京市牛込區榎町七番地

發行所　東京府豐多摩郡戸塚村大字下戸塚五十八番地

早稻田大學出版部

振替東京一一二三番　電話番町 三七四 二四二三番

日清印刷株式會社印刷

漢籍國字解全書一覽

巻	書名	著者
第一巻	孝經	熊澤蕃山
	大學、中庸、論語	中村惕齋
第二巻	孟子	中村惕齋
第三巻 第四巻	易經	眞勢中州 松井羅州
第五巻	詩經	中村惕齋
第六巻	書經	大田錦城
第七巻	小學	中村惕齋
第八巻	近思錄	中村惕齋
第九巻	老子	山本洞雲
	莊子	毛利貞齋
	列子	太田玄九
第十巻	孫子	荻生徂徠
	唐詩選	服部南郭
第十一巻	古文眞寶前集	榊原篁洲
第十二巻	古文眞寶後集	林羅山 鵜飼石齋
第十三巻 第十四巻 第十五巻	春秋左氏傳	加藤正庵
第十六巻	傳習錄	三輪執齋
第十七巻	楚辭	淺見絅齋
第十八巻 第十九巻	管子	菊池晩香
第二十巻 第廿一巻	墨子	牧野藻洲
第廿二巻 第廿三巻	荀子	桂湖村
第廿四巻 第廿五巻	韓非子	松平破天荒齋

早稻田大學出版部

不言之聲、疾於雷鼓、心氣之形、明於日月、　内業第四十九

思索生知、慢易生憂、　同

第五十雜篇以下の名言は下卷に載す

管子國字解上 終

治國者主道明也、亂國者臣術勝也、　明法第四十六

不淫意於法之外、不爲惠於法之內、　同

使法擇人、不自擧、使法量功、不自度、　同

賞薄則民不利、禁輕則邪人不畏、　正世第四十七

行私則離公、離公則難用、　同

民富則易治、民貧則難治、　治國第四十八

國富者兵彊、兵彊者戰勝、　同

善治國者、必先富民、　同

令不必行、戰不必勝、命之曰寄生之君、　同

天主正、地主平、人主安靜、　內業第四十九

聖人與時變而不化、從物而不移、　同

君子使物、不爲物使、　同

善氣迎人、親於弟兄、惡氣迎人、害於戎兵、　同

聖人之化世也、其解在水、　水地第三十九

刑德者、四時之合也、　四時第四十

以天爲父、以地爲母、以開乎萬物、　五行第四十一

天因人、聖人因天、　勢第四十二

養之以化其惡、必自身始、　正第四十三

擧人無私、臣德咸道、　同

恃不信之人、用不守之民、將不戰之卒、是兵之三闇也、　九變第四十四

聖君、任法而不任智、任數而不任說、　任法第四十五

法不一、則有國者不祥、　同

法者、上之所以一民使下也、　同

法者、天下之至道也、聖君之實用也、　同

法不平、令不全、是亦奪柄失位之道也、　同

非主令而行之、雖有功利罪死、　同

不方之政、不可以爲國、曲靜之言、不可以爲道、　侈靡第三十五

上離其道、下失其事、　心術上第三十六

人迫於惡則失其所好、怵於好則失其所惡、非道也、　同

形不正者德不來、中不精者心不治、　心術下第三十七

充不美則心不得、行不正則民不服、　同

思之、思之不得、鬼神敎之、非鬼神之力也、其精氣之極也、　同

外敬而內靜者、必反其性、　同

强而驕者、損其强、弱而驕者、亟死亡、　同

道者、一人用之、不聞有餘、天下行之、不聞不足、　同

濟於舟者、和於水矣、義於人者、祥於神矣、　同

天不爲一物枉其時、　白心第三十八

滿盛之家、不可以嫁子、　同

民足於產、則國家豐矣、　君臣上第三十

上之人明其道、下之人守其職、　同

身立而民化、德正而官治、　同

道者誠人之姓也、非在人也、　同

君善用其臣、臣善納其忠也、　同

道德定於上、則百姓化於下矣、戒心形於內、則容貌動於外矣、　君臣下第三十一

丹青在山、民知而取之、美珠在淵、民知而取之、　小稱第三十二

毛嬙西施、天下之美人也、盛怨氣於面、不能以爲可好、　同

政令不善、墨々若夜、　四稱第三十三

甚富不可使、甚貧不知恥、　侈靡第三十五

政平、而無威則不行、　同

百姓無寶、以利爲首、　同

兵可圉也、精於權、則天下之兵可齊、諸侯之君可朝也、　覇言第二十三

爵授有德、則大臣興義、祿予有功、則士輕死節、　問第二十四

先王有游夕之業於人、無荒亡之行、　戒第二十六

滋味動靜、生之養也、　同

寡交多親、謂之知人、寡事成功、謂之知用、　同

多言而不當、不如其寡、博學而不自反、必有邪、　同

孝悌者仁之祖也、忠信者交之慶也、　同

人之衆寡、士之精麤、器之功苦、盡知之、此乃知形者也、　地圖第二十七

君之所以卑尊、國之所以安危者、莫要於兵、　參患第二十八

治國有器、富國有事、强國有數、勝國有理、制天下有分、　制分第二十九

上盡言於主、下致力於民、而足以修義從令者、忠臣也、　君臣上第三十

上惠其道、下敦其業、　同

天有常象、地有常形、人有常禮、　同

以天下之財、利天下之人、　霸言第二十三

使國常無患而名利並至者、神聖也、　同

聖人畏微、而愚人畏明、　同

德利百姓、威振天下、　同

國大而政小者、國從其政、國小而政大者、國益大、　同

貴而無禮者復賤、重而陵節者復輕、富而驕肆者復貧、　同

觀國者觀君、觀軍者觀將、　同

地大而不耕、非其地也、民衆而不親、非其民也、　同

上明則下敬、政平則人安、士敎和則兵勝敵、　同

使能則百事理、親仁則上不危、　同

立政出令、用人道、施爵祿用地道、擧大事用天道、　同

善攻者、料衆以攻衆、料食以攻食、料備以攻備、　同

精於謀、則人主之願可得、而令可行也、精於形、則大國之地可奪、強國之

禮也、　中匡第十九

士之子常爲士、農之子常爲農、工之子常爲工、商之子常爲商、　小匡第二十

罷士無伍、罷女無家、　同

人甚憂飢、而稅斂重、人甚懼死、而刑政險、　霸形第二十二

霸王之形、象天則地、化人易世、　霸言第二十三

豐國之謂霸、兼正之國之謂王、　同

天下有事、聖王利也、　同

兵幸於權、權幸於地、　同

爭天下者、必先爭人、　同

明大數者得人、審小計者失人、　同

得天下之衆者王、得其半者霸、　同

貴爲天子、富有天下、而伐不謂貪者、其大計存也、　同

法法第十六

堂上遠於百里、堂下遠於千里、門廷遠於萬里、

同

釣名之人、無賢士焉、釣利之君、無王主焉、

同

賢人之行其身也、忘其有名也、王主之行其道也、忘其成功也、

同

明君不以祿爵私所愛、忠臣不誣能以干爵祿、

同

不爲重寶分其威、威貴於寶、不爲愛民虧其法、法愛於民、

同

兵法第十七

治衆有數、勝敵有理、

若亡而存、若後而先、威不足以命之、

同

召忽之死也、賢其生也、管仲之生也、賢其死也、

大臣第十八

壯者無怠、老者無偸、順天之道、必以善終者也、

中匡第十九

遠擧賢人、慈愛百姓、存亡國、繼絕世、起諸孤、薄稅斂、輕刑罰、此爲國之大

諫臣死而諛臣尊、私情行而公法毀、　八觀第十三

君壹置其儀、則百官守其法、上明陳其制、則下皆會其度、　法禁第十四

安其位、樂其群、務其職、榮其名、　同

令重則君尊、君尊則國安、令輕則君卑、君卑則國危、　重令第十五

天道之數、至則反、盛則衰、人心之變、有餘則驕、驕則緩怠、　同

非號令、毋以使下、非斧鉞、毋以威衆、非祿爵、毋以勸民、　同

爵人不論能、祿人不論功、則士無爲行死節、　同

赦出則民不敬、惠行則過日益、　法法第十六

赦過遺善、則民不勵、　同

惠者民之仇讎也、法者民之父母也、　同

人君失勢、則臣制之矣、勢在下、則君制於臣矣、勢在上、則臣制於君矣、

千里之路、不可扶以繩、　宙合第十一

景不爲曲物直、響不爲惡聲美、　同

道之在天者日也、其在人者心也、　樞言第十二

餘目不明、餘耳不聽、　同

有氣則生、無氣則死、生者以其氣、有名則治、無名則亂、治者以其名、　同

王主積于民、霸主積于將士、衰主積于貴人、亡主積于婦女珠玉、　同

愛者憎之始也、德者怨之本也、　同

爲善者有福、爲不善者有禍、禍福在爲、　同

民貧則姦智生、姦智生則邪巧作、　八觀第十三

姦邪之所生、生於匱不足、匱不足之所生、生於侈、侈之所生、生於毋度、　同

明壅於上、而治壅於下、　立政第四三本

卿相不得衆、國之危也、大臣不和、國之危也、　同　四固

溝瀆遂於隘、障水安其藏、國之富也、　同　五事

兼愛之說勝、則士卒不戰、全生之說勝、則廉耻不立、　同　九敗

今日不爲、明日忘貨、　乘馬第五失時

不明於計數、而欲擧大事、猶無舟檝而欲經於水險也、　七法第六七法

治人如治水潦、養人如養六畜、　同　四傷百匿

不明機數、不能正天下、故明機數者、用兵之勢也、　同　爲兵之數

用財不可以嗇、用力不可以苦、　版法第七

召遠在修近、閉禍在除怨、修長在乎任賢、高安在乎同利、　同

至善不戰、其次一之、　幼官第八

公法行而私曲止、倉廩實而囹圄空、　五輔第十

必得之事、不足賴也、必諾之言、不足信也、　—形勢第二

小謹者不大立、訾食者不肥體、　—同

君不君則臣不臣、父不父則子不子、上失其位、則下踰其節、　—同

莫樂之則莫哀之、莫生之則莫死之、　—同

道往者其人莫來、道來者其人莫往、　—同

生棟覆屋、怨怒不及、弱子下瓦、慈母操箠、　—同

疑今者察之古、不知來者視之往、　—同

巧者有餘、而拙者不足、　—同

其功順天者天助之、其功逆天者天違之、　—同

獨國之君、卑而不威、自媒之女、醜而不信、　—同

言而不可復者、君不言也、行而不可再者、君不行也、　—同

男女無別、則民無廉恥、　—權修第三

名言拔萃

管子は名言に富む、此に摘錄したるは、昆山の片玉のみ、桂林の一枝のみ、然れども小臠以て巨鼎の美味を察すべし、其解義は何れも本篇にあり、

倉廩實則知禮節、衣食足則知榮辱、　牧民第一國頌

上服度則六親固、四維張則君令行、　同

政之所興、在順民心、政之所廢、在逆民心、　同　四順

知予之爲取者、政之寶也、　同

錯國於不傾之地、積於不涸之倉、藏於不竭之府、　同　士經

御民之轡、在上之所貴、道民之門、在上之所先、召民之路、在上之所好惡、　同　六親五法

山高而不崩、則祈羊至矣、淵深而不涸、則沈玉極矣、　形勢第二

蛟龍得水而神可立也、虎豹得幽而威可載也、　同

道將自定、得道之人、理丞而屯泄、匈中無敗、節欲之道、萬物不害、

心靜なれば道を得るも、心躁げば道を失ふ、靈妙の氣は心に在り、一たび來るは心靜なるときなり、一たび逝るは心躁ぐ時なり、細かなるも內なく、大なるも外なし、道を失ふ所以は、躁を以て實を爲すなり、心に能く靜を執れば、道は自ら定まらんとす、道を得たる人は、䐡まる理を心に受けて、屯聚する情慾を泄し棄つ、胸中に敗るゝものなし、欲を節する道は、萬物も害することなし、

○匈中　胸中と同じ、

●廣思、飽而不廢、老不長慮、困乃遬竭、大心而敢、寬氣而廣、其形安而不移、能守一而棄萬苛、見利不誘、見害不懼、寬恕而仁、獨樂其身、是謂雲氣意行似天、

食の腹に充飽するに、疾く運動せざるは、四肢(手足)の末に流通せず、蓋し飢て廣く思はず、飽て食を求むる念を廢せず、年老て長慮せず、此三者は、疾困に至れば、其氣は速かに竭くべし、故に人は心を浩大にして果敢に、氣を寬舒にして廣博に、形を安靜にして移らず、能く一道を守りて、萬端の煩苛なることを棄て、利を見て誘はれず、害を見て懼れず、寬恕にして仁あり、獨り其身を樂しむべし、是れ氣を調ふ道なり、之を氣は雲の如く、意の行はるゝ、天の雲を布くが如しといふ、

凡人之生也、必以其歡、憂則失紀、怒則失端、憂悲喜怒、道乃無處、愛慾靜之、遇亂正之、勿引勿推、福將自歸、彼道自來、可藉與謀、

凡そ人の生るゝや、必ず和氣の歡を以て生る、故に憂は人の紀綱を失し、怒は人の正平を失ふ、蓋し和氣の歡は、喜に異なり、喜は激しく悅ぶなり、故に、憂ひ悲み、喜び、怒るときは、中正を失ひ、道の處る所なくして、災害至る、愛慾は之を靜かにすべし、情の亂るに遇へば、之を正すべし、去るも引き止るなく、來るも推すことなく、但正平に任せば、福は自ら歸し至るべし、彼の道の自ら來るとき藉りて之と謀るべし、萬事道に由りて、考へ施せば、誤ることなし、

靜則得之、躁則失之、靈氣在心、一來一逝、其細無內、其大無外、所以夫之、以躁爲害、心能執靜

擅にすべし、
醜は多なり、○五欲　五官の欲なり、

凡人之生也、必以平正、所以失之必以喜怒憂患、是故止怒莫若詩、去憂莫若樂、節樂莫若禮、守禮莫若敬、守敬莫若靜、內靜外敬、能反其性、性將大定、

凡そ人の生るゝや、必ず心の平正なるを以てなり、之を失ふ所以は、必ず喜び怒り憂へ患ふるを以てなり、是の故に、怒を止むるは、詩に若くはなし、詩は怨んで怒らず、其情を疎通するものなれば、能く怒を止む、憂を去るは音樂に若くはなし、樂を節するは禮に若くはなし、禮を守るは敬に若くはなし、敬を守るは靜に若はなし、心の內は靜にして、形の外には敬す、能く其性に反る、性は大に定らんとす、
莫若樂　樂は和悅を主とす、故に能く憂を去る、○
●莫若禮　禮は嚴なるを主として、敬を貴ぶ、故に能く樂を節するなり、

凡食之道、大充、傷而形不藏、大攝骨枯而血沍、充攝之間此謂和成、精之所舍、而知之所生、飢飽之失度、乃爲之圖、飽則疾動、飢則廣思、老則長慮、

凡そ食する道は、大に飽き充れば、形に藏むること能はず、臟腑に溢る、大に儉約して少食すれば、骨枯れ血の凝りて潤澤ならず、飽くと減ずるとの間、此を和の成ると謂ふ、是れ精の舍り、智の生ずる所なり、飢飽の度を失するは、之が圖りを爲す、飽けば疾く動きて、消化をなすべし、飢れば廣く思ひて、食を求るに專らならざるべし、老ゆれば長く思慮すべし、
○老則長慮　老も飢る類なり、故に之を帶說す、長久の事を慮れば、老を忘る、

飽不疾動、氣不通於四末、飢不

薄、不蚤爲圖、生將巽舍、食莫若無飽、思莫若勿致、節適之齊、彼將自至、

四體は既に正しく、血氣は既に靜かなり、意を一にし、心を專にし、耳目淫せず、至遠の事といへども、目前の事の如し、人は思ひ索むれば、自然にして知慧を生ず、侮り易れば、憂を生ず、暴にして不遜なるときは、怨を生ず、憂へ鬱ずれば疾を生ず、疾み困しめば死す、之を思ひて捨てざれば、內は困しみ、外は疾に迫らる、蚤く其圖ることを爲さゞれば、生命も其居舍を讓りて、死せんとす、食は美味に飽かざるに若くなし、思は致すなきに若く莫し、思を致すは疾を招くなり、故に整へ適して宜しきに、合ふときは、思ふ所の事自ら至らんとす、前段の文には思ひを勸めて、此には思ひを致すを戒む、其意相反するに似たれども、至難の事は急に思ひ索るも唯だ通ぜざるのみならず、或は憂鬱の疾を生ぜん、故に整へ適するを要す、

巽舍　巽は讓るなり、

凡人之生也、天出其精、地出其形、合此以爲人、和乃生、不和不生、察和之道、其精不見、其徵不醜、平正擅胸、論治在心、此以長壽、忿怒之失度、乃爲之圖、節其五欲、去其二凶、不喜不怒、平正擅胸、

凡そ人の生るゝや、天より其精を出し、地より其形を出す、此の精と形とを合せて人と爲るなり、此の二の者和すれば生れ、和せざれば生れず、和を察する道は、其精見えずして、又其徵候たるや多からず、唯だ平正の氣の胸中に擅にして、之を論治するは、心に在れば、精と形との二のもの、自ら和して長壽を得るなり、忿怒の過度なるは、之が圖を爲さゞれば、疾を致すことあり、故に眼耳鼻口皮膚の欲を節して、喜怒の二凶を去り、喜ばず怒らず、平正の氣を以て、胸中を

害於戎兵、不言之聲、疾於雷鼓、心氣之形、明於日月、察於父母、賞不足以勸善、刑不足以懲過、氣意得而天下服、心意定而天下聽、

善氣を以て人を迎ふれば、相和して兄弟よりも親し、惡氣を以て人を迎ふれば、戎兵を以つて相接するよりも害す、心に在りて、口に發せざる、不言の聲は雷鼓よりも疾くきこゆ、形に見はれざる、心氣の形は、日月よりも明かに、父母の子を知るよりも察なり、賞與のみにて、心の發するにあらざれば、善を勸むるに足らず、刑罰も過を懲すに足らず、氣の意に動くもの、其宜きを得て、天下服す、心の意に發するもの定りて、天下の人は、之を聽く、

搏氣如神、萬物備存、能搏乎、能一乎、能無卜筮而知吉凶乎、能止乎、能止乎、能勿求諸人而得之己乎、思之思之、又重思之、思之而不通、鬼神將通之、非鬼神之力也、精氣之極也、

氣を專一に聚むるときは、變化せざる所なし、故に神の如し、萬物の理も備はり存す、能く聚むるか、能く專一になるか、純氣の集り專一なるときは、卜筮なくして、吉凶を知るか、能く已みて、他に求むることなし、能くこれを人に求むるなり、之を我に得、之を思ひ、又之を思ひて通ぜざるに至れば、鬼神これを祐けて通ぜんとす、實は鬼神の力にあらざるなり、精氣の極なり、○搏　摶の誤なり、摶は專に通す、

四體既正、血氣既靜、一意摶心、耳目不淫、雖遠若近、思索生知、慢易生憂、暴傲生怨、憂鬱生疾、疾困乃死、思之而不捨、内困外

氣の聚りたるもの涸れず、四體も堅固なり、心の泉は竭きず、人體の九竅も通じて利あり、智は天地を窮め、德は四海に布き、心の中に惑ふ意なし、外に邪災なし、故に心も形も共に全し、天の災にも逢はず、人の害にも遇はず、天人の祐を得、これを聖人といふ、

九竅　耳目鼻口の七竅と下部の二竅と合せて、九竅なり、○菑　災なり、

人能正靜、皮膚裕寬、耳目聰明、筋信而骨强、乃能戴大圜、而履大方、鑑於大清、視於大明、敬愼無忒、日新其德、徧知天下、窮於四極、敬發其充、是謂內得、然而不反、此生之忒、

人は心を靜かにすれば、皮膚も裕かに、寬くなり、耳目も聰明となる、筋は信て、骨は强し、能く大圜なる天を戴きて、大方なる地を履む、大淸なる道に鑑みて、大明なる日月を視る、敬愼して忒ふことなく、日々に其德を新にして、徧く天下の事を知り、四方の極を窮め、敬で其形に充る所の道を發揮す、是を心の德といふ、然るに此の如くして、道に歸り至らざるは、是れ性の本分に違ふものなり、

○此生之忒　生は性の字に讀むべし、忒は差違なり、

○得　德に通ず、

凡道必周、必密、必寬、必舒、必堅必固、守善勿舍、逐淫澤薄、既知其極、反於道德、全心在中、不可蔽匿、和於形容、見於膚色、

凡そ道は必ず周ねく、必ず密に、必ず寬やかに、必ず舒かに、必ず堅く、必ず固く、善を守りて、舍てず、淫邪を逐ひ退け、浮薄を釋て去り、既に淫を逐ひ、薄を釋る極を知りて、道德に反へる、全心は身の中に在り、蔽ひ匿す可らず、形容に和かに、膚色に見はる、

澤薄　澤は釋の誤なり、

善氣迎人、親於弟兄、惡氣迎人、

蟠滿九州、何謂解之、在心安、我心治、官乃治、我心安、官乃安、治之者心也、安之者心也、心以藏心、心之中又有心焉、

一言を以て之を解す、上は天に明にして、下は地に極まる、九州に蟠り滿つ、何をか之を解すといふ、曰く、心の安きに在り、我の心治まれば、耳目鼻口皮膚の五官も治まる、我の心のやすきときは、五官も安きなり、之を治むるものは心なり、之を安んずるも心なり、心を以て心を藏む、心の中に又心あり、

心中又有心焉　人の體には心あり、而して其心の中に心あるは所謂精といひ、神といふ、是れ心を引立るものなり、

彼心之心、音以先言、音然後形、形然後言、言而後使、使然後治、不治必亂、亂乃死、精存自生、其外安榮、內藏以爲泉原、浩然和平以爲氣淵、

彼の心中に藏むる心の精は意を以て言に先んじ、意ありて然る後に心に形はる、形はれて然る後に言ふ、言に發して然る後に使令する所あり、使令する所ありて、然る後に治まる、治めずんば必ず亂る、亂るれば死す、精の存するありて、自ら能く生を保つ、其外形も安寧にして榮華あり、精を內に藏めて、吾體を養ふ、泉の源あるが如し、浩然として、和平なる、以て氣の積聚したる淵となる、

音以先言　音は意の誤なり、心術篇に意に作る、

淵之不涸、四體乃固、泉之不竭、九竅遂通、乃能窮天地、被四海、中無惑意、外無邪菑、心全於中、形全於外、不逢天菑、不遇人害、謂之聖人、

るや、天下服す、一言定りて、天下の人聽き從ふ、是れ公なる道のことなり、形正しからず、品行あしきものは、德來らざるなり、中心靜かならざるは、心の治らざるなり、形を正しくし、德を攝むる、其仁は天の如く、其義は地の如く、淫然として德自ら進み至る、

神明之極照乎知、萬物中義守不忒、不以物亂官、不以官亂心、是謂中得、有神自在身、一往一來、莫之能思、失之必亂、得之必治、

神明の極は、照々として知あり、萬事皆義に中る、守る所は忒はず、外物を以て耳目鼻口皮膚の五官を亂さず、五官を以て、心を亂さず、是を中心に得る所ありといふ、神ありて自から身に在り、一たび往き、一たび來る、其所を常にせず、人之を能く思ふことなし、之を失へば必ず國家の亂となる、之を得れば國家必ず治る、神の得失其關係すること大なり、

○有神自在身　心に舍る、精神をいふなり、○失之得之　之とは神を指していふ、

敬除其舍、精將自來、精想思之、寧念治之、嚴容畏敬、精將至定、得之而勿捨、耳目不淫、心無他圖、正心在中、萬物得度、道滿天下、普在民所、民不能知也、

心は精の舍る所なれば、敬て其舍を除ひて、欲利の情を去る、斯くすれば精は自ら來らんとす、精しく之を想ひ思ふに、念慮を安寧にして、心を治め、嚴容にして畏敬すれば、精は至り定まらんとす、若し精を得て、捨て去らしむることなく、耳目の欲に淫せずして、心に他事を圖ることなく、正心が中に在りて、萬事其度を得ば、道は天下に充滿して、普ねく民の所に在り、民は特に知る能はざるなり、

一言之解、上察於天、下極於地、

耳目聰明、四枝堅固、可以爲精舍、精也者氣之精者也、氣道乃生、生乃思、思乃知、知乃止矣、

人の心は能く正しく、能く靜にして、然る後に能く定まる、定心の腹中に在るときは、耳に聽き目に視ること、聰明にして、四枝の手足も皆能く心の令を守り、堅固なり、此の如くなれば、心は精の舍る所と爲る、精とは、氣の最精なるものをいふ、氣の精は道の生ずる所なり、生ずれば能く思ふ、思へば道を知る、道を知れば止るべき所に止る、

凡心之形、過知失生、一物能化謂之神、一事能變謂之智、化不易氣、變不易智、惟執一之君子能爲之乎、執一不失、能君萬物、君子使物、不爲物使、得一之理、

凡そ心の形は、智が度に過ぐれは心の生を失ふ、一とは無心なるをいふ、物に接する無心なるゆゑに、能く物と化す、之を神といふ、事に接して無心なるゆゑに、能く變ず、之を智といふ、化するも、氣を易へず、變ずるも智を易へず、惟無心なる君子は能く之を爲す、無心なるゆゑに、能く萬物に君となる、君子は物を使ひて、物に使はれず、蓋し無心の理を知ればなり、利欲の情あれば、無心ならずして、物に使はるべし、

治心在於中、治言出於口、治事加於人、然則天下治矣、一言得而天下服、一言定而天下聽、公之謂也、形不正、德不來、中不靜、心不治、正形攝德、天仁地義、則淫然而自至、

治りたる心の腹中に在るや、治言は口より出づ、治事を人に加ふ、斯くして、天下は治まる、一言の道を得

彼道之情、惡音與聲、修心靜音道乃可得、道也者口之所不能言也、目之所不能視也、耳之所不能聽也、所以修心而正形也、人之所失以死、所得以生也、事之所失以敗、所得以成也、故凡道無根無莖無葉無榮、萬物以生、萬物以成、命之曰道、

彼の道が情に於けるは、音と聲とを惡む、心を修め音を靜にして、虛なるときは道を得べし、道は、口にて言ふ能はず、目にて視る能はず、耳にて聽く能はず、心を修めて形を正す所以なり、人は道を失ひて死し、道を得て生ず、事業も道を失ひて敗れ、道を得て成る、故に凡そ道は根もなく莖もなく葉もなければ、榮えることもなし、然るに、萬物は道に由りて生じ、萬物以て成る、之を命じて道と曰ふ、其神の料る可からざるを以てなり、

天主正、地主平、人主安靜、春秋冬夏天之時也、山陵川谷地之枝也、喜怒取予人之謀也、是故聖人與時變而不化、從物而不移、

天は正を主とす、四時を平分するは、天の正なり、地は平を主とす、萬物を均生するは、地の平なり、人は安靜を主とす、春秋冬夏あるも、一定して止る、山陵川谷は、不平甚しといへども、地の枝なるのみ、喜怒取與ありて、安靜ならざれども、安靜を致す謀は此に在り、是故に、聖人は時と變じて、政令を施す、四時に從ひて、四時を御する道は、我に在り、是れ化せざるなり、物來れば從ひて之に應ずるも、我が執り守る所は、移らざるなり、

能正能靜、然後能定、定心在中、

を以てすれば、心は此に留りて、遠く去らず、日に心の德を用ゆるを得て、自から知らざるに至るなり、○折々　明なる貌なり、○忽忽　明白ならず、○渺々　微にして遠きなり、

夫道者所以充形也、而人不能固、其往不復、其來不舍、謀乎莫聞其音、卒乎乃在於心、冥冥乎不見其形、淫淫乎與我俱生、不見其形、不聞其聲、而序其成、謂之道、

夫れ道は形に充る所以のものにして、人之を固く守ること能はず、利欲の情動くゆゑに、道は往き去りて、復らず、道の來るも、利欲にて塞るゆゑに、舍り止ることなし、謀乎として暗く、其音を聞くなし、卒として忽に心に在り、心の舍を清淨にするときなり。冥々として道去りて其形を見ず、利欲の情にて塞ればなり、淫々として來り進んで、我と與に生じ、其聲を聞かず、其形を見ずして、常に順序によりて成るは、之を道といふ、

○謀乎　牟の假借字なり牟乎といふは、暗き貌なり、○淫々乎　來り進む貌なり、

凡道無所、善心安愛、心靜氣理、道乃可止、彼道不遠、民得以產、彼道不離、民因以知、是故、卒乎其如可與索、渺渺乎其如窮無所、

凡そ道とは、定る所なし、其心善にして、安んじ愛す、心靜にして氣理まれば、道は止るを得べし、彼道は遠からず、人民は道を得て生ず、彼の道は人を離れずして、人も因て知る、是の故に、儼にして索む可き如し、遙にして其窮むるに所なきが如し、

○民得以產　人たるもの道を得て生ず、人あれば道備はる、道は須臾も離る可らざるなり、產は生と同じ意なり、

が如く、淖として濡ふは、海に在るが如く、卒として忽に我に在るが如し、人の氣は物の精なり、故に或は高く、或は深く、測り知るべからず、

是故此氣也不可止以力、而可安以德、不可呼以聲、而可迎以意、敬守勿失、是謂成德、德成而智出、萬物果得、

是の故に、此の氣たるや、之を止むるに、人力を以てすべからず、而して安ずるに、德を以てすべし、蓋し聖人の胸に藏むるをいふ、又呼ぶに聲を以てすべからず、而して迎ふるに意を以てすべし、敬み守りて失ふなきは、是を成德といふ、德成りて智出づ、萬物皆その宜しきを得るなり、

凡心之刑、自充自盈、自生自成、其所以失之、必以憂樂喜怒欲利、能去憂樂喜怒欲利、心乃反濟、

凡そ心の形たるや、自ら充ち自ら盈ち、自ら生じ自ら成る、他物の助を假らずして、皆我に具はる、然るに、人が心を失ふは、情の爲なり、憂ひ樂しみ喜び怒り、欲利の爲に動くを以てなり、能く憂樂喜怒欲利の情を去れば、心は本に反り、濟りて全し、

心之刑　心の形なり、形と刑と音相通ず、刑を以て形と讀むなり、

彼心之情、利安以寧、勿煩勿亂、和乃自成、折々乎如在於側、忽々乎如將不得、渺々乎如窮無極、此稽不遠、日用其德、

彼の心が、情に關するは、安んじて寧するに利し、煩はすことを勿れ、亂すこと勿れ、斯くすれば、心の和は自ら成る、折折として明なり、側に在るが如し、忽々として求むるに得ざらんとするごとし、渺渺として遠し無極の地を窮めんとする如し、蓋し求むるに道

も行はれ難ければ、禁じても止み難し、禁じても止み難ければ、戰爭も勝つこと難し、守禦することも、堅固になること難し、故に人民の利を計るは、君上の利なり、

夫令不必行、禁不必止、戰不必勝、守不必固、命之曰寄生之君、此由不利農少粟之害也、粟者王者之本事也、人主之大務、有人之塗、治國之道也、

夫れ命令も行はれ難く、禁止も止み難く、戰ひも勝ち難く、守りも固め難し、之を命じて、寄生の君、即ち寄留人のごとしといふ、長く居る能はざるを以てなり、此は農を利せずして、粟の少なき害に由る、粟は、王者の本事なり、人主の大務なり、人材を保有する塗なり、國家を治る道なり、

富を言ふは、書中の精言にして、管子の本術なり、

內業第四十九　區言五

此篇は人心を治ることを述ぶ、心安ければ、耳目鼻口も安し、而して之を治るは心なり、之を安んずるも心なり、心に心を藏む、心の中に心あり、之を攻究するを、內業と曰ふ、

凡物之精此則爲生、下生五穀、上爲列星、流於天地之間、謂之鬼神、藏於胸中、謂之聖人、是故民氣杲乎如登於天、杳乎如入於淵、淖乎如在於海、卒乎如在於己、

凡そ萬物の精は、陰陽二氣の至靈なるものなり、此は生となる、下においては、五穀を生じ、上においては、列星となり、天地の間に流れて、鬼神となる、之を胸中に藏むれば、聖人と謂ふ、是故に人の氣も、杲として高きは天に登るが如く、杳として深きは淵に入る

歸之矣、去者必害、從者必利也、

故に舜帝の初め一たび徙り居るに、人民多く從ひて、邑を成す、二たび徙れば、都を成し、三たび徙るときは國を成す、舜帝は刑罰を嚴にし、禁令を重くするに非ずして、民は之に歸す、是れ民の、去るものに、必ず害ありて、從ふものに、必ず利あるを以てなり、

先王者、善爲民除害興利、故天下之民歸之、所謂興利者、利農事也、所謂除害者、禁害農事也、農事勝則入粟多、入粟多則國富、國富則安鄉重家、安鄉重家則雖變俗易習敺衆移民、至於殺之、而民不惡也、此務粟之功也、

先王は、善く人民の爲に、害を除き利を興す、故に天下の民之に歸す、所謂利を興すとは、農事を利するなり、所謂る害を除くとは、農事を害するを禁ずるなり、農事勝てば粟を收入する多し、粟の入る多ければ、國富む、國富めば人民は其鄉里に安堵し、我家を重んず、鄉に安じ家を重んずるときは、風俗を變じ、習慣を易へ、衆民を敺り逐ひ、之を移して之を殺すに至りても、人民は決して、上を怨み惡むことなし、此は粟を生ずることを務むればなり、

上不利農、則粟少、粟少則人貧、人貧則輕家、輕家則易去、易去則上令不能必行、上令不能必行、則禁不能必止、禁不能必止、則戰不必勝、守不必固矣、

上より農に利せざれば、粟の收入少なし、粟の收入少ければ、人民貧乏となる、人民の貧なるときは、我家を輕んず、家を輕んずるときは、去り易し、去り易ければ、上の命令も、或は行はれ、或は行はれず、上の命

爲る二百石なり、一夫は百畝を耕すゆゑなり、今や倉廩空虚にして、民に積蓄なく、農夫は子を賣るに至る、是れ上たる人が士農工商の四民を、均一に治むる能はず、之を整ふる術なければなり、

故先王使農士商工四民、交能易作、終歲之利、無道相過也、是以、民作一而得均、民作一則田墾、姦巧不生、

故に先王は、農士商工の四民をして、各其能する所と、作る所とを交易せしむ、終歲の利は相過ぐるをいふことなし、是を以て民の作る所は、一樣にして收得も平均なり、民の作る所一樣にして得る所も平均なれば、田野は墾けて、姦巧なるものは生ぜざるなり、

田墾則粟多、粟多則國富、姦巧不生則民治、富而治、此王之道也、不生粟之國亡、粟生而死者霸、粟生而不死者王、粟也者民之所歸也、粟也者財之所歸也、粟也者地之所歸也、粟多則天下之物盡至矣、

田野の開墾するときは、粟多く、粟多ければ國富む、姦巧なるもの生ぜざれば、人民は治まる、富で治るは、此れ天下に王たる道なり、粟を生ぜざる國は亡ぶ、粟生じて盡く之を費消するものは、天下の霸となる、粟生じて之を盡くさゞるものは、王となる、粟は、人民の歸服する所なり、粟は、財貨の歸着する所なり、粟は、地の歸着する所なり、粟多ければ、天下の物盡く至る、

粟生而死者　死は澌と通ず、澌は氷の解くることなり、○地之所歸　粟多ければ、國富む、國富めば、兵强し、兵强ければ、地を得、故に、之を歸すといふ、

故舜一徙成邑、二徙成都、參徙成國、舜非嚴刑罰重禁令而民

四、關市之租、府庫之徵、粟什一斷輿之事、此四時亦當一倍貸矣、夫以一民養四主、故逃徙者刑、而上不能止者、粟少而民無積也、

秋に於て、民は富者に米を賣るに、價五を以てす、春に至り、民は富者より米を買ふに、價十を以てす、是れ又倍貸なり、故に上の徵收を以て、民より倍取するもの、四度なり、上が時を定めず徵するは、第一なり、雨の澤足らざるは、第二なり、秋糴春糶するは、第三なり、關市府庫の徵は、第四なり、關稅市租又府庫に納むるに、寶玉兵器の類を以てす、軍興るに及んで、現粟に就て十分の一を出さしむ、薪水の勞を爲すものを、斷といひ、輿を擔ふものを輿といふ、此等の事も、此れ四時に合せて、一倍貸に當る、夫れ一個の民にして、四倍の利を奪はる。四人の主を養ふが如し、故に民は逃れ徙り、遠地に行かんとして、刑罰に遇ふことあれども、上は其の徙るを止ること能はず、是は粟米少くして、民に積み蓄ることなきを以てなり、○秋糴　秋は收穫あり、富人は米を買ひ蓄ふ是を糴といふ、○春糶　春は貧者に米乏し、富人は米を賣り出す之を糶といふ、○束　物の數の十なるを束といふ、

常山之東、河汝之間、蚤生而晩殺、五穀之所蕃熟也、四種而五穫、中年畝二石、一夫爲粟二百石、今也倉廩虛、而民無積、農夫以粥子者、上無術以均之也、

常山の東方、河水と汝水との間は、蚤く生じて晩く殺る、五穀の蕃熟する所なり、四種にして五たび穫る、稻は蚤く刈りて、根再び苗を生じ、穀を成すゆゑに、二穫す、他穀は然らず、故に四種にして五穫となる、中年とは豐ならず凶ならず、普通の年なり、普通の年は、一畝に得る所を、二石とす、古代周尺八尺を一歩とす、百歩を一畝とす、一畝は我九十一歩有奇なり、二石は我二斗六升九合五勺弱に當る、一夫の粟を

なる、
末作文巧　末作とは細小なる不正の業を爲すもの、文巧とは實用に適せざる文飾せる、玩弄物の如きものを造るをいふ、

是以、先王知衆民強兵廣地富國之必生於粟也、故禁末作止奇巧、而利農事、今爲末作奇巧者、一日作而五日食、農夫終歲之作、不足以自食也、然則、民舍本事而事末作、民舍本事而事末作、則田荒而國貧矣、

是を以て、先王は人民の衆多となる、兵の強くなる、地の廣くなる、國の富むも、必ず粟より生ずるを知る故に、末作を禁じ、奇巧を止めて、農事を利とす、今や末作奇巧を爲すものは、僅かに一日作りて、五日の食費を得、農夫は終歲の作に勞して、自ら食ふに足らざるなり、然れば民は本事の農を捨てゝ、末作を事とす、本事を捨てゝ末作を事とすれば、田野も荒蕪して、國家は貧乏となる、

凡農者月不足而歲有餘者也、而上徵暴急無時、則民倍貸以給上之徵矣、耕耨者有時而澤不必足、則民倍貸以取庸矣、

凡そ農民は、月には不足なれども、一年には餘りあるものなり、而して上の徵收暴急にして、時の定めなければ、民は富者より一倍の利を出して、之を借り、上の徵收に給す、其耕し耨るも、時の定りあり、然るに、雨の澤は、十分を期し難し、或は雨の不足の時は、灌漑して植付を爲さゞる可らず、故に一倍の利を出して、富者の金を借り、人夫を雇ひ灌漑して植付を爲すに至る、

秋糴以五、春糶以束、是又倍貸也、故以上之徵、而倍取於民者

敢陵上犯禁、陵上犯禁、則難治也、故治國常富、而亂國常貧、是以善治國者必先富民然後治之、

人民貧なれば、郷里に安んせず、危しとす、我家も之を輕んじ、去ることを厭はず、郷に安んせず家を輕んずるときは、敢て上たる人を凌ぎ、禁制を犯す、故に、治め難し、故に治國は常に富みて、亂國は常に貧なり、是を以て善く國を治るものは、必ず先づ民を富ます、然る後に之を治むるなり、

昔者七十九代之君、法制不一、號令不同、然俱王天下者何也、必國富而粟多也、夫富國多粟生於農、故先王貴之、

昔し七十九代の君は、法制を立る同一ならず、號令を下すも同一ならず、然れども倶に天下に王たるものは、何ぞや、必ず皆國富みて、粟多ければなり、夫れ國を富まし、粟を多くするは、農より生ず、故に、先王は農を貴ぶ、

○七十九代之君　戰國の策士の說にして、其有無は知る可らず、但し古よりの君を數へていふなり、

凡爲國之急者、必先禁末作文巧、末作文巧禁、則民無所游食、民無所游食則必農、民事農則田墾、田墾則粟多、粟多則國富、國富則兵彊、兵彊者戰勝、戰勝者地廣、

凡そ國を爲る急なるものは、必ず先づ末作と文巧とを禁止す、末作と文巧とを禁ずれば、人民に游食する徒なし、人民游食する所なければ、必ず農となる、人民農を事とすれば、田地開墾す、田地開墾すれば、收入の米粟多し、米粟多ければ、國富む、國富めば兵强し、兵强きものは戰勝つ、戰勝つものは、土地廣大と

法に滯ることなく、時と變じ、俗と化して、政を施す、
位齊　治國の劑に位し立つをいふ、劑とは配合を善することなり、

夫君人之道、莫貴於勝、勝故君道立、君道立然後下從、下從故敎可立、而化可成也、夫民不心服體從、則不可以禮義之文敎也、君人者不可以不察也、

夫れ人に君たるもの丶道は、勝より貴きはなし、勝つ故に君道立つ、君道立つて然る後に下民從ひ服す、下民の從ふ故に敎育も立つ可くして、感化も成るべし、夫れ民は心服し體從せざれば禮義の文を以て敎ゆ可らず、人の君たるものは、察せざる可からざるなり、
○莫貴於勝　君は威信の力を以て臣民に勝ちて、侵凌の心なからしむるを貴ぶ、○體從　臣民の君に從ふは、四體の心に從ふ如し、

治國第四十八　區言四

此篇は善く國を治るは、民を富すに在るを述ぶ、國貧なれば常に亂れて治まらず、故に富は治國の要なり、

凡治國之道、必先富民、民富則易治也、民貧則難治也、奚以知其然也、民富則安鄕重家、安鄕重家則敬上畏罪、敬上畏罪則易治也、

凡そ國を治る道は、必ず先づ民を富ます、民富めば治め易し、民貧なれば、治め難し、奚を以て、其然るを知るか、曰く、民富めば、鄕里に安堵し、我家を重んず、鄕里に安んじ、我家を重んずるときは、上を敬し罪を畏る、上を敬し罪を畏るときは、治め易きなり、

民貧則危鄕輕家、危鄕輕家、則

過あるものも、發擧せざれば、是れ淫亂の行ひを長じて、邪僻なるものに便利を與ふるなり、斯の如きは、人を愛する心ありて、實は民を傷るに合ふなり、此の利を致し、害を除くと、罪過を赦すとの、二の者は、察せざるべからず、

夫盜賊不勝則良民危、法禁不立則姦邪繁、故事莫急於當務、治莫貴於得齊、制民急則民迫、民迫則窘、窘則民失其所葆、緩則縱、縱則淫、淫則行私、行私則離公、離公則難用、故治之所以不立者齊不得也、齊不得則治難行、故治民之齊、不可不察也、

夫れ盜賊多くして制し難ければ、良民危し、法禁立たざれば、姦邪のもの多し、故に事は務に當るより急なるはなし、政治は齊一になるを得るより貴きはなし、人民を制禁する急なれば、民は迫り窘しむ、窘しめば其の保安する所を失ひ、緩なれば縱なり、縱なれば淫行を爲す、淫するより私曲を行ふ、私曲を行へば、公正の道を離る、公道を離れば用ひ難し、故に政治の立ざるは、人民の齊一にするを得ざるなり、人民齊一ならざれば、政治も行ひ難し、故に民を治めて、齊一にすること、察せざるべからざるなり、

〇失其所葆　葆は保と同じ、保安する所を失ふをいふ、〇治莫貴於得齊　政治を施すものは、一般人民をして、普通の良民たらしむるをいふ、邪僻なるは齊しといふべからざるなり、

聖人者明於治亂之道、習於人事之終始者也、其治人民也、期於利民而止、故其位齊也、不慕古不留今、與時變與俗化、

聖人は治亂の道を明にし、人事の終始に習ひ、其の人民を治むるや、利を致すを期して止まる、故に治國の配劑を善する地位に立て、古代の法を慕はず、方今の

畏るに足らざれば、暴人輕しく禁を犯す、蓋し人民は威殺に服して、然る後に從ふ、利を見て然る後に用ひらる、治を被りて然る後正し、安んずる所を得て然る後に靜なるものなり、

○士民不爲用　士は臣なり、臣民ともに、上の爲に勤めざるをいふ、

夫盜賊不勝、邪亂不止、彊劫弱、衆暴寡、此天下之所憂、萬民之所患也、憂患不徐、則民不安其居、民不安其居、則民望絕於上矣、

夫れ盜賊多くして、邪亂も止まず、强は弱を劫かし、衆は寡を暴す、此れ天下の憂ふる所にして、萬民の患ふる所なり、憂患を除かざれば、人民は其居に安んせず、人民の其居に安んせざるときは、民の望は上に絕無となり、上を賴む心なきなり、

夫利莫大於治、害莫大於亂、夫五帝三王所以成功立名顯於後世者、以爲天下致利除害也、事行不必同、所務一也、

夫れ利は國家の治平なるより大なるはなし、害は國家の亂るゝより大なるはなし、夫れ昔しの道德仁義の君が功を成し、名を立て、後世に顯はるゝ所以のものは、天下の爲に利を致し、害を除くを以てなり、其行ふの事は、必ずしも同一ならざるも、其利を致し害を除くを務むるは一樣なり、

○不必同　或は同じ或は同じからず、必不同と異なり、

夫民貪行躁、而誅罰輕、罪過不發、則是長淫亂、而便邪僻也、有愛人之心、而實合於傷民、此二者不可不察也、

夫れ民の貪りて其行ひ躁なるは、誅罰輕くして、其罪

一君也、其設賞有薄有厚、其立禁有輕有重、迹行不必同、非故相反也、皆隨時而變、因俗而動、夫民躁而行僻、則賞不可以不厚、禁不可以不重、

故に賞與は以て臣下を使ふに足り、威信は以て大臣に勝つに足り、然る後に、下のものは從ひ服す、故に古の所謂明君は、一君に非ず、其賞を設くるに、薄きあり厚きあり、其禁を立るに、輕きあり重きあり、行爲の迹は必ず同じからず、是れ故意に相反するにあらず、皆時勢に從ひて變じ、風俗に因りて動く、夫れ民の躁がしく、行ひ僻なれば、賞は厚からざる可らず、禁は重くせざる可らず、重賞峻罰にあらざれば、移し化す可らざるなり、

故聖人設厚賞非侈也、立重禁非戾也、賞薄則民不利、禁輕則邪人不畏、設人之所不利、欲以使則民不盡力、立人之所不畏、欲以禁則邪人不止、

故に聖人の厚賞を設るは、侈奢にあらず、重禁を立るも、人情に戻るにあらず、賞薄ければ民はこれを利とせず、禁輕ければ、邪人は畏れず、人の利とせざる所を設けて人を使はんと欲すれば、民は力を盡さず、人の畏れざる所の禁を立て、邪を止んとすれば、邪人は止まざるなり、

是故、陳法出令而民不從、故賞不足勸、則士民不爲用、刑罰不足畏、則暴人輕犯禁、民者服於威殺然後從、見利然後用、被治然後正、得所安然後靜者也、

是の故に、法を陳し令を出しても、人民從はず、故に賞は勸むるに足らざれば、士民は用を爲さず、刑罰は

誅すれば、是れ誅罰重くして、亂愈よ起る、夫れ民が勞苦して足らざるを困しむときは、法禁を侮りて、輕しく罪刑を犯す、此の如くなれば、其過失は上に在り、上之を變ぜざるときは、萬民も其生命を託する所なし、

○墮 惰に通ず、○簡 慢なり、侮なり、

今人主輕刑政、寬百姓、薄賦斂、緩使令、然民淫躁行私、而不從制、飾智任詐、負力而爭、則是過在下、過在下、人君不廉而變、則暴人不勝、邪亂不止、暴人不勝、邪亂不止、則君人者、勢傷而威日衰矣、

今や人君は刑政を輕くし、百姓を寬にし、賦斂を薄くし、使令を緩くす、然るに、民は淫行にして輕躁に、私欲を行ひて法制に從はず、智を飾り詐りに任せ、力を負みて爭ふ、是れ其過失は下に在るなり、過失は下に在るに、人君廉問して之を變化せざるときは、暴人多くして、邪亂止まざるなり、暴人多くして、邪亂止まざれば、人の君たるもの、勢ひ傷れて威信も日々に衰ふ、

故爲人君者、莫貴於勝、所謂勝者、法立令行、之謂勝、法立令行、故群臣奉法守職、百官有常、法不繁匿、萬民敦愨、反本而儉力、

故に人君たるものは、勝より貴きはなし、所謂る勝とは、法立て令行はる、之を勝といふ、法立て令行はる、故に群臣も法を奉じて、職を守る、百官常ありて、法は繁く匿しまならず、萬民は敦く愨く、本業にかへりて勤儉す、

○繁匿 繁とは煩苛なること、匿とは邪曲なること、

故賞必足以使、威必足以勝、然後下從、故古之所謂明君者、非

正世第四十七　區言三

此篇は人君の法立ち令行はれて、世の邪、亂、淫、暴、の民を制するを陳す、故に正世と曰ふ、

古之欲正世調天下者、必先觀國政、料事務、察民俗、本治亂之所生、知得失之所在、然後從事、故法可立、而治可行、

古の世を正し、天下を調へんと欲するものは、必ず先づ國政を觀て、事務を料り、民俗を察し、治亂の生ずる所に本づき、得失の在る所を知り、然る後に、事に從ふなり、故に法は立つべくして治も行はるべし、

夫萬民不和、國家不安、失非在上、則過在下、今使人君行逆不修道、誅殺不以理、重賦斂、竭民財、急使令、罷民力、財竭則不能無侵奪、力罷則不能毋墮倪、

夫れ萬民の和せず、國家の安からざるは、其過失が上に在るにあらざれば、下に在り、今や人君をして、逆を行ひ、道を修めず、誅殺する理を以てせず、賦斂を重くし、民の財貨を竭さしめ、使令を急にして、民力を罷らさしむ、故に、民は財貨竭れば、他に向ひて侵し奪ふことあり、民力罷れば、自から業を墮りて、他人の財を羨み視るに至る、

○倪は睨なり、

民已侵奪墮倪、因以法隨而誅之、則是誅罰重而亂愈起、夫民勞苦困不足、則簡禁而輕罪、如此則失在上、失在上而、上不變、則、萬民無所託其命、

人民は已に侵し奪ひ、墮り睨む、因りて法を以て之を

圖らず、臣屬の數は衆しといへども、君を尊ぶに非るなり、百官は具るといへども、國に任ずるにあらざるなり、

此之謂國無人、國無人者、非朝臣之衰也、家與家務於相益、不務尊君也、大臣務相貴、而不任國、小臣持祿養交、不以官爲事、故官失其能、是故、先王之治國也、使法擇人、不自擧也、使法量功、不自量也、

此れ之を國に人なしといふ、國に人なきものは、朝臣の衰ふるにあらず、臣下は私家と私家と互に相益するを務め、君を尊ぶを務めず、大臣は互に相貴ぶことを務めて、國家のことに任ぜず、小臣は祿を持し、交際を專らにし、官を以て事とせず、故に官も才能ある人無し、是の故に、先王の國を治むるや、法をして人を擇ばしむ、法に合はざるものは、採用せざるなり、法をして、功を量らしめ、君自ら度らざるなり、

故能匿而不可蔽、敗而不可飾也、譽者不能進、而誹者不能退也、然則君臣之間、明別、明別則易治也、主雖不身下爲、而守法爲之可也、

故に才能あるものは、匿るゝも蔽ふ可らず、功なく敗るものは、飾る可らず、譽むるもの進む能はず、誹るもの退くあたはず、唯だ法によりて進退す、無功の人を譽め、有功の人を誹るも、何の益もなし、然れば、君臣の間は有功と無功と、有罪と無罪とを明白に分別することなり、明白に分別するときは、治め易きなり、君主は自づから下りて事を爲さずとも、法を守りて人に之を爲さしめて可なり、

交而不求用矣、是故、官之失其治也、是主以譽爲賞、以毀爲罰也、然則喜賞惡罰之人、離公道而行私術矣、比周以相爲匿、是忘主死交、以進其譽、故交衆者譽多、外內朋黨、雖有大姦、其蔽主多矣、

今や人君が法を釋てゝ名譽あるを以て、才能を進むときは、臣は上を離れて、下において比周し、徒黨をなす、人君が黨に由りて、官吏を擧れば、民は交際を務めて、用を求めず、是の故に、官の其治を失ふ所以は、是れ人君が名譽を以て、賞を爲し、毀るを以て、罰となすに由るなり、然れば賞を喜み、罰を惡む人は、公道を離れて、私術を行ふ、比周して匿すことを相爲す、是れ人君を忘れて、死を以て、交際し、其譽れあるものを進む、故に交際の衆きものは、譽多く、外內朋黨して、大姦ありといへども、其人君を蔽ふこと多し、人君をして其大姦なるを知らしめざるなり、

死交　所謂刎頸の交といふと同じ、互に死を以て救ふことを約するなり、

是以、忠臣死非罪、而邪臣起於非功、所死者非罪、所起者非功也、然則爲人臣者重私而輕公矣、十至私人之門、不一至於庭、百慮其家、不一圖其國、屬數雖衆、非以尊君也、百官雖具、非以任國也、

是を以て、忠臣は非罪に死して、邪臣は非功に起る、死する所のもの罪にあらず、起る所のもの、功にあらず、然るときは、人臣たるもの私を重んじて、公を輕んず、十たび私人の門に至るも、一たびも公庭に至らず、其我家を百方に苦慮するも、其國家の事は一度も

とをせざるは、之を滅といふ、蓋し下にあるもの上に命を受ることなければ、其國滅亡するなり、命令の出でゝ、中道にして止まる、之を擁といふ、下情の求むる所上に通ぜざるは、君と隔絶するゆゑに、之を塞といふ、下情は上に通ずるが、左右の爲に止めらる、此を臣が上を侵すといふ、故に夫の滅侵塞擁の生ずるは、法の立たざるに由るなり、

○謂之擁　擁は壅に作るべし、塞がると同じ、○下情求　下情の求むる所といふこと、一本に求の字なし、亦通ず、

是故、先王之治國也、不淫意於法之外、不爲惠於法之內也、動無非法者、所以禁過而外私也、威不兩錯、政不二門、以法治國、則擧錯而已、

是の故に、先王の國を治むるや、法の外に意を游ばしめず、私惠を法の內に爲さず、動くこと、法に非るものなし、過を禁じ、私を外にする所以なり、威權は君と臣と兩處に錯かず、政は君と臣との二門より出でず、法を以て國を治むるときは、擧げて之を錯くのみ、行はれざる所なし、

是故有法度之制者、不可巧以詐僞、有權衡之稱者、不可欺以輕重、有尋丈之數者、不可差以長短、

是の故に、法度の制あるものは、巧くに詐譎を以てすべからず、權衡の稱あるものは、欺くに、輕重を以てすべからず、尋丈の數あるものは、差ふに長短を以てすべからず、

○巧　欺なり○權衡之稱　權は分銅のこと、衡は秤のこと、稱ははかること○尋　八尺なり、

今主釋法、以譽進能、則臣離上而下比周矣、以黨擧官、則民務

其私心を以て、事を處置せしむれば、法制毀ち破れて令も行はれざるに至る、
擧錯　事を擧げ事を措く、今の處置すといふ如し、國は必ず法に法りて、其國正し、臣は必ず法を守りて、其法行はる、君は必ず法の主となりて、其法尊し、法は君より生ずといへども、偏なく頗なく、公正にして、始めて行はる、苟も私心あらば位を失ひ柄を奪はるゝものと均しきなり、

明法第四十六　區言二

君道を明にし、公法を明にすれば、國家治る、此篇は其理を述ぶ、

所謂治國者、主道明也、所謂亂國者、臣術勝也、夫尊君卑臣、非計親也、以執勝也、百官識、非惠也、刑罰必也、故君臣共道則亂、專授則失、

所謂る治國とは、君主の道の顯明なるなり、所謂る亂國とは、臣の君に對する術勝てるなり、夫れ君を尊びて、臣を卑くするは、臣下と親しむことを計るにあらず、君の臣に勝つべき術を執るなり、百官の職に、力を盡すは、君の恩惠あるが爲にあらず、刑罰の必ずあるを以てなり、故に君臣が道を共にして、君の道を臣が行ひ、臣の道を君が行ふに至れば、其國は亂る、專ら威柄を臣下に授くれば、其國を失ふ、
百官識　識は職の誤なり、○專授　專ら君の威光權柄を臣下に授くるを云ふ、

夫國有四亡、令求不出、謂之滅、出而道留、謂之擁、下情求不上通、謂之塞、下情上而道止、謂之侵、故夫滅侵擁塞之所生、從法之不立也、

夫れ國に四の亡ぶることあり、上の令して求むるこ

ず、是を以て、私說日に益して、公法は日に損ず、國の治らざるは、此より生ず、

夫君臣者、天地之位也、民者衆物之象也、各立其所職、以待君令、群臣百姓、安得各用其心而立私乎、故遵主令而行之、雖有傷敗、無罰、非主令而行之、雖有功利、罪死、故下之事上也、如響之應聲也、臣之事主也、如影之從形也、故上令而下應、主行而臣從、此治之道也、

夫れ君臣は、天地の位にして、君は天なり、臣は地なり、人民は衆物の象にして、各〻其職とする所を立て、君の令を待つものなり、群臣百姓は安んぞ各其心を用ひて、私を立るを得んや、故に君主の令に遵ひて、之を行ふときは、傷敗ありといへども罰なし、主令に非ずして之を行へば、功利ありといへども、罪死すべし、故に下の上に事ふるや、響の聲に應ずるが如く、臣の主に事ふるや、影の形に從ふが如し、故に上令して下應ず、君行ひて、臣之に從ふ、此れ天下を治むる道なり、

夫非主令而行、有功利因賞之、是教妄舉也、遵主令而行之、有傷敗而罰之、是使民慮利害而離法也、群臣百姓人慮利害、而以其私心舉錯、則法制毀、而令不行矣、

君主の令に非ずして、行ひしに功利あるに因りて之を賞するときは、是れ妄りに事を擧ぐることを敎ゆるなり、君主の令に遵ひて之を行ひ、傷敗することありて、之を罰せば、是れ人民に利害を慮りて、法を離れしむることをなさしむ、群臣百姓人々利害を慮り、

なる人が其君を淫すなり、治まる世には、然らず、親疎や、遠近や、貴賤や、美惡の別なく、一に度量の法を以て、之を截斷す、其人を殺戮するも、人は怨まず、其罪に當るを以てなり、其人を賞賜するも、德とせず、一に法制を以て、之を行ふ、天地の私心なきが如し、

是以官無私論、士無私議、民無私說、皆虛其匈、以聽於上、上以公正論、以法制斷、故任天下而不重也、

是を以て、官に私論なく、士に私議なく、民に私說なく、皆其胸臆を虛にして、上の命令を聽く、上は公正を以て論じ、法制を以て斷ず、故に天下を任として、重しとせず、

○匈　胸と同じ、胸中を虛にすることなり、

今亂君則不然、有私視也、故有不視也、有私聽也、故有不聞也、有私慮也、故有不知也、夫私者壅蔽失位之道也、上舍公法、而聽私說、故群臣百姓皆設私、立方以敎於國、群黨比周以立其私、請謁任擧、以亂公法、人用其心、以幸於上、上無度量以禁之、是以私說日益、而公法日損、國之不治從是產矣、

今や亂れたる君は、然らず、私視するゆゑに、視ざることあり、私聽するゆゑに聽かざることあり、私慮するゆゑに知らざることあり、夫れ私とは、壅蔽せられて位を失ふ道あり、君上は公法を去てゝ、私說を聽く、故に群臣衆民皆私を設け、方を立て國人に敎ゆ、群黨比周して、其私を立て、情緣に由り、仕官を求め、公法を亂す、人々自分の心を用ひて、上に僥倖するも、君上は度と量とを以て、之を禁ずることを爲さ

意、顧臣而行、離法而聽貴臣、此所謂貴而威之也、富人用金玉、事主而來焉、主離法而聽之、此所謂富而祿之也、賤人以服約、卑敬悲色、告愬其主、主因離法而聽之、此所謂賤而事之也、近者以偪近親愛、有求其主、主因離法而聽之、此所謂近而親之也、

凡そ君主となりて、其法を用ひ、正平にするを得ず、其意に適せざることも、貴臣を顧みて行ふ、終には法を離れて、貴臣の言ふ所を聽く、此所謂貴臣が其君を威すなり、富人は金玉を獻じて、君に事へ、自分の欲する所を求むるに、君は法を離れて、之を聽く、此れ所謂富人が其君に利するなり、賤人は、君に服し、自から整へ、身を卑くして、君を敬し、悲哀の顏色を以て、君に告げ愬ふ、君は法を離れて之を聽く、此れ所謂る賤しくして、其君に事ふるなり、近きもの君に偪り近づきて、親愛せられ君に求めることあれば、君は法を離れて、之を聽く、此れ所謂る近くして、其君に親しむなり、

○偪近　偪は逼と同じ、○來　求の誤なり、

美者以巧言令色、請其主、主因離法而聽之、此所謂美而淫之也、治世則不然、不知親疎遠近貴賤美惡、以度量斷之、其殺戮人者不怨也、其賞賜人者不德也、以法制行之、如天地之無私也、

容貌の美なる人が巧みに言ひ、顏色を和げて、其君に請ひ願へば、君は法を離れて之を聽く、此れ所謂美麗

故聖君失度量、置儀法、如天地之堅、如列星之固、如日月之明、如四時之信、然故、令往而民從之、而失君則不然、法立而還廢之、令出而復反之、

故に聖君は、度と量とを矢ね、儀表となる法を置く、天地の堅きが如く、列星の固きが如く、四時の信なるが如く、一定して動かず、然る故に、命令下れば、人民之に從ふ、而して人君の法を失ふものは、然らず、法を立て、還た之を廢す、令を出して、復た之に反く、○失度量　失は矢の誤りなり、陳るをいふ、○如天地之堅　天地は崩れず壞れざるゆゑ堅固といふ、

枉法而從私、毀令而不全、是貴能威之、富能祿之、賤能事之、近能親之、美能淫之也、此五者不禁於身、是以、群臣百姓、人挾其私、而幸其生、彼幸而得之、則主日侵、彼幸而不得、則怨日產、夫日侵而產怨、此失君之所愼也、

法を枉げて、私心に從ひ、令を毀して、全からず、是の時に至れば、貴位の人は能く威を振ひ、富めるものは能く私に祿を與ふ、賤は能く事へしめ、近きものは能く親しむ、美はしきもの能く君の心を淫す、此の五の者を、君の身に禁戒せざれば、群臣百姓に至るまで、人ごとに、其主君に僥倖を求む、彼れ僥倖して、之を得れば、主君は日日に侵さる、彼れ僥倖にして得ざれば、怨は日に產出す、夫れ日に侵されて、怨を產するは、此れ失君の愼むべき所なり、○失君　法を失ふ君を云ふ○幸其主　君に對して僥倖を求む、僥倖とは才能なくして、高位高祿を求むるなり、○產怨　怨情を產み出す、

凡爲主、而不得用其法、不適其

四位者、主之所レ處也、

故に賢明なる君の操り行ふのもの六つあり、之を生し、之を殺し、之を富し、之を貧しくし、之を貴くし、之を賤くす、此の六柄は、君主の操り行ふ所なり、又主君の處る所のもの四つあり、一に曰く文なり、二に曰く武なり、三に曰く威なり、四に曰く德なり、此の四位は、君主の處る所なり、

藉レ人以二其所レ操一、命曰二奪柄一、藉レ人以二其所レ處一、命曰二失位一、奪レ柄失レ位、而求二令之行一、不レ可レ得也、法不レ平、令不レ全、是亦奪レ柄失レ位之道也、

人に藉すに、其操る所の六柄を以てす、命けて柄を奪はるといふ、人に藉すに、其處る所の四位を以てす、命けて位を失ふと曰ふ、柄を奪はれ、位を失ひて、令の行はるを求むるも、得べからず、法の平かならざる、令の全からざる、是亦柄を奪はれ、位を失ふ道なり、

○法不レ平令不レ全　法の正平ならざるは、人民服せざるなり、故に人君の柄を奪はれ、位を失ふ道といふ、

故有レ爲枉レ法、有レ爲毀レ令、此聖君之所二以自禁一也、故貴不レ能レ威、富不レ能レ祿、賤不レ能レ事、近不レ能レ親、美不レ能レ淫也、植固而不レ動、奇邪乃恐、奇革而邪化、令往而民移、

故に爲にするありて法を枉げ、爲にするありて、令を毀ち破る、此は聖君の自ら禁止する所なり、故に貴きも妄りに人を威す能はず、富むも妄りに人を祿することを能はず、賤しくとも事ふること能はず、近きも親しむこと能はず、美はしきも、人を淫することを能はず、此は下文に詳解す、法を立ること堅固にして、動かざれば、奇邪の行あるもの、自分の敗亡することを恐る、故に奇なる行ひ、革りて、邪なる行ひも、善に化す、命令纔かに往て、人民の心は、善に移る、

惡人不私罰也、置儀設法以度量斷者上主也、愛人而私賞之、惡人而私罰之、倍大臣離左右、專以其心斷者中主也、

故に君主には、三術あり、人を愛して、私に賞せざるなり、人を惡んで私に罰せざるなり、儀表を置き、法度を設け、度量を以て決斷するものは、上等の主君なり、人を愛しては私に之を賞し、人を惡んでは、私に之を罰し、大臣には倍き、左右のものに離れ、專ら我心のまゝに、決斷するものは、中等の主君なり、

度量　長短を度り、多少を量ることをいふ、

臣有所愛、而爲私賞之、有所惡而爲私罰之、倍其公法、損其正心、專聽其大臣者、危主也、

臣において、愛する所あり、爲に之を私に賞し、惡む所あり、爲に之を私に罰す、其公法に倍き、其正心を損す、專ら大臣の意に從ひ聽く、斯の如きものは、危亡を招く主君なり、是を下等とす、以上を三術といふ、

爲私賞之　臣において、愛する所あれば、君は臣の意に從ひ、臣の爲に之を私賞するなり、惡む所を罰するも、亦同じ意なり、

故爲人主者、不重愛人、不重惡人、重愛曰失德、重惡曰失威、威德皆失則主危也、

臣の愛するものを、君又從ひて愛す、之を重愛といふ、賢君は重愛せず、臣の惡む所、君又從ひて惡むは重惡なり、明君は重惡せず、重愛するを失德といふ、重惡するを、失威といふ、威德皆失すれば主君危し、

故明王之所操者六、生之、殺之、富之、貧之、貴之、賤之、此六柄者、主之所操也、主之所處者四、一曰文、二曰武、三曰威、四曰德、此

以て、百姓を附け親しみ、公の財を剪り削り取りて、私に士を祿し、我部下に附かしむ、
侵陵　侵し凌ぐこと○當レ子立レ相　我子を捨て置き、國相を立つ、○剪二公財一　君王の公財を、私に削り取ること、

凡如レ是而求二法之行國之治一不レ可レ得也、聖君則不レ然、卿相不レ得レ剪二其私一群臣不レ得レ辟二其所レ親愛一

凡そ是の如くして、法の行はれ、國の治まるを求むるも得べからざるなり、賢聖の君は然らず、大臣も其私用の財を、公室より削り取ることを得ず、群臣も其親愛する所のものを、我意のまゝに、辟し幸することを得ず、法の明かなるを以てなり、

聖君亦明二其法一而固守レ之、群臣修通輻輳、以事二其主一百姓輯睦、聽レ令道レ法、以從二其事一故曰、有レ生レ法、有レ守レ法、有レ法二於法一夫生レ法者君也、守レ法者臣也、法二於法一者民也、君臣上下貴賤皆從レ法、此謂二大治一

聖君自身も、其法を明にして、固く守る、群臣は身を修め理に通じ、輻湊して其主君に事ふ、百姓は輯睦して、命令を聽き、法度を言ひて、其事に從ふ、故に曰く、法を生じ成すものあり、法を固く守るものあり、法を法として、之に則るものあり、夫れ法を生ずるものは君なり、法を守るものは臣なり、法を法とするものは人民なり、君臣も上下も貴賤も、皆法に從ふ、此を大に治るといふなり、
輻輳　輻は、車の輪の周邊の木なり、轂は輪の中心なり、輻が中心に集るを輳といふ、臣が君の所に集る類なり、○輯睦　輯は和なり、和睦すること、○法二於法一　法律を法として、之に則る、

故主有二三術一夫愛レ人不二私賞一也、

諶杵習士聞識博學之人不可亂也、

夫れ法とは、上たる人、人民を一様にし、下のものを使ふ所以なり、私とは下たるもの、法を侵し、主君を亂す所以なり、故に聖君は、表準を置き、法を設けて、固く之を守る、然る故に、信誠、明著にして、事務に習熟したる士も、聞識博學の人も、法を亂す能はず、

諶杵習士　諶は信なり、杵は明なり、習士は事務に習熟したる士をいふ、

衆彊富貴私勇者不能侵也、信近親愛者不能離也、珍恠奇物不能惑也、萬物百事非在法之中者不能動也、故法者天下之至道也、聖君之實用也、

衆强や富貴や私勇の者も、法を侵す能はざるなり、信近したる親愛の者も、法を離る能はざるなり、珍恠なる奇物も、法を惑はす能はざるなり、萬物も百事も、法の中にあるものに非れば、動くこと能はざるなり、故に法は天下の至道なり、聖君の實用なり、

今天下則不然、皆有善法、而不能守也、然故諶杵習士、聞識博學之士、能以其智亂法惑上、衆彊富貴私勇者、能以其威犯法侵陵、鄰國諸侯能以其權置子立相、大臣能以其私附百姓、剪公財、以祿私士、

今は天下の君は然らず、皆善法あるも守る能はず、然る故に、信誠著明にして、事に習ふ士、又は聞識ある博學の士は、能く其智を以て法を亂し、上を惑はす、衆强にして富貴なる私勇の士は、能く其威を以て、法を犯し侵し凌ぎ、隣國の諸侯は能く其權を以て、子を廢し置きて、宰相を立て國を讓る、大臣は能く其私を

恒。此の恒の字の上に、不の字を脱す、○不祥　不吉なり、害なり、

存亡治亂之所從出、聖君所以爲天下大儀也、君臣上下貴賤皆發焉、故曰法古之法也、

國の存するも、亡ぶるも、治るも、亂るも、法によりて出るなり、聖君の天下を爲むる所以の大表準なり、君臣なり、上下なり、貴賤なり、皆法によりて、發出するなり、故に曰く、法は即ち太古の法なり、故に恒にせざる可らずといふなり、

大儀　儀は表なり、天下の儀表となるゆゑに、大儀といふ、

世無請謁任擧之人、無間識博學辯說之士、無偉服無奇行、皆囊於法、以事其主、故明王之所恒者二、一曰明法、而固守之、二曰禁民私、而收使之、此二者主之所恒也、

世に、情緣を以て君に求むる人無く、保證して才俊を推擧する人なく、聞識博學辯說を縱まゝにする士なく、異樣の服裝するものなく、奇異の行爲をするものなし、是等は皆法の中に、包藏せられ、其外に出ることなくして、其主に事ふ、故に曰く、賢明なる王の恒にする所のもの二つあり、一には法を明にして固く之を守る、二には人民の私曲することを禁じ、之を收め使ふ、此の二つの者は、君主の恒にする所なり、

請謁任擧　上に用ひられんとして、要路に請謁し、情緣に由りて、依賴す、又推擧する人が、此ものは才能ありと保任して擧ぐ、○間識　聞識の誤なり、○偉服　世人と異なる服を衣て、人目を引くもの、○皆囊於法　法に包まるをいふ、囊は包なり、

夫法者、上之所以一民使下也、私者下之所以侵法亂主也、故聖君置儀設法而固守之、然故

止、

昔し堯帝の天下を治むるや、猶ほ埴を水と和して埏したるごとく、唯だ陶器師の爲す所のまゝにし、大小方圓其意に任す、猶ほ金を鎔解する、鑪の中に置くがごとく、鍛冶師の鑄る所に任す、堯帝の民は、之を引けば來る、之を推せば往く、之を使へば成し、之を禁ずれば止む、唯だ堯帝の意に從ふ、

黃帝之治天下也、其民不引而來、不推而往、不使而成、不禁而止、故黃帝之治也、置法而不變、使民安其法者也、所謂仁義禮樂者、皆出於法、此先聖之所以一民者也、

黃帝の天下を治むるや、其人民は之を引かざるに來り、推さゞるに往く、使役せずして事を成し、禁ぜざれども止む、故に黃帝の政治するや、法を一設して、變更せず、人民をして、其法に安堵せしむ、所謂仁義禮樂は、皆法に由りて出づ、此れ先聖の民を一定する所以なり、

周書曰、國法、法不一則有國者不祥、民不道法則不祥、國更立法以典民則祥、群臣不用禮義教訓則不祥、百官服事者、離法而治則不祥、故曰法者不可恒也、

周の書に曰く、國は法を以て本とす、法を一定せざれば、國を有つもの不祥なり、人民の法に由らざるときは、不祥なり、國の法を更變して屢々之を立て、以て民を典るときは、不祥なり、群臣が禮義と敎訓とを用ひざるときは不祥なり、百官の事を行ふもの、法を離れて治むるときは不祥なり、故に曰く、法は恒ならざる可らざるなり、

典民則祥　此の祥の上に、不の字を脱す、○不可

ざるなり、

聖君則不レ然、守二道要一處二佚樂一、馳騁弋獵、鍾鼓竽瑟、宮中之樂、無二禁圉一也、不レ思不レ慮、不レ憂不レ圖、利二身體一、便二形軀一、養二壽命一、垂拱而天下治、

聖君は然らず、道の要所を守り、身は逸樂に處り、馳せ騁せて、弋し獵し、鐘鼓を列ね、竽瑟を鳴らして、宮中の音樂は禁じ圉ぐことなく、思はず慮らず、憂へず圖らず、身體には利し、形軀には便にし、壽命を養ひ、手を拱み事無くして天下治るなり、

○○垂拱　拱は兩手相結ぶこと、拱を垂るとは無事閑散なるをいふ、

是故、人主有下能用二其道一者上、不レ事レ心、不レ勞レ意、不レ動レ力、而土地自辟、囷倉自實、蓄積自多、甲兵自强、群臣無二詐僞一、百官無二姦邪一、奇術技藝之人、莫下敢高言孟行以過二其情一以遇中其主上矣、

是の故に、人主能く前述の道を用ふれば、我の心を使はず、我の意を勞せず、我の力を動かさずして、土地は自ら辟らけ、囷倉も自ら實ち、蓄積も自ら多く、甲兵も自ら强く、群臣には詐僞するものなく、百官に姦邪なるなく、奇術あり技藝ある人も、高誇なる言を吐かず、妄大なる行を爲さず、實質に過ぎざたる、言行を以て、其主君に接することなし、必ず着實の行爲あり、

○○○○高言孟行　誇大なる言行をいふ、孟は妄のことなり、

○過二其情一　其情誠に過ぐ、今俗に云ふホラフキといふことなり、

昔者、堯之治二天下一也、猶二埴之在一レ埏也、唯陶之所二以爲一、猶二金之在一レ鑪、恣治之所二以鑄一、其民引レ之而來、推レ之而往、使レ之而成、禁レ之而

闇也、

此れ民の守り戰ひて、死に至るも、其上に對し、我の功德とせざる所以なり、今や上を信服せざる人民を恃み、敵情を間諜し、以て智なるを求め、或は、守らざる人民を用ひて、其國を堅固にせんと欲し、或は戰はざる士卒を將ゐて、敵に勝つことを求む、此三者は兵を用ゆる三闇なり、闇とは理に暗きをいふ、

任法第四十五　區言一

聖君の天下を治むるは、法に任す、智に任せず、故に任法といふ、區言とは、區々たる小言のこと、區言は五篇あり、至論多し、是れ管仲の自から著す所ならん、

聖君任法而不任智、任數而不任說、任公而不任私、任大道而不任小物、然後身佚而天下治、

聖君の國を治むるは、法に任せて、智に任せず、計數に任せて、言說に任せず、公平に任せて、私曲に任せず、大道に任せて、小物に任せず、然る後に、身は逸して、天下は治るなり、

失君則不然、舍法而任智、故民舍事而好譽、舍數而任說、故民舍實而好言、舍公而好私、故民離法而妄行、舍大道而任小物、故上勞煩、百姓迷惑、而國家不治、

道を失ふ君は然らず、法を捨てゝ用ひず、智に任す、故に人民は實事を努めず虛譽を好む、君は計數を捨てゝ、言說に任す、故に人民は實着にすることを捨てゝ、言論することを好む、君は公平なることを捨てゝ、私曲することを好む、故に人民は法度を離れて、妄りに行ふ、君は大道を捨てゝ、小物に任す、故に上なる人は、勞煩して、百姓は迷惑す、而して國家は治ら

て、我の恩德とせず、眞心に死を決するなり、○有數
○計數あること、俗に云ふ勘定づくといふに同じ、○
親戚 父母のことをいふ、

不然、則上之敎訓習俗慈愛之於民也厚、無所往而得之、不然則、山林澤谷之利足生也、不然則、地形險阻易守而難攻也、

然らざるときは、上の敎訓と、習俗との慈愛が、人民に被る厚くして、他に往くも此の敎訓慈愛を得ることなきゆゑに、死を決しても、去らざるなり、之を第三變とす、然らざるときは、山林や澤谷や、利益多くして、生活の道には十分なるゆゑに、此を去る心なし、之を第四變とす、然らざるときは、地形の險阻ありて、我の守るに易く、敵の攻むるに難きゆゑに、去ることを爲さず、死を決し守り戰ふ、之を第五變とす、

不然、則罰嚴而可畏也、不然則賞明而足勸也、不然則有深怨於敵人也、不然則有厚功於上也、

然らざるときは、罰法の嚴にして、畏るべきゆゑに、去らざるなり、之を第六變とす、然らざれば賞賜の明かにして、守戰し死に至るも去らざるなり、之を第七變とす、然らざれば、敵人に深き怨みありて、死すとも之を守り、之と戰ふなり、之を第八變とす、然らざるときは、上に對し厚き功ありて、君の重く報ぜらるを恃み、去らざるなり、之を第九變とす、以上九變は皆利害の厚薄を計算して、心を決し、守り戰ひ、死するに至るも、去らざるなり、

此民之所以守戰至死而不德其上者也、今恃不信之人、而求以智用不守之民、而欲以固將不戰之卒、而幸以勝、此兵之三

名、僞詐自止、擧人無私、臣德咸道、能後其身、上佐天子、

日々に變改することなく、常を立て政を行ひて、能く信に服し行ふか、心の中は和かに愼しみ敬して、能く日々に新なるか、正しく衡かに、純一に靜かにして、能く愼を守るか、私心を廢し去りて、公平の心を立て、能く人を擧げ用ふるか、政に臨み、民を官に任じて、能く其身を後にするか、能く信政に服するは此を紀綱を正すと謂ふ、能く日々に新にすることを行ふ、此を理を行ふといふ、愼みを守り、名を正しくすれば、僞詐するもの自ら止む、人を擧げ用ゆるに、私心なきときは、臣の德は咸その道を盡す、能く其身の事を後にするものは、忠に專らなるゆゑに、上は天子を佐く、

九變第四十四　短語十八

守戰に死して、君に德とせず、利害厚薄を計りて、其心を決す、九變あり、

凡民之所以守戰至死而不德其上者、有數、以至焉、曰大者親戚墳墓之所在也、田宅富厚足居也、不然、則州縣鄉黨與宗族足懷樂也、

凡そ人民が守り、又戰ひて死するに至りても、其上たる人に向つて、我に德とし恩にすることなき所以は、我に計數あるにより、此の如きに至る、曰く其最も大なるものは、親戚や墳墓の在る所なるゆゑに、之を守り戰ひて死するなり、又田宅も富み、厚くして、居住するに足ればなり、之を第一變とす、然らざるときは、州縣の鄉黨の內に在りて、我が宗族一同と、相樂むに足るを以て、死を決し守戰するに至る、之を第二變とす、

不德其上　守戰して死に至るも、其上の人に向つ

幸、養之以化其惡、必自身始、明之以察其生、必修其理、

刑法を以て、有罪と無罪と、善と惡とを、斷定し、政事を以て之を命令す、法度を以て之を遏め、德を以て之を養ひ、道を以て之を明にす、刑以て之を定め、民命を失ふことなかれ、之を令して、民の欲する所を終へしめ、之を昭明にして、邪徑に入ることなからしむ、之を遏めて、其志意を絶ち去り、民をして僥倖することなからしむ、之を養ひて其惡を化す、必ず我身より始め、以て其生ずる所以を察せしめ、必ず其條理を修む、

致刑其民庸心以蔽、致政其民服信以聽、致德其民和平以靜、致道其民付而不爭、罪人當名曰刑、出令當時曰政、當故不改曰法、愛民無私、曰德、會民所聚曰道、

刑を致せば、其民は心を庸ひて、惡事を拂ひ去る、政を致せば、其民は服し信じて上の命令を聽く、德を致せば、其民を和平にして安靜なり、道を致せば、其民は事に付て勞逸を爭はず、人を罪するに、其罪名に的當するを刑といふ、令を出し時に當るを政といふ、故例に當りて、改易せざるを法と曰ふ、人民を愛して私心なきを德と曰ふ、民心の聚り歸する所に合ふを道といふ、

庸心以蔽　心を用ひて、惡を拂ひ去ること、蔽は拂なり、○會民所聚　民心の湊る所に會す、民心に戻らざるを曰ふ、

立常行政、能服信乎、中和愼敬能日新乎、正衡一靜、能守愼乎、廢私立公、能擧人乎、臨政官民能後其身乎、能服信政、此謂正紀、能服日新、此謂行理、守愼正

招搖之下　逍遙の中といふに同じ、○大文三曾　曾は層に同じ、文道を再三行ふことなり、

正第四十三　短語十七

刑を行ふも政を施すも正を以て本とす、

制斷五刑、各當其名、罪人不怨、善人不驚、曰刑、正之服之、勝之飾之、必嚴其令、而民則之、曰政、如四時之不貳、如星辰之不變、如宵如晝、如陰如陽、如日月之明、曰法、

黥劓刖宮死の五刑を制斷するに、各其名に當りて、差はざれば、罪人も怨まず、善人も驚くことなし、之を刑と曰ふ、民を正し、民を服し、民に勝ち、民を飾め、必ず其命令を嚴にす、而して民は之に則る、之を政と曰ふ、春夏秋冬の四時の貳はざるが如く、星辰の運行の變ぜざるが如く、宵の如く、晝の如く、陰の如く、陽の如く、日月の明なるが如く、一定して變せず、之を法と曰ふ、

愛之生之、養之成之、利民不德、天下親之、曰德、無德無怨無好無惡、萬物崇一、陰陽同度、曰道、

之を愛し、之を生じ、之を養ひ、之を成し、民を利して我の恩とせず、天下之を親しむを德と曰ふ、德とすることなく、怨むことなく、好とするなく、惡しとするなく、萬物此に一なるを崇ぶ、陰陽同く法度を取る、之を道と曰ふ、

刑以弊之、政以令之、法以遏之、德以養之、道以明之、刑以弊之、毋失民命、令之以終其欲、明之毋徑、遏之以絕其志意、毋使民

天の時を犯さず、民の功を亂さず、天時を秉り守りて、人民を養ひ、德を先にして、刑を後にす、天意に順ひ、微かに人情の向背する所を測度す、○柔節先定　柔順の氣節を定めて、身を堅むるなり、○不敢　敢て果決のことをせず、柔順なり、○不能　柔なるゆゑに、謙して之を能せず、眞に不能なるに非ず、○徼度人　顯然とせずして、微妙に人情を測ることをいふ、

善周者明不能見也、善明者周不能蔽也、大明勝大周、則民無大周也、大周勝大明、則民無大明也、大周之先、可以奮信、大明之祖、可以代天下、

善く周密に行屆くものは、明察のものといへども、見る能はざるなり、善く明察するものは、周密なるものといへども、之を蔽ひ藏すあたはず、大明察の人が、大周密の人に勝つときは、民に大周密なるものなきに至る、大周密の人が、大明察の人に勝つときは、民に大明察の人なし、大周密の其首位に在るものは、奮ひ起りて、其威を伸ぶべし、大明察の首位に在るものは、以て天下を有つべきなり、

索而不得、求之招搖之下、獸厭走而、有伏網罟、一偃一側、不然、不得、大文三曾而貴義與德、大武三曾、而偃武與力、

天下を得んと索めて、得ざるときは、之を逍遙として、迫らざる中に求むべし、急遽にすべからず、譬へば獸も疲れて、走るを厭ふときは、網罟を張りたる中を窟穴と爲して、自ら其中に伏し匿ることあり、天下を求むるも、民が騷亂を厭ひて、賢明の天子に歸服する時を待つべし、然れども、網も一方は偃し、一方は側だつに非れば、獸を得ざるなり、賢明の君といへども、文德を三層に積み累ねて、民は其義と德とを貴ぶに至り、武德を三層に積みて、民は其武と力とに偃し服するに至るなり、

生因天地之形、天地之形、聖人成之、小取者小利、大取者大利、盡行之者有天下、

故に曰く、陰陽の從ふ所を修め整へて、天地の常道に由る、之を贏し、之を縮め、時勢に因りて、宜しきに合ふ策を爲し、之を死せしめ、之を生せしめて、天地の形はす所に由りて、之を施す、天地の形はす所は、聖人從ひて之を成す、少しく天地の形はる所を取るものは、小利あり、大に取りて之を行へば、大利あり、盡く之を行ふものは、天地と其極を同じくし、能く天下を有つ、

故賢者誠信以仁之、慈惠以愛之、端政象、不敢以先人、中靜不留、裕德無求、形於女色、其所處者柔安靜樂、行德而不爭、以待天下之濆作也、

故に賢人は、誠信の心ありて、仁を行ひ、慈惠の心ありて、愛を施し、政法を正し變に應じて之に處す、敢て人に先だゝず、其中心に靜にして、物に留滯せず、其德を裕にして、他に求ることなく、女の顏色の柔和なる如く、處る所として、靜かに樂み、德を行ひ爭はず、以て天下の事の、濆き作るを待つ、

端政象　政法を正しくすること、象は法なり、○中靜不留　心の中は靜かにして、物に凝滯することなきをいふ、

故賢者安徐正靜、柔節先定、行於不敢、而立於不能、守弱節而堅處之、故不犯天時、不亂民功、秉時養人、先德後刑、順於天、微度人、

故に賢人は、安く徐かにし、正しく靜かして、柔順の節操先づ定まる、故に不敢のことも行ひ、不能の地位にも立つ、柔弱の節を守りて、これに堅く處る、故に

に、自ら事を興す始と爲る勿れ、先爲之政　天地に先だつて、征伐を爲す、政は征と通じ用ゆ、〇天因人　人の善惡に因りて、之に禍福を下す、

慕和其衆、以修天地之從、人先生之、天地形之、聖人成之、則與天同極、正靜不爭、動作不貳、素質不留、與地同極、

其衆民をして、思慕し和親せしめて、天地の從ふ所を修む、人先づ事を生ずれば、天地は其吉凶の兆を形はす、聖人は其形はす所に由りて、之を成す、斯くすれば、天と至極の道を同じくす、正しく靜にして爭はず、動作に二心なく、素質を全くして、物に留滯せず、此の三の者は、皆地德にして、聖人は之に則る、故に地と極を同じくす、

未得天極、則隱於德、已得天極、則致其力、既成其功、順守其從、人不能伐、成功之道、贏縮爲寶、毋亡天極、究數而止、事若未成、毋改其形、毋失其始、靜民觀時、待令而起、

未だ天の至極の道を得ざるときは、隱れて德行を勉め、既に天の道を得れば、我力を展ぶ、既に其功を成せば、人の從ふ所の道に順ひ、之を守る、斯くすれば人は我に代る能はず、蓋し功を成す道は進退時に從ふを以て寶とす、天の至極の道を亡失することなく、計數を究めて、後に止む、事未だ成らず、其形を改むること勿れ、其始を失ふこと毋く、民を靜かにし、時を觀て、上の令に順ひ起らしむ、人不能伐　一本に伐を代に作る、逆取順守すれば、人は我に代る能はずといふ、此說可なり、〇贏縮爲寶　贏は進む、縮は退く、進退時に從ふを寶とす、

故曰、修陰陽之從、而道天地之常、贏贏縮縮、因而爲當、死死生

迷はすと謂ふ、心迷ひて、進退從ふ所を知らず、其師の衆士を分ち滅ずるに至れば、其人既に迷ひて芒然たり、奮ひて力を用ゆる所なし、是れ必ず其將師を死亡せしむ、蓋し河水を利用し、險阻に據るは、勢を得る道なり、

動靜者比於死、動作者比於醜、動信者比於距、動詘者比於避、夫靜與作、時以爲主人、時以爲客、貴得度、知靜之修、居而自利、知作之從、每動有功、

師を用ゆるとき、我動きて、敵靜なるものは、敵勝て我は死亡するに近し、我動きて、敵作り之に應ずるとき、我は功なし、その勢力相醜するに近し、互に勝敗無し、我動きて、彼伸張するは、敵能く我を距ぐに近し、我動きて彼れ屈するは、敵能く我を避くるに近し、夫れ動くと作ると、其宜しきを得れば、以て主人となる、其宜しきを失ふときは、客となる、故に其度の宜しきを得るを貴ぶ、戰の時に臨んで、靜の修むべきことを知れば、安居して自ら利を獲べし、作りて、事の我に從ふ道を知れば、動くごとに功あり、

比於死　比は近しと訓ず、○醜　同等のことをいふ、○詘　屈と同じ、

故曰、無爲者帝、其斯之謂矣、逆節萌生、天地未形、先爲之政、其事乃不成、繆受其刑、天因人、聖人因天、天時不作、勿爲客、人事不起、勿爲始、

故に曰く、敢て自ら爲さず、唯天然の理に任す、是れ帝王の道なり、道に逆ふ事、萌生すれども、其惡事が、未だ天地に形はれざるに、我先づ之が征伐を爲すは、我却て天の刑罰を招く、天は人事に因りて變を爲す、聖人は天變に因りて興る、所謂天に後れて、天の時を奉ずるなり、天時に災變を作さゞるに、客兵となりて、人を攻むることなかれ、人事に怨叛を起さゞる

ば、君の身危し、城郭を築くときは、臣死す、七十二日にして畢る、

睹庚子金行御、天子攻山、擊石、有兵作、戰而敗、士死、喪執政、七十二日而畢、

秋に當りて、庚子の日を睹て、金行によりて治む、金山を攻擊して、金石を擊破るときは、兵の作ることあり、戰ひ敗れ、兵士死し、執政の大臣を喪ふ、七十二日にして畢る、

睹壬子水行御、天子決塞、動大水、王后夫人薨、不然、則羽卵者段、毛胎者贖、䏽婦銷棄、草木本根不美、七十二日而畢、

冬に當りて、壬子の日を睹て、水行によりて治む、川の塞るを決し開きて、大水を動かすときは、王后夫人の薨去するあり、然らざれば、鳥卵は敗れ、獸胎は破る、孕婦は其胎兒を銷し棄つ、草木の本根は美しからず、枯凋することあり、七十二日にして畢る、以上の五畢は皆四時の時候に逆ひて、政を爲したる災禍を述ぶるなり、

勢第四十二　短語十六

政を爲すも、戰を爲すも、形勢を知らざる可らず、此に形を略し、專ら勢を述ぶ、故に勢と曰ふ、

戰而懼水、此謂澹滅、小事不從、大事不吉、戰而懼險、此謂迷中、分其師衆、人既迷芒、必其將亡之道、

戰の時に臨んで、水禍あるを懼る、此を澹淡たる水に滅すといふ、斯る場合には、小事も成功せず、大事も失敗すべし、戰に當りて、險阻を懼る、此を中心を

子は左右使人の官、及び侍御のものに命じて、治御す、冬の閉藏の氣十分に足れば、令を發して、冬政を休止せしめ、其氣十分ならざれば、令を發して、盜賊を嚴く抽き捕らしむ、又數々竹箭を剝りて、矢を造り、檀や柘の木を伐りて、弓を造らしむ、人民をして、出て禽獸を獵し、大小の區別なく、之を殺さしむ、天地閉藏の氣を貴ぶ所以なり、斯くして、鳥の卵は段せず、獸の胎するものは敗れず、孕婦は流產を爲さず、草木は根本を固む、是れ閉藏の氣の充滿して、成る所なり、冬政七十二日にして畢る、

羽卵不段　羽は鳥なり、鳥の卵を破らず、段は𣪘と同じ、卵の成らざるをいふ、○不贕　胎の敗るを、贕といふ、○贏婦不銷棄　贏は古の孕の字なり、孕婦は其胎子を銷し棄す、是は流產せざるをいふ、

睹甲子、木行御、天子不賦、不賜賞、而大斬伐傷、君危不殺、太子危、家人夫人死、不然則、長子死、七十二日而畢、

此以下は時の政に逆ひ災禍を致すを言ふ、春に當り、甲子の日を睹て、木行に治るに、仁政を行はず、人民に物を與へず、臣下に物を賜賞せず、大に斬り伐ち傷けることを爲せば、君は危し、辛うじて殺さるを免る、太子も危し、父兄子弟の屬と夫人とは死す、然らざれば、長子死す、此春の逆政の期は七十二日にして畢る、

睹丙子、火行御、天子敬行急政、旱札、苗死、民厲、七十二日而畢、

夏に當りて、丙子の日を睹て、火行に治るに、急劇なる政を行ふときは、君は早く死す、苗は死る、人民は疫厲に苦む、此逆政の期は、七十二日にして畢る、

睹戊子、土行御、天子修宮室、築臺榭、君危、外築城郭、臣死、七十二日而畢、

土氣は四時に寄る、各十八日、之を土用と稱す、四時合せて七十二日なり、戊子の日を睹て、土行により治む、然るに天子は宮室を修め、臺榭を築きなどすれ

俗にいふ初穂を選びて、之を祖廟と門、戸、行、竈、中霤、の五祀とに薦む、鬼神は其氣を饗けて、君子上位の人は其味を食ふ、

○祝宗。祭祀を掌る官なり、今の神官の如きもの、○禽獸之禁。禽獸を養ふ檻、

然則、涼風至、白露下、天子出令、命左右司馬、衍組甲、厲兵、合什、爲伍、以修於四境之內、諛然告民有事、所以待天地之殺斂也、

斯くして、涼風吹き至りて、白露下るとき、天子は令を出し、左右の武官に命じて、組にせる甲兵を修め、美はしくす、什伍の組を合はせ爲し、以て四境の內を治む、諛然と細詳に民に事あるを告ぐ、天地の季候の殺し收るを待ち受る所以なり、

衍組甲。組甲は、鎧を着たる卒なり、衍は美なり、

然則、晝炙陽、夕下露、地競環、五穀鄰熟、艸木茂實、歲農豐、年大茂、七十二日而畢、

斯くて、晝は炙るが如き、陽熱にして、夕に至れば、露下りて冷かなり、地は競ひて、其文は環の如くなる、是れ豐稔の兆なり、五穀は相接連して、田圃皆熟す、草木は茂り實りて、歲は豐かに、大に茂る、七十二日にして畢る、

睹壬子、水行御、天子出令、命左右使人內御、御、其氣足則發而止、其氣不足、則發撊瀆盜賊、數剿竹箭、伐檀柘、令民出獵禽獸、不擇巨少而殺之、所以貴天地之所閉藏也、然則、羽卵者不段、毛胎者不牘、腫婦不銷棄、草木根本矣、七十二日而畢、

冬に至れば、壬子の日を睹て、水行によりて治む、天

事爲敬、大揚惠言、寬刑死、緩罪人、

斯くすれば、天に疾風なく、草木も發し奮ひて、俄に生長す、鬱閉の氣は、息散りて、人民も疾病なく、榮え華さきて蕃る、凡七十二日にして、夏の諸事畢る、○戊子の日を睹て、土行により治む、天子は令を出し、左右の風教を守る大臣及内侍のものに命じ、誅めず貞はず、罪を赦し、農事を敬重し、大に仁惠の言を發布し、刑死を寬にし、罪人を緩くして、陽氣を助け養ふ、

不誅不貞　誅は責め糺すなり、貞は詰問なり、○土行は四季に亙るも、夏秋の間に叙す、

出國司徒令、命順民之功力、以養五穀、君子之靜居、而農夫修其功力極、然則天爲粤宛、艸木養長、五穀蕃實、秀大、六畜犧牲具、民足財、國富上下親、諸侯和、七十二日而畢、

國の敎部の命令を出し、民の功力に順はしめて、五穀を養ふ、君子は靜かに居て、農夫は其の功力を修め極り、十分に耕作に力を竭す、然るときは、天は深邃なる苑囿を、人間に授け、物として有らざるなきに至り、草木は養ひ長じ、五穀は蕃實して、秀大なり、六畜犧牲も具りて、民は財を足す、國富みて、上下親しみ、諸侯も和睦す、此の土行の諸事は、七十二日にして畢る、

粤宛　奧苑の誤りならん、奧は深邃なること、苑は花囿のこと、深遠なる大苑なれば、物としてあらざるなきをいふ、

睹庚子、金行御、天子出令、命祝宗、選禽獸之禁五穀之先熟者、而薦之祖廟與五祀、鬼神饗其氣焉、君子食其味焉、

秋に至り、庚子の日を睹て、金行により治む、天子は令を出し、祝宗に命じて、禽獸を養ふ所の禁に至り、犧牲に供するものを擇び、又五穀の先づ熟するもの、

勿れ、苗を移し植ゆべし、苗は土を以て、其根本に足し、雛鷇の母に隨ふものは、殺すことなく、麑麇を夭傷することなく、人を徭役の名簿に傅ることを急にせず、繈褓の中に在る小兒を傷ることなかるべし、此の如くするときは、萬物繁茂す、決して凋零せず、春の氣候、七十二日にして、諸事畢る、

艸木區萌「區萌ともに、芽を出すと、區とは芽の屈し生ずるなり、○贖蟄蟲菱卯」地中に伏在したる蟲や、卯菱といふ草の芽を出んとするものを、恰も罪人を贖ひて、檻より引き出す如くに、引出す、○春辟勿時　春に當りて、開辟したる田は、種を蒔くことなし、時は蒔の誤なり、○七十二日　春は九十日なれども、十八日は土に屬すればなり、四季皆同じ、

睹丙子、火行御、天子出令、命行人內御、令掘溝澮、津舊塗、發藏任君賜賞、君子修游馳、以發地氣、出皮幣、命行人、修春秋之禮於天下諸侯、通天下遇者兼和、

丙子の日を睹て、火行により治む、天子は命令を出して、諸侯に使ひする官吏、及び內侍のものに命じ、田間の溝澮を掘り、舊來の道塗には津梁を設けしめ、藏めたる米を發して、君の賜賞するに任す、君子有位の人は、游戲し馬を馳することを修め、以て地氣を發せしむ、皮や幣を出し、公使に命じて、春秋の禮を天下の諸侯に修めしめ、天下の會するものに通じて、これを和順にせしむ、

津舊塗　舊來の路に、舟楫を設けて、津梁の所を爲す、○以發地氣　陽氣發生の盛なる時ゆゑに、馬を馳せて、游戲するは、地氣も發揚すべし、○天下遇者　會に來り、盟を爲さゞるものを、遇といふ、卿大夫のことなり、

然則天無疾風、艸木發奮、鬱氣息、民不疾而榮華蕃、七十二日而畢、睹戊子、土行御、天子出令、命左右司徒內御、不誅不貞、農

令其五鍾、令は命に作るべし、名を命ずることなり、鍾は鐘に同じ、

五聲既調、然後作立五行、以正天時、五官以正人位、人與天調、然後天地之美生、日至睹甲子、木行御、

五音既に調ひて、五行の名を作立す、五行は天地に在りといへども、天地自ら名づくること能はず、聖人推原して、五行の名立つ、以て天時を正す、五行の官を立て、以て人の位を正す、人と天と調和して、然る後に天地の美德生ず、日至の冬至に甲子の日を睹て、木行の令する所に由り、國を治む、

木行御　五行の木行より、春令を施し治ること、御は治るなり、

天子出令、命左右士師內御、總別列爵、論賢不肖士吏、賦秘賜、賞於四境之內、發故粟、以田數、出國衡、愼山林、禁民斬木、所以愛艸木也、

天子は、左右の士師や、內御といふ、內侍の官に命じ、總べて列班の爵あるものを別ち、賢明と愚劣との士吏を議論して、宮中秘藏の物を賜はる、其四境の內に賞與し、古き米を發らき出し、民の足らざるものに補貸し、秋穫に至れば、之を償納せしむ、其田地の數を量りて、之を給す、國衡といふ、山澤を掌る官を出し、山林を愼重にして、妄りに木を斬らしむるなし、是れ草木を愛する所以にして、國を富ます策なり、

然則氷解而凍釋、艸木區萠、贖蟄蟲卵菱、春辟勿時、苗足本、不癘雛鷇、不夭麑麇、毋傅速、亡傷繦褓、時則不凋、七十二日而畢、

斯くして、氷解け、地の凍りたるものも、釋け、艸木もそれ〴〵、芽を出したる時に、蟄したる蟲や、卵菱の芽を援けて出し、春に辟きたる田には、種を蒔くこと

辨乎東方、故使爲工師、祝融辨乎南方、故使爲司徒、大封辨乎西方、故使爲司馬、后土辨乎北方、故使爲李、

蚩尤は、天道に明かなるゆゑに、當時といふ官たらしめ、大常は地利を察するゆゑに、米藏を掌る、廩者たらしめ、奢龍は東方の事を辨ずるゆゑに、工師とならしめ、祝融は南方を辨ずるゆゑに、司徒として教育を司り、五倫を明かにせしめ、大封は西方を辨ずるゆゑに、司馬として、兵を司らしめ、后土は北方を辨ずるゆゑに、李といふ刑官たらしむ、

○工師　東は木なり、故に木工に關する、長官となる、

○司徒　南方は火位にして、明なり、故に教育して、人倫を明かにするを司る、○李　獄官なり、李は理と通ず、

是故春者工師也、夏者司徒也、秋者司馬也、冬者李也、昔者、黃帝以其緩急、作五聲、以政五鍾、令其五鍾、一曰、青鍾大音、二曰、赤鍾重心、三曰、黃鍾灑光、四曰、景鍾昧其明、五曰、黑鍾隱其常、

是の故に、春は東方にして工師の職なり、夏は南方にして、司徒の職なり、秋は西方にして、司馬の職なり、冬は北方にして、李の官なり、昔し、黃帝は音の緩急を以て、宮、商、角、徵、羽、の五聲を作る、以て五鍾の音を正し、其五鍾に名を命ず、第一に青鍾大音といふ、東方は青色にして、其音大なるを以てなり、第二を赤鍾重心といふ、南方は火にて、赤色なり、人においては心とす、故に赤鍾重心と曰ふ、第三を黃鍾灑光と曰ふ、中央の土なれば、色黃にして、時は六月に中る、雨澤ありて、洗灑して、物に光を生ず、故に、黃鍾灑光といふ、第四は西方の金にして、光明を主とす、故に、景鍾昧其明といふ、味きものも其れ明かなり、との意なり、第五は、北方の水にして、色黑く常に隱晦なるを以て、黑鍾隱其常と曰ふ、

日月用之於民、通乎陰氣、所以事地也、經緯星曆、以視其離、通若道然後有行、然則神筮不靈、神龜不卜、黃帝澤參、治之至也、

天は積陽の氣なり、其能く物を生ずる理に通ずるは、天に事ふる所以なり、日を以て經とし、月を以て緯として、時候を知り、之を人民に用ゆ、陰氣の積もるは地なり、能く地の萬物を成す理に通ずるは、地に事ふる所以なり、星曆とは、衆星の經歷する所を考へ曆とす、此星曆に由り、日月星の麗く所を視て、氣節の順序を知る、此の如き、道に通曉し、然る後に政を行ふは、明天子なり、然るときは、天地の道に通曉するゆゑに、占はずして吉凶を知る、神筮も靈ならず、神龜もトせず、黃帝の智にして參謀たることを釋くは、治の至りなればなり、

視其離　離は麗なり、日月は天に麗く、○澤參　澤と釋と通ず、釋は舍くなり、謀度に參ることを釋るなり、

昔者、黃帝得蚩尤、而明於天道、得大常而察於地利、得奢龍而辨於東方、得祝融而辨於南方、得大封而辨於西方、得后土而辨於北方、黃帝得六相、而天地治神明至、

昔し、黃帝は蚩尤といふ人を得て、天道に明かなり、大常といふ者を得て、地利を察せしめ、奢龍といふものを得て、東方の事を辨じ、祝融を得て南方の事を辨じ、大封を得て西方の事を辨じ、后土を得て北方の事を辨ず、黃帝は此の六人の輔相を得て、天地治り、神明も其祀を享けたり、

蚩尤　阪泉の野に戰ひし人と、同名異人ならん、○奢龍　一に蒼龍に作る、是れ可ならん、

蚩尤明乎天道、故使爲當時、大常察乎地利、故使爲廩者、奢龍

以天爲父、以地爲母、以開乎萬物以總一統、通乎九制六府三充、而爲明天子、

天を以て父とし、地を以て母とし、萬物を開き生じ、天下を一統に總ぶ、故に、人君は天の九制と官の六府と物の三充の理に通じ、始めて明天子となる、○九制　天は九を制する、前文に詳なり、○六府　水、火、金、木、土、穀、のこと○三充　農業の本と、器とを、充滿せしむること、前文に詳かなり、

修概水土、以待乎天、堇反五藏、以視不親、治祀之下、以觀地位、貨曋神廬、合於精氣、已合而有常、有常而有經、審合其聲、修十二鍾、以律人情、人情既得、萬物有極、然後有德、

五行を陳する者は、水土より大なるはなし、故に五行を立んと欲すれば、先づ水土を修め概かにして、天氣の定まる所を待つ、謹んで五臟に反省し、親和せざる所を視て、五行の相戻る所を知るべし、五臟は五行の氣の寓所なるを以てなり、五行の氣は天に出で、地に降りて、萬物を生成す、故に其氣を治め、之を下に祀りて、地位を觀察し、其宜しきを得るや否やを知る、諸種の物品も、五行の生成する所ゆゑ、水より生ずる貨物は、之を水神の廬に曋て、水の精氣に合はす、已に合ひて、五行の常あるを知る、五行常ありて、法の施すべきあるなり、審かに其五聲に合はせて、十二鍾の音樂を修め、人情を律す、人情既に得て、萬物極り、過失なし、然る後に有德の君たるなり、○堇　堇は謹の略字なるべし、○貨曋神廬　百貨を神廟に曋る、曋の字は字書に之れなし、曋の字の誤りなり、○有經　經は法のことなり、○十二鍾　音樂に用ゆる十二鍾は黄鐘、大呂、太簇、夾鐘、姑洗、仲呂、蕤賓、林鐘、夷則、南呂、無射、應鐘、なり、

故通乎陽氣、所以事天也、經緯

天地陰陽の氣、木火土金水の五行となり、發して五音と爲り、五色となり、人に寓して、五臟となる、皆五行に本づく、此篇は其理を述ぶ、

一者本也、二者器也、三者充也、治者四也、敎者五也、守者六也、立者七也、前者八也、終者九也、十者然後具、

天下の物において、第一は、菽粟布帛の類なり、之を本とす、第二は、器具なり、器具は菽粟布帛の類を生ずる所以のもの、第三は充滿なり、諸種の物成りて、天下に充滿するなり、此の三の者は、皆厚生の事、最も重んずべし、而して、充滿したるものを治めされば必ず損ず、故に治を第四とす、既に之を治めて、民を敎ゆべし、故に敎を第五とす、人既に敎に從ひ、法を奉ずれは、官を設けて之を守るを第六とす、既に官を設けて、之を守れば、能く事を立るを以て第七とす、功事既に立ち、前進して先王と比隆すべきを、第八とす、既に先王と比隆すべきに至れば、功事の終りとす、之を第九とす、十に至りては、事功具備するものとす、

五官於六府也、五聲於六律也、六月日至、是故人有六多、六多所以街天地也、天道以九制、地理以八制、人道以六制、

五行の官を立て、水、火、金、木、土、穀、の六府を掌る、宮、商、角、徵、羽、の五聲を黃鐘、太蔟、姑洗、蕤賓、夷則、無射の六律に播す、陽の六箇月にして夏至節に至り、陰の六箇月にして、冬至となる、是の故に、人の制には多く六數を用ゆ、六府、六律、六月、の類なり、故に六多と曰ふ、六多は天地の往來する、通街となる所以なり、天道は九を以て制す、四九三百六十日は一歲となり、八九七十二日は五行の氣の終りとなり、九十日にして四季の氣候の變換となる、地理は八を以て制す、八極、八卦を以て方隅を正す類なり、人道は六を以て制す、即ち六多といふ是なり、

道生天地、德出賢人、道生德、德生正、正生事、是以聖王治天下、窮則反、終則始、德始於春、長於夏、刑始於秋、流於冬、刑德不失、四時如一、

道は天地より生ず、天命を性といふ、性に率ふを道といふ、道は天より出づ、而して天地といふは、地を以て天の配とすればなり、德は賢人に出づ、道は德を生ず、賢人の道を修るものには、德あるなり、德は政を生ず、政は事を生ず、是を以て、聖王の天下を治るは、窮まれば、本に反る、終れば始まる、德は春に始まり、夏に長じ、刑は秋に始まり、冬に移り流る、刑と德と失はずして、四時順ひ成る、一の如し、

○正生事　大なるを政といひ、小なるを事といふ、

刑德離鄕、時乃逆行、作事不成、必有大殃、月有三政、王事必理、以爲久長、不中者死、失理者亡、國有四時、固執王事、四守有所、三政執輔、

刑と德と鄕を離れ、時に逆行す、事を作して成らず、必ず大なる殃ひあり、月に三政あれば、王の事は必ず理まる、以て久長を爲すなり、道に中らず無理を爲すものは死す、理を失ふものは亡滅す、國に四時あり、固く王事を執り行ひて、違はざるものは、四時の守りに、各其所あり、三政を以て、之を輔くるなり、

○離鄕　刑德の方向を誤りて、其所を得ざるをいふ、

○月有三政　一月三旬あり、旬ごとに政を異にす、故に三政といふ、○四守有所　四時の執り守る所の令は、各其處ありて移し易ふ可らず、○三政執輔　月の三政を執りて、己の德を輔け行ふなり、

五行第四十一　短語十五

德なり、節制を易へ、次序を失ふことあれば、賊氣の速かに至るあり、賊氣速かに至れば、國に菑殃多し、是の故に、聖王は時に順ふを務めて、政を寄す、敎命を作りて、武を習はすことを寄す、祭祀をなして德を寄す、此の三の者は、聖王が天地の行ひに合ふ所以なり、

日掌陽、月掌陰、星掌和、陽爲德、陰爲刑、和爲事、是故、日食則失德之國惡之、月食則失刑之國惡之、彗星見則失和之國惡之、風與日爭明、則失生之國惡之、

日は陽氣を掌る、月は陰氣を掌る、星は和を掌る、陽は德たり、陰は刑たり、和は事たり、是の故に、日食あれば德を失ふ國は、之を忌み惡む、月食あれば、刑罰を失ふ國は、之を忌み惡む、彗星の見ゆるときは、和を失ふ國は、之を惡む、風強くして、日光と明を爭ふを失ふ國は、之を惡む、風強くして、日光と明を爭ふ

蓋し、暴風の塵を揚ぐるときに、日色爲に昏々たり、是れ風の日光を爭ふなり、此の如きは、生產を失へる國之を惡む、

失和之國　國に失あれば、罰を受くべし、故に失ふ所あれば、各其類することにて、惡感を興すなり、

是故、聖王日食則修德、月食則修刑、彗星見則修和、風與日爭明則修生、此四者、聖王所以免於天地之誅也、信能行之、五穀蕃息、六畜殖、而甲兵强、治積則昌、暴虐積則亡、

是の故に、聖王は日食には身を省みて、德を修め、月食には、刑を修め、彗星見ゆれば和することを修め行ふ、風が日と明を爭ふことあれば、生產の道を修む、此の四の者は、聖王が天地の誅罰を免る所以なり、信に能く之を行へば、五穀蕃茂して、牛羊馬豚雞狗に至るまで、蕃殖す、而して甲兵も强し、蓋し國家は治政積れば昌え、暴虐積れば亡滅す、

ふ、冬に春の政を行へば、地氣の發泄することあり、夏の政を行へば雷鳴あり、秋の政を行へば、旱するなり、是の故に冬の三箇月は、壬癸の日を以て、五政を發表す、

一政曰、論孤獨、恤長老、二政曰、善順陰、修神祀、賦爵祿、授備位、三政曰、效會計、毋發山川之藏、四政曰、捕姦遁、得盜賊者有賞、五政曰、禁遷徙、止流民、圉分異、五政苟時、冬事不過、所求必得、所惡必伏、

第一の政に曰く、孤なるもの、獨なるものを、論議して之を救ひ、長者老年のものを恤む、第二政に曰く、善く陰氣に順ひ、神祀を修め、爵位俸祿を與へて、服章の制を授く、第三政に曰く、會計を效し、山川の藏する金玉を、發するなかれ、第四政に曰く、姦者の遁るゝものを捕へ、盜賊を得たるものに賞を與ふ、第五政に曰く、人民の他處に徙るを禁じ、流離の民を止め、父子兄弟の分居するものを禦ぐ、此の五政が苟も時に宜しく施せば、冬事は過たず、求むる所は必ず得て、惡む所は必ず伏し去る、

授備位　備は犕の誤なるべし、犕は古の服の字なり、故に犕位は服章の階級なり、

是故、春凋秋榮冬雷、夏有霜雪、此皆氣之賊也、刑德易節失次、則賊氣遬至、賊氣遬至、則國多菑殃、是故、聖王務時、而寄政焉、作教而寄武焉、作祀而寄德焉、此三者、聖王所以合於天地之行也、

是の故に、春に凋み、秋に榮え、冬に雷鳴あり、夏に霜雪の降るは、此れ皆氣の賊はるゝなり、刑法なり、道

農事を愼しみて、聚め收むることを促がす、第四政に曰く、缺隙を修繕し、坼裂を塞ぎ埋め、冬の用意を爲す、第五政に曰く、牆垣を修め、門閭を周らし、收斂を堅固にす、此の五政が苟くも時に適すれば、五穀は皆熟して收入せらる、

○五兵　劍戟戈矛弓をいふ、○旅農　旅は衆なり、田野の農と、山林の農と、澤梁の農とをいふ、○補缺塞坼　隄防の破損、厓岸の崩壞等を修繕するなり、

北方曰月、其時曰冬、其氣曰寒、寒生水與血、其德淳越、溫怨周密、其事號令修禁徙民、令靜止、地乃不泄、斷刑致罰、無赦有罪、以符陰氣、大寒乃至、甲兵乃強、五穀乃熟、國家乃昌、四方乃備、此謂月德、

北方を月と曰ふ、月は闕と通じ、物の外に闕けて、內に歸するをいふ、其時を冬といふ、其氣を寒といふ、寒は北方に位して、水と血とを生ず、血は人體に在りて、水の如きものなり、其德は淳一にして、遠く春を待て發生し、萬物を含畜して、其機を漏泄せず、此れ溫怨して周密なりといふ、人君は此時に號令して、徙り轉ずる民人を修め禁じ、靜かに止らしむ、地は諸物を收藏して、泄らさず、刑を斷行し、罰を致し、有罪を赦すなくして、陰氣に從ひ合す、斯くすれば大寒は至り、甲兵は強く、五穀は熟し、國家昌え、四方の境も備へを爲す、此を月德といふ、

○符陰氣　符は割符といひて、一の印を二に剖りて信とす、物の能く合ふことを符節を合はすといふ、政事の閉藏を主とするは、陰氣に符合せしむるなり、

月掌罰、罰爲寒、冬行春政則泄、行夏政則雷、行秋政則旱、是故、冬三月以壬癸之日、發五政、

月德は罰を掌る、寒は物を殺すゆゑに、罰を爲すとい

を秋といふ、其氣を陰と曰ふ、陰氣の凝結するは堅固なり、故に金と爪とを生ず、秋氣は悽惻なるゆゑに、憂へ哀しむを德とす、靜正にして、嚴順なり、人は居るに淫樂せず安逸せず、人君は、此時號令して、民を淫暴せしむること毋れ、商旅を順へて、貨財を聚め收む、

○○嚴順　德は嚴なりといへども、時に順ひて、之を爲す、

量民資以畜聚、賞彼群幹、聚彼群材、百物乃收、使民毋怠、所惡其察、所欲必得、我信則克、此謂辰德、辰掌收、收爲陰、

人民の資貨を量り、餘あるものは、之を畜へ聚めしむ、彼の群衆の事を執るものを賞し、彼の群衆の材あるものを、聚めて、之を任使す、百物成熟したるもの、これを收め取り、人民をして怠ることなからしむ、人民の惡む所を察して、之を去り、其欲する所は必ず得しむ、我に誠信の心あれば、之を克す、これを辰德といふ、辰は收入するを掌る、收藏するは、陰氣の爲なり、

秋行春政則榮、行夏政則水、行冬政則耗、是故秋三月以庚辛之日發五政、一政曰、禁博塞、圉小辨、鬭譯跽、二政曰、毋見五兵之及、三政曰、愼旅農、趣聚收、四政曰、補缺塞坼、五政曰、修牆垣、周門閭、五政苟時、五穀皆入、

秋に當り春の政を行へば、草木再び榮え、夏の政を行へば、大水あり、冬の政を行へば萬物損耗す、其の故に、秋三箇月に庚辛の日を以て、五政を發す、第一政に曰く、博奕を禁じ、鬭爭と忌怨とを論辯し、小事といへども、之を禦ぐ、第二政に曰く、戈矛劍戟弓の及を見ること勿れ、德を耀すべし、兵を觀めす勿れ、第三政に曰く、田野の農、山林の農、澤梁の農等の衆

るが如し、故に賞を暑となす、歳中において、陰陽の和を掌る、陰陽和すれば雨となる、夏に春政を行へば、風害あり、秋政を行へば水害あり、冬政を行へば、霜氣ありて、草木凋落す、是故に、夏の三箇月に、丙丁の日を以て、五政を發行す、

丙丁之日　丙丁は火に屬す、夏は火德なり、故に此日を上ぶ、春に甲乙の日を用ゆるが如し、甲乙は木に屬するゆゑなり、

一政曰、求有功發勞力者而擧之、二政曰、開久墳、發故屋、辟故窌、以假貸、三政曰、令禁扇去笠、毋扱免、除急漏田廬、四政曰、求有德賜布施於民者而賞之、五政曰、令禁罝設禽獸、毋殺飛鳥、五政苟時、夏雨乃至也、

第一の政に曰く、功を成し伐るべきもの、又は勞力を爲したるものを求めて、之を擧げ用ゆ、第二の政に曰く、久しき墳を開き、故き屋を發き、故き穴藏を辟きて其蓄へたるものを出し、民に貸す、第三政に曰く、令を發し、人民に扇を以て暑を避くるを禁じ、笠を去らしめ、衽を扱くを許さず、衣を免ぐことを許さず、雨漏に苦むものゝ、田廬を除ひ治む、第四政に曰く、人民に德を以て惠み、恩を布き施すことあるものを求めて、之を賞す、第五政に曰く、令を下し、罝にて禽獸を取ることを禁ず、飛鳥を殺すこと毋れ、此五政が苟も時に適せば、夏雨至りて旱魃の患ひなし、

久墳　貨物を藏めて、土を掩ひ、墳の如くにしたるもの、○故窌　土を掘り、地の中に、貨物を藏む、俗に之をアナグラといふ、

西方曰辰、其時曰秋、其氣曰陰、陰生金與甲、其德憂哀靜正嚴順、居不敢淫佚、其事號令、毋令民淫暴、順旅聚收、

西方を辰といふ、辰とは萬物を振ひ收むること、其時

登、此謂日德、

南方を日と曰ふ、日は實なり、其時を夏と曰ふ、其氣を陽といふ、陽は火と氣とを生ず、其德は恩を施し、債を舍て、聲樂を修補す、人君は、此時に號令賞賜し、爵位を與へ、俸祿を授け、鄉黨に順ひ、謹で神祀を修め、功を量りて、賢を賞し、以て陽氣を動かす、夏は九旬なるゆゑに、九暑至り、好雨降る、五穀百果登る、此を日德といふ、

受は授の誤なり、

中央曰土、土德實輔四時入出、以風雨節土益力、土生皮肌膚、其德和平用均、中正無私、實輔四時、春嬴育、夏養長、秋聚收、冬閉藏、大寒乃極、國家乃昌、

土は二氣の間に在り、四季に寄る、其盛德は六月に在り、四時を輔けて、前季の氣を收め入れ、後季の氣を發し出す、風雨を以て、土氣を節し、生殖の力を益す、土氣は木の皮肌膚を生ず、其德は和平、用ひて均し、中正にして、私なし、實に四時を輔く、春は嬴育し、夏は養長し、秋は聚收し、冬は閉藏す、大寒極りて、國家昌ゆるなり、

其德和平用均　土は載せざるなく、生せざるなし、故に和し平にして、用均しきなり、○春嬴育云々　四時に在りて、土の輔け成す、功用を述ぶ、○大寒乃極　土は四時を輔け、均しく成し、寒極りて一年を成す、

四方乃服、此謂歲德、日掌賞、賞爲暑、歲掌和、和爲雨、夏行春政則風、行秋政則水、行冬政則落、是故、夏三月以丙丁之日、發五政、

四方は土德に服す、此を歲德といふ、土は四時を貫くゆゑに、歲を以て之に屬す、日に賞賜を掌る、賞賜とは暑熱なり、賞賜の人に利益するは、暑熱の物を長ず

ては、發生を助くるゆゑに、怨を解き、罪を赦し、四方を通ず、斯くすれば和風や甘雨の至るあり、百姓は壽にして、百蟲も蕃る、此を星德といふなり、星は興發を掌る、發して風となるなり、
甘雨　時に適する好雨なり、○此謂星德　星は生と同じ、生を好む德といふ、

是故、春行冬政、則雕、行秋政、則霜、行夏政則欲、是故春三月以甲乙之日、發五政、一政曰、論幼孤、舍有罪、二政曰、賦爵列、授祿位、三政曰、凍解修溝瀆、復亡人、四政曰、端險阻、修封疆、正千伯、五政曰、無殺麑夭、毋蹇華絕芉、五政苟時、春雨乃來、

是の故に、春に冬の政を行へば、草木は凋零す、秋の令を行へば、霜降る、夏の政を行へば、燠なり、是の故に、春三月甲乙の日を以て、五條の政を發す、第一政に曰く、幼にして孤なるものを論じ、之を養ふ、有罪を赦す、第二政に曰く、爵列を與へ、祿位を授く、第三政に曰く、凍解けて、溝瀆を修む、逃亡人を復籍せしむ、第四政に曰く、險阻を端し、封疆を修め、阡陌を正しくせよ、第五政に曰く、麑夭を殺すことなかれ、華を塞り芉を絕つことなかれ、此の五政が苟も時に合へば、春雨乃ち來るべし、

雕。　雕は凋と通じ、凋み零るなり○欲。　欲は燠と聲近きを以て誤る、燠は煖氣の早く來ること、○千陌　千は阡と同じ、道路の東西を阡といひ、南北を陌といふ、○麑夭　鹿の子の、小さきもの、

南方曰日、其時曰夏、其氣曰陽、陽生火與氣、其德施舍修樂、其事號令賞賜、賦爵受祿、順鄉、謹修神祀、量功賞賢、以動陽氣、九暑乃至、時雨乃降、五穀百果乃

時者、陰陽之大經也、刑德者四時之合也、刑德合於時、則生福、詭則生禍、然則春夏秋冬將何行、

是の故に、陰陽は、天地の大條理なり、四時は陰陽の大經界なり、刑と德とを四時に配合す、春夏の生成するは陽にして德なり、秋冬の凋殺するは陰にして刑なり、刑德を四時に配合するときは、福を生じ、詭り違へば、禍を生ず、然らば春夏秋冬には、如何なることを、行はんとするか、

東方曰星、其時曰春、其氣曰風、風生木與骨、其德喜嬴、而發出節時、其事號令、修除神位、謹禱弊梗、

東方を星といふ、星は生なり、物は東に生ず、其時を春といふ、春は蠢にて、萬物蠢生するをいふ、其氣を風といふ、風は氣を發舒し、木と骨とを生ず、木位東方に在り、骨の人におけるは、木の類なり、春の德は嬴を喜む、而して節時を發し出す、蓋し春は四時の首にして、二十四節も之より出づ、是を以て、人君は其事を號令するに、神信を修め除ひて、弊れ梗がるものは、謹んで禱り、之を祓ひ去る、

曰星　星と生を音通にて用ひしなり○喜嬴　嬴は嬴の誤りなり、嬴は盈ることとなり、

宗正陽、治隄防、耕芸樹藝、正津梁、修溝瀆、甃屋行水、解怨赦罪、通四方、然則柔風甘雨乃至、百姓乃壽、百蟲乃蕃、此謂星德、星者掌發、發爲風、

凡そ事は陽氣を正すを以て、宗主とす、夏に至れば、水災あるを以て、隄防を治め、耕し芸り、樹ゑ藝ゑることを爲し、津梁の舟楫を具へ、橋梁を修め正す、溝瀆を修め、屋瓦を甃し、水道を流れ行かしむ、春に當り

る、
五漫々　五行(木火土金水)の運轉は、漫々として際限なし、○六惛々　六は六氣(陰陽風雨晦冥)なり、惛々は暗くして、見え難きなり、○國家乃路　路は露と同じ、穢れ荒れて、治らざるをいふ、

故天曰信明、地曰信聖、四時曰正、其王信明聖、其臣乃正、何以知其王之信明信聖也、曰愼使能而善聽信之、使能之謂明、聽信之謂聖、

故に天を信明といふ、日月著明にして、節に應じて轉するゆゑなり、地を信聖といふ、高下宜しきに隨ひ、萬物を生成し、萬古一の如く違はざるを以てなり、四時は、萬物の生長收藏違はざるゆゑに、正といふ、其王の信に明聖なるときは、其臣は正し、何を以て其王の信に明にして、信に聖なるを知るか、曰く愼みて、其材能あるものを擧げて、之に任使するは明といふ、賢人の言を聽き、之を信ずるは、大智なり、之を聖といふ、

信明聖者、皆受天賞、使不能爲惛、惛而忘也者、皆受天禍、是故上見成事而貴功則民事接、勞而不謀、上見功而賤則爲人下者、直爲人上者驕、

信に明にして、聖なるものは、皆天賞を受く、不能を使へば、惛となす、惛にして忘るゝものは、皆天禍を受く、是の故に、上たる人は、成事を見て、功を貴べば、民各其業を勤め、其事業接續す、筋力を勞して、他事を謀らず、上たる人が、功を見て、賤しめば、下たるもの勉勵することなく、徒らに利を網するのみ、上たるものは、功臣の進まざるを知りて、遂に自ら驕るのみ、
○直は殖なり、財貨を利殖するなり、

是故陰陽者、天地之大理也、四

解在水、故水一則人心正、水淸則民心易、一則欲不汚、民心易則行無邪、是以聖人之治於世也、不人告也、不戸說也、其樞在水、

宋の水は輕く勁くして淸し、故に其人民は簡易にして、正しきを好む、是を以て聖人の世を化するや、其說は水に在り、故に水雜はらずして一なれば、人心正し、水淸ければ民心易らかなり、水一なれば、欲情の爲に、汚されざるなり、民心易らかなれば、行ひも邪曲なし、是を以て、聖人の世を治るや、人每にして告げず、戸每にして說かざるなり、其樞要なるは水の道に在るなり、

其樞　樞は戸の開閉に用ゆる機なり、故に事の要處を樞といふ、

四時第四十　短語十四

古代の民は、四時を敬するを知らず、故に聖人四時に順ひて、政を施す、之を知らざれば、國を治る基を失ふ、此篇は其理を述ぶ、

管子曰、令有時、無時則必視順天之所以來、五漫々、六惛々、孰知之哉、唯聖人知四時、不知四時、乃失國之基、不知五穀之故、國家乃路、

管子曰く、令するに時あり、幼官に序する所の如し、時なければ、必ず天の來る所以を觀察して、之に順ふべし、花開きて春の來るを知り、草長じて夏の來るを知り、霜結んで秋を知り、雪降りて冬の來るを知る類なり、木火土金水は漫々として限界なく、陰陽風雨晦冥は、惛々として見え難し、孰れか之を知らん、唯聖人は四時を知る、四時を知らざれば、國を治る基を失ふ、五穀の生成する事を知らざれば、國家は荒れ疲

水淖弱而清、故其民輕果而賊、越之水濁重而洎、故其民愚疾而垢、

何を以て其然るを知るか、夫れ齊國の水は、其流るゝや遒躁なり、而して廻復す、故に其人民は貪り粗忽にして、勇を好む、楚國の水は柔弱にして清し、故に其人民は、輕々しく果敢にして、不善なるものは、賊を爲す、越國の水は濁り重くして、肉汁の濃なる如し、故に其人民も愚痴しにて嫉妬心あり、其善なるものは、重厚の性あり、

道躁而復　道は遒の誤なり、遒は勁きなり、急流にして躁がしく、廻復すとは、水の渦卷なり、洎は肉汁のことなり、○愚疾而垢　疾は嫉と同じ、垢は垕に作るべし、垕は古の厚の字なり、

秦之水、泔最而稽、淤滯而雜、故其民貪戾、罔而好事、齊晉之水、枯旱而運、淤滯而雜、故其民諂諛、葆詐巧佞而好利、燕之水、萃下而弱、沈滯而雜、故其民愚戇而好貞、輕疾而易死、

秦の水は、色白くして、集り稽まる、土と水と相半して雜はる、故に其民は貪りて理に戻り、詐り誣ゐて、齊整することを事とす、晉の水は、枯れ旱にして、涸れ易く、廻り運り、水土相雜はる、故に、其民は諂諛にして、詐りの心を葆し、巧辭佞辯にして、利を好む、燕の水は、深くして柔に、沈み滯りて、雜はる、故に其民は愚直にして、貞を好む、輕疾にして死を易る、

泔最而稽　泔は米汁なり、水の色白きをいふ、最は集るなり、○淤滯而雜　淤は泥土、滯は凝るなり、水と土と雜はるをいふ、○葆　藏すなり、○萃下　水の深く底に入ることをいふ、○愚戇　愚にして直なるをいふ、

宋之水、輕勁而清、故其民簡易而好正、是以聖人之化世也、其

り、
涸は前段の涸と同意なり、

是以、水之精、粗、濁、蹇、能存而不能亡者、生人與玉、伏闇能存而能亡者、蓍龜與龍、或世見、或不見者、蝸與慶忌、故人皆服之、而管子則之、人皆有之、而管子以之、

是を以て、水の精麤濁蹇の四種が、能く存して、亡する能はざるものは、人と玉とを生ず、伏水闇流の、能く存し、能く亡するものは、龜と龍とを生ず、或は一世に見はれ、或は一世に見はれざるものは、蝸と慶忌とを生ず、故に、人は皆水を服用するも、管子は水を以て法則とす、人は皆水を蓄へ有するも、管子は能く水の理を用ゆるなり、○是は上文の意を總べて結ぶなり、而して蓍龜の上及び、蝸の上に、生の字を省き、或不見の上に、世の字を省く、

是故、具者何也、水是也、萬物莫不以生、唯知其託者、能爲之正、具者水是也、故曰、水者何也、萬物之本原也、諸生之宗室也、美惡、賢不肖、愚俊之所產也、

是の故に、材を具ふるものは、何ぞや、水是なり、萬物は、水を以て生ぜざるものなし、唯だ其水に託し寓せることを知るものは、能く之が政治を爲す、具ふるとは水是なり、故に曰く、水とは何ぞや、萬物の本源なり、諸の生育するものゝ宗室なり、美惡なり、賢不肖なり、愚人と俊才との產する所なり、
能爲之正　正は讀て政とす、唯其理の寓する所を知れば、能く政事を爲す、○宗室　品物は、水を主とす、支子の宗室に生ずる如し、宗室とは本家のこと、

何以知其然也、夫齊之水道躁而復、故其民貪粗而好勇、楚之

らんと欲すれば、天下在らざる所なく、何の處にも居る、尙く上らんとせば、雲氣を凌ぎ、下らんとせば、深泉に入る、變化するに日なく、上下するに時なし、之を神と謂ふ、
○伏闇　伏水は、地下に在る水なり、闇流は地下を流るゝ水なり、○蓍龜　龜を灼きてトし、蓍にて筮す、此文に於て蓍の字は衍文なるべし、

龜與龍、伏闇能存而能亡者也、或世見、或世不見者、生蝎與慶忌、故涸澤數百歲、谷之不徙、水之不絕者、生慶忌、慶忌者其狀若人、其長四寸、衣黃衣冠黃冠、戴黃蓋、乘小馬、好疾驅、以其名呼之、可使千里外一日反報、此涸澤之精也、

龜と龍とは、伏水闇流に能く存し、能く亡するものなりと、前文を申ね言ひて、下の文を起すなり、或は一世三十年に一たび見え、或は一世に見えざることあり、蝎といふものと、慶忌といふものとを生ず、故に涸澤の數百歲にして、谷の徙らざる、水の絕えざるものは、慶忌を生ずることあり、慶忌は、其狀人の若くにして、其長さ四寸、黃衣を衣て、黃冠を冠むり、黃蓋を戴き、小馬に乘り、好んで疾く馳す、其名を呼んで、之を使へば、千里外にても、一日にして返報せしむべし、此れ涸澤の精の生じたるものなり、
○涸澤　澤の水は、時ありて乾き涸る、故に涸澤といふ、

涸川之精者生於蝎、蝎者一頭而兩身、其形如蛇、其長八尺、以其名呼之、可以取魚鼈、此涸川水之神也、

涸川の精は、蝎といふものを生ず、蝎とは一頭にして兩身なり、其形は蛇の如く、其長さ八尺あり、其名を呼びて、魚鼈を取らしむべし、此れ涸川の水の神な

視る所は、特山陵の大なるものを見るのみにあらず、荒忽なる、無形に近きものにても、察す、耳の聽く所は、特雷鼓の大なる聲を聞くのみにあらず、淑とて清く湛へたる水の音、湫とて水の集りたる靜かなる聲にても、察し聽く、心の慮る所は、特粗大なるものを知るのみに非ず、徼眇なる、些細の事までも、察す、故に要妙の精を修む、

是以水集於玉、而九德出焉、凝蹇而爲人、而九竅五慮出焉、此乃其精也、精、麤、濁、蹇、能存而不能亡者也、

是を以て、水は玉に集りて、玉より九德の出づるあり、(上文にあり)又凝り蹇りて、其精液は、人と爲る、人より九竅五慮の出づるあり、玉となり人となるは、此れ乃ち水の精粹なるものなり、精と粗と濁と蹇と能く存在して、亡滅すること能はず、人と玉とを生ずるなり、

水集於玉　地中の水氣の精粹、集り凝りて玉を生ず、○凝蹇而爲人　精液の凝り蹇まるもの、形して人となる、○九竅は前段に在り、五慮は耳、目、鼻、口、心、の思慮、動くをいふ、

伏闇能存而能亡者、蓍、龜、與龍是也、龜生於水、發之於火、於是、爲萬物先、爲禍福正、龍生於水、被五色而游、故神、欲小則化如蠶蠋、欲大則藏天下、欲尚則凌於雲氣、欲下則入於深泉、變化無日、上下無時、謂之神、

伏水や闇流に能存し能く亡して變化するものは、大龜と、龍と是れなり、龜は水に生じ、卜するには之を火に灼く、而して吉凶を定む、是に於て、萬物に先だちて、禍福を知り正す、龍も水に生じ、五色の鱗爪を被りて、空中に游ぶ、故に神の測る可らざるが如し、小ならんと欲すれば、化して蠶や蠋の如くなる、大な

に見ゆるに瑞を執ることあり、

人水也、男女精氣合而水流形、三月如咀、咀者何、曰五味、五味者何、曰五藏、酸主脾、鹹主肺、辛主腎、苦主肝、甘主心、五藏已具、而後生肉、

人は水なり、男女の精氣合して、水の形を流す、懷胎する三月にして、形は未だ成らずと雖も、母氣を含味するありて、自ら養ふなり、咀とは味を含むことにて、五味を咀ふ、五味とは何ぞ、曰く五藏の氣なり、酸は脾を主とす、鹹は肺を主とす、辛は腎を主とす、苦は肝を主とす、甘は心を主とす、五臓已に具はりて、後に肉を生ずるに至る、

脾生隔、肺生骨、腎生腦、肝生革、心生肉、五肉已具、而後發爲九竅、脾發爲鼻、肝發爲目、腎發爲耳、肺發爲竅、五月而成、十月而生、

脾は膈を生ず、肺は骨を生ず、腎は腦を生じ、肝は皮を生じ、心は肉を生ず、五肉已に具はり、後に發して耳眼鼻口の七竅及び下部の二竅となる、脾は發して、鼻となり、肝は發して目となり、腎は發して、耳と爲り、肺は發して竅となる、五月にして形を成し、十月にして生る、

○脾生隔　隔は膈の誤なり、膈とは脾上に在る肉をいふ、

生而目視、耳聽、心慮、目之所視、非特山陵之見也、察於荒忽、耳之所聽、非特雷鼓之聞也、察淑湫、心之所慮、非特知麤粗也、察微眇、故修要之精、

生れて目に視て、耳に聽き、心に慮る働を爲す、目の

して、其木の大小と相應せしむ、鳥獸も水を得て、形體肥大となり、羽毛も豐茂して、其羽毛の文理は、明著となる、萬物も其幾微の性を盡し、其常に反らざるなきは、皆水の潤澤を、內に入る度の、宜しきに適するを以てなり、

盡其幾、反其常、　草木其他諸物の枯死せんとするものも、水の潤を得て、幾微なる生育の性を盡し、復活して、其常に反る、

夫玉之所貴者、九德出焉、夫玉溫潤以澤、仁也、鄰以理者、知也、堅而不蹙、義也、廉而不劌、行也、鮮而不垢、潔也、折而不撓、勇也、瑕適皆見、精也、茂華光澤並通而不相陵、容也、叩之其音淸搏徹遠、純而不殺、辭也、是以人主貴之、藏以爲寶、剖以爲符瑞、九德出焉、

此の一段に玉の事を述ぶるは、玉は地より出るを以てなり、夫れ玉の貴ぶ所は、九德の備はり出るを以てなり、夫れ玉の溫潤にして、以て光澤あるは、仁の德容なり、璘として光彩ありて、文理あるは、智の德容なり、堅くして蹙皺なきは、義の德容なり、稜ありて傷らざるは、行ひ正しきなり、鮮麗にして垢なきは、潔白なり、折るべくして撓むことなきは、勇なり、瑕適あれば皆見はるは、眞情なり、茂華の光澤並に通じ相陵がざるものは、禮容あるなり、之を叩けば、其音淸く揚り、遠きに徹し、純一にして、終に至りても減殺せざるは、君子の辭なり、以上の九德を備ふるゆゑに、人主は之を貴重し、藏めて寶とす、又之を剖りて、符瑞とす、

鄰而理　鄰は璘に作るべし、璘は玉の光彩なり、光彩ありて文理あるをいふ、○廉は稜なり、○劌は切り傷ぶること、○瑕適　玉の瑕瓋をいふなり、○其音淸搏　淸揚に作るべし、玉の音の淸く揚ることをいふ、○符瑞　玉を剖りて、符信とすることなり、諸侯の天子

し、故に素を以て質とす、素は青黄赤黑の質地となる、即ち五色の原素なり、水の淡なるもの、辛甘酸鹹苦の五味の中なり、水の五味に入るときは、偏倚する所なきなり、

王者之器　天下に王たるものは、其身を卑くして、賢に下る德器あるべし、傲りて下民を侮るものは、亡滅す、○五味之中也　五味の中とは、甘に倚らず、苦に偏せずして、五味に和す、中庸の德なり、

是以水者萬物之準也、諸生之淡也、違非得失之質也、是以無不滿無不居也、集於天地、而藏於萬物、產於金石、集於諸生、故曰水神、

是を以て、水は萬物の平準となるもの、諸の生物の汁となる、是非得失の水より出るあり、故に質といふ、是を以て水は、天地の間に滿たざる所なく、又在らざる所なし、天に河漢となり、地に江海となる、是れ天地に集るなり、而して萬物動植には、皆水液を含まざるなし、鑛山より溫泉を生じ、山石の間に溜泉あり、諸の生物は、水を得て長ず、故に水神と曰ふ、

諸生之淡　淡は古の痰の字、即ち品物は、水を得て、津液となすなり○違非得失　違は韙に作るべし、形聲に因りて誤るなり、韙は是なり、故に是非得失のこと也、○集於天地　天氣は下降し、地氣上騰して、雨雪となり、霜露となり、萬物を濕す、是れ天地に集るといふ、○水神　水の德大にして、測る可らざるあり、故に之を神といふ、

集於草木、根得其度、華得其數、實得其量、鳥獸得之、形體肥大、羽毛豐茂、文理明著、萬物莫不盡其幾、反其常者、水之內度適也、

水は草木に集り、其根をして、大小長短の度を得しめ、華も其數を得て、實も其量を得、其華實の多少を

たる園圃なり、美なるもの惡なるもの、賢なるもの、不肖なるもの、愚かなるもの、俊才なるもの丶、生ずる所なり、水とは地の血氣にして、筋脈の流通する如きもの、筋脈通ぜざれば人死す、水氣通ぜざれば地朽ちて、萬物を生ずること能はず、故に曰く、水は衆材を具備するなり、何を以て其然るを知るか、

○不肖　人に似ざる愚拙なるもの、○俊　才智の千人に過るもの、

曰夫水淖弱以淸、而好灑人之惡仁也、視之黑而白精也、量之不可使概、至滿而止、正也、唯無不流、至平而止義也、

曰く夫れ水は柔にして、淸し、然るに自ら好んで、人の汚惡を洗ひ灑ぐは仁の德なり、之を視れば、色は玄黑なるも、之を揮ひ揚れば、淸白となる、是は水の精純にして雜らざるを見るなり、之を量るに、其器に滿れば平かに止る、概を用ひず、概とは斗斛を平にする木にて、俗に之をマスカキといふ、水を量るには、概を用ひず、滿るに至れば止る、是れ正しきなり、水は流れざることなしといへども、面平に至れば止まる、之を增して高くすること能はず、是は義の德なり、

唯無不流　唯は雖の字に讀むべし、○淖弱　即ち綽約といふに同じ、柔弱なる貌をいふ、

人皆赴高、己獨赴下、卑也、卑也者、道之寶、王者之器也、而水以爲都居、準也者、五量之宗也、素也者、五色之質也、淡也者五味之中也、

人は皆高きに赴くを好むに、水は獨り下に赴く、是れ自ら卑くするなり、卑なるものは、道德の居室とする所にして、王者の器量なり、水は此の卑を以て、都居とす、準なるものは、度量衡　準　繩の五量の中においても、之が宗となる、素なるものは水の色なり、玄黑といふは、積む所の色にして、其實は水に定色な

ず、寛衍せず、直ちに之に和して、命乃ち長久なり、物と和睦して中道に反へる、形と性と相保つ、專一の心にて、貳心なし、是を道を知ると謂ふ、

將欲服之、必一其端、而固其所守、責其往來、莫知其時、索之於天、與之爲期、不失其期、乃能得之、故曰、吾語若大明之極、大明之明、非愛人不予也、同則相從、反則相距、吾察反相距、吾以故知古從之同也、

道を服し行はんと欲するには、其端緒を一にして、其執り守る所を堅固にし、異端を見て遷らざるを要す、道は天より我に賦與するものゆゑ、我身に往來する時を知るべからず、直に之を天に求め、天と道を求る期を爲す、勉勵して其期を失はざれば、能く道を得べし、故に曰く、吾は若に大明なる道の至極を語らん、大明の明は、天の道にして、人に吝み予へざるに非ず、人求むれば直に予へらるゝなり、心と道と同じければ、道從ひて來る、心と道と相反するときは、相距ぎて從はず、吾は反て相距ぐを察す、吾は此故を以て古人の道に從ふものが、心と道とを同じくせしを知るなり、

水地第三十九　短語十三

此篇は水の德を述ぶ、

地者萬物之本原、諸生之根苑也、美惡賢不肖愚俊之所生也、水者地之血氣、如筋脈之流通者也、故曰、具材也、何以知其然也、

地とは萬物の生ずる本源にして、諸の生物の根ざし

滿盛なる國は敗亡の至る近きに在り、仕へて官に任ず可らず、滿盛なる家は、子を嫁す可らず、倨り驕り、傲り暴する人は、與に交際すべからず、危亡の事、我身に及ぶを恐るゝなり、道の大なることは、天の如く、其廣きことは、地の如く、其の重きは大石の如く、萬人の力を以て擧ぐべからず、其輕きは鳥の羽の如く、一人之を載せて餘あり、人民は日々に此道に由りながら、知るものは寡なし、

故曰、何道之近而莫之能服也、棄近而就遠、何以費力也、故曰、欲愛吾身、先知吾情、君親六合以考内身、

故に曰く、何ぞ道の近くして、我身に備はるも、之を能く服し行ふものなきか、近きを棄てゝ、これを遠き人に就き求む、何を以て徒らにその力を費すか、故に曰く、吾身を愛せんと欲するもの、先づ吾が情を知れ、情は性より出づ、情を知れば性を知る、性に率ふは、これを道といふ、之を近くして、君親なり、之を遠くすれば、天地四方なり、以て内の身を考ふれば、道あるなり、外に求むる要なきなり、

○六合　天地四方、

○内身　内とは外に對して之を言ふ、我身のことなり、

以此知象、乃知行情、既知行情、乃知養生、左右前後周而復所、執儀服象、敬迎來者、今夫來者必道其道、無遷無衍、命乃長久、和以反中、形性相葆、一以無貳、是謂知道、

此身を推し考へて、像どり法ることを知る、像どる所を知れば、吾が情を行ふことを知る、情を行ふことを知れば、物と吾と相害することなきゆゑに、生を養ふことを知る、吾が情の左右前後に接し周ねくして、本く所の性に復る、威儀を執り行ひ、像法により、恭敬して來る所の、君親天地四方のものを迎ふ、今夫れ來るもの、必ず其道に從ひ來る、之に應ずるに遷延せ

といふ、從順の道に背くを以てなり、但し周の武王が紂王に代はるや、民皆歌ひ舞ふ、臣にして君に代はるは、武王の如き場合に於て可なり、

故曰、孰能去辯與巧、而還與衆人同道、故曰、思索精者、明益衰、德行修者、王道狹、臥名利者寫生危、

故に曰く、武王の如きは能く智辯と巧謀とを去り、仁義を以て、天下を治め、其功名を自分の有と爲さず、退て衆人と道を同じくす、故に天下の人服するなり、故に曰く、思索すること精微なれば、聰明はかへつて益〻衰ふ、德行を修むれば、王道は狹少となる、是れ名利に急なるゆゑなり、名利を息て、身の危きを除くべし、

思索精　思ひ索ること、緻密なるは、衆人に表異することを欲するなり、○德行修　德行を修めて、衆人に表異せんとす、○臥名利　名と利との心を息め、止めることをいふ、○寫　除くといふに同じ、

知周於六合之內者、吾知生之有爲阻也、持而滿之、乃其殆也、名滿天下、不若其已也、名進而身退、天之道也、

其智を天地四方に周く布くときは、神は傷れ竭く、吾は其人生に阻害有ることを知る、蓋し滿を持するものは、覆へり易きなり、名の天下に滿るは、花揚て實を失ふ、其退き已むに若かざるなり、名進て身退くは、天の道なり、名も身も倶に進むものは、あらざるなり、

滿盛之國、不可以仕任、滿盛之家、不可以嫁子、驕倨傲暴之人、不可與交、道之大如天、其廣如地、其重如石、其輕如羽、民之所以知者寡、

出すべし、人言によりて、之を益すことなく、人言によりて、之と損ずることなければ、以て禍を免るべきなり、

愕々　諤々と同じ、直言して耳に逆ふを云ふ、○刺々　刺は刺に作るべし、刺々とは多言止まざる貌なり、

故曰知何知乎、謀何謀乎、審而出者彼自來、自知曰稽、知人曰濟、知苟適、可爲天下周、內固之一可爲長久、論而用之、可以爲天下王、

故に曰く、知るは何を知るか、謀るは何を謀るか、而の出すところの憲法を審にして、人心と同合するときは、彼の外人は自ら來るべし、自ら知るゆゑに、深く事理を稽ふ、人を知るゆゑに、事功を濟す、知慧の人心に適合するは、天下を周く制する方なり、國內に自ら固く守るは、長久の道なり、上に述る所の言を論究して、詳悉にするときは、天下の王となるべきなり、

○內固之一　邦內に之を固守して、一の如くなるをいふ、

天之視而精、四壁而知、請、壤土而與生、能若夫風與波乎、唯其所欲適、故子而代其父、曰義也、臣而代其君、曰簒也、簒何能歌、武王是也、

君は天の物を視て精微なるごとく、下情に通じ、四個の壁を以て天を祭り、臣民の請ひ求る所を知る、其の恩德を施すは、壤土が萬物に生を與ふるごとくす、斯くして天下の王者たるべし、王者の天下に於けるは、夫の風の波に於ける若きか、唯その風の適かんとする所のまゝにして、風の東するや、波も東に從ふ、風の西するや、波も西に向ふ、王者の道には、臣民の從はざるもの無し、故に子にして、父に代れば、これを義ありといふも、臣にして君に代はれば、これを簒ふ

ぶ、

故曰濟於舟者和於水矣、義於人者祥其神矣、事有適而無適、若有適觿時不可解、而後解、故善擧事者、國人莫知其解、爲善乎毋提提、爲不善乎將陷於刑、善不善取信而止矣、若左若右正中而已矣、懸乎日月無已也、

故に曰く、舟を以て大川を濟るものは、水波と和して逆はざるなり、人に義を行ふものは、其神より福祥を受ることとあり、是は上文を結ぶなり、事は適合することあるも、常に適合するに非ず、其の適合するは、周密にして結ぶが如し、觿といふ器にても、之を解くべからざることあり、時を經て、後に解くるなり、故に善く事を擧げ成すものは、國人も其解を知るなし、周密にして、人これを解すべからず、又善を爲すに、提提として擧ぐる所あるなかれ、不善を爲せば刑罰に陷らんとす、善と不善とは、人の信ずるに至りて止む、若しくは左し若しくは右にして、正中を取るのみ、事正中に當れば、人皆之を信服す、其名譽は日月と與に懸りて止むときなし、

觿　結びたるものを解く器なり、○提々　安んじて自得する貌なり、

愕々者不以天下爲憂、刺々者不以萬物爲策、孰能棄刺々而爲愕々乎、難言憲術、須同而出、無益言、無損言、近可以免、

愕々と耳に逆ふ忠言を爲して、正を守るものは、天下の大事に當るも、我能く之に處す、以て憂とせず、刺々として、多言なるものは、萬物の得失を度らず、之を我計策となさず、故に徒らに多言し、妄説す、孰か能く刺々なるものを棄てゝ、愕々を爲すか、憲令法術は、之を言ふを難ず、衆人の心に合同するを待て之を

所比、當生者生、當死者死、言有西有東、各死其鄕、

故に口に聲を爲す、耳に聽くことを爲す、目に視るある、手に指ある、足に履むことある、事物にそれぐの比し方ぶることある、其生ずべきものは生じ、其死すべきものは死す、皆此氣の然らしむるものなり、東西を分たずして、各其鄕に死す、神氣充滿して、一方に偏せざるなり、

置常立儀、能守貞乎、常事通道能官人乎、故書其惡者、言其薄者、上聖之人口無虛習也、手無虛指也、物至而命之耳、發於名聲、凝於體色、此其可諭者也、不發於名聲、不凝於體色、此其不可諭者也、及至於至者、敎存可也、敎亡可也、

常法を置き、儀表を立て、能く貞しきを守る、常に行ふ事、上下に通ずる道、即ち孝悌忠信を行ふものは、官に就くべきなり、故に其常行通道を守らざる ものは、其惡と其輕薄とを書し言ふなり、上聖の人は、口に虛習なし、虛習とは物未だ至らざるに、先づ之を講習するをいふ、手に虛指なし、虛指とは、物未だ至らざるに、先づ之を指示するをいふ、聖人は物至りて、之に命ず、豫めせざるなり、又我之を敎ゆれば、彼れ知りて之を守り、其德行は名聲に發し、四體顏色に凝り成す、此れ其の敎へ諭すべきものなり、又名聲に發せず、體色に凝らざるもの、此れ下愚にして諭す可らざるものなり、天性至善の者に至りては、敎に資らず、敎を存するも可なり、敎を亡するも可なり、此は至道が人を治めて、之を成すをいふ、

○物至而命之耳　上聖の人は、先より講習せず、物至りて宜に隨ひ、之に命ずるのみ、○凝　成と同じ、○及至於至者　至善の人に於ては の意なり、○敎存敎亡　敎え諭すことは在りても亡ても可なりとい

持し、地自から載す、天は維持するなければ、天自から墜つ、地載することなければ、地自から沈む、

夫天不墜地不沈、夫或維而載之也夫、又況於人、人有治之、辟之若夫靁鼓之動也、夫不能自搖者、夫或搖之、夫或者何也、若然者也、

夫れ天の墜ざる地の沈まざるは、自から維ぎ載すればなり、夫况や此人生に於てをや、人生は自から治るありて、生活す、而して其治るは道に由る、夫の雷鼓の如し、夫れ雷鼓は自ら搖き鳴ることなし、之を搖かすものありて、動き鳴る、人が道に由りて動く如し、夫或といふ何ぞや、此の如くなるといふなり、此末句は或の字を解す、

○○靁鼓　前文にある、八面鼓のことなり、○夫或搖之　夫れ之を搖かすものありとの意なり、

視則不見、聽則不聞、灑乎天下滿、不見其塞、集於顏色、知於肌膚、責其往來、莫知其時、薄乎其方也、諄乎其圜也、諄々乎莫得其門、

此れ天地間の神氣を謂ふ、乃ち人を治て之を成すものなり、其氣たるや、之を視れば見えず、之を聽けば聞えず、灑乎として天下に充滿す、而してその塞がる所を見ず、此氣の顏色に集るや盛なり、又肌膚に知らるゝは榮枯の色あり、然れども、其氣の往來を責問するに、能く何時に往き、何時に來るを知ることなし、此氣薄乎として、たなびくときは、四方にわたる、諄乎として收れば、團となり、諄々乎として其門を得ることなし、渾沌として知るべからざるなり、

○○諄々乎　音は沌と同じ、渾沌といふが如し、氣の知るべからざる貌なり、

故口爲聲也、耳爲聽也、目有視也、手有指也、足有履也、事物有

譽の成るものは、虧くることあり、故に曰く、孰か能く名と功とを棄て丶、還衆人と同くするか、孰か能く功と名とを棄て丶、還た成ることなきに反るか、成ることなきは、其實は成るを貴ぶことあり、成ること有るは、其の成ること無きを貴ぶなり、凡そ成る無きを貴ぶ、是れ成るなり、成るあるを貴ぶ、是れ成る無きに反へる、蓋し人は成功に矜るゆゑに、不成功に終るなり、

日極則仄、月滿則虧、極之徒仄、滿之徒虧、巨之徒滅、孰能已亡己乎、效夫天地之紀、人言善亦勿聽、人言惡亦勿聽、持而待之、空然勿兩之、淑然自淸、

太陽も照す極れば西に仄ぶく、月光も滿れば虧く、極の徒は仄く、滿の徒は虧く、巨大なる徒は、滅亡す、孰れか能く我を忘る丶か、我を忘る丶は、夫の天地に效ふなり、天地は萬物を生育するに、自分の功なることを知らず、人も此の如くなるは、天地の萬物を紀綱するに效ふなり、人の善しといひて、我を譽るも、聽くこと勿れ、人の惡しゝといひて、我を毀るも聽くこと勿れ、持重して毀譽の定まる所を待つべし、其心は空々然として、毀と譽と分たざれば、毀譽兩ながら止み、身自ら淸し、

已亡已乎　孰か能く滿極の心を已めて、自分の身を忘る丶かといふなり、○淑然　淸潔なる貌なり、

無以旁言爲事成、察而徵之、無聽辯萬物歸之、美惡乃自見、天或維之、地或載之、天莫之維、則天以墜矣、地莫之載、則地以沈矣、

傍人の事なるといふを、眞に事成ると爲すなかれ、自ら之を察して、その驗徵を見よ、他人の巧辯を聽く勿れ、萬物の我に歸するに及んで、その爲す所の美惡は自ら見はる、蓋し人は自から守るを要す、天自から維

て、自ら傷ぶるものは、入るを主とする右手に在り、爰に左手は反て右手よりも貴し、是れ出入利害の辨なり、日を計らず、月を計らずして、但道に從ひて行ふ、故に事も從ひて成る、卜筮せずして、唯道に順へば吉、道に違へば凶なるを知る、道を守るものは靜默して、形自ら寛大になり、無爲にして居るも令名を致す、

去善之言、爲善之事、事成而顧反無名、能者無名、從事無事、審量出入、而觀物所載、孰能法無法乎、終無終乎、弱無弱乎、故曰、美哉岪々、

口に善言を吐かずして、身に善事を爲す、所謂不言實行のことなり、此の如きは、事成りて顧りて名なし、自分其能に矜らざるなり、能者の事に從ふは、其能を以て之を治むるゆゑ、事なきもの丶如く、其爲し難き跡を見ざるなり、又政を爲す道は、審かに出入利害の理を量りて、物の能く載せ任ずる所を觀察すべし、能く法なきに法ある、是れ行として、法ならざるなきなり、終りなきに終る、弱なるなきに弱なる、是れ亦た自ら行ひて、自ら知らず、意を用ひずして、自然に成るなり、故に曰く、此人は山の岪々として壯大なるが如し、

從事無事　才能あるもの丶事を爲す、人をして知らしめず、故に事なきが如し、○美哉岪々　岪々とは、山の盤紆して、壯大なることをいふ、

故曰、有中有中、孰能得夫中之衷乎、故曰、功成者隳、名成者虧、故曰、孰能棄名與功、而還與衆人同、孰能棄功與名、而還反無名、無成有貴其成、有成貴其無成、

故に曰く、中あり中あり、孰れか中の衷なる至極の中を得るか、故に、功業の成るものは、隳つことあり、名

而卑義、免於罪、是故、驕之餘卑、卑之餘驕、

故に曰く、鬼神の爲に佑けられて、福祥あるものは、人に義を行ふものなり、兵の不義なるは不可なり、强國にして驕るものは、其强を損す、弱國にして驕るものは、亟かに死亡す、强國にして自ら謙遜し其義を行ふものは、其强を伸張す、弱國にして自から謙遜し其義を行ふものは、罪を免れて、他の害を受けず、是の故に、驕の餘りは必ず卑弱となる、卑弱の餘りは、末に至り、强となりて驕る、

信其强　其强を伸す、信は伸と同じ、

道者一人用之、不聞有餘、天下行之、不聞不足、此謂道矣、小取焉則小得福、大取焉則大得福、盡行之而天下服、殊無取焉則民反、其身不免於賊、

道は、一人之を用ひて、餘りあるを聞かず、天下に之を行ふも、足らざるを聞かず、此を道といふ、小しく取れば、小しく福を得、大に取れば、大に福を得、盡く之を行ひて、天下服す、殊に道に取るなく、道を一切行はざれば、人民は背叛し、其身は賊殺を、免れざるなり、

左者出者也、右者入者也、出者而不傷人、入者而自傷也、不日不月、而事以從、不卜不筮而謹知吉凶、是謂寬乎形、徒居而致名、

人の手において、右は便にして、左は便ならず、便なるもの能く物品を製作す、故に財の我に入るを主とす、便ならざるものは、物品を製作すること能はず、徒に、其財を出し費すのみ、是れ出るを主とするなり、故に右手は左手よりも貴し、然れども左手の出すものにして、兵器を執りて、人を傷らず、其兵を執り

物至而名自治之、正名自治之、奇身名廢、名正法備、則聖人無事、不可常居也、不可廢舍也、隨變斷事也、

是を以て、聖人の國を治むるや、我身を靜かにして、之を待つ、物至りて、其名につき、自ら治めしむ、名を正すは其物をして自ら事を治めしむるなり、若し身を曲げて、臣たるものが臣の行ひを爲さず、子たるものが、子の行ひを爲さゞるときは、臣にして臣の名なく、子にして子の名なし、是れ名廢するなり、名正しく、法備はるときは、天下自ら治る、聖人も復た爲す可き事なし、但し常一定の地に居るべからず、彼の事を是として、常とすべからず、此事を非として、廢舍すべからず、彼れも此れも、其變ずる所に隨ひ、事を斷ずべし、可も時としては、非となり、非も時としては、可となることあり、

奇身　身を曲げ倚せるなり、奇は倚と通ず、○名自治之　名に背かずして、名を正しくすれば、國家は自ら治る、是れ名自ら治むといふ、

知時以爲度、大者寛、小者局、物有所餘、有所不足、兵之出、出於人、其人入入於身、兵之勝從於適、德之來從於身、

事を成すには、時宜を知りて度とす、大なるもの、寛かにして、小なるものは、局促す、物には餘る所あれば、又足らざる所あり、兵の出るは、人によりて出づ、人は兵の本なり、其人の入るや、爾に出るものは、必ず爾に反る理にして、兵の入るときは、其餘害は、兵を用ひたる君の身に入る、蓋し兵の勝利は、敵に從ふ、敵弱く備へざるは、皆勝つべし、德の來るは、身に從ふ、身修れば德必ず來る、

故曰、祥於鬼者、義於人、兵不義不可、强而驕者、損其强、弱而驕者、亟死亡、强而卑義、信其强、弱

生、知其衆則索其形、緣其理則知其情、索其端則知其名、

之を上にしては、天に隨ひ、其次は人に隨ふ、所謂天に應じ人に順ふなり、人倡へざれば和せず、人倡へて和す、事成らざるなし、天始めざれば隨はず、故に其言は廢せず、其事は墮さず、言行の天に順ひ、人に隨ふときは、廢墜の患ひなし、始を推し原ね、實を計りて其生ずる所に本づき、其象を知るときは、其形を索む、其理に緣れば、其情を知る、其端を索むれば、其之に名づくる所以を知る、此れ皆聖人の形に因りて、名を命ずる事なり、

其事也不隨　隨は墮に作るべし、其事の敗れ墜ちざるをいふ、○其象其形　象は貌ありて質なきをいふ、スガタのことなり、形は質ありて夫々の形をなすを言ふ、

故苞物衆者莫大於天地、化物多者莫多於日月、民之所急、莫急於水火、然而天不爲一物枉其時、明君聖人亦不爲一人枉其法、天行其所行、而萬物被其利、聖人亦行其所行、而百姓被其利、是故萬物均既誇衆矣、

故に物を苞み容るゝその衆きものは、天地より大なるはなし、物を化生する多きものは、日月より多きものなし、物は皆陰陽の氣を稟けて、然る後に、化生す、人民の急にする所のものは、水火より急なるはなし、一日も水火なければ、生理全からざることあり、然れども、天は一物の爲に、其時を枉げず、賢聖の君といへども、亦一人の爲に、其法を枉げず、天は其行ふ所の霜雪、雨露を行ひて、萬物は其利を被る、聖人も亦其行ふ所の、善を賞し惡を罰することを行ひて、百姓は其利を被る、是の故に天と聖人とは、私なくして萬物均しく利を被ること、既に大に衆きなり、

苞物　苞は包と同じ、○誇衆矣　誇は大にして、衆は多なり、

是以聖人之治也、靜身以待之、

服四固、是故、聖人一言解之、上察於天、下察於地、

凡そ心の形は、知に過れば、心を物に役し、生を失ふに至る、是の故に、内に精氣を聚めて、生を保つ源泉とす、此源泉の竭ざるときは、表裏とも通達す、此源泉の涸れざるときは四支も堅固なり、能く源泉たる精氣を用れば、四支堅固にして、其身に被り及ぶ、是故に、聖人一言を以て之を解す、上は天理に明にして、下は地義を察すと、即ち上下の物に通ぜざるなきをいふなり、

爲原　原は源と同じ、水源のこと、○被服四固　四支の堅固の二字を取りて四固といふ、

白心第三十八　短語十二

心の純白にして、神生じ靈通ずるを述ぶ、

建當立有、以靖爲宗、以時爲寶、以政爲儀、和則能久、非吾儀雖利不爲、非吾當雖利不行、非吾道雖利不取、

凡そ國を治る法は、先づ立つべきものを建るなり、靖靜にするときは、思慮審かにして、理に違ふことなし、故に、事を建るに、靜を以て宗旨とす、又事を建るに、時に非れば、善事といへども成らず、故に時を以て寶とす、其事を節制するは、政なれば政を以て儀とす、和同ずれば能く久し、吾が儀則とするに非れば、利益あるも爲さず、吾が正當とすることに非れば、利益あるも行はず、吾が道に非れば、利益ありとも取らざるなり、

○立有　此の有の字は、者に作るべし、古本には、有の字を句とす、建るに立つべきもの有りといふ、

上之隨天、其次隨人、人不唱不和、天不始不隨、故其言也不廢、其事也不隨、原始計實、本其所

故貨之不足以爲愛、刑之不足以爲惡、貨者愛之末也、刑者惡之末也、

昔し賢明なる王は、天下を愛する故に、天下は附き從ふ、暴逆の王は、天下を惡む故に、天下離叛す、民に貨財を與ふるは、愛の末なり、民を刑するは惡む末なり、愛惡は心を以て本とす、

凡民之生也、必以正平、所以失之者、必以喜樂哀怒、節怒莫若樂、節樂莫若禮、守禮莫如敬、外敬而內靜者、必反其性、

凡そ人民の生ずるや、必ず心の正しく平かなるを以てす、正平を失ふ所以のものは、必ず喜ぶ樂しむ哀しむ怒るの四の者が、其度に過るを以てなり、又その怒を節するは、樂に若くものなし、樂に過ぐるは、淫にして其生を傷ぶる、故に樂を節するは、禮に若くはなし、禮を守るは、敬に若くはなし、外に敬して內に靜かなるものは、必ず天性の善に反へるなり、

豈無利事哉、我無利心、豈無安處哉、我無安心、心之中又有心、意以先言、意然後形、形然後思、思然後知、

人の本性に反るや、心に利安の欲なし、豈に利事なからんや、利事あれども、我に利心なし、豈に安處する所なからんや、我に安ずる心なし、心の中に又心あり、之を人の精神といふ、此の精神ありて、道に致すべし、意起りて言に先んず、言はんと欲する、是れ意あり、意ありて然る後に心に形はる、形はれて然る後に思ふ、思ひて然る後に知ありて、諸事に應ず、

凡心之形、過知失生、是故、內聚以爲原、泉之不竭、表裏遂通、泉之不涸、四支堅固、能令用之被

靜者筋肕而骨强、
聖人の道は高く大にして、人は其狀を認る能はず、之を視るに、存する若く、亡する若く、援りて之を用ゆる、終身亡びず、時と變じて易らず、物に應じて移されず、日々に之を用ゆるも、傷ぶることなし、人も能く心の正しく靜かなるときは、筋堅くして、骨强し、是れ萬事に應じて、損傷することなきをいふ、
用之不化　上句に既に不化の字あり、此は不傷に作るべし、○筋肕　筋の堅くなること、肕は堅なり、

能戴大圓者、體乎大方、鏡大淸者、視乎大明、正靜不失、日新其德、昭知天下、通於四極、金心在中不可匿、外見於形容、可知於顏色、善氣迎人、親如兄弟、惡氣迎人、害於戈兵、不言之言、聞於雷鼓、金石之形、明於日月、察於父母、
能く大圓の天を戴きたるものは、大方の地を體す、大淸なる道を照し見るものは、大明なる物理を視る正靜にして失はず、日々に其德を新にす、昭々として天下を知るときは、遠く四極の事に通達す、精金の如き心が身中に在るときは、外に見はれて匿すべからず、外は形容に見はれ、顏色に知る可し、善氣を以て人を迎ふれは、親しむこと弟と兄との如く、惡氣を以て人を迎ふれば、戈兵よりも害す、心に匿したることの、外に見はるを、不言の言といふ、口舌を以て、發表するが如く、人之を聞くことは、雷鼓に同じ、金心は耀かざるなく、知らざるなし、日月よりも明なり、父母が其子を知るよりも察かなり、
○金心　金の物たる精純なり、心の用たる昭明なり、故に金の如き心といふ、金心が內にあれば外に見はる
○雷鼓　八面鼓といふ、連接したる太鼓にて、其聲は雷の如し、

昔者、明王之愛天下、故天下可附、暴王之惡天下、故天下可離、

執る君子なり、一を執りて失はざるもの、能く萬物の君と爲りて、德の光明なるは、日月と同じく、行ふ所の理は、天地と同じきなり、

聖人裁物、不爲物使、心安是國安也、心治是國治也、治也者心也、安也者心也、治心在於中、治言出於口、治事加於民、故功作而民從、則百姓治矣、

聖人は能く庶物を裁制す、物の爲に使はれず、人君たるものゝ、心安きは、是れ國安きなり、心治まれば、是れ國治るなり、治まるものは心に在り、安なるものも心に在り、治心の身中にあれば、治言は口より出づ、治事は民に加はる、故に功業成りて民從へば百姓治るなり、

心治是國治　國家は、人君の心の治安に從ひて成る、故に心を愼まざるべからざるなり、○出於口　號令し、諮ひ謀ることをいふ、

所以操者非刑也、所以危者非怒也、民人操、百姓治、道其本至也、至不至、無非所人而亂、凡在有司執制者之利、非道也、

操り持て、民人に非を爲さゞらしむる所以のものは、刑罰に非るなり、民人を危く懼れしむるものは、威怒するに非るなり、民人が道を操り守れば、百姓皆治るなり、道は本來至極のものなり、其至極の道に至らざるときは、入る所にして大亂に非るなし、凡そ有司役人の制度を執るものゝ、利する所に在りて、所謂る道に非るなり、

所人而亂　人は入に作るべし、入る所にして、大亂ならざるなしといふ、

聖人之道、若存若亡、援而用之、歿世不亡、與時變而不化、應物而不移、日用之而不化、人能正

下を亂さずして、天下治る、意を專らにし、心を一にすれば、耳目自ら端正にして、遠事の證驗を前知す、

物載名而來　凡そ物に形あれば、名を載せ來る、譬へば一物あれば、一名あり、名を裁制して、自ら治る、君に事へる形あれば、臣の名を載せ來る、其臣の名あれば、臣たるの務を爲さしむ、父に事る形あるものは、子といふ名を載せ來る、故に子の務を爲さしむ、此類にして、一物も、名なきは之れ無し、

能專乎、能一乎、能毋卜筮、而知凶吉乎、能止乎、能已乎、能毋問於人、而自得之於己乎、故曰思之、思之不得、鬼神敎之、非鬼神之力也、其精氣之極也、

能く心を專らにし、意を一にすれば、卜筮を待たずして、能く凶吉を知る、能く止んか、能く已まんか、外に求めず、能く人に問ふなくして、自ら之を我に得るか、故に曰く、之を思ふ、之を思ひて得ざれば、鬼神之に敎ゆ、是れ鬼神の力に非ず、其精氣の極なり、蓋し其氣を專一にする極は、能く其思ふ所を得るなり、○凶吉　凶を前にし、吉を後にするは、上句の能一と韻を合すなり、○能止能已　止り已めば心動かずして虛なり、神明來り舍る、故に能く人に問はずして、之を我に得るなり、

一氣能變曰精、一事能變曰智、慕選者所以等事也、極變者所以應物也、慕選而不亂、極變而不煩、執一之君子、執一而不失、能君萬物、日月之與同光、天地之與同理、

其氣を專一にし、能く暗を變じ明と爲すを、精といふ、其事を專一にし、能く危を變じて安と爲すを、智と曰ふ、思慕して選擇するは、其事を齊しくする所以なり、其變更を極むるは、萬物に應ずる所以なり、思慕し選擇して、亂れざる、極變して煩はざるは、一を

て、德來らざるなり、心の專一にならざるものは、心治らず、形を正し德を修るものは、萬物各其所を得、其道は翼然として、和かに自ら來る、鬼神も其究極する所を知るなし、昭かに天下の事を知り、四極の遠地までも通明になるなり、是の故に、外物を以て、耳目鼻口の官を亂すなかれ、又その官を以て、心を亂す毋れ、此れ之を內德を得と謂ふ、

中不精　中は心なり、心の雜駁ならずして、專一なるを精といふ、○飾德　德を修ること、飾はいましめ修るなり、○翼然　和ぐ貌なり、○四極　四方の窮極にて、遠地のこと、○亂官　耳目鼻口を官といふ、私欲動くときは、外物來りて、耳目を亂す、○內德　心の中に得る所の道なり、

是故、意氣定、然後反正、氣者身之充也、行者正之義也、充不美、則心不得、行不正、則民不服、是故、聖人若天、然無私覆也、若地然、無私載也、私者亂天下者也、

是の故に意氣定まりて、然る後に正に反る、氣は身に充るものなり、行ひは正しくする義あり、氣の充る美ならざれば、心に得ることなし、行ひ正しからざれば民服せざるなり、是の故に、聖人は天のごとく然り、私に覆ふことなし、地の若く然り、私に載することなし、私するは、皆天下を亂すものなり、

意氣定　私欲なきときは、意志氣象ともに、安定す、故に能く正に反るなり、○氣者身之充也　身は樽のごとし、氣は酒のごとし、樽は酒を以て實と爲す、身は氣を以て充と爲す、○充不美　身中に充る氣は、美潔ならざれば、心に正を得ざるなり、汙濁の氣の充るときは、心を蕩かし姦惡を爲すなり、

凡物載名而來、聖人因而財之、而天下治、實不傷、不亂天下而天下治、專於意、一於心、耳目端、知遠之證、

凡そ物は、其名を載せて來る、聖人は因りて之を裁制す、而して天下治る、實は天下の理を傷らず、故に天

因其能者、言所用也、

人の過は自ら意を用ゆるに在り、罪は舊法を變化するに在り、自ら用ゆるときは、心虛ならず、虛ならざれば、物に忤ふことあり、變化すれば僞りの心生ず、僞り生ずれば、國家は亂るゝなり、故に道は因を貴ぶ、因は其能者に因る、因るとは、用て國家を治る所のものをいふ、

爲生　詐僞の生ずること、爲は僞の誤なり、○因者　能者に就て用ゆ、故に因といふ、是れ自ら用ひざるなり、

君子之處也、若無知、言至虛也、其應物也、若偶之、言時適也、若影之像形、響之應聲也、故物至則應、過則舍矣、舍矣者、言復所於虛也、

君子の居るや、知の無きものゝ若しとは、心の至虛なるを言ふ、其物に應ずるや、之を偶合する如く、時宜に適するを言ふ、影の形に像りて現出し、響の聲に應ずる如く、速に應ず、故に物至れば、應ず、過れば舍つ、舍つとは、復た本の虛にかへり居ることをいふなり、本篇は、古の道術を述ぶ、昭々として日月を揭ぐるが如し、其文は約にして、其義は微なり、老子五千言の要旨なり、

心術下第三十七

短語十一

形不正者、則德不來、中不精者、心不治、正形飾德、萬物畢得、翼然自來、神無知其極、昭知天下、通於四極、是故曰、毋以物亂官、毋以官亂心、此之謂內德、

人の形の正しからざるものは、行ひ修らざるものに

人は强毅なるに自立す、善行を勉め、才能を玩味し、事故に動作するものなり、聖人は常人の如く爲すことなし、爲す無きは物と異なり、爲すものと異なれば虛なり、虛とは、萬物の首なり、故に、其身虛靜なれば天下の主となるべしといふ、

未於能　未は味に同じ、才能に玩味するをいふ、○虛者萬物之始　虛なるゆゑ萬事に應ずる窮り無し、○有形は無形に生ず、○天下始　始とは首といふごとし、天下の首は天子なり、

人迫於惡、則失其所好、怵於好、則忘其所惡、非道也、故曰、不怵乎好、不迫乎惡、惡不失其理、欲不過其情、故曰、君子恬愉無爲、去智與故、言虛素也、

人も惡の爲に、迫り窘しめらるゝときは、其の好む善を失ふ、又好むことに、怵はるゝときは、惡む所を忘る、是皆正道にあらざるなり、故に曰く、好きに怵はれず、惡きに迫られず、惡しきも、其理を失はず、欲も其情に過ぎず、故に曰く、君子は恬愉にして爲す無し、其心虛にして、性質素なり、虛素なるゆゑに、爲す所なきに安んじて、智と事とを去るなり、

其應非所設也、其動非所取也、此言因也、因也者、舍己而以物爲法者也、感而後應、非所設也、緣理而動、非所取也、

其物に應ずるも、預め設くる所にあらず、其動きて事を爲すも、我の擇び取る所に非ず、彼れ來りて、我之に因るを言ふ、因とは、我を舍てゝ、物を以て法となし、我は之に循ふのみ、感じて後に應ず、設くる所に非ず、其爲すべき理に因りて動く、我の擇んで、取る所に非るなり、

過在自用、罪在變化、自用則不虛、不虛則忤於物矣、變化則爲生、爲生則亂矣、故道貴因、因者

名、姑形以形、以形務名、督言正名、故曰聖人、

其宮を清潔にし、其門を開明にす、宮は心をいふなり、心は、智識の宿舍なり、故に宮を清潔にすとは、欲望の過ちを去るなり、門とは、耳目をいふ、耳目は聞見する所以のものなり、物には、固より形あり、形あれば名あり、此れ名は、實に過ぐるを得ず、實は虛名を延くことを得ず、姑らく現はすに形を以てし、形に由りて名を生じ、名と形と適合せしむ、以て言を正し、名を正しくす、之を聖人と曰ふ、

此言　言の下に名の字を脫するなり、此は名は實に過ぐるを得ず、實は名を長くするを得ずとの意にて、名實相當るをいふ、〇延名　名を實よりも長くすること、〇督言　言を正しくす、

不言之言應也、應也者以其爲之人者也、執其名、務其應、所以成之、應之道也、無爲之道、因也、因也者、無益無損也、以其形因爲之名、此因之術也、名者聖人之所以紀萬物也、

此は上に在る、不言不爲の事を述ぶるなり、不言にして言ふは、已むを得ずして應ずることをいふ、應ずとは、其之を爲す人あるを以て、それに應ずるなり、其名を執りて、其形に責む、例へば、子の形あれば、之に子の名を責む、子が孝を爲すときは、父之に應じて、慈を竭す、故に諸事の成るは、應の道なり、無爲の道は、因なりといふは、實に爲す無に非ず、彼れ來りて、我之に因る、我れ爲すなきゆゑに、因は、益もなく損もなく、直に其形に因りて、之が名を爲す、是れ因の術なり、名は、聖人の萬物を紀し理むる所以なり、

人立於强、務於善、未於能、動於故、者也、聖人無之、無之則與物異矣、異則虛、虛者萬物之始也、故曰可以爲天下始、

する權より出るものにて、權は道より出づ、道に本づかざれば、輕重得て權るべからず、道なるものは、動て其形を見ず、施して其德を見ず、萬物皆然るを得て、德の廣きは、其極度を知るべからず、故に曰く、道は安んじて就くべし、之を說くべからざるなり、

莫人言至也、不宜言應也、應也者、非吾所設、故能無宜也、不顧言因也、因也者、非吾所顧、故無顧也、

道は人の能く言ふもの無し、至極のものなればなり、其言ふべからざるは、應ずる故なり、應ずるとは、吾が豫め設くる所にあらず、物に應じて變ずるなり、故に人は其宜しきを測り知る無し、顧る能はず、事起りて後に、之に因るのみ、吾が爲す所にあらず、ゆゑに顧みるに術なきなり、

不出於口、不見於色、言無形也、四海之人、孰知其則、言深囿也、天之道虛、地之道靜、虛則不屈、靜則不變、不變則無過、故曰不伐、

口に出さず、色に見はさざるは、形なきを言ふなり、四海の人、孰れか其則を知らんとは、深邃なる囿の、測る可らざるを言ふなり、天の道は、虛にして、地の道は、靜なり、虛なるときは、牴觸なきゆゑに、屈撓することなし、靜かなるときは、變動せず、變動なければ、過ちたる行あることなし、故に伐はずといふ、

囿　禽獸を飼養する處なり、或は曰く、囿は有の意なり、

潔其宮、開其門、宮者言心也、心也者、智之舍也、故曰宮潔之者、去好過也、門者謂耳目也、耳目者、所以聞見也、物固有形、形固有名、此言不得過實、實不得延

者、其謂所得以然也、以無爲之謂道、舍之之謂德、故道之與德、無間、故言之者不別也、間之理者謂其所以舍也、

德とは道の舍る所にて、物は亦之を得て生ず、生知あれば、其職を盡すを得て、乃ち道の精粹を稟るものなり、故に、德は得なり、得とは、道を得て、善くするところを謂ふなり、無爲を以て、天の自然なる如くす、之を道といふ、道を身に舍す、之を德といふ、故に道と德と間なし、故に之を言ふもの、德と道と、差別なきなり、其理に於て、間つべきは舍るものと、舍す所以のものとの差あるのみ、

義者謂各處其宜也、禮者因人之情、緣義之理、而爲之節文者也、故禮者謂有理也、理也者明分、以諭義之意也、故禮出乎義、義出乎理、理因乎宜者也、

義とは、各其宜しきに處するをいふ、諸事適當の處置を爲すことなり、禮とは人の情に因り、義の理に緣り、之が節文を爲すものなり、故に禮は理あるをいふ、理は上下の分を明にして、長幼貴賤の義を諭すものなり、故に、禮は義より出で、義は理より出づ、理は其宜しきに因るものなり、

法者所以同出不得不然者也、故殺僇禁誅、以一之也、故事督乎法、法出於權、權出乎道、道也者動不見其形、施不見其德、萬物皆以得然、莫知其極、故曰可以安、而不可說也、

法とは同く然らざるを得ざるに出る所以なり、故に殺僇し、禁誅して、以て之を同一にす、故に事は法において糺正するなり、法は輕重を權り、其宜しきを制

館不辟除、則貴人不舍焉、故曰、不潔則神不處、

人の職とする所は、其道に精熟するに在り、心に私欲を去れば、宣び通ず、宣び通ずれば心安んじて能く靜かなり、心靜なれば、外に馳せずして、精熟す、而して獨り心に得るもの成る、心に得るもの、明なれば、神の如くなる、神は至貴なるゆゑに、館宅を清淨に辟らき、掃除せざれば、貴人の舍らざるが如く、心を十分清潔にせざれば、神は處らざるなり、

人皆欲知、而莫索之、其所以知彼也、其所以知此也、不修之此、焉能知彼、修之此、莫能虛矣、虛者無藏也、

人は皆知を欲す、然れども之を索るは不可なり、彼を知る所以は、此を知る所以なり、彼此異なりといへども、之を知る所以は、一様なり、之を此に修め、心之が爲に役すれば、能く虛なることなし、心虛ならざれば知生ぜず、故に知を索るもの、知を致すことなし、虛なるものは、心に一物を藏することなきなり、

故曰去知則奚率求矣、無藏則奚設矣、無求無設、則無慮、無慮則反覆虛矣、天之道虛其無形、虛則不屈、無形則無所位迕、無所位迕、故徧流萬物而不變、

故に曰く、知を欲する心を去れば、奚ぞ率ひ求むることをせん、心に一物の藏するなきときは、奚ぞ設け置くことあらん、求めなく、設けなくば、心に慮ることなし、慮ることなければ、反覆して虛なり、故に知を求めずして、知自ら至る、天の道は虛にして、形なし、虛なれば物に牴觸することなし、屈撓することなし、形なければ物と逆ふことなし、物に迕ふことなし、故に萬物に流布して、其道を變ぜざるなり、

德者道之舍、物得以生、生知得以職道之精、故德者得也、得也

言不奪能、能不與下、誠也、毋先物動者、搖者不定、趮者不靜、言動之不可以觀也、

故に曰く、君たるものは、馬に代りて走ることなかれ、又は鳥に代りて、飛ぶことなかれ、他の才能を奪ふ可からざるなり、群臣をして、各其才能を盡さしめ、奪ひて我の功となさず、我に能ありといへども、臣下の事に與からず、誠を以て、下に接すべし、物に先だち動くこと毋れ、搖くものは定まらず、躁ぐものは、靜かならず、動きては、他人の爲す所を觀る可らず、

位者謂其所立也、人主者立於陰、陰者靜、故曰、動則失位、陰則能制陽矣、靜則能制動矣、故曰靜乃自得、

位とは、其立つ所をいふなり、人主は、南面して北に坐す、是れ陰に立つなり、陰は靜なり、故に動けば、位を失ふといふ、陰なれば能く陽を制す、靜なれば、能く動を制す、故に曰く、靜なれば、乃ち自得すと、

道在天地之間也、其大無外、其小無內、故曰、不遠而難極也、虛之與人也、無間、唯聖人得虛道、故曰、並處而難得世、

道の體たるや、天地の間に在りて、其大なるは、此外なく、其小なるは、此內なし、天地の間に充滿す、故に遠からざるも、極めがたし、蓋し道は虛にして人に接する寸隙無く、身を離れざるものなり、唯だ聖人は、虛道を得たり、故に曰く常人は道を知らず、之と並び處りて得ること能はず、道に逹ふことを爲すと、

難得世　世は也の誤なり、

人之所職者精也、去欲則宣、宣則靜矣、靜則精、精則獨立矣、獨則明、明則神矣、神者至貴也、故

與故、其應也非所設也、其動也非所取也、過在自用、罪在變化、是故、有道之君、其處也若無知、其應物也、若偶之、靜因之道也、

人を刑して之を殺すは、人が死を惡むを以てなり、之を不利にするは、人が利を好むを以てなり、利を好む心なければ、利を以て誘く可らず、是を以て、君子は好む所を怵はず、惡む所に迫らず、恬愉として心安らかにして爲すなし、智と事とを去り、忘るゝなり、其應ずるや、設くる所にあらず、其動くや取る所にあらず、過は自ら用ゆるに在りて、罪は變化に在り、小聰明を以て、舊章を改め變ずれば、罪を成す、有道の君は、其處るや知るなきが如く、其物に應ずるや、符節を合はすがごとし、是れ皆虚靜にして、理に因る道なり、

怵。　誠に通ず、誘なり、

心之在體、君之位也、九竅之有職、官之分也、耳目者視聽之官也、心而無與於視聽之事、則官得守其分矣、夫心有欲者、物過而目不見、聲至而耳不聞也、故曰、上離其道、下失其事、故曰、心術者、無爲而制竅者也、

此以下は前段の文を解するなり、心の體に在るや、君の位なり、耳目鼻口の七竅及び下部の二竅の職司あるは、官の分なり、耳は聽くことを司り、目は視ることを司る、心にして視聽の事に與ることなければ、官は其分を守ることを得、夫れ心に欲あるものは、物過て目に見えず、聲至りて耳に聞えざるなり、故に曰ふ、上たるもの、其道を離れ、下たるもの、其事を失ふ、故に曰く、心術は己に爲すことなく、唯だ九竅を制するものなり、

故曰、君無代馬走、無代鳥飛、此

大道可安、而不可説、直人之言、不義不顧、不出於口、不見於色、四海之人、又孰知其則、天曰虛、地曰靜、乃不伐、

夫れ道は、無形なり、無聲なり、神を體して、之を安んずれば、理ありて存す、如し之を説かんとすれば、言ふ可きなし、道を安んずる直人は、直を以て物に應ず、其言は義を設けず、顧みず、口に出さず、色に見はさず、四海の人も、其法則と爲す所を知らず、能く天道を體して、虛となり、地道に順ひて、靜となる、故に人は之を伐はず、

潔其宮、開其門、去私毋言、神明若存、紛乎其若亂、靜之而自治、强不能徧立、智不能盡謀、物固有形、形固有名、名當謂之聖人、

宮とは、心の宅をいふ、靈魂を淸潔にし、其門戸たる耳目を開通し、私欲を去り、言ふなし、神明存在するごとし、紛然として、世事の亂るゝあるも、但靜かにして、自ら治め、强と智とを忘る、故に事立ち謀成る、强にては徧く立ること能はず、智にては盡く謀る能はず、抑も物には形あり、形あれば、固より名あり、形を立て、名の當る、之を聖人といふなり、

名當　此は名當於形と作るべきなり、

故必知不言無爲之事、然後知道之紀、殊形異執、不與萬物異理、故可以爲天下始、

故に不言無爲の事を知り、然る後に、道の綱紀を知る、人に君たるものは、形を殊にし、勢を異にするも、萬物と理を異にせざるゆゑに、天下の主となるべし、

人之可殺、以其惡死也、其可不利、以其好利也、是以君子不怵乎好、不迫乎惡、恬愉無爲、去智

心なく、自然に任して行はる、今人は、馬に代りて走る毋れ、其力を盡さしむ、鳥に代り飛ぶなかれ、其羽翼を弊さしむ、物に先んじ動く毋れ、以て其法則とする所を觀察すべし、動けば位を失ひ、靜にして自ら得らるゝなり、

道不遠而難極也、與人並處而難得也、虛其欲、神將入舍、掃除不潔、神乃留處、人皆欲智而莫索其所以智乎、智乎智乎、投之海外無自奪、求之者不得處之者、

夫れ道は遠からざるも、其理を極め難し、人と並び處るも、其心を得がたきなり、人は嗜欲の念を空虛にすれば、神來りて入り舍らんとす、心の不潔を掃除すれば、神は留り處る、人は皆智あらんと欲すれども、其智なる所以を索ることなし、心虛なれば、智生ず、智を求るときは、反て不智に陷る、智か智か、之を海外に投ずべし、自ら智に奪はるゝなかれ、智を求るものは、智に處ることを得ず、

夫正人無求之也、故能虛無、虛無無形、謂之道、化育萬物、謂之德、君臣父子、人間之事、謂之義、登降揖讓、貴賤有等、親疏之體、謂之禮、簡物小末一道、殺戮禁誅謂之法、

夫れ正人は、智を求むるなきなり、故に能く虛無なり、虛無にして、形なきを道といふ、萬物を化育するを德といふ、君臣なり、父子なり、人間の事は、之を義といふ、登降し揖讓し、貴賤に等ある、親疏の體は、之を禮といふ、事物の微小にして、道に純一ならざるものを、簡擇して、之を殺戮し、禁誅するを法といふ、○登降　堂に登り、又降る、禮の事なり、○揖讓　手を屈し禮を爲して、讓ることなり、

祥を祈ることあり、又之を祭るに、鼠應廣とて、鼠の物を貪るが如く、廣く應じ求めて、種々の物を聚むる祭りあり、所謂百味を備ふるごとし、又器の奇なる、偶なるは、陰陽の數にして、奇なるは陽、偶なるは陰なり、華若落とは、祭時の物たる、花の落る如く、美麗なるをいふ、是れ祭の名なり、是の故に、天子の國たる、圖にして其樹及び庶物を備具するなり、

星熺　熺は星の明なり、○熰　熱の甚しきをいふ、旱熱のことなり、○朐　朐は遠なり、來歳の爲に祈ること、○鼠應廣　鼠應廣の實と、華若落の名と、相對す、皆其文を奇にするなり、祭時には、其名を美にする習慣あり、牛を一元大武と曰ひ、豕を剛鬣といふ類なり、

心術上第三十六　短語十

心の體に在るは、身の中に當り、身の運轉は、心の使ふ所なるゆゑに、之を心術と曰ふ、

心之在レ體、君之位也、九竅之有レ職、官之分也、心處二其道一、九竅循レ理、嗜欲充益、目不レ見レ色、耳不レ聞レ聲、故曰、上離二其道一、下失二其事一、

心の身體に在る、人君の位なり、眼耳鼻口の七竅及下部の二竅は、各其職あり、百官有司の分なり、心の君常に能く道を順へば、九竅の司る所も、各理に循ひて應じ、君の嗜欲充盈して動くこと、理に違へば、九竅も其職を失ひ、目に色を見ざる所あり、耳に聲を聞かざることあり、故に曰く、上其道に離れば、下其事を失ふ、

毋レ代二馬走一、使レ盡二其力一、毋レ代二鳥飛一、使レ弊二其羽翼一、毋レ先レ物動、以觀二其則一、動則失レ位、靜乃自得、

今や天下の人は、道を以て心あるものとするも、道は

木も曾て通交せざる、野に移るもの あらん、即ち、夷狄の來り伐ちて、物を奪ふことあらん、

然則、人君聲服變矣、則臣有依駟之祿、婦人爲政、鐵之重、反旅金、而聲好下曲、食好鹹苦、則人君日退亟、則谿陵山谷之神之祭更、膺國之稱號亦更矣、視之亦變、觀之風氣、

夷狄の入り伐つ世に至れば、人君の用ゆる、聲樂なり、衣服なり、皆變ず、臣下にも駟馬の車に依るもの多くなり、婦人の政治家あり、金より廉なる數十倍なる、鐵の貴重なる、反りて數十金を陳ぬるに至る、而して音樂は下等の曲を好み、食は鹹苦を好む、禮俗敗れて、人は賤劣なるゆゑに、皆下等の事を好む、人君は日々に退き衰へること急亟なり、谿陵や、山谷に祭る、神の祭も變更す、膺國とて周室の稱號も、亦更改す、之を視るもの、皆變じ、乃ち人の風采と氣象とを觀て、天下を治るか治めざるかを、トするに至る、

聲服變矣　聲は音樂のこと、服は衣裳のこと、變じて中國と異なるに至る、○反旅金　反りて鐵一斤と、金數斤となるゆゑ、金を陳列して、鐵を得るをいふ、旅は陳列することなり、○膺國　天命を膺けて、天子となる國、即ち周室、○視之亦變　唯だ神祭稱號の變ずるのみならず、視る所のもの皆變ず、

古之祭、有時而星、有時而星熺、有時而熰、有時而朐、鼠應廣之實、陰陽之數也、華若落之名、祭之號也、是故、天子之爲國、圖具其樹物也、

祭は大典にして、王者姓を易ふる時は、各其貴ぶ所を祭る、故に、古人の祭る所を擧げて其法を示す、古の祭りは、時ありて、二十八宿の星を祭る あり、時ありて星熺とて明星を祭ることあり、時ありて旱熱の甚しきを祭ることあり、時ありて遠く來歲を祭りて、福

哀、胡得而治動、

且つ夫れ、天地の精氣は五つあり、木火土金水なり、必ずしも萬物生成の沮害を爲すには限らず、然れども、其急速にして、常行に反き、其氣のかさなるときは、動もすれば、萬物の進退を毀ち破る、即ち天數の得て知り難きものにして、此の形は時ありて變ず、蓋し天地の災は、氣の不和に起り、平和の陽氣を沮害するあり、故に順從して、辭令の靜かなるが如くせば、沮害の事なし、有餘の氣の潜然として、隱れ動く、陰薆の氣の哀傷する、皆見る可らず、桓公曰く、然らば如何にして、其動を治めんか、

對曰、得之衰時、位而觀之、佁美然後有輝、修之心、其殺以相待、故有滿虛哀樂之氣也、故書之帝八、神農不與存、爲其無位、不能相用、

管子對て曰く、之を氣の衰ふる時に得て、木火土金水の位に就き、之を觀察し、其美を佁めて、去らしめず、然る後に氣候調ひて、物に光輝あり、邪氣起れば、之を心に修め、之を減殺して、其氣の衰ふるを待つ、故に氣には滿虛哀樂の四變あり、故に古の書の五帝三王は八人共に氣を察す、神農は其中に與かり存せず、其位なきが爲に、相用ゆべからず、

神農以下の三句は、所謂錯簡にて、解すべからず、

問運之合滿安藏、二十歲而可廣、十二歲而聶廣、百歲傷神、周鄭之禮、移矣、則周律之廢矣、則中國之草木、有移於不通之野者、

桓公問ふ、運祚の合滿なる理は何處に藏るゝか、管子對へて曰く、今より二十歲にして、我國は廣かるべし、夫より十二歲にして、廣き所を攝し整ふべし、又百歲にして、天下大に亂れて、傷害は鬼神に及ばん、周と鄭との禮も、移り、周の法律も廢せん、中國の草

爲聲樂、

桓公問ひて曰く、天地の物を生ずる形は、時ありて變ずるなり、管子對へて曰く、陰陽の分定まるときは、甘き草も、苦き草も、其性異なれども、倶に生ず、其宜しきに從へば、酸きものも、鹹きものも、其味和す、而して五行の形と、五色と定まる、形色已に定まる、因て五音となりて、聲樂となる、

○五色　木火土金水の五行より、青赤黄白黒の五色を發し、宮商角徵羽の五音も發するに至る、其元は五行なり、五行は陰陽の二氣に本づく、

夫陰陽進退滿虛亡時、其散合可以視歲、唯聖人不爲歲、能知滿虛、奪餘滿、補不足、以通政事、以贍民常、地之變氣應其所出、水之變氣、應之以精、受之以豫、天之變氣、應之以正、

夫れ陰陽は常に進退滿虛す其止る時なし、其散合は、以て歲の豐凶を視るべし、聖人は歲を造る能はざるも、能く滿虛の在る所を知る、餘滿なるを奪ひ、不足するを補ふ、以て政事を通じ、民常を贍はす、地の變氣は其出る所に應じ、水の變氣は之に應ずるに精を以てし、之を受るに、豫め堤防を築き、下流を疏通するを、以てす、天の變氣は、之に應ずるに、行を修め、德を進むる、正しきを以てす、

○唯　雖の誤なり、○民常　民の行ふ所の常道にして、五倫をいふなり、民の產を失ふときは、五倫の道も缺く、聖人は之を補ふ、○應之以精　水勢の衝突する所を、熟察するをいふ、

且夫天地精氣有五、不必爲沮、其亟而反、其重陔動毀之進退、即此數之難得者也、此形之時變也、沮平氣之陽、若如辭靜、餘氣之潛然而動、愛氣之潛然而

に、天に事ふ、天神地祇ありて、天を助け物を成す、ゆゑに神に事るなり、既に、神に事れば、人鬼の功あるもの、及び祖先を祭らざる可らず、故に鬼に事ふるなり、故に、國に水旱疫厲の罪なし、天と神と鬼とに事ふるを以て、此福を降すなり、人君も長壽にして、人民も殺僇を免る、智謀の運りて、兵戰なきゆゑに、及も剣戟の類は、雜へて之を橐にし、用ひず、其氣の滿るときは、萬物も感を爲して生ず、春夏の候なり、其氣の虛となるときは、萬物受る所なくして亡ぶ、秋冬の候なり、滿虛の合は春分秋分の時にして其氣或は地中に充實し、或は地上に發動す、故に古より二月八月は烈風多し、

地陽時貸、其冬厚則夏熱、其陽厚則陰寒、是故、王者謹於日至、故知虛滿之所在、以爲政令、已殺生、其合而未散、可以決事、將合可以禺、其隨行以爲兵、分其多少、以爲曲政、

地中に在る陽氣の時に貸ふことありて、地震となり、噴火となる、其冬の氣厚くして、寒烈しければ、夏は熱す、其陽氣の厚ければ、陰寒となる、是の故に王たるものは、冬至夏至の季候を謹み察して、陰陽の氣の虛滿を知り、政令を爲す、秋氣の已に殺すあり、又春氣の生ずるあり、又虛滿の氣の合ひて、未だ散せざる、九月十月の時に當りて、獄事を決すべし、又虛滿の氣の合はんとする、春分の候二月三月に至れば、合耦して、田を耕すべし、又其行列に隨ひて、兵伍となるものあり、其滿虛の多少を分知して、委曲なる、詳細の政令を爲す、

滿虛　既に上文にある如く、滿は春夏の充滿する氣なり、虛は秋冬の虛亡する氣をいふ、滿は陽にして、虛は陰なり、○貸　差なり、

請問、形有時而變乎、對曰、陰陽之分定、則甘苦之草生也、從其宜、則酸鹹和焉、而形色定焉、以

と共に行はるべし、彼の正しきを守り、動かざるを道となし、整齊なるを行と爲して、變通を知らざる如きは、是れ世を避くる道にして、天下を進み取る可らず、

陽者進謀、幾者應感、再殺則齊然後運可請也、對曰、運謀者、天地之虛滿也、合離也、春秋冬夏之勝也、然有知强弱之所尤、然後應諸侯取交、

桓公問ひて曰く、事の顯陽なるものは我より進み謀り、事の陰にして幾徼なるものは、他の物が我に感ずるに從ひ之に應ず、二度の霜雪に遇ひ、草木の枯殺する如く、政治も三年すれば齊ふ、然る後に、智謀を運用する法を、請ひ問ふ可きかと、管子對へて曰く、謀を運すもの、天地の虛滿なり、合離なり、虛とは秋冬のこと、滿とは春夏のこと、合とは寒と暑と合ふ、春秋の二分をいふ、離とは寒を離れて暑に徂き、暑を離れて寒に徂くことなり、皆陰陽の氣を以て、之を言ふ、四時の氣も功を成すものは去る、故に春秋冬夏の勝といふ、此は皆然らざるを得ざる勢に因り、爲さゞる可からざる機に投ず、智謀を運らすもの、之に法るべし、然れども、諸侯强弱の殊絶なる所を知り、能く天下の形勢を詳にして、諸侯に應じ、交際を取る、此の如くせざれば、智謀を運らすこと、未だ全からず、

所尤　尤は殊絶なること、特別に强く、特別に弱きをいふ、○應諸侯　諸侯の親むべき請に應ず、

故知安危國之所存、以時事天、以天事神、以神事鬼、故國無罪、而君壽、而民不殺、智謀運而雜橐乃爲、其滿爲感、其虛爲亡、滿虛之合、有時而爲實、時而爲動、

故に安危の理を知るは、國の存在する所以なり、人の此世に在るや、天の春夏秋冬の時の順和にして、萬物を生ずるを以てなり、其時令は、天實に之を爲すゆゑ

從聖人、豈云哉、

桓公問ひて曰く、大賢は親しみ昵むべきか、管子對へて曰く、魚鼈の餌を食はざるものは、其淵を出でず、樹木の霜雪に勝るものは、天に聽かず、松柏の凋落せざるが如し、士の能く自ら治むるものは、聖人にも從はざるなり、大賢の士は、豈に漫りに親しむを得んや、

○多賢　多は勝るをいふ、勝賢とは大賢のことなり、○不食昵　昵は餌に作るべし、聲の誤なり、餌は魚を釣る食なり、○云　は親しむなり、

夷吾之聞之也、不欲彊能、不服智、而不牧、若旬虛期於月、津若出於一明、然則可以虛矣、故阨其道、而薄其所予、則士云矣、

夷吾之を聞く、才能ある士は、之を彊めて擧るを要せず、其智の感服するに足らざる士は、養ふに足らず、晦朔の時は、月が虛にして、暗黑なるも、月の出る夜に至れば、津潤の光が一明の中に生ず、士を待つにも、常に虛心にして誤らざるを要す、故に其藝術を抑へて用ひ、其予ふる所の俸祿を減ずれば、士も窮約に堪へずして、其上に親しむに至るべし、

不擇人而予之、謂之好人、不擇人而取之、謂之好利、審此兩者、以爲處行、則云矣、不方之政、不可以爲國、曲靜之言、不可以爲道、節時於政、與時往矣、不動以爲道、齊以爲行、避世之道、不可以進取、

人に遇へば其器量を擇ばずして物を與ふ、之を人を好むと謂ふ、人を擇ばずして物を取る、之を利を好むといふ、此の兩のものを審にして、善く世に處する、行をなすときは、能く人と親しむを得べし、蓋し正しからざる政は、國を爲む可らず、細小なる謀を靜にするは、道と爲す可らず、時に從ひ、政を施せば、政は時

不擇君而使、出則從利、入則不守、

人既に利慾に深し、故に一たび物を與れば、賞を受けたりと思ひ、恩に感ずる心あり、然れども再賜すれば、恩に慣れて常法として喜ばず、三賜すれば、當然の事なりとして平然たり、其暫らく、之を行ふや、風俗此の如しと爲す、久しく行へば、禮義此の如くなるべしと思へり、此れ生人の合ひ難き所以なり、故に、人の上たるものは、下民をして、上は必ず之を行ふべしと思はしむるなかれ、然る後に、商賈を移して、國都に入らしむ、是れ人を用ゆるにあらず、財貨を殖せんとするのみ、商賈は鄕を擇ばずして處る、又君を擇ばずして使役せらる、出れば唯利に之れ從ひ、君と城を守らず、唯利を目的とするのみ、

國之山林也、則而利之、市塵之所及、二依其本、故上侈而下靡、而君臣相上下相親、則君臣之財不私藏、然則貪動枳而得食矣、徙邑移市、亦爲數一、

國の山林や、其生ずる所を則として、賦を出さしめ、亦之を販賣して利を收む、市中の喧囂なる所は黃塵起る、其塵の及ぶ所の、市外の附近の地は、資本の什二の利を得、故に上たる人は侈りて、下たるものは濫費す、君臣ともに相歡び、上下相親むときは、君臣の財は消費し竭して私に藏めず、然るときは、貪る心の動くものも枳りて、貧しき民は却て食を得、都邑を從し、市街を移すも、亦貧民をして食を得しむる、方法の一なり、

○○○
君臣相　此は相の下に、歡の字を脱したるなり、○貪動枳　枳棘は壅塞を爲すものゆゑに塞の意に取る、上下侈り靡して、貪る心は止む、

問曰、多賢可云、對曰、魚鼈之不食呷者、不出其淵、樹木之勝霜雪者、不聽於天、士能自治者、不

と同じ、おしむと訓ず、○執故義道　故は古と通ず、古の義と道とを、堅く執ることなり、○旬は均なり、平直なり、

天地若夫神之動、化變者也、天地之極也、能與化起、而王用則不可以道山也、仁者善用、智者善用、非其人則與神往矣、

天地は測る可らず、夫の神の動作の、變化して測る可らざるが如し、天地の極は、化變を主とす、能く化機と共に起りて、善く之を用れば、其功天地と同じきに至る、道を以て之を止むべからず、仁智の者も善く變化の道を用ゆれども、其人に非れば、變化の機は、神と共に往き去る、

○王用　王善に作るべし、善の字の上下壞れたるなり、善く用るに作らざれば、意味不了なり、○以道山也　山の字は、止の字の誤なり、

衣食之於人也、不可以一日違也、親戚可以時大也、是故、聖人萬民艱處而立焉、人死則易云、生則難合也、

衣食の人におけるや、一日も違ひ去る可らず、一日食はざる、一日衣ざる、生理熄むに至る、父母の老いたるときは、其衣食を豐にすべし、蓋し衣食は得難し、是の故に、聖人も下萬民も、家に處るに困苦を犯して立ち大に財を用ふるに備ふ、人死すれば順次に之を祭る易し、生前には利欲の心ありて、其心合ひ難きものなり、

易云　云は、詩經の昏姻孔云の意にして、旋ると訓ず、

故、一爲賞、再爲常、三爲固然、其小行之則俗也、久之則禮義、故無使下當上必行之、然後移商入於國、非用人也、不擇鄉而處、

故事之、天地不可留、故動化故從新、是故得天者高而不崩、得人者卑而不可勝、是故、聖人重之、人君重之、

夫れ事を擧げて、中國の人の心に戻り、危き國過ちたる君を、觀察して、其の才能ある者を欺き招きて、之を弋し取る、此の如くなる國は、其社稷と主君とを危殆に致すに近し、蓋し利なる事は、法を以て止むべからず、故に民は利の方に流れ赴く、鬼神は法を以て制服すべからず、故に之に事へ敬す、天地の道も、變化して去る、之を留むべからず、故に亦動きて、故法を化して、新政に從ふなり、是の故に、天の道を得るものは、高きも崩れず、天下之を助く、人の心を得るものは、自から下るも、民は之に勝つ可らず、是の故に、聖人は天と人とを重んず、人君も亦天と人との道を重んずべし、

左。背き戻るなり、○弋。矢の先に、絲の網を附し、鳥を射ることをいふ、鳥を取る如くに、能者を取る、

故至貞生至信、至信往至絞、生至、自有道、不務以文勝情、不務以多勝少、不動則望有廧、旬身行、法制度量、王者典器也、執故義道、畏變也、

故に至極の正しきものは、至極の信を生ず、至極の信あるものは、隣國と至極の約結を生ず、絞とは結ぶことなり、凡そ至極の事を生ずるに至るは、道あり、妄りに得るものにあらず、文を以て、情に勝つを務めず、文は飾なり、情は誠なり、多きを以て、少に勝つことを務めず、不忠不仁の事は、務めて爲さざるなり、唯だ其舊を守り、動作する所なきは、人之を望んで、吝嗇なりとす、身の行ひを平直にし、法律制度度量を守るは王者の法則なり、古の義と道とを執り、守るは、是れ世變を畏るゝゆゑなり、

往至絞。　至信より、至極の約束を生ずることをいふ、往は生の誤りなり、絞は堅く結ぶなり、○廧　嗇

君臣の交際するや、禮義を貴ぶ、禮義は、人君の敎化を神するものなり、且つ君臣の間は、之を以て繫屬するなり、親戚とは父母なり、父母の愛は性に發す、義を以て繫屬する比にあらず、君親の際も、固より親子の際の如くにして、繫屬する固きを索るなり、人君をして、安堵ならしめざるは、此の繫屬と交際となり、動もすれば臣の君を危くすることあり、謹しまざるべからざるなり、

使君親之察同　上下の文を推し考ふるに、察は際に作るべし、君臣の際も、親子と同じからしめんといふ、○索屬故　繫屬することの、堅固なるを求むといふこと、故の字は固の字に通ず、

賢不可威、能不可留、杜事之於前易也、水鼎之汨也、人聚之、壤地之美也、人死之、若江湖之大也、求珠貝者不令也、逐神而遠熱、交觶者不處、兄遺利、

賢明の人は、罪し威すべからず、才能の士は、下位に留む可らず、事の凶なるを塞ぎ、未發の前に於てするは易きなり、夫れ水を鼎中に盛り、湯となりて、沸騰するに至れば、肉も熟するゆゑに、人皆之に聚る、土地の美肥なる所は、人々之を戀ひ樂みて、死に至るまで去らざるなり、江湖の大なるや、必ず眞珠貝を生ずるゆゑに、之を求むるものは、上の令を待たずして來り就く、政を爲すもの、民人に利することを爲ば、皆聚り來る、又祭ることを止め、神を逐ひ退けて、熟する祭肉も遠け撤し去らば、祭を助け、觶を交ゆるものも、其處を去りて居らず、酒肴を得ざるが爲なり、况や國家を治るもの、人民の利益なることを、遺つるときは、來り就くもの無し、

水鼎之汨也　水を鼎中に入れて、沸騰することをいふ、汨は波を涌すなり、○兄遺利　兄は古の况の字なり、

夫事左中國之人、觀危國過君、而弋其能者、豈不幾於危社主、哉、利不可法、故民流、神不可法、

遠矣、所争者外矣、

管子對へて曰く、隣國は强しといへども、我は之と接するに、群臣をして必ず忠に義の行あらしむ、隣國弱しといへども、之に交際するに、必ず敬して、哀恤せしむ、强弱ともに此道を犯さざれば、人は我命を聽んとす、人を先にし自ら其後に居る、而して仁と爲すを言はず、又功を人に加へ被らしめて、己の德と爲さず、槖包する所は、遠大にして、我と争ふ所のものは、之を疎外にす、

所槖　槖は無底の嚢なり、能く物を包む、故に包み容ることに用ゆるなり、

明無私交、則無内怨、與大則勝、私交衆則怨、殺夷吾也、如以予人財者、不如無奪時、如以予人食者、不如無奪其事、此謂無外内之患事故也、

明かに私交するなければ、國内の人怨むることなし、大國に與みすれば勝つ、是れ怨害なき道なり、私交衆多なるときは、人必ず之を怨みて、夷吾も殺さるゝに至るべし、又人に財を與ふる如きは、民人の農時を奪はざるに如かず、人に食を與ふる如きは、民人の事功を害せざるに如かざるなり、農時を奪はざれば、財自ら生じ、事功を奪はざれば、食自ら足る、農時を奪ひて、人に財を與へ、事功を害して、人に食を與ふるは、譬へば人を傷つけて、之を治療するが如し、與ふるよりは、奪ふなきに如かざるなり、此を外内の患となる事故なしといふ、

與大　大國に親しみ與す、○奪時　農の春は種ゑ、夏は耘り、秋は穫の時を、官の築造等に使役す、○奪事　民の爲す事業を、上に奪ふ、

君臣之際也、禮義者人君之神也、且君臣之屬也、親戚之愛性也、使君親之察同、索屬故也、使人君不安者、屬際也、不可不謹也、

起らんとす、
宮　匝る牆をいふ、居室を防禦するに、周匝の牆を以てする如く、四方の國を以て、我國を堅固にすることなり、○將見對　我に下らずして、相對し匹敵するものが、見えんとす、

君子者勉於糺人者也、非見糺者也、故輕者輕、重者重、前後不慈、凡輕者操實也、以輕則可使、重不可起輕、輕重有齊、重以爲國、輕以爲死、

君子有位の人は、人を糺察するに勤勉すべし、人に糺察せらるゝものに非るなり、故に輕んずべきものは、之を輕んじ、重くすべきものは、之を重くし、前後順序に從ふべし、私情を以て、慈悲を爲すべからず、正中を守り、人を官にすべし、凡そ才の輕きもの、事を操るや、輕き事を、執らしめば、亦使ふべく、位の重きものをして、妄に輕きものを起さしむべからず、輕重自ら其分に應じて、齊ふことあり、重きものは、國を爲めしめて輕きものは、死を致すことあらしむ、

毋全祿、貧國而用不足、毋全賞、好德惡亡、使常、請問、先合於天下、而無私怨、犯強而無私害、爲之若何、

臣を祿するに、純なること毋れ、國を貧にして、財用の足らざるに至らん、又人を賞するに純なること毋れ、人は賞を得るを好み、失ふことを惡み、恩惠を以て常となすに至る、桓公請ひ問ふ曰く、先づ天下を糺合して、私に我を怨むものなく、強國を犯すも、私に我を害するものなきを致さんとす、之を爲す若何、

對曰、國雖強、令必忠以義、國雖弱、令必敬以哀、強弱不犯、則人欲聽矣、先人而自後、而無以爲仁也、加功於人、而勿得、所橐者

備へ、內は食を備へ、外は寇を防ぐ、互に備へを爲す、春秋の種稑の時は、一日の敗に、千金を費す、師を作すは、本を稱りて、動くべし、中途にして、兵食足らざることなからしむ、斥候の人は、其權を重くすべからず、唯上の人に交はるべくす、能く邊境の辭を必定して、易はることなくすべし、行人は、諸侯の國に使ひする役人なれば、私曲の事有る可らず、私曲あらず、公平に忠誠なるべし、內政の因りて事を成す要素なり、故に能者をして、行人たらしむれば、外に主とする所あり、內政も因て行ふに便なり、

樹表　百里の內に、高險の處において、其表を立て、互に相望みて、寇賊の來るを報ずるなり、後世の烽火を以て、報ずるが如きものなり、

○春秋一日敗　春に種ゑ秋に穫る、此の二時に戰あれば、一日を經るも、民を害する多し、之を千金の損ありといふ、

萬世之國、必有萬世之寶、必因天地之道、無使其內使其外、使其小毋使其大、棄其國寶、使其大貴、一與而聖、稱其寶、

萬世も長久する國は、必ず萬世も寶とするものあり、必ず天地の道に因る、順にして動作する、之を寶とするなり、又其邦內の人を使ふなく、其外人を使ひ、其小臣を使ひて、其大臣を使ふ毋きは、其國寶を棄るものにて、是れ長久せざるなり、其大臣をして貴からしめ、之に一たび位を與へて、聖人の如き大才を得れば、其寶たる實に稱ふなり、

使其小、可以爲道、能則專、專則佚、椽能踰、則椽於踰、能宮則不守、而不散、衆能伯、不然將見對、

其の小臣を使ふには、道に背かざらしむべし、才能あるものは、專一に其事に任ずべし、其事を專一に任ずるものあれば、上たる人は安息するなり、椽は梯なり、梯あれば能く踰ゆるは、踰えらるべき所に、椽を懸くるゆゑなり、又能く宮牆を周匝して、四境を防禦するときは、守らざれども、衆臣散せず、衆を有つは、能く天下の伯となる、然らざれば、我に敵對するもの

彼の後に在るときは、彼變じて我に勝つなり、財力が我と彼と均一なれば同なり、此時は相爭ひて下らず、我財稍彼より多きときは、彼は依賴して、我を說ばすに、吾が好む所を以てす、財力十倍なれば、彼來りて我に從ひ服す、萬倍なるときは、彼れ從ひて我に感化す、我功を成す多くして、識るに勝へざるに至れば、民も亦我の霸王となるを期す、然る後に、霸王の形を成して、名を更めるときは、天下に臨むといふ、此れ同と臨との分別する所以にして、制度を更むるに非れば、此に至る能はず、

同臨　此の下に、若何曰の三字を脫す、上文に在る、同と臨との、區別を問ふなり、

請問、爲邊若何、對曰、夫邊日變、不可以常智觀也、民未始變、而是變是爲自亂、請問、諸邊而參其亂、任之以事、因其謀、

桓公請ひ問ひて曰く、邊境を治る所以は若何ん、管子對て曰く、夫れ邊境は、彼我相接す、形勢日に變ず、平常の智を以て、觀察すべからず、民未だ變ず可らずして、變を爲すは、此れ時に先んずるなり、更に其亂を益す、是れ自ら亂を爲すなり、桓公又請ひ問ひて曰く、諸の邊にして、一方ならず、二方も三方も、其亂に參與するとき、邊吏に任ずるに、防禦の事を以てし、其謀る所に因りて、之を用ゆるは、若何ん、

方百里之地、樹表相望者、丈夫走禍、婦人備食、內外相備、春秋一日敗曰千金、稱本而動、候人不可重也、唯交於上、能必於邊之辭、行人可不有私、不有私、所以爲內因也、使能者有主矣、而內事、

管仲對へて曰く、四方の邊境より、方百里の地を分ち、一區となし、此の一區中に、表を樹て相望み、寇あるを知れば、丈夫は走りて禍に赴く、婦人は其糧食を

爲めに、事あるを待つ時機なり、萬個の諸侯ありて、其力鈞一なるときは、萬民においても、主として命令を聽くべきなし、故に上位に在て功業を爲さず、制度を更改するなくば、其れ能く天下の王たらんや、故典に緣りて、法制を修め、政を以て道びき治めて、其故法に緣り、吾が子を殺すことを契約する法あるも、吾が君は、その故法を取るか、夷吾は、故法を以て國を敗るを恐れ、之を廢せんと欲す、

公曰何若、對曰、以同、其日久、臨可立而待、鬼神不明、囊橐之食、無報明厚德也、沈浮示輕財也、先立象、而定期、則民從之、故爲禱朝縷綿、明輕財而重名、

桓公曰く、古法を用ひて、國家を衰替せしむとは、何若ん、管仲對て曰く、故法を用ゆれば、他の諸侯と同じ、之に超出するなし、今制度を更めて、其日久しくば、天下の諸侯に君とし臨むを得ん、是れ立て待つべし、鬼神といへども、其機明かならず、食物を袋に盛りて人に遺るも、其報を望まず、重厚の德を、明にする所以なり、牲や玉を浮べ沈めて、川の神を祭るは、財を輕んずるを示すなり、先づ法令を立て、預め其成功の期を定めば、民は之に從ふ、故に禱りを爲すに當り、其朝に絲と綿とを、神廟の前に陳けば、民は之を見て、禱らんとする期を知る、因て神に賽するは、財を輕んじて、名譽を重んずることを示す、

○象は法令の掲示なり、

公曰、同、臨、所謂同者、其以先後智、渝者也、鈞同財、爭、依則說、十則從服、萬則化、成功而不能識、而民期、然後、成形、而更名則臨矣、

桓公曰く、同と臨との形は、若何ん、對て曰く、所謂る同は、先後の智を以て、之を變ずるを得べし、我の智が彼の先に在るときは、我變じて彼に勝つ、我の智が

ものは、有無互に易へ、各自に其業を勸む、農夫も物貨を買ふ爲めに、米粟を賣らんとして、本業を起すに至る、本業善くして、農夫は富む、商人は百貨を售る爲に、商事を盛に侈にす、商事侈盛ならざれば、米粟も貴からず、農も亦た怠るに至りて、本事立つを得ざるなり、

○摩　兩手を以て、摩するごとく、新古の道を摩して考るなり、○苴美於朝　美なるものを、朝廷に苞苴にして上るなり、賄賂の盛に行はるをいふ、○莫盡如市　莫如盡市に作るべし、國都も田舍も、皆市するに如くなし、の意なり、

選賢擧能不可得、惡得伐不服用、百夫無長不可臨也、千乘有道不可修也、夫紂在上、惡得伐不得、鈞則戰、守則攻、

賢人を選び、能者を擧げんと欲するも、農商の事業起らざるときは、國家に財用なきゆゑに、賢能を用ゆるを得可らず、惡ぞ不服の國を伐つことを得ん、百夫は僅かなる人數なれども、賢能にして、長たるものなければ、臨み治むべからず、千乘は小國なれども、道ありて治るときは、之に對して、怨を修む可らず、夫れ紂王の位に在るは、千乘の國より大なれども、其人無道なるゆゑに、他人は之を伐つを得べし、伐つを得ざる理あらんや、我と敵と、力の鈞しきときは戰ひ、力の敵せざるときは、弱きものは、守り、強きものは攻む、

百蓋無築、千聚無社、謂之陋、一擧而取天下、有事之時也、萬諸侯鈞、萬民無聽、上位不能爲功更制、其能王乎、緣故修法、以政治道、則約殺子、吾君故取、夷吾謂替、

百軒の屋はあれども、牆や堂を築くものなし、千戸の聚まる所に、一の社を立るなし、之を陋しき國といふ、敵國が此の如くなれば我は一擧して、天下を取る

るなり、○中寢諸子告寡人 此七字は衍文なり、○外事 他國の我を侵害する事、○內憂 我國內に亂賊の起ること、

公曰、吾不欲與女及若、女言至焉、不得毋與女及若、吾欲致諸侯、諸侯不至、若何哉、女子不辨於致諸侯、自吾不為汚殺之事、人布織不可得而衣、

桓公曰く、吾は汝と此のごとき事を、談ずるに及ぶを欲せざるも、汝の言は、此に至る、汝と此の言に及ばざるを得ず、實は、吾れ諸侯を服するを致さんと欲すれども、諸侯至らざるは、何ぞや、對へて曰く、吾は女子なれば、諸侯を致すことを辨せず、然れども吾は人の為に、洗濯し、人の為に裁縫して、其報酬を受く、若しも之を為さゞれば、人は吾に布や織ものを與へず、吾勞を謝するものなし、吾は布織を得ず、衣るべからざるなり、

及若 若は此の如しと訓ず、○汚殺 汚は詩經に我が私を汚ふ、とありて、洗濯すること、殺は削るにて、裁縫のこと、○布織 布は白布なり、織は絲を染めて、織りたるものをいふ、

故雖有聖人、惡用之、能摩故道新道、定國家、然後化時乎、國貧而鄙富、苴美於朝、市國、國富而鄙貧、莫盡如市、市也者勸也、勸者所以起本、善而末事起、不侈、本事不得立、

苟くも身を下さざれば、聖人ありといへども、惡ぞ之を用ゐん、之を致す能はざるなり、能く古の先王の道と、新しき聖王の道とを、思考して、之を國家に施し、定めて、然る後に、今時の人を開化し、國の治安を為すべし、國都貧にして、鄙遠の地富むときは、美物を朝廷に苞苴して、市を國都に開く、國都富んで、鄙遠の貧なるときは、盡く市にするにしくはなし、市なる

賢を上ぶも益なし、君臣の分を亂るゝや、國遂に亡滅に適んとす、故に賢を上ぶ者亡びて、賢を役するもの昌え興る、

君臣掌　祭に當りては、澤宮に射を試み、其中るもの祭に與かるを得、中らざるものは、祭に與るを得ず、此れ祭に賢者を上ぶ義なり、祭の時に、君も亦牲を射る事あり、是れ君臣共に之を掌るなり、

上義以禁暴、尊祖以敬祖、聚宗以朝殺、示不輕爲主也、載祭明置、

義は不宜を除く、故に義を上びて暴を禁ず、祖廟を尊びて始祖を敬す、同宗の族を朝廷に聚め、親疎によりて、其禮を減殺す、是は、君主たるを輕んぜざるを示すなり、又祭を行ひて、其器を撤せず、明らかに之を設け置く、

高子聞之、以告中寢諸子、中寢諸子告寡人、舍朝不鼎饋、中寢諸子、告宮中女子曰、公將有行、故不送行、公言無行、女安聞之、曰聞之中寢諸子、索中寢諸子、而問之、寡人無行、女安聞之、吾聞之先人、諸侯舍於朝、不鼎饋者、非有外事、必有內憂、

高子は齊の大夫、之を聞きて、中寢諸子なる宮中の婦官に告ぐ、中寢諸子は、之を宮中の女子に告ぐ、曰く桓公は將に行くことあらんとす、何ぞ行くを送らざるや、公は言ふ行くことなきに、汝は安くに之を聞くや、曰く之を中寢諸子に聞くと、乃ち中寢諸子の言へるものを、索めて之を問ふ、寡人は行くことなきに、汝は安くに之を聞くか、曰く、吾は之を先人に聞く、諸侯が內殿に在りて、鼎饋せざるときは、外事あるに非れば、必ず內憂あらんと、

舍於朝　君公は內殿の安息する所に在りて、宮闈に入らざるなり、○不鼎饋　鼎に實てたる肉を饋らざ

にして自ら後にするなり、
從無封始　是は貢法をいふ、井田には封洫あり、封は土を高くし、經界を爲し、洫は溝を掘り、界を爲す、井田は方地に作る、零田圭地は、貢法とす、貢法は、畝を履み税を賦す、その税法も、歳の豐凶を平均して、之を定む、

官禮之司、

官禮を掌る役人のこと、此は下文の目を擧ぐるなり、

昭穆之離、先後功、器、事之治、尊鬼而守故、戰事之任、高功而下死、

祖先の廟を、昭と穆との、二列に設け、南北に相向ひ、位す、之を離といふ、離とは並び立つ意なり、先後の功とて、功ある祖を、先にし、功なきを後にす、器とは、俎、豆、鼎、敦、の類をいふ、事とは、濯ひ漑ぎ、陳べ薦むる類をいふ、是は鬼神を尊びて、故典を守る、又戰事を以て、士に任ずる法あり、凡そ戰に赴くものは、死は其常なり、故に、古は功を貴び、死を貴ばず、故に功を高く尙びて、死するものは下す、

本事、

國を治むる本事をいふ、亦下文の目を擧ぐるなり、

食功而省利、勸臣上義、而不能與小利、五官者、人爭其職、然後君聞、祭之時上賢者也、故君臣掌、君臣掌則上下均、此以知上賢無益也、其亡茲適、上賢者亡、而役賢者昌、

本事は國を富すを主とす、故に功あるものは、祿を食はしめ、利を興す事を察す、群臣義なければ、其弊や亂を作すに至る、因りて臣に勸めて、義を上ぶ、而して小利を與ふること能はず、五行の官なる、百官は、人々爭ひて、其職を修め、然る後に、君に聞するなり、祭祀の時に當りては、賢者を上ぶ、蓋し君と臣と共に祭事を掌り、上下均等なれば、分別する所なし、此に

之陵谿、立鬼神、而謹祭、皆以能別、以爲食數、示重本也、故地廣千里者、祿重而祭尊、其君無餘地、與他若一者、從而艾之、君始者艾若一者、從乎殺與于殺若一者、

井田(方一里)は、斷ちて之を方田にす、一甸(方六十四里)の衆には、長轂の車一乘と、馬四匹とを賦す、之を乘馬といふ、大陵深谿には、靈あるを以て、鬼神の祠を立て、之を祭らしむ、人は能あり、其人に從ひて、之を別ち、食祿の數と爲す、井田は衆政の本なり、乘馬は守戰の本なり、鬼神は福祥の本なり、才能は政治の本なり、故に本を重んずるを示す、地の廣き、千里なるものは、祿重くして、祭る所の神尊し、費す所の財用貲られず、故に君には餘財なきなり、君に餘財なきに至れば、國其國に非ずといふに至る、是に於て、地の肥瘠は、他の熟田と一の若くなるもの、之を開墾して、財を足す、桓公に於ても、民をして、地の肥瘠が他の熟田と一の若くなるものを開墾せしむ、之に税を賦するも、之を殺減するは、他の熟田に税を減ずる法を酌量す、

從者艾、艾若一者、從殺與于殺若一者、從無封始、王事者上、王者上事、霸者生功、言重本、是爲十禺、分免而不爭、言先人而自後也、

此の如くなれば、民は其税の輕きを悦びて、上の令に從ふもの、爭ひて草萊の地を開墾す、熟田と一の若きものを、墾したる時、其減税は封洫なき、貢法より始まる、王事を行ふもの、此の新辟輕税の法を上ぶ、王者は務めて、事を行ふを上ぶ、霸者は功を生ずるを尙ぶ、皆本を重んずるを言ふ、是れ十禺とす、禺は耦と同じく、並びて耕すなり、民は分明に勸勉して相爭はず、隊を成し伍を分ちて、共に耕す、蓋し人の田を先

問用此若何、巨瘞所以使貧民也、美壟墓、所以文明也、巨棺椁、所以起木工也、多衣衾、所以起女工也、猶不盡、故有次浮也、有差樊、有瘞藏、作此相食、然後民相利、守戰之備合矣、

又問ふ財を用ゆる道は若何ん、對へて曰く、尸を瘞る穴を大にす、貧民を使役する所以なり、壟墓を美にす、文明にする所以なり、棺椁を大にす、木工を起す所以なり、棺に掛る衣衾を多くす、女工を起す所以なり、是れ皆貧民をして、錢財を得しむ、財は猶ほ盡きざるゆゑに、次浮といふ棺外の飾りあり、差樊といふ墓の外の垣あり、瘞藏とて金玉を藏め、或は器物を藏ることあり、又喪の時は、孝子の心は荒迷して火を擧げざるゆゑに、食を作りて、相ひ食ましむ、然るときは、民各其利を獲て、守戰の時に、能く力を合せて備ふるに至る、

鄉殊俗、國異禮、則民不流矣、不同法則民不困、鄉丘老不通、覩誅流散、則人不眺、安鄉樂宅、享祭、而謳吟稱號者、皆誅、所以留民俗也、

鄉ごとに、風俗を殊にし、國ごとに、禮を異にすれば、民は其鄉國を去るとき、必ず困しむ、故に流れ移らず、法既に同じからざれば、民に外慕の心なし、其鄉を以て、困乏と爲さず、甘んじて、一丘(方十六里)の中に老死す、他邑と通ぜざるなり、猶ほ、民の鄉を去るを恐るゝゆゑ流移し、逃散するものあれば、之を誅し、民に覩す、然るときは、民も他邦を眺めず、之に走らざるなり、吾鄉に安んじ、自宅を樂しみ、祖先を享祭しながら、他邦のことを謳吟して、稱號するものあれば、之を誅罰す、乃ち民に土着の俗を留る所以なり、

斷方井田之數、乘馬甸之衆、制

大王不恃衆、而自恃、百姓自聚供、而後利之、成而無害、疎戚而好外、企以仁、而謀泄、賤寡而好大、此所以危、衆而約、實取而言讓、行陰而言陽、利人之有禍、言人之無患、吾欲獨有是、若何、

昔し大王は衆力を恃まずして、自ら其德を恃み、狄人の難を避け、國を去り岐山の下に之く、百姓來り聚る、大王は其求むる所を供して、而る後に其利に賴る、功成りて害なし、若し國君が自ら我が親戚を疎んじて、外人を好み、仁を用るを企望して、其謀は泄れ、自賤しく、兵寡くして遠大なる策を好む、此れ危ふき所以なり、公問ひて曰く、人は衆きも我は其人を用ゆるに要を取り、實は利を取りて、言は讓る、行爲は陰にして、現れ難くし、言語は陽にして解し易くす、人の禍あるを利して、口には人の患無からんことを言ふ、吾は獨り是の事ありて、人に知らしめざるを欲す、之を爲す若何ん、

是故之時、陳財之道、可以行、今也、利散而民察、必放之身、然後行、公曰、謂何、長喪以黯其時、重送葬以起身財、一親往、一親來、所以合親也、此謂衆約、

對へて曰く、是れ古の時に、貨財を府庫に陳列する道なり、今日に行はるべし、然れども、之を行はんと欲するに、人の得る所の利必ず散ずるを以て、民は自分の損を恐れて詳察す、故に人君の身に先づ財利を取り、人に知らしめざるを勉め、然る後に行はる、公問ひて曰く、何んと謂ふことか、對へて曰く、喪を長くし、其時を黯黑にし、久しく喪廬に居る、重く葬を送り費用を多くして、平生の蓄財を勉めしむ、一親の死し往るとき、一親の生じ來るあり、是れ親戚を合はす所以なり、此れ人衆きも、之を用ゆるに要を取るといふ、

足以相待、此謂殺、事立而敗、何也、兵遠而畏、何也、民既聚而散、何也、輟安而危何也、功成而不信者殆、兵強而無義者殘、不謹於附近、而欲來遠者兵不信、

三堯在るも用ゆる能はざる人は、尊き談をして、其本實に勝へざる若く何の益もなきなり、相與に失亡して、流移するのみ、命令を公平にせずして、苟も下すも、人民治らず、貴賤(高下)のもの相待つに足らず、此を人君自ら其身を殺すといふ、事既に立て復た敗る、何ぞや、兵遠き國に及ぶも、敵敢て畏れざる、何ぞや、人民既に聚る、而して復た散ずるは何ぞや、國家安泰なるに、之を止めて、危くするは、何ぞや、功業既に成りて、人之を信せず、故に殆し、兵威強くして、遠國に及ぶも、義なきものは、人の殘害する所となる、附近の國を服するに、謹しまずして、遠きものを、來さんと欲するは、兵力の伸張せざるを如何ん、

尊譚　高談して、實用なきをいふ、○高下　貴賤といふが如し、○事立　事の成るをいふ、○兵遠而畏　兵の遠國に及んで、敵の畏れざるをいふ、畏の字の上に、不の字を脫するなり、

略近臣、合於其遠者立、亡國之起、毀國之族、則兵遠不畏、國小而修大、仁而不利、猶有爭名者、累哉是也、樂聚之力、以兼人之強、以待其害、雖聚必散、

近臣を粗略にし、其遠きものと合親するときは、其事立つも遂に敗る、國の起らんとするを亡ぼし、國の宗族を毀つときは、兵力遠きに及ぶも、人之を畏れず、國は小なれども、大道を修む、仁道を慕ふも、其國を利するを謀らず、世に名譽を取らんと爭ふ、此れ其身を累はすものなり、又庶民の聚集の力を樂しみ、人の強禦するものを、兼幷して、其要害を守り備ふとも、民は勞苦を厭ひ、聚るといへども必ず散ず、

大なり、是れ以て國家を紀綱する官と爲すべし、功業の成らざるものは、名を獨り專らにすべからず、事業の未だ道に合はざるものは、名譽を言ふに足らず、功成りて然る後に獨り名を專らにすべし、事の道に合ふ、然る後に名譽を言ふべし、然る後に、國事を奉承して、爵祿の報酬を致すべし、

先其士者、之爲自犯、後其民者、之爲自贍、輕國位者、國必敗、疎貴戚者謀將泄、毋仕異國之人、是爲失經、毋數變易、是爲敗成、

其士の才德ある者より、先だちて自ら薦むものは、之れ自ら位を犯すものと爲る、國を治るものは、先づ民を贍はすべきに、反て之を後にするものは、自ら其家を贍はすものと爲る、國を輕んずるものは、庸人に之を治めしむ、位を輕んずるものは、其人に非るものに授く、此の如きは、國家必ず敗る、又貴戚の內事を知るものを疎んずるは、謀漏泄せんとす、他國に仕官するものは、我と類を異にす、其心も必ず異なり、是れ常經を失ふものとす、數々其官を變易することと毋れ、是は其成功を敗るなり、

大臣得罪、勿出封外、是爲漏情、毋數據大臣之家而飮酒、是爲使國大消、三堯在臧於縣、返於連比、若是者、必從是罍亡乎、

大臣は國事を熟悉す、罪を得るも、封外に出すこと勿れ、國の情實を泄すことあり、數大臣の家に據りて、飮酒することと勿れ、君威之に移り、國威大に消亡す、君は賢才を用ひず、堯の如き人、三人も在れども、縣鄙に藏れて、見はれず、田舍に返る、是の若き君は、必ず是より敗亡することあるべし、

○連比　連は百家なり、比は五家なり、○罍　敗の古文なり、

辟之若尊譚、未勝其本、亡流而下、不平令、苟下不治、高下者不

酒醴を多く飲んで、財を消費せしむ、斯るときは、貧民は業を勸めて、財を得るに易く、永き年月を經れば、他國に出稼することなく、田野も荒廢せざるに至る、此れを本を務むる事と謂ふなり、

縣人有主、人此治用、然而不治、積之市、一人積之下、一人積之上、此謂利無常、百姓無寶、以利爲首、一上一下、唯利所處、利然後能通、通然後成國、利靜而不化、觀其所出、從而移之、

人を繫ぎ屬するには、其人に掌る所あらしめば、その人此に始て財用を治む、然くして、上の人は之を治めず、之を市に積ましむるのみ、一人は之を下に積み、一人は之を上に積む、此を利に常なしといふ、百姓は寶とするものなし、利を以て寶の首とす、一たびは上に、一たびは下に、唯だ利のある所に歸す、唯利する所ありて、然る後に能く百貨を通ず、百貨通じて後に國を成す、利靜かにして動かず、積んで通せざるときは、其出すべき所を、觀察して方法によりて之を移し動せば滯積せざるべし、

一人積之上　下に利あれば、上に一分を積む、今の所得税の如きをいふ、○唯利所處　唯利の在る所といふ、處は在の如し、

視其不可使、因以爲民等、擇其好名、因使長民、好而不已、是以爲國紀、功未成者、不可以獨名、事未道者、不可以言名、成功然後可以獨名、事道然後可以言名、然後可以承致酢、

人を用ゆる道を論ず、先づ其使ふ可らざる者を視て、民の等級を爲し、分つて上中下の九等を爲す、其名を好むものを擇びて、民の長たらしむ、名を好まざるは、實を務る能はず、名を好んで已まざれば、其志益

之若何　之の字の上に爲の字を脫す、爲之若何といふべきなり、

大有臣甚大、將反爲害、吾欲優患除害、將小能察大、爲之奈何、潭根之毋伐、固事之毋入、深㲻之毋涸、不儀之毋助、章明之毋滅、生榮之毋失、十言者不勝此一、

曰く夫れ臣ありて、甚だ大なるものは、反て害を爲んとす、吾は其患を優にし、害を除かんと欲す、小臣をして、大臣を察せしめんとす、之を爲す奈何せん、對へて曰く、此れ大樹の深き根ありて、盤結したるが如し、之を伐る可らず、固より是の事を行ふに、謀あり、入りて參はること毋れ、深く刺りて、盡く情を得ることなかれ、或は堪へざる所ありて、怒を發することあらば、其禍は測る可らざればなり、彼の不儀を爲すを助くる毋れ、彼の章明なる表面を飾る行爲は、掩ひ沒することも毋れ、彼れ生榮の道を爲す、之を失はしむること毋れ、此皆大臣を禦御する術なり、他に十言ありとも、此の中の一言にも勝るものなし、此實に至要にして、輕んず可らず、

大有臣　大の字は夫の誤なり、○潭根　潭は深なり、深く底に入る、大木の根をいふなり、○深㲻　㲻は刺なり、其の深情を探るをいふ、㲻の字は他に見るなし、蓋し刺の古文ならん、

雖凶必吉、故平以滿、無事而總、以待有事、而爲之、若何、積者立餘日而侈、美車馬而馳、多酒醴而靡、千歲無出食、此謂本事、

上に述ぶる如くするときは、凶と雖も必ず吉となる、故に國家も平和にして、貨財も滿盈するに至る、又問ひて曰く事なきに、財を聚めて、有事の日を待つ、之を爲す若何せん、對へて曰く、積者(富人)には、餘暇の日を立て、國事に勞せしめず、閑散に苦むときは、奢侈を事とせしめ、車馬を美麗にして、馳驅せしめ、

勝つ、又其心の中を、圓にして執滯することなく、其外は時辰に從ひ、變化して、復た其强を畏敬す、其謙虛の心を長じて、外物自ら正し、然れども、其中情の如何を視察すべし、決して安泰なるべからず、

○犧牲○　純色の牛羊を殺し、神に供するをいふ、○珪璧○　珪は三角形の玉にて、璧は平面の玉なり、○斝○　酒を飮む爵にて、殷の世に用ひしなり、

公曰、國門則塞、百姓誰敢敖、胡以備之、擇天下之所宥、擇鬼之所當、擇人天之所戴、而亟付其身、此所以安之也、

管子旣に衆言を納るゝ害を說きたり、故に桓公問ひて曰く、國門は塞げり、民の漫りに言ふもの無し、今より何の事に備へんか、對へて曰く、天下の佑くる所を擇び、鬼神の意に當る所を擇び、人の戴き仰ぐ所を擇びて、之を亟かに其身に付けよ、是れ乃ち國家を安んずる所以なり、

○所宥○　宥と佑と古は通じ用ゆ、此は佑に作るべし、○人天○　天の字は衍文なり、戴くの字あるを以て、考へ知るべし、○敖○　警なり、愚なる言なり、

强與短而立齊國、之若何、高予之名、而擧之、重予之官、而危之、因責其能、以隨之、猶傶則疏之、毋使人圖之、猶疏則數之、毋使人曲之、此所以爲之也、

公問ひて曰く强有力の者と、才の短なるものと、同く齊國の朝に立つときは、之を若何せん、對へて曰く、高く其名譽を予へて、之を擧用すれば、强力者は悅ぶ、重く之に官を與へて、大に任ずれば、短才者も危きを犯して勤む、旣に擧げ重く任じ、因て其能を責め、以て其後に隨ひて、强と短とを視る、猶ほ親しむときは、之を疎遠にし、人をして進達を圖ることなからしむ、猶ほ疎なれば、之を數見て、人をして屈するなからしむ、撫御する此の如くなれば、强と短との害を禦ぐべし、此れ之を爲むる所以なり、

緣地之利、承從天之指、辱舉其死、開國閉辱、知其緣地之利者、所以參天地之吉綱也、

化の美なるものは、其實の其名に應ずる所なり、治化の美なるものは、變ず可らざるも、或は之を變ずるは、其時に應じて、變ぜざるを得ざるなり、變化の端を、兆し知る能はざるものは、菑害必ず其身に及ぶ、故に地の利に緣り、天の指に承け、從ふべし、辱擧とて、天地に逆ひて、事を擧るときは死す、能く國を開き、辱を閉づべし、地の利に緣るを知るものは、天地の吉綱に參する所以なり、

吉綱　物を生ずる、天の綱なり、物を成すは地の綱なり、地の利に緣りて、財を殖するは、天地と參する所以なり、

承從天之指者、動必明、辱舉其死者、與其失人同、公事則道必行、開其國門者、玩之以善言、奈其斝辱、

天の指に、承け從ふものは、其動作必ず明白なり、逆ひ擧るもの、其れ死するは、民心を失ひたるものと同じ、公共の事は、道必ず行はる、其國門を開き、善言を納るは、固より善言のみを玩ぶ、然ども時として、瑕辱の言を以てするを奈何せん、衆言は必らずしも從ふに足らず、

斝辱　斝は瑕に作るべし、瑕と斝と音近きを以て誤るなり、瑕は釁なり、

知神次者、操犧牲與其珪璧、以執其斝、家小害以小勝大、員其中、辰其外、而復畏強、長其虛而物正、以視其中情、

此は神を祭るを以て、大國に事ふるに譬ふ、大國に事るには、皮幣玉帛を以て、其禮を行ふ、神に事ふるに、犧牲や珪璧を操り、又其斝といふ爵を執りて、敬するが如くす、家には財を費す小害あるも、侵伐の大害に

使の地を爲し、若し强力あれば、事に服せしむ、辯者には辭命を辯せしめ、智者は招請して謀議せしむ、廉清なる人は、擧げて標式たらしむ、意を堅くし、心を强くして、上に述べたる六の者、(予へて奪ひ、使ひて輟め、徒謂て富まし、久しく繫ぎ之を伏し、虛爵を予へて之を驕らす、春秋の時利を收む、)の法術を運用す、人臣たるもの、其德を廣めて、上位を輕んずれば、君も亦之を使ふ能はず、之を流轉し、遷徙せしめて、禍を爲す能はざらしむ、此の臣あれば、亡國の鄙を爲すと謂ふなり、

故法而守常、尊禮而變俗、上信而賤文、好緣而好駔、此謂成國之法也、爲國者、反民性、然後可以與民戚、民欲逸而教以勞、民欲生而教以死、勞教定而國富、死教定而威行、聖人者陰陽理、故平外而險中、故信其情者、傷其神、美其質者傷其文、

故に法を立て、其常を守り、禮を尊びて、陋俗を變じ、信を上びて虛文を賤しみ、凡そ事は因緣あるを好みて、彼此を通ずる駔を好む、此れ成國の法と謂ふ、國を爲るものは、民性に反して、然る後に民と戚むべし、民は逸なるを欲す、之に敎ゆるに、勞することを以てす、民は生を欲す、之に敎ゆるに、死を以てす、勞敎定りて耕作に勉む、故に國は富む、死敎定りて、戰に臨んで畏れず、故に威行はる、聖人は陰陽に法りて治む、術に陰あり陽あり、故に外は平和にして、中に陰險なり、故に其情を信ずるものは、其神を傷ぶる、情盛なれば、神衰ふる理あり、其質既に美なるものは、物之を文にする能はず、

○駔　牙儈といふ、彼と此との間に立ちて、利をしむるもの、人君の政事にも、時に此の術を用ゆることあり、

化之美者、應其名、變其美者、應其時、不能兆其端者、菑及之、故

し、十分ならしめば、能く民を用ひ勞せしむるを得べし今や皮を衣て、角を冠り、草を食ひ、水を飲み、民は野原の獸の如くなるに、之を使ふ、孰か能く、君の用を爲さんや、貧苦に心を傷ふものは、功を致す可らず、故に民をして至美の味を嘗めしめ、至快の音樂に罷らしめ、鷄卵に彫刻して、飾りたるものを湯に瀹して、之を食はしめ、橑薪にも彫刻して、之を爨がしむ、蓋し奢侈の極に至らしむるを要す、又丹沙の金穴を塞がざれば、商賈は其居處に安んじ處らず、皆丹沙に走り向ふなり、

富者靡之、貧者爲之、此百姓之怠生、百振而食、非獨自爲也、爲之畜化、用其臣者、予而奪之、使而輟之、徒以而富之、父繫而伏之、予虛爵而驕之、收其春秋之時而消之、

富める者は、之を消費せしめ、貧者には之を爲らしむ、百姓の生業に怠るもの、百たび奮ひて、食を求む、此れ百姓の獨り自ら爲にするのみに非ず、又富者の爲に、畜藏する所のものを、貿易せしむ、之を畜化といふ、其臣を用ゆるにも、或は予へ、或は奪ひ、或は使ひ、或は輟め、徒謂て之を富ますも、其實は之を貧にす、久しく繫ぎて、之を伏せしめ、虛に其爵を予へて、之に任ずるに事を以てせず、之を驕らすのみ、其春秋の利を、官に收めて、之を費消す、修靡の一篇は、權謀を主とすれども、此節は最も甚し、父は久の誤なり、

有雜禮我、而居之、時擧其強者、以譽之、強而可使服事、辯以辯辭、智以招請、廉以標人、堅強以乘六、廣其德、以輕上位、不能使之而流徙、此謂國亡之郄、

臣下の我に對し、小禮あるものは、受けて之に居り、時に其中の強きものを擧げて、之を譽め、以て他日驅

上に述べたる如き事有らずして、天地を醜むは、天子の事にあらざるなり、人民は能く變化して良善となるに、君の變ずる能はざるは、是れ梲に皮を傅けたるごとく、外見は皮なれども、內は皮ならず、人民は改革せるに、君の改革せざるは、民を服す可らず、上に信あれば民は之が爲に死を致す、天子の德化あるや、諸侯は其德化の爲に、死を致すことあり、唯上の之を感ぜしむるに因るなり、

請問諸侯之化弊、弊也者家也、家也者、以因人之所重而行之、吾君長來獵、君長虎豹之皮、用功力之君、上金玉幣、好戰之君、上甲兵、甲兵之本、必先於田宅、

諸侯の化弊とて、久しく行ひて、弊害を生ずるものを問ふ、弊なるものは、諸侯の家に在り、即ち宮中の事なり、宮中の事は、人の重んずる所にして、人臣も之を非とするを憚かる、ゆゑに久くして弊を生ずるなり、吾君桓公は常に田獵を好み、獵者を來す、常に虎豹の皮を用ゆるを喜ぶに由る、又功力を用ゆる君は、金玉幣を上ぶ、戰爭を好む君は、甲冑兵器を上ぶ、その甲兵の本源は、必ず田宅を先にす、田宅ありて、甲兵を賦すればなり、

今吾君戰、則請行民之所重、飮食者也、侈樂者也、民之所願也、足其所欲、贍其所願、則能用之耳、今使衣皮而冠角、食野草、飮野水、孰能用之、傷心者不可以致功、故嘗至味、而罷至樂、而離卵然後瀹之、彫橑然後爨之、丹沙之穴不塞、則商賈不處、

今や吾が君は戰爭す、願くは此戰に由りて、民の重んずる所を行はん、飮食なるもの、侈り樂むものは、民の願ふ所なり、其欲望たる所を足し、其願ふ所を贍

君親自好事、强以立斷、仁以好任、人君壽以政年、百姓不夭厲、六畜遮育、五穀遮熟、然後民力可得用、鄰國之君俱不賢、然後得王、俱賢若何、

君は親しく自ら政事を好み、强にして決斷を立て、仁にして、人に任ずることを好むべし、人君の壽は、政の善惡によりて、年の短長を得、百姓も夭死せず、疾癘せず、六畜も遮多く生育し、五穀も遮多く熟し、然る後に、民力用ゆるを得べし、隣國の君は、俱に賢ならずして、我獨り主たるを得、俱に賢なるときは、之を若何せん、

○○遮育　遮は多きことをいふ、庶の意を取るなり、

曰、忽然易卿而移、忽然易事而化、變而足以成名、承弊而民勸之、慈種而民富、應言待感、與物俱長、故日月之明、應風雨而種、天之所覆、地之所載、斯民之良也、

曰く忽然と、卿大夫を易へて、方向を移し變じ、忽然と政事を易へて、變化す、變化すれば名を成するに足る、唯善く變ずるゆゑに、宿弊を承けて、民は之に勸勉するあり、種藝農作を慈愛して、民は自ら富む、又泰然として、彼の言に應じて對へ、彼の己を感ずるを待て動く、是物と與に長ずる道なり、故に日月の明によりて、日時の播種を成し、風雨に應じて、之を播種する時は、苗必ず蕃殖す、此の如くすれば、天の覆ふ所も、地の載する所も、斯れ民の良善なるものなり、

不有而醜天地、非天子之事也、民變而不能變、是棿傅革、有革而不能革、不可服、民死信、諸侯死化、

しみなければ、敢て君の爲に力を盡さず、其心は流れ移るなり、

親左有用、無用則辟之、若相爲有兆怨、上短下長、無度而用、則危本不稱、而祀譚次祖、犯詛渝盟、傷言、敬祖禰、尊始也、

其親しむ所は、有用の人に在り、用に立たざる人は、之を辟くべし、若しも無用の人に相爲にするときは、却て怨を兆すこと有り、上の人は才短にして下の人は才長きに、之を度ることなくして、用ゆれば、却て本を危くし、本末相稱はず、斯くして、直ちに祀を修め、始祖の次なる祖以下を譚祭して、其禍を禳ふも、是は詛を犯し、盟を渝へ、誓約の言を傷るのみ、何の益か有らん、蓋し祖及び父の廟を敬ふは身の始を尊ぶ爲めなり、臣下の爲めに非ず、

左。古本には尤の字に作る、解す可らず、是は在の誤りならん、○譚　祭の名なり、○祖禰　祖及び父といふこと、父を祭るを禰といふ、

齊約之信、論行也、尊天地之理、所以論威也、薄德之君之府囊也、必因成形而論於人、此政行也、可以王乎、請問用之若何、必辨於天地之道、然後功名可以殖、辨於地利而民可富、通於侈靡而士可戚、

齊整して約する信は、其言を恃まず、其行を論ず、天地上下の理を尊ぶは、君臣の威の別を論ずる所以なり、薄德の君の府囊として、秘藏する所は必ず其成敗の形を成すものに因りて、人才の短長を論ず、此の薄德の君の如き、政の行はるゝときは、豈に王たるを得んや、然らば政を爲す道は如何んと請ひ問ふ、乃ち對へて曰く、必ず天地の道を辨別して、然る後に功名も殖つべし、地利を辨じ、百貨皆生殖して、民は富しむ可し、侈靡にする道に通じて、士も戚むべし、

ら前日の爲す所の惡しきを怨ましむ、又蕩々として、流水の如く、人をして思ひて之を得しむ、人の心を之に向はしむ、是れ敎の始なり、

鵾然　古文の讙の字にて、讙然は和樂の貌なり、○謞謞は誸と同じ、叫ぶ聲なり、

身必備之、辟之若秋雲之始見賢者不肖者化焉、敬而待之、愛而使之、若樊神山祭之、賢者少、不肖者多、使其賢、不肖惡得不化、今夫政則少則、若夫成形之徵者也、去則少、可使人乎、

凡そ敎を掌るものは、身に盡く敎の道を備へ、未だ敎へざるに當りて、秋雲の起らんとするが如く、人は其狀を想ひ見る、賢者を見れば、不肖者は從ひて、之に化す、其敎ふる者を敬して、之を待ち、愛して之を使ふ、神山の麓に、垣を設けて、之を祭るが如く、人をして自ら畏敬の心を生ぜしむ、賢者は少く、不肖者は多し、故に其賢なる者を使ひ、之と天職を共にし、尊敬至らざるなきときは、不肖者は惡ぞ化せざるを得んや、今夫れ政治は民勉めて之に從ふも、其之に則るもの少し、夫の形を成す明徵あるが若きもの、其則とする所の少きを去れば、惡政なり、豈に人を使ふ可んや、

用貧與富何如而可、曰甚富不可使、甚貧不知恥、水平而不流、無源則遬竭、雲平而雨不甚、無委雲雨則遬已、政平而無威則不行、愛而無親則流、

貧民と富民とを用ゆるは、如何して可なるか、管子曰く、甚だ富めば使ふ可らず、甚だ貧なるは恥を知らず、水平かにして流れず、源なければ速かに涸れ竭く、雲平かにして雨甚しからず、委雲とて緻密なる雲の、埋むにあらざれば、雨降りても、速に已む、政も平和にして、威嚴なければ、行はれざるなり、愛して親

きは、人民は政府の鑄型に入るべし、故に粟米を賤しみて、珠玉を敬する如くす、禮樂を好んで事業を賤しむごとくす、是れ民の本務に反る始めなり、

珠者陰之陽也、故勝火、玉者陰之陰也、故勝水、其化如神、故天子藏珠玉、諸侯藏金石、大夫畜狗馬、百姓藏布帛、不然則强者能守之、智者能牧之、賤所貴而貴所賤、不然鰥寡獨老不與得焉、均之始也、

珠は水に生じて光りあり、故に陰の陽なり、以て日に向へば、火燿く是れ火に勝つといふ、玉は山に生じて山に藏る、故に陰の陰なり、以て月に向へば、水流る、是れ水に勝つといふ、其質は火に勝ち、水に勝つ、神の如し、故に天子は、珠玉を藏め、諸侯は金石を藏む、大夫は狗馬を畜ひ、百姓は布帛を藏む、斯くならざれば、豪强なるもの能く之を守り、智慧あるもの之を收養す、貧困の民は、皆之を失ふ、故に人君は貴ぶべき粟米を賤しみ、賤しむべき珠玉を貴ぶ、斯くならざれば、鰥寡獨老のもの、粟米を得るに與ることを得ず、是れ貧富を均一にする始なり、

政與教孰急、管子曰、夫政教相似而殊方、若夫教者摽然若秋雲之遠、動人心之悲、藹然若夏之靜雲、乃及人之體、鵾然若謞之靜、動人意以怨、蕩々若流水、使人思之、人所生往、教之始也、

政治と教育と、孰れか急なる、管子曰く、夫れ政と教と相似て、方法を殊にす、若し夫れ教は、摽然と輕く舉りて、人の善心を動かす、秋雲の遠く起りて、人の心の悲哀を動かすが如く、藹然として、夏天の靜雲、近く人の體に及び、凉意を生ずるが如し、鵾然として高く叫ぶ聲の忽ち靜なるが若く、人意を動かして、自

あるも理めずして、靜謐なり、
來足。　來は求に作るべし、求る所は既に足る、

其獄一踦腓、一踦屨、而當死、今周公斷指滿稽、斷首滿稽、斷足滿稽、而死、民不服、非人性也、敝也、地重、人載、毀敝而養不足、事末作、而民興之、是以下名而上實也、聖人者省諸本、而游諸樂、大昏也、博夜也、

太古は諸侯の罪あるもの、一隻を赤跣にし、一隻に屨を著けしめて、之を恥かしむ、これを以て死刑に當るなり、周公は罪人を處分するに、指を斷ぜんとするもの、其罪滿るも、猶ほ之を稽考す、首を斷ず可きもの、罪滿て之を考へ、足を斷ずべきもの、罪滿て之を稽へ、重罪定りて、之を死に當つ、然れども、民尚ほ服せず、是れ人性の然るに非ず、政の蔽るゝなり、蓋し後世は地利厚く、穀物を生殖して、之に載するも、人君は之を毀ち蔽りて、民の養ひ足らず、故に民は末作(商賈)を事として、農を勉めず、賣買に與り勵むに至る、是を以て下には農作するとの空名ありて、其實利は上に歸す、之に反して、太古の聖人は國の本なる農に省み、之を樂地に遊ばす、其政治や、苛察せず、昏々として、長夜の如くなるゆゑに、民は其生に安んじ、輕き刑を以て治る、
下名而上實　下に農の名ありて、自ら穀を得ず、上に收納す、○大昏博夜　大に昏くして博夜の如し、博は長といふことなり、

問曰、興時化若何、莫善於侈靡、賤有實敬無用、則人可刑也、故賤米粟而如敬珠玉、好禮樂而如賤事業、本之始也、

問ひて曰く、今此時に民を化する道を興すは、若何するか、侈靡にするより善きはなし、是れ權詭の術なり、有實の穀帛を賤しみて、無用なる珠玉を敬すると

正言第三十四　短語八

此篇は闕亡したるなり、

侈靡第三十五　短語九

此篇は侈靡を事とし、時の敎化を興す根本とす、

昔人云く、此篇は錯簡多くして讀む可らず、

問曰、古之時與今之時同乎、曰同、其人同乎、不同乎、曰不同、可與政誅、俈堯之時、混吾之美、在下、其道非獨出人也、

問ひて曰く、古の時と、今の時と同じきか、曰く同じ、其人同じきか、同じからざるか、曰く同じからず、古今の人同じからざるも、不法なるものは、政を以て誅す可きなり、俈(帝嚳)堯(帝堯)の時は、彼我混同して甚だ分別せず、風俗淳樸の美なる、下民にあり、其帝の道獨り世人の上に、出るにあらざるなり、

山不童而用贍、澤不弊而養足、耕以自養、以其餘應良天子、故平、牛馬之牧、不相及、人民之俗不相知、不出百里而來足、故卿而不理靜也、

山は材木多くして童ならず、童とは木材のなきをいふ、澤は敗弊なくして養ひ足る、耕して自ら養ふ、其餘を以て、良天子の税に應ず、穀は善きものを貢す、自養ふ餘にあらずして、其餘といへるは、農者に餘粟ありて、天子の先取せざるを示す、上下此の如くして、天下大に平かなり、牛馬の牧養も、各自に足るを以て、他人の牧地に及さゞるなり、人民の風俗も、其郷里を出でざるゆゑに、互に遠地の風俗を知らず、百里を出でずして、求むることは足るなり、故に卿大夫

見賤若過、貪於貨賄、競於酒食、不與善人、唯其所事、倨傲不共、不友善士、讒賊與通、不彌人爭、唯趣人訟、湛湎於酒、行義不從、不修先故、變易國常、擅創爲令、迷惑其君、生奪之政、保貴寵矜、

無道の臣は不仁なる者と、群り處り、賢人を攻擊し、貴人を見ては、貨を見る如く、之を悅び、賤者を見ては、己の過を見る如く、之を厭ふ、貨賄を貪り、酒食を競ひ、善人に與せず、唯其の事へ屈するものを好む、倨傲して恭まず、善士を友とせず、讒賊のものと與に交通し、人の爭を止めず、反つて人の訟を趣がす、酒に湛み湎り、義理に從はず、先世の典故を修めず、國家の常法を變易し、擅まゝに制令を創め、其君を迷ひ惑はしむ、君の生存するに之が政を奪ひ、自ら貴寵を保ちて、人に矜る、

見賤若貨　此の賢の字は貴に作るべし、下の賤の字と相對す、貴人を見て、之を悅ぶ、貨を得るが若くなるをいふ、○不彌人爭　彌と弭と通ず、止ることとなり、人爭へば之を止めず、反て人を促し、訟へしむるをいふ、

遷損善士、捕援貨人、入則乘等、出則黨駢、貨賄相入、酒食相親、俱亂其君、君若有過、各奉其身、此亦可謂昔者無道之臣乎、桓公曰善哉、

善士を見れば、遷し改めて、之を損てゝ顧みず、貨人の財多きを見ては、之を捕へ援て用ゆ、朝廷に入りては、等輩を乘り凌ぎ、朝廷を出ては、黨を結びて、相駢び、貨賄相入れ、酒食を以て相親しむ、俱に其君を惑亂す、君に過あれば、之を救はずして、自ら身を奉じて潔ぎよくす、此は亦昔者の無道の臣と謂ふ可きか、桓公曰く、善はかな、

遷損　損は捐に作るべし、○貨人　貨財ある人を云、

良謨を述べ、動作も必ず事に從ふ、敢て虛動せず、國に居れば富み、軍に處れば克つ、難に臨んで事を執る、死すとも悔ゐず、君側に近けば、君の過に拂りて、之を矯め、君に遠ざかりては、輔となりて、暗に君の爲に盡す、義を以て與に交り、廉直にして與に處る、官に臨んでは治め、酒食は慈にして人に推し及し、其君を謗らず、其君の道に違ふ辭を毀らず、君に過あれば、諫を進めて疑はず、君憂ふることあれば、臣の身に之を服し被る、此れ亦昔しの有道の臣と謂ふべし、桓公曰く、善いかな、

○上下得體　上たるもの、下たるもの、次第の宜しきを得て、體裁の善きをいふ、○謀謨　謀は一事に就て、はかること、謨は天下一般に就て、はかることをいふ、

桓公曰、仲父既以語我昔者有道之臣矣、不當盡語我昔者無道之臣乎、吾亦鑒焉、管子對曰、夷吾聞之於徐伯曰、昔者無道之臣、委質爲臣、賓事左右、執說以進、不蘄亡已、遂進不退、假寵鬻貴、尊其貨賄、卑其爵位、進曰輔之、退曰不可、以敗其君、皆曰非我、

桓公曰く、仲父は既に、我に昔しの有道の臣を語る、盡く我に昔しの無道の臣を語るべからざるか、吾も亦鑒んと、管子對て曰く、夷吾之を徐伯に聞く、曰く昔し無道の臣は、質を委ねて、臣と爲る、左右の臣に賓事し、自分の說を執りて進み、蘄めて我の欲する所を得ざれば、已むことなし、遂に進んで退かず、君の寵を假りて、我の位の貴きを鬻り、人に驕り、其賂が我の懷に入るを尊び、君の爵位を卑しみて、其人に非るものに授け、進んでは君を輔くといひ、退きては君愚にして輔く可らずといふ、以て其君家の事を敗り、皆之を君に諉りて、我の爲す所に非ずといふ、

不仁群處、以攻賢者、見賢若貨、

之徐伯曰、昔者有道之臣、委質爲臣、不賓事左右、君知則仕、不知則已、若有事必圖國家、徧其發揮循其祖德、

桓公曰く、仲父は既に我に昔者の有道の君と、昔者の無道の君とを語ぐ、仲父は盡く、我に昔者の有道の臣を語らざるか、吾も亦鑒んとす、管子對て曰く、夷吾之を徐伯に聞く曰く、昔者有道の臣は、質を委ねて臣と爲り、左右の臣に賓事せず、君の己を知るときは仕へ、知らざれば已む、國家に事變あれば、其謀圖をなし、其發越揮散の力を周徧にして、其祖先の德に循はしむ、

○賓事　賓は虛といふが如し、其實は君に事んとして、先づ左右の臣に事へることとなり、君に事ふるは主にして、左右に事ふるは、是れ賓なり、故に賓事といふ、

○質　物を獻じて、信を表すなり、

辯其順逆、推育賢人、讒慝不作、事君有義、使下有禮、貴賤相親、若兄若弟、忠於國家、上下得體、居處則思義、語言則謀謨、動作則事、居國則富、處軍則克、臨難據事、雖死不悔、近君爲拂、遠君爲輔、義以與交、廉以與處、臨官則治、酒食則慈、不謗其君、不毀其辭、君若有過、進諫不疑、君若有憂則臣服之、此亦可謂昔者有道之臣矣、桓公曰、善哉、

有道の臣は、臣下の順逆を辨じ、賢人を推し進めて、其年の少きものを長育し、讒言の慝しきもの を作らしめず、君に事へては義あり、下を使ふには禮あり、貴賤相親しみ、兄の如く弟のごとく、國家に忠にして、上下の體を得、居處には義を思ひ、語言には良謀

天道不鑒四方有家不治辟若生狂衆所怨詛希不滅亡進其俳優繁其鐘鼓流于博塞戲其工瞽誅其良臣敖其婦女獠獵畢弋暴遇諸父馳騁無度戲樂笑語式政既輮刑罰則烈內削其民以爲攻伐辟若漏釜豈能無竭此亦可謂昔者無道之君矣桓公曰善哉

管子對へて曰く、夷吾は之を徐伯に聞く、曰く昔し無道の君は、其宮室を大にし、其臺榭を高くし、良臣は使はず、讒賊は是れ舍し、家あるも治めず、人を借りて圖る、政令は善からず、墨々として夜の如く、辟へば野の獸の如く、意のまゝにし、朝參し聚る處なく、天道を修めず、四方を鑒みず、身あるも治めずして、狂人の如く、衆民の怨み詛ところとなる、滅亡せざるを希ひ、其俳優を進め用ひ、其鐘鼓を繁くし、博奕の塞を投ずることに溺れ、工瞽（音樂師）と戲れて、良臣を誅戮し、其婦女に敖する、獠獵して畢し弋し、諸父を暴虐に待遇し、馳せ騁すること制度なく、戲れ樂んで笑語し、式法のある政事も既に輮げ敗れ、刑罰するときは激烈にし、內は人民を削奪し、以て自ら功伐とす、辟へば漏るゝ釜の如し、豈に能く竭くることなからんや、此は亦昔者の無道の君と、謂ふ可きなり、

桓公曰く、善いかな、

有家不治　此の四字は、此章に再出す、第二の有家は有身の誤りなるべし、以爲攻伐　攻は功に作るべし、伐も亦功なり、民の物を削り奪ひて、功名と爲すをいふ、○墨墨は暗黑の貌なり、

桓公曰仲父既已語我昔者有道之君與昔者無道之君矣仲父不當盡語我昔者有道之臣乎吾亦鑒焉管子對曰夷吾聞

なし、五穀は蕃殖し、外内均和し、諸侯臣伏し、國家安寧、兵革を用ひず、其幣帛を受けて、其德に懷く、昭かに其令を受けて法式と爲す、此れ亦昔の有道者の君と謂ふべし、桓公の曰く、善いかな、

桓公曰、仲父既已語我昔者有道之君矣、不當盡語我昔者無道之君乎、吾亦鑒焉、管子對曰、今若君之美好而宣通也、既官職美道、又何以聞惡爲、

桓公曰く、仲父は既已に我に昔しの有道の君を語ぐ、盡く我に無道の君を語るべからざるか、吾も亦これを鑒みん、管子對て曰く、今君の德行は美好にして、政令の宣通する若きは、官職の美道を既す、又何を以て、惡を聞くを以て爲ん、

桓公曰、是何言邪、以繡緣繡、吾何以知其美也、以素緣素、吾何以知其善也、仲父已語我其善、而不語我其惡、吾豈知善之爲善也、

桓公曰く、是は何の言ぞや、今や繡を以て繡に緣を爲す、吾何を以て其美なるを知らんや、素を以て素に緣を付く、吾何を以て、其善なるを知らん、仲父は已に我に其善を語ぐ、而るに我に其惡を語げざるときは、吾豈に善の善たるを知らんや、

○繡　刺文なり、俗に云ふ縫取なり、○緣　袖口なり、○素　白色の帛なり、白を以て白に緣するときは、區別なし、

管子對曰、夷吾聞之於徐伯、曰、昔者無道之君、大其宮室、高其臺榭、良臣不使、讒賊是舍、有家不治、借人爲圖、政令不善、墨々若夜、辟若野獸、無所朝處、不修

與所不能、盡在君所矣、君胡有辱令、

桓公は、管子に問ひて曰く、寡人は幼弱惛愚にして、諸侯四隣の義に通ぜず、仲父盡く我に、昔しの有道の君たることを語ぐべからざるか、吾も亦たこれに鑑みんと、管子對へて曰く、夷吾の能する所と、能くせざる所とは、盡く既に述べて君の所にあり、今何ぞ更に君の令を辱くするを勞せん、

桓公又問曰、仲父、寡人幼弱惛愚、不通四鄰諸侯之義、仲父不當盡告我昔者有道之君乎、吾亦鑒焉、管子對曰、夷吾聞之於徐伯曰、昔者有道之君、敬其山川宗廟社稷、及至先故之大臣、收聚以忠而、大富之、固其武臣、宣用其力、聖人在前、貞廉在側、競稱於義、上下皆飾、刑政明察、四時不貸、民亦不憂、五穀蕃殖、外內均和、諸侯臣伏、國家安寧、不用兵革、受其幣帛、以懷其德、昭受其令、以爲法式、此亦可謂昔者有道之君也、桓公曰善哉、

桓公又問ひて曰く、仲父よ、寡人は幼弱惛愚にして、四隣の諸侯の義に通ぜず、仲父よ盡く我に昔しの有道の君を告ぐべからざるか、吾も亦これを鑒んとす、管子對て曰く、夷吾之を徐伯に聞く、曰く昔しの有道の君は、其山川や、宗廟や、社稷を敬し、及び先代以來の大臣をも愛重し、之を賑恤して、大に富ましむ、其武臣の心を堅固にし、其力を宣べ用ひしむ、聖人は前に在り、貞廉の士は後に在り、上下皆飾め治め、刑法政事は明察にし、春夏秋冬に政務を誤らず、民も亦憂

賢人を用ゆるに終らざるを以てなり、
素韈　白色のムカバキなり、足の先より包みて膝に至るもの、今の履下の如きものなり、○楊門之扇　楊門は、門の名にして、扇は扉のこと、扉二枚にて屍を掩ひ埋むるなり、

桓公、管仲、鮑叔牙、甯戚、四人飲、飲酣、桓公謂鮑叔牙曰、闔不起爲寡人壽乎、鮑叔牙奉盃而起曰、使公毋忘出如莒時也、使管子毋忘束縛在魯也、使甯戚毋忘飯牛車下也、桓公辟席再拜曰、寡人與二大夫能無忘夫子之言、則國之社稷必不危矣、

初め桓公と管仲と、鮑叔牙甯戚と、四人酒を飲む、飲酣にして、桓公は鮑叔牙に謂て曰く、闔ぞ起て寡人が爲に壽をなさゞるや鮑叔牙は、盃を奉じ起て曰く、公をして國を出て、莒に如きしときを忘るゝなからしめん、管子をして束縛せられ、魯に在りしを忘るゝなからしめん、甯戚をして車の下にて牛に飯せしを忘るなからしめんと、桓公は席を避け、再拜して曰く、寡人は、二大夫と能く夫子（鮑叔）の言を忘るゝなくば、國の社稷は必ず危からず、
○闔　闔と曷と古音同じ、何ぞと訓す、太平御覽には何に作れり、

四稱第三十三　短語七

有道の君と、無道の君と、有道の臣と、無道の臣との四事を稱げて、桓公を戒しむ、

桓公問於管子曰、寡人幼弱惛愚不通諸侯四鄰之義、仲父不當盡語我昔者有道之君乎、吾亦鑒焉、管子對曰、夷吾之所能、

得出、有一婦人、遂從竇入、得至公所、公曰吾飢而欲食、渴而欲飲、不可得、其故何也、婦人對曰、易牙、豎刁、堂巫、公子開方、四人、分齊國、塗十日不通矣、公子開方、以書社七百、下衛矣、食將不得矣、

其後一年を經て、四子は難を作し、公を一室に圍み、公は出るを得ず、一婦人あり、遂に狗竇より入り、公の所に至る、公曰く吾飢ゑて食はんと欲す、渴して飲んと欲す、而も飲食を得べからず、其故何ぞや、婦人對へて曰く、易牙、豎刁、堂巫、公子開方、四人齊國を分ち、塗は十日も通ぜず、公子開方は、書社の地、七百里を以て、衛國に屬したり、食は得ることとなし、

書社七百　七百は七百里なり、一里は二十五家なり、里に社を置く、戸口田畝を籍に記し、之を社中に藏め、之を書社といふ、七百里は、戸數一萬七千五百となる、

公曰、嗟茲乎、聖人之言長乎哉、死者無知、則已、若有知、吾何面目、以見仲父於地下、乃援素幭以裹首絶、死十一日蟲出於戸、乃知桓公之死也、葬以楊門之扇、桓公之所以身死十一日蟲出戸而不收者、以不終用賢也、

桓公曰く、嗟々茲れか、聖人管仲の言は、其見る所の長遠なるかな、死したるもの知るなくば已む、若し知ることあらば、吾は何の面目ありて、仲父に地下に見えんやと、乃ち素幭を以て首を裹み死したり、死して十一日、戸の蟲は戸より出づ、人乃ち桓公の死を知り、楊門の門扉を以て、屍を掩ひ之を收めたり、桓公の死後十一日も、屍を埋めず、蟲の出づるに至るは、

治內、人情非不愛其身也、於身不愛、將何有於公、公子開方事公十五年、不歸視其親、齊衞之間、不容數日之行、臣聞之、務爲不久、蓋虛不長、其生不長者、其死必不終、桓公曰善、

管仲又曰く、公は宮中に在りて、婦女に接するを好む、而して嫉妬の心深し、豎刁は之を知り、自ら宮刑(去勢)を受け、公の爲に宮内を治む、人情其身を愛せざるに非ず、然るに我身をも愛せず、公の身に於て何の愛かあらん、衞の公子開方は、公に事ふる十五年なれども、歸りて其親を視ず、齊と衞との間は近くして、數日の旅行を要せざるに尚此の如し、臣之を聞く、務めて爲すことは久しからず、虛を蓋ひたることは、長からず、其生時に長く行ふこと能はざるもの、其死なんとするに至れば、必ず終りまで、之を守る能はず、僞り竭て眞情の露はるゝものなり、桓公曰く善し、

管仲死已葬、公憎四子者、廢之官、逐堂巫、而苛病起兵、逐易牙而味不至、逐豎刁、而宮中亂、逐公子開方、而朝不治、桓公曰、嗟聖人固有悖乎、乃復四子者、

管仲死し已に葬る、桓公は四子を憎みて、之が官を廢す、堂巫を逐ふ、而して桓公の身に苛病起る、易牙を逐ふ、而して調味至らず、豎刁を逐ふ、而して宮中亂る、公子開方を逐ふ、而して朝廷治らず、桓公曰く、嗟々聖人の管仲も、固より理に悖ることあるかと、乃ち四子を召し復し、故の如く官に就かしむ、

苛病起兵　苛は刺草なり、苛病とは皮膚に微痛あり、刺草の刺す如し、桓公此疾あり、堂邑の巫、能く穰ひて、之を愈す、今之を逐ふ、病復起る、起兵の兵の字は衍文なり、呂覽、治要の二書に兵の字なし、

處期年、四子作難、圍公一室、不

病也、仲父亦將何以詔寡人、管仲對曰、微君之命臣也、故臣且謁之、雖然、君猶不能行也、

管仲病ひありしかば、桓公往て之を問ひ曰く、仲父の病は病なり、若し諱むべからずして、此病の快愈せざれば、仲父何を以て、寡人に詔るや、管仲對て曰く、君の臣に命ずるなくとも、臣はもとより、且に之を謁んとす、然れども、君は猶ほ行ふこと能はざるなり、

○病病矣　上の病は、疾ひにて、下の病は、疾の甚しきをいふ、○不可諱　死することなり、○微　無なり○且　將と訓ず、

公曰、仲父命寡人東、寡人東、令寡人西、寡人西、仲父之命於寡人、寡人敢不從乎、管仲攝衣冠、起對曰、臣願君之遠易牙、豎刁、堂巫、公子開方、夫易牙以調和事公、公曰、惟蒸嬰兒之未嘗、於是、蒸其首子而獻之公、人情非不愛其子也、於子之不愛、將何有於公、

桓公曰く、仲父は寡人に東せよと命ずれば、寡人は東す、寡人に西せよと令すれば、寡人は西す、仲父の寡人に命ずる、寡人敢て從はざらんや、管仲は衣冠を攝し、起て對て曰く、臣願くは、君の易牙と豎刁と堂巫と公子開方とを遠けんことを、夫れ易牙は、食味の調和に巧なるを以て、君に事ふ、君嘗て嬰兒の蒸したるを食せんと欲す、是に於て、易牙は自分の首子を蒸し殺して、其肉を公に獻ず、人情は其子を愛せざるに非ず、然るに、我子をも愛せず、將た何ぞ公において愛することあらん、如何なる事を爲すや、測られず、

○首子　始めて生れたる兒をいふ、○敢不從　は從なり、不敢從と異なり、

公喜宮、而妬、豎刁自刑而爲公

して怨を除き爭ひなく、以て相迎へば、人の心を失はず、皆感じ服す、嘗試に、怨み多く利を爭ひて、不遜なることを相爲すときは、其一身を保つを得ず、大なるかな恭遜敬愛の道たるや、吉事には祭に入り與るべし、凶事には喪に居ることも、此恭遜の道に因る、大は天下を理め、此道を益さずして可なり、小は一人を治め、此道を損せずして可なり、

嘗試往之中國諸夏蠻夷之國、以及禽獸昆蟲、皆待此而爲治亂、澤之身則榮、去之身則辱、審行之身、毋怠、雖夷貉之民、可化而使之愛、審去之身、雖兄弟父母、可化而使之惡、

今や嘗試に、中國及び諸夏より、蠻夷の國に往き察するに、禽獸や、昆蟲に及ぶまで、皆此の恭遜愛敬あれば、能く治り、此道なければ亂る、之を身に置くときは榮え、之を身より去りて行はざれば辱めらる、審かに之を身に行ひて、怠ることなかれ、夷貉の民といへども、此の恭遜敬愛に對しては、化して我を愛せしむべし、審かに之を身より去れば、兄弟父母といへども、化して我を惡ましむべきなり、

澤之身　之をとは、恭遜愛敬をいふ、澤は釋の誤なり、釋は置くなり、身に置き行ふをいふ、

故之身者、使之愛惡、名者使之榮辱、此其變名物也、如天如地、故先王曰道、

故にこの身は、之を愛せしめ、又惡ましむ、恭遜愛敬を行へば、之を愛せしめ、行はざれば之を惡ましむるなり、美名なるときは榮え、惡名なるときは辱しめらる、此れ行ふと、行はざるとによりて、名物を變ずるや、天の如く地の如し、萬物を生じ、殺し、榮えしめ枯れしむるなり、故に先王は、之を尊びて道といふ、

管仲有病、桓公往問之曰、仲父之病病矣、若不可諱、而不起此

らす、此其身を失ふ所以なり、

故明王懼聲以感耳、懼氣以感目、以此二者、有天下矣、可毋愼乎、匠人有以感斤欘、故繩可得料也、羿有以感弓矢、故彀可得中也、造父有以感轡筴、故邀獸可及、遠道可致、

故に、賢明の王は、懼るべき聲を、耳に感じ、又懼るべき氣を、目に感ず、民の毀るを懼れ、民の怨を懼るゝなり、此の二の者を以て、天下を有つ、愼むなかる可けんや、匠人の運用の妙は、以て斤欘を感ずるにあり、故に繩墨の法は、料るを得べきなり、羿は射の妙用を得るゆゑに、彀して中るを得べきなり、造父は御の妙用を得るゆゑに、轡筴を感ず、故に、邀獸も及ぶ可く、遠道も致す可きなり、此三喩は、感ずるときは、深く其妙を得て、心に應ずることあるをいふ、
匠人は工人なり、羿と造父とは人名なり、

天下無常亂、無常治、不善人在則亂、善人在則治、在於既善所以感之也、

天下常に亂るゝことなく、又常に治ることなし、不善人の位に在るときは亂れ、善人の上に在るときは治る、天下を治る道は、既に之に感ずる所以を善くするに在り、

管子曰、修恭遜敬愛、辭讓、除怨無爭、以相逆也、則不失於人矣、嘗試多怨爭利、相爲不遜、則不得其身、大哉恭遜敬愛之道、吉事可以入察、凶事可以居喪、大以理天下、而不益也、小以治一人、而不損也、

管子曰く、恭しく遜り、敬しみ愛する道を修め、辭讓

し、事皆中に適せしめ、斯くして、百姓の惡む所を去りて、美名を得べきなり、

○○○去惡充　此三字の間に缺文あるべし、強て解すれば、去る所の惡が、世間に充滿せるをいふ、○以來美名　來の字は求の誤りなり、○衈之　衈は田間の水道なり、水を泄す意あり、因て之を泄すと訓す、

管子曰、善罪身者、民不得罪也、不能罪身者、民罪之、故稱身之過者彊也、治身之節者惠也、不以不善歸人者仁也、故明王有過、則反之身、有善則歸之民、有過而反之身、則身懼、有善而歸之民、則民喜、往喜民、來懼身、此明王之所以治民也、

管子曰く、善く我身を罪するものは、民は罪を得ざるなり、我身を罪する能はざるものは、民之を罪す、故に、身の過を稱するものは、強なり、身の禮節を治るものは、惠なり、不善を以て、人に歸せざるものは、仁なり、故に賢明の君は、過あれば之を我身に反し、善あれば、之を民に歸す、斯るときは、民喜ぶ、往て民を喜ばし、入りて身を懼るは、此れ明君の民を治る所以なり、

○○彊也　善を行ふに強くして、能く身の過を稱するなり、○○惠也　智慧のあることをいふ、慧惠相通す、○○往喜民來懼身　往來は出入といふ如し、外に出て民を喜ばし、內に入りて、身を懼るなり、懼るとは愼の意なり、

今夫桀紂不然、有善則反之於身、有過則歸之於民、歸之於民、則民怒、反之於身、則身驕、往怒民、來驕身、此其所以失身也、

今夫れ桀紂は然らず、善あれば、之を我身に反し、過あれば、之を民に歸す、之を民に歸すれば、民怒る、之を身に反せば、身驕る、往き民を怒らし、來り身を驕

惡名を操れば、人を去らしむ、我は弱ならざるなし、天子諸侯ありといへども、民は皆其惡名を操りて、之を去るときは、天子諸侯も、其地を捐てゝ走るに至る、故に先王は民を畏るゝなり、人の身に在るものは、孰を利と爲すや、即ち體內に運ぐる氣と、外に應ずる目となり、此は一身の最利なるものをいひ、人は最利のものを擇びてこれに託せざるべからずといふことを、明かにするなり、

聖人得利而託焉、故民重而名遂、我亦託焉、聖人託可好、我託可惡、以來美名、又可得乎、我託可惡、愛且不能爲我能也、

聖人は、最利なるものを得て、これに託す、仁義の類なり、故に民もこれを重んじて、名譽を遂ぐ、我も亦た託するあるも、最利なる名を得ず、聖人は、人民の好む可きに託するも、我は人の惡むべき名に託す、以て美名を來さんとするも、得べけんや、我は惡むべきに託したれば、我を愛するものも、且つ我を才能ありと、爲す能はざるなり、

毛嬙西施天下之美人也、盛怨氣於面、不能以爲可好、我且惡面而盛怨氣焉、怨氣見於面、惡言出於口、去惡充以來美名、又可得乎、甚矣、百姓之惡人之有餘忌也、是以長者斷之、短者續之、滿者洫之、虛者實之、

毛嬙と西施とは、天下の美人なれども、怨氣を顏面に盛にするときは、好みす可しと爲す能はず、我等は且つ醜面にして、怨氣を盛んにす、怨氣の面上に見はるゝのみならず、惡言も口より出づ、又出し去る所の惡は、世間に充つ、以て美名を來さんとするも、豈に得べけんや、百姓の人を惡むに、餘りの忌み惡む心あるは甚し、是を以て、長きものは斷ち、短きものは之を續ぎ、滿るものは之を洫し、虛なるものは之を實に

善に反るなり、

小稱第三十二　短語六

稱は擧ぐるなり、身の過を擧げ言ふなり、小は謙したる辭なり、

管子曰、身不善之患、毋患人莫己知、丹青在山、民知而取之、美珠在淵、民知而取之、是以我有過爲、而民無過命、民之觀也察矣、不可遁逃、以爲不善、故我有善則立譽我、我有過則立毀我、當民之毀譽也、則莫歸問於家矣、故先王畏民、

管子曰く、身の不善なるをこれ患へよ、人の己を知るなきを患ふることなかれ、丹青の色石は、彩料に用ゆべきものゆゑに、山に在るも、民之を知りて取る、美珠の淵に在るも、民は知りて之を取る、是を以て、我は過ちたる行あるも、民は過りて名づくるとなし、我は惡行あるゆゑに、民は我に惡名を命ず、我に惡行なくば、民は決して惡名を命ることなし、民の觀るや察なり、遁れ逃れて不善を爲す可らず、故に我に善あれば、立どころに我を譽む、我に過あれば、立どころに我を毀る、民の毀譽するや、歸りて家に問ひて後に、毀譽するものなし、皆即坐に之を決す、故に先王は、民の毀譽の必らず當るを畏る、

操名從人、無不強也、操名去人、無不弱也、雖有天子諸侯、民皆操名而去之、則捐其地而走矣、故先王畏民、在身者、孰爲利、氣與目爲利、

善名を操れば、人を從はしむ、我は强ならざるなし、

せるなり、兄弟の亂を、黨偏と曰ふ、黨を結び偏するなり、大臣の亂を稱述と曰ふ、大臣の功德を稱頌するなり、中民の亂を、讐諄と曰ふ、多言にして衆を惑はすなり、小民の亂を財匱といふ、租稅の重きに苦しみ、輕薄の心を生ずるなり、財乏しくして禮義に背き多言衆を惑はして、上を慢る心を生じ、稱述黨偏妬紛の三者にて禍を增し、變を生ず、故に、名を正し、疑を稽へ、刑を以て、殺戮するは、君の近側に居るもの丶、行ふを急とす、斯くすれば政府治まる、

順大臣以功、順中民以行、順小民以務、則國豐矣、審天時、物地生、以輯民力、禁淫務、勸農功、以職其無事、則小民治矣、上稽之以數、下什伍以徵、近其罪伏、以固其意、鄕樹之師、以遂其學、官之以其能、及年而擧、則士反行矣、稱德度功、勸其所能、若稽之以衆風、若任以社稷之任、若此則士反於情矣、

大臣を和げ治むるには、功を立るを以てし、中民を和げ治るには、行ひを以てし、小民を治るには、農を務むるを以てす、斯くすれば、國家豐かなり、天の時を、審にし、地の生ずるを物色して、此地は此物に宜きを知る、以て民力を集め、文繡刻鏤の淫務を禁じ、農功を勸め、其安寧を職とすれば、小民治る、上之を稽ふるに人才登用の定數を以てし、下は什伍の組を設けて其賢愚を吟味し、其罪を受け、過に伏する期を近くし、其人民の意を堅固にす、每鄕には、師を樹て丶、其學を進め、之を官に用ゆるは、其才能あるものを以てす、期する所の年に及んで、擧げ用ゆるときは、士は善行に反る、德を稱し功を度り、其能する所を勸め勉めしむ、之に稽へしむるに、衆を治め、風を移すの職を以てし、之に任ずるに、社稷の任を以てす、此の如くすれば、士は行を改むるのみならず、其情も改めて

衆亂也、四者無別、主失其體、群臣朋黨以懷其私、則失族矣、國之幾臣、陰約閉謀以相待也、則失援矣、失族於內、失援於外、此二亡也、

國家の亂るゝ所以は、四つあり、其亡ぶる所以のものは、二つあり、內に妻を疑惑する妾あるは、此れ宮中の亂なり、庶子にして嫡子を疑惑するものあるは、此れ家の亂なり、朝廷に宰相を疑惑する臣あるは、此れ國の亂なり、無能なるものを任官するは、此れ衆臣の亂なり、四の者、分別する所なく、人主其體を失ひ、群臣朋黨し、其私を懷くときは、宗族の心を失ふ、國の機密を掌る臣にして、陰に敵國と約を結び、謀を閉藏して、乘ず可き時を相待つときは、鄰國の援ひを失ふ、宗族の心を內に失ひ、鄰國の應援を外に失ふ、此れ二亡の道なり、

故妻必定、子必正、相必直立、以聽、官必忠信以敬、故曰、有宮中之亂、有兄弟之亂、有大臣之亂、有中民之亂、有小人之亂、五者一作、則爲人上者危矣、宮中亂曰妬紛、兄弟亂曰黨偏、大臣亂曰稱述、中民亂曰讋諄、小民亂曰財匱、財匱生薄、讋諄生慢、稱述、黨偏、妬紛、生變、故正名稽疑、刑殺亟近、則內定矣、

故に妻たるものを定め、子の位を正しくし、宰相の位を直しく立てゝ、君の命を聽かしめ、百官を忠信にして命を敬せしむ、故に曰く、宮中の亂あり、兄弟の亂あり、大臣の亂あり、中民(百吏の屬)の亂あり、小人の亂あり、此の五の者、一も作れば、人上たるものは、危險なり、宮中の亂を、妬紛と曰ふ、女の嫉妬の紛亂

然るときは、兄弟の交に、間隙なく、和睦して、讒人も敢て作らざるなり、

故其立相也、陳功而加之以德、論勞而昭之以法、參伍相德、而周擧之、尊勢而明信之、是以下之人、無諫死之誋、而聚立者無鬱怨之心、如此則國平而民無慝矣、

故に人君が宰相を立るや、功勞を陳べて、之に加ふるに德義を以てす、功勞を論じて、之を昭明にするに、法制を以てし、宰相の德行を參伍錯綜して、その有る所の德を、周ねく擧ぐ、其職に任ずるに及んでは、位勢を尊んで、之を明かに信用す、是を以て、下の臣においても、上を諫めて死する誋なくして、下民の聚り立つもの、皆驩虞して、鬱抑怨恨の心なし、此の如くなれば、國家は平らかにして、民も慝きことなし、

其選賢遂材也、擧德以就列、不類無德、擧能以就官、不類無能、以德弇勞、不以傷年、如此則上無困、而民不幸生矣、

人君が賢を選びて、材あるものを進むるには、德ある人を擧げ用ひて、位列に就かしむ、無德の人を同類とせず、才能あるものを擧げて、官に就かしむ、無能の人を同類とせず、德あるものを尊び、功勞あるものを超えて、上位に在らしむ、年齡の少きを傷とせずして用ゆるときは、上は困難なくして、民も苟も生るを、幸とせず、賢德を修むるに至る、

國之所以亂者四、其所以亡者二、內有疑妻之妾、此宮亂也、庶有疑嫡之子、此家亂也、朝有疑相之臣、此國亂也、任官無能、此

其內也、明男女之別、昭嫌疑之節、所以防其姦也、

手足の四肢と、耳眼鼻口の六道とは、身の體なり、君臣父子の四正と、百官とは、國の體なり、四肢の通ぜず、六道の達せざるは、失と曰ふ、四正の正しからざる、百官の官ならざるは、亂と曰ふ、是故に、國君は、妻を異姓より聘へ、姪娣を設け爲す、宮中の侍女も、盡く法制あるは、內を治る所以なり、男女の別を明にし、嫌疑の節を昭かにするは、姦を防ぐ所以なり、

六道。　六竅のこと、人は上に四竅あり、下に二竅ありとの說あるも、不可なり、是は顏面の竅をいふ、○五官。　百官なり五行の、木火土金水に依り官を別つなり、○姪娣。　諸侯の女が、他國に嫁入りする時に、其女の妹若くは其兄弟の女を伴ひ行く、之を姪娣といふ、

是以、中外不通、讒慝不生、婦言不及官中之事、而諸臣子弟無宮中之交、此先王所以明德圉姦昭公威私也、

是を以て宮中と政府との交通をなさず、讒慝も生ぜず、婦言は政府の事に及さず、而して諸臣子弟は宮中の交際なし、此れ先王の德を明かにし、姦を圉ぎ、公を昭かにし、私するを威す所以なり、

明立寵設、不以逐子傷義、禮私愛驩、勢不並倫、爵位雖尊、禮無不行、選爲都佼、冒之以衣服、旌之以章旗、所以重其威也、然則、兄弟無間郄、讒人不敢作矣、

太子を明かに立て、寵愛して之を置き、敢て之を退けず、父たる義を傷ぶらず、私に驩ぶ所の第二子以下は、之を禮し愛するも、太子と待遇を並べず、庶子たるものゝ、爵位は尊くするも、太子を敬せしむる禮は、必らず行ふ、太子たるものは、選擇して都雅佼好にすべし、之を冒ふに美なる衣服を以てし、之を旌すに紋章ある旗を以てす、其威光を重んずる所以なり、

君子が、道において食むときは、義理審かにして、禮式明かなり、義と禮と明なれば、倫等(同輩)は順序を踰えず、多數の兵士を有する大夫ありといへども、勢力を以て萬一を僥倖する心あらず、故に上たる人危險なし、一般の平民は、勞力に食むときは、皆本業を作す、本業を作すときは、農は敬て上の命を聽くに至る、是を以て、明君の世に立つや、民が上に制御せらるゝは、草木が時候に制せらるゝ如く、生死天の時に違はず、故に、民の迂曲なるときは、之を流通して活潑ならしめ、又流蕩して活潑に過ぐるときは、之を迂曲にせしむ、之を決開すれば行き、之を閉塞するときは止まる、唯明君の能く之を決開し、之を閉塞するあり、之を決開して、君子は禮を行ひ、之を閉塞して、小人は農事を篤く勉むるなり、

偏卒　偏は車二十五乘なり、卒は百人なり、○齊民　一般の平民をいふ、齊國の民にあらず、○民迂則流之　人民迂濶にして、開明せざるときは、之を快活ならしむるをいふ、○民流通則迂之　人民流通して放蕩なるときは、之を迂曲にならしむるをいふ、○雖有　は唯有の誤りなり、

君子行於禮、則上尊而民順、小人篤於農、則財厚而備足、上尊而民順、財厚而備足、四者備體、頃時而王不難矣、

君子は禮を行ふときは、君上は尊くして、人民は順和なり、小人は農作を厚くすれば、財用厚くして、備へ足る、上尊くして、民は順ふ、財は厚くして、備へ足る、此の四の者、體を備ふれば、頃時にして、王たることと難からざるなり、

備體　缺くる所なく、完全なるをいふ、

四肢六道身之體也、四正五官國之體也、四肢不通、六道不達、曰失、四正不正、五官不官、曰亂、是故、國君聘妻於異姓、設爲姪娣、命婦宮女盡有法制、所以治

也、

故に能く大義を修めて、國を治る法を宜しくす、又耕耘の時節を、審にし、上は神明に禮祭し、下は輔佐の者に義を施す、是れ明君の道なり、能く正法に據りて、阿諛するなく、上は主君の過を匡正し、下は人民の疾苦を、振恤す、是れ、忠臣の行ふ所なり、

明君在上、忠臣佐之、則齊民以政刑、牽於衣食之利、故愿而易使、愚而易塞、君子食於道、小人食於力、分民、威無勢也、無所立、事無爲也、無所生、若此則國平而姦省矣、

賢明なる君が、上に在りて、忠臣之を輔佐すれば、人民を齊ふるに、政事刑法を以てし、國治りて、人々生を重んず、故に衣食の利に牽るゝにより、人民は愿愨にして、使ひやすく、愚昧にして、其欲を塞ぐこと易し、君子は道に食み、小人は力に食む、故に民と君子と分つなり、大臣の邪惡なるものは、威權の勢なきゆゑに立つ所なし、人民の邪惡なるものは爲す所なし、故に生活する所なし、此の如くなれば、國家平にして、姦邪は省き減ずるなり、

君子食於道、則義審而禮明、義審而禮明、則倫等不踰、雖有偏卒之大夫、不敢有幸心、則上無危矣、齊民食於力、則作本、作本者衆、農以聽命、是以、明君立世、民之制於上、猶草木之制於時也、故民迂則流之、民流通則迂之、決之則行、塞之則止、雖有明君能決之又能塞之、決之則君子行於禮、塞之則小人篤於農、

內、則容貌動於外矣、

故に曰く、人に君たるものは、仁政を制定す、人に臣たるものは、信義を守る、此れ上下の禮法をいふ、君の國都に在るや、心の形禮の內に在るが如し、道德が上に定まれば、百姓は下に感化す、戒心の生ずるときは、容貌忽ち外に變じ現る、

上下之禮　禮とは、法といふごとし、一定の律をいふ、禮式をいふに非ず、○動於外矣　動くは現るゝなり、

正也者、所以明其德、知得諸己、知得諸民、從其理也、知失諸民、退而修諸己、反其本也、所求於己者多、故德行立、所求於人者少、故民輕給之、故君人者上注、臣人者下注、上注者、紀天時、務民力、下注者、發地利、足財用也、

政なるものは、其德を明にする所以なり、これを我の身に得るを知り、又これを民に得るを知りて、其理に從ふなり、これを民に失ふを知り、退てこれを我の身に修む、蓋し政の其理に違ふことあれば、退てこれを我身に修むるなり、諸事我身に反求するもの多し、故に德行成就す、人に求むる所寡少なるゆゑに、民は之を給するを輕易なりとす、故に人に君たるものは、天時に意を注ぎ、人に臣たるものは、地利に意を注ぐ、上に注意する者は、天時を紀して、民力を務め、農耕に怠らしめず、下に注意するものは、地利を發見して、財用を足す、

正也者　正は政と通ず、○從其理也　其政が理に合ふ、蓋し身に得て民にも得るなり、○德行立　德行成るなり、

故能飾大義、審時節、上以禮神明、下以義輔佐者、明君之道也、能據法而不阿、上以匡主之過、下以振民之病者、忠臣之所行

れ理數の相因るものなり、是の故に、國家を患ふるを、首とするものは、其官事には與らず、其事を親ら執り務むるものは、國家を安ずる大道を規らざるなり、是を以て、人の上たるものは、心に患ふるも、身に勞せず、百姓は身に勞するも、心に患へざるなり、

君臣上下之分、素則禮制立矣、是故、以人役上、以力役明、以刑役心、此物之理也、心道進退而刑道滔赶、進退者、主制、滔赶者主勞、主勞者方、主制者圓、圓者運、運者通、通則和、方者執、執者固、固則信、君以利和、臣以節信、則上下無邪、

君臣上下の分が明白なれば、禮制立つ、是の故に、人は君に使はれ、力めは職を明らかにする爲に役す、身體は、心の爲に役せらる、是れ物の理なり、進むべきに進み、退く可きに退く、心の道なり、滔と踏み進み、赶と逡巡するは、形の道なり、進退するものは、制令を主とする所以にして、滔赶するは、勞勤を主とす、勞勤を主とするものは、其事必ず方なり、制令を主とするものは、其事必ず圓なり、圓なるものは是れ君道なる故に、運轉す、運轉するものは通ず、通ずれば和するなり、方なるものは臣道なり故に事を執ることあり、執るものは、規則を捨てず、堅固に守る、堅固にして妄りならず故に、信なり、君は和にするを以て利あり、臣は節を守りて信あり、斯るときは、上下共に邪曲なることなし、

以刑役心　刑は形に通ず、形を以て心に使はるゝをいふ、○刑道滔赶　形の道は、滔赶す、滔は踏と爲すべし、赶は走る、踏み止り走り動く、勤勞の貌をいふ、

故曰、君人者制仁、臣人者守信、此言上下之禮也、君之在國都也、若心之在身體也、道德定於上、則百姓化於下矣、戒心形於

に上らしめて、其君主を、聚斂の罪に陷らしめ、下においては、民を勞せしむ、是れ上下を兼ねて、其私意を環らす、又君には、爵位と制度との權あるに、中央政府の人に、制せられて、之を臣下に施す可らざるときは、君位も危險なり、

可威黨於下、　威は成すに作るべし、字形の似たるを以て誤りしならん、

先其君以善者、侵其賞而奪之賞者也、先其君以惡者、侵其刑而奪之威者也、訛言於外者、脇其君者也、鬱令而不出者、幽其君者也、四者一作而上不知也、則國之危、可坐而待也、

其君に先だちて、善を以てし、臣下に物を賜はる類は其君の賞與を侵し、君の實を奪ふものなり、其君に先だちて、惡を以てし、祿位を削奪する類は、是れ君の刑を侵し用ひて、君の威權を奪ふものなり、外において無を以て有とするなどの、訛言を爲すものは、其君を脇かすものなり、君の命令を塞ぎて、出さざるは、其君を幽閉するものなり、此四の者、一も作りて、上が之を知らざれば、國家の危機は、坐して待つべきなり、

鬱令　命令を鬱塞するをいふ、○幽　幽囚（おしこめる）なり、

神聖者王、仁智者君、武勇者長、此天之道、人之情也、天道人情、通者質、寵者從、此數之因也、是故始於患者、不與其事、親其事者、不規其道、是以爲人上者、患而不勞也、百姓勞而不患也、

神聖なるものは、王たる德なり、仁智は、君たる德なり、武勇のものは、人の長たるなり、此は天の道にして、人の情なり、天道と人情とに通ずるもの、本質となれば、王たり、君たり、長たる事は、從ひて至る、此

するものを遠ざけ、朋黨するものを廢し、淫悖して游食するものは、朝廷の爵位に列するものなし、此れ詐りを止め、姦を拘し、國を厚くし、身を存在せしむる道なり、

食其意　君意の在る所を得るをいふ、○淫悖行食　淫は過ぎ悖は戻り、行食は游んで食するもの、皆惡きものなり、

爲人上者、制群臣百姓、通中央之人和、是以、中央之人、臣主之參、制令之布於民也、必由中央之人、中央之人、以緩爲急、急可以取威、以急爲緩、緩可以惠民、威惠遷於下、則爲人主者危矣、

人の上たるものは、群臣と百姓とを制し、中央政府の人の和意を通じ、上下に及ぼさしむ、是を以て、中央の人は、臣下と主君との間に參與す、制令の人民に布くは、必ず中央の人に由る、故に若しも中央の人が、私意を挿み、君の緩にせよといふことを、嚴急に行ひて、權威を取り、嚴急に行ふべきを、寛緩に施して、民を惠み、權威と恩惠と、下の臣たるものに遷れば、人君の身は危險なり、

賢不肖之知於上、必由中央之人、財力之貢於上、必由中央之人、能易賢不肖、而可威黨於下、有能以民之財力上陷其主、而可以爲勞於下、兼上下以環其私、爵制而不可加、則爲人上者危矣、

賢と不肖との、上に知らるゝは、中央政府の人に由りて、知らるゝなり、民の財貨と、力役とを上に貢するも、中央政府の人に由る、能く賢なるものを、不肖といひ、不肖なるものを、賢といひ、妄りに黜陟するときは、朋黨を下に成す可し、能く民の財と力とを、君

昔し聖王は、民生を本業に就かしめ、其生を厚くす、審かに禍福の生ずる所を知る、是の故に、小細なる事をも愼しみ、微しも違ひ非なるものは、搜索し辨別して之を根究す、然れば、躁がしき動作のもの、姦邪なるもの、僞詐する人も、敢て其奸惡を用ひず、此は禮を以て民を正す道なり、

古者有二二言一、牆有レ耳、伏寇在レ側、牆有レ耳者、微謀外泄之謂也、伏寇在レ側者、沈疑得レ民之道也、微謀之泄也、狡婦襲二主之請一、而資二游慝一也、沈疑之得レ民者、前貴而後賤者、爲レ之驅也、

古より二言あり、牆に耳あり、伏し匿るゝ寇は側らにありと、牆に耳ありとは、微かなる謀の外に泄るゝ謂ひなり、伏寇が側に在りとは、君に疑はれて、下に伏し沈みたる人が民の心を得るを謂ふなり、微謀の泄るゝや、狡黠なる宮婦は、主君の情を取り、他國より游説に來れる姦慝なるものを資るなり、沈疑が民を得るは、此人前には貴くして、今や賤しくなり、君を怨み、世を憤る、故に民を驅りて、惡事を上に報じ施さんとして、君の側に害するなり、襲二主之請一　君主の情を、襲ひ取ることをいふ、請は情に通ず、

明王在レ上、便辟不レ能レ食二其意一、刑罰亟近也、大臣不レ能レ侵二其勢一、比黨者誅明也、爲二人君一者、能遠二讒諂一、廢二比黨一、淫悖行食之徒、無レ爵二列於朝一者、此止レ詐、拘レ姦、厚レ國、存レ身之道也、

賢明なる君が、上に在るや、便辟の人も、君の意を得ること能はず、刑罰を加ふるは、近臣に急に行ふゆゑに、大臣も其君の勢を侵すこと能はず、比黨するものは、其罪を明にして、誅戮す、人君たるもの、能く讒諂

官、倍其官、遺其事、穆君之色、從其欲、阿而勝之、此臣人之大罪也、君有過而不改、謂之倒、臣當罪而不誅、謂之亂、君爲倒君、臣爲亂臣、國家之衰也、可坐而待之、

夫れ人に臣たるものは、君の高爵と重祿とを受け、大官に倍き、其事を遺つ、君を犯し諫めずして、顏色を和穆にし、君の意に阿り從ひて、之に勝つは、此れ人に臣たる大罪なり、君が過ありて、改めざる、之を倒といふ、臣が罪に當りて誅せられざる、之を亂といふ、君は倒君と爲り、臣は亂臣と爲る、國家の衰るや、坐して待つ可きなり、

阿而勝之　阿諛して、其欲する所を得る、ゆゑに之に勝つといふなり、○倒君　倒は逆なり、

是故、有道之君者、執本、相執要、大夫執法、以牧其群臣、群臣盡智竭力、以役其上、四守者得則治、易則亂、故不可不明設而守固、

是の故に、有道の君は、政治の根本を執り守る、宰相は政事の要領を執り、大夫は法令を執りて、群臣を牧御す、群臣は智を盡し力を竭くして、其上の使役となる、君及び宰相大夫群臣の、此の四守のもの、道を得れば治り、之を改易せば、亂るゝ故に、此の四法を明に設けて、守ること、堅固にせざる可らざるなり、

昔者、聖王本厚民生、審知禍福之所生、是故愼小事、微違非、索辨以根之、然則、躁作姦邪僞詐之人、不敢試也、此禮正民之道也、

處置すること、優猶は優游といふと同じ、措置することゝ、優游して、騒がざるをいふ、○虐は害なり、

選賢遂材、而禮孝弟、則姦僞止、要淫佚、別男女、則通亂隔、貴賤有義、倫等不踰、則有功者勸、國有常式、故法不隱、則下無怨心、此五者興德匡過、存國定民之道也、

賢人を選び、材能を遂げしめて、孝悌に禮を加れば、姦僞のもの止む、淫逸を要塞し、男女の別を正しくすれば、内外通亂のものあるも隔絶す、貴賤に義あり、倫等に踰えざれば、功あるもの勸む、國に常式あり、故法を隱さゞれば、下に怨む心なし、百姓悦ぶ、姦僞止む、通亂隔つ、功あるもの勸む、下に怨心なし、此の五の者は、德を興し、過を匡し、國を存し、民を定むる道なり、

夫君人者、有大過、臣人者、有大罪、國所有也、民所君也、有國有民、而使民所惡制之、此一過也、民有三務、不布其民、非其民也、民非其民、則不可以守戰、此君人者二過也、

夫れ人に君たるもの大過あり、人に臣たるもの大罪あり、人君は國を有し、民に君となりながら、其國其民を治むるに、民の惡む所の奸吏をして、之を制せしむ、此れ一過なり、民に春夏秋の三務あるに、君が其德を布かざれば、民は其民に非ず、叛き去る、民其民に非れば、守るべからず戰ふべからず、此れ人に君たるものゝ二過なり、

○○○不布其 布は施すなり、其の字の下に、德の字を脫せしならん、其德とは、農時を奪はず、及び不足を補ひ、不給を助る等をいふなり、

夫臣人者、受君高爵重祿、治大

墳然　順ふ貌なり、

夫下不戴其上、臣不戴其君、則賢人不來、賢人不來、則百姓不用、百姓不用、則天下不至、故曰、德侵則君危、論侵則有功者危、令侵則官危、刑侵則百姓危、而明君者審禁淫侵者也、上無淫侵之論、則下無冀幸之心矣、

夫れ下たるもの、其上を戴かず、臣たるもの、其君を戴かざれば、賢人來らず、賢人來らざれば、百姓は用をなさず、百姓用をなさざれば、天下の人は至らず、故に曰く、德が人に侵さるれば、君は危し、論議が人に侵さるれば、功あるもの危し、令が侵かさるれば、官吏危し、刑す可らざるに、刑するときは、百姓危し、無罪にして、刑せらるゝあればなり、而して、明君は審かに、淫侵を禁ずるものなり、上に淫侵の論なければ、下に萬一を僥倖する心なし、

淫侵　淫とは、水の平地に行くことなり、義は侵と同じ、二字を連用するは、淫を以て侵を釋くなり、

爲人君者、倍道棄法、而好行私、謂之亂、爲人臣者、變故易常、而巧官以諂上、謂之騰、亂至則虐、騰至則北、四者有一至、敗敵人謀之、則故施舍優猶、以濟亂則百姓悅、

人君たるもの、道に倍き、法を棄て、好んで私を行ふ、之を亂といふ、人臣たるもの、故を變じ、常を易ふ、而して巧に仕へ、上に諂ふ、之を騰といふ、君を凌駕するなり、亂至れば君必らず害せらる、騰至れば、戰必らず敗北す、四の者（前段の四危）一も至るならば國敗る、敵人之を謀る故に施舍優猶して、亂を濟へば、百姓悅服す、

則故　是の故にといふごとし、○施舍優猶　施舍は

の民も、得て治む可し、
八政　一に飲食、二に貨財、三に祭祀、四に內務、五に教育、六に司法、七に外務、八に軍事なり、○國褢　財貨をいふ、褢みて、藏むるゆゑなり、

天下道其道則至、不道其道則不至也、夫水波而上、盡其搖而復下、其勢固然者也、故德之以懷也、威之以畏也、則天下歸之矣、

天下の人、我道を道とすれば、來り至る、我行ふ道を道とせざれば、至らざるなり、夫れ水は波立ちて上るも動搖し盡れば、復た下る、水の勢は固より然るものにて、下に就くが水の性なればなり、民の有道者に服するも、亦此の如し、之に德を施せば、來り懷くなり、之を威すに、兵力を以てすれば畏るゝなり、此の如くなれば、天下は之に歸服す、

有道之國、發號出令、而夫婦盡歸親於上矣、布法出憲、而賢人列士盡功能於上矣、千里之內、束布之罰、一畝之賦、盡可知也、治斧鉞者、不敢讓刑、治軒冕者、不敢讓賞、墳然若一父之子、若一家之實、義禮明也、

有道の國は、號を發し令を出す、而し匹夫匹婦は、上に歸し親しむ、法を布き憲を出して、賢人烈士は、功能を盡す、故に千里の內、齊國においては、一束布の罰も、一畝の賦税も、盡く知る可し、斧鉞を以て、罪を理る司法官は、刑すべきを刑して避けず、軒冕を治る行政官は、賞すべきを賞して讓らず、墳然として道に順ふこと、子の其父に從ふ如く、財の其主に從ふ如くなるは、義と禮との明かなる故なり、
○束布　一束は十端なり、束布とは、一人の納る所にあらず、此れ細微の税といへども、之を知るをいふ、○軒冕　貴人の車を軒といひ、貴人の冠を冕といふ、○

ひ、感化して、民の心に兆し形はるときは、民も始て道理に反り、非道非理を爲さゞるなり、人心既に道に反る、故に其善惡の物を正し、理に違へるものを處置し、是非既に分れば、賞罰行はる、上下の區別も既に設けて、民は禮の體を生ず、故に國都立て、君あるに至るなり、

是故、國之所以爲國者、民體以爲國、君之所以爲君者、賞罰以爲君、致賞則匱、致罰則虐、財匱、而令虐、所以失其民也、是故、明君審居處之教、而民可使、居治戰勝守固者也、

是の故に、國の國たる所以は、民の貴賤の序整ひて、國を成す、君の君たる所以は、賞罰を行ひて君となる、賞を致せば、物匱しくなる、罰を致せば、民を虐す、財は乏しくして、令の虐なる、其民心を失ふ所以なり、是の故に、明君は居處に於いて、教を審にす、教明なれば、民は使ふべし、國に居れば治り、戰へば勝つ、守るときは堅固なり、是れ教に由りて、然らしむるなり、

夫賞重、則上不給也、罰虐、則下不信也、是故、明君飾食飲弔傷之禮、而物屬之者也、是故、厲之以八政、旌之以衣服、富之以國裹、貴之以王禁、則民親君可用也、民用則天下可致也、

夫れ賞與の重きときは、上の財用供給せざるなり、罰虐なれば下民信せざるなり、是の故に、明君は、食飲や弔傷の禮を飾りて、民之に親しみ屬するなり、是の故に、之を勵ますに、八政を以てす、之を旌すに、衣服を以て、貴賤の別を示す、之を富すに國裹なる財貨を以てし、之を貴ぶに、王禁とて禮を定めて、貴者の外は許さゞる禁止のことを以てす、斯くすれば、民は上を親しみて、使用せらるべし、民用らるときは、天下

下交期於正、則百姓男女皆與治焉、

是を以て、明君の其下を擧るや、盡く其器量の長短を知りて、其才智の益す能はざる限度を知る、宛も之に任ずるに、事を以てしたるごとく、明確に熟知す、又賢人の主君に臣たるや、盡く我器量の短長と身力の至らざる所とを知る、能を量りて、官を授くるごとし、上は此を以て下を畜ふ、下は此を以て上に事ふ、上下交も正しきを期す、斯くすれば、百姓男女も、皆與に治まる、

君臣下第三十一　短語五

古者、未有君臣上下之別、未有夫婦妃匹之合、獸處群居、以力相征、於是、智者詐愚、彊者凌弱、老幼孤獨、不得其所、故智者假衆力、以禁彊虐、而暴人止、爲民興利、除害、正民之德、而民師之、

古代は、未だ君臣上下の差別あらず、未だ夫婦妃匹の配合あらず、獸の群り處るが如く、皆集り居り、各の力を以て、相ひ征し、智ある者は、愚なるものを詐り、強きものは、弱きものを凌ぐ、老人、幼者、孤子、獨夫の其所を得ざるあり、故に、智者は衆人の力を假り強虐なることを禁じて、暴人を止む、民の爲に利を興し害を除き、民の德義を正しくす、而して民は之を師とするに至れり、是れ君臣の道の由て起る所なり、

是故、道術德行出於賢人、其從義理、兆形於民心、則民反道矣、名物處違、是非之分、則賞罰行矣、上下設、民生體、而國都立矣、

是の故に、道術と德行と、賢人に出でゝ、其義理に從

性、而發於衆心之所聚、是以令出而不稽、刑設而不用、先王善與民爲一體、與民爲一體、則是以國守國、以民守民也、然則民不便爲非矣、

夫れ民は一人ごとに別れて、其說を聽くときは、愚なれども、衆情合して、輿論となるときは、聖人の言のごとし、湯王武王の德ありといへども、復た市人の言に合ふ、是を以て、明君は、人心に順ひて、情性に安んず、而して衆心の聚る所に發す、是を以て、令の出るや、流水の貫通するごとく、稽留することなし、刑法は設けたりとも、用ゆることなし、先王は善く民と一體となる、民と一體となれば、是れ國を以て、國を守なり、民を以て民を守るなり、然るときは、獨り非を爲すに便ならず、國民一心となるに、一人之と異なることとなし、

雖有明君、百步之外聽而不聞、間之堵牆、窺而不見也、而名爲明君者、君善用其臣、臣善納其忠也、信以繼信、善以傳善、是以四海之內、可得而治、

明君ありといへども、百步の外は、聽て聞えず、堵牆を間てゝは、窺ふも見えざるなり、名づけて、明君といへるは、君善く其臣を用ひ、臣善く其忠を納るを以てなり、近きより遠きに及ぶ、信以て信に繼ぎ、善以て善に傳ふ、來りて君に聚る、故に、聰明照らさざるなく、四海の內、得て治むべきなり、

是以、明君之擧其下也、盡知其長短、知其所不能益、若任之以事、賢人之臣其主也、盡知短長與身力之所不至、若量能而授官、上以此畜下、下以此事上、上

不留其賞、故民不私其利、有過者、不宿其罰、故民不疾其威、威罰之制、無踰於民、則人歸親於上矣、如天雨然、澤下尺生上尺、

是の故に、人君は道に由りて、賞罰を行ふ、若しも道に由らずして民に臨み、之に與へんとするに、一意なれば、惠厚の心あるも、民に供するに足らず、之を殺さんとするに、一意なれば、嚴威の法も民を驚すに足らず、是れ事と道と違ふを以てなり、斯くて嚴威も驚かす能はず、惠厚も供する能はざれば、賞罰は治を佐くるを聾として、其實は愛惡の私心を以て行ふ、聾實の相去ること、間あり、民の服せざる所以なり、善あるものは、其賞を留めず、故に民は其利を私せず、過あるものは、其罰を宿めず、故に民は其威嚴を疾まず、威嚴の制が、民の心に踰ゆることなきときは、人は上に歸し、親しむなり、天の雨ふるが如く、其澤の地に入る一尺なれば、生苗の地を上ること一尺なり、上下の感應すること、此の如し、

是以官人不官、事人不事、獨立而無稽者、人主之位也、先王之在天下也、民比之神明之德、先王善牧之於民者也、

是を以て、人君の人を官にするに、己の意を以て官にせず、道の當然に順ふのみ、人に事を任せしめて、私の意を以て、事を任せず、故に君は萬民の上に獨立して、人之を考ることなし、是れ人主の位なり、先王の天下に在るや、民は之を神明の德に比す、先王は善く民を養ふものなり、

○不官　諸本多く不家に作るあり、其意は我家の爲にせざるをいふ、不官も、其意異ならず、我の官とせざるなり、

夫民別而聽之、則愚、合而聽之、則聖、雖有湯武之德、復合於市人之言、是以明君順人心、安情

福歸於上、是以知明君之重道法、而輕其國也、

夫れ道とは、形なくして、萬事に應ずるものゆゑ、之を虚設といふ、其人在りて、道を行へば、通達す、其人亡く、道を行はぬときは、塞り止む、玆道に非れば、人を理ることなし、玆道に非れば、財を生ずることなし、民理りて、財の育する、其福は上に歸す、是を以て、明君の道法を重んじて、國家を輕んずるを知る、輕其國　其國家を道法より輕視することをいふ、眞に國を輕んじて、顧みざるをいふにあらざるなり、

故君一國者、其道君之也、王天下者、其道王之也、大王天下、小君一國、其道臨之也、是以其所欲者能得諸民、其所惡者能除諸民、所欲者能得諸民、故賢材遂、所惡者能除諸民、故姦僞省、如冶之於金、陶之於埴、制在工也、

故に、一國に君たるものは、其道が之を君とするなり、天下に王たるものは、其道が之を王とするなり、大は天下に王たり、小は一國に君たり、其道が之に臨むなり、是を以て民の欲する所のものは、君能くこれを民に得しむ、民の惡む所のものは、君能くこれを民に除く、其欲する所、能くこれを民に得、故に賢材進む、其惡む所これを民に除く、故に、姦僞のもの減少す、鍛冶の金を鑄るが如く、又陶器師の埴に於けるが如く、大小方圓、自由に之を造る制は、冶工と陶工とに在るなり、君の民を導きて、善にし惡にするも、此の如し、

遂　進むなり、○冶　鍛冶のこと、今之をカヂヤといふ、○埴　粘土なり、

是故、將與之惠厚不能供、將殺之嚴威不能振、嚴威不能振、惠厚不能供、聲實有間也、有善者

の績を考へ、諸士の行動を謀議し、其美事美擧を量り、實驗し疑ふ所あらば、之を匡し問ふ、而して其明府に藏むる所の、法度信瑞を發して、宰相以下五鄕の師、五屬大夫等の行爲を、法瑞に合ふや否やと稽へ、政事堂の上に立ち、南面して諸官の奏する所の、要領を受く、是を以て、上には餘日ありて、官は任務に勝ゆ、時の令は淫過ならずして、百姓も上の令に肅しみ產業を勉む、唯だ此れ上に法制ありて、下に分職あればなり、

明府之法瑞　立政に云ふ、正月の朝に、五鄕の師、及び五屬大夫は、皆自づから、君前において、憲令を習ひ、太史は、既に憲を布きて、其籍を大府に入ると、法瑞とは、此籍をいふ、大府を變じ、明府といふは、明法の藏する所なればなり、○三階之上　政堂の南には、賓階と阼階とあり、北に側階あり、因て三階の上といふは、堂上のことをいふなり、○不淫　淫とは、過多なることをいふ、不淫は法令を發することの、多からざるをいふ、○者官　考官の誤なり、

道者誠人之性也、非在人也、而聖王明君、善知而道之者也、是故、治民有常道、而生財有常法、道也者、萬物之要也、爲人君者、執要而待之、則下雖有姦僞之心、不敢殺也、

道とは誠に人の生るゝと共に在るものにして、別に一物ありて、人身上に在るものに非るなり、而して聖王や、明主は、善く之を知りて、事々物々道に由りて行ふものなり、是の故に、民を治るにも、常道あり、財を生ずるに常法あり、道なるものは、萬物の要會にて、之に由らざるべからざるもの、人君たるものは、此の要を執りて、萬物を待つときは、下に姦僞の心あるものといへども、敢て君に殺意を動かさゞるなり、

夫道者、虛設其人在則通、其人亡則塞者也、非茲是無以理人、非茲是無以生財、民治財育、其

善あるは、天運によりて得られしなりといふ、諸侯に善あれば、是は天子の威靈に由るとして、之を天子に慶賀す、大夫に善あれば、之を君に納れて、己の善となさず、民に善あれば、父に本づけて、其父なきものは、家の長者と老者とに慶賀す、此れ道法の從て來る所にして、是れ國を治る本なり、

是故、歲一言者、君也、時省者、相也、月稽者、官也、務四支之力、修耕農之業、以待令者庶人也、是故、百姓量其力於父兄之間、聽其言於君臣之義、而官論其德能、而待之、大夫比官中之事、不言其外、而相爲常具以給之、

是の故に、歲に一言するものは君なり、君は正月一日に、官吏を朝せしめて、之に法令を頒布せしむ、春夏秋冬、各々令を異にす、幼官に載する所の如く、省みて察するものは、宰相なり、月々に其施行する所を、思考するものは官吏なり、手足の勞力を務め、耕農の業を修め、以て上の令を待つものは庶人なり、是の故に、百姓は、其力を父兄の間に量りて、其言を君臣の義に聽き、而して官其德能を論じて、之を待ち擧ぐるなり、大夫は官中の事を比校して、其職外の事を言はず、相互に修むべきことを具へて之を供給す、

量其力於父兄之間　百姓は、勞力を以て田を耕し、父兄に事へ、力の相當なる業務を爲す、○聽其言於君臣之義　暇日には君臣の義を講習す、

相、總要者官謀士、量實義美、匡請所疑、而君發其明府之法瑞、以稽之、立三階之上、南面而受要、是以、上有餘日、而官勝其任、時令不淫、而百姓肅給、唯此上有法制、下有分職也、

宰相たるもの、常職なく、國家の要務を總統し、百官

に依りて立つ、君は法に據りて令を出す、有司は命を奉じて、事を行ふ、百姓は、上に順ひて、風俗を成す、之を著明にし、久しく積習して、常となる、俗を犯し教を離れば、衆共に之を指して、姦とし排斥す、故に上たるもの勞せずして、國治る、

緷繞　袞冕に同じ、袞は天子の禮服にして、交龍の章ある服なり、冕は天子の禮冠にして、前後に玉旒を垂るゝ美冠なり、○佚は逸なり、

天子出令於天下、諸侯受令於天子、大夫受令於君、子受令於父母、下聽其上、弟聽其兄、此至順矣、衡石一稱、斗斛一量、丈尺一綧、制戈兵一度、書同名、車同軌、此至正也、從順獨逆、從正獨辟、此猶夜有求而得火也、姦僞之人、無所伏矣、此先王之所以一民心也、

天子は、令を天下に出し、諸侯は令を天子に受く、大夫は令を君に受く、子は令を父母に受く、下は其上に聽く、弟は其兄に聽く、此れ至順なり、衡石は天下同一に稱り、斗斛は天下同一に量る、丈尺は天下同一に綧(準)ず、制するに、戈兵は度を一にし、書は其呼ぶ聲を一にす、車は軌を一にす、此れ至正なり、世人皆順に從ふに、獨り逆を行ふものあり、世人皆正に從ふ、獨り辟を行ふものあれば、此れ夜中に求めありて火を得るが如く、其姦僞の人は、直に暴露す、匿る所なし、此れ先王の民心を一にする所以なり、

是故、天子有善、讓德於天、諸侯有善、慶之於天子、大夫有善、納之於君、民有善、本於父、慶之於長老、此道法之所從來、是治本也、

是の故に、天子に善事あれば、其德を天に讓りて、此

るに由る、而して國に常法なければなり、

主德不立、則婦人能食其意、國無常法、則大臣敢侵其勢、大臣假女之能、以規主情、婦人嬖寵假男之知、以援外權、於是乎、外夫人而危太子、兵亂內作、以召外寇、此危君之徵也、

君主の德立たざれば、婦人能く君意の欲する所を得て、私を爲す、國に常法なければ、大臣敢て其勢を侵す、大臣も婦人の才能を假りて、主君の情を伺ひ規る、婦人の嬖寵を得たるもの、又大臣の知を假り、其外權を引き援りて、私を爲す、是に於て、夫人を外にして、太子を危くす、兵亂は內に起り、外寇を召す、此れ君を危くする徵なり、

是故、有道之君、上有五官、以牧其民、則衆不敢踰軌而行矣、下有五橫、以揆其官、則有司不敢離法而使矣、

是の故に、有道の君は、五官五橫の官吏を設く、五官は木火土金水の五行に從ひて、職を分つ、上に五官ありて、其民を牧し養へば、衆は軌法を踰えず、下に五橫あり、五官に從ひて、官吏を糺察し、其爲す所の是非得失を揆度すれば、有司は法を離れず、私に爲さゞるなり、

朝有定度衡儀、以尊主位、衣服緷絻、盡有法度、則君體法而立矣、君據法而出令、有司奉命而行事、百姓順上而成俗、著久而成常、犯俗離敎者、衆共姦之、則爲上者佚矣、

朝廷に、一定の度と、正しき儀式とありて、主君の位を尊ぶ、衣服なり、袞冕なり、盡く法度あれば、君は法

なり、國家に悖逆反迕の行ひあるは、土を有し、民を主どるもの之を理る道を失ふなり、

悖逆反迕　悖は戻る、逆はさからふ、反はそむき、迕はさかふ、皆理に合はざることをいふなり、

是故、別交正分、之謂理、順理而不失、之謂道、道德定而民有軌矣、有道之君者、善明設法、而不以私防者也、而無道之君、既已設法、則舍法而行私者也、

是の故に、上下の交を別ち、君臣の分を正す、之を理と謂ふ、理に順ひて、失はざる之を道と謂ふ、道德定りて、民に軌則あり、有道の君は、善明にして、法を設け、私を以て防がざるものなり、而して、無道の君は、既に已に法を設け、法を舍てゝ、私を行ふものなり、

爲人上者、釋法而行私、則爲人臣者、援私以爲公、公道不違、則是私道不違者也、行公道而託其私焉、寖久而不知、姦臣得無積乎、

人の上たるもの、法を釋てゝ、私利を行へば、人の臣たるものは、私を援りて、公と爲す、公道にして、理に違はざれば、私道も理に違はざるに至る、人臣たるもの、陽に公道を行ひて、陰に私道を託する、寖久しくし、人君之を知らざれば、姦邪の心は、下に積まざるなきを得んや、

姦心之積也、其大者、有侵偪殺上之禍、其小者、有比周內爭之亂、此其所以然者、由主德不立、而國無常法也、

姦邪の心の下に積めるや、其大なるものは、侵し偪り、上を殺す禍ひあり、其小なるものは、徒黨して、内爭する亂あり、此れ其然る所以は、君主の德の立たざ

可勝救也、而國未嘗乏於勝任之士、上之明適不足以知之、

賢人を選び、材あるものを論じて、之を待遇するに、法制を以てし、拔擧するに、其人物を得るときは、坐して其福利を收むること多くして、收むるに勝ゆべからざるなり、官吏の任務に勝えざるは、奔走して徒らに其失敗を受く、救ふに勝ゆべからず、而して國は未だ嘗て任に勝る士に乏しからず、其の乏しきが如きは、上の聰明が適に、之を知るに足らざるに由るのみ、

是以、明君審知勝任之臣者也、故曰、主道得、賢材遂、百姓治、治亂在主而已矣、故曰、主身者正德之本也、官治者、耳目之制也、身立而民化、德正而官治、治官化民、其要在上、是故、君子不求於民、

是を以て、明君は、審かに任に勝る臣を知る、故に曰く、君主の道を得て、賢材は進み出づ、百姓も治平す、治亂の本は、君主に在るのみ、故に曰く、君主の身は、德を正す本なり、官治るは、百官が君の耳目となりて、勤むる成法なり、君の身立て、下民之に化す、君の德、正しくして、官治る、官を治め、民を化する要は、上に在り、是故に、君子は治平を民に求めずして、君に求む、

是以、上及下之事、謂之矯、下及上之事、謂之勝、爲上而矯、悖也、爲下而勝、逆也、國家有悖逆反迕之行、有土主民者、失其紀也、

是を以て、上たるもの、下の事に與り及ぶは、之を矯といふ、矯とは擅にすることなり、下たるもの、上の事に與るは、之を勝といふ、勝とは威權の君に勝つなり、上となり矯は悖るなり、下となりて、勝つは逆ふ

也、君身善則不公矣、人君不公、常惠於賞、而不忍於刑、是國無法也、法國無法、則民朋黨而下比、飾巧以成其私、法制有常、則民不散、而上合、竭情以納其忠、

上の人は、其道を明にし、下の人は其職を守る、上下の分において、任を同くせず、而して復た一體となる、是の故に善を知るは人君なり、身の善く巧あるは、人の役なり、君の身の善くするは、臣下と材能を爭ふなれば、公平ならず、人君の公平ならざるは、常に賞を惠みて、刑に忍びず、是れ國に法なきなり、國に法なきときは、民朋黨して下に比み、巧を飾り、以て其私を爲す、法制常あれば、民散亂せず、君の心に合ひ、情を竭して其忠を、上に納る、

。善　善は巧なり、才能ありて事を處するに巧なるをいふ、

是以、不言智能、而順事治、國患解、大臣之任也、不言於聰明、而善人擧、姦僞誅、視聽者衆也、是以、爲人君者、坐萬物之原、而官諸生之職者也、

是を以て、人君は智能を言はずして、事を順叙して治む、國の患ひも解けるは、大臣の其任務を竭すゆゑなり、又人君は、聰明を言はずして、善人を擧げ用ひ、姦僞なるものを誅し、視聽するは、衆人の耳目に因りて衆の是とする所を是とし、非とする所を非とす、己の私を用ひず、是を以て、人君たるものは、萬物の源に坐して、諸生とて五穀百貨鳥獸草木に至るまで、夫々の職用に任ずるなり、

。原　源と同じ○官諸生之職者也　諸の生物の、職用に任ずとの意にて、官は任ずることなり、

選賢論材、而待之以法、擧而得其人、坐而收其福、不可勝收也、官不勝任、犇走而奉其敗事、不

民役之、則又有符節印璽典法筴籍、以相揆也、此明公道、而滅姦僞之術也、

是の故に、人に君たるものは、貴きこと其號令に及ぶものなし、人臣たるもの、親愛は其勤力に及ぶものなし、君の言は、臣に下る、臣の力は、君に上る、而して臣主の道畢る、是故に、君主の畫策するは宰相之を守る、宰相の畫策するは、官吏之を守る、官の畫策するは、民之に役使せらる、又符節や、印璽や、典法や、筴籍ありて、眞僞を考へ、是非を定むることを相揆る、此れ公道を明かにして、姦僞を滅す術なり、

論材量能謀德、而擧之上之道也、專意一心、守職、而不勞、下之事也、爲人君者、下及官中之事、則有司不任、爲人臣者、上共專於上、則人主失威、是故、有道之君、正其德、以莅民、而不言智能聰明、智能聰明者、下之職也、所以用智能聰明者、上之道也、

臣民の材を論じ、能を量り、德を謀りて、之を拔擧するは、上たる道なり、意を專にし、心を一にし、職を守りて、勞苦と思はざるは、下たるものゝ事なり、人君にして、下の官中の事に手を着くれば、有司は其職に任ぜす、上の干涉あるに因る、人臣たるものが、君上の事を侵し共にし、上の勢を專らにすれば、人主は威を失ふ、是故に、有道の君は、其德を正し、民に臨みて智能聰明を言はず、智能聰明は臣下の職なり、臣下の智能聰明を使用するは、君上の道なり、

共專於上　上の權柄を共に侵し分つなり、專とは、上の勢を擅にし奪ふなり、

上之人明其道、下之人守其職、上下之分、不同任而復合爲一體、是故知善人君也、身善人役

別あり、是れ至治たる所以なり、

民性因而三族制也、夫爲人君者、廕德於人者也、爲人臣者、仰生於上者也、爲人上者、量功而食之、以足爲人上者受任、而處之以敎、布政有均、

民性は、善に因り良心を失はず、父の族、我の族、子の族の三族は、制度を守るなり、夫れ人君たるものは、恩德を人に廕するものなり、人臣たるものは、生を上に仰ぐものなり、人上たるものは、功を量りて、之を食ひ充足せしむ、人臣たるもの、任を受けて、之を處置し、敎へて政を布く、均一にして、偏頗なからしむ、

民足於產、則國家豐矣、以勞授祿、則民不幸生、刑罰不頗、則下無怨心、名正分明、則民不惑於道、道也者上之所以導民也、是故、道德出於君、制令傳於相、事業程於官、百姓之力也、胥令而動者也、

人民は、產業に充足すれば、國家は豐富なり、功勞を以て祿を授くるときは、民は生を僥倖に貪らず、國家の爲に死するなり、刑罰偏頗ならざれば、下に怨む心なし、名義正しく、分限明なれば、民は道に惑はず、道なるものは、上の民を導く所以なり、是の故に、道德は君に出て、制令は宰相に傳ふ、事業は官に於て、各章程あり、以て百官を勉めしむ、百姓の勤力は、上の令を胥て動くものなり、

是故、君人也者無貴如其言、人臣也者、無愛如其力、言下力上而、臣主之道畢矣、是故、主畫之、相守之、相畫之、官守之、官畫之、

たび設けて、更めず、此を三常といふ、此天地人の三才を兼ねて、之を一にす、人君の道なり、之を分て職るは人臣の事なり、

君失其道、無以有其國、臣失其事、無以有其位、然則、上之畜下不妄、而下之事上不虛矣、上之畜下不妄、則所出法制度者明也、下之事上不虛、則循義從令者審也、上明下審上下同德、代相序也、

君は其道を失へば、以て其國を有つことなし、臣も其職を失へば、以て其位を有つことなし、然らば、上の下を畜ふこと妄ならずして、下の上に事ふること虛ならず、上の下を畜ふこと、妄ならざれば、法を出し、度を制する所のもの明らかなり、下の上に事ふる、虛ならざれば、義に循ひ、令に從ふもの審かなり、上は明かに、下は審かにして、上下德を同じくす、代つて上下相ひ序ずるなり、

君不失其威、下不曠其產、而莫相德也、是以上之人務德、而下之人守節、義禮成形於上、而善下通於民、則百姓上歸親於主、而下盡力於農矣、故曰、君明相信、五官肅、士廉、農愚、商工愿、則上下體、而外內別也、

君は其威を失はず、下は其產を曠しくせずして、相德とするなし、是を以て、上の人は、德を務めて、下の人は、節を守り、義と禮と形を上に成して、其善は自然に民に下通すれば、百姓も上の君主に懷き親しむ、而して下は力を農に盡す、故に曰く、君は明にして、宰相は信あり、衆官肅敬し、士は廉にして、農は愚に、商工は愿なれば、上下合して、一體となり、外內自ら

則、人君之事究矣、

吏嗇夫は、盡く訾限と、程度と、事と律とありて、法則と、辟刑と、衡權斗斛を論じ、邪曲の者を、彈劾するに私心を以て論せず、事を以て正しき準的となす、此の如くなれば、吏嗇夫の事は究まれり、人嗇夫は敎を成す、吏嗇夫は律を成す、其査定の後は、敦愨忠信なるもの有りと雖も、獨り善とするを得ざるなり、而して戯豫怠傲の者あるも敗とするを得ず、蓋し敎と律と全く成りて整ふなり、此の如くなれば人君の事は究まれり、

是故、爲人君者、因其業、乘其事、而稽之以度、有善者賞之以列爵之尊田地之厚、而民不慕也、有過者、罰之以廢亡之辱、僇死之刑、而民不疾也、殺生不違、而民莫遺其親者、此唯上有明法、而下有常事也、

是の故に、人君たるものは、人嗇夫の業に因り、吏嗇夫の事に乘じて、之を稽ふるに、國の法度を以てす、善あるものは、之を賞するに、列爵の尊と、田地の厚きとを以てして、民の不善なるもの、横暴せざるなり、過ちあるものは、之を罰するに、廢亡の辱と、僇死の刑とを以てして、民は疾怨せざるなり、或は罰して之を殺し、或は賞して之を生すこと、理に違はずして民も安堵し、其親を遺ず、他に移らず、此は唯だ上に明法ありて、下に常事あればなり、

天有常象、地有常形、人有常禮、一設而不更、此謂三常、兼而一之、人君之道也、分而職之、人臣之事也、

天に常の象あり、地に常の形あり、人に常の禮あり、天の常は、春秋其序を錯らず、地の常は山澤、其利を失はず、人の常は、父子君臣夫婦の三綱なり、是れ一

惠其道、下敦其業、上下相希、若望參表、則邪者可知也、

是の故に、能く君道を國家に立て、民をして之に象どらしめ、官を飾り、下民を化するに足るものは明君なり、上は主君に、盡言して諫め、下は力を民に致す、而して義を修め、令に從ふに足るものは、忠臣なり、上は其道に順ひて、下は其業を厚くす、上下互に、相ひ切磋して、三の表木を望むが如くすれば、邪曲なるもの、眞に發覺して知るべきなり、

上惠其道　惠は順ふと讀む、道に違はざるをいふ、○上下相希　希は摩と同じ意にて、切磋すといふ如し、○參表　三本の表木を立て、之を一方より望むときは、邪なる表木は、直に知る如く、上と下と互に相望むなり、

吏嗇夫、任事、人嗇夫、任教、教在百姓、論在不撓、賞在信誠、體之以吾臣、其誠也以守戰、如此則人嗇夫之事究矣、

吏嗇夫は、群吏を檢束する官にして、常に官事に任ずるのみ、人嗇夫は、敎育に任ず、敎ふる所は百姓に在り、其敎に從はざるものを論ずるは、私を行ひて法を撓げざるに在り、其敎に從ふものを賞するは、信實にして、誠意を盡すに在り、其敎は、君臣の道を體す、其誠なるに至れば、以て守るべく、以て戰ふべし、此の如くなれば、人嗇夫の事は究まれり、

嗇夫　嗇は愛むなり、餘りありて用ひ盡さざる謂ひなり、老子曰く、人を治め、天に事ふる、嗇に如くはなしと、故に官に名づくるなり、

吏嗇夫、盡有訾程事律、論法、辟、衡、斗斛、文劾、不以私論、而以事爲正、如此則吏嗇夫之事究矣、人嗇夫、成教、吏嗇夫、成律之後則雖有敦慤忠信者、不得善也、而戲豫怠傲者、不得敗也、如此、

に術あり、敵國に勝つに理あり、天下を制するに、分あり、

勝國有理　此國は敵國をいふ、上に在る三の國は、我國をいふ、古人は區別に拘はらざる、往々此例あり、○不必强　は或は强く或は强からずの兩意なり、必不强と異なり、

君臣上第三十　短語四

君臣の道を陳す、

爲人君者、修官上之道、而不言其中、爲人臣者、比官中之事、而不言其外、君道不明、則受令者疑、權度不一、則修義者惑、民有疑惑貳豫之心、而上不能匡、則百姓之與間、猶揭表而令之止也、

人の君たるものは、官上の道即ち百官を建る所以の道を修めて、其中の百官の職掌の事を言はず、人臣たるものは、官中の事のみを比校次第して、官外の事を言はず、君道明かならざれば、令を受るもの疑惑す、權度なる法令一定せざるときは、是非の準ずる所なし、故に、臣義を修るもの惑ふなり、民に疑惑し、貳豫する心ありて、上より之を匡正せざるときは、百姓と間隔して、來り服せざること、猶ほ表木を揭げ、來る可らずとの意を書して之を止むるが如し、

貳豫　貳は疑ふなり、豫は不決なり、○百姓之與間　此は與二百姓一間と書す可きを、與の字を下に置く、左傳に淺丈夫を、淺之丈夫と作りたる類にして、古人往々此文例あり、

是故、能象其道於國家、加之於百姓、而足以飾官化下者、明君也、能上盡言於主、下致力於民、而足以修義從令者、忠臣也、上

とをいふ、

故莫知其將至也、至而不可圉、莫知其將去也、去而不可止、敵人雖衆、不能止待、治者所道富也、而治未必富也、必知富之事、然後能富、

敵には我の至らんとするを知るなからしむ、我至りて、敵は圉ぐ能はず、又我の去らんとするを知るなからしむ、故に去りても止む可らず、是れ謀の密なるを以てなり、敵人衆多なるも、止め待ち禦ぐ可らず、政治は民の富を道く所なり、而るに治りて未だ必ずしも富まず、必ず富の事を知り、然る後に能く富む、

富者所道強也、而富未必強也、必知強之數、然後能強、強者所道勝也、而強未必勝也、必知勝之理、然後能勝、勝者所道制也、而勝未必制也、必知制之分、然後能制、是故、治國有器、富國有事、強國有數、勝國有理、制天下有分、

富は強を道びく所なり、而るに富て必らずしも強ならざるなり、必ず強くなる理數、即ち兵器を具へ、士卒を練り、主將を選び、賞罰を重ずる等のことを知り、然る後に能く強なるなり、強は勝を道びく所なり、而して強は未だ必ずしも勝たざるなり、必勝の理義あるものは、義なきに勝ち、算あるは算なきに勝つ此類を知り、然る後に能く勝つ、勝は天下を制するを道びく所なり、而して勝も未だ必ずしも制せざるなり、制の分辨、即ち爵を列すること、土を分つこと、及び車服宮室の類に至る、分辨を知りて、然る後に能く制するなり、是の故に、國を治るに、器あり、即ち人材を用ゆるをいふ、國を富ますに事あり、國を強くする

兵不呼儆、不苟聚、不妄行、不強進、呼儆則敵人戒、苟聚則衆不用、妄行則群卒困、強進則鋭士挫、

故に善く兵を用ゆるものは、溝や壘を用ひずして、耳目を用ゆ、兵卒を呼び集めて儆めず、苟も衆を聚めず、軍を行るにも、妄に其度を越えて行かしめず、強て進めず、呼び戒むれば、敵人戒む、苟も聚むれば、衆用ひず、妄に行けば、群卒困む、強て進めば鋭士挫折す、

故凡用兵者、攻堅則軔、乘瑕則神、攻堅則瑕者堅、乘瑕則堅者瑕、故堅其堅者、瑕其瑕者、屠牛坦、朝解九牛、而刃可以莫鐵、則刃游間也、故天道不行、屈不足從、人事荒亂、以十破百、器備不行、以半擊倍、故軍爭者、不行於完城池、有道者不行於無君、

故に凡そ兵を用るものは、堅きを攻むれば、軔まる、瑕あるを攻むるは、其功は神の如し、堅きを攻るときは、瑕あるもの變じて堅くなる、瑕あるに乘すれば、堅きもの懼れて瑕となる故に堅を堅として攻めず、瑕を瑕として攻む、屠牛の坦といふ人、一朝にして九牛を解剖するに、その刃は鋭利にして、鐵に摹すべし、刃が肉の間に游びて自由なればなり、故に、兵を用ゆるものは、天道に順ふ、天道の行はれざるに及んでは、必ず屈しても從ふに足らず、敵國の人事荒れ亂れ、器械備はらざるときは、十人を以て百人を破り、半を以て倍を擊つべし、故に軍を以て爭ふものは、敵の完全なる城池に行かず、自分の敗を患るなり、道を以て諸侯に接するものは、師を喪中の邦に行らず、自分の德を守るなり、

可以莫鐵　莫は讀で摹となす、摹鐵とは鐵を鎸るこ

知る、故に曰く、守城なし、所謂る聚衆なしとは、衆必ず散ずるを知る、故に曰く、聚衆なし、

制分第二十九　短語三

此は天下を制するに、分あるをいふ、

凡兵之所以先爭、聖人賢士、不爲愛尊爵、道術知能、不爲愛官職、巧技勇力、不爲愛重祿、聰耳明目、不爲愛金財、

凡そ兵の先づ爭ふ所以は、下に陳る數事に在り、曰く、聖人賢士あらば、尊爵を愛せずして之に與ふ、道術知能の士あらば、官職を愛せずして之に與ふ、巧技勇力の人あらば、重祿を愛せずして之に與ふ、聰耳明目の士あらば、金財を愛せずして之に與へ、敵國を伺はしむ、

故伯夷叔齊非於死之日、而後有名也、其前行多修矣、武王非於甲子之朝、而後有勝也、其前政多善矣、故小征千里偏知之、築堵之牆、十人之聚、日五問之、大征偏知天下、日一問之、散金財、用聰明也、

蓋し伯夷叔齊は、死したる日に於て、後に名あるに非ず、其前行多く修りて名あり、武王は甲子の朝に紂を伐て後に勝つに非ず、其前政多く善くして勝つなり、故に兵を隣國に用ゆる小征は、千里の間は偏く之を知る一堵（一丈四方）の牆を築くも、其要害を修るか否かを伺はしめ、十人の聚るも、其軍事を議するに非るかを、伺はしむる一日五度なり、兵を天下に用ゆる大征には、一日に一たび之を伺はしむ、天下は廣く、力偏からず、因て一度とす、皆金財を散じ、聰明の人を用ひて伺はしむ、

故善用兵者、無溝壘而有耳目、

坐して死を待つと、實を同くす、

倭者　倭と淺と同じ、毛の淺き、裸蟲をいふ、甲なく、衣なきものなり、下に在る、倭者も單人といふと同じ、人衆しといへども、用を爲さず、單人の如しといふ、

故凡兵有大論、必先論其器、論其士、論其將、論其主、故曰、器濫惡不利者、以其士予人也、士不可用者、以其將予人也、將不知兵者、以其主予人也、主不積務於兵者、以其國予人也、故一器成、往夫具、而天下無戰心、二器成、驚夫具、而天下無守城、三器成、游夫具、而天下無聚衆、

故に凡そ兵は、大論あり、必ず先づ其器を論ず、其戰士を論ず、其主將を論ず、其君主を論ず、故に曰く、器械の濫惡にして、利ならざるものは、其戰ふや敗るに決す、是れ士を以て敵人に予ふるなり、士の弱にして、用ゆ可らざるは、其大將を以て敵人に予ふるなり、大將の兵略を知らざるは、其君主を以て敵人に予ふるなり、君主の兵事の務を兵間に積まざるは、其國を以て敵人に予ふるなり、故に、兵器中の一器、新たに成りて、勇往の夫、備具するときは、天下之を懼れて戰心なきなり、二器成りて、武夫の敵國を震ひ驚すもの備具するときは、天下に守城なし、三器成りて、諸國に游說するもの備るときは、天下に聚り黨するものなく、皆懼る、

所謂無戰心者、知戰必不勝、故曰、無戰心、所謂無守城者、知城必拔、故曰、無守城、所謂無聚衆、知衆必散、故曰無聚衆、

所謂戰心なしとは、戰へば必ず勝たざるを知る、故に曰く、戰心なし、所謂守城なしとは、城必ず拔けるを

て服せず、此時之を攻るは、自ら敵を助けて、我城を拔くものなり、故に善く勝つ者は戰はず、善く攻るものは、人を困しめず、

是以、聖人小征而大臣、不失天時、不空地利、用日維夢、其數不出於計、故、計必先定、而兵出於竟、計未定而兵出於竟、則戰之自敗、攻之自毀者也、

是を以て、聖人は暴國を小征して、天下を大臣す、上は天時を失はず、下は地利を空しくせず、吉日を用ひ、吉夢を惟ひ、兵士の心を一にし、其術數は、謀計の外に出でず、故に謀計を定めて、兵を境外に出す、謀計未だ定らざるに、兵を境外に出すものは、之に戰ひて、自ら敗れ、之を攻めて、自ら毀つものなり、
○維夢　維は惟に通ず、惟は思ふなり、吉夢を思ふといふことなり、○其數　術數とて策略のことなり、○不出於計　謀計より離れざるなり、

得衆而不得其心、則與獨行者同實、兵不完利、與無操者同實、甲不堅密、與俴者同實、弩不可以及遠、與短兵同實、射而不能中、與無矢者同實、中而不能入、與無鏃者同實、將徒人與俴者同實、短兵待遠矢、與坐而待死者同實、

衆兵を得て、其心服するを得ざるものは、獨り行くものと實際を同くす、兵器の完利ならざるは、兵器を操るなきと實を同くす、甲の堅密ならざるは、俴者(裸體)と實を同くす、弩は遠きに及ぶ可らず、短兵と實を同くす、射て中る能はざるは、矢の無きものと實を同くす、中りても、入る能はざるものは、鏃のなき矢と實を同くす、敎練せざる白徒を將るは、俴者(單獨)と實を同くす、自ら短兵を以て遠く來る矢を拒ぐは、

禁辟民必以刑、然則、兵者外以誅暴、内以禁邪、故兵者尊主安國之經也、不可廢也、若夫世主則不然、外不以兵、而欲誅暴、則地必虧矣、内不以刑、而欲禁邪、則國必亂矣、

君の卑くなり、尊くなる所以と、國の安くなり、危くなる所以とは、兵より緊要なるなし、故に、暴國を誅する必ず兵を以てす、邪辟の民を禁ずるは、必ず刑を以てす、然らば、兵は外に暴を誅し、内に邪を禁ず、故に、兵は主を尊くし、國を安んずる經なり、廢す可らざるなり、若し夫れ當今凡庸の主たるものは、然らず、外に兵を以てせず、暴を誅せんと欲すれば、我地必ず虧く、内に刑を以てせず、邪を禁ぜんと欲すれば、我國必ず亂る、

故、凡用兵之計、三驚當一至、三至當一軍、三軍當一戰、故一期之師、十年之蓄積殫、一戰之費累代之功盡、今交刄接兵、而後、利之、則戰之自勝者也、攻城圍邑、主人易子而食之、折骸而爨之、則攻之自拔者也、

故に凡そ兵を用る計算は、兵卒を徴集して、敵國を震驚する、三度すれば、一たび敵國に至る費用に當る、三度も敵地に至れば、一軍の費用に當る、三屯軍の費は一戰する費用に當る、故に一期（全一年）の師は、十年の蓄積を殫す、一戰の費は、累代の蓄積する所のもの盡くるに至る、戰は愼まざるべからず、今や刄を交え、兵を接して、後に始て之を利するも、後には敗るゝあり、是れ敵と戰ひて、自ら敵を助け我國に勝たしむるなり、城を攻め、邑を圍み、敵の主人は食盡て、我の子と人の子と易へて、其肉を食ふに至り、又薪も盡きて、骸骨を折り、之を焚き爨ぐに至るも、固く守り

下の形勢を知るは、主兵者の事なり、

參患第二十八　短語二

此篇は、患難の由りて來る所を參考す、故に參患といふ、

凡人主者、猛殺則伐、懦弱則殺、猛殺者何也、輕誅殺人之謂猛殺、懦弱者何也、重誅殺人之謂懦弱、此皆有失彼此、凡輕誅者、殺不辜、而重誅者、失有辠、故上殺不辜則、道正者不安、上失有罪、則行邪者不變、道正者不安、則才能之人、去亡、行邪者不變、則群臣朋黨、才能之人、去亡則、宜有外難、群臣朋黨、則宜有內亂、故曰、猛殺者伐、懦弱者殺也、

凡そ、人主は猛毅なれば、敵に攻められ、懦弱なれば、敵に殺さる、猛毅とは何ぞや、輕卒に人を誅殺するなり、懦弱とは何ぞや、恐れて人を誅殺せざるなり、此れ皆過失なり、凡そ誅を輕卒に行ふものは、無罪を殺す、誅を憚りて行はざるものは、有罪を失ふ、故に、君が無罪を殺せば、正に道るものは安からず、君が有罪を失すれば、邪を行ふもの變ぜず、正に道るもの安んぜざれば、才能の人は去り逃ぐ、邪を行ふもの變ぜざれば、群臣朋黨す、才能の人去り逃ぐれば、外難あるべし、群臣朋黨すれば內亂あるべし、故に曰く、猛毅なれば敵に攻められ、懦弱なれば敵に殺さる、

有辠　有辜と同じ、罪あるものをいふ、辠は罪なり、○重は恐れ憚るなり、

君之所以卑尊、國之所以安危、者、莫要於兵、故誅暴國必以兵、

ろ、
人之衆寡、士之精麤、器之功苦、盡知之、此乃知形者也、知形不如知能、知能不如知意、故主兵必參具者也、主明相知將能之謂參具、故將出令、發士、期有日數矣、宿定所征伐之國、使群臣大夫、父兄、便辟、左右、不能議成敗、人主之任也、

人の衆寡と、士の精と粗と、器の巧と苦と、盡く之を知る、此れ形を知るものなり、形を知るは、能を知るに如かず、能を知るは、意を知るに如かず、故に、主兵たるものは、必ず參具するものなり、主の明なる、相の知なる、將の能ある、之を參具といふ、故に將は令を出し、士を發し、期するに日數あり、宿に征伐する所の國を定め、群臣なり、大夫なり、父兄なり、便辟なり、左右なりの、人をして、成敗を議することなからしむるは、人主の任なり、

參具者也　凡そ兵を主るものは、參者備具す、參者とは、主の聰明と、宰相の知慧と、將校の才能とをいふなり、○宿　事を發するに、先づ其前より、準備すること、

論功勞、行賞罰、不敢蔽賢有私、行用貨財、供給軍之求索、使百吏肅敬、不敢解怠行邪、以待君之令、相室之任也、繕器械、選練士、爲教服、連什伍、徧知天下、審御機數、此兵主之事也、

功勞あるものを論じ、賞罰を行ふ、敢て賢を蔽はず、私あらず、貨財を用ひて軍の求索に供給し、百吏を肅敬せしめ、敢て解怠の邪を行はしめず、以て君の令を待つは、大臣たるものゝ任なり、器機を修繕し、調練の士を選び、敎令服習を爲し、什伍を連ねて、徧く天

に、斂せざる七日にして、葬らざる九月なり、孝公は、宋に犇る、宋の襄公は、諸侯を率ゐて、齊を伐ち、甗に戰ふ、大に齊の師を敗り、公子無虧を殺し、孝公を立て還る、襄公の位に立つこと十三年、桓公の位に立つこと四十二年なり、

襄公立　此三字以下の二句は、大匡篇の末に在るべきを、錯簡して、此に在り、

地圖第二十七　短語一

地圖は、地利なり、天下の地、徧く行くべからず、圖に因りて、之を詳にす、故に地圖といふ、

短語とは、語る所のこと短きなり、君臣以下其篇長し、仍ほ短語と名づくるは、衆短語を聚めて、一長篇と爲すのみ、短語たるを妨げず、

凡兵主者、必先審知地圖、轘轅之險、濫車之水、名山、通谷、經川、陵陸、丘阜之所在、苴草、林木、蒲葦之所茂、道里之遠近、城郭之大小、名邑、廢邑、困殖之地、必盡知之、地形之出入相錯者、盡藏之、然後可以行軍襲邑、舉錯知先後、不失利、此地圖之常也、

凡そ、兵の主たる大將は、必ず先づ地圖を審知し、轘轅道（緱氏の東に在り）の險なる、濫車の急流の水、名山や、通谷や、經川や、陵陸丘阜の在る所、苴草、林木、蒲葦の茂る所、道里の遠近、城郭の大小より、名邑、廢邑、困難なる地、生殖する地に至るまで、必ず盡く之を知り、地形の出入、相錯るもの、盡く之を心に藏め、然る後に、軍を行り、邑を襲ひ、處置の先後を知り、利を失はざる可し、此れ地圖の常なり、

〇經川　大川の海に達するものをいふ、〇困殖　困は墝埆にして、種ゆることのならぬ地なり、殖は蕃殖する良田なり、〇相錯　封境が犬牙の如く、相交るとこ

卒、

管子は、又言て曰く、西郭に狗あり、嘊々として旦暮に我が猳を齧んと欲す、而して我は之を制して、使はざるなり、今夫れ衛の公子開方は、其千乗の國の太子たるを去り、君に臣とし事ふ、是れ君の意を得るを願ふ所にして、是れ其千乗より過ぐる大國を得んと欲するなり、君は必ず之を去れよ、桓公曰く、諾すと、管子遂に卒し、十月を經て隰朋も亦卒す、

所願也　也の字は衍文なり、○西郭　其住する所をいふ、上に在る東郭も、北郭も皆然るなり、

桓公、去易牙、豎刁、衛公子開方、五味不至、於是乎、復反易牙、宮中亂、復反豎刁、利言卑辭不在側、復反衛公子開方、桓公、内不量力、外不量交、而力伐四鄰、公薨、六子皆求立、

桓公は、易牙と豎刁と衛の公子開方とを去る、然るに、五味(酸苦甘辛鹹)の調ふもの至らず、是に於てか、復た易牙を召し反す、宮中亂る、復た豎刁を反す、利言卑辭が君側に在らず、復た衛の公子開方を召し反す、桓公は、内に力を量らず、外に交りを量らずして、四隣を力めて征伐す、桓公薨じ、六子皆位に立つことを求む、

易牙與衛公子、内與豎刁、因共殺群吏、而立公子無虧、故公死七日不斂、九月不葬、孝公犇宋、宋襄公率諸侯以伐齊、戰于甗、大敗齊師、殺公子無虧、立孝公而還、襄公立十三年、桓公立四十二年、

易牙は、衛の公子開方と結び、宮内にて豎刁と謀り、群吏を殺して、公子無虧を立つ、故に桓公の死する

則不可、救之則亂自此始矣、桓公曰諾、管仲又言曰、東郭有狗、嘊々旦暮欲齧我猳、而不使也、今夫易牙、子之不能愛、將安能愛君、君必去之、公曰諾、

管仲曰く、夫れ江、黃、の國は楚に近し、臣死すれば、君必ず之を楚に歸して寄托せよ、君もし歸さゞれば、楚は必ず伐て私有とせん、之を私有するに、江黃を救はざれば不可なり、之を救ふときは、亂は此より始まる、桓公曰く、諾と、管仲又言て曰く、東郭に狗あり、嘊々として旦暮に我猳を齧んとす、我は之を制して使はざるなり、今夫れ易牙は、桓公の爲に、自分の赤子を殺し煮て進めしもの、自分の子をも愛せざる斯の如し、將た安ぞ能く君を愛せんや、君必ず之を去るべし、桓公曰く諾す、

嘊々　犬の齧んとする聲なり、之を易牙の君を齧んとするに喩ふるなり、以下此例に因りて解すべし、

管子又言曰、北郭有狗、嘊々旦暮、欲齧我猳、而不使也、今夫豎刁、其身之不愛、焉能愛君、君必去之、公曰諾、

管子は、又言て曰く、北郭に狗あり、嘊々として旦暮に我が猳を齧んと欲す、而るに我之を制止し、使はざるなり、今夫れ豎刁は、自から刑を受けて、宮仕を爲し、其身をも愛せず、焉ぞ能く君を愛せん、君必ず之を去れよ、桓公曰く諾す、

管子又言曰、西郭有狗、嘊々旦暮欲齧我猳、而不使也、今夫衛公子開方、去其千乘之太子、而臣事君、是所願也得於君者、是將欲過其千乘也、君必去之、桓公曰諾、管子遂卒、十月隰朋亦

公曰、此四子者、其孰能一人之上也、寡人并而臣之、則其不以國寧何也、對曰、鮑叔之爲人也、好直、而不能以國詘、賓胥無之爲人也、好善、而不能以國詘、甯戚之爲人、能事、而不能以足息、孫在之爲人、善言而不能以信默、臣聞之、消息盈虛與百姓詘信、然後能以國寧、勿已者朋其可乎、朋之爲人也、動必量力、擧必量技、言終喟然而歎曰、天之生朋、以爲夷吾舌也、其身死舌焉得生哉、

桓公曰く、此四子は皆英材なり、誰も此上に立つ無し、而して寡人幷せて之を臣とす、國は治るべし、然るに安寧を得難きは何ぞや、對て曰く、鮑叔の人となりや、正直を好む、國の爲に其直を詘すること能はず、賓胥無の人となりや、善を好むで、國のために詘すること能はず、甯戚の人となりや、言を善くす、信せらるといへども、默する能はず、臣之を聞く、萬般の政事は百姓と屈伸し、然る後に、能く國を以て寧んず、已むことなくば、隰朋其れ可なるか、朋の人となりや、動く必ず力を量り、擧る必ず技を量る、管仲言ひ終り、歎じて曰く、天の隰朋を生じたるは、夷吾の舌となすなり、今其身死するに、舌焉ぞ生存するを得んや、

舌焉得生哉　管仲死せば、隰朋も用を成すに足らず、

管仲曰、夫江黃之國、近於楚、爲臣死乎、君必歸之楚、而寄之、君不歸楚必私之、私之而不救也、

に於て事を知らざる所あり、察察の明知を誇らず、寛大にして事に臨む、大臣の度量あるもの、是れ必ず隰朋なるか、

且、朋之爲人也、居其家、不忘公門、居公門不忘其家、事君不二其心、亦不忘其身、擧齊國之幣、握路家五十室、其人不知也、大仁也哉、其朋乎、

且つ隰朋の人となりや、其家に居るに、公門のことを忘れず、君を懷ふなり、又公門に居るときは、其家を忘れず、人情に厚きなり、情の厚きものは、必ず忠に厚し、君に事へては、其心を二つにせず、亦其身を忘れず、齊國の幣を用ゐて、雨露の洩るゝ家、五十室を葺き理めて、他人に我の爲したるを知らしめず、我は其功を有せず、唯人の病まざるを欲す、此の如く大仁なるは、其れ隰朋なるか、

握路家　握は屋なり、路は露なり、雨露の漏れ入る家に屋根するをいふ、

公又問曰、不幸而失仲父也、二三大夫者、其猶能以國寧乎、管仲對曰、君請矍已乎、鮑叔牙之爲人也、好直、賓胥無之爲人也、好善、甯戚之爲人也、能事、孫在之爲人也善言、

桓公又問ひて曰く、不幸にして、仲父を失へば、二三大夫は、其れ猶ほ國を以て安寧ならしむるか、管仲對て曰く、君の情は驚き愳るのみ、夫れ鮑叔牙の人となりや、正直を好む、賓胥無の人と爲りや、善を好む、甯戚の人となりや、事を能くす、孫在の人となりや、言を善くす、此四子は各長ずる所あり、才に從ひて、之を用ふれば、皆以て國を輔くるに足る、

君請矍已乎　請は情の假借字なり、矍は驚動して正視せざるなり、管仲は公に心を靜にして、慮を定めよといふを戒むるなり、

之疾甚矣、若不可諱也、不幸而不起此疾、彼政我將安移之、管仲未對、桓公曰、鮑叔之爲人何如、管仲對曰、鮑叔君子也、千乘之國、不以其道予之不受也、雖然、不可以爲政、其爲人也、好善而惡惡、已甚、見一惡、修身不忘、

管仲は、疾に寢ぬ、桓公往て之を問ふ曰く、仲父の疾は甚重し、若し諱む可らず、不幸にして此疾を快起せざれば、彼の政は、我は安くに之を移さんとす、管仲は、未だ對へず、桓公曰く、鮑叔の人となりや何如ん、管仲對て曰く、鮑叔は君子なり、千乘の國も、其道を以て、之に予へずんば、受けざるなり、然りといへども、政を爲す可らず、其人となりや、善を好みて、惡を惡む已甚し、一惡を見れば終身忘れず、

不可諱　死は人の惡む所ゆゑ、諱て言はず禮なり、諱む可らずは、死なり、○已甚　太甚といふに同じ、

桓公曰、然則孰可、管仲對曰、隰朋可、朋之爲人好上識、而下問、臣聽之、以德予人者、謂之仁、以財予人者、謂之良、以善勝人者、未有能服人者也、以善養人者、未有不服人者、於國有所不知政、於家有所不知事、必隰朋乎、

桓公曰く、然らば孰か可なる、管仲對て曰く、隰朋可なり、朋の人となりや、上識とて前言往行を識り、以て其德を畜へ、又下に向て、問ふことを好む、臣之を聽く、德を以て人に予へ、敎へて倦まざる、之を仁と謂ふ、財貨を以て人に予ふるもの、之を良といふ、善を以て人に勝つ、才を衒ふもの、未だ能く人を服するものあらず、善を以て人を養ふものは、未だ人を服せざるものあらず、國に於て、政を知らざる所あり、家

公曰善、此非吾所與女及也、而言乃至焉、吾是以語女、吾欲致諸侯、而不至、爲之奈何、

桓公は、外朝に舍して、宮に入らず、鼎を以て、食物を饋らず、其饌盛んならず、中婦諸子は、宮中の取締を爲す女官なり、宮女に謂て曰く、盍ぞ出で〻、君に從ひ行かざるか、君はいづれにか行くあらんとすと、宮女皆出で從はんといふ、桓公怒つて曰く、孰か我れ行くあらんといふものぞ、宮女曰く、賤妾は、之を中婦諸子に聞くと、公は中婦諸子を召して曰く、汝はいづくに、吾れ行くあらんと聞くや、對て曰く、妾久しく之を聞く、君の外舍して、鼎饋せざるは、內憂あるに非ず、必ず外患あらん、今君は、外舍して、鼎饋せざるは、君に內憂あるに非ず、妾是を以て君の行くことあらんとするを知る、桓公曰く、善し、此は吾と汝との謀り及ぶ所にあらず、然れども、女の言乃ち此に至る、吾は是を以て汝に語らん、吾は諸侯を致さんと欲するに、諸侯至らず、之を爲す奈何ん、

妾人聞之　妾久しく之を聞くといふことにて、人は久の誤りならん、

中婦諸子曰、自妾之身不爲人持接也、未嘗得人之布織也、意者更容不審邪、

中婦諸子曰く、妾の身は、人の爲に侍接せざるより、未だ嘗て人より、布も織りものも得たることなし、意ふに、君も諸侯の意を得ぬことありて、諸侯が至らざるならん、これを審かにせざるべけんや、

持接　侍接の誤りなり、夫に事ふるをいふ、

明日、管仲朝、公告之、管仲曰、此聖人之言也、君必行也、

その明日に、管仲は朝す、桓公之に前段のことを告ぐ、管仲曰く、此は聖人の言と同じ、諸侯を致す事を審かにすべし、君必ずこれを行へ、

管仲寢疾、桓公往問之、曰、仲父

之歸之也、譬若市人、三年教人、四年選賢、以爲長、五年始興車踐乘、遂南伐楚、門傅施城、北伐山戎、出冬葱與戎菽、布之天下、果三匡天子、而九合諸侯、

是に於て、管仲は、桓公と盟誓し、法令を爲りて曰く、老て八十九十となるもの、又幼弱なるものは、刑すること勿れ、三たび宥して後に、罪を定む、關は譏察して、征税せず、市は征して布くせず、多少を量りて、税を收む、山林や、梁澤は、時を定めて禁止し、放發す、草封とて、草を刈り積みたるもの、又鹽を煮るものも征せず、民の之に歸するや、市人の市に赴く如し、三年の間は、人を教へ、四年には賢能のものを、選びて民の長とす、五年には、軍を興し、車乘を整へて、遂に南の方、楚を伐ち、門を攻め、城に傅く、又北して、山戎を伐ち、冬葱と戎菽とを、出し取りて、之を天下に頒布したり、果して天下を一匡し、諸侯を九合せり、

○正　征と同じ、税を取ることなり、○幾　譏と同じ、人を察することと、○興車踐乘　軍を興し、乘を整ふの、誤りなり、○傅施城　施は於の誤りなり、○戎菽　胡豆といふ、又大豆といふ、○三匡天子　天下を一匡するの誤りなるべし、

桓公外舍、而不鼎饋、中婦諸子、謂宮人、盍不出從乎、君將有行、宮人皆出從、公怒曰、孰謂我有行者、宮人曰、賤妾聞之中婦諸子、公召中婦諸子曰、女焉聞吾有行也、對曰、妾人聞之、君外舍而不鼎饋、非有内憂、必有外患、今君外舍而不鼎饋、君非有内憂也、妾是以知君之將有行也、

其猶父母邪、四方之外、歸君其猶流水乎、

管仲曰く、昔し先王の、人を治るや、蓋し人が勞を患ふるに當り、上は時を定めて之を使ふ、故に人は勞を患へざるなり、人は飢を患ふ、上の收稅を薄くするときは、人は飢を患ず、人は死を患ふ、上は刑を寬にするときは、人は死を患へず、此の如くにして、德ある賢士を近づけて、女色を遠ざけるときは、四境の內は、君を視ること猶ほ父母のごとし、四方の外より、君に歸する、猶ほ流水のごとし、

公輟射、援綏而乘、自御、管仲爲左、隰朋參乘、朔月三日、進二子於里官、再拜頓首曰、孤之聞二子之言也、耳加聰、而視加明、於孤、不敢獨聽之、薦之先祖、管仲隰朋、再拜頓首曰、如君之王、此非臣之言也、君之敎也、

桓公は、射ることを輟めて、車の綏を援りて乘り、自ら御者となり、管仲は、左に乘り、隰朋は參乘となる、宮に歸りて、後に齊戒する三日にして、二子を、先君の廟に進め、再拜頓首して曰く、孤の二子の言を聽くや、耳は聰を益し、目は明を益す、孤敢て獨り之を聽かず、之を先祖に薦めん、管仲隰朋は、再拜頓首して曰、君の如きは、天下の王たらん、此は臣の言に非ず、曩きに陳ずる所は、君實に之を誘ひ言はしむ、乃ち君の敎なり、

○孤　諸侯の自稱なり、○朔月　此の兩字は齊一字の誤りなり○里官　里は釐の誤り官は宮の誤り、釐宮は先君僖公の廟をいふ、

於是、管仲與桓公、盟誓爲令曰、老弱勿刑、參宥而後弊、關幾而不正、市正而不布、山林梁澤以時禁發、而不正也、草封澤鹽者

子不對、

桓公は、其明日に弋とて、矢の先に絲を繳して鳥を射るに、麇とて射るときに身を翳ふ藁束の大なるものゝ處に在り、管仲と隰朋と、之に朝す、桓公は、二子を望み見て、弓を弛め、釬を脱し、之を迎へて曰く、今夫れ鴻鵠は、春は北に飛び、秋は南に行く、其時を失はず、夫は唯羽翼ありて、其意を天下に通ずるか、今や孤の意を天下に得ざるは、二子の憂に非るかと、桓公二度之を言ふに、二子は默して答へず、

桓公曰、孤既言矣、二子何不對乎、管仲對曰、今夫人患勞、而上使不時、人患飢、而上重斂焉、人患死、而上急刑焉、如此而又近有色、而遠有德、雖鴻鵠之有翼濟大水之有舟楫也、其將若君何、桓公蹵然逡遁、

桓公曰く、孤は既に言ふ、二子は何ぞ對へざる、管仲對て曰く、今夫れ、人は勞するを患ふるに、上の使役する時あらず、妄りに使ふ、人民は飢を患ふるに、上は重稅す、人民は死するを患ふるに、上は刑を急にす、此の如くにして、又有色の美人を近づけ、有德の賢士を遠ざく、鴻鵠の翼あり、大水を濟る舟楫ありといへども、其れ將た君を若何せんや、桓公は、蹵然と顏色を變じ、逡遁して退却せり、

逡遁　遁は巡と讀む、逡巡は後へ退く貌なり、○蹵然は驚き懼るなり、

管仲曰、昔先王之理人也、蓋人有患勞、而上使之以時、則人不患勞也、人患飢、而上薄斂焉、則人不患飢矣、人患死、而上寬刑焉、則人不患死矣、如此而近有德、而遠有色、則四封之內、視君

ら至る、是れ所謂る德の然らしむる所なり、

故天不動、四時云下、而萬物化、君不動、政令陳下、而萬功成、心不動、使四肢耳目、而萬物情、寡交多親、謂之知人、寡事成功、謂之知用、

故に、天は動かざるも、四時の季候は、下に運轉す、而して萬物化生す、君は動かざれども、政令は、下に陳布して、萬功は成就す、心は動かざれども、手足耳目を使ひて、萬物の情を得、交友は寡くして、親密なるもの多きは、之を人を知るといふ、事は寡くして、成功の多きは、之を用を知るといふ、

云下　云は旋るといひ、下に旋轉するをいふなり、

聞一言、以貫萬物、謂之知道、多言而不當、不如其寡也、博學而不自反、必有邪、孝悌者、仁之祖也、忠信者交之慶也、内不考孝弟、外不正忠信、澤其四經、而誦學者、是亡其身者也、

一言を聞き、誠或は信の一理を以て、萬物を貫くは、之を道を知るといふ、多言にして、理に當らざるは、却て言の寡きに、如かざるなり、博く學んで、自ら身に反求せざるときは、邪曲あるなり、孝悌は、仁の祖なり、忠信は、交際の慶賞なり、内に孝悌を成さず、外に忠信を正しくせざるは、詩書禮樂の四經を、潤澤に誦み學ぶとも、是れ其身を亡ぼすものなり、

桓公、明日弋在廩、管仲隰朋朝、公望二子、弛弓脫釬、而迎之曰、今夫鴻鵠春北、而秋南、而不失其時、夫唯有羽翼、以通其意於天下乎、今孤之不得意於天下、非皆二子之憂也、桓公再言、二

味而、時動靜、御正六氣之變、禁止聲色之淫、邪行亡乎體、違言不存口、靜然定生、聖也、仁從中出、義從外作、仁故不以天下爲利、義故不以天下爲名、仁故不代王、義故七十而致政、

管仲は對て曰く、滋味以て內に供へ、動靜以て外を節す、これ生を養ふなり、好惡喜怒哀樂は、生の常を失ふものにて變なり、是の故に、聖人は、滋味を齊へて、時に動靜す、生の德なり、好惡喜怒哀樂の、六氣の變を、御正し、聲色の淫を禁止し、邪行は、體に亡く、違言は口に存せず、靜然と恭默して、生を定むる聖なり、仁は中より出で、義は外より作る、仁なる故に、天下を以て己の利とせず、義なる故に、天下を以て己の名譽とせず、仁なる故に、王に代らず、道を以て之を輔るのみ、義なる故に、年七十に達し始めて政を罷む、身力を盡すことをいふなり、

是故、聖人上德而下功、尊道而賤物、道德當身、故不以物惑、是故、身在草茅之中、而無懾意、南面聽天下、而無驕色、如此而後、可以爲天下王、所以謂德者、不動而疾、不相告而知、不爲而成、不召而至、是德也、

是の故に、聖人は德を上とし、功を下とす、道を尊び、爵祿貨財等の物を賤しむ、道德を以て、一身に充當す、故に、外物の爲に惑はず、是の故に、身は草茅の中に在りて、懾るゝ意なし、南面して天下の政を聽くも、驕る色なし、此の如くにして後に、天下の王たるべし、德といふ所以は、動かずして其流行する疾し、人々相告げずして、天下の人之を知る、爲さゞるに成る、天の萬物を化生するごとし、召さずして人自

ものに、人力を給す、業を勉めて、夕に至るといふ意を取るなり、○命は敎なり、

管仲復於桓公曰、無翼而飛者聲也、無根而固者情也、無方而富者生也、公亦固情謹聲、以嚴尊生、此謂道之榮、桓公退再拜請若此言、

管仲は、公に復して曰く、君子は言を出して、善なれば千里の外、之に應ず、翼なくして、飛ぶものは、聲なり、思情の相結ぶ、根なくして固きなり、有つなくして富むものは生なり、人生るときは勉る所ありて聚る、死すれば、萬事休す、公亦情を固くし、聲の命令を愼みて嚴に生を尊くせよ、此を道の榮といふ、蓋し桓公は、酒色に淫す、故に生を保つことを戒るなり、桓公退きて、再拜して請ふ此言に若はんといふ、

無方　詩經に維鳩方之といふあり、方は有つといふことなり、

管仲、復於桓公曰、任之重者、莫若身、塗之畏者、莫如口、期之遠者、莫如年、以重任、行畏塗、至遠期、唯君子乃能矣、桓公退、再拜之曰、夫子數以此言者敎寡人、

管仲は、桓公に復して曰く、任の重きものは、身に若くはなし、萬事萬行一身に負へばなり、塗の畏るべきは、口に若くものなし、禍福榮辱は口より出づ、期限の遠きものは、年に若くものなし、凡そ事は死して後に止む、今や重任を以て畏途を行き、遠期に至る、實に難きなれども、唯君子は乃ち能すと、桓公退き再拜して曰く、夫子數々此言を以て寡人に敎へよ、

管仲對曰、滋味動靜生之養也、好惡喜怒哀樂生之變也、聰明當物、生之德也、是故、聖人齊滋

謀失第二十五　內言八

此篇は闕亡す、

戒第二十六　內言九

此は桓公を戒ることを陳す、

桓公將東游、問於管仲曰、我游猶軸轉斛、南至瑯邪、司馬曰、亦先王之游已、何謂也、管仲對曰、先王之游也、春出原農事之不本者、謂之游、秋出補人之不足者、謂之夕、夫師行而糧食其民者、謂之亡、從樂而不反者、謂之荒、先王有游夕之業於人、無荒亡之行於身、桓公退、再拜命曰、寶法也、

桓公は、東方に游ばんとして、管仲に問ひ曰く、我が游は、軸の轂を轉ずるが如く、運轉して、南の方、瑯邪に至らんとす、司馬曰く、亦先王の游のみと、桓公其意を解せず、管仲に何の謂ひぞと問ふ、管仲對て曰く先王の游なるものは、春の出る時は、農事の資本なく、種の足らざるものを、原ね察して之を救ふ、之を游といふ、秋の出るときは、人力の給らざるものを補ひて、之を夕といふ、夫れ師の衆多の人を從へて行き、其民の糧食を取り、食ふものは、之を亡といふ、樂に從ひて、反ることを、知らざるは、之を荒といふ、先王は、游夕の人を業るありて、荒亡の行ひを、身においてすることなし、桓公退き、管仲の敎を再拜して受く、曰く、是れ寶とすべき良法なり、

軸轉斛　車軸の轂を轉ずるが如きをいふ、斛と轂と假借音とて、音の同じきを以て、用ゆるなり、○謂之游　君より穀種の足らざるに、資本を與へ、游て歲を卒る意より取るなり、○謂之夕　人力の給らざる

物生殖す、專ら其國を保つべし、各地には各主ありて、位を異にするも、其宜きに隨ひ、其利を盡す、讒邪の人も、姦才を振ふことなし、地德普くして、宜しきに從ひ、營み爲る、仇軍といへども亦親しむべし、關は、諸侯の陬の隧なり、他國の財の此より入る所なり、又萬民の行く所の道なり、明かに導きて、禁令を重告す、關に於て、征稅するときは、市に征するなく、市に征するものは、關に征する無し、物を載せざる車は、稅を索るなし、徒步して物を負ふものは、征入を免す、以て遠人を來らす、齊國十六道、皆同じきなり、身外に裝ひ載するもの、侈靡の禁止物なく、謹みたるものは、其名を聽き、其顏色を視て、其正邪を察し、其事を是正し、其德を考へ、以て其外に見はるものを觀察す、權勢ある人に厚くして、禮貌あり德行あるものを困屈すること無くば、國は惑亂することなし、國に入る人は、皆正直なるものなり、是れ行旅者を掌る、關吏の職なり、

普而德營　地の德を普く通じて、人皆地德に由りて、營爲するをいふ○九軍之親　大國三軍、天子六軍、之を九軍といふ、又一には九を仇に作る、仇軍は我に敵する兵なり、此說取るべし、○視其名　此三字は衍文なり、

問於邊吏曰、小利害信、小怒傷義、邊信傷德、厚和構四國、以順貌德、后鄕四極、令守法之官日行度、必明失經常、

邊境の吏に問ひ曰く、小利を爭へば、信を破る、小怒は彼に害せず、却て義を傷ぶる、邊人が信を失ふは、國の德を傷ぶる、厚く四隣の國を和睦構輯して、禮貌德行に順ひ、後に四方の夷狄に向ひ、之を撫綏す、守法の官に命じて、日々に邊境を巡行して視察し、邊吏經常の法を失するあらば、必ず之を顯明にして、法官をして罪を正さしむ、

和構　和合して、睦まじくすること、構は講に同じく、和ぐことなり○四極　四方の極にて、四裔といふごとし、○鄕　嚮と同じく向ふことなり、

制地、君曰、理國之道、地德爲首、君臣之禮、父子之親、覆育萬人、官府之藏、彊兵保國、城郭之險、外應四極、具取之地、而市者天地之財具也、而萬民之所和而利、

制地とは、市と關と邊との三を以て、地を制するなり、古の明君曰く、國家を治る道は、地の德を以て首とす、地は萬物を生じて人を養ふ、人は地德に非れば其生を遂ることなし、君臣の禮、父子の親ありて、萬民を覆育す、官府の貨財を藏蓄して、兵を強くし、國を保つ、城郭の險阻に據りて、外は四方の求に應ず、具に之を地に取る、地德の大なること、此の如し、而して市は人々其有る所を携へて、市に售る、故に天地の財は、市に具足す、萬民相互に唱和して利する所なり、

正是道也、民荒無苛、人盡地之職、一保其國、各主異位、毋使讒人亂、普而德營、九軍之親、關者諸侯之陬隧也、而外財之門戶也、萬人之道行也、明道以重告之、征於關者、勿征於市、征於市者、勿征於關、虛車勿索、徒負勿入、以來遠人、十六道同、身外事謹則聽其名、視其名、視其色、是其事、稽其德、以觀其外、則無敦於權人、以困貌德、國則不惑、行之職也、

是の市の道を正しくするや、民の凶荒に遇ふも、財穀は市に聚り、苛酷の亂擾なし、人々地の職を盡し、財

物を處藏すべし、

問兵官之吏、國之豪士、其急難足以先後者、幾何、夫兵事者危物也、不時而勝、不義而得、未爲福也、失謀而敗、國之危也、愼謀乃保國、

兵官の吏に問ふ、國の豪傑なる士にして、其急難に臨み、先後するに足るもの、幾何人あるか、夫れ兵事は危きものなり、時ならずして勝ち、義ならずして得ることは、未だ幸福とせざるなり、謀を失ひて、敗れるときは危きなり、謀を愼しめば國を保つ、

○○先後　先となり、後となりて、輔佐することをいふ、

問、所以教選人者何事、問、執官都者、其位事幾何年矣、所辟草萊有益於家邑者幾何矣、所封表以益人之生利者、何物也、

問ふ、其人を教へ、又選ぶものは、何事を以て、問ひ敎ゆるか、問ふ、都邑に官するものは、其官位と職事とは幾何年數なるか、草萊を辟らき、家邑に益あるもの、幾何なるか、其事業が人の生活を利するに足るもの、之を表して世に示す、是れ何の事業か、

○○封表　士を起し封じ、標木を立て、掲示することをなり、

所築城郭、修牆閉絶、通道阨闕、深防溝、以益人之地守者、何所也、所捕盜賊、除人害者幾何矣、

築く所の、城郭又牆を修めて閉絶し、人を入らしめず、道の狹き所、又地の缺けたる所を、通道せしめ、防ぎの溝を深くして、人の地守を益するものは、何の所なるか、盜賊を捕へて、人害を除くものは、幾何あるか、

○○地守　國に事あるとき、藩塞し、路を阻て〻、行くものを止むるなり、

者、何待、郷師、車輜、造修之具、其繕何若、工尹伐材用、毋於三時、群材乃植、而造器定冬、完良備用必足、

師車に載する所の、器は常に藏む、故に疏藏器といふ、弓弩の張りたるもの、衣に入れたる鋏、即ち刀身や劍鋒、鉤絃即ち弓を開く具、戈戟の鞘に入れたるもの、是等は厲げば用ゆべきか、何若ん、其宜しく修むべくして、修めざるものは何を視るか、早速に修むべし、出軍の器と、處藏の器と、起し造るべきに、起さゞるは、何を待つか、郷師の兵車牛車、造り修る具は、其補ひ繕ふ如何、工業の長官の、材用を伐らしむるは、春夏秋の三時に於てする毋れ、此時は群木生植して、未だ堅からず、故に伐る可らず、其材を伐るは、必ず冬を以てすべし、凡そ器械は、冬に定めて、之を造らば、其器完良にして、備用必ず充足すべし、

人有餘兵、詭陳之行、以愼國常、時簡稽帥馬牛之肥瘠、其老而死者、皆擧之、其就山藪林澤、食薦者幾何、出入死生之會、幾何、若夫城郭之厚薄、溝壑之淺深、門閭之尊卑、宜修而不修者、上必幾之、守備之伍、器物不失其具、淫雨而各有處藏、

人に餘りの兵器あるものは、責めて之を行列に陳せしむ、以て國の常法を愼む、時に帥ゆる、馬牛の肥瘠とを簡び稽へて、其老て死するものは、皆之を籍に擧げ錄す、其山藪や林澤に放ち、牧して薦を食ふもの幾何ある、牧場に出し、又牧より廐に入るもの、及び死するもの、生るもの丶、會計は幾何なるか、若し夫れ、城郭の厚薄や、壑壍の淺深と、門閭の尊卑など、修繕すべきものを、修めざるものは、上に於て之を譏察す、守備の兵は、器物の具を失ふ勿れ、淫雨すれば、器

問ふ、男女の技巧ありて、備用に利するものは、幾何人あるか、處女の工事を操り、綺繡を爲すものは、幾何人あるか、國の冗物となりて、唯だ口を開き、食ふものは、幾何人あるか、問ふ、一民には、幾年の食を貯ふるか、問ふ、兵車の計は幾何乘あるか、私家の馬を牽き、私家の車に駕して、物を駄る、幾何乘あるか、

兵車之計　六十四井を甸といふ、長轂一乘を出す、軛家車　私家の車を、馬の頸に繫ぐ、軛を「クビキ」といふ、

處士修行、足以教人、可使帥衆莅百姓者、幾何人、士之急難、可使者、幾何人、工之巧出足以利軍伍、處可以修城郭補守備者、幾何人、城粟軍糧其可以行幾何年也、吏之急難可使者、幾何人、大夫疏器、甲兵、兵車、旌旗、鼓鐃、帷幕、帥車之載、幾何乘、

處士の官に仕へざるもの、品行を修めて、人を敎ゆるに足るもの、衆を帥ゐ、百姓に莅ましむるに足るものは、幾何人あるか、士の急難に使用すべきものは、幾何人あるか、工人の巧にして、出づれば、軍伍に利し、處れば、城郭を修理し、守備に補ふ可きものは、幾何人あるか、城の貯ふる、粟と軍中の糧とは、幾何年を支ふ可きか、吏の急難に使用すべきものは、幾何人あるか、大夫の飲食の器具、甲兵や、兵車や、旌旗や、鼓鐃や、帷幕や、帥車の載する所のものは、幾何乘あるか、

鐃　小鉦なり、○帷幕　帷は四方に垂るゝ幕なり、大將の居る所に用ゆ、○帥車　出軍の時に用ゆる車なり、

疏藏器弓弩之張、衣夾鋏、鉤弦之造、戈戟之緊、其厲何若、其宜修而不修者、故何視、而造修之官、出器處器之具、宜起而未起

外人來遊、在大夫之家者、幾何人、鄉子弟力田爲人率者、幾何人、國子弟之無上事、衣食不節、率子弟不田、弋獵者幾何人、男女不整齊、亂鄉子弟者、有乎、

外國の人、來游し、大夫の家に在るもの、幾何人あるか、其威權の盛なるを禦ぐが爲にす、又鄉の子弟の、田を耕すを勉め、人の率先たるもの、幾何人あるか、國の子弟、上に事へず、使令に供せず、衣食に奢り、子弟を率先して、田を勉めず、唯だ弋し、獵することを好むものは、幾何人あるか、男女禮を以て交らず、整齊せざるものにして、鄉の子弟を惑亂するもの有るか、

問、人之貸粟米、有別券者、幾何家、問、國之伏利、其可應人之急者、幾何所也、人之所害於鄉里者、何物也、問、士之有田宅、身在陳列者、幾何人、餘子之勝甲兵、有行伍者、幾何人、

問ふ、人の粟米を貸して、別に證劵あるものは、幾何家あるか。問ふ、國の利益の伏し潜みて、人の用たらざる地は、幾何所あるか、人の鄉里の害を爲すものは、何物なるか、問ふ、士の田宅ありて、身は軍隊の列に在るものは、幾何人あるか、二男三男の、甲兵に勝えて行伍にあるものは、幾何人あるか、

問、男女有巧技能、利備用者、幾何人、處女操工事者、幾何人、冗國所開口而食者、幾何人、問、一民有幾年之食也、問、兵車之計、幾何乘、牽家馬軶家車者、幾何乘、

事、

問ふ、宗子の兄弟の厄介を收め養ふもの、又宗子衰微して兄弟の厄介たるもの、幾何家あるか、嫡子にあらざる、餘子即ち二男三男の仕官して、田邑を有つもの、今は嫡子死し、入りて本宗を繼ぐもの、幾何人あるか、子弟の孝行を以て、鄕里に評判あるものは、幾何人あるか、餘子の父母存するに、養はずして、分離し別居するもの幾何人あるか、士の田ありて、使はざるもの、幾何人あるか、而して吏は此人の何事を惡みて使はざるか、又士の田ありて、耕へさゞるもの、幾何人あるか、而し其身は何を事とするか、

宗子　嫡子にして、其家を繼ぐ、本家の總領のことなり、○餘子　二男三男にて、嫡宗の厄介なるもの、俗に云ふ房住なり、

君臣有位、而未有田者、幾何家、外人之來從、而未有田宅者、幾何家、國子弟之游于外者、幾何人、貧士之受責於大夫者、幾何人、官賤行書、身士以家臣自代者、幾何人、官承吏無田餼、而徒理事者、幾何人、群臣有位事官大夫者幾何人、

群臣の位ありて、未だ田あらざるは幾何人あるか、外人の來り徙りて、未だ田宅あらざるものは、幾何家あるか、國の子弟の、國外に游ぶもの、幾何人あるか、貧士の債を、大夫に受るもの、幾何人あるか、官賤しくして、文書を行爲し、賃を收るもの、又身は士に在るも、文書を能くせず、家臣を代理となさしむるもの、幾何人あるか、皆薄德無能のものゆゑに、之を問ふなり、又問、官の長吏の命を奉承する、雇吏の如きものにて、田祿なく、餼俸なくして、徒に事を理るもの、幾何人あるか、群臣の朝廷に於て、列位あり、職事ありて、大夫に官するもの、幾何あるか、

君臣有位　君は群の誤なり、○來從　來徙の誤なり、○受責於大夫　責は古へ債と同じ、大夫の人心を得んとするもの、貧士に施すあり、

するは、何を待つか、

問、獨夫、寡婦、孤寡、疾病者、幾何人也、問、國之棄人、何族之子弟也、問、鄕之良家、其所收養者、幾何人矣、問、邑之貧人、債而食者、幾何家、

問ふ、獨夫とて妻もなく、子もなきもの、寡婦とて、夫なきもの、孤寡とて夫もなく、子もなく、固より父母も亡きもの、疾病とて瞽となり蹇となるもの、其數は幾何あるか、之を振ひ恤まんとするなり、又問ふ、國の遺棄したる、浮浪のものは、何族の子弟なるか、又問ふ、鄕の良家の、貧民を牧養する、幾何人あるか、又問ふ、邑里に在りて、富家より負債して生活するものは、幾何家あるか、

問、理園圃而食者、幾何家、人之開田而耕者、幾何家、士之身耕者、幾何家、問、鄕之貧人、何族之別也、

問ふ、園圃を理めて、生活するもの幾何家あるか、人の草田を開墾して、耕すものは、幾何家あるか、士の貧にして、學ぶこと能はず、身から耕作するものは、幾何家あるか、皆之を振ひ恤まんとするなり、問ふ、鄕の貧人は、何族の別れなるか、其本宗をして、之を收め恤ましめんとす、

問、宗子之收昆弟者、以貧從昆弟者、幾何家、餘子仕而有田邑、今入者幾何人、子弟以孝聞於鄕里者、幾何人、餘子父母存、不養而出離者、幾何人、士之有田而不使者、幾何人、吏惡何事、士之有田、而不耕者、幾何人、身何

經、人知終始、此霸王之術也、然後問事、事先大功、政自小始、

社稷土穀の神と、宗廟祖先の靈とを、祭る所を亂るなければ、民も亦之に倣ひて本宗とす、國神國祖の尊敬すべきを知るなり、老人を棄る無く、親を忘るゝなければ、大臣も安心して、怨むことなし、人の急に困む所を知りて、之を救ふ事を擧行するときは、衆人皆欲する所を得て、亂を起すことなし、此道を行ふ、國に常法あり、人々事の終始あるを知る、此れ霸王の術なり、然る後に、事を問ふ、事は大功あるものを賞するを先とし、利害の小なるものは、人情の輕忽に爲し易きものゆゑ、政は小なるものより、問ひを始む、

問、死事之孤、其未有田宅者、有乎、問、少壯而未勝甲兵者、幾何人、問、死事之寡、其餼廩何如、問、國之有功、大者何官之吏也、

問ふ、國事に死するもの、孤即ち遺子にして、其田宅あらざるものは有るか、又問ふ、少壯にして、疾病ありて、甲冑を着するに、任えざるものは幾何の人員あるか、又問ふ、事に死するもの、寡婦にして、其俸米を給するは何如ん、又問ふ、國の功ある大なるものは、何の官の吏人なるか、

餼廩　腥肉を餼といひ、俸米を廩といふ、

問、州之大夫也、何里之士也、今吏亦何以明之矣、問、刑論有常、以行不可改也、今其事之久留也、何若、問五官有度制、官都其有常斷、今事之稽也、何待、

州の大夫に問ふ、汝の推擧する所は、何の里の士なるか、今これを吏とするに、亦何を以て其才能を明にするか、問ふ、五刑の論は、常法ありて行ふ、改む可らざるなり、今其事を決せずして、久しく留むるは、何若んと、又五屬大夫に問ふ、官には制度あり、其都邑に、官するものも、常制の斷決あり、今事を決せず、稽留

惡、而實寡歸者彊、擅破一國、彊在後世者主、擅破一國、彊在鄰國者亡、

夫れ神聖は天下の形勢を視て、世の謀る所を知る、兵の攻る所を知る、地の歸する所を知る、令の加ふる所を知る、夫れ兵は、世人の共に惡む所を攻めて、私かに其利を收む、此れ隣國の親しまざる所なり、隣國も其滅さるゝを恐るればなり、威權は惡む所の國を動かして、實利を歸し取ることの寡きは、其國强となる、未だ霸王たらず擅に一國を破りて、子孫の能く其强きを守り、後世に繼續するものは、王となる、擅に一國を破るも、我において、仁政を行はず、其地の民は、隣國に歸し、强きこと隣國にあれば、我國は亡滅す、

問第二十四　内言七

此は、國を爲るものの察問すべき所を陳ぶ、

凡立朝廷、問有本紀、爵授有德、則大臣興義、祿予有功、則士輕死節、上帥士、以人之所戴、則上下和、授事以能、則人上功、審刑當罪、則人不易訟、

凡そ朝廷の位に立て、下に問はんとするは、根本の綱紀あるべし、爵位は有德の人に授くれば、大臣たるものも、皆義に興起するなり、祿俸は有功の人に予れば、士たるもの、節に死することを輕くす、上の士を帥るに、人の戴き仰ぐ所の、忠信廉直の屬を以てすれば、上下一和す、事を授くるに、才能の人を以てすれば、人々功の成るを貴ぶ、刑を審にし、罪に當るときは、人々訟を輕易にせざるなり、

無亂社稷宗廟、則人有所宗、毋遺老忘親、則大臣不怨、擧知人急、則衆不亂、行此道也、國有常

在らず、覇王たるは小事を成すに在らず、夫れ擧措誤りて、國家危く、刑罰過るときは、權威仆る、謀こと易々たるは、禍ひ反て身に及ぶ、計略得て彊威伸び、功を得て、名譽從ひ來る、權威重くして、命令行はる、之れ固より理數なり、

摶國　國民を聚合すること、摶は摶に作るべし、

○彊信　彊國の威光の伸ることにて、信は伸と同じ、

○曲は小なり、○擧措は處置なり、

夫爭ㇾ彊之國、必先爭ㇾ謀、爭ㇾ刑、爭ㇾ權、令二人主一喜一怒一者、謀也、令二國一輕一重一者、刑也、令二兵一進一退一者、權也、故精二於謀一、則人主之願可ㇾ得而令可ㇾ行也、

夫れ強を爭ふ國は、必ず先づ謀略を爭ひ、形勢を爭ひ、權力を爭ふ、人君をして謀を得れば、喜び、謀失へば怒らしむ、形勢を得れば、國威重く、之を失すれば國威は輕からしむ、權重ければ、兵を進め、權輕ければ兵を退くるなり、故に謀を精くすれば、人主の願ふ所を得て、令も行はる、

精二於刑一、則大國之地可ㇾ奪、彊國之兵可ㇾ圉也、精二於權一、則天下之兵可ㇾ齊、諸侯之君可ㇾ朝也、

形勢に精熟すれば、好を結び、又兵を出すも、宜を得て、強大の國といへども、其地を奪ふべく、其兵も禦ぐべきなり、權を收むる道に、精熟すれば、天下の兵を整齊して、敢て亂を爲さゞらしむ、諸侯の君も、來朝せしむべきなり、

精二於刑一　刑は形の誤にて、古文往々此弊あり、前文の刑も形とすべきなり、

夫神聖視二天下之形一、知二世之所一ㇾ謀、知二兵之所一ㇾ攻、知二地之所一ㇾ歸、知二令之所一ㇾ加矣、夫兵攻ㇾ所ㇾ憎、而利ㇾ之、此鄰國之所ㇾ不ㇾ親也、權動ㇾ所

夫先王之伐也、擧之必義、用之必暴、相形而知可、量力而知攻、攻得而知時、故先王之伐也、必先戰而後攻、先攻而後取地、故善攻者、料衆以攻衆、料備以攻備、以衆攻衆、衆存不攻、以食攻食、食存不攻、以備攻備、備存不攻、釋實而攻虛、釋堅而攻脆、釋難而攻易、

夫れ先王の征伐するや、之を擧るには必ず義に由る、征伐を用ゆるは必ず暴國においてす、形勢を觀察して、其攻む可きを知る、彼の兵力を量りて、攻む可きを知る、德の攻むべきを攻めて時を知る、故に、先王の征伐は、兵力均しければ、先づ戰ひ、我の力の餘あるときは之を攻む、先づ攻めて、後に地を取る、故に善く攻むる者は、敵の衆を料り、彼我の衆よりも、少なれば之を攻む、敵の食を料り、彼は我食より少なれば、持重して戰はず、所謂兵糧攻を爲す、衆を以て衆を攻むるも、彼に衆存すれば攻めず、食を以て食を攻るも、彼に食存すれば攻めず、備を以て備を攻るも、彼に備へ存すれば攻めず、敵の實を釋て丶、虛なる所を攻め、彼の堅固なる所を釋て丶、脆弱なる所を攻む、難きは釋て丶、易きを攻るなり、

料備以攻備　敵の備を料り、備全からざれば、其備へざる所を攻るなり、

夫摶國不在敦古、理世不在善攻、覇王不在成曲、夫擧失而國危、刑過而權倒、謀易而禍反、計得而疆信、功得而名從、權重而令行、固其數也、

夫れ國民を聚合するは、古道を厚くするに在らず、權重を得るに在り、一世を治むるは、善く敵を攻むるに

强國の强を得るは、小國を收むるを以てなり、其之を失ふは、强を恃むを以てなり、小國の存在するを得るは、節を折り、大國に事ふるを以てなり、其之を失ふは、彊國に離るゝを以てなり、夫れ國の大小によりて謀あり、强弱によりて形あり、近き國を服して、遠き國の事を彊むるは、王國の形なり、

百馬伐之　伐は代の誤り、百馬代り馳せて、驥と疾きを爭ふ、○最一伐　伐は代の誤りにて、一世に最たるをいふ、○制節　制は折に作るべし、折節とは屈服することなり、○離彊　强國に離れて孤立するなり、

合小以攻大、敵國之形也、以負海攻負海、中國之形也、折節事彊、以避罪、小國之形也、自古以至今、未嘗有先能作難、違時易形、以立功名者、無有常先作難違時易形無不敗者也、

小國を合せて、以て大國を攻む、敵國の形なり、敵國とは國力匹敵するをいふ、負海を以て、負海を攻むるは、中國の形なり、節を折り强に事へ、以て罪を避くるは、小國の形なり、古より今に至るも、未だ嘗て先づ能く難を作し、時に違ひ、形を易へ、以て功名を立る者は有らざるなり、常に先づ難を作し時に違ひ形を易ふること有る無れ、敗れざるものなし、

以負海　蠻夷を以て、蠻夷を攻るをいふ、蠻夷は海を負ひて固めとす、故に、負海といふ、○違時易形　時宜に背き、形勢に戻るをいふなり、

夫欲臣伐君、正四海者、不可以兵獨攻而取也、必先定謀慮、便地形、利權稱、親與國、視時而動、王者之術也、

夫れ臣の君を伐ちて、四海を正さんと欲するものは、兵を以て、獨り攻て取る可らず、必ず先づ謀慮を定め、地形を便にし、威權を利して、與國に親しみ、時を視て動く、是れ王者の術なり、

文武具滿德也、

夫れ王者の心、方正といへども、未だ最たらず、位を賢に讓らず、賢人あるもこれを錄せず、但衆人を擇ぶ、是れ中心に王たるを圖るも、眞王の德なくして大寶の位を貪るものなり、是を以て、王者の形は、大なること下に述ぶるが如し、夫れ先王の天下を爭ふや、方正の心を以てし、天下を立るや、整ひ齊ふを以てし、天下を治るや、平易を以てす、政を立て令を出すは、人道に合ふを以てす、爵祿を施すは、地道の私なきを以てし、大事を擧るには、天道を用ひ、善に福して、淫に禍す、是故に、先王の征伐するや、逆なるものを伐つて、順なるものを伐たず、險なる政を爲すものを伐て、平易なる政を爲すものを伐たず、强暴なるものを伐つ、微弱なるものを伐たず、四封の內は、正直を以て、之を使ふときは民服す、諸侯の會に、權して以て、之を致す、近くして服せざるものは、地を削り、之を患へしめて服せしむ、遠くして聽かざるものは、刑を以て、之を危くす、服聽せざるに專一なるとき、之を伐つは、武なり、服すれば之を舍し釋くは文なり、文武の道、其身に具滿するは德なり、

方心　方正なる心、○以權致之　權は輕重の在る所を謀る、之を招き致すに、內外の宜を知るをいふ、○一而伐之　頑固に專一にして、命を用ひざるときは、之を伐つ、○過は强なり、不及は弱なり、

夫輕重彊弱之形、諸侯合則彊、孤則弱、驥之材、而百馬伐之、驥必罷矣、强最一伐、而天下共之、國必弱矣、强國得之也、以收小、其失之也以恃彊、小國得之也、以制節、其失之也以離彊、夫國小大有謀、彊弱有形、服近而彊遠、王國之形也、

夫れ輕重と、强弱との形は、諸侯合へば彊く、孤となれば弱し、驥(千里馬)の材にして、百馬之に代りて、馳するときは、驥といへども必ず罷る、强は一代に最たるも、天下共に之を攻むれば、其國必ず弱くなる、

衆くして、王勢を言ふものは、愚人の智なり、彊國少くして、覇道を施すものは、事を敗る謀なり、智謀の時と違ふを以てなり、

夫神聖視天下之形、知動靜之時、視先後之稱、知禍福之門、彊國衆、先擧者危、後擧者利、彊國少、先擧者王、後擧者亡、戰國衆、後擧可以覇、戰國少、先擧可以王、

夫れ神聖なる人は、天下の形勢を視て、動くべく靜かなるべき時を知る、先後の宜を視て、禍となり、福となる門を知る、彊國の衆きに、先づ事を擧ぐるは危し、衆彊國の倶に之を圖るゆゑなり、後に事を擧げて、力を養ひ、敵國の弊を待つは利あり、彊國の少きに、先づ事を擧るものは、王となる、後に事を擧るものは亡ぶ、人に制せらるゝゆゑなり、戰國の衆きときは、後擧のもの、覇となるべく、戰國の少きは、先づ擧るもの、王たるべし、

夫王者之心、方而不最、列不讓賢、賢不齒、第擇衆、是貪大物也、是以王之形大也、夫先王之爭天下也、以方心、其立之也、以整齊、其理之也以平易、立政出令、用人道、施爵祿用地道、擧大事用天道、是故、先王之伐也、伐逆不伐順、伐險不伐易、伐過不伐不及、四封之內、以正使之、諸侯之會、以權致之、近而不服者、以地患之、遠而不聽者、以刑危之、一而伐之、武也、服而舍之、文也、

生而亂也、故理亂在上也、

夫れ命令は、高く尊からざれば、行はれず、又專らに一にならざれば、人民聽かざるなり、堯舜の代の民は生れながらにして治るに非ず、桀紂の時の民も、生れながらにして亂るにあらず、皆君上に從ひて、治り又亂るのみ、理亂は上たる人の行に在り、

夫霸王之所始也、以人爲本、本理則國固、本亂則國危、故上明則下敬、政平則人安、士教和則兵勝敵、使能則百事理、親仁則上不危、任賢則諸侯服、霸王之形、德義勝之、智謀勝之、兵戰勝之、地形勝之、動作勝之、故王之、夫善用國者、因大國之重、以其勢小之、因彊國之權、以其勢弱之、因重國之形、以其勢輕之、彊國衆合彊、以攻弱、以圖霸、彊國少、合小以攻大、以圖王、彊國衆而言王勢者、愚人之智也、彊國少而施霸道者、敗事之謀也、

夫れ霸王の始むる所は、人を以て本とす、本の民、治まれば、國固し、本亂れば、國危し、故に上明なれば、下敬す、政平なれば、人民安し、士敎和げば、兵は敵に勝つ、才能を使へば、百事理まる、仁を親しめば、上危からず、賢に任ずれば、諸侯服す、霸王の形は、德義之に勝つ、智謀之に勝つ、兵戰之に勝つ、地形之に勝つ、動作之に勝つ、故に、之に王たり、夫れ善く國を用ゆるものは、大國の重に因りて、其勢を以て、之を小にす、彊國の權に因り、其勢を以て之を弱くす、重國の形に因りて、其勢を以て之を輕くす、彊國衆くば、彊を合せて弱を攻め、以て霸を圖る、彊國少くば、小を合せて、大を攻め、之を滅す、以て王を圖るべし、彊國

民は耕作を勉るが如くして、耕すに非ず、此君と、將と、人と、の三守を、既に失するときは、國も其國に非るなり、地は大なれども、爲めざる、命じて土滿といふ、人衆くして理めざる、命じて人滿と曰ふ、兵威ありて止めざるは、武滿と曰ふ、三滿して止めざるは國其國に非るなり、地は大にして、耕作せざるは、其地に非るなり、卿貴くして、臣たらざる、其卿にあらざるなり、人衆くして親しまざれば、其人に非ざるなり、皆我の用を爲さざればなり、

夫無土而欲富者憂、無德而欲王者危、施薄而求厚者孤、夫上夾而下苴、國小而都大者弑、主尊臣卑、上威下敬、令行人服、理之至也、

夫れ土地を有せずして、富を欲するは、商賈なり、天下道あれば、奇利を博することなし故に憂ふ、德なくして、王たるは天下之を惡む故に危し、施すこと薄くして求むる厚きものは孤立なり、人之を親しまざればなり、夫れ上たるもの、小にして、下たるもの大なると、國城の小にして、都邑の大なるとは、其君上たるもの弑せらる、主君は尊くして、臣下は卑しく、上に威ありて、下之を敬す、令は行はれて、人民の服するは、理の至なり、

上夾而下苴　上の人は、狹小にして、下のもの之を苴包するなり、苴は藁を以て、物を包むをいふ、

使天下兩天子、天下不可理也、一國而兩君、一國不可理也、一家而兩父、一家不可理也、

此れ上の主尊臣卑の意を申ね言ふなり、天下をして、兩天子あらしめば、天下は理むべからず、一國にして兩君あらしめば、一國は治む可らず、一家にして兩父あらしめば一家は、治む可らざるなり、

夫令、不高不行、不摶不聽、堯舜之人、非生而理也、桀紂之人、非

○○○○諸侯皆令　令は合の誤りなり、一に覇者の命令に従ふとの説あり、

夫國大而政小者、國從其政、國小而政大者、國益大、大而不爲者、復小、彊而不理者、復弱、衆而不理者、復寡、貴而無禮者、復賤、重而陵節者、復輕、富而驕肆者、復貧、

夫れ國大にして、政事規模小なるものは、政に從ひて國も亦小となる、國は小にして、政の大なるものは、國も亦益す大となる、國大にして政事を爲めざるものは復た小國となる、彊國にして理めず、怠るものは、復た弱國となる、人衆くして、理めざるものは、復た人寡くなる、貴くして、禮なきものは、復た賤しくなる、重くして節制を凌ぐものは、復た輕くなる、富んで驕り肆まゝなるものは、復た貧しくなるなり、

故觀國者、觀君、觀軍者觀將、觀備者觀野、其君如明而非明也、其將如賢而非賢也、其人如耕者而非耕也、三守既失、國非其國也、地大而不爲、命曰土滿、人衆而不理、命曰人滿、兵威而不止、命曰武滿、三滿而不止、國非其國也、地大而不耕、非其地也、卿貴而不臣、非其卿也、人衆而不親、非其人也、

故に國を觀んとするは、君の賢否を觀る、軍の堅脆を觀んとするものは、大將の良否を觀る、兵備の完否を觀んとするものは、野原の闢くか否かを觀る、野闢けて國富む、國富めば備全し、其君は聰明なる如くして、明ならず、其將は賢なる如くして、賢に非ず、其人

○埊　古の地の字なり、○拂　戻と同じ、

夫明王爲天下、正理也、按彊、助弱、圉暴、止貪、存亡、定危、繼絶世、此天下之所載也、諸侯之所與也、百姓之所利也、是故天下王之、知蓋天下、繼最一世、材振四海、王之佐也、千乘之國得其守、諸侯可得而臣、天下可得而有也、

夫れ明王の天下を爲るは、理を正すなり、彊きを按し、弱を助け、暴を圉ぎ、貪を止め、亡を存し、危きを定む、絶えたる世を繼ぐ、此れ天下の人の尊戴する所なり、諸侯の與する所なり、百姓の利する所なり、是の故に、天下之を王とす、知識は天下を掩ひ蓋ふ、計は一世に最一等とす、材は四海を振ふ、王の佐なり、千乘の國は、其守りを得て、諸侯も臣とするを得べし、天下も得て有すべきなり、

所載　載は讀で戴とす、尊ぶことなり、○繼最一世　繼は計と音通にて用ゐたり、計略は、一世に最たるをいふなり、○千乘　兵車、千を有する國、即ち大國をいふ、

萬乘之國、失其守、國非其國也、天下皆理、己獨亂、國非其國也、諸侯皆令、己獨孤、國非其國也、鄰國皆險、己獨易、國非其國也、此三者亡國之徵也、

萬乘の强大なる國にして、其守を失ふときは、國其國に非るなり、蓋し天下皆理るに、我の國のみ、獨り亂るゝは、國其國に非るなり、諸侯皆合ひ親しむに、我の獨り孤となるは、國其國に非るなり、隣國は皆險阻あるに、我の國は獨り平易なるは、國其國に非るなり、此の三の者は、亡國の徵候にして、守を失ふ所以なり、

人將動必知、愚人至危易辭、聖人能輔時不能違時、智者善謀、不如當時、精時者日少而功多、

聖人は能く吉凶の先兆を知る、故に、微に隱れたるものを畏る、愚人は火に近くして熱を知り、氷を履で寒を知る故に明に現れたるものを畏る、聖人の憎惡するは、之を口に發せず、已むなくして刑す、故に內といふ、愚人は之を口に發し、人の聞かざるを恐る、故に外といふ、聖人は事機の動かんとするを必ず知る、愚人は事の危きに至りて、往日の辭を易へて、過を文るのみ、聖人は時を見て、之に乘じ功を成す、時に違ひて、功を立ること能はざるなり、智者は善く謀るも時に當り、其勢に乘ずるに如かざるなり、時勢を精しく知るものは、日數を費さずして成功多きなり、

夫謀無主、則困、事無備則廢、是以聖王務具其備、而愼守其時、以備待時、以時興事、時至而擧兵、絕堅而攻國、破大而制地、大本而小標、埊近而攻遠、以大牽小、以强使弱、以衆致寡、德利百姓、威振天下、令行諸侯、而不拂、近無不服、遠無不聽、

夫れ謀りて守るなければ困す、事を爲すに備へなければ、廢して成らず、是を以て、聖王は務めて其備を具足し、愼で其時を守る、備を爲して時を待つ、時至れば事を興す、時至れば、兵を擧ぐ、堅固なる險阻を絕り、越えて、敵國を攻め、大國を破りて、其地を裂きとり、本の我國を大にして、標(末)の與國を小にし、近き地を取りて、遠き地を攻む、大を以て小を牽き、强を以て弱を使ふ、衆を以て寡を致す、德を以て百姓を利し、威は天下に振ひ、令は諸侯に行はれて、違ひ戾るものなし、近きは服せざるなく、遠きも聽かざるなし、

具其備　其備を缺點なく、十分に具足するを云ふ、

亡、若此者、大聖之言也、

夫れ先王の天下を取るや、術々として、心に憂ふる大徳なるかな、是れ民の其所を得ざるものを憂へて、物をして利を得しむるを謂ふなり、夫れ國家常に患ひなくして、名譽と利益と、並に至らしむるは、神聖なり、國は危亡に在りて、能く壽久ならしむるは、明聖なり、是故に、先王の師とする所は神聖なり、其賞する所は明聖なり、夫れ一言にして國家を壽久ならしめ、之を聽かざれば國亡ぶ、此の如きものは、大聖人の言なり、

術々乎　術は讀で恤となす、恤々とは憂ふる貌なり、
○能壽　壽は存することをいふなり、久と訓ず、

夫明王之所輕者、馬與玉、其所重者、政與軍、若失主不然、輕與人政、而重予人馬、輕予人軍、而重與人玉、重宮門之營、而輕四竟之守、所以削也、夫權者、神聖之所資也、獨明者、天下之利器也、獨斷者微密之營壘也、此三者聖人之所則也、

夫れ明王の輕んずる所のものは、馬と玉となり、其重んずる所のものは、政と軍となり、道を失ふ君の如きは然らず、人に政を與ふることを輕んじて、人に馬を予ふることを重んず、人に軍を與ふることを輕んじて、人に玉を與ふることを重んず、宮門の營を重んじて、四境の守を輕んず、夫れ權は神聖の資本とする所、神聖といへども、權なくば爲すことあるを得ず、獨明は世に知らざるを己れ獨り知ることにて、是は天下の利器なり、獨斷は機密の營壘にして、人に知らしめざるなり、此の權と、獨明と、獨斷との三の者は、聖人の則とする所なり、

所則　天則として守る所なり、

聖人畏微、而愚人畏明、聖人之憎惡也內、愚人之憎惡也外、聖

而王之、均分以釣天下之衆、而臣之、故貴爲天子、富有天下、而伐不謂貪者、其大計存也、以天下之財、利天下之人、以明威之振、合天下之權、以遂德之行、結諸侯之親、以姦佞之罪、刑天下之心、因天下之威、以廣明王之伐、攻逆亂之國、賞有功之勞、封賢聖之德、明一人之行、而百姓定矣、

是の故に、聖王は禮を卑くして、天下の賢に下り、之に王となる、均一に平分して、天下の衆を釣り取り、之を臣とす、故に貴きこと、天子と爲り、富は天下を有つて、代これを貪ると謂はず、其大計存すればなり、是れ大數に明なる、天下の財を以て天下の人を利す、明顯なる威力を、振ひ耀して、天下の權を合せて、之を總攬するなり、遂德の行を以て、諸侯の親を結び、姦佞の罪を以て、天下の心を刑す、天下の威に因りて、明王の征伐を廣め、逆亂の國を攻めて、有功の勞あるものを賞し、賢聖の德あるものを封ず、天子一人の行ふ所を、明に民に示せば、百姓之に則りて安定す、

○伐は代の誤りなり、世といふ意なり、○遂德　成德といふごとし、○因天下之威　天下の諸侯に命じ、其威に因る、

夫先王取天下也、術術乎大德哉、物利之謂也、夫使國常無患、而名利並至者、神聖也、國在危亡、而能壽者明聖也、是故、先王之所師者、神聖也、其所賞者明聖也、夫一言而壽國、不聽而國

擧不當也、擧而不當、此鄰敵之所以得意也、

夫れ我が國の存立するは、隣國の弱小なるに因る、我國の亡ぶるも、隣國の强大なるに因る、故に隣國有りといふなり、又隣國に何か事あるときは、彼れに得る所あり、又亡ふ所あり、彼れに亡ふ所あれば、我國に得る所あり、彼に得る所あれば、我に亡ふ所あるなり、天下に事あるは、聖王の利する所となる、諸侯の國危ふきときは、聖人先づ之を知る、夫れ先王の王たる所以は、隣國の事を擧げて、理に當らざるを見て、我之に乘ず、之を資本とす、事を擧げて當らざるは、此れ隣敵の意を得る所なり、

夫、欲用天下之權者、必先布德諸侯、是故、先王有所取、有所與、有所詘、有所信、然後、能用天下之權、夫兵幸於權、權幸於地、故、諸侯之得地利者、權從之、失地利者權去之、夫、爭天下者、必先爭人、明大數者、得人、審小計者、失人、得天下之衆者、王、得其半者、霸、

夫れ天下の權を用ひんと欲する者は、必ず先づ德を諸侯に布く、是の故に先王取る所あり、與ふる所あり、詘る所あり、信る所あり、然る後に能く天下の權を用ゆ、夫れ兵は權の重きに因り幸ひあり、權は地の廣大なるに由り幸ひあり、故に、諸侯の地の利を得て、廣大にして財貨多ければ、權も之に從ふ、地の利を失ふものは、權之を去る、夫れ、天下を得んと、爭ふものは、必ず先づ人を爭ひて、歸服せしむる、大數を明にするものは、人心を得、小計を審にするものは、人心を失ふ、天下衆人の心を得るものは、王となり、其半を得るものは覇となる、

○詘は屈なり、信は伸なり、

是故、聖王卑禮以下天下之賢、

暴王殘之、僇其罪、卑其列、維其民、然後、王之、

覇王の形は、天に象どり、地に則とり、敎化を美にし、風俗を移して、時代の易る如くにして、天下を創め制し、新造するなり、諸侯の功罪に因りて、之を差等して列す、四海を賓服せしめて、之を來り屬せしむ、時に乘じて天下を匡す、大國は之を小にし、曲邪なる國は、之を正しくし、彊き國は、之を弱くす、重き權ある國は、之を輕くす、亂れたる國は、之を併せ、暴虐なる王は、之を殘害して其罪を誅戮し、子孫の賢者を立て、祭祀を守らしめ、其位列を卑くして、人民を維持せしむ、然る後に我は之に王となる、

夫豐國之謂霸、兼正之國、之謂王、夫王者有所獨明、德共者不取也、道同者不王也、夫爭天下者、以威易危、暴王之常也、君人者、有道、霸王者有時、國修而鄰國無道、霸王之資也、

夫れ國を豐富にす、之を覇といふ、兼て諸侯の國を正す、之を王といふ、夫れ王者は己れ獨り明にする所あり、人の知るに及ばざるなり、德行の人と同くして勝れざるものは、他國を取ることなし、又道の人に勝らざるものは、王者たらざるなり、夫れ天下を爭ふものは威力を以て、危殆に易ふるも、威盡れば國危し、是れ暴王の常なり、人に君たるに道あり、覇王たるは、時勢に乘ずることあるなり、己の國修りて、隣國に道なきは、覇王の資本となるなり、

夫國之存也、鄰國有焉、國之亡也、鄰國有焉、鄰國有事、鄰國得焉、鄰國有事、鄰國亡焉、天下有事、則聖王利也、國危則聖人知矣、夫先王所以王者、資鄰國之

兩川、使水復東流、而楚不敢塞也、遂南伐及踰方城、濟汝水、望汶山、南致楚越之君、而西伐秦、北伐狄、東存晉公於南、北伐孤竹、還存燕公、兵車之會六、乘車之會三、九合諸侯、反位已霸、修鍾磬而復樂、管子曰、此臣之所謂樂也、

桓公は楚王に對して曰く、此より北は河に至るまで、鄭自ら之に城く、楚は敢て之を隳つことなかれ、東は宋田の兩川を夾むものを開發し、水をして東に流れしむ、楚は敢て塞がざるべしと、遂に南伐して、方城の山を踰え、汝水を濟り、汶山を望み、南して楚と越との君を召し致し、西は秦を伐ち、北は狄を伐ち、東は晉公を南地に存立せしめ、北は孤竹を伐ち、還りて燕公を存す、兵車の會六たび、平和の會三たび、諸侯を九合し、位に反り已に霸たり、鍾磬を修めて、復た樂を爲す、管子曰く、此れ臣の所謂樂なるものなり、

此一篇、首尾の照應甚だ明なり、鴻鵠の南北往來を視て、天下を此の如くせんと欲せしに、遂に南は楚越の君を致し、西は秦を伐ち、北は孤竹を伐ち、晉公を存し、燕公を存す、鴻鵠の南北するが如し、始に樂を爲して、管仲哀しみ、終に樂を爲して、管仲樂しむ、文理井然たり、

霸言第二十三　內言六

此言を以て霸道を成すに足る、故に霸言といふ、

霸王之形、象天則地、化人易代、創制天下、等列諸侯、賓屬四海、時匡天下、大國小之、曲國正之、彊國弱之、重國輕之、亂國幷之、

れ宋鄭を失ふなり、之を禁ずれば、是又楚に信ならざるなり、知を內に失ひて、兵は外に困む、善擧に非るなりと、桓公曰く、善し、然らば之を若何せんや、

管子對曰、請興兵而南存宋鄭、而令曰、無攻楚、言與楚王遇、至於遇上、而以鄭城與宋水、爲請楚、若許則是我以文令也、楚若不許、則遂以武令焉、桓公曰、善、於是、遂興兵而南存宋鄭、與楚王遇於召陵之上、而令於遇上、曰、毋貯粟、毋曲隄、無擅廢嫡子、無置妾以爲妻、因以鄭城與宋水、爲請於楚、楚人不許、遂退七十里而舍、使軍人城鄭南之地、立百代城焉、

管子對て曰く、請ふ兵を興して南し、宋と鄭とを存立せしめ、令を下して曰はん、楚を攻むることなしと、斯く宣言して楚王と遇はん、其遇所に至りて、鄭城を壞らず、宋の水攻を止むることを、楚王に請はん、楚若し許さば、是れ我は文を以て令するなり、楚若し許さゞれば、遂に武を以て令せんと、桓公曰く、善し、是に於て遂に兵を興して南し、宋鄭を存し、楚王と召陵の上に會す、乃ち令して曰く、粟を貯ふること毋れ、隄を曲げて他國の水害を爲す毋れ、擅に嫡子を廢する毋れ、妾を置きて妻とすることなかれ、因て鄭城のことゝ宋水のことゝを楚に請ひしかど、楚人は許さず、遂に七十里を退て舍す、軍人を發し、鄭南の地に城きて、百代も壞れざる城を立てしむ、

○百代城　百代といへども、毀つなきをいふ、一說には、代は伢の誤にて、百伢城といふ、亦可なり、

曰、自此而北、至於河者、鄭自城之、而楚不敢隳也、東發宋田夾

不善、將拂於道、仲父何不遂交楚哉、

是に於て楚國の賢士は、皆其重寶と幣帛とを抱きて、齊に事ふ、桓公の左右は、重寶と幣帛とを受けざるものなし、是に於て桓公は管仲を召して曰く、寡人之を聞く、人を善くするものは、人も亦之を善くす、今楚王の寡人を善くする一に甚だし、寡人善くせざれば、道に拂らんとす、仲父何ぞ遂に楚に交らざるや、

一甚　專一にする甚しといふなり、○拂　戻るなり、

管子對曰、不可、楚人攻宋鄭、燒焫熯焚鄭地、使城壞者、不得復築也、屋之燒者、不得復葺也、令人有喪雌雄、居室如鳥鼠處穴、要宋田、夾塞兩川、使水不得東流、東山之西、水深滅垝、四百里而後可田也、楚欲吞宋鄭、思人衆兵彊而能害己者、必齊也、是欲以文克齊、而以武取宋鄭也、楚取宋鄭、而不知禁、是失宋鄭也、禁之則是又不信於楚也、知失於內、兵困於外、非善擧也、桓公曰、善、然則若何、

管子對へて曰く、不可なり、夫れ楚人は宋鄭を攻て鄭の地を燒きて、城の破壞したるものは、復た築くを得ず、屋の燒けたるものは復た葺くを得ず、人民をして夫婦を喪ふあらしむ、居室は荒れて鳥も鼠も穴に處らしむ、宋の田を要して、兩川(睢汴)を夾み塞がしむ、水は東に流るゝを得ず、洪水となり、東山の西は、水深くして垣を滅す、四百里を距りて後に、田を耕すべし、楚は宋と鄭とを吞まんと欲するに、人の多く兵の強くして、己を害するものを思へば、必ず齊ならん、是れ文を以て齊に克ち、武を以て宋鄭を取らんと欲するなり、楚の宋鄭を取るに禁ずるを知らざる、是

川、使水不得東流、東山之西、水深滅垝、四百里而後可田也、

桓公曰く諸と、是に於て虎豹の皮と文錦とを以て、諸侯に使ひす、諸侯は縵帛と鹿皮とを以て報ず、令は始て天下に行はる、此れ其後に、楚人は宋鄭を攻め、鄭の地を燒き、城の壞れたるものは、復た築くを得ず、屋の燒けたるものは、復た葺くを得ず、其人民は雌雄(夫婦)を喪ふ、居室は鳥や鼠と穴を同くす、宋田の左右の川を夾み塞ぎ、水をして東流せざらしめ、東山の西は、水深くして、垝垣を滅する洪水とならしむ、四百里を距りて後に、田を耕すべし、其水害甚だ廣し、
燒焫熯焚　此四字は燒くことを重言す、

楚欲吞宋鄭、而畏齊、曰思人衆兵彊能害己者、必齊也、於是乎、楚王號令於國中、曰寡人之所明於人君者、莫如桓公、所賢於人臣者、莫若管仲、明其君而賢其臣、寡人願事之、誰能爲我交齊者、寡人不愛封侯之君焉、

斯くして楚は宋と鄭とを呑まんと欲す、而も齊を畏る、曰く、人衆多く、兵士強くして、楚を害するに足る者は、必ず齊なりと、是に於て、楚王は國中に號令して曰く、寡人の國は人君にて明なる者は、桓公に如くなし、人臣にて賢なるものは、管仲に如くなし、若しも其君を聰明にして、其臣を賢能にするものあらば、寡人願くは之に事へん、誰か能く我が爲に齊に交るものぞ、寡人は之を封じ、諸侯の君とすることを吝まざるなり、

於是楚國之賢士、皆抱其重寶幣帛、以事齊、桓公之左右、無不受重寶幣帛者、於是桓公召管仲曰、寡人聞之、善人者、人亦善之、今楚王之善寡人一甚、寡人

於疆、今君何不定三君之處哉、

桓公曰く、寡人は已に鍾磬の懸けたるを伐り落し、歌舞の樂をしりぞけたり、國に始め行ふ所は、何を爲んか、管子對て曰く、宋の杞を伐つ、狄の邢衞を伐つに、君は之を救はざるなり、臣之を慶賀す、臣聞く諸侯の疆に爭ふものは、與に疆に分ち取ること勿れ、今君は何ぞ三君（杞邢衞）の處を定めざるや、

於是、桓公曰、諾、因命以車百乘卒千人、以緣陵封杞、車百乘、卒千人、以夷儀封邢、車五百乘、卒五千人、以楚丘封衞、桓公曰、寡人已定三君之居處矣、今又將何行、管子對曰、臣聞諸侯貪於利、勿與分於利、君何不發虎豹之皮文錦、以使諸侯、令諸侯以縵帛鹿皮報、

是に於て桓公曰く、諾と、因て命じて車百乘卒千人を以て、緣陵に杞を封ず、車百乘卒千人を以て、夷儀に邢を封ず、車五百乘卒五千人を以て、楚丘に衞を封ず、桓公曰く、寡人は既に三君の居處を定む、今又何にを行はんとす、管子對て曰く、臣聞く諸侯は利に貪る、與に利を分ち取ること勿れ、君何ぞ虎豹の皮及び文錦を諸侯に與へ、諸侯をして縵帛鹿皮を贈り來らしめざるや、

桓公曰、諾、於是、以虎豹皮文錦、使諸侯、諸侯以縵帛鹿皮報、則令固始行於天下矣、此其後楚人攻宋鄭、燒焫熯焚鄭地、使城壞者不得復築也、屋之葺者不得復葺也、令其人有喪雌雄、居室如鳥鼠處穴、要宋田、夾塞兩

從至大鍾之西、桓公南面而立、管仲北鄕對之、大鍾鳴、

桓公曰く、寡人は千歳の食あり、百歳の壽なし、今又疾病す、姑く樂まんか、且つ彼れ寡人の國を伐つにあらず、隣國を伐つなり、子等は救ふことをいふ無れと、宋は已に、杞を取り、狄は已に邢と衞とを拔きたり、桓公起て筍簴（樂器を陳する具）の間に行き、管子之に從ひ大鍾の西に至る、桓公は南面して立てり、管仲は北面して、之に對し立つ、既にして大鍾鳴り、音樂始まる、

桓公、視管仲曰、樂夫、仲父、管子對曰、此臣之所謂哀、非樂也、臣聞之、古者之言樂於鍾磬之間者、不如此、言脫於口、而令行乎天下、游於鍾磬之間、而無四面兵革之憂、此臣之所謂哀、非樂也、桓公曰、善、於是、伐鍾磬之縣、併歌舞之樂、宮中虛無人、

桓公は管仲を視て曰く、樂しきかな、仲父よと、管子對て曰く、此れ臣の所謂哀なり、樂しみに非るなり、臣之を聞く、古人の樂を鍾磬の間に言ふものは、此の如くならず、言は口より脫すれば、令は天下に行はる、鍾磬の間に游んで、四面兵革の憂なし、今は之に反す、臣の所謂哀なり、樂しみに非るなり、桓公曰く善しと、是に於て鍾磬の懸りたるものを伐り落し、歌舞の樂を併去し、宮中は虛にして人無し、

○併は讀んで屛となす、屛は一は倂に作るあり、屛け去ることをいふなり、

桓公曰、寡人已伐鍾磬之縣、併歌舞之樂矣、請問所始於國、將爲何行、管子對曰、宋伐杞、狄伐邢衞、而君之不救也、臣請以慶、臣聞之、諸侯爭於疆者、勿與分

り、筆に墨して、管仲の言を書し、明日大廟の門外なる參拜所に詣り、定めて百吏に令す曰く、稅は百石にして一鍾を取り、孤幼のものは刑を加へず、澤梁には時に從ひ、禁を開き縱にせしむ、關門は譏察して征稅せず、市中は商賈の姓名と其販賣する物とを書して、稅を賦せず、近き者は之に示すに忠信を以てし、遠きものは之に示すに禮義を以てすと、之を行ふこと數年にして、民の歸服し來るものは、流水の如し、

○一鍾　鍾は六斛四斗なり、○關譏　關を設け、往來の人を譏察するなり、

此其後、宋伐杞、狄伐邢衞、桓公不救、裸體紐胸、稱疾、召管仲曰、寡人有千歲之食、而無百歲之壽、今有疾病、姑樂乎、管子曰、諾、於是令之縣鍾磬之榱、陳歌舞竽瑟之樂、日殺數十牛者、數旬、群臣進諫曰、宋伐杞、狄伐邢衞、君不可不救、

此れ其後に、宋は杞を伐つ、狄は邢と衞とを伐つ、桓公救はず、裸體にして、胸に紐を束ね、痛みある容をして、疾と稱し、管仲を召して曰く、寡人に千歲の食あり、而して百歲の壽なく、今や疾病あり、姑らく樂しまんか、管子曰く諾、是に於て鍾磬の榱を懸けて、歌舞や竽瑟の樂を陳ぜしめて、日夜に數十の牛を殺し、飲食すること數旬なりしかば、群臣進み諫めて曰く、宋は杞を伐ち、狄は邢と衞とを伐つ、君は救はざる可らず、

○鍾磬之榱　鍾磬を卷きて、絲を絡ふものを榱といふ、
○竽瑟　竽は簫をいふ、瑟は大琴二十五絃なり、

桓公曰、寡人有千歲之食、而無百歲之壽、今又疾病、姑樂乎、且彼非伐寡人之國也、伐鄰國也、子無事焉、宋已取杞、狄已拔邢衞矣、桓公起行筍簴之間、管子

言して、寡人に敎へざれば、寡人耳あるも、安んぞ道を聞て、計度することを得んや、管子對て曰く、君若し覇王たらんと欲し、大事を擧んとせば、必ず其本根なる事に從へ、

桓公變躬遷席拱手、而問曰、敢問何謂其本、管子對曰、齊國百姓公之本也、人甚憂飢、而稅斂重、人甚懼死、而刑政險、人甚傷勞、而上擧事不時、公輕其稅斂、則人不憂飢、緩其刑政、則人不懼死、擧事以時、則人不傷勞、

桓公は躬を變じ動かし、席を遷して、手を拱て問ひて曰く、敢て問ふ、何を其本と謂ふや、管子對て曰く、齊國の百姓は、公の本なり、人は甚だ飢を憂ふ、而して稅斂重し、人は甚だ死を懼る、而して刑政峻險なり、人は甚だ勞を傷む、而して上の事を擧る時ならず、公は其稅斂を輕くすれば、人は飢を憂へず、其刑政を緩くせば、人は死を懼れず、事を擧ぐるに時を以てすれば、人は勞を傷まざるなり、

桓公曰、寡人聞仲父之言、此三者聞命矣、不敢擅也、將薦之先君、於是、命百官有司、削方墨筆、明日、皆朝於大廟之門朝、定令於百吏、使稅者百一鍾、孤幼不刑、澤梁時縱、關譏而不征、市書而不賦、近者示之以忠信、遠者示之以禮義、行此數年、而民歸之、如流水、

桓公曰く、寡人は仲父の言を聞きたり、稅を輕くし、刑を緩くし、事を擧ぐるに時を以てす、此の三者は、命を聞く、敢て擅にせざるなり、之を先君に薦めて、之を定めんとす、是に於て百官有司に命じ、方板を削

有二鴻、飛而過之、桓公歎曰、仲父今彼鴻鵠、有時而南、有時而北、有時而往、有時而來、四方無遠、所欲至而至焉、非唯有羽翼之故、是以能通其意於天下乎、管仲、隰朋、不對、

桓公は上席に在り、管仲と隰朋と見ゆ、立つこと間ありて、二羽の鴻飛び過ぐ、桓公見て嘆じて曰く、仲父よ、今彼の鴻鵠は時ありて南に飛び、時ありて北に飛ぶ、時ありて往き、時ありて來る、四方遠きなく、至らんと欲する所は至る、唯だ羽翼ある故に、其意を天下に通ずるに非ずや、管仲隰朋は默して對へず、

○鴻鵠　鴻は雁の大なもの、俗に、之を「ヒシクヒ」といふ、鵠は白毛にて鷺に似たるもの、俗に之を「クヾヒ」といふ、

桓公曰、二子何故、不對、管子對曰、君有霸王之心、而夷吾非霸王之臣也、是以不敢對、桓公曰、胡爲然、盍不當言、寡人其有鄉乎、寡人之有仲父也、猶飛鴻之有羽翼也、若濟大水有舟楫也、仲父不一言教寡人、寡人之有耳、將安聞道而得度哉、管子對曰、君若將欲霸王舉大事乎、則必從其本事矣、

桓公曰く、二子は何の故に對へざるか、管子對て曰く、君は霸王の心ありて、夷吾は霸王の臣に非るなり、是を以て敢て對へず、桓公曰く、胡爲れぞ然るや、盍ぞ言ふ可らざらん、寡人が向ふ所ありて、霸を說くに足らざるか、寡人の仲父あるや、猶ほ飛鴻の羽翼あるがごとし、大水を濟りて、舟楫あるが如し、仲父一

掌るなり、草萊を墾らき、邑里に入れ、土を辟き、米粟を聚め、人衆を多くし、地の利を盡す、臣は甯戚に如かざるなり、請ふ擧げて大司田とせん、平原廣牧の郊外に於て車を走らすに轍を交へず、一直線に行き、士は踵を旋らさず、之に鼓すれば、三軍の士は、死を視ること家に歸るが如し、臣は王子城父に如かざるなり、請ふ擧げて大司馬とせん、

決獄折中、不殺不辜、不誣無罪、臣不如賓胥無、請立爲大司理、犯君顏色、進諫必忠、不辟死亡、不撓富貴、臣不如東郭牙、請立以爲大諫之官、此五子者、夷吾一不如、然而以易夷吾、夷吾不爲也、君若欲治國彊兵、則五子者存矣、若欲霸王、夷吾在此、桓公曰、善、

管仲又曰く、訟獄を決斷して、其輕重の中を取り、辜なきものを殺さず、無罪を誣ひず、臣は賓胥無に如かず、請ふ擧げて大司理と爲ん、君の顏色を犯し、諫を進むる、必ず忠にして、死亡を避けず、富貴に屈撓せず、臣は東郭牙に如かず、請ふ擧げて大諫の官とせん、此の五子は、賢才なり、夷吾は一も如かざるなり、然れども、夷吾は別に期する所あり、五子に代るも、五子に倣はず、君若し齊國を治め、兵を強くするのみを欲せば、五子に委任して足る、若し天下の霸王たらんと欲せば、夷吾此に在りと、桓公曰く善し、

王言第二十一　內言四

此篇は闕亡す、

霸形第二十二　內言五

霸者の形容を陳述す、

桓公在位、管仲、隰朋、見、立有間、

聞而知禮、好學而辭遜、請使游於魯、以結交焉、公子開方、爲人巧轉而兌利、請使游於衞、以結交焉、曹孫宿、其爲人、小廉而苛忕、足恭而辭結、正荊之則也、請使往游、以結交焉、遂立行三使者而後退、

桓公曰く、奈何せん、管仲對て曰く、公子擧の人となりは、博聞にして禮を知る、學を好みて辭遜す、請ふ魯に游びて交を結ばしめん、公子開方の人となりは、巧に轉じて才鋒は鋭利なり、請ふ衞に游びて交を結ばしめん、曹孫宿の人となりは、小廉にして苛細に習ひたり、足恭にして辭は十分に行屆く、正しく荊(楚)の式なり、請ふ楚に游びて交を結ばしめん、遂に立ちどころに此三使を行かしめて、後に退く、

兌利　鋭利と同じ、○苛忕　苛は細なり、忕は習ふなり、小細なる習慣あるをいふ、○辭結　巧辭にして敏給なるをいふ、

相三月、請論百官、公曰、諾、管仲曰、升降揖讓進退閑習、辨辭之剛柔、臣不如隰朋、請立爲大行、墾草入邑、辟土聚粟、多衆盡地之利、臣不如甯戚、請立爲大司田、平原廣牧、車不結轍、士不旋踵、鼓之、而三軍之士、視死如歸、臣不如王子城父、請立爲大司馬、

管仲は相となり、三月を經て、百官の人材を論ぜんと請ふ、桓公諾す、管仲曰く、升降し揖讓し、進退の動作は閑習して、辭の剛柔を辨ずること、臣は隰朋に如かず、請ふ擧げて大行の官とせん、大行は賓客の應接を

田獵を好む、天の未だ明けざる晦き夜の中より、禽の居る側に至り、田に禽を見ざるなし、之を獲てかへる、諸侯の使者も命を致すなく、百官有司も事を復す所なしと、管仲對て曰く、惡しきことは惡し、然れども其事たる、急務なるにあらず、今務めて急にすべきものあり、

公曰、寡人不幸而好酒、日夜相繼、諸侯使者無所致、百官有司、無所復、對曰、惡則惡矣、然非其急者也、

桓公曰く、寡人は不幸にして酒を好む、日夜相繼ぐ、諸侯の使者來るも、命を致す所なく、百官有司も事を復す所なしと、管仲對て曰く、惡しきことは惡し、然れども其急切なることにあらず、

公曰、寡人有汚行、不幸而好色、而姑姊有不嫁者、對曰、惡則惡矣、然非其急者也、公作色曰、此三者、且可、則惡有不可者矣、對曰、人君唯優與不敏、爲不可、優則亡衆、不敏不及事、公曰、善、吾子就舍、異日請與吾子圖之、對曰、時可、將與夷吾、何待異日乎、

桓公曰く、寡人汚は行あり、不幸にして女色を好む、而して姑の家の女子も留めて嫁せざるものあり、管仲對て曰く、惡きことは惡し、然れども其急切なることにあらずと、桓公は怒色を作して曰く、此の三の者も、且つ可なりとせば、惡んか不可なるものあらんと、管仲對て曰く、人君は唯だ優柔不斷なると、不敏なるとを不可とす、優柔なれば、衆心を亡失す、不敏にして遲鈍なるときは、事に及ばざるなり、桓公曰く、善し、吾子休息して舍に就けよ、他日に吾子と俱に之を圖らんと、管仲對て曰く、此時可なり、即ち余と共に圖るべし、何ぞ他日を待んや、

公曰、奈何、對曰、公子擧、爲人博

於政、因罰備器械、加兵無道諸侯、以事周室、桓公大說、於是齋戒十日、將相管仲、管仲曰、斧鉞之人也、幸以獲生、以屬其腰領、臣之祿也、若知國政、非臣之任也、

初め桓公は、管仲を郊外に出で迎へて、問ふに國事を以てすれば、管仲辭退し讓る、强て問ひしに、管仲對へて曰く、國を參分にし、鄙を五分にし、五鄉を立てて、敎化を崇重にし、五屬を建てゝ武を厲まし、兵を政事に寄せ、刑罰に因て、兵器を備へ、(大臣及中臣に詳なり)、兵を無道の諸侯に加へて、周室に事へんと、桓公大に說び、齋戒する十日にして、管仲を宰相にせんとす、管仲曰く、臣は斧鉞にて刑せらるべき人なり、幸に生を獲ば、其腰と領とを屬したるは、臣の祿なり、國政を知るごときは、臣の任にあらざるなり、

公曰、子大夫受政、寡人勝任、子大夫不受政、寡人恐崩、管仲許諾、再拜而受相、三日、公曰、寡人有大邪三、其猶尙可以爲國乎、對曰、臣未得聞、公曰、寡人不幸、而好田、晦夜而至禽側、田莫不見禽、而後反、諸侯使者無所致、百官有司無所復、對曰、惡則惡矣、然非其急者也、

桓公曰く、子大夫が政を受けば、寡人は任に勝えん、子大夫が政を受けざれば、寡人は崩れ墜ちて、位を保つ能はずと、管仲乃ち許諾し、再拜して相の位を受く、三日にして、桓公曰く、寡人は大なる邪心三つあり、其れ猶ほ尙ほ以て國を爲む可きかと、管仲對て曰く、臣は未だ聞くを得ず、桓公曰く、寡人不幸にして

諸侯は驩ぶこと、父母の如くなり、夫れ然るゆゑに、大國の君は尊からず、小國の諸侯は卑しからず、是の故に大國の君は驕らず、小國の諸侯は懾れず、是に於て廣地を分裂して、狹地に增す、有財を損じて無財に與ふ、其君子たるものを周へて、成功を失はしめず、其小人を整へて、成命を失はしめず、但し此の君子と小人とは、位を以て言ふなり、○懾　怖るなり、○列廣地　列は讀で裂とす、分割することとなり、

夫如是、居處則順、出則有成功、不稱動兵甲之事、以遂文武之跡於天下、桓公能假其群臣之謀、以益其智也、其相曰夷吾、大夫曰甯戚、隰朋、賓胥無、鮑叔牙、用此五子者、何功、度義光德繼法紹終以遺後嗣、貽孝昭穆、大霸天下、名聲廣裕不可掩也、則唯有明君在上察相在下也、

夫れ是の如く、內に居れば順にして、出ては成功あり、兵甲の事を稱げずして、文王武王の治迹を、天下に遂げたり、桓公は能く群臣の謀を假りて、其宰相を夷吾と曰ひ、其大夫を甯戚と隰朋と賓胥無と鮑叔牙と曰ふ、此五子を用ひて、如何なる功用あるか、義を度りて事を處分し、德を光明にし、法度を繼ぎ、終を紹ぎ、以て後嗣に遺し、昭穆に孝を貽して、祖先の祭祀を怠らず、大に天下に霸となる、名聲は廣く裕にして、掩ふ可らず、是は唯だ明君の上に在り、察相の下に在るあればなり、

紹終　終は絕る意にて、絕たる制度を繼ぐことをいふ、○貽孝昭穆　祖先の廟を昭穆といふ、貽孝は後世より孝することをいひ、祭祀することをいふ、

初、桓公郊迎管子、而問焉、管仲辭讓、然後對以參國伍鄙、立五鄉以崇化、建五屬以厲武、寄兵

衞戎狄之地　衞の字通ぜざるなり、齊語には御に作る、是れを可とす、○示勸　齊語に權に作る、是亦從ふべし、

教大成、是故、天下之於桓公、遠國之民、望如父母、近國之民、從如流水、故、行地滋遠、得人彌衆、是何也、懷其文、而畏其武、故殺無道、定周室、天下莫之能圉、武事立也、定三革、偃五兵、朝服以濟河、而無怵惕焉、文事勝也、

桓公の教は、既に大に成る、是の故に天下の桓公に於ける、遠國の民は之を望みて、父母の如く、近國の民は之に從ふ、流水の如くなり、故に地を行くに、人禦ぐなく、滋遠きに至る、人を得ること彌よ衆し、是は何に由るか、其文に懷きて、其武を畏るゝなり、故に無道を殺し、周室を定めて、天下に之を能く圉ぐものなし、是れ武事の立つなり、甲冑盾の三革を定め、刀劍矛戟矢の五兵を偃せて、入朝の禮服し、河を濟りて恐るゝことなし、是れ文事の勝つなり、

三革　車、馬、人に皆革甲ありといふも、甲冑盾の説可なり、定むとは用ゐざるなり、○怵惕　は恐るゝなり、

是故、大國之君慚愧、小國諸侯附比、是故、大國之君事如臣僕、小國諸侯驩如父母、夫然、故、大國之君、不尊、小國諸侯、不卑、是故大國之君不驕、小國諸侯不懾、於是、列廣地、以益狹地、損有財、以與無財、周其君子、不失成功、周其小人、不失成命、

是の故に、大國の君も慙愧し、小國の諸侯は附比す、是の故に大國の君は、齊に事ふる臣僕の如く、小國の

其利、信其仁、而畏其武、桓公知天下小國諸侯之多與己也、於是又大施忠焉、可爲憂者、爲之憂、可爲謀者、爲之謀、可爲動者、爲之動、伐譚、萊、而不有也、諸侯稱仁焉、

是の故に、天下の小國諸侯は、既に桓公に服す、之に敢て倍くなくして之に歸服す、其愛するを喜んで、其利するを貪る、其仁するを信じて、其威あるを畏るゝなり、桓公は天下小國の諸侯の、多く己れに與みするを知る、是に於て又大に忠實を施す、爲に憂ふ可きものは、之が爲に憂へ、爲に謀るべきものは、之が爲に謀る、爲に動く可きものは、之が爲に動く、譚と萊とを伐て、其地を有せず、諸侯は桓公の仁あるを稱賛す、

爲之動　兵を動かすことをいふ、○譚萊　齊語には譚遂に作る、北杏の會に遂人至らず、故に之を討す、萊は萊夷なり、齊之を伐ち滅すことあり、

通齊國之魚鹽于東萊、使關市幾而不征、廛而不稅、以爲諸侯之利、諸侯稱寬焉、築蔡鄢陵培夏靈父丘、以衞戎狄之地、所以禁暴於諸侯也、築五鹿、中牟、鄴、蓋與、牡丘、以衞諸夏之地、所以示勸於中國也、

齊國に產する魚や鹽を、東萊の地に通運し、關門市區は、官を置き、不正なる人を譏察して、征稅を取らず、市肆は廛を與へて、稅を取らず、以て諸侯の便利を爲す、諸侯は寬大なることを稱賛す、蔡と鄢陵と培夏と靈父丘とに築きて、戎狄の地を禦ぐ、諸侯に暴害を禁ずる所以なり、五鹿中牟と鄴と蓋與と牡丘とに、城を築きて、諸の中夏の地を衞るは、權を中國に示す所以なり、

も選び具へたり、邢の嗣君は、玉を執り見え、關內侯たらんと請ふ、桓公之を使役せず、狄人又衞の國を攻めたり、衞人出て曹といふ地に寄旅す、桓公は楚丘に城きて之を封ず、其畜ふ所の馬牛も散亡せしかば、桓公之に繫馬三百匹を予へたり、天下の諸侯は、皆桓公の仁なることを稱賛せり、

於是、天下之諸侯、知桓公之爲己勤也、是以諸侯之歸之也、譬若市人、桓公知諸侯之歸己也、故使輕其幣而重其禮、故使天下諸侯、以疲馬犬羊爲幣、齊以良馬報、諸侯以縷帛布鹿皮四分、以爲幣、齊以文錦虎豹皮報、諸侯之使、垂橐而入、攟載而歸、故釣之以愛、致之以利、結之以信、示之以武、

是に於て天下の諸侯は、桓公の己の爲に勤勞するを知る、是を以て諸侯の之に歸するや、譬へば市に赴く人の如く、先を爭ひ進み來る、桓公は諸侯の己に歸するを知り、故さらに其諸侯の齊に來る幣を輕少にせしめ、齊よりは禮を重んじて報ゆ、故に天下の諸侯には、疲馬や犬羊を以て幣となさしめて、齊よりは良馬を以て報禮とす、諸侯は縷帛布鹿皮の四分したるを以て幣となす、齊よりは文錦虎豹皮を以て報禮とす、諸侯の使は橐（囊）を垂れて入り來るに、攟（捆と同じ滿なり）載して歸る、故に之を釣るには愛を以てし、之を致すに利を以てし、之を結ぶに信を以てし、之に示すに武を以てす、

○○○鹿皮四分　全皮ならずして四分するものをいふ、又一本には四个に作るあり、○垂橐　財布を垂れて來る、何物をも持たぬをいふ、橐は弓囊なり、

是故、天下小國諸侯、既服桓公、莫之敢倍、而歸之、喜其愛、而貪

渠門、赤旂、

桓公は管仲の語を聞き、大に懼れ出て、客宰孔を見て曰く、天威の顏を違らざる咫(八寸)尺の間に在り、余は天子の命を承け、下拜するなくば、恐くは堂下に顚蹶して、天子の羞恥なることを爲んと、遂に堂を下りて拜し、登りて賜ふ所の賞服及び大輅の車龍章の旗其旗に附く九游と渠門の法と赤色の旂とを受く、○渠門 兩旗を建て、軍門と爲す、○大路 諸侯朝服の車なり、○小白 桓公の名なり、

天子致胙於桓公、而不受、天下諸侯稱順焉、桓公憂天下諸侯、魯有夫人慶父之亂、而二君弑死、國絕無後、桓公聞之、使高子存之、男女不淫、馬牛選具、執玉以見、請爲關內之侯、而桓公不使也、狄人攻邢、桓公築夷儀以封之、男女不淫、馬牛選具、執玉以見、請爲關內之侯、而桓公不使也、狄人攻衞、衞人出旅於曹、桓公城楚丘封之、其畜以散亡、故桓公予之繫馬三百匹、天下諸侯稱仁焉、

天子は、祖先を祭りし胙を、桓公に致さる、而るに之を受けず、蓋し胙を致さるべきは皇族の人のみ、故に辭す、天子の諸侯は、桓公の恭順なるを稱賛す、桓公は天下諸侯の事を憂へ恤む、魯に莊公の夫人と公子慶父と淫亂の行ひありて、公子子般を弑し、又閔公を殺す、國絕えて後繼なし、桓公之を聞き、高子(齊の卿)をして之を存立せしめ、男女行ひを正しくして、淫亂せず、馬牛も選び具へ、魯の嗣君は玉を執りて、齊王に見え、關內の侯たるを請ふ、桓公は之を使役せず、狄人は邢の國を攻め、邢亡びたり、桓公は夷儀といふ所に城を築きて、之を封じ、男女淫猥なく、馬牛

巴、牂牁、䍧不庾、雕題、黒齒、荊夷の國に至り、寡人の命に違ふものなきなり、而るに中國の人は、我を卑しみて、推尊するものなし、昔し夏殷周の三代の君が、天命を受けて、天子となる、其成す所の功は、此と異なる所あるか、

管仲對曰、夫鳳凰鸞鳥不降、而鷹隼鴟梟豐、庶神不格、守龜不兆、握粟而筮者屢中、時雨甘露不降、飄風暴雨數臻、五穀不蕃、六畜不育、而蓬蒿藜藋並興、夫鳳凰之文、前德義、後日昌、昔人之受命者、龍龜假、河出圖、雒出書、地出乘黃、今三祥未見有者、雖曰受命、無乃失諸乎、

管仲對へて曰、夫れ鳳凰や鸞鳥の如き瑞鳥は、降らずして鷹隼や鴟梟の如き惡鳥は、豐多なり、庶神は格らずして、守る龜も吉兆あらず、粟を握りて筮し占ふもの屢〻中る、好雨や甘露は降らず、飄風暴雨は數〻臻る、五穀は蕃殖せずして、六畜も生育せず、蓬蒿藜藋の如き雜草は、並に興る、夫れ鳳皇の文毛は德義を前にす、德は春を主とす、春の色は青し、義は秋を主とす、秋の色は白し、青毛と白毛と前に在るゆゑに、德義を前にすといふ、其後毛には紅色のものあり、故に日昌を後にすといふ、昔人の天命を受るときは、龍や龜の靈瑞の假るあり、河より圖を出し、雒水よりは書を出す、地より乘黃とて四匹の黃馬を出すことあり、今や鳳凰、圖書、乘黃の三祥、未だ有るものを見ず、天子の命を受くと曰ふも、命を失する恐れあり、

桓公懼、出見客曰、天威不違顏咫尺、小白承天子之命、而毋下拜、恐顚蹶於下、以爲天子羞、遂下拜、登受賞服、大路、龍旗、九游、

舅、毋下拜、

諸侯と與に、牲を飾り淸めて、盟約書を爲り、天地上下に誓ひ、之を神に告ぐ、然る後に天下を率ゐ、周室を定め、大に諸侯を陽穀の地に來朝せしむ、故に兵車を以て會合する六度にして、乘車の會合は三度なり、諸侯と九度の會合を爲して、天下を一統す、甲は索に束ねたるまゝにて解かず、兵器は其蔽ひたるまゝにして解かず、弢は弓衣にして、其中に弓なく、箙には矢なし、武事を止め、文道を行ひ、以て天子に謁す、葵丘の會に、天子は宰孔といふ大夫をして、胙を桓公に致さしめ、曰く余一人の命により、文王武王の廟に祭事を爲し、宰孔をして其祭に供する胙を致さしむ、且つ後命ありて曰く、爾の自ら卑くして勞するを以て、實に爾を伯舅と謂ふ、今此命あるも堂を下る勿れ、拜する勿れ、

藏書　盟の時に、誓約文を、牲の上に藏す、因て誓文を藏書といふ、○一匡　一様に匡して、約を守らしむること、○槖は索のことなり、○翳　兵器の蔽とする鞘、○寢　止と同じ意なり、

桓公、召管仲而謀、管仲對曰、爲君不君、爲臣不臣、亂之本也、桓公曰、余乘車之會三、兵車之會六、九合諸侯、一匡天下、北至於孤竹、山戎、獩貉、拘秦夏、西至流沙、西虞、南至吳、越、巴、牂牁、⿰目長不庾、雕題、黑齒、荊夷之國、莫違寡人之命、而中國卑我、昔三代之受命者、其異於此乎、

桓公は管仲を召し、天子の命を奈何せんと謀る、管仲對て曰く、君となりて君たらず、臣となり臣たらざるは、亂の本なり、桓公曰く、余は乘車の會三度にして、兵車の會六度なり、諸侯を九たび會合して、天下を一に匡す、北は孤竹の國、山戎の國、獩貉の國、拘秦夏といふ地に至り、西は流沙西虞の地に至り、南は吳、越、

制し、孤竹の君を斬り、九夷始て聽從す、海濱の諸侯は、來服せざるものなし、

○方池　齊語には方城に作る、楚の北方の阨塞なり、○絲　緊絲といふ、琴瑟の絲なり、○隆嶽　衡山なり、

西征攘白狄之地、遂至于西河、方舟設柎、乘桴濟河、至于石沈、縣車束馬、踰大行與卑耳之貉、拘秦夏、西服流沙、西虞、而秦戎始從、故兵一出、而大功十二、故、東夷、西戎、南蠻、北狄、中諸侯國、莫不賓服、

西方を征伐して、白狄の地を攘ひ、遂に西河に至りて、舟を方べ、柎を設け、桴に乘り、河を濟りて、石沈といふ地に至り、車を懸け馬を束縛して、大行山と、卑耳山の貉と拘秦夏との二嶮を越え、西して流沙西虞といふ地を服し、秦人西戎始て從ふ、故に桓公の兵は一たび出て、大功を立る十二あり、故に東夷も西戎も南蠻も北狄も、中州は諸侯の國も、賓ひ服せざるなし、

○秦戎　秦人及び西戎の雍州に在るものをいふ、

與諸侯飾牲爲載書、以誓要于上下薦神、然後率天下定周室、大朝諸侯於陽穀、故兵車之會六、乘車之會三、九合諸侯、一匡天下、甲不解壘、兵不解翳、弢無弓、服無矢、寢武事、行文道、以朝天下、葵丘之會、天子使大夫宰孔致胙於桓公、曰、余一人之命、有事於文武、使宰孔致胙、且有後命、曰、以爾自卑勞、實謂爾伯

桓公曰く、吾は西方を伐んと欲す、何れの國を案内者とせん、管子對て曰く、衞を以て案内者とせん、因て衞より取りたる吉臺原始漆里の地を反し、海には蔽障あり、渠彌に堤防あり、綱山に牢固なる險あらしめよ、桓公曰く、吾れ北方を伐んと欲す、何れを主とせん、管子對て曰く、燕を以て主とせん、因て其侵地の柴夫と吠狗とを反し、海には蔽障あり、渠彌には堤階ありて、水の溢るを防ぐ、綱山に牢固の險阻あり、四隣の國は大に親しみ、既に其侵地を反し、其封疆を正しくし、其有する所の地、南は岱陰に至り、西は濟河に至り、北は渤海に至り、東は紀隨の邑に至る、地方三百六十里あり、三歳にして治り定り、四歳にして敎成り、五歳にして兵出づ、敎習したる軍士三萬人、革車八百乘有り、是時に當り、諸侯は多く淫亂にして、天子に服せず、

柴里　柴を齊語には漆に作る、地の名なり○渠彌綱山　前條に解す、

於是乎、桓公東救徐州、分呉半、存魯蔡陵、割越地、南據宋鄭、征伐楚、濟汝水、踰方池、望汶山、使貢絲于周室、成周反胙於隆嶽、荊州諸侯、莫不來服、中救晉侯、禽狄王、敗胡貉、破屠何、而騎冠始服、北伐山戎、制冷支、斬孤竹、而九夷始聽、海濱諸侯莫不來服、

是に於てか、桓公東して、徐州を救ひ、呉の國一半を取り、之を徐に分つ、魯の蔡陵も敵に取られんとするを存し、越國を征し其地を割き取り、南の方は宋と鄭とに據りて、楚を征伐し、汝水を濟り、方池を踰え、汶山を望み、其産する所の絲を、周室に貢せしむ、成周は胙（乾肉）を以て、楚の隆嶽を祭る、荊州の諸侯は、來り服せざるなし、中原には、晉侯を救ひ、狄人の王を禽にし、胡貉の國を取り、屠何の地を破りて、北狄の騎兵始て降服す、又北して山戎を伐ち、冷支の國を

鄰國は我に親しむ、

聘頫　聘とは人寡く來るをいひ、頫とは人衆く來るをいふ、皆伺候することなり、

桓公曰、甲兵大足矣、吾欲南伐、何主、管子對曰、以魯爲主、反其侵地常潛、使海於有幣、渠彌於有陼、綱山於有牢、

桓公曰く、甲兵大に足る、吾は南方を征伐せんと欲す、何れの國を案内者として、從軍せしめんと、管子對て曰く、魯を以て案内者とせん、因て魯より取りたる常潛の地を反し、海には蔽障あらしめ、渠の瀰漫たるには、堤陼あらしめ、國の紀綱ある太山には、牢固なる險阻あらしめて、其國人を安心せしむ、

海於有幣　是れ倒字文法にて、有幣於海と作るべきを、倒に置けるなり、次の二句も同體なり、幣は蔽と讀み、海濱に蔽障あるをいふなり、○渠彌　河渠の瀰漫なり、○綱山　一方に綱紀となる山をいふ、此は侵地を魯に反し、其國を堅固にして、他國の侵害を防ぐに喩ふるなり、

桓公曰、吾欲西伐、何主、管子對曰、以衞爲主、反其侵地、吉、臺、原、姑、與柒里、使海於有幣、渠彌於有陼、綱山於有牢、桓公曰、吾欲北伐、何主、管子對曰、以燕爲主、反其侵地柴夫吠狗、使海於有幣、渠彌於有陼、綱山於有牢、四隣大親、既反其侵地、正其封疆、地南至於岱陰、西至於濟、北至於海、東至於紀隨、地方三百六十里、三歳治定、四歳教成、五歳兵出、有教士三萬人革車八百乘、諸侯多沈亂、不服於天子、

之、使出周游於四方、以號召收求天下之賢士、飾玩好、使出周游於四方、鬻之諸侯、以觀其上下之所貴好、擇其沈亂者、而先政之、

桓公曰く、甲兵大に足る、吾は諸侯に從事せんとす、可なるか、管子對て曰く、未だ可ならず、內を治るもの、未だ具らず、外を爲るものも、未だ備はらずと、是に於て、公は鮑叔牙をして大諫と爲らしめ、王子城父を大將とし、弦子旗を獄官とならしめ、甯戚を田官と爲らしめ、農事を司る、隰朋を行人とならしめ、賓客の禮を掌らしむ、曹孫叔を楚に、商容を宋に、季勞を魯に、徐開封を衛に、匽尙を燕に、審友を晋に、各其任に處らしむ、又游士八千人に奉給するに、車馬衣裳を以てし、其資糧を多くし、財幣も之に十分ならしめ、四方に周游せしめて、天下の賢士を號び召し收め求めしめ、玩好のものを飾り賫らして、之を諸侯に鬻ぎ以て其上下の貴好する所を觀て、其國の沈み亂るゝものを察せしむ、斯くして之を征伐す、

先政之　古は正政征の三字通用す、此の政は讀んで征と爲す、齊語には征に作る、○游士　游說する學士をいふ、○沈亂　酒色に耽り亂るゝなり、

公曰、外內定矣、可乎、管子對曰、未可、鄰國未吾親也、公曰、親之奈何、管子對曰、審吾疆場、反其侵地、正其封界、毋受其貨財、而美爲皮幣、以極聘頫於諸侯、以安四鄰、則鄰國親我矣、

桓公曰く、外內已に定まれり、是より諸侯を征するも、可なるか、管子對て曰く、未だ可ならず、鄰國は未だ吾を親しまざるなり、公曰く、之を親しむ奈何ん、管子對て曰く、吾が疆場を審にし、其諸侯よりの侵地を反し、其封界を正しくし、其貨財を受るなく、美しく皮幣を爲り、屢諸侯に聘問し、四隣を安定すれば

犀脇二戟、輕罪入蘭盾鞈革二戟、小罪入以金鈞、分宥薄罪、入以半鈞、無坐抑而訟獄者、正三禁之、而不直、則入一束矢、以罰之、美金以鑄戈劍矛戟、試諸狗馬、惡金以鑄斤斧鉏夷鋸欘、試諸木土、

桓公曰く、卒伍の事既に定まる、諸事既に成る、吾は諸侯の事に從はんとす、其れ可なるか、管子對て曰く、未だ可ならず、軍令の若きは、吾既にこれを內政に寄せたり、夫れ齊國は、甲兵寡し、吾は重罪も輕くして、之を甲兵に移さんとす、公曰く、之を爲す奈何ん、管子對て曰く、制度を一定し、重罪のものは、鎧と、犀革にて造りたる脇盾と、二個の戟とを入れ納めしむ、輕罪は蘭錡と稱する足附の盾と、鞈革にて造りたる胸當と、二個の戟とを、納れしめ、小罪は納るに金三十斤を以てし、薄罪は主犯と從犯とを分ち宥して、納るに金鈞の半(十五斤)を以てす、他人に屈抑せられずして漫に訴訟を起すものは、三たび之を禁ず、其直ならざるものは、罰するに一束の矢を納れしむ、其收納の美金は、鑄て戈劍矛戟と爲し、これを狗馬に試みて、利鈍を知る、惡金は斤、斧、鉏、夷、鋸、欘と爲し、これを木或は土に試みて、銳利を知る、

桓公曰、甲兵大足矣、吾欲從事於諸侯、可乎、管子對曰、未可、治內者未具也、爲外者未備也、故使鮑叔牙爲大諫、王子城父爲將、弦子旗爲理、寗戚爲田、隰朋爲行、曹孫叔處楚、商容處宋、季勞處魯、除開封處衛、匽尚處燕、審友處晉、又游士八千人、奉之以車馬衣裳、多其資糧、財幣足

悌なること、鄉里に聞ゆるものあるか、有らば告げよ、有て告げざる、之を賢を蔽ふといふ、其罪五刑に入ると、有司は事を已めて、退て命を竣つ、

公又問焉、曰、於子之屬、有拳勇股肱之力、秀出於衆者、有則以告、有而不以告、謂之蔽才、其罪五、有司已事而竣、公又問焉、曰、於子之屬、有不慈孝於父母、不長弟於鄉里、驕躁淫暴不用上令者、有則以告、有而不以告者、謂之下比、其罪五、有司已事而竣、於是乎、五屬大夫退而修屬、屬退而修連、連退而修鄉、鄉退而修卒、卒退而修邑、邑退而修家、是故、匹夫有善、可得而擧、匹夫有不善、可得而誅、政成國安、以守則固、以戰則彊、封內治、百姓親、可以出征四方立一霸王矣、

此は、前の高子國子の鄉を修ると、文辭大異なし、蓋し公の屬する鄉の官吏を修むるなり、末句に一霸王を立つべしといふ、少差あるのみ、

桓公曰、卒伍定矣、事已成矣、吾欲從事於諸侯、其可乎、管子對曰、未可、若軍令則吾既寄諸內政矣、夫齊國寡甲兵、吾欲輕重罪、而移之於甲兵、公曰、爲之奈何、管子對曰、制重罪入以兵甲

搗とせらる、舂穀　米を舂つくをいふ、○罷　疲るなり、行狀の惡しきものなり、

是故、民皆勉爲善士、與其爲善於鄕、不如爲善於里、與其爲善於里、不如爲善家、是故、士莫敢言一朝之便、皆有終歲之計、莫敢以終歲爲議、皆有終身之功、

是の故に、民は善行を爲すを勉む、其善を鄕に爲すよりは、善を里に爲すに如かず、其善を里に爲すよりも、善を家に爲すに如かず、蓋し實着に善を爲すをいふなり、是の故に士たるものも、一日の便利を言ふなくして、皆終歲の計あり、敢て終歲を以て議するなくして、終身の功を爲すことあり、

正月之朝、五屬大夫、復事於公、擇其寡功者、而譙之、曰、列地分民者若一、何故獨寡功、何以不及人、敎訓不善、政事其不治、一再則宥、三則不赦、公又問焉、曰、於子之屬、有居處爲義、好學、聰明質仁、慈孝於父母、長弟聞於鄕里者、有則以告、有而不以告、謂之蔽賢、其罪五、有司已事而竣、

正月の元朝に、五屬の大夫は、政事を桓公に復す、其功績の寡きものを責めて曰く、地を裂き分ち與へ、人民を分ち與へて治めしむるは、他の大夫も同一なり、何の故に汝は獨り功績の寡く、人に及ばざるか、汝の敎訓善からず、政事も治らざる、一度二度は之を宥すと雖ども、三度に至れば赦さずと、公又問ひて曰く、子の屬官に於て、居處に義を行ひ學を好み、聰明にして其性質仁心あり、父母に對しては慈孝に、長者に

を治め、恭敬にして勸ましむ、其平常の持論を稱するに、官の不善なる政を補ふに足るといふ、公は其鄕里を宣問してみれば、考據する所あり、又效驗する所あり、乃ち召して之と坐し、其性質を省み相して、其成功と成事とを參考し、立て官吏となす、而して時に國家の患難なる事を以て、題を設け問ひ、裁決せしむるに、羞ることなく、之を處理する法を辨ず、退て其鄕里に察問し、其所能を觀て、大過なければ、登庸して上卿の佐と爲す、之を名づけて、三選と曰ふ、

○功休德　其人の功ありて、且つ美德あるなり、休は美なり、○待時使　君長の時ありて使ふを待つ、○秉言　秉は持なり、持論なり、○省相　其性質を省み相る、○設問　其事實あらざるに、設けて作りて之を問ふなり、○不肉　齊語には不疚に作る、故に肉は疚の誤ならん、或は曰く、肉は忸の聲の誤なり、忸とは慙るとき顏色を赤くする貌なり、此説も可なり、○三選　始め鄕長之を進め、次に官長之を進め、終に公之を詳觀す、故に三選といふ、

高子、國子、退而修鄕、鄕退而修連、連退而修里、里退而修軌、軌退而修家、是故匹夫有善、故可得而擧也、匹夫有不善、故可得而誅也、政既成、鄕不越長、朝不越爵、罷士無伍、罷女無家、士三出妻、逐於境外、女三嫁、入於舂穀、

高子と國子と退て、其自ら率ゆる鄕良人の役人を修む、鄕良人は退て連長を修む、連長退て里長を修む、里長退て軌長を修む、軌長退て家々を修む、是故に匹夫に善ある、得て推擧すべし、匹夫に不善ある、得て誅す可し、政既に成りて、鄕は年齡を以て長者を越ゆることなく、朝廷は爵位を以て、貴を越ゆることなし、德義缺乏する罷士は、伍に入ることなく、不德義なる罷女は、嫁する家なし、士の三度も妻を出すときは、境外に放逐せらる、女の三度も嫁するものは、米

公又問焉、曰於子之鄉、有不慈孝於父母、不長弟於鄉里、驕躁淫暴、不用上令者、有則以告、有而不以告、謂之下比、其罪五、有司已於事而竣、於是乎、鄉長退而修德進賢、桓公親見之、遂使役之官、公令官長期而書伐以告、

桓公又問ひて曰く、子の鄉に於て、父母に慈孝ならず、鄉里に長弟ならざる、驕り躁ぎ淫暴にして、上の令を用ひざるもの有るか、有らば告げよ、有て告げざるものは、之を下比といふ、其罪五刑に入る、有司は事を已めて命を竣つ、是に於て、鄉長退きて德を修め賢を進む、桓公親ら之を見て、遂に之を官に使役す、公は官長に命じ、一年にして其功を書せしめ、之を告げしむ、

○下比　下の惡人と比周して、其惡を蔽ふなり、○期　一周年なり、○伐　功なり、

且令選官之賢者而復之、曰有人居我官、有功休德、維順端愨、以待時使、使民恭敬以勸、其稱秉言、則足以補官之不善政、公宣問其鄉里、而有考驗、乃召而與之坐、省相其質、以參其成功成事、可立而時設問國家之患、而不肉、退而察問其鄉里、以觀其所能、而無大過、登以爲上卿之佐、名之曰三選、

且つ又官の賢者を選びて、之を復白せしむ、曰く、人物ありて、我が總ぶる所の官に居るに、功と美德とあり、柔順端愨なるものにして、上の使ふを待つ、其民

足以相死、是故、以守則固、以戰則勝、君有此教士三萬人、以橫行於天下、誅無道、以定周室、天下大國之君、莫之能圉也、

是の故に、夜戰の時は、其聲を聞き、其誰なるを知る、晝戰には、其目相見れば、其誰たるを知る、共に驩び欣んで相死するに足る、是の故に此兵を以て、城を守れば堅固なり、戰へば勝利なり、君に此教習せる兵士三萬人あれば、天下に橫行して、無道を誅し、周室を定むるに足る、天下大國の君も、能く防禦することなきなり、

正月之朝、鄉長復事、公親問焉、曰於子之鄉、有居處爲義好學、聰明質仁慈孝於父母、長弟聞於鄉里者、有則以告、有而不以告、謂之蔽賢、其罪五、有司已於事而竣、

正月の元朝に、鄉長參朝して、公事を復す、公親ら問ひて曰く、子の鄉に於て、居常に義を行ひ、學事を好み、聰明にして質樸に、父母に慈孝なる、長者に悌なる、鄉里に評判善きものあるか、有らば告げよ、有りて告げざるは、之を賢を蔽ふといふ、其罪は五刑に入れて赦さゞるなりと、有司は復す事を已めて退き、後命を竢つ、

公又問焉、曰於子之鄉、有拳勇股肱之力、筋骨秀出於衆者、有則以告、有而不以告、謂之蔽才、其罪五、有司已於事而竣、

公又問ひて曰く、子の鄉里に於て、拳勇股肱の力ありて、筋肉の衆人に秀出するもの有るか、有らば告げよ、有りて告げざれば、之を才を蔽ふといふ、其罪は五刑に入るべしと、有司は事を已め、退て命を竢つ、

人といふ長あり、以て軍令と爲す、是れ內政に軍令を寓するなり、是故に五家を軌となす、五人を伍と爲す、軌長之を率ゐ、十軌を里となす、故に五十人を小戎と爲す、里有司之を率ゆ、四里を連と爲す、故に二百人を卒と爲す、連長之を率ゆ、十連を鄉と爲す、故に二千人を旅と爲す、鄉良人之を率ゆ、五鄉に一師あり、萬人一軍とし、五鄉の帥之を率ゆ、

三軍、故有中軍之鼓、有高子之鼓、有國子之鼓、春以田、曰蒐、振旅、秋以田、曰獮、治兵、是故、卒伍政定於里、軍旅政定於郊、內教既成、令不得遷徙、故卒伍之人、人與人相保、家與家相愛、少相居、長相游、祭祀相福、死喪相恤、禍福相憂、居處相樂、行作相和、哭泣相哀、

中軍（公の里卒）の鼓あり、高子の鼓あり、國子の鼓あり、以て三軍を治む、春は田獵して、其名を蒐といふ、是れ戰を畢りて、軍隊を整へるなり、秋は田獵し、其名を獮といふ、是れ戰に向ひて、兵を治るなり、是故に卒伍の政は、里に定め、軍隊の政は、郊に定む、內教既に成れば、令して其家を移遷するを得ざらしむ、故に卒伍の人は、人と人と相保ち、家と家と相愛し、年少の時より相居り、年長じては相與に游び、祭祀には相互に祭肉を贈り、死喪あるときは相恤み、禍災は相憂ひ、居處は相樂み、他に出行して事を作すときは、相和して之を爲し、哭泣するときは相哀しむ、

蒐　搜り取るなり、○獮　殺なり、○相福　祭肉を贈るをいふ、○禍福　齊語に禍災相憂ふに作る、祭祀より哭泣に至る、皆二字一義なり、唯禍福の二字、其義二となる、齊語の災を可とす、○振旅　軍隊を整るなり、

是故、夜戰其聲相聞、足以無亂、晝戰其目相見、足以相識、驩欣

政而寓軍令焉、爲高子之里、爲國子之里、爲公里、三分齊國、以爲三軍、擇其賢民、使爲里君、鄉有行伍、卒長則其制令、且以田獵、因以賞罰、則百姓通於軍事矣、

桓公曰く、之を爲す奈何ん、管子對て曰く、國内の政事を作し、其中に軍令を寄託す、高子の里を爲り、國子の里を爲り、(高子國子は齊の大臣)公里を爲り、齊の士民を三分して、三軍を爲る、(一里を一軍とす)、其賢能の民を擇び、里君とならしむ、鄉には行伍あり、卒長は其制度及び號令を整へ、且つ此法を以て、田獵し、戰法を習はし、因て賞罰を行ふ、斯くすれば、百姓も軍事に通達するに至る、

○○行伍　古は、五人を伍とし、二十五人を行とし、百人を卒とす、管子は、二百人を卒とす、其行伍も古に異なり、

桓公曰善、於是乎管子乃制五家、以爲軌、軌爲之長、十軌爲里、里有司、四里爲連、連爲之長、十連爲鄉、鄉有良人、以爲軍令、是故、五家爲軌、五人爲伍、軌長率之、十軌爲里、故五十人爲小戎、里有司率之、四里爲連、故二百人爲卒、連長率之、十連爲鄉、故二千人爲旅、鄉良人率之、五鄉一師、故萬人一軍、五鄉之帥率之、

桓公曰く、善し、是に於て、管子乃ち五家を制して軌と爲す、軌に長あり、十軌を里と爲す、里に司あり、四里を連と爲す、連に長あり、十連を鄉と爲す、鄉に良

桓公曰、民居定矣、事已成矣、吾欲從事於天下諸侯、其可乎、管子對曰、未可、民心未安、公曰、安之奈何、管子對曰、修舊法、擇其善者、擧而嚴用之、慈于民、予無財、寬政役、敬百姓、則國富而民安矣、

桓公曰く、民の居處は安定し、諸事已に成る、吾は天下諸侯の事に從はんとす、其れ可なるか、管子對て曰く、未だ可ならず民心未だ安定せず公曰く、之を安んずる如何ん、管子對て曰く、舊法を修め、其善なるものを擇び、擧て之を嚴用せよ、民に慈愛を施し、財なきに予へ、政役を寬くし、百姓を敬すれば、國富みて民安し、

公曰、民安矣、其可乎、管仲對曰、未可、君若欲正卒伍、修甲兵、則大國亦將正卒伍、修甲兵、君有征戰之事、則小國諸侯之臣有守圉之備矣、然則難以速得意於天下、公欲速得意於天下諸侯、則事有所隱、而政有所寓、

桓公曰く、民既に安定す、其れ可なるか、管子對て曰く、未だ可ならず、君若し卒伍を正しくし、甲兵を修めんと欲せば、他の大國も亦卒伍を正しくし、甲兵を修めんとす、其君が征伐戰爭の事を爲さば、小國諸侯の臣も、守り圉ぐ備へあり、然るときは、速かに意を天下に得ること難かるべし、公速かに意を天下の諸侯に得んと欲せば、事に隱す所あるを要す、政事上に於て本務以外の意味あるを要す、

事有所隱　事とは政の小事をいふ、事を爲すの中に發表せぬ秘密あり、○寓　は寄托なり、表面以外の意なり、

公曰、爲之奈何、管子對曰、作內

以事、相及以祿、則民相親矣、放舊罪、修舊宗、立無後、則民殖矣、省刑罰、薄賦斂、則民富矣、鄕建賢士、使敎於國、則民有禮矣、出令不改、則民正矣、此愛民之道也、

桓公又問ひて曰く、寡人は政を整へ、天下を經營して、天時を得んと欲す、其れ可なるか、管仲曰く可なり、公曰く、何事より始めて可なるか、管子對て曰く、民を愛するに始まる、公曰く、民を愛する如何ん、管子對て曰く公族を整へ、臣族を整へ、各族其類に依りて、相連り事を共にせしめ、相分つに祿を以てせしむ、斯くすれば、分離することなく相親しむ、舊罪あるものは放赦し、舊家を修めて、其後繼のなきものを立て、嗣がしむれば、民は繁殖す、刑罰を省減し、賦斂を薄く取るときは、人民富有となる、賢士を用ひて、國に敎へしむれば、民は禮義を行ふに至る、令を出して、能く定むれば、民信服して、令を守る正しくなる、此れ民を愛する道なり、

公曰、民富而以親、則可以使之乎、管子對曰、擧財長工、以止民用、陳力尙賢、以勸民知、加刑無苛、以濟百姓、行之無私、則足以容衆矣、出言必信、則令不窮矣、此使民之道也、

桓公曰く人民富みて親しめば、之を使ふ可きか、管子對て曰く、財あるものは之を擧げ、其事を善くするものあれば、之を立て、什長或は伍長と爲し、以て民の財用を節止す、勤力を陳說し、賢哲を尙び、以て民の知識を勸めしめ、刑罰を加ふるは、苛酷にせず、能く人民を救ふ、斯くして、之を行ふに私心なければ、衆人を容るゝに足り、言を出すに必ず信なれば、其令通達して、窮苦することなし、此れ民を使ふ道なり、

を監察して、其市場の價格を知悉し、負任し、擔荷し、牛に服け、馬に軺し、以て四方を周り、多少を料り、貴賤を計り、其有る所を以て、其無き所に易へ、賤きものを買ひ、貴きを鬻ぐ、是を以て羽毛も求めずして至り、竹箭も國に餘りあり、奇恠なるもの時に來り、珍異なるものも聚まる、旦昔此に從事して、其子弟を敎へ、相語るに利を以てし、相示すに時を以てす、相陳ずるに價を知るを以てす、少時よりこれに習はし、其心これを安んず、異物を見るも遷らざるなり、是を以て其父兄の敎は、嚴肅ならずして成り、其子弟の學ぶも、勞せずして能くす、夫れ是の故に、商人の子は、常に商人となる、

相地而衰其政、則民不移矣、正旅舊、則民不惰、山澤各以其時至、則民不苟、陵陸、丘井、田疇、均則民不感、無奪農時、則百姓富、犧牲不勞、則牛馬育、

地の肥瘠を相て、其税を等差すれば、民は其所に安んじて、他に移らず、旅は寄留の民、舊は土着の民、此を正しく調査し、嚴重に待遇すれば、民惰らず、山澤の出入は、其時を以て禁じ、或は發すれば、民は苟且從事せず、陸(高地)、陵(葬地)、丘(六個の井田)、井(九百畝)、田疇、均しく區別するときは、民憾むなし、農耕の時を奪ひて、人夫に使用することなければ、百姓は富有となる、犧牲を撈へとらざれば、牛馬は生育す、

衰其政　衰は等差するなり、政は征なり、税を等差することをいふなり、○勞　撈と同じ、水中に在るものを取るごとく、牛馬をサラへとるをいふなり、

桓公又問曰、寡人欲修政以干時於天下、其可乎、管仲曰、可、公曰、安始而可、管子對曰、始於愛民、公曰、愛民之道奈何、管子對曰、公修公族、家修家族、使相連

事、且昔從事於此、以敎其子弟、少而習焉、其心安焉、不見異物而遷焉、是故其父兄之敎、不肅而成、其子弟之學、不勞而能、夫是故、工之子常爲工、

今夫れ工は群り居り、良材を相て、其四時の季候に應じ、伐り用ふ、夏は陰木を伐り、冬は陽木を伐るの類なり、斯くして、其功苦を辨ず、功は堅美をいひ、苦は濫惡をいふ、其用の宜しきを權り整へ、論辯比擬して甲乙を分ち、器を裁斷して、完利を貴び、相共に工事を語り、相示すに功を以てし、相陳ずるに巧を以てす、相高ぶるに器を制する事を知るを以てす、朝夕に此に從事して、其子弟を敎ゆ、少時よりこれに習ひて、其心に安んず、異物を見るも、心を遷さず、是故に、其父兄の敎は、嚴ならずして成り、其子弟の學ぶ所も勞せずして達す、是の故に工の子は常に工となる、

今夫、商群萃而州處、觀凶飢、審國變、察其四時、而監其鄉之貨、以知其市之賈、負任擔荷、服牛輅馬、以周四方、料多少、計貴賤、以其所有、易其所無、買賤鬻貴、是以、羽毛不求而至、竹箭有餘於國、奇恠時來、珍異物聚、旦昔從事於此、以敎其子弟、相語以利、相示以時、相陳以知價、少而習焉、其心安焉、不見異物而遷焉、是故、商之子常爲商、

今夫れ商人は群り萃りて、州處(類を以て居ること)し、凶年飢饉を觀て、國家の變動を審にし、其四時の季候に應じて、物價の變化あるを察し、其鄉村の貨物

別苗莠、列疏遬、首戴苧蒲、身服襏襫、沾體塗足、暴其髪膚、盡其四支之力、以疾從事於田野、少而習焉、其心安焉、不見異物而遷焉、是故、其父兄之教、不肅而成、其子弟之學、不勞而能、

今夫れ農は群り萃りて、州處(類を以て居る)し、二十四節を權り、其器械の用ゆべきものを具備す、耒耜(二人用)穀芨(一人用)を比耦し、寒冬に至れば藁を擊ち(草鞋繩莚等を作る)田を除ひ時を待て耕す深く耕し均しく種ゑ疾く耰し雨の降るに先だつて芸耨し以て好雨の至るを待つ好雨既に至れば其槍、刈、耨、鎛を挾みて旦暮に田野に從事す衣を稅ぎ事に就き苗と莠とを別ち疎遬(疎はアラク遬はコマカ)に列ねて種を蒔き苗を栽ゆ首には苧蒲にて造りたる笠を戴き身には襏襫を服し體を沾し足を塗にし其髪や膚を暴らし其四支の力を盡して疾く田野に從事す少くして習ひ其心に安んず異物を見るも心遷らず是故に其父兄の教嚴肅ならずして成る其子弟の學ぶ所も勞せずして能くす、

是故、農之子常爲農、樸野而不慝、其秀才之能爲士者、則足賴也、故以耕則多粟、以仕則多賢、是以、聖王敬畏戚農、

是の故に農の子は常に農となる、樸野にして邪慝の心なし、其秀才の能く士たるものは賴むに足る、故に耕せば粟多く、以て仕れば賢多し、是を以て聖王は敬み畏れて農民を戚しむ、

今夫、工群萃而州處、相良材、審其四時、辨其功苦、權節其用、論比計制斷器、尚完利、相語以事、相示以功、相陳以巧、相高以知

處工必就官府、處商必就市井、今夫士群萃而州處、閒燕、則父與父言義、子與子言孝、其事君者言敬、長者言愛、幼者言悌、旦昔從事於此、以教其子弟、少而習焉、其心安焉、不見異物而遷焉、

桓公曰く、民の居を定めて、民の事を成す、如何ん、管子對て曰く、士農工商の四民は、堅固なる民なり、雜處す可らず、四民雜處すれば、其言語は哤る、其事も混亂す、是故に聖王は、士を處くに、必ず清淨安息なる地を以てす、農を處くには、必ず田野に於てす、工は官府に就かしむ、商は市井に居らしむ、今夫れ士は群り萃りて、清く穩なる地に類を以て居れば、父は父と義のことを言ひ、子は子と孝のことを言ひ、其君に事ふるものは、敬を言ひ、長者は愛のことを言ひ、幼者は悌のことを言ひ、旦昔(朝夕)此に從事して、其子弟を教ゆ、少くしてこれに習ひ、其心に安んず、異物異事を見るも、心を遷さざるなり、

是故、其父兄之教、不肅而成、其子弟之學、不勞而能、夫是故、士之子常爲士、

是の故に、其父兄の教は、嚴肅にせざるも成功す、其子弟の學事も苦勞せずして能くす、夫れ是の故に、士の子は常に士と爲る、

今夫、農群萃而州處、審其四時、權節具備其械器用、比耒耜穀芨、及寒擊槀、除田以待時、乃耕、深耕均種、疾耰、先雨芸耨、以待時雨、時雨既至、挾其槍刈耨鎛、以旦暮從事于田壄、稅衣就功、

工立三族、澤立三虞、山立三衡、制五家爲軌、軌有長、十軌爲里、里有司、四里爲連、連有長、十連爲鄕、鄕有良人、五鄕一帥、

桓公曰く、國を參にすとは、如何ん、管子對て曰く、都市を制して、二十一鄕と爲す、商工の鄕は六にして、農の鄕は十五なり、公は其十一鄕を帥ひ、高子（齊の卿大夫）は五鄕を帥ひ、國子（齊の卿大夫）は五鄕を帥ひ、國を參にす、故に三軍と爲す、公は國都に三官府を立て、臣をして之を司らしむ、市には三鄕を立て、工には三族（族は聚なり）を立て、澤には三虞を立て、山澤を掌らしむ、山には三衡を立て、林川を掌らしむ、五家を制して、軌となす、軌には長あり、十軌を里とす、里には司あり、四里を連とす、連には長あり、十連を一鄕とす、鄕には良人あり、五鄕には一帥あり、

桓公曰、五鄙奈何、管子對曰、制五家爲軌、軌有長、六軌爲邑、邑有司、十邑爲率、率有長、十率爲鄕、鄕有良人、三鄕爲屬、屬有帥、五屬一大夫、武政聽屬、文政聽鄕、各保而聽、毋有淫佚者、

桓公曰く、五鄙とは如何ん、管子對て曰く、五家を制し、軌と爲す、軌には長あり、六軌を邑と爲す、邑に司あり、十邑を率と爲す、率に長あり、十率を鄕と爲す、鄕に良人あり、三鄕を屬とす、屬に帥あり、五屬には、一大夫あり、武に關する政事は、屬に聽く、文事に關する政事は、鄕に聽く、各自に保安して淫樂怠佚するものなし、

桓公曰、定民之居、成民之事、奈何、管子對曰、士農工商四民者、國之石民也、不可使襍處、襍處則其言哤、其事亂、是故、聖王之處士、必於間燕、處農必就田野、

以刑罰、糞除其顚旄、賜予以鎭撫之、以爲民終始、公曰、爲之奈何、

管子對て曰く、昔し吾が先王、周の昭王穆王は、世々周の文王武王の遠き跡を法則として、名譽を爲す、群國を合せて、民の道あるものを比校して、最も賢なるものを擧げ用ひ、法度を設けて、民の紀律と爲し、美事を以て、其言と行と相應するものあらば、比綴して順次に之を策に書し、其本を原ね、其末を聞糺し、之を勸むるときは、慶賞を以てし、之を糺すには、刑罰を以てす、山の高き顚を開墾して、糞ひ肥し、農事を行届かしめ、兵を指揮する旄を除きて、軍の濫りに起るを防ぎ、賜予を盛にして、民を鎭撫し、人生の終始を完くせしむと、桓公曰く之を爲すは如何、

管子對曰、昔者聖王之治其民也、參其國、而伍其鄙、定民之居、成民之事、以爲民紀、謹用其六秉、如是而民情可得、而百姓可御矣、桓公曰、六秉者、何也、管子曰、殺、生、貴、賤、貧、富、此六秉也、

管子對て曰く、昔し聖王の人民を治むるは、其郊關の内なる都市を三にして、其郊外の鄙野を五にす、民の住居を定め、民の事を成し、以て民の紀律を正す、謹で其六秉なるものを用ゆ、是の如くすれば、民情も得べく、百姓も御すべし、桓公曰く、六秉とは、何ぞや、管子曰く、殺す、生す、貴くす、賤くす、貧くす、富ます、此を六秉といふ、君たるもの、此六の權柄を持するときは、人民治め易きなり、

桓公曰、參國奈何、管子對曰、制國以爲二十一鄕、商工之鄕六、農之鄕十五、公帥十一鄕、高子帥五鄕、國子帥五鄕、參國、故爲三軍、公立三官之臣、市立三鄕、

曰く、纓を垂れよ、衽を下せよ、寡人將に見んと、管仲再拜稽首して曰く、公の賜を受けたり、黃泉の下に死すとも、骨は朽ちず、恩に浴する深しと、

公遂與歸、禮之於廟、三酌而問爲政焉、曰、昔先君襄公、高臺廣池、湛樂飲酒、田獵畢弋、不聽國政、卑聖侮士、唯女是崇、九妃六嬪、陳妾數千、食必粱肉、衣必文繡、而戎士凍飢、戎馬待游車之弊、戎士待陳妾之餘、倡優侏儒在前、而賢士大夫在後、是以國家不日益、不月長、吾恐宗廟之不掃除、社稷之不血食、敢問爲之奈何、

桓公は、管仲と與に宮に歸り、祖廟に禮し、三たび酒を酌みて、政を爲すを問ふ、曰く、先君襄公は、臺を高く築き、池を廣く掘り、湛樂して酒を飲み、田獵し、畢(網)を張り、弋して、國政を聽かず、聖を卑しみ、士を侮り、唯だ女色を崇め、九妃六嬪以下の侍妾は數千人あり、食は必ず良き米と良き肉とにして、衣は必ず文繡なり、而して軍士は凍飢するあり、軍馬は君の游行車の疲弊したる馬を待て、之を用ゆ、戎士は侍妾の餘食を待て食とす、俳優侏儒(軀の短小なる俳優)は、君の前に在りて、賢士大夫は君の後に在り、是を以て國家は日に益さず、月に長ぜず、衰微に向ふのみ、吾恐らくは宗廟の掃除せず、社稷の血食(犧牲の具)せざることとあらん、敢て問ふ、之を爲すは如何せん、

管子對曰、昔吾先王周昭王、穆王、世法文武之遠跡、以成其名、合群國、比校民之有道者、設象以爲民紀、式美以相應、比綴以書、原本窮末、勸之以慶賞、糾之

糾、召忽囚、管仲以予齊、鮑叔知無後事、必將勤管仲以勞其君、願以顯其功、衆必予之、有得力死之功、猶尚可加也、顯生之功、將何如、是昭德以貳君也、鮑叔之知不是失也、

施伯又曰く、鮑叔は公子小白に相となり、先づ入て、齊國を得たり、管仲と召忽とは、公子糾を奉じて、後に入る、魯と戰ひ、能く魯をして敗れしむ、其功は以て天を得るに足る、然れども、其人事に於ては、管仲の天を失ふと一にして、優劣あるに非ず、今魯は懼れて、公子糾を殺し、召忽は囚はれて、管仲は齊に予へらる、鮑叔其後事の難なきを知り、管仲を勸めしめて、其君を勞せしめ、以て管仲の功業を顯はさんとす、齊の衆民は必ず之に與すべし、勉力死事の功を得るは、猶ほ此上に加ふ可きも、生者の功を顯はすは、何如ん、此上に加ふ可らざるなり、鮑叔は管仲の德を昭明にして、君の副貳となす、鮑叔の知は、之を失はざるなり、

右の一段は、鮑叔の知識と事功とを稱贊する、施伯の言なり、

至堂阜之上、鮑叔祓而浴之三、桓公親迎之郊、管仲詘纓插衽、使人操斧而立其後、公辭斧三、然後退之、公曰垂纓下衽、寡人將見、管仲再拜稽首曰、應公之賜、殺之黃泉、死且不朽、

既にして、鮑叔は管仲を率ゐて、齊魯の境なる堂阜と稱する丘上に至る、鮑叔は管仲の身を祓ひして、其凶邪の氣を除き、之を浴すること三度なり、而る後に齊都に進む、桓公親ら之を郊外に迎ふ、管仲衣冠の飾を去り、纓を絀け、衽を挿み、人をして斧を操りて、背後に立しむ、是れ戮に就かんとするを示すなり、桓公は斧を去らしめんといふ三たび、然る後に之を退く、公

施伯は魯侯に謂て曰く、管仲を齊に予ふること勿れ、齊は之を戮するにはあらず、其政を用ひんとするなり、管仲は、天下の賢人なり、又大器なり、楚に在らば楚は意を天下に得べし、晉に在らば、晉は意を天下に得べし、狄に在らば、狄は意を天下に得べし、今齊は求めて、之を得ば、必ず長く魯國の憂とならん、君何ぞ殺して、之に其屍を授けざるか、魯君曰く諾と、管仲を殺さんとす、

鮑叔進曰、殺之齊、是戮齊也、殺之魯、是戮魯也、弊邑寡君、願生得之、以徇於國、爲群臣戮、若不生得、是君與寡君之賊、比也、非弊邑之君所謂也、使臣不能受命乎、魯君、乃不殺、遂生束縛、而柙而以予齊、鮑叔受而哭之、三擧、施伯從而笑之、謂大夫曰、管仲必不死、夫鮑叔之忍、不僇賢人、其智稱賢、以自成也、

鮑叔は、管仲の殺されんとするを知り、進みて曰く、之を齊に殺せば、齊に戮するなり、之を魯に殺せば、魯に戮するなり、弊邑の寡君、願くは之れを生得し、齊國に徇して、群臣の戮とせん、若し生得せずんば、是れ君は寡君の賊と比しむなり、弊邑の君の請ふ所にあらず、使臣も命を受る能はずと、魯君乃ち殺さずして、之を束縛し柙(檻)に入れて、齊に予ふ、鮑叔受取りて、之を哭する三擧す、(三たび哭を擧ぐ)施伯は其僞り哭するを知り、之を笑ひ、大夫に謂て曰く、管仲必ず死せず、夫れ鮑叔は忍べるも、賢人を戮せず、其智は賢人を擧げて、自ら功を成すなり、

鮑叔相公子小白、先入得國、管仲、召忽、奉公子糾、後入、與魯以戰、能使魯敗、功足以得天、與失天其人事一也、今魯懼殺公子

之を受けば、魯は能く齊を弱くすべし、夷吾受けずんば、施伯は夷吾が齊に反らんとするを知り、必ず之を殺すべし、

令○は良なり、

公曰、然則夷吾受乎、鮑叔曰、不受也、夷吾事君、無二心、公曰、其於寡人、猶如是乎、對曰、非爲君也、爲先君與社稷之故、君若欲定宗廟、則亟請之、不然無及也、公乃使鮑叔行成、曰、公子糾、親也、請君討之、魯人爲殺公子糾、又曰、管仲讎也、請受而甘心焉、魯君許諾、

桓公曰く、然らば夷吾は魯の政を受るか、鮑叔曰く、受けざるなり、夷吾は君に事ふるに二心なし、公曰く、寡人に於けるも、是の如くなるか、對て曰く、君の爲にあらず、先君と社稷との爲めにするなり、君若し國家を定めんと欲せば、亟かに之を請へ、然らずんば及ぶことなし、公乃ち鮑叔をして、平和を行はしめ、曰く、公子糾は、桓公の肉親の兄弟なり、請ふ魯君において、之を討ぜよと、魯人は爲に公子糾を殺す、公又曰く、管仲は讎なれば、請ふ受けて、心に滿足する誅戮を爲んと、魯君之を許諾す、

施伯謂魯侯、曰、勿予、非戮之也、將用其政也、管仲者、天下之賢人也、大器也、在楚則楚得意於天下、在晉則晉得意於天下、在狄則狄得意於天下、今齊求而得之、則必長爲魯國憂、君何不殺而授之其屍、魯君曰、諾、將殺管仲、

む心ありて、民を愛するは、臣如かず、國を治め其道を失はざるは、臣如かず、忠信にして、諸侯と結合するは、臣如かず、禮義を制し、四方に法たる可きは、臣如かず、介冑を着けて、太鼓の枹を執り、軍門に立ち、衆民をして勇を加へしむるは、臣如かず、夫れ管仲は民の父母なり、君は其子即ち民を治めんとするに、其父母たる仲を棄つべからず、

秉。は柄なり、

公曰、管夷吾、親射寡人、中鉤、殆於死、今乃用之、可乎、鮑叔曰、彼爲其君動也、君若宥而反之、其爲君亦猶是也、公曰、然則爲之奈何、鮑叔曰、君使人請之魯、公曰、施伯魯之謀臣也、彼知吾將用之、必不吾予也、

桓公曰く、管夷吾は親ら寡人を射て、帶鉤に中て、死に殆かりしなり、今之を用ゆる可ならんか、鮑叔曰く、彼は其君たる公子糾の爲めに、動き勤めしのみ、君若し宥して反らしめば、君の爲にすること、猶ほ是のごときなり、公曰く、然らば、之を爲す如何、鮑叔曰く、人をして之を魯に請はしめよ、公曰く、施伯は魯の謀臣なり、彼は吾の夷吾を用ひんとするを知り、必ず吾に予へざらん、

鮑叔曰、君詔使者曰、寡君有不令之臣、在君之國、願請之以戮於群臣、魯君必諾、且施伯之知夷吾之才、必將致魯之政、夷吾受之、則魯能弱齊矣、夷吾不受、彼知其將反於齊、必殺之、

鮑叔曰く、君は使者に詔げて曰はしめよ、敝邦に不良の臣あり、君の國に在り、願くは之を請ひ得て、群臣の前に誅戮せんと、魯君は必ず諾すべし、且つ施伯は夷吾の才あるを知る、必ず魯の政を致さんとす、夷吾

を繼ぎ、國事に死したる諸家の遺子を擧げ用ひ、租稅を薄くし、刑罰を輕くす、此れ國を治る大禮(法)なり、斯くして、法は行はる、而も苛酷ならず、刑は省き減ぜらる、而も罪を赦さず、有司は寬大にするも、民は凌がず、菀濁即ち屈辱するもの、困滯即ち用ひられざるもの、是等も法度ありて安泰ならしめ、喪亡の患ひなく、民の他國に往くものは、强ひて招かず、天下を以て家とす、民は喜びて、此世に遊ぶ、此れ天下を治むる道なり、

小匡第二十　内言三

此篇は、國を治る法を述ぶ、最も精細に涉る、故に小匡と曰ふ、

桓公、自莒反於齊、使鮑叔牙爲宰、鮑叔辭曰、臣君之庸臣也、君有加惠於其臣、使臣不凍飢、則是君之賜也、若必治國家、則非臣之所能也、其唯管夷吾乎、

桓公は莒より齊に反り、鮑叔牙をして宰相たらしめんとす、鮑叔辭して曰く、臣は凡庸の臣なり、君は惠を其臣に加ふ、臣にして凍飢せざらしめば、是れ君の賜なり、國家を治るは、臣の能する所にあらず、其れは唯だ管夷吾ならんか、

臣之所不如管夷吾者五、寬惠愛民、臣不如也、治國不失秉、臣不如也、忠信可結於諸侯、臣不如也、制禮儀可法於四方、臣不如也、介冑執枹、立於軍門、使百姓皆加勇、臣不如也、夫管仲民之父母也、將欲治其子、不可棄其父母、

臣(鮑叔)の管夷吾に如かざるもの五つあり、寬に惠

桓公遽かに堂を下りて曰く、寡人敢て自ら修むと爲すに非ず、仲父も年長じ、寡人といへども亦衰ふ、吾れ願くは一朝に仲父を安んぜんと、管仲對て曰く、臣之を聞く、壯年のものは、怠るなく、年老いたるものは、苟且することなく、天の道に順ひ、勉めて止まざるときは、必ず善を以て終る、昔し三王の天下を失ふや、一朝の萃りたる禍にあらず、唯だ怠と偸とによるなり、君何ぞ其れ苟且にするやと、管仲走り出づ、君は賓客の禮を以て、再拜して之を送る、

明日、管仲朝、公曰、寡人願聞國君之信、對曰、民愛之、鄰國親之、天下信之、此國君之信、公曰、善、請問信安始而可、對曰、始於爲身、中於爲國、成於爲天下、公曰、請問爲身、對曰、道血氣、以求長年長心長德、此爲身也、

明日管仲出仕す、桓公曰く、寡人願くは國君の信を聞ん、對て曰く、民之を愛し、隣國之を親しみ、天下之を信ず、此れ國君の信なり、公曰く、善し、信はいづれの事より始て可なるか、對て曰く、身を爲るより始め、國を爲るに中して、天下を治るに成る、公曰く、身を爲るは如何、對て曰く、血氣を道き調へ、以て齡を長くし、心を緩くし、德を厚くす、此れ身を爲るなり、

公曰、請問爲國、對曰、遠擧賢人、慈愛百姓、外存亡國、繼絕世、起諸孤、薄稅斂、輕刑罰、此爲國之大禮也、法行而不苛、刑廉而不赦、有司寬而不凌、菀濁困滯、皆法度不亡、往行不來、而民游世矣、此爲天下也、

桓公曰く、國を治るは如何、對て曰く、遠く賢人を擧げ、衆民を慈愛し、亡びたる國を復興し、絕えたる世

て、仲父に飲す、寡人自ら以爲らく修れりと、仲父は寡人に告げずして、出で去る、其故何ぞや、

柴。祭の名なり、肉を柴に實をてゝ、之を燒き、天に告るなり、

鮑叔、隰朋、趨而出、及管仲於途、曰、公怒、管仲反入、倍屏而立、公不與言、少進中庭、公不與言、少進傅堂、公曰、寡人齊戒十日、而飲仲父、自以爲脫罪矣、仲父不告寡人而出、未知其故也、對曰、臣聞之、沈於樂者、洽於憂、厚於味者、薄於行、慢於朝者、緩於政、害於國家者、危於社稷、臣是以敢出也、

鮑叔と隰朋と趨り出て、管仲を追ひ、途に及びて曰く、公怒ると、管仲乃ち反りて入り、內屏に至り、堂に向ひ、屏に背きて立つ、公は與に言はず、少しく進みて、庭の中に至る、公猶ほ言はず、復進みて堂に傅く、公曰く、寡人齊戒十日にして、仲父に飲す、自ら以爲く罪を脫すと、然るに仲父は寡人に告げずして出づ、未だ其故を知らず、管仲對て曰く、臣之を聞く、樂みに沈むものは、憂に洽ねし、味に厚きものは、行に薄し、朝廷に慢るものは、政事に緩し、國家に害するものは、社稷を危くすと、臣は是を以て出づ、

公遽下堂曰、寡人非敢自爲修也、仲父年長、雖寡人亦衰矣、吾願一朝安仲父也、對曰、臣聞壯者無怠、老者無偸、順天之道、必以善終者也、三王失之、非一朝之萃、君奈何其偸　乎、管仲走出、君以賓客之禮、再拜送之、

とす、識らず其故は何ぞや、管仲對て曰く、昔し禹は天下を平治し、紂に及んで亂る、武王は紂を伐て、禹の功を定む、且つ善の不善を伐つや、古より今に至るまで、未だ之を改むることあらず、君何ぞ疑はん、

公又問曰、古之亡國、其何失、對曰、計得地與寶、而不計失諸侯、計得委財、而不計失百姓、計見親而不計見棄、三者之屬、一足以削、遍而有者亡矣、古之隳國家、隕社稷、者非故且爲之也、必少有樂焉、不知其陷於惡也、

桓公又問ひて曰く、古の國を亡すものは、其れ何の失あるや、管仲對て曰く、地と寶とを得るを計りて、諸侯の心を失ふを計らず、財貨及び委積したる米薪等の事を計りて、百姓の心を失ふを計らず、人に親まるゝを計りて、人に棄てらるゝを計らず、此の三者の屬に、一あれば、土地を削らるに足る、三のもの遍くあれば、其國は亡ぶ、古の國家を隳ち社稷を隕すものは、故意に之を爲すに非ず、必ず少しく樂むことありて、其惡に陷るを知らざるなり、

桓公、謂管仲曰、請致仲父、公與管仲父而將飲之、掘新井而柴焉、十日齊戒、召管仲、管仲至、公執爵、夫人執尊、觴三行、管仲趨出、公怒曰、寡人齊戒十日、而飲仲父、寡人自以爲修矣、仲父不告寡人、而出、其故何也、

桓公は管仲に謂て曰く、請ふ仲に父號を致さん、公は管仲に父號を與へて、將に酒を飲しめんとし、新井を掘りて、柴の祭を爲し、十日の間、齋戒し、管仲を召す、管仲至る、公は爵を執り、夫人は尊を執り、觴三行す、管仲趨り出づ、公怒りて曰く、寡人齊戒十日にし

るものは、犀の皮にて造りたる甲と一本の戟とを以てし、輕罰は脇盾と一戟とを以てし、過料の罰は、金を以てせしむ、軍中に計畫する所なく、私情を以て訟を爲すものは、之を治むるに、一束（五十本）の矢を出さしむ、

公曰、甲兵既足矣、吾欲誅大國之不道者可乎、對曰、愛四封之內、而後可以惡竟外之不善者、安卿大夫之家、而後可以危救敵之國、賜小國地、而後可以誅大國之不道者、舉賢良而後可以廢慢法鄙賤之民、是故先王必有置也、而後必有廢也、必有利也、而後必有害也、

桓公曰く、甲兵既に足る、吾は大國の不道なる者を誅せんと欲す、可ならんか、管仲對て曰く、四境の內を愛し、我民を悅ばしめて、而る後に境外の不善なる者を惡むべし、我が卿大夫の家を安んじ、而る後に敵を救ふ所の國を危くし敗るべし、小國に地を賜ひて、後に大國の不道なるものを誅すべし、賢良の行ひあるものを舉げて、後に法を慢りにする鄙賤の民を廢す可し、是故に、先王は必ず置くことありて、後に必ず廢することあり、必ず利する有りて、後に害すること有り、

桓公曰、昔三王者、既弒其君、今言仁義、則必以三王爲法度、不識其故何也、對曰、昔者、禹平治天下、及紂而亂之、武王伐紂、以定禹功也、且善之伐不善也、自古至今、未有改之、君何疑焉、

桓公曰く、昔し夏殷周の三王は、既に其君を殺す、然るに、今や仁義を言ふときは、必ず三王を以て、法度

此篇は、貨財兵甲に及びて、記する所細小に渉る、故に中匡といふ、
大匡は天下を經營す、小匡は一國を理す、中匡は君を導く、君正しければ、國事正しからざるなきをいふ、

管仲會國用、三分二在賓客、其一在國、管仲懼而復之、公曰、吾子猶如是乎、四隣賓客、入者悅、出者譽、光名滿天下、入者不説、出者不譽、汚名滿天下、壤可以爲粟、木可以爲貨、粟盡則有生、貨散則有聚、君人者、名之爲貴、財安可有、管仲曰、此君之明也、

管仲は一歳の國用を會計するに、三分の二は、賓客の爲に費ゆ、其一分を以て、國用を爲す、管仲懼れて、之を復申す、桓公曰く、吾子も猶ほ懼れて、之を復すか、四隣の賓客、入る者は悅服し、出る者は稱譽す、我の光名は、天下に滿つ、若し入る者悅ばず、出る者は譽めずんば、我の汚名は、天下に滿つべし、壤土あれば、穀物を產すべく、木材あれば、貨財を致すべし、穀物盡れば、生ずるあり、貨財散ずれば、聚ることあり、人に君たるものは、名譽を貴しと爲す、財は何ぞ有つに足らんや、管仲曰く、此れ君の聰明なるなり、

公曰、民辨軍事矣、則可乎、對曰、不可、甲兵未足也、請薄刑罰、以厚甲兵、於是死罪不殺、刑罪不罰、使以甲兵贖、死罪以犀甲一戟、刑罰以脇盾一戟、過罰以金、軍無所計而訟者、成以束矢、

桓公曰く、民は軍事を辨別すれば可なるか、管仲對て曰く、不可なり、甲兵未だ足らざるなり、請ふ刑罰を薄くして、甲兵を厚くせん、是に於て、死罪は殺さず、輕罪は罰せず、甲兵を以て、之を贖はしむ、死罪に當

事へず、皆罪あり、國子に告げて曰く、工人商人の出入に、父兄の言に應ぜず、事を承けて敬せず、老人の心に違ひ、危險なる不正の事を爲す、皆罪あり、

凡於父兄無過、州里稱之、吏進之、君用之、有善無賞、有過無罰、吏不進、廉意、於父兄無過、於州里莫稱、吏進之、君用之、善爲上賞、不善吏有罰、

凡そ士にして、父兄に對し過ちなく、州里之を稱譽するものは、吏之を進め、君之を用ふ、其善不善の成績は、吏に關係無し、善も賞せず、不善も罰せず、又士にして、吏之を進めざるときは、政府に於て、其士の情態を視察す、又士にして、父兄に對し過なく、州里稱譽するなきに、吏進めて、君之を用ひ、善なるときは、吏に上賞を與へ、不善なるときは、吏を罰す、

君謂國子、凡貴賤之義、入與父兄倶、出與師倶、上與君倶、凡三者遇賊不死、不知賊、則無赦、斷獄、情與義易、義與祿易、易祿可無斂、有無可赦、

君は國子に謂ふ、凡そ貴賤の義として、入りては父兄と倶にし、出ては師と倶にし、上は君と倶にす、凡そ此の三の者、賊に遇ふときは、人たるもの之に死す可し、苟も死を免ると、賊の何者たるを知らざるとは、之を誅して赦すなし、其裁判を決斷するには、情は憫むべきも、義に赦す可らざるときは、誅せざるを得ず、義は誅す可しといへども、其祿あるものは、其祿を沒收して、其刑を減ずることあり、斯くて減刑の爲めに、祿を沒收すれば、贖罪金を徴收するに難し、故に祿の殘餘ありて、贖金に當るに足れば、之を徴收す、決して赦すことなし、

中匡第十九　內言二

高子をして工人商人を進めしむ、能く父兄の言に應じ、長者に事へ、老人を養ひ、事を承けて敬しみ、疎略にせざる、此の三者を行ふもの、上擧とし、此の二を得るもの、次擧とし、一を得るものを、下擧とす、

令國子以情斷獄、三大夫既已選擧、使縣行之、管仲進而擧言、上而見之於君、以卒年君擧、

國子をして情實を得て、獄を決斷せしむ、三大夫(鮑叔晏子高子)をして、既に選擧を行はしめ、新人材を、縣より送りて國都に來らしむ、管仲は其行爲を、桓公に上言し、登して拜謁せしめ、其歳の末に、之を擧げ用ゆ、

管仲告鮑叔曰、勸國家、不得成而悔、從政不治、不能野原、又多而發、訟驕、凡三者有罪無赦、告晏子曰、貴人子處華、下交、好飲食、行此三者、有罪無赦、士出入無常、不敬老、而營富、行此三者、有罪無赦、耕者出入不應於父兄、用力不農、不事賢、行此三者、有罪無赦、告國子曰、工賈出入、不應於父兄、承事不敬、而違老治危、行此三者、有罪無赦、

管仲は鮑叔に告て曰く、新人材が、國都に出でゝ、成功を得ず、悔ゆることあり、政に從ひ治らざるあり、野を開く能はず、多く人夫を發し、訟には驕るあり、凡そ此の三者は、罪あり赦すなし、晏子に告げて曰く、貴人の子にして、家に處るに、華美を盡し、交は人を下に視て驕り、飲食を好む、此の三者を行ふものは、罪あり、赦すなし、士の出入するに常なく、老を敬せず、富を營む、此の三者を行ふは、罪あり赦なし、耕すもの出入に、父兄に應せず、農事を勉めず、賢者に

而不能、野原又多發、起訟驕、行此三者、爲下、

鮑叔をして、局長を進め擧げしむ、其新任の人、國政に勤勉し、國事を經營し、之を得て、成功あり、悔ゆることなきは、是を上擧とす、其國政に從ひて、事治るは、是を次擧とす、國内の野は、原田となり、開墾能く行はれ、多く人夫を發用せず、訟を起すもの、驕傲の態度なし、此を第三擧とす、之に反して、國家の事に勸勉し、此人を得て成功あるも、過失を生じて、悔ゆることあり、政に從ひて治るも、才能無く、野を原田とするも、多く人夫を發し用ひ、訟を起すものは、驕傲の色あり、此の三者を行ふは、此を下擧と爲す、

令晏子進貴人之子、出不仕、處不華、而友有少長、爲上擧、得二爲次、得一爲下、士處靖、敬老與貴交不失禮、行此三者、爲上擧、得二爲次、得一爲下、耕者農、農用力、應於父兄、事賢多、行此三者、爲上擧、得二爲次、得一爲下、

晏子をして貴人の子を進めしむ、其出るに飲食を事とせず、處るに華美を務めず、友に交るに、少長の順序を正し、貴を以て人に驕らざるもの、此を上擧とす、此の三の内に二を得るものは、次擧とす、此の一を得るものは、下擧とす、士の靜に處るに、老人及び貴人を敬し、交際に禮を失はず、此三者を行ふものは、此を上擧とす、此の二を得るものを、次擧とし、一を得るものを、下擧とす、其耕すもの農とす、農に力を用ゐ、勉め耕し、父兄の命に應じ從ひ、賢能多材の人に事ふ、此三の者を行ふを、上擧とす、此二を得るもの、次擧とす、此一を得るもの、下擧とす、

令高子進工賈、應於父兄、事長養老、承事敬、行此三者、爲上擧、得二者爲次、得一者爲下、

凡そ仕官するものは、君の宮に近く住居せしむ、仕へざるものと、耕すものとは、郊外の門に近く居らしめ、工賈は市街に近く住せしめ、三十里毎に郵驛の場と其委積（食糧芻秣）とを置く、有司之を職る、又諸侯より齊國に事を通ぜんとして、使の來るものには、驛の有司が、驛夫を出して、荷物を負載するに車を以てせしむ、若し途中において、宿泊するときは、驛の秣を以て其馬を養はしむ、其客は、有司と契（割符）を別ち、國に至るには、八契を用ゆ、徒らに義數を費して、事の宜しきに當らざるものは、罪あり、

費義數　義は、客に供する禮なり、徒らに表面の手數のみをして、不都合なるを、義數を費すといふなり、○遽は驛の馬なり、○委は積みたる物なり、

凡庶人欲通、鄉吏不通、七日囚、出欲通、吏不通、五日囚、貴人子欲通、吏不通三日囚、

凡そ庶人の齊に陳訴する所ありて、君に通ぜんとするに、驛吏之を抑へて通せず、七日を經過するときは、其吏を捕縛して、囚人とす、士人自ら君に通ぜんとするに、吏が之を通せざる、五日に及べば、其吏を囚人とす、貴人の子が情を陳訴するに、吏が之を通せざる、三日ならば、其吏を囚人とす、是れ下情の上達を勉むるなり、

出欲通　上に庶人といひ、下に貴人子といふ、中間に士の事をいふべし、因て考ふれば、出は士の誤ならんとの說、採るべきなり、

凡縣吏進諸侯士、而有善、觀其能之大小、以爲之賞、有過無罪、

凡そ縣吏が諸侯の士を進るに、善あるときは、其才能の大小を觀に、之が賞を爲す、假令過ちて賞するも、罪することとなし、是れ勉めて善士を進めしむるなり、

令鮑叔進大夫、勸國家得之成而不悔、爲上擧、從政治爲次、野爲原、又多不發、起訟不驕、次之、勸國家得之、成而悔、從政雖治、

弛關市之征、五十而取一、賦祿以粟、案田而稅、二歲而稅一、上年什取三、中年什取二、下年什取一、歲饑不稅、歲饑弛而稅、

桓公は管仲の言を受けて、之を行ひしに、齊に近き諸侯は、事を請ひ問はざるなし、斯くして、兵を興し征伐する會合六度あり、好を結び、民を息ふ、乘車の會合三度あり、桓公世に立つ四十二年、君となる十九年、關市の征稅を弛め、五十分の一を取る、祿を賦するは、粟を以てし、田の肥瘠を案べて、稅するに二歲を平均して、一を課す、上年（大豐稔）ならば、什にして其三分を取る、中年（平常成熟）ならば、什にして二を取る、下年（凶災）ならば、什にして一を取る、一歲饑饉ならば、稅を取らず、歲の飢る弛くして、飢るあり飢ざるあるときは、其飢えざるものに稅す、

桓公使鮑叔識君臣之有善者、晏子識不仕與耕者之有善者、高子識工賈之有善者、國子爲李、隰朋爲東國、賓胥無爲西土、弗鄭爲宅、

桓公は、鮑叔をして、君臣の善あるものを記さしめ、晏子をして、仕へざるものと、耕すものと、の善ある者を記さしめ、高子をして、工人商人の善あるものを記さしめ、國子は獄官たらしめ、隰朋には東國を爲めしめ、賓胥無には西國を爲めしめ、弗鄭には宅地に稅することを爲めしむ、

○李は理なり、獄訟の事なり、

凡仕者近宮、不仕與耕者近門、工賈近市、三十里置遽委焉、有司職之、從諸侯欲通、吏從行者、令一人爲負以車、若宿者令人養其馬、食以委、客與有司別契、至國八契、費義數、而不當有罪、

く、君臣父子を會せば、政を加ふべし、公曰く、之を會する道は、如何ん、管仲曰く、諸侯は、側室の妾を以て正妻と爲す毋れ、大臣を殺す毋れ、國勞なきものに、祿を予ふる毋れ、士庶人は妻を棄る毋れ、隄を曲げて鄰國を害する毋れ、粟を私かに貯ふること毋れ、木材を取るを濫りに禁ずる毋れ、時に從ひ之を發せよ、此法を行ふ一歲にして、犯す者は罰す可しと、桓公乃ち之を諸侯に布く、諸侯許諾す、受けて之を行ふ一歲を卒り、吳人齊の下邑穀といふ地を伐つ、桓公之を諸侯に告ぐる偏ねからざるに、諸侯の師悉く至りて、桓公を待つ、桓公車千乘を以て、國境に至り、諸侯と會す、此時都師即ち卿大夫采邑の兵未だ集らざるに、吳人逃れ去り、諸侯も皆退く、

桓公歸問管仲曰、將何行、管仲曰可以加政矣、曰、從今以往二年、適子不聞孝、不聞愛其弟、不聞敬老國良、三者無一焉、可誅也、諸侯之臣及國事、三年不聞善、可罰也、君有過、大夫不諫、士庶人有善、而大夫不進、可罰也、士庶人聞之吏、賢孝悌可賞也、

桓公歸り、管仲に問ひて曰く、既往二年、諸侯の嫡子にして、孝を聞かず、弟を愛するを聞かず、老國良（元老）を敬するを聞かざる、此三の内にて、一者に當るも、誅す可し、諸侯の臣にして、國政を執るもの、三年も善あるを聞かざれば、罰すべし、君に過ありて、大夫諫めざる、士庶人に善行ありて、大夫之を進めざる、皆罰すべし、士庶人と雖も之を官吏に聞して、賢才と孝悌との行ひあるは、賞す可きなり、

桓公受而行之、近侯莫不請事、兵車之會六、乘車之會三、饗國四十有二年、桓公踐位十九年、

桓公乃北伐令支、下鳧之山、斬孤竹、過山戎、顧問管仲曰、將何行、管仲對曰、君教諸侯、爲民聚食、諸侯之兵不足者、君助之發、如此則始可以加政矣、桓公乃告諸侯、必足三年之食、安以其餘修兵革、兵革不足以引其事告齊、齊助之發、既行之、

桓公乃ち北の方令支國を伐ち、鳧といふ山を下りて、孤竹國を伐ち、山戎の地を過ぎ、顧て管仲に問ひて曰く、何を行はんか、管仲對て曰く、諸侯をして民の爲に食を聚めしめ、諸侯の兵の足らざるものは、君之を助けて兵を發せよ、此の如く兵食足りて、政を加ふべし、桓公乃ち諸侯に告ぐ、必ず三年の食を足せば、安泰なり、其餘を以て兵革を修めよ、兵革足らずして、其事を維持するに難ければ、齊に告げよ、齊之を助けて兵を發せんと、既にして之を行ひたり、

公又問管仲曰、何行、管仲對曰、君會其君臣父子、則可以加政矣、公曰、會之道奈何、曰、諸侯毋專立妾以爲妻、毋專殺大臣、無國勞、毋專予祿、士庶人毋專棄妻、毋曲隄、毋貯粟、毋禁林、行此卒歲、則始可以罰矣、君乃布之於諸侯、諸侯許諾、受而行之、卒歲、吳人伐穀、桓公告諸侯未徧、諸侯之師竭至、以待桓公、桓公以車千乘、會諸侯于竟、都師未至、吳人逃、諸侯皆罷、

桓公又管仲に問ひて曰く、何を行はん、管仲對て曰

て、小信を結ぶを好む、楚に游ばしむべし、小侯既に服し、大侯既に附く、是の如くならば、始て政を天下に施すべし、君曰く諾と、乃ち公子開方を衞に游ばし、季友を魯に游ばし、蒙孫を楚に游ばす、

五年諸侯附、狄人伐、桓公告諸侯曰、請救伐、諸侯許諾、大侯車二百乘、卒二千人、小侯車百乘、卒千人、諸侯皆許諾、齊車千乘、卒先致緣陵、戰於後故、敗狄、其車甲與貨、小侯受之、大侯近者、以其縣分之、不踐其國、北州侯莫來、桓公遇南州侯於召陵、曰、狄爲無道、犯天子之令、以伐小國、以天子之故、敬天之命、令以救伐、北州侯莫至、上不聽天子、令下無禮諸侯、寡人請誅於北州之侯、諸侯許諾、

五年に諸侯附服す、狄人來り齊を伐つ、桓公は諸侯に告て曰く、請ふ狄人の伐ち來るを救へ、大侯は車兵壹萬五千人、雜卒二千人、小侯は車兵七千五百人、雜卒千人を出せと、諸侯皆許諾す、齊は車兵七萬五千人、雜卒若干を以て先づ進み緣陵に陣し、後故の地に戰ひて、狄を敗る、其の捕獲したる車や甲や財貨は、小侯に受けしめ、大侯には其近き所より、狄の地を削りて、分ち與へ、狄の國都を犯さず、此戰に北州の侯は、齊を救はず、桓公南州の侯と、召陵の地に遇ひ曰く、狄人無道を爲し、天子の命を犯し、我小國を伐つ、我は天子の命を重んずる故を以て、諸侯に請ひ、來り救はしめしに、北州の侯至らず、是れ上は天子の命を聽かず、下は諸侯に禮無きなり、願くは北州の侯を誅せんと、諸侯許諾す、

○○南州は楚に屬する諸國、○○北州は晉に屬する諸國なり、

を賀し、凡そ諸侯の臣下其君を諫めて、善なるものには、齊侯署名の書を以て、之を問ひ、其諫言を信ならしむ、公既に之を行ふ、

○璽は玉の印なり、天子或は諸侯の印章なり、

又問管仲曰、何行、管仲曰、隰朋聰明捷給、可令爲東國、賓胥無堅強以良、可令爲西土、衛國之教、危傅以利、公子開方之爲人也、慧以給、不能久而樂始、可游於衛、魯邑之教、好邇而訓於禮、季友之爲人也、恭以精、博於糧、多小信、可游於魯、楚國之教、巧文以利、不好立大義、而好立小信、蒙孫博於教、而又巧於辭、不好立大義、而好結小信、可游於楚、小侯既服、大侯既附、夫如是則始可以施政矣、君曰諾、乃游公子開方於衛、游季友於魯、游蒙孫於楚、

桓公又管仲に問ひ曰く、何を行はん、管仲曰く、隰朋は聰明にして、捷給なり、東國を爲めしむべし、賓胥無は堅く強くして以て良なり、西國を爲めしむべし、衛國の教は、疾に令を布きて、利に趨く、公子開方の人となりや、慧にして敏給なり、久しきに耐る能はざれども、始を樂みて、着手に便なり、衛に游ばしむべし、魯邑の教は、唯だ目前の近き事を好んで、遠大の計なし、而して禮に順ふ、季友の人となりや、恭しくして精密なり、禮に博く通じて、小信多し、魯に游ばしむべし、楚國の教は、法に巧にして、利に趨く、大義を立るを好まずして、小信を立るを好む、蒙孫は教に博く通じて、辭に巧みなり、大義を立るを好まずし

明年桓公問管仲、將何行、管仲對曰、公內修政、而勸民、可以信於諸侯矣、君許諾、乃輕稅弛關市之征、爲賦祿之制、既已、

明年に至り、桓公は管仲に問ひ曰く、何を行はんと、管仲對へて曰く、公は內に政を修めて、民を善に勸む、以て諸侯に信あるべしと、君之を許諾し、乃ち稅を輕くし、關市の征稅を弛め、祿を賦するに田を以てする制を爲し、既にして其事も已る、

管仲又請曰、問病臣、願賞而無罰、五年諸侯可令傳、公曰諾、既行之、管仲又請曰、諸侯之禮、令齊以豹皮往、小侯以鹿皮報、齊以馬往、小侯以犬報、桓公諾行之、管仲又請、賞於國、以及諸侯、君曰諾、行之、管仲賞於國中、君賞於諸侯、諸侯之君有行事善者、以重幣賀之、從列士以下、有善者、衣裳賀之、凡諸侯之臣、有諫其君而善者、以璽問之、以信其言、公既行之、

管仲又桓公に請ひて曰く、臣下の病あるものを問ひ、賞ありて、罰するなきを期せよ、斯くする五年ならば、諸侯をして親附せしむべし、公曰諾すと、既に之を行ふ、仲又請ひて曰く、諸侯交際の禮として、齊は豹皮を以て往けば、小侯は鹿皮を以て報禮とし、齊は馬を以て往けば、小侯は犬を報禮とせしめん、公諾し之を行ふ、仲又請ふ、國內のものを賞し、以て外の諸侯に及ぶまで賞せんと、公曰く諾すと、之を行ふ、是に於て、仲は國中に賞を行ひ、公は諸侯を賞す、諸侯の事を行ひ善なるものには、厚き贈り物を以て之を賀し、列士より以下善あるものには時服を以て、之

り、重き贈り物を以て、宋に至らしめ、杞を伐つを止めしむべし、宋聽かざれば、杞の亡るを受けて、新に杞に地を與へん、桓公は鮑叔に問ひ曰く、如何せん、鮑叔曰く、夷吾の言を行へと、公乃ち曹孫宿に命じて、宋に使ひす、宋聽かず、果して杞を伐ち、之を亡せり、桓公乃ち緣陵に新築して、杞を封じ、車百乘と甲一千とを予へたり、

明年狄人伐邢、邢君出致於齊、桓公築夷儀以封之、予車百乘卒千人、明年狄人伐衞、衞君出致於虛、桓公且封之、

明年に、狄人は邢を伐ち、之を亡す、邢君身親ら齊に至りて、救を求む、桓公は夷儀といふ地に新築して、之を封ず、車百乘と卒千人とを予ふ、其明年に、狄人は衞を伐つ、衞君出て走りて、虛といふ處に來り、身を齊に致し、救を乞ふ、桓公は之を封ぜんとす、

隰朋、賓胥無、諫曰、不可、三國所以亡者、絕以小、今君蘄封亡國、國盡若何、桓公問管仲曰、奚若、管仲曰、君有行之名、安得有其實、君其行也、公又問鮑叔、鮑叔曰、君行夷吾之言、桓公築楚丘、以封之、與車三百乘、甲五千、既以封衞、

隰朋と賓胥無と諫めて曰く、不可なり、杞、邢、衞、の三國亡ぶる所以は、其國乏絕して、又小國なればなり、今君は蘄めて亡國を封ず、國用既に盡く、若何するか、桓公は管仲に問ひ曰く、奚若せん、管仲曰く、君は既に封を行ふとの發表あり、安ぞ富實あることを得ん、損乏するも、之を行へと、公又鮑叔に問ふ、鮑叔曰く、夷吾の言を行へよ、桓公乃ち楚丘に城を築きて、之を封ず、車三百乘と甲五千とを與へ、以て衞を封じたり、

君不貪於土、貪於土、必勤於兵、勤於兵、必病於民、民病則多詐、夫詐密而後動者勝、詐則不信於民、夫不信於民、則亂內、動則危於身、是以古之人、聞先王之道者、不競於兵、桓公曰、然則奚若、

五年に、宋は杞を伐つ、桓公は管仲と鮑叔とに謂て曰く、夫れ宋は寡人、固より之を伐んと欲す、但諸侯に對し、之を若何ともするなく、默して今に及べり、夫れ杞は聖王の後裔なり、而るに宋之を伐つ、予れ之を救はんと欲す、其れ可なるか、管仲對へて曰く、不可なり、臣聞く、內政の修らざるときは、外に義を擧ぐるも、信ならず、君は外に義を擧んとすれば、行ひを以て、之に先んぜよ、斯くすれば、諸侯は服すべし、桓公曰く、此時に於て救はざれば、後に宋を伐つを得ず、管仲曰く、諸侯の君は、土地を貪るべからず、土地を貪るときは、必ず兵を勤む、兵を勤むるときは、必ず民を病ましむ、民病めば、上を詐ること多く、夫れ詐り密に止みて、後に動くものは勝つ、詐るは、民に信なきなり、夫れ民に信なきは、內に亂るゝなり、故に動けば身を危くす、是を以て、古の人にして、先王の道を聞く者は、兵を競はざるなり、桓公曰く、然らば如何せん、

管仲對曰、以臣則不然、若令人以重幣使之、使之而不聽、君受而封之、桓公問鮑叔曰、奚若、鮑叔曰、公行夷吾之言、公乃命曹孫宿、使於宋、宋不聽、果伐杞、桓公築緣陵以封之、予車百乘甲一千、

管仲對へて曰く、臣を以て考れば然らず、使臣を遣

去國五十里、亦無不死而已、左揕桓公、右自承曰、均之死也、戮死於君前、管仲走君、曹劌抽劍、當兩階之間曰、二君將改圖、無有進者、管仲曰、君與地以汶爲竟、桓公許諾、以汶爲竟而歸、桓公歸而修於政、不修於兵革、自圍辟人、以過弭師、

管仲は又諫て曰く、君必ず魯を去らざれば、胡ぞ兵を用ゐざる、曹劌の人となりや、志堅く氣は強くして、人を怨み忌む、盟約を以て地を取る可らずと、桓公聽かず、遂に魯君と會す、莊公は自ら劍を懐にし、曹劌も亦劍を懐にす、共に盟の壇に登り、莊公劍を其懐より抽きて曰く、魯の境は、國都を去る五十里ならば、國人は遂に死せんのみと、左に桓公の胸を揕へて、右に自ら劍を執りて曰く、地を獻ずるも死し、今君を殺すも死す、均しく死なり、寧ろ君の前に死せんと、管仲は桓公を助けんとて、走り向へり、曹劌劍を抽き、兩階の間(盟壇の昇降する所)に當りて曰く、二君は先の圖る所を改めんとす、今進む無れと、管仲曰く、君は魯に地を與へよ、汶水を以て境とせよ、桓公許諾し、汶を以て境となして歸る、桓公歸りて、政を修め、兵革を修めず、自ら身を圍ぎて、人を用ゆる路を辟き、其過を以て師を弭めたり、

五年宋伐杞、桓公謂管仲與鮑叔曰、夫宋寡人固欲伐之、無若諸侯何、夫杞明王之後也、今宋伐之、予欲救之、其可乎、管仲對曰不可、臣聞內政之不修、外擧義不信、君將外擧義、以行先之、則諸侯可令附、桓公曰、於此不救、後無以伐宋、管仲曰、諸侯之

設く、吾人民は詐りて上を害す、國の危難無きを欲す
るも禍を免る能はずと、公聽かず、

果伐魯、魯不敢戰、去國五十里、
而爲之關、魯請比於關內、以從
齊、齊亦毋復侵魯、桓公許諾、魯
人請盟曰、魯小國也、固不帶劍、
今而帶劍、是交兵聞於諸侯、君
不如已、請去兵、桓公曰諾、乃令
從者毋以兵、管仲曰、不可、諸侯
加忌於君、君如是以退可、君果
弱魯君、諸侯又加貪於君、後有
事、小國彌堅、大國設備、非齊國
之利也、桓公不聽、

果して魯を伐つ、魯は敢て戰はず、國都を去る五十里
にして、更に國境の關を建つ、魯は齊に請ひて曰く、
魯は齊の關内に比し、其徵求に應じて、齊に從はん、
齊も亦魯を侵すなかれと、桓公許諾す、魯再び請ひて
曰く、魯は小國なり、盟の席に劍を帶びず、今にして
劍を帶ぶるときは、是れ兵を交ること、諸侯に聞え
ん、願くは齊も盟の席に、劍を帶る勿れ、互に兵を去
りて會せんと、桓公諾す、乃ち從者に令して、兵を以
てする勿れといふ、管仲曰く、不可なり、諸侯は常に
怨を君に加ふ、必らず變あらん、君是の如くするより
は盟はずして退くを可とす、君果して魯を弱とし、地
を取らば、諸侯は貪慾の君に加ふ可し、此後に事あら
ば、小國は彌〻堅固にし、大國は備を設けん、齊國の
利に非るなりと、桓公聽かず、

管仲又諫曰、君必不去魯、胡不
用兵、曹劌之爲人也、堅强以忌、
不可以約取也、桓公不聽、果與
之遇、莊公自懷劍、曹劌亦懷劍、
踐壇、莊公抽劍其懷曰、魯之境、

疾、寡人且誅焉、管仲曰不可、臣聞有土之君、不勤於兵、不忌於辱、不輔其過、則社稷安、勤於兵、忌於辱、輔其過、則社稷危、公不聽、興師伐魯、造於長勺、魯莊公興師逆之、大敗之、

桓公又内に兵を修む、三年、桓公魯を伐たんとす、曰く、魯は寡人の國に接近す、彼が先年宋を救ふことの疾速なりしは、惡むべし、寡人之を責めんとす、管仲曰く、不可なり、臣聞く、有土の君は、兵を勤勞せしめず、其恥辱を忌まず、其過を增さしめず、斯くすれば國家安泰なり、之に反して、兵を勤め、辱を忌み、過ちを輔くれば、社稷は危殆なりと、公聽かず、師を興して、魯を伐ち、長勺の地に造る、魯の莊公は、師を興して之を逆へ、大に齊の師を破れり、

桓公曰、吾兵猶尙少、吾參圍之、安能圍我、四年修兵、同甲十萬、車五千乘、謂管仲曰、吾士既練、吾兵既多、寡人欲服魯、管仲喟然歎曰、齊國危矣、君不競於德、而競於兵、天下之國、帶甲十萬者不鮮矣、吾欲發小兵、以服大兵、內失吾衆、諸侯設備、吾人設詐、國欲無危得已乎、公不聽、

桓公曰く、吾が兵は猶ほ尙ほ少數なり、吾は魯に三倍の兵を以て、之を圍まば、安ぞ能く我を圍がんと、四年に、完堅の同等なる鎧十萬領と、戰車五千乘とあり、管仲に謂て曰く、吾士は、既に練習し、吾が兵は衆多なり、寡人魯を服せんと欲す、管仲嘆息して曰く、齊國危し、君は德に競はずして、兵に競ふ、天下の國に、帶甲十萬のもの寡からず、吾は小兵を發して大兵を服せんと欲す、內は吾が衆心を失ひ、諸侯は備を

なし、

鮑叔曰、比其自及也、國無闕亡乎、管仲曰、未也、國中之政、夷吾尚微爲、焉亂乎、尚可以待、外諸侯之佐、既無有吾二人者、未有敢犯我者、

鮑叔曰く、其自ら禍ひに及ぶ時には、國力缺亡するに至らん、管仲曰く、未だし、國中の政は、吾尚ほ微しく爲す所あり、焉ぞ亂れんや、尚ほ以て公の患に及ぶを待つべきなり、今や外諸侯の輔佐には、吾輩二人の如きものあらず、敢て我を犯すものあらざるなり、

明年、朝之爭祿相刺、裚領而刎頸者不絶、鮑叔謂管仲曰、國死者衆矣、毋乃害乎、管仲曰、安得已、然此皆其貪民也、夷吾之所患者、諸侯之爲義者、莫肯入齊、齊之爲義者、莫肯仕、此夷吾之所患也、若夫死者、吾安用而愛之、

明年に至りて、朝廷の士は、祿を爭ひて相刺し殺し、領を裚て頸を刎るもの絶えず、鮑叔は管仲に謂て曰く、國内に死するもの多し、乃ち害なる毋きか、管仲曰く、安ぞ已むを得ん、君の然らしむる所なり、然れども此皆貪慾の民なり、深く患るに足らず、吾の患ふる所のものは、諸侯の國の義を爲し行ふものが、齊に入るなく、齊の義を行ふものが、肯て仕へざるに在り、夫の利を爭ひて、死する者のごときは、皆貪慾の民なれば、生存するも用るに足らず、吾何ぞ之を愛まん、

公又内修兵、三年、桓公將伐魯、曰、魯與寡人近、於是其救宋也

るなり、公聽かず、果して宋を伐つ、

諸侯興兵而救宋、大敗齊師、公怒歸告管仲曰、請修兵革、吾士不練、吾兵不實、諸侯故敢救吾讎、內修兵革、管仲曰、不可、齊國危矣、內奪民用、士勸於勇、外亂之本也、外犯諸侯、民多怨也、爲義之士、不入齊國、安得無危、

齊の宋を伐つや、諸侯兵を興して、宋を救ひ、大に齊の師を敗る、桓公怒り歸りて、管仲に告て曰く、請ふ兵革を修めん、吾將士は練習せず、兵卒は實効あらず、諸侯は故意に吾が讎なる宋を救ふ、故に軍事を修めんと欲す、管仲曰く、不可なり、齊國は危し、夫れ兵を修むるときは、財足らざるに至る、其弊や必ず民の財用を奪はん、士を練るときは、士は勇に勸んで、必ず敵を凌がんとす、是れ外亂の本なり、外は諸侯を犯し、民は內に怨み多し、故に義を爲す士は、齊國に入らず、安ぞ危きなきを得んや、

鮑叔曰、公必用夷吾之言、公不聽、乃令四封之內修兵、關市之征侈之、公乃遂用以勇授祿、鮑叔謂管仲曰、異日者公許子霸、今國彌亂、子將何如、管仲曰、吾君惕、其智多誨、姑少胥其自及也、

鮑叔曰く、公必ず夷吾の言を用ひよと、公聽かずして、四境の內に兵を修めしむ、關門市區の征稅は、之を增し侈る、公乃ち遂に用て、勇なるものに祿を授く、鮑叔は管仲に謂て曰く、異日は公も覇たることを諾す、今國內彌よ亂る、子之を何如んせんとするや、管仲曰く、吾君は惕にして其智は多く誨らし、姑少の間其自ら禍に及ぶを待たん、然らざれば悟ること

稽首　首を地に稽め、敬禮を極むるなり、○貪承命　甚だ好み欲して、命を承るなり、

異日公告管仲曰、欲以諸侯之間無事也、小修兵革、管仲曰、不可、百姓病、公先與百姓、而藏其兵、與其厚於兵、不如厚於人、齊國之社稷未定、公未始於人、而始於兵、外不親於諸侯、而内不親於民、公曰諾、政未能有行也、

他日桓公は、管仲に告て曰く、今や諸侯の間に於て、事無し、此時に乘じ、少しく兵革を修めんと欲すと、管仲曰く、不可なり、今日人民窮困する甚し、公先づ人民に與へよ、兵革を出す勿れ、其兵を厚くするよりは、人民に厚くするに如かず、齊國未だ定らざるに、公は未だ人に始めずして、兵に始るときは、諸侯に親しまず、民に親しまず、内外並に危しと、公は之を諾す、而も政は未だ行はれず、

二年桓公彌亂、又告管仲曰、欲繕兵、管仲又曰、不可、公不聽、果爲兵、桓公與宋夫人、飲船中、夫人蕩船而懼公、公怒出之、宋受而嫁之蔡侯、明年公怒、告管仲曰、欲伐宋、管仲曰、不可、臣聞内政不修、外擧事不濟、公不聽、果伐宋、

二年桓公は行ひ彌〻亂る、又管仲に告て曰く、兵を繕んと欲す、管仲又曰く不可なりと、公聽かず、果して兵を爲る、桓公は宋より娶りたる夫人と船中に飲む、夫人は船を搖蕩して公を懼れしむ、公怒り、夫人を出す、宋之を受けて、蔡侯に嫁す、明年桓公怒りて、管仲に告げて曰く、宋を伐んと欲す、管仲曰く不可なり、臣聞く内政修らざるに、外事を擧ぐるも、濟らざ

鮑叔は乃ち前驅を爲し、遂に國都に入り、公子糾を逐ふ、管仲は小白を射て、帶鉤に中る、管仲公子糾召忽皆魯に走る、小白は位を踐む、魯は齊を伐ちて公子糾を納んとす、而して能はず、小白は即位の二年に、管仲を召す、管仲至る、乃ち問ひて曰く、國家治む可きか、管仲對て曰く、君は霸者の王とならば、國家治まる、君は霸王たらずんば、社稷定らず、公曰く、吾才德は此に至る能はず、其大なる志にても、社稷を定るのみにあり、何ぞ霸王たるを望まんやと、管仲は再び請ひしかども、君曰く能はず、

霸、覇、伯の三字は同意に用ふ、霸は把なり、諸侯の威力信用あるものが、其時の王の政令を執り行ふことなり、

管仲辭於君曰、君免臣於死、臣之幸也、然臣之不死糾也、爲欲定社稷也、社稷不定、臣祿齊國之政、而不死糾也、臣不敢、乃走出至門、公召管仲、管仲反、公汗出曰、勿已、其勉霸乎、管仲再拜稽首而起曰、今日君成霸業、臣貪承命、趨立於相位、乃令五官行事、

管仲は桓公に辭して曰く、君の惠を以て、臣を死に免れしめたるは、臣の幸なり、然れども臣が糾の爲に死せざるは、社稷を安定せんと欲するが爲なり、社稷定らざれば、臣は齊國の政を執らんが爲めに生存して、糾を棄てたることゝなる、是れ臣の爲さゞる所なりと、乃ち走り出て門に至る、公は汗を出し曰く、必ず霸王たらしめんとして已まざれば、我も勉めて霸を爲ん、管仲再拜稽首し、起て曰く、今日より君は霸を成んとせば、臣は好んで命を承くべしと、乃ち趨りて宰相の坐位に立ち、敎、禮、武、刑、工、の五官を設けて、事を行はしめたり、

く、事の濟るは、此時に在り、事若し濟らずんば、老臣之に死せん、公子は進むも退くも、均しく害を免るを得べしと、遂に京の郊に至る、鮑叔は千五百人の兵を先鋒と爲し、自ら之を率ゐて、京に入り、七百五十人を後陣と爲して、小白を護らしめたり、

○合摎　摎は交の互に入るをいふ、朋友相交る深きなり、○猶之免也　猶は均なり、○邑郊　國都の外を郊といふ、公邑此に在り、故に邑郊といふ、

鮑叔乃告小白曰、夫國之疑二三子莫忍老臣、事之未濟也、老臣足以塞道、鮑叔乃誓曰、事之濟也、聽我令、事之不濟也、免公子者爲上、死者爲下、吾以五乘之賓距路、

鮑叔は乃ち小白に告て曰く、君を立るを疑ひ、國論未だ定らざるときは、國の二三の權力者も、此衰老の臣を殺さゞるべし、故に事の未だ濟らざるも、臣能く道を塞ぎ、敵を制して、公子を進ることを得んと、乃ち從者に誓て曰く、事の濟るや、我命令を聽け、事の濟らざるや、公子小白を援けて、逃れしむるものは、上とす、自から戰死するものは、下とす、吾は二十乘の内より、五乘の賓を取り、三百七十五人を帥ゐて、先行し、路を距ぎ、糾の黨を制せんと、

鮑叔乃爲前驅、遂入國、逐公子糾、管仲射小白、中鉤、管仲與公子糾召忽、遂走魯、桓公踐位、魯伐齊、納公子糾、而不能、桓公二年踐位、召管仲、管仲至、公問曰、社稷可定乎、管仲對曰、君霸王、社稷定、君不霸王、社稷不定、公曰、吾不敢至于此、其大也定社稷而已、管仲又請、君曰不能、

謂亂乎、召忽强武、豈能獨圖我哉、

書を集るもの、更に異說を聞く、故に或曰といふ、襄公位に立つ、明年に小白を逐ふ、小白は莒に走る、三年にして、襄公薨ず、公子糾位を踐む、國人は小白を召ぶ、鮑叔曰く、胡ぞ行かざるや、小白曰く、不可なり、夫の管仲は智あり、召忽は强武なり、國人我を召ぶといへども、我は猶ほ入るを得ず、鮑叔曰く、管仲其智を國に行ふを得ば、國は亂ると謂ふ可からず、然れども今實に亂る、是れ其智を行ふを得ざる證據なり、召忽は强武なりといへども、國人皆召ぶに、豈に獨力を以て、我を圖るを得んや、

小白曰、夫雖不得行其知、豈且不有焉乎、召忽雖不得衆、其及豈不足以圖我哉、鮑叔對曰、夫國之亂也、智人不得作內事、朋友不能相合摎、而國乃可圖也、乃命車駕、鮑叔御小白、乘而出莒、小白曰、夫二人者奉君命、吾不可以試也、乃將下、鮑叔履其足曰、事之濟也、在此時、事若不濟、老臣死之、公子猶之免也、乃行至於邑郊、鮑叔令車二十乘先、十乘後、

小白曰く、管仲は、其智を國に行ふを得ずといへども、豈に智有らざらんや、召忽は、衆人を得ずといへども、其急なるに及んで、豈に我を圖るに足らざらんや、鮑叔對へて曰く、夫の國の亂るゝや、智人も內事を作すを得ず、朋友も相ひ親しむを得ず、故に、其國は取る可きなりと、乃ち車駕を命ず、鮑叔は小白の御者となりて、莒を出づ、小白曰く、夫の二人は、君命を奉ずるならん、吾は以て事の成否を試む可らずと、乃ち車を下らんとす、鮑叔其足を履み、之を止めて曰

死臣、忽也知得萬乘之政而死、公子糾可謂有死臣矣、子生而覇諸侯、公子糾可謂有生臣矣、死者成行、生者成名、名不兩立、行不虛至、子其勉之、死生有分矣、乃行入齊境、自刎而死、管仲遂入、

魯君は乃ち遂に管仲と召忽とを束縛したり、管仲は召忽に謂て曰く、子懼るゝか、召忽曰く、何をか懼れん、吾の蚤く死せざるは、齊の定まる所あるを待つのみ、今既に定まれり、子をして齊の左相たらしめば、必ず我をして齊の右相たらしめん、然れども、公子糾を殺して、我を用ひんとするは、再び我を辱しむるなり、子は生臣となれ、我は死臣とならん、我は萬乘の政を得るを知る、而して死す、公子糾は死臣ありといふべし、子は生て諸侯の覇となれば、公子糾は生臣ありといふべし、死者は身を殺して、忠義の行を成す、生者は君を輔けて、功勳の名を成す、生名と死名とは兩立せず、行ひは實踐を待つ、虛言にしては至らず、子は其れ之を勉よ、死生各天分ありと、乃ち行きて、齊の境に入り、召忽は自殺し、管仲獨り齊に入る、

君子聞之曰、召忽之死也、賢其生也、管仲之生也、賢其死也、

此時の君子、之を聞き評して曰く、召忽の死は、其生に勝ち、管仲の生は其死に勝ると、蓋し召忽は、諸侯九合の大功を成す能はざるを謂ふなり、

或曰、明年襄公逐小白、小白走莒、三年襄公薨、公子糾踐位、國人召小白、鮑叔曰、胡不行矣、小白曰不可、夫管仲智、召忽強武、雖國人召我、我猶不得入也、鮑叔曰、管仲得行其智於國、國可

也、今在魯、寡人願生得之、若不得也、是君與寡人賊比也、魯君問施伯、施伯曰、君與之、臣聞、齊君惕而亟驕、雖得賢、庸必能用之乎、及齊君之能用之也、管子之事濟矣、夫管仲天下之大聖也、今彼反齊、天下皆鄉之、豈獨魯乎、今若殺之、此鮑叔之友也、鮑叔因此以作難、君必不能待也、不若與之、

魯君は、施伯の言を聞て曰く、諾すと、未だ政を致すに及ばずして、齊の使者至りて曰く、夷吾と召忽とは吾賊なり、今魯に在り、寡人願くは、之を生ながら得ん、若し反し得ざるときは、是れ魯君と寡人の賊と比周するなりと、魯君は之を如何せんと問ふ、施伯曰く、君は之を與へよ、臣聞く、齊君は惕にして、亟驕る、賢を得るも庸ぞ能く之を用ひんや、齊君之を用ふるならば、管子の志す所の事は濟るなり、夫れ管仲は天下の大聖人なり、今彼れ齊に反れば、天下の人皆之に嚮ひ服せん、豈に獨り魯のみならんや、今之を殺せば、此れ鮑叔の友人なれば、鮑叔此に因りて、魯に向つて難を作さん、君は之を待ち受ること能はず、管仲を與ふるに若かざるなり、
○寡人は、諸侯自身の謙遜したる稱なり、德少きものとの意なり、

魯君乃遂束縛管仲與召忽、管仲謂召忽曰、子懼乎、召忽曰、何懼乎、吾不蚤死、將胥有所定也、今既定矣、令子相齊之左、必令忽相齊之右、雖然、殺君而用吾身、是再辱我也、子爲生臣、忽爲

亟迎之、

桓公曰く、然らば夷吾は、魯の政を、受けんとするか、其れ否らざるか、鮑叔對へて曰く、受けざるなり、夫の夷吾の公子糾の爲に死せざるは、齊の國家を定めんと欲するが爲なり、今魯の政を受くれば、是れ齊を弱くす、夷吾の君に事ふる二心なし、萬死の患を知るも、必ず受けず、公曰く、其の我に二心なき、此の如く堅きか、鮑叔對へて曰く、君の爲にするに非ず、先君の爲にするなり、其れ君に於けるは、糾に親むに如かず、既に糾の爲めに死せず、而るを況や君においてをや、君若し齊の國を治めんと欲せば、亟かに之を迎へよ、

公曰、恐不及、奈何、鮑叔曰、夫施伯之爲人也、敏而多畏、公若先反、恐注怨焉、必不殺也、公曰、諾、施伯進對魯君曰、管仲有急、其事不濟、今在魯、君其致魯之政焉、若受之、則齊可弱也、若不受、則殺之、殺之以說於齊也、與同怒、尚賢於已、

桓公曰く、時後れたり、恐くは及ばざらん、之を奈何せん、鮑叔曰く、夫れ施伯の人となりや、敏なれども、畏るゝ心多し、故に公より先づ夷吾を反らしむることを爲さば、施伯は齊の怨を注入するを恐れて、必ず夷吾を殺さゞるべし、桓公曰く、諾と、此時に當りて、魯には施伯進んで魯君に對へて曰く、管仲急ありて、其事濟らず、今彼れ魯に在るを幸として、君は魯の政を彼に任せよ、若し之を受けて、政を爲すときは、齊は弱くなるべし、夷吾若し政を受けざれば、之を殺すべし、之を殺して、齊に說くには、齊魯與に怒を同じくすといへ、斯くすれば、徒らに已むよりも勝れり、

君曰諾、魯未及致政、而齊之使至、曰、夷吾與召忽也、寡人之賊

稷、鮑叔曰、得管仲與召忽、則社稷定矣、公曰、夷吾與召忽、吾賊也、鮑叔乃告公其故圖、公曰、然則可得乎、鮑叔曰、若亟召則可得也、不亟不可得也、夫魯施伯、知夷吾爲人之有慧也、其謀必將令魯致政於夷吾、夷吾受之、則彼知能弱齊矣、夷吾不受、彼知其將反齊也、必將殺之、

桓公は鮑叔に問ひ曰く、何の術を以て、此の國を安定にせんとするか、鮑叔曰く、管仲と召忽とを得ば、國は治まらん、公曰く、夷吾と召忽とは、吾が賊なり、鮑叔乃ち公に、其昔し圖りたる事、即ち管仲が鮑叔を勸めて、小白に傅たらしめしことを告ぐ、公曰く、然らば此二人得べきか、鮑叔曰く、若し亟かに召さば得べきなれども、亟かにせざれば、得可らず、夫れ魯の施伯といふ人は、夷吾の人となり、慧智あるを知る、故に謀りて、魯君に說き、政を夷吾に致さしめんとす、夷吾之を受くれば、彼は能く齊を弱くするを知る、夷吾受けずんば、施伯は彼が齊に反らんとするを知り、必ず之を殺さんとす、

公曰、然則夷吾將受魯之政乎、其否乎、鮑叔對曰、不受、夫夷吾之不死糾也、爲欲定齊國之社稷也、今受魯之政、是弱齊也、夷吾之事君、無二心、雖知死、必不受也、公曰、其於我也、曾若是乎、鮑叔對曰、非爲君也、爲先君也、其於君不如親糾、糾之不死、而況君也、君若欲定齊之社稷、則

紛如死于階下、孟陽代君寢于牀、賊殺之曰、非君也不類、見公之足于戶下、遂殺公而立公孫無知也、

八月に、襄公は貝丘に田す、豕彘を見る、從者曰く、公子彭生なり、公怒りて曰く、公子彭生安ぞ敢て見るかと、之を射る、豕は人の如く立て啼く、公懼れて車下に墜落し、足を傷り屨を亡ふ、歸りて屨を僕の費といふものに求めしも、屨は得られず、因て費を鞭うち出血す、費は走り出で門に至り、賊の公を殺さんとするものに遇ひ、脇かされて束られたり、費は公に鞭うたれて遁るなりといひ、袒て其背を示したれば、賊も之を信じ、費を案內者として、先づ宮に入らしむ、費は入りて、公を伏し匿し、出でゝ賊と鬪ひ、門中に死せり、石之紛如は戰つて階下に死し、孟陽は君に代りて、牀の上に寢ねしに、賊之を殺して曰く、是は君に非ず、君に類せずと、既にして公の足を戶下に見て、遂に公を殺し、公孫無知を立てたり、

鮑叔牙奉公子小白奔莒、管夷吾召忽奉公子糾奔魯、九年公孫無知虐於雍廩、雍廩殺無知也、桓公自莒先入、魯人伐齊、入公子糾、戰於乾時、管仲射小白中鉤、魯師敗績、桓公踐位、於是劫魯、使魯殺公子糾、

鮑叔牙は、公子小白を奉じて、莒に奔る、管夷吾、召忽は、公子糾を奉じ、魯に奔る、九年に公孫無知は、雍廩を虐す、雍廩反つて無知を殺せり、是に於て桓公(小白)は、莒より先づ齊國に入る、魯人齊を伐て、公子糾を入れんとし、乾時(地名)に戰ふ、管仲は桓公を射て其腹の帶鉤に中つ、然れども魯の軍大敗して、桓公遂に位を踐みたり、是に於て齊は魯を劫かして、公子糾を殺せり、

桓公問於鮑叔曰、將何以定社

說、

齊の大夫豎曼曰く、賢者は忠に死して疑を救ふ、人民も之に依賴して、心を寓す、智者は理を究めて長く慮る、故に身は危亡を免る、今彭生は君に二心ありて諫めず、諂諛の行をなして、吾君に戲れ狎れ、吾君をして親戚の禮命を失はしむ、（文姜は襄公の妹なり）、又力めて吾君の禍を成して、二國の怨を構へしむ、彭生は禍を免るを得ず、蓋し禍の筋は、彭生に屬せり、夫れ吾君は、怒を以て禍を遂げ、其親戚を害する外聞を恐れず、昏迷の主にして、醜恥の心なきなり、豈に彭生に對して、能く禍を止めんや、魯若し來り責問するあらば、吾君は必ず彭生を殺して、其罪を謝することあらん、

二於君　君を輔るに、正道を以てせず、之に昏に從ふ、

二月、魯人告齊曰、寡君畏君之威、不敢寧居、來修舊交、禮成而不反、無所歸死、請以彭生除之、

齊人爲殺彭生、以謝於魯、

二月に、魯人は齊に告げて曰く、敝邦の主は、君の威勢に畏れ、敢て自から安んぜず、來り舊交を修めしに、其會合の禮成りて、身は反らず、死罪を歸するに所なし、請ふ彭生を得て之を除かんと、齊人爲に彭生を殺して、魯に謝罪す、

寡君は德の寡き君なり、自國の君なり、

五月、襄公田于貝丘、見豕彘、從者曰、公子彭生也、公怒曰、公子彭生安敢見、射之、豕人立而啼、公懼墜於車下、傷足亡屨、反誅屨於徒人費、不得也、鞭之見血、費走而出、遇賊於門、脅而束之、費袒而示之背、賊信之、使費先入、伏公而出、鬬死于門中、石之

來れよとて、滿一年まで戍りしに、公の問ひ至らず、交代を請へども、許されず、是に於て、二人は公孫無知に從ひて、叛亂を作せり、(此段及下段には、諸兒の君となり惡行を爲すを說く、)

魯桓公夫人文姜、齊之女也、公將如齊、與夫人皆行、申諭諫曰、不可、女有家、男有室、無相瀆也、謂之有禮、公不聽、遂以文姜會齊侯於濼、文姜通於齊侯、桓公聞責文姜、文姜告齊侯、齊侯怒饗公、使公子彭生乘魯侯脇之、公薨于車、

魯の桓公の夫人文姜は、齊の僖公の女なり、公は齊に往んとて、夫人と與に行く、申諭は之を諫めて曰く、不可なり、女は夫の家を有し、男は夫人の室を有して相瀆すなく、堅く守るを有禮と謂ふ、桓公聽かず、文姜を伴ひて、齊の襄公と濼の地に會合す、文姜は遂に齊侯に姦通す、桓公聞て文姜を責問す、文姜之を齊侯に告ぐ、齊侯は怒り、桓公を殺さんとして、之を饗應し、大に醉はしめ、車に乘らんとするとき、公子彭生をして、之を扶けて、其脇骨を折らしむ、桓公は、車中に於て薨去せり、

豎曼曰、賢者死忠以振疑、百姓寓焉、智者究理而長慮、身得免焉、今彭生二於君、無盡言、而諛行以戲我君、使我君失親戚之禮命、又力成吾君之禍、以構二國之怨、彭生其得免乎、禍理屬焉、夫君以怒遂禍、不畏惡親聞容、昏生無醜也、豈及彭生而能止之哉、魯若有誅、必以彭生爲

管仲曰く、吾の君臣たるや、君命を受け、國家を奉じ、以て宗廟を持せんとす、豈に一の公子糾の爲に死せんや、吾の死するは、國家破れ、宗廟滅び、祭祀絶ゆるときなり、此の三の場合に非んば、吾は生ん、吾生きて、齊國利なり、吾死すれば、齊國不利なり、鮑叔曰く然らば奈何せん、

管子曰、子出奉令則可、鮑叔許諾、乃出奉令、遂傅小白、鮑叔謂管仲曰、何行、管仲曰、爲人臣者、不盡力於君、則不親信、不親信、則言不聽、言不聽、則社稷不定、夫事君者、無二心、鮑叔許諾、

管子曰く、子は出て令を奉ぜば可なり、鮑叔許諾し、出て令を奉じ、遂に小白の傅となる、管仲に謂つて曰く、何を行はん、管仲曰く、人臣たるものは、力を君に盡さゞれば、親信せられず、親信せられずんば、言聽かれず、言聽かれずんば、國家定らず、夫れ君に事ふるものは、二心なし、鮑叔許諾す、

僖公之母弟夷仲年、生公孫無知、有寵於僖公、衣服禮秩如適、僖公卒、以諸兒長、得爲君、是爲襄公、襄公立、後絀無知、無知怒、公令連稱、管至父戍葵丘、曰、瓜時而往、及瓜時而來、期戍、公問不至、請代不許、故二人因公孫無知、以作亂、

僖公と母を同じくしたる弟に、夷仲年といふ人あり、公孫無知を生む、僖公に寵あり、衣服も禮秩（待遇すること）も嫡子の如し、僖公薨去して、諸兒は年長じたるを以て、君と爲るを得たり、是を襄公とす、襄公立て後に、無知を絀く、無知怒れり、此時に襄公は、連稱と管至父とに命じ、葵丘の地を守らしむ、曰く、今や瓜の熟する時にして往け、來年の瓜の時節に歸り

たず、吾れ小白を觀るに、必ず後嗣たるを得ず、管仲曰く、然らず、夫れ國人は、皆公子糾の母を憎み惡んで、其子の糾の身に及べり、而して小白の母なきを憐れむ、諸兒は年長なれども賤し、後嗣たる事は、未だ知るべからず、夫れ齊國を定る所以のもの、此二公子の中に在らん、小白の性質は、小智なく、放恣にして、大慮あり、群臣に疑はる、我に非んば、之を容るものなし、天運不幸にして、齊國に禍殃ある、公子糾は立つを得るも、事は濟らざらん、子(鮑叔)が小白を輔けて國家を治むることに務めずんば、誰れか之を能せん、

管夷吾字は仲なり、他より仲と稱す、自分は夷吾といふ、

召忽曰、百歲之後、吾君卜世、犯吾君命、而廢吾所立、奪吾糾也、雖得天下、吾不生也、兄與我齊國之政也、受君令而不改、奉所立而不濟、是吾義也、

召忽曰く、他日吾君(僖公)が世を去りたる後、吾君の命を犯して、吾が立る所を廢し、吾が公子糾を奪ふものあらば、吾は天下の大利を得るも、生を欲せず、況や齊一國の政事を任す如き小利に於てをや、吾心は決して迷はず、君命を受けて改めず、立る所を奉じて事を濟さんと欲す、事濟らざれば、吾は死して國に報ずるのみ、是れ臣たる義なり、

○兄は况の字と通じ用ゆ、○卜世　卜は下の誤ならん下世は此世を去ることなり、

管仲曰、夷吾之爲君臣也、將承君命、奉社稷、以持宗廟、豈死一糾哉、夷吾之所死者、社稷破、宗廟滅、祭祀絕、則夷吾死之、非此三者、則夷吾生、夷吾生則齊國利、夷吾死則齊國不利、鮑叔曰、然則奈何、

臣をして小白に傳たらしむ、賤臣は棄てられたるを知ると、蓋し小白の君位に上るを得ざるを言へり、

召忽曰、子固辭無出、吾權任子以死亡、必免子、鮑叔曰、子如是、何不免之有乎、管仲曰、不可、持社稷宗廟者、不讓事、不廣閒、將有國者、未可知也、子其出乎、

召忽は鮑叔に謂て曰く、子固く小白の傳たるを辭して、疾と稱し出る勿れ、君は疑ひて之を許さざるも、吾は權りに子の疾を保證し、今死亡に瀕すと言はん、斯くせば必ず免さるゝことあらん、鮑叔曰く、子が是の如く言はば、何ぞ免さゞること有んや、管仲曰く、召忽の言は不可なり、國家宗廟を持するものは、難事とても讓らず、官職は閒暇なるも、曠しくすべからず抑も國を有つ人は、誰たるか、未だ的知す可らず、小白が君位に上るも、知る可らず、子は其れ出づべし、辭するなかれ、

召忽曰、不可、吾三人者之於齊國也、譬之猶鼎之有足也、去一焉、則必不立矣、吾觀小白、必不爲後矣、管仲曰、不然也、夫國人憎惡糾之母、以及糾之身、而憐小白之無母也、諸兒長而賤、事未可知也、夫所以定齊國者、非此二公子者、將無已也、小白之爲人、無小智、惕而有大慮、非夷吾、無容小白、天不幸降禍、加殃于齊、糾雖得立、事將不濟、非子定社稷、其將誰也、

召忽曰く、不可なり、吾三人の齊國に於けるや、之を譬ふれば鼎の三足あるが如し、一足を去れば、必ず立

善者之爲兵也、使敵若據虛、若搏景、無設無形焉、無不可以成也、無形無爲焉、無不可化也、此之謂道矣、若亡而存、若後而先、威不足以命之、

善く兵を用ゆる者の軍を行るは、敵をして我軍を見るに、虛に據るが如く、撃つこと能はず、景を搏つが如く、獲る所なからしめ、設け施すことなく、形の見る可きなからしむ、故に我の爲す事は、成る可らざるなく、化すべからざるなく、變化行動自在なり、之を道といふ、蓋し亡するが如くにして存し、後るが如くにして先にある、是皆道の深き所にして、遠く威武の上に在り、威力などは之に當るに足らざるなり、

大匡第十八　內言一

大中小の三匡は、何れも桓公の天下を匡正せし事を錄す、大匡は其大端を述ぶ、內言は管子の桓公を相けて、內政を修むるを陳ぶ、蓋し其學を承るものゝ記する所なり、

齊僖公生公子諸兒、公子糾、公子小白、使鮑叔傅小白、鮑叔辭、稱疾不出、管仲與召忽往見之、曰、何故不出、鮑叔曰、先人有言曰、知子莫若父、知臣莫如君、今君知臣不肖也、是以使賤臣傅小白也、賤臣知棄矣、

齊の僖公は、公子諸兒、公子糾、及び公子小白を生む、鮑叔をして、小白の傅たらしむ、鮑叔之を辭して、疾と稱し出でず、管仲は召忽と共に往て、之を見て曰く何故に出でざるか、鮑叔曰く、先人言へるあり、曰く子を知るは、父に若くはなし、臣を知るは君に若くはなしと、今君は臣が不肖なるを知るなり、是を以て賤

一之原也、

故に至善なるものは、戰を爲さず、之を服するに、德を以てす、其次は、一たび戰ふことあり、大國を破り强邦に勝つ、是一戰して天下を安んずる一の至極なるものなり、敵を亂すに、變計を以てせず、敵に乘ずるに、詭策を以てせず、敵に勝つに、詐謀を以てせざるは、一戰して敵を伏する實効なり、近國を服するには、實効を以てす、遠國を服するには、號令を施す、我の力は量る可らず、我の强は度るべからず、我の兵氣の盛大なるは、窮む可らず、我の德は測るべからず、是れ一戰して敵を服する本源なり、

衆若時雨、寡若飄風、一之終也、利適器之至也、用敵敎之盡也、不能致器者、不能利適、不能盡敎者、不能用敵、不能用敵者窮、不能致器者困、

我兵の衆多なるときは、好雨の物を濕すが如く、德を以て之を懷く、我兵の寡少なるときは、飄風の震動するが如く、其戰烈し是れ一戰して敵を服する終なり、利適とて履の足に適する如く適合するは、器の至極なるものなり、敵人の我用となるは、敎の道を盡したるなり、器の巧を致す能はざるは、利適することなし敎を盡す能はざるは、敵を用ゆること能はざるなり、敵を用ゆる能はざれば敵反りて侵す、故に我は窮することあり、器を巧に致す能はざれば、敵に抗る難くして、困むことあり、

遠用兵、則可以必勝、出入異塗、則傷其敵、深入危之、則士自修、士自修、則同心同力、

遠く兵を用ゆるときは、我兵の反顧の心を絕つ、必ず勝つべし、又出ると入るを、塗を異にするときは、敵は我が由る所を測る能はず、故に我は彼を傷る、深く敵國に入りて、其居る危し、所謂我兵を死地に置くなり、斯るときは、兵士自ら修めて生を求む、士自ら修むるときは、同心戮力して、敵を破る、

見、故莫之能斂、無名之至盡、盡而不意、故不能疑神、

敵の寶玉を獲るときは、精勇の士と與にして獨り入れず、故に之を止るものなし、之を觀るも精勇のものと與に見る故に之を貪り取るものなし、蓋し兵を用る道は、神の如くにして、名くべからず、其理を盡すに至る、而して敵の意はざる所に出づ、故に敵は我兵の神機に服す、

畜之以道、則民和、養之以德、則民合、和合故能諧、諧故能輯、諧輯以悉、莫之能傷、

之を畜ふに道を以てすれば、民和ぐ、之を養ふに德を以てすれば、民合ふ、和合する故に能く諧ふ、諧ふ故に能く輯ぐ、諧ひ輯ぎて、其理を悉くす、故に敵の能く之を傷害するなし、

定一至、行二要、縱三權、施四教、發五機、設六行、論七數、守八應、審九器、章十號、故能全勝、

一至より以下、管子其數目を言はず後人得て知るなし、

大勝無守也、故能守勝、數戰則士罷、數勝則君驕、夫以驕君使罷民、則國安得無危、

大勝あるも、之を我の專有とせず、故に能く勝つべき道を守る、數々戰へば兵士罷る、數々勝てば君驕る、驕りたる君を以て、罷れたる民を使ふは、國危し、

故至善不戰、其次一之、破大勝强、一之至也、亂之不以變、乘之不以詭、勝之不以詐、一之實也、近則用實、遠則施號、力不可量、彊不可度、氣不可極、德不可測、

兩者備施、動乃有功、器成教施、追亡逐遁、若飄風、擊刺若雷電、絕地不守、恃固不拔、

道と德との兩者備はり施せば、動く乃ち功あり、器成り教施せば、亡るを追ひ遁るを逐ひて、飄風の疾なる如し、擊ち刺すことは、雷電の烈なる如し、地形の孤絕なる所は、險固の恃むべきなし、故に守るを得ず、堅固を恃む所は、之を取るに多く費ゆ、故に拔くを得ず、

中處而無敵、令行而不留、器成教施、散之無方、聚之不可計、教器備利、進退若雷電、而無所疑匱、一氣專定、則傍通而不疑、厲士利械、則涉難而不匱、

四鄰の國、敢て抵抗せず、故に中に處して敵なし、令は行はれて、留ることと無し、器械成り、教習施して、兵を散じ用ふるに、四方自由なり、之を集聚するに、敵より計る可らず、臂の指を使ふ如し、教備はりて、器利なれば、進退すること、雷電の如く、迅疾にして、疑ふ所無く、竭くる所なし、蓋し兵士の一氣專ら定まれば、四方に傍通して、疑ふことなく、士を厲まし、器械を利くせば、難に涉りて、兵氣の匱しく竭くることなきなり、

○○
疑匱　疑は決定の心無きなり、匱は兵氣の缺乏なり、

進無所疑、退無所匱、敵乃爲用、凌山阬、不待鉤梯、歷水谷、不須舟檝、徑於絕地、攻於恃固、獨出獨入、而莫之能止、

進みては疑ふ所なく、退きて士氣の竭るなし、敵乃ち降服して、我の用を爲す、山阬の險を登るに、鉤梯を待たず、水谷を歷涉するに、舟檝を須ひず、敵皆我の用となる、孤絕の地を徑し、險要の所を攻む、我兵獨り出で獨り入る、之を止るものなし、

寶不獨入、故莫之能止、寶不獨

を載せて、車に駕し行く、

鳥章　古本に鳥に作るあり、下の鵲章に對して、鳥を可とす、

九章既定、而動靜不過、三官、五敎、九章、始乎無端、卒乎無窮、始乎無端者道也、卒乎無窮者德也、

九章既に定まりて、動靜過たざるなり、三官五敎九章は、無端に始り、其始る故を知らず、無窮に終る、其終る所を知らず、無端に始るは道なり、道は貫かざる物なし、無窮に卒はるは德なり、德は載せざる事なし、無端無窮は、皆敵の不意に出るをいふ、彼れをして測り知る能はざらしむるは、是れ兵法の神なる所なり、

道不可量、德不可數也、故不可量、則衆强不能圖、不可數、則僞詐不敢嚮、兩者備施、則動靜有功、徑乎不知、發乎不意、

道あるものは、敵も量る可らず、德あるものは、敵も數ふ可らず、故に量るべからざるときは、衆强の兵も圖る能はず、數ふ可らざるときは、僞詐のもの敢て嚮ひ來らず、此の兩の者は備はり施せば、動靜並に功ありて、敵の知らざる所を徑し、敵の意はざる所に發作す、

徑乎不知、故莫之能禦也、發乎不意、故莫之能應也、故全勝而無害、因便而敎、准利而行、敎無常、行無常、

知らざるに徑す、故に之を能く禦ぐものなし、意はざるに發作す、故に之に能く應ずるものなし、故に全勝して害せらるゝなし、便利に由りて、敎へられ、利に遵ひて行ふ、敎も常なく、行も常なし、唯便と利とに因るなり、

り、金は士卒を坐せしめ、退かしめ、止らしむる所以なり、三は旗なり、旗は武器を擧げしめ、利ならしめ、伏せしむる所以なり、此れを三官といふ、即ち軍を指揮する具なり、故に此三者を以て號令すれば、兵法治る、

五教、一曰教其目、以形色之旗、二曰教其身、以號令之數、三曰教其足、以進退之度、四曰教其手、以長短之利、五曰教其心、以賞罰之誠、五教各習、而士負以勇矣、

五教とは、一に曰く、兵卒の目に教ゆるに、形と色との殊なるを以てす、二に曰く、其身に教ゆるに、號令の數を以てす、三に曰く、其足に教ゆるに、進退の度を以てす、四に曰く、其手に教ゆるに、長短の兵器を以てして、各利ある所に用ひしむ、五に曰く、其心を教ゆるに、賞罰の誠に信あるを以てす、此五教を、各練習せしむれば、兵士其便利を恃みて、勇み戰ふに至る、

九章、一曰、擧日章、則晝行、二曰、擧月章、則夜行、三曰、擧龍章、則行水、四曰、擧虎章、則行林、五曰、擧鳥章、則行陂、六曰、擧蛇章、則行澤、七曰、擧鵲章、則行陸、八曰、擧狼章、則行山、九曰、擧韓章、則載食而駕、

九章とは、諸色の旗を擧げて、士卒に進行を命ずる方法なり、一に曰く、日章の旗には軍兵晝行く、二に曰く、月章には夜行す、三に曰く、龍章には水を行く、四に曰く、虎章には、林中を行く、五に曰く、鳥章には、陂上を行く、六に曰く、蛇章には澤中を行く、七に曰く、鵲章には陸を行く、八に曰く、狼章には山中を行く、九に曰く、韓章（弓を韜みたる圖を畫く）には食糧

無蓄積、官無常、則下怨上、器械不巧、則朝無定、賞罰不明、則民輕其產、

兵に主將なければ、蚤く敵を知ること能はず、野に官吏の守るなければ、蓄積なく、官に常なくして、變更屢すれば、下は上を怨む、器械巧妙ならざれば、寇敵に凌がる、故に朝廷安定することなし、賞罰明白ならざれば、民は其產を輕んじ、生を樂まず、

故曰、早知敵、則獨行、有蓄積、則久而不匱、器械巧、則伐而不費、賞罰明、則勇士勸也、三官不繆、五教不亂、九章著明、則危危而無害、窮窮而無難、故能致遠以數、縱强以制、

故に曰く、敵を知れば、敵をして抵抗する能はざらしむ、我は獨行する如し、蓄積あれば、久しく陣して乏しからず、器械巧なれば、攻伐して日數を要せず、戰費なし、賞罰明かなれば、勇士は勸む、三官（下に解す）繆らず、五敎亂れず、九章著明なるときは、危きを危とし、窮するを窮として、其危窮を救はざるも、敵より患害を來たす無し、故に我は此法に由りて、遠隔の民を誘致するに、術數を以てし、强大の威を振ふに制度を以てす、

三官と五教と九章とは、此の下段に詳解す、

三官、一曰鼓、鼓所以任也、所以起也、所以進也、二曰金、金所以坐也、所以退也、所以免也、三曰旗、旗所以立兵也、所以利兵也、所以偃兵也、此之謂三官、有三令、而兵法治也、

三官の一は鼓なり、鼓は士卒を戰に任せしめ、起立せしめ、進行せしむる所以なり、二は金（鉦のこと）な

を爲すは、何の法を取るか、

擧兵之日、而境内不貧者、計數得也、戰而必勝者、法度審也、勝而不死者、敎器備利、而敵不敢校也、得地而國不敗者、因其民也、

曰く兵を擧ぐる日にして、境内貧しからざるは、計數を精密にして、糧食金錢の出納を完くすればなり、戰ひて必ず勝つは、將士進退の法度を明にすればなり、勝て士卒の死せざるは、敎習備り、器械利なればなり、敵の地を得て、我國敗れざるは、其民を利用して、政を施せばなり、

因其民、則號制有發也、敎器備利、則有制也、法度審、則有守也、計數得、則有明也、治衆有數、勝敵有理、察數而知理、審器而識勝、明理而勝敵、

其民に因り、俗を改めざれば、號令制度を發するに便なり、敎器備はり、利なれば、能く人を制するに便なり、法度詳審なれば、兵は守るに便なり、計數道を得れば、戰の費用を明知するに便なり、是に於て軍衆を治るに術あり、敵に勝つに理あり、數を察して理を知る、器備はり審にして、勝つことを識る、理を明にして敵に勝つ、

定宗廟、遂男女、官四分、則可以定威德、制法儀、出號令、然後可以一衆治民、

斯の如くして敵を制し、我宗廟を安定し、男女をして其生を遂げしめ、官吏を四方に分ち守れば、以て上の威德を定め、法儀を制し、號令を出すを得べし、然る後に、衆民を統一して之を治むるを得べし、

兵無主、則不蚤知敵、野無吏、則

兵法第十七　外言八

兵法を論じて、之を道に原け、之を德に歸す、

明一者皇、察道者帝、通德者王、謀得兵勝者霸、故夫兵雖非備道至德也、然而所以輔王成霸、

一は一元の氣、陰陽の本、萬物を生じ成す所以なり、故に生を好む所の德を一と稱す、道は人の由て行ふ所のもの、所謂性に率ふを道といふ、德は得にして、禮樂身に得るを德と謂ふ、故に一の理を明にするもの、皇なり、道を察し知るものは、帝と爲り、德に通ずるものは、王となる、謀る所必ず得て、兵を用ゆるとき必ず勝つは、霸と爲る、蓋し兵は不祥の器なり、已むを得ずして、之を用ゆ、道に於ては、未だ備はらず、德に於ては、未だ至らず、然れども之を用ゆるは、王を輔け霸を成す所以なり、

今代之用兵者不然、不知兵權者也、故舉兵之日、而境內貧、戰不必勝、勝則多死、得地而國敗、此四者用兵之禍者也、

今代の兵を用るものは、前述の道に背く、蓋し兵の輕重の節を知らざるなり、故に兵を擧る日にして、境內は貧となり、戰爭は或は勝ち或は勝たず、勝てば士卒多く死す、地を得るも我國は衰へ敗る、此の四の事起るは、兵の弊害なり、

四禍其國、而無不危矣、大度之書曰、舉兵之日、而境內不貧、戰而必勝、勝而不死、得地而國不敗、爲此四者若何、

兵を擧げて、前述の四害を其國に起すものは、危からざるなし、故に大に法度を陳する書に曰く、兵を擧る日にして、境內貧ならず、戰ひて必ず勝つ、勝て我卒は死せず、敵の地を得て、我國は敗れず、此の四の者

猛毅なる君は、外難を免れず、懦弱なる君は、內亂を免れず、猛毅の君は、誅することを輕卒にす、誅を輕卒にする流弊は、正道に依るものも、安心せず、正道に依るもの安んぜざるときは、材能の臣も去り逃るに至る、

輕誅　誅戮を輕卒にして、正道に背く、

彼智者、知吾情僞、爲敵謀我、則外難自是至矣、故曰、猛毅之君、不免於外難、懦弱之君者重誅、重誅之過、行邪者不革、行邪者久而不革、則群臣比周、群臣比周、則蔽美揚惡、蔽美揚惡、則內亂自是起、故曰、懦弱之君、不免於內亂、

彼の逃げ去りたる智者は、我邦の狀態を詳知す、故に敵の爲に我を謀るときは、外難は是より至る、故に曰く、猛毅の君は、外難を免かれず、懦弱の君は、誅を憚りて寛にす、誅を寛にする過は、邪を行ふもの革めず、邪を行ふもの久しく革めざれば、群臣比周す、群臣比周すれば、美を蔽ひ惡を揚ぐ、美を蔽ひ惡を揚れば、內亂是より起る、故に曰く、懦弱の君は、內亂を免れず、

明君不爲親戚危其社稷、社稷戚於親、不爲君欲變其令、令尊於君、不爲重寶分其威、威貴於寶、不爲愛民虧其法、法愛於民、

明君は親戚の爲に其社稷を危くせず、社稷は親より戚し、君の欲の爲に、其令を變せず、令は君より尊し、重寶の爲に、其威を分たず、威は寶より貴し、民を愛する爲に、其法を虧かず、法は民よりも愛す、

古今惑也、此二者不廢、而欲廢之、則亦惑也、此二者傷國一也、

民を貧くし財を傷ぶるは、兵より大なるものなし、國を危くし主を憂へしむるは、兵より速かなるものなし、此の貧傷危憂の四患は、明かなるも、古今能く兵を廢することなし、兵廢すべくして廢せざるは、是れ古今人の惑なり、此の古と今と廢せざるに、猶之を廢せんとす、亦惑なり、此の廢すると廢せざると二つの者の、國を傷るは、一様なり、

傷國一也　兵を廢すれば、寇來りて禦ぐなく、遂に國を傷る、廢せざれば、財を費し主を憂へしめ、亦國を傷る、故に曰く一なり、

黄帝唐虞帝之隆也、資有天下、制在一人、當此之時也、兵不廢、今德不及三帝、天下不順、而求廢兵、不亦難乎、

黄帝、唐、虞の三帝は、德の隆盛なるものなり、天下を領有し、之を制する一人にあり、此の時に當りてや、兵廢せず、今德は三帝に及ばず、天下も順はず、而して兵を廢するを求むるは、難し、

故明君知所擅、知所患、國治而民務積、此所謂擅也、動與靜此所患也、是故明君審其所擅、以備其所患也、

故に明君は、專ら取る所を知る、患ふる所を知る、國治りて民積蓄することを務む、此れ專ら取る所なり、動と靜と宜を失ふは、此れ患ふる所なり、是故に明君は、其專ら取る所を審にして、其患ふる所に備ふるなり、

猛毅之君、不免於外難、懦弱之君、不免於內亂、猛毅之君者輕誅、輕誅之流、道正者不安、道正者不安、則材能之臣去亡矣、

今や能を誣ふる臣を以て、國を私する君に事ふ、而して能く功名を濟すものは、古今に之れ無し、能を誣ふる人は知り易きなり、臣（管子自ら稱す）之を先王に度るに、舜の天下を有つや、禹は內務大臣となり、契は文部大臣となり、皐陶は司法大臣となり、后稷は農務大臣となれり、此の四士は、皆天下の賢人なれども、諸職を兼ねず、其才德を、一定の本務に盡くして、其君に事へたり、

今誣能之人、服事任官、皆兼四賢之能、自此觀之、功名之不立、亦易知也、故列尊祿重、無以不受也、勢利官大、無以不從也、以此事君、此所謂誣能篡利之臣者也、

今や能を誣ふる人は、事に服し官に任ず、皆禹契皐稷四賢の職を兼ぬ、此に由り之を觀れば、功名の立ざるは、知り易きなり、故に此小人は、列尊く祿重ければ、之を受けざるなし、無能を以て辭するなし、勢は利に官は大なれば、之に從はざるなし、此を以て君に事ふ、此所謂能を誣ゐて利を簒ふものなり、

列尊　列は位なり、尊位といふに異ならざるなり、

世無公國之君、則無直進之臣、無論能之主、則無成功之臣、昔者三代之相授也、安得二天下而殺之、

世に國を公共のものとする君なければ、直進の士なし、能を論ずる主なければ、功を成す臣なし、昔し三代の時に、有能の士は、無能の君に代りて立てり、是れ國を公共のものとして、害を除き利を擧げしなり、別に天下を設けて、民を殺すに非ず、

貧民、傷財、莫大於兵、危國憂主、莫速於兵、此四患者明矣、古今莫之能廢也、兵當廢而不廢、則

其有名也、王主之行、其道也、忘其功也、賢人之行、王主之道、其所不能已也、

德行は身に成るとも、古道を知らざるは、鄙き人なり、其事の道に資る無く、時君に遇ひて、心力を盡すべきに、其職業を簡慢にするは、愚士なり、名譽を巧みに釣り取る人は、賢士にあらず、賢士は實を務めて、名を忘るゝなり、利を巧みに釣り取る君は、王道を行ふ所の人主にあらず、賢人の其身を行ふや、其名のことを忘るゝなり、王道の主の其道を行ふや、其功を忘るゝなり、賢人の行ひ、王主の道は、心に自から之を好み、已まんと欲して、已むこと能はざるなり、

明君公國一民、以聽於世、忠臣直進、以論其能、明君不以祿爵私所愛、忠臣不誣能以干爵祿、君不私國、臣不誣能、行此道者、雖未大治、正民之經也、

明君は、國を以て私有とせず、公共のものとす、民を統一にして、世の可否を聽く、忠臣は、直に進みて、左右の臣に由らず、以て其能する所を論ず、明君は祿爵を以て、自身の愛するものに私せず、忠臣は、才能なきを有ると誣ゐず、之を誣ゐて爵祿を求ることゝなし、君は國に私せず、臣は能を誣ゐず、此の如き道を行ふものは、未だ大に治らずといへども、民を正す經なり、

今以誣能之臣、事私國之君、而能濟功名者、古今無之、誣能之人易知也、臣度之先王者、舜之有天下也、禹爲司空、契爲司徒、皐陶爲李、后稷爲田、此四士者、天下之賢人也、猶尚精一德、以事其君、

上の情の好む所に從ふ者なり、上が勇を好めば、民は死を輕んず、上が仁を好めば、民は財を輕んず、故に上の好む所は、民必ず上よりも甚だしく好むに至る、

是故、明君知民之必以上爲心也、故置法以自治、立儀以自正也、故上不行、則民不從、彼民不服法死制、則國必亂矣、是以有道之君、行法修制、先民服也、

是の故に、明君は民の必ず上を以て心と爲すを知る、故に法を置きて自ら治め、儀を立てゝ自ら正す、故に上行はざれば、民從はず、彼の民が法に服從し、制を守りて死するにあらざれば、國は必ず亂る、是を以て有道の君は、法を行ひ制を修め、民に先だつて、自身が法制に服從し、之を民に示す、

凡論人有要、務物之人、無大士焉、彼矜者滿也、滿者虛也、滿虛在物爲制也、矜者細之屬也、

務物の務の字は、矜の誤なり、凡そ人の才行を論ずるに、各綱要あり、物を矜る人は大智の士にあらず、彼の矜り驕るは自から誇りて、滿と爲すのみ、內心は虛なり、滿に非ず、蓋し小人は、滿と虛とを、物に依りて分つ、例へば官位や金錢の爲に制せらる、故に矜る人は、細(小人)の屬類なり、

凡論人而遠古者、無高士焉、既不知古、而易其功者、無智士焉、

凡そ人の才行を論じて、古の事に疎遠なるものは、節操の高き士なし、既に古の事を知らずして、其事功を輕易に言ふものは、智士となるなし、

德行成於身而遠古、卑人也、事無資、遇時而簡其業者、愚士也、釣名之人、無賢士焉、釣利之君、無王主焉、賢人之行其身也、忘

に達せざるは之を瑕といふ、謂之牽　左右の臣に牽制せらるゝをいふ、○謂之瑕　瑕隙ありて、物其中に沒する如きをいふなり、○令入　は、命令となるべき事件が、君の耳に達するなり、

牽、瑕、蔽、壅之事、君者非敢杜其門而守其戶也、爲令之有所不行也、此其所以然者、由賢人不至而忠臣不用也、故人主不可以不愼其令、令者人主之大寶也、

前文にいふ牽瑕蔽壅の事あるは、君の敢て其門を杜るに非ず、其戶を守るに非ず、令の行はれざる所あるが爲なり、此れ其然る所以は、賢人至らず、忠臣の用ひられざるに由るなり、故に人主は其令を愼まざる可らず、令は人主の大寶なり、

一曰、賢人不至、謂之蔽、忠臣不用、謂之塞、令而不行、謂之障、禁而不止、謂之逆、蔽、塞、障、逆之君者、不杜其門而守其戶也、爲賢者之不至、令之不行也、

一に曰く、賢人の至らざる、之を蔽といふ、忠臣の用ひられざる、之を塞といふ、令して行はれざる、之を障といひ、禁じて止まざる、之を逆といふ、蔽塞障逆の君は、其門を杜ぐに非ず、其戶を守るに非ず、賢者の至らず、令の行はれざるが爲なり、

凡民從上也、不從口之所言、從情之所好者也、上好勇、則民輕死、上好仁、則民輕財、故上之所好、民必甚焉、

凡そ下民の上に從ふや、口の言ふ所には從はずして、

ふ、師說を重ずる所以なり、此後に一曰と稱するもの皆之に倣ふ、○司命　文昌星の第四星にて、人命の長短を司る、

富人貧人、使人相畜也、貴人賤人、使人相臣也、人主操此六者、以畜其臣、人臣亦望此六者、以事其君、

人を富まし人を貧くし、人をして相畜はしむ、人を貴くし人を賤くし、人をして相臣たらしむ、富者は貧者を畜ひ、貴者は賤者を臣とす、人主は此六のもの即ち生、殺、貧、富、貴、賤の制を操り、以て其臣を畜ふ、人臣も亦此六のものを望み、以て其君に事ふ、

君臣之會、六者謂之謀、六者在臣期年、臣不忠、君不能奪、在子期年、子不孝、父不能奪、故春秋之記、臣有弑其君、子有弑其父者、得此六者、而君父不智也、

君と臣との會合に、此六のものを操るを謀といふ、六の者即ち生殺貧富貴賤の制が、臣の手に在る滿壹年なれば、臣不忠なるも、君は之を奪ふこと能はず、子の手に在る滿壹年なれば、子不孝なるも、父之を奪ふ能はず、故に國史の記に、臣の其君を弑するあり、子の其父を弑するあり、是れ此六者を、臣に取られて、君父之を知らざるに由るなり、

六者在臣、則主蔽矣、主蔽者失其令也、故曰、令入而不出、謂之蔽、令出而不入、謂之壅、令出而不行、謂之牽、令入而不至、謂之瑕、

六の者、臣の手に在るときは、人主は蔽はる、主の蔽はるゝは、其令を失ふなり、故に曰く、事入りて令出でざるは、蔽と謂ふ、令出で事入らざるは之を壅といふ、令出て事行はれざるは之を牽といふ、事入りて君

者、行有難而非善者、故言必中務、不苟爲辯、行必思善、不苟爲難、

故に軍の敗るは、不義に生ず、法の侵さるゝや、不正に生ず、故に言は辯して務に非るもの無用の言なるものあり、行ひも難にして善に非るものあり、故に言は必ず務に中るを要す、苟も辯を爲さず、行ひは必ず善を思ふ、苟も難しき事を爲さず、

規矩者方圓之正也、雖有巧目利手、不如拙規矩之正方圓也、故巧者能生規矩、不能廢規矩、而正方圓、雖聖人能生法、不能廢法而治國、故雖有明智高行、倍法而治、是廢規矩而正方圓也、

規矩は方と圓との正なり、巧目利手の人あるも、拙なる規矩の方形と圓形とを正すに如かざるなり、故に巧者能く規矩を作り生ずるなれども、規矩を廢して方圓を正すこと能はず、聖人能く法を作成するとも、法を廢して國を治ること能はず、故に明智高行の人ありと雖も、法に倍きて治むるは、是れ規矩を廢して方圓を正すなり、決して成らず、

一曰、凡人君之德行威嚴、非獨能盡賢於人也、曰人君也、故從而貴之、不敢論其德行之高卑、有故、爲其殺生急於司命也、

一に曰く、凡そ人君の德行威嚴は、獨り能く盡く人に賢るにあらず、曰く、人君なり、故に從ひて之を貴ぶなり、敢て其德行の高卑を論ぜず、是れ故あり、君の人を殺し生すは、司命よりも急なるが爲なり、

一曰　外言八篇は、管學を承るもの、其聞く所を述ぶ、一再傳受の後、聞く所は、詞を異にして、統一する能はず、並に之を錄して、異聞を傳ふ、因て一曰と云

故曰、令重於寶、社稷先於親戚、法重於民、威權貴於爵祿、故不爲重寶輕號令、不爲親戚後社稷、不爲愛民枉法律、不爲爵祿分權威、

前文に在る滅絶侵壅の爲に害せらるゝ君は、其門を杜ぐに非ず、其戸を守るには非ず、政を爲して行はれざる所あるなり、故に曰く、令は寶よりも重く、社稷は親戚よりも先なり、法は民よりも重く、威權は爵祿よりも貴し、故に重寶の爲に、號令を輕んぜず、親戚の爲に、社稷を後にせず、民を愛するが爲に、法律を枉げず、爵祿の爲に、權威を分たず、

故曰、勢非所以予人也、政者正也、正也者所以正定萬物之命也、是故、聖人精德、立中以生正、明正以治國、

故に曰く、勢は人に予ふる所以のものにあらず、政は正すなり、正すは萬物の命を正し定むる所以のものなり、是故に、聖人は德を純精にし、中を立て正を生ず、精と中とにより生ずる所の正を、著明にし以て國を治るなり、

立中　中は正中なり、不偏不倚をいふ、法の精中ならざるは、之を令といふ可からざるなり、

故正者所以止過而逮不及也、過與不及也、皆非正也、非正則傷國一也、故勇而不義、傷兵、仁而不法、傷正、

故に正しとは過ぐるを止めて不及を逮ばしむる所以なり、過と不及とは、正に非るなり、正に非れば、國を傷る一樣なり、故に勇にして義あらざれば、兵を傷ぶる、仁にして法あらざれば、正を傷るなり、

故軍之敗也、生於不義、法之侵也、生於不正、故言有辯而非務

堂下遠於千里、門廷遠於萬里、今步者一日、百里之情通矣、堂上有事、十日而君不聞、此所謂遠於百里也、步者十日、千里之情通也、堂下有事、一月而君不聞、此所謂遠於千里也、步者百日、萬里之情通矣、門廷有事、期年而君不聞、此所謂遠於萬里也、

故に諸侯の國史に記す、曰く、臣の其君を弑するあり、子の其父を弑するあり、故に曰く、堂上は百里より遠し、堂下は千里より遠し、門廷は萬里より遠しと、今や步みて來る者は、一日にして、百里外の事情を通達す、然るに君の堂上に事ありて、十日間も君之を聞かず、此れ所謂百里より遠しといふなり、步者は十日にして、千里の情を通ず、堂下に事あり、一月にして、君之を聞かざるは、此れ所謂千里よりも遠きなり、步者は百日にして、萬里の情を通ずるに、門廷に事あり、一年にして、君之を聞かざるは、此れ所謂萬里よりも遠きなり、

○百里　周の行程百里は、本邦現時の十里よりも短し、

○期　は四時なり、期年は壹年なり、

故請入而不出、謂之滅、出而不入、謂之絕、入而不至、謂之侵、出而道止、謂之壅、

故に請ひ告ることあり、事入りて令出でざる、此れ左右の臣が、之を上に通せず、其事消滅するなり、令出でて事入らざる、是れ左右の臣が抑制して、其事斷絕するなり、事既に入りて、君に至るを得ず、此れ左右の臣が君事を侵すなり、令既に出て、中道にして止るは、此れ左右の臣が之を壅ぐなり、

滅、絕、侵、壅之君者、非杜其門守其戶也、爲政之有所不行也、

然則國何可無道、人何可無求、得道而道之、得賢而使之、將有所大期於興利除害、期於興利除害、莫急於身、而君獨甚傷也、必先令之失、

然らば國は何ぞ道なかる可き、人は何ぞ求め無る可き、道を得て之を道びく、賢を得て之を使ふ、將に大に利を興し、害を除くに期する所あらんとす、利を興し害を除くを期すれば、其身を以て急とす、而して人君は獨り其身を害す、必ず先づ令の失するあればなり、

人主失令而蔽、已蔽而劫、已劫而弑、凡人君之所以爲君者勢也、故人君失勢、則臣制之矣、

人主たるもの、令を失へば、下のものに蔽はれて、聰明を失す、已に蔽はれて劫かさる、已に劫かさるれば弑せらる、凡そ人君の君たる所以は、勢あるを以てなり、故に人君たるもの、勢を失すれば、臣之を制するなり、

勢在下、則君制於臣矣、勢在上、則臣制於君矣、故君臣之易位、勢在下也、在臣期年、臣雖不忠、君不能奪也、在子期年、子雖不孝、父不能服也、

勢ひの下に在るときは、君も臣に制せらる、勢の上に在るや、臣は君に制せらる、故に君臣の位を易ふるは、勢ひ下に在るなり、勢の臣に在る期年（全一年）なれば、臣不忠なれども、君之を奪ふ能はず、勢の子に在る期年なれば、子不孝なりといへども、父之を服する能はず、

故春秋記、臣有弑其君、子有弑其父者矣、故曰、堂上遠於百里、

其死、然後無敵、進無敵、退有功、是以三軍之衆、皆得保其首領、父母妻子、完安於內、故民未嘗可與慮始、而可與樂成功、是故仁者、知者、有道者、不與人慮始、

敢て其力を轉ぜずして、然る後に功あり、敢て其死を恐れずして、然る後に敵なし、進で敵なく、退て功あり、是を以て、三軍の衆は、皆其首を保つを得、父母妻子も、內に安全なり、故に民は、與に始を慮るべからずして、與に成功を樂む可し、是の故に、仁者知者有道者は、人と與に始を慮らざるなり、

○○與人　古本には與大に作る、大衆と與に謀るといふ其意通ぜざるにあらざれども、人と與には明瞭なり今之に從ふ、

國無以小與不幸、而削亡者、必主與大臣之德行、失於身也、官職、法制、政敎、失於國也、諸侯之謀慮、失於外也、故地削而國危矣、

國が小なると不幸の事となきに、削り亡さるゝものは、必ず主と大臣との德行、身に失するあり、官職法制政敎の、國に失するあり、諸侯に應ずる謀慮の、外に失するあるなり、故に地削られて國危きに至る、

國無以大與幸、而有功名者、必主與大臣之德行、得於身也、官職、法制、政敎、得於國也、諸侯之謀慮、得於外也、然後功立而名成、

國が大なると幸福とを以てするなくして、功名あるものは、必ず主君と大臣との德行、身に得るなり、官職法制政敎も、國に得るなり、諸侯の外に應ずる謀慮も、得るあればなり、然る後に功立て名成る、

人を愛すれば、人は用ゆ可きなり、

夫至用民者、殺之危之、勞之苦之、飢之渴之、用民者將致之此極也、而民毋可與慮害己者、

夫れ至善の民を用ゆるや、之を殺すことあり、之を危くするあり、之を勞するあり、之を苦しむることあり、之を飢すあり、之を渴すあり、民を用ゆるものは、之を此の極に致す、而して民の與に己を害するを慮るべきものなし、

○夫至　至は善といふことにて、法を用ゆるの善なるものをいふなり、

明王在上、道法行於國、民皆舍所好、而行所惡、故善用民者、軒冕不下儗、而斧鉞不上因、如是則賢者勸、而暴人止、賢者勸、而暴人止、則功名立其後矣、

明智の君の上に在るや、道法は國内に行はる、民皆其好む所の私欲を舍てゝ、惡む所の公法を行ふ、故に善く民を用ゆるものは、下に私寵を以て、軒冕を許すあらず、上に私恨を以て、妄りに誅戮することあらず、是の如くなるときは、賢者は勸み勵みて、暴人は止む、賢者は勸み、暴人は止むに至れば、功名は從ひて成るなり、

蹈白刃、受矢石、入水火、以聽上令、上令盡行、禁盡止、引而使之、民不敢轉其力、推而戰之、民不敢愛其死、

白刃を蹈みて、敵と戰ひ、矢石を受けて驚かず、水火に入りて、死を畏れず、以て上の命令を聽く、上の令は盡く行はれ、禁ずれば止む、引て之を使へば、敢て其力を轉じ避くることなく、推して之を戰はしむれば、民は敢て其死を恐れず、

○愛　は吝なり、

不敢轉其力、然後有功、不敢愛

民衆をして、己の用を爲さしむるは、奈何ん、曰く、法立ち令行はるれば、民の用者衆し、法立たず、令行はれざれば、民の用者寡し、故に法の立つもの、令の行はるゝもの多くして、廢するもの寡ければ、民は誹議せざるなり、

民不誹議、則聽從矣、法之所立、令之所行、與其所廢者鈞、則國無常經、國無常經、則民妄行矣、法之所立、令之所行者寡、而所廢者多、則民不聽、民不聽、則暴人起、而姦邪作矣、

上を誹議することなければ、民は聽從す、法の立る所、令の行はる所と、其廢することゝ鈞しくなれば、法令の發する十度にして、之を廢するも十度なり、國に常法なきなり、國に常法なければ、民は妄りに行ふ、又法令の立ち行はるゝもの寡くして、却て廢すること多ければ、民は上の法令を聽かざるなり、民聽かざれば、暴人も起る、姦邪も作る、

計上之所以愛民者、爲用之愛之也、爲愛民之故、不難毀法虧令、則是失所謂愛民矣、

上たる人の民を愛する所以のものを計り考ふるに、蓋し之を用ゆるが爲に、之を愛するなり、民を愛するが爲の故に、法を毀り令を虧くことを難からざるときは、是れ所謂民を愛する道を失ふに至る、

爲愛民之故、不難毀法虧令、則是失所謂愛民矣、夫以愛民用民、則民之不用明矣、

民を愛する爲の故に、法を毀ち令を虧くを難からざるときは、是れ所謂民を愛することを失ふなり、夫れ民を愛するを以て、民を用ゆるときは、民の用ひられざることは明白なり、愛に過れば侮を啓く、民は命令を聽かざるなり、

法令の漸く廢するや、民漸く弛む、故に法令を以て、

安矣、

令既に布きて、賞從はず、民の令を守り行ふものに、賞を與へざるときは、是れ民に勸勉せず、制を行はず、節に死せざらしむるなり、此の如くすれば、戰ひ勝たずして、守ること堅固ならず、國家安泰ならざるなり、

令既布而罰不及、則是敎民不聽、民不聽、則彊者立、彊者立、則主位危矣、故曰、憲律制度、必法道、號令必著明、賞罰必信密、此正民之經也、

令既に布て、罰の及ばざるときは、是れ民に令を聽かざるを敎ゆるなり、民聽かざれば、彊者は立つ、彊者立つときは、主位危し、故に曰く、憲律制度は、必ず道に法どる、號令必ず明著にし、賞罰は信密にす、此れ民を正すの經なり、

凡大國之君尊、小國之君卑、大國之所以尊者、何也、曰、爲之用者衆也、小國之君、所以卑者、何也、曰、爲之用者寡也、然則人主安能不欲民之衆爲己用也、

凡そ大國の君は尊く、小國の君は卑し、大國の尊き所以は、何ぞや、曰く、之が用を爲すもの衆多なり、小國の君の卑しき所以のものは、何ぞや、曰く、之が用を爲すもの寡きなり、然らば人主は安ぞ能く民の衆く己の用を爲すを欲せざらんや、

使民衆爲己之用、奈何、曰、法立令行、則民之用者衆矣、法不立、令不行、則民之用者寡矣、故法之所立、令之所行多、而所廢者寡、則民不誹議、

大なることを求めず、彫文や刻鏤の飾りは、貴賤の身分を辨別するに止め、其外觀を求めざるなり、
賓祀　は敬ひ祭るなり、

故農夫不失其時、百工不失其功、商無廢利、民無游日、財無砥墆、故曰、儉其道乎、

故に、農夫は其耕耘の時を失はず、百工は其功勞を失はず、商は廢棄する利なく、民は手を游ばすの日なく、財貨は、底滯することなし、故に曰く、儉にして浪費せざるは、道なり、
砥墆　底滯と同じ、物の久しく積りて、流通せざるをいふ、

令未布、而民或爲之、而賞從之、則是上妄予也、上妄予、則功臣怨、功臣怨、而愚民操事於妄作、愚民操事於妄作、則大亂之本也、

命令未だ發布せざるに、民或は之を爲す、而して賞與之に從ふは、是れ上の妄りに予ふるなり、上妄予するときは、功臣は怨む、功臣怨みて、愚民は益す妄作を事とす、愚民妄作を事とすれば、大亂の本なり、

令未布、而罰及之、則是上妄誅也、上妄誅、則民輕生、民輕生、則暴人興、曹黨起、而亂賊作矣、

令の未だ布かざる、民未だ知らず、而して罰を之に及ぼすは、是上の妄りに誅するなり、上妄誅すれば、人民生を輕んじ、命を惜まず、此の如くなれば、人民は强暴の事を爲し、又群黨を爲し、亂賊作るに至る、

令既布、而賞不從、則是使民不勸勉、不行制、不死節、民不勸勉、不行制、不死節、則戰不勝、而守不固、戰不勝、而守不固、則國不

子食於道、則上尊而民順、小人食於力、則財厚而養足、上尊而民順、財厚而養足、四者備體、則胥足上尊、時而王不難矣、

君子をして道に食み、小人をして力に食ましむ、君子道に食めば、上は尊くして民は順ふ、小人力に食めば、財厚くして養足る、上尊くして民順ひ、財厚くして養ひ足る、四の者體を備ふれば、民胥足り上尊し、此時にして、王たることは、難事にあらざるなり、

文有三侑、武毋一赦、惠者多赦者也、先易而後難、久而不勝其禍、法者先難而後易、久而不勝其福、故惠者民之仇讎也、法者民之父母也、

文には三たび侑し寛にすることあり、武には一赦なし、惠は赦多きものなり、易を先にして難を後にす、蓋し小人は始に惠を喜び、終に慣れて罪を犯す、故に久くして其禍に勝えず、法は難を先にして易を後にす、蓋し小人は始に刑を受けて、終に德を修む、故に久くして其福に勝えず、故に惠は其禍を生ず、民の仇讎なり、法は其福を生ず、民の父母なり、

太上以制制度、其次失而能追之、雖有過亦不甚矣、明君制宗廟、足以設賓祀、不求其美、爲宮室臺榭、足以避燥濕寒暑、不求其大、爲雕文刻鏤、足以辨貴賤、不求其觀、

太上は禮制を以て、法度を制す、其次は制するを失ふも、之を求め、能く追ひ及ぶなり、過ちありといへども、甚しからず、明君は宗廟を制して、賓祀を設くるに足るに止め、其美麗にするを求めず、又宮室や臺榭を造りて、燥き濕ひ寒きと暑きとを避くるに止め、其

ひ、卒は患を輕んじ敵に傲る、此二の者、國に立つときは、天下治りて、主君も安泰なり、

凡赦者、小利而大害者也、故久而不勝其禍、毋赦者小害而大利者也、故久而不勝其福、故赦者犇馬之委轡、毋赦者痤雎之礦石也、

凡そ罪あるものを赦すは、輕罪のもの速に囹圄を出るを得、是れ小利なり、而して邪惡のもの、大罪を犯すに至る、是れ大害なり、此の如くするときは、久くして其禍に勝えざるなり、又赦す毋きは小害なり、而し大利あり、蓋し當初人民は、嚴法を惡むも、罪を犯すものなきに至る、故に久くして其福に勝えざるなり、故に赦は、犇馬の其轡を委るものゝ如し、必ず人を傷くべし、赦す毋きは、痤疽に石ばりを擴つが如し小痛あれども、病遂に全治す、

○痤雎　雎は疽と音近きを以て誤る、痤は小腫にて、疽は癰といふ、腫物なり、○礦石　石は砭のこと、病を治するに、イシバリすること、礦は擴と通じ用ゆ、打つことなり、

爵不尊、祿不重者、不與圖難犯危、以其道爲未可以求之也、是故先王制軒冕、所以著貴賤、不求其美、設爵祿、所以守其服、不求其觀也、

爵位の尊からざるもの、祿の重からざるものは、與に難を圖らず、危きを犯さず、蓋し爵祿の輕微を以ては、未だ危難を犯すに足らずと爲すなり、是故に先王が軒(馬車)冕(禮冠)を制するは、貴賤を著明にする所以にして、其美麗を求めざるなり、爵祿を設くるは其服事する所を守る爲めにして、其外觀を求めざるなり、

使君子食於道、小人食於力、君

以繩墨、繩之以誅戮、故萬民之心、皆服而從上、推之而往、引之而來、彼下有立其私議自貴、分爭而退者、則令自此不行矣、

故に、民の强きものは折り、鋭きものは挫き、堅きものは破る、之を導き引くに、繩墨の法を以てし、之を正し繩すには、誅戮を以てす、故に、萬民の心は、皆服して上に從ふ、之を推せば往き、之を引けば來る、上の令に能く從ふなり、彼の下において、其私議を立て、自ら貴しとして分爭し、官に仕へず、自ら退くものあらば、令は此より行はれざるなり、

故曰、私議立則主道卑矣、況主倨傲、易令、錯儀畫制、變易風俗、詭服殊說、猶立、上不行君令、下不合於鄉里、變更自爲、易國之成俗者、命之曰不牧之民、

故に曰く、私議立てば、主道は卑し、況や倨傲を主として、令を易へ、儀を錯まり、制を改め、風俗を變易し、詭異の服をして、殊怪なる說を陳べ、此事猶立ち行はれ、上は君の令を行はず、下は鄉里の俗に從はず、變更自ら爲し、國の成俗を易へるもの、之を命じて、不牧の民といふ、

不牧之民　君の牧養する能はざる人民をいふ、

不牧之民、繩之外也、繩之外、誅、使賢者食於能、鬪士食於功、賢者食於能、則上尊而民從、鬪士食於功、則卒輕患而傲敵、上尊而民從、卒輕患而傲敵、二者設於國、則天下治而主安矣、

不牧の民は、繩墨の外なり繩の外なるもの之を誅す、賢者をして才能に食み、鬪士は功に食ましむ、賢者が能に食むときは、上尊くして、下民從ふ、鬪士が功に食めば、兵卒も患ひを輕んじ、敵に傲る、上尊く民從

爲人上而衆謀之、雖欲無危、不可得也、

故に曰く、上たるもの苛酷にしては、下のもの聽かざるなり、下聽かずして、强ひて之を求むるに、刑罰を以てするときは、衆人は上の者を害せんと謀る、人の上となりて衆に謀らる、斯くては、危害なきを欲するも、得べからざるなり、

號令已出、又易之、禮義已行、又止之、度量已制、又遷之、刑法已錯、又移之、如是則慶賞雖重、民不勸也、殺戮雖繁、民不畏也、故曰、上無固植、下有疑心、國無常經、民力必竭、數也、

號令は既に出でゝ、又之を變易す、禮義は已に行はれるに、又之を中止す、度量已に制定して、又之を遷す、刑法も已に錯きて、又之を移す、是の如くなれば、慶賞は重くするとも、民は勸まず、殺戮は繁くするも、民畏れず、故に曰く、上に一定動かざるの固植なく、下民に疑心ありて、上を信せず、國に常法なくすれば民力は必ず竭く、是れ自然の數なり、

遷之移之　皆改め易ふることをいふ、○固植　心を固く立て、一定動かざるをいふ、○常經　一定の常法をいふ、

明君在上位、民毋敢立私議自貴者、國毋怪嚴、毋雜俗、毋異禮、毋私議、倨傲易令、錯儀、畫制作議者、盡誅、

明君の上位に在るや、民は敢て私議を立つる無し、自ら貴び傲る無し、國に怪しき嚴急なる號令なく、雜合の風俗なく、異禮を行ふものなく、私かに上を議するもの無し、若し倨り傲りて、上を畏れず、猥りに、令文を易へ、儀式を錯誤し、制度を改易し、議論を作すものあらば、盡く之を誅するなり、

故彊者折、鋭者挫、堅者破、引之

故に曰く、姦邪は蚤く之を禁ずるに如くはなし、過あるものを赦し、善なるものを遺し棄れば、民は勵まざるなり、過ありて赦さず、善ありて遺さざれば、民を勵ますの道、是において用ひらる、故に曰く、明君とは、果斷を事とするものなり、

君有三欲於民、三欲不節、則上位危、三欲者何也、一曰求、二曰禁、三曰令、求必欲得、禁必欲止、令必欲行、

君たるものは、民に對して、三の欲あり、三欲を節せざるときは、上位危し、三欲とは何ぞや、一に曰く、求めるなり、二に曰く、禁ずるなり、三に曰く、令するなり、求ることは必ず得んと欲し、禁ずれば必ず止めんと欲し、令すれば必ず行はれんと欲す、

求多者其得寡、禁多者其止寡、令多者其行寡、求而不得、則威日損、禁而不止、則刑罰侮、令而不行、則下淩上、

上より求ること多くし、重税を取るときは、民散亡して、其得る所寡し、禁ずること多ければ、民盡く守る能はず、令すること多ければ、民之を行ふこと寡し、求めて得ざれば、威光は日に損ず、禁じて止まざれば民は刑罰を侮る、令して行はれざれば、下たるもの、上を淩ぐに至る、

故未有能多求而多得者也、未有能多禁而多止者也、未有能多令而多行者也、

故に未だ能く多く求めて多く得るものあらず、未だ能く多く禁じて多く止むものあらず、未だ能く多く令して多く行はるものあらず、

故曰、上苛則下不聽、下不聽而彊以刑罰、則爲人上者衆謀矣、

制する能はざるは殆し、人を廢して、後其人を起し用ゆるは殆し、可として之を首肯し、既にして之を爲さゞるは殆し、富足りて、人に施さゞるもの殆し、機密なることを、密にせざるもの殆し、

人主不周密、則正言直行之士危、正言直行之士危、則人主孤而毋內、人主孤而毋內、則人臣黨而成群、使人主孤而毋內、人臣黨而成群者、此非人臣之罪、也、人主之過也、

人主は周密ならざれば、正言直行の士は危し、正言直行の士危ければ、人主は孤立して、人の直言を納るゝなし、人主孤立して、納るなければ、人臣朋黨をなし、群を成す、人主孤立し納るなく、人臣黨して群を成す、此れ人臣の罪にあらず、人主の過なり、

民毋重罪、過不大也、民毋大過、上無赦也、上赦小過、則民多重罪、積之所生也、故曰、赦出則民不敬、惠行則過日益、惠赦加於民、而囹圄雖實、殺戮雖繁、姦不勝矣、

民に重罪なきは、過の大ならざるなり、民に大過のなきは、上に赦すなければなり、上に小過を赦せば、民に重罪多し、是れ小過の積て生ずる所なり、故に曰く赦出れば、民は怠りて敬せず、惠賞行はれて、民の過は日に益す、故に惠と赦と民に加はるときは、囹圄(監獄)に人が實るとも、殺戮が繁くなるとも、姦邪の徒は、日に增して、禁ずるに勝えざるなり、

故曰、邪莫如蚤禁之、赦過遺善、則民不勵、有過不赦、有善不遺、勵民之道、於是乎用之矣、故曰、明君者事斷者也、

法法第十六　外言七

此篇は、法に合ふものを以て、法と爲すを論じて、重を君の身に歸す、故に之を法法といふ、

不法法、則事毋常、法不法則令不行、令而不行、則令不法也、法而不行、則修令者不審也、審而不行、則賞罰輕也、

法に合ふものを以て、法とせざれば、事は常定せず、變更する多し、法の法ならざるときは、上の命令は、下に行はれず、上の命令は、下に行はれざれば、命令は法に一致するを得ず、法に合はず、行はれざるは、命令の事を、審かに悉さざるなり、審かにして行はれざるは、賞罰の輕ければなり、

重而不行、則賞罰不信也、信而不行、則不以身先之也、故曰、禁勝於身、則令行於民矣、

賞罰重くして、令の行はれざるは、賞罰の信ならざるなり、信にして尙ほ行はれざるは、之を行ふに、身を以て先だたざればなり、故に曰く、禁ずること、先づ君自身に於てせば、令は自然に行はる、

禁勝於身　君自身に、禁令を犯さざることなり、

聞賢而不舉殆、聞善而不索殆、見能而不使殆、親人而不固殆、同謀而離殆、危人而不能殆、廢人而復起殆、可而不爲殆、足而不施殆、幾而不密殆、

賢名あるを聞て、其人を擧げざるは殆し、善なることを聞て、索め行はざるも殆し、才能あるものを見て、之を使はざる殆し、人に親みて、固く結ばざるは殆し、同く謀をなして、心の離るは殆し、人を危くして、

ば、斧鉞も衆を威すに足らず、無功にして富を得るものあれば、祿賞も民を勸むに足らず、

號令不足以使下、斧鉞不足以威衆、祿賞不足以勸民、若此則民毋爲自用、民毋爲自用、則戰不勝、戰不勝、則守不固、守不固、則敵國制之矣、

號令も下を使ふに足らず、斧鉞も衆を威すに足らず、祿賞も民を勸むに足らず、此の若くなれば、民は自ら其力を用ふることを爲すなし、民自用を爲すなければ、戰爭も勝たず、戰ひ勝たざれば、守ること堅固ならず、守る固からざれば、國は敵に制せらる、

然則先王將若之何、曰、不爲六者變更於號令、不爲六者疑錯於斧鉞、不爲六者益損於祿賞、若此則遠近一心、遠近一心、則衆寡同力、衆寡同力、則戰可以必勝、而守可以必固、非以并兼攘奪也、以爲天下政治也、此正天下之道也、

然らば、先王は之を如何せんとす、曰く、六攻の爲に號令も變更せず、六者の爲に斧鉞を加ふることを疑ひ錯らず、六者の爲に祿賞を益し損ずることなし、此の如くなれば、遠近のもの心を一にす、遠近心を一にすれば、衆寡となく力を同じくす、衆寡力を同くせば戰ひ必ず勝つべし、守り必ず固かるべし、是れ并兼し攘奪するに非ず、以て天下の政治を爲す、此れ天下を正す道なり、

五死を以て五衢を絶ち、四逆を去り、三經を正すときは、民用得て、兵戰勝つ、霸王成る可し、然れども天道人心の間を謹み、意氣を挾み以て數變を行ふを知らざる可らず、是れ本篇の綱要なり、

もの、六つあり、明王は、能く其攻むるものに勝つ、故に三器に益さずして、國を有つ諸侯よりして、天下を正す所の君となる、亂王は、其攻るに勝つ能はざる故に、三者を損し滅せざるも、天下を有つ所の天子たる身よりして、亡滅するに至る、

三器者何也、曰、號令也、斧鉞也、祿賞也、六攻者何也、曰、親也、貴也、貨也、色也、巧佞也、玩好也、

三器とは何ぞや、曰く、號令することなり、斧鉞にて刑罰することなり、祿賞を以て勸奬することなり、六攻とは何ぞや、曰く、親しきもの、曰く、貴きもの、曰く、貨財なり、曰く、女色なり、曰く、巧佞の人なり、曰く、玩好の具なり、

三器之用何也、非號令毋以使下、非斧鉞毋以威衆、非祿賞毋以勸民、六攻之敗何也、曰、雖不聽而可以得存者、雖犯禁而可以得免者、雖毋功而可以得富者、

三器の用とは何ぞや、號令に非れば、下を使ふことなし、斧鉞に非れば、衆を威すことなし、祿賞に非れば、民を勸ることなし、六攻の敗は何ぞや、曰く、上の令を聽かずと雖も、存するを得べきは、親と貴となり、禁を犯すと雖も、刑罪を免るべきものは、貨財あるものと、美色あるものとなり、功なしといへども、富を得べきものは、巧佞と玩好とを進むるものなり、

凡國有不聽而可以得存者、則號令不足以使下、有犯禁而可以得免者、則斧鉞不足以威衆、有毋功而可以得富者、則祿賞不足以勸民、

凡そ國に令を聽かずして、存を得るものあれば、號令も下を使ふに足らず、禁を犯して罪を免るものあれ

隣を爲すは、天道の數と、人心の變とを以てなり、

天道之數、至則反、盛則衰、人心之變、有餘則驕、驕則緩怠、夫驕者驕諸侯、驕諸侯者、諸侯失於外、緩怠者民亂於內、諸侯失於外、民亂於內、天道也、此危亡之時也、

天道の數は、至れば反る、盛なれば衰ふ、四時の移り易るが如し、人心の變は、餘りあれば驕る、驕れば緩怠となる、夫れ驕る者は、諸侯に驕る、諸侯に驕るものは、諸侯の心を外に失するなり、緩怠なるものは、民が內に亂る、諸侯は外に失し、民は內に亂る、是れ天道なり、此れ危亡の時なり、

若夫地雖大、而不併兼、不攘奪、人雖衆、不緩怠、不傲下、國雖富、不侈泰、不縱欲、兵雖彊、不輕侮諸侯、動衆用兵、必爲天下政理、此正天下之本、而霸王之主也、

若し夫れ、地は大なれども、他の弱國を併せ呑むことなく、他國を攘み奪ふことなく、人民は衆多なれども緩怠せず、傲りて人を下し賤むことなく、國は富めりといへども、侈泰ならず、欲を縱にせず、兵は强しといへども、諸侯を輕んじ侮ることなく、衆を動かし兵を用ひて、必ず天下政治の道を爲す、此れ天下を正すの本にして、霸王の主となるなり、

凡先王治國之器三、攻而毀之者六、明王能勝其攻、故不益三者、而自有國正天下、亂王不能勝其攻、故亦不損三者、而自有天下而亡、

凡そ先王の國を治るの器、三つあり、攻めて之を毀つ

ず用ひらるを求むるも、得べからざるなり、

不必　は、或は爲し、或は爲さず、の双方に涉る意なり、必不と異なり、

將帥不嚴威、民心不專一、陳士不死制、卒士不輕敵、而求兵之必勝、不可得也、

將帥たるもの、威嚴なく、民心は專一ならず、陳士は、制の爲に死することなく、卒士は、敵を恐れて、之を輕んずるの心なし、而して兵の必ず勝つことを求むるは、得べからざるなり、

陳士　は一隊の長なり、卒士は戰卒なり、

內守不能完、外攻不能服、野戰不能制敵、侵伐不能威四隣、而求國之重、不可得也、德不加於弱小、威不信於彊大、征伐不能服天下、而求覇諸侯、不可得也、

內の守は、完全なる能はず、外を攻るに、敵を服する能はず、野戰は敵を制すること能はず、侵伐は四隣の國を威すこと能はず、而して國の重からんことを求るも得べからず、德は弱小の國に加へず、威力は强大なる國に信びず、征伐は天下を服すること能はずして諸侯の上に覇たるを求むるも、得べからざるなり、

威有與兩立、兵有與分爭、德不能懷遠國、令不能一諸侯、而求王天下、不可得也、地大國富、人衆兵彊、此覇王之本也、然而與危亡爲隣矣、天道之數、人心之變、

國威は、我と兩立するものあり、兵力は、我と分爭するものあり、德は遠國を懷くる能はず、令は諸侯を一にする能はず、而して天下に王たるを求るも、得べからざるなり、地は大にして國は富む、人は衆多にして、兵は强剛なり、此れ覇王の本なり、然して危亡と

られず、令は虛に行はれず、凡そ國の重きや、必ず兵の勝を待つ、而して國乃ち重くなるなり、

凡兵之勝也、必待民之用也、而兵乃勝、凡民之用也、必待令之行也、而民乃用、凡令之行也、必待近者之勝也、而令乃行、

凡そ兵の勝や、必ず民の用ひらるを待ちて、兵乃ち勝つなり、凡そ民の用ひらるゝや、必ず令の行はるを待て、民乃ち用ひらる、凡そ令の行はるゝや、必ず近者の親貴なるものに勝つを待ちて、令乃ち行はる、

故禁不勝於親貴、則罰不行於便辟、法禁不誅於嚴重、而害疏遠、慶賞不施於卑賤、二三、而求令之必行、不可得也、

故に禁ずること、親貴に勝ち行はねば、罰は便辟のものに行はれず、法禁は威嚴ある貴重の臣に誅せずして、疎遠なるものを害し、慶賞は卑賤なるものに施さず、二三に疑ふ、而して令の必ず行はるを求むるも、得べからざるなり、

二三　賞罰の信ならざるをいふ、

能不通於官、受祿爵、不當於功、號令逆於民心、動靜詭於時變、有功不必賞、有罪不必誅、令焉不必行、禁焉不必止、在上位、無以使下、而求民之必用、不可得也、

才能あるも、官に通じ進まず、祿爵を受るも、功に相當せず、號令は民心に逆ふ、動靜は時變に違ひ詭はる、功あるも、或は賞せられ、或は賞せられず、罪あるも、或は誅せられ、或は誅せられず、令するも、或は行はれ、或は行はれず、禁ずるも、或は止み、或は止まず、上位に在りて、下を使ふことなく、而して民の必

殖穀、力農墾草、禁止末事者、民之經產也、

何をか民の經產と謂ふ、曰く、馬牛を畜ひ、長せしめ、森木を養ひ、穀物を殖し、草田を開墾し、末事の商販を禁止す、此を民の經產といふ、

故曰、朝不貴經臣、則便辟得進、毋功虛取、奸邪得行、毋能上通、國不服經俗、則臣下不順、而上令難行、民不務經產、則倉廩空虛、財用不足、

故に曰く、朝廷が經臣を貴ばざれば、便辟のもの進むを得て、無功のもの、虛しく爵祿を取る、奸邪のもの恣に行ふを得て、無能の士、上に通じ、昇任すべし、國が經俗に服せざれば、臣下のもの上に順はず、上の令も行はれ難し、民が經產を務めざるときは、倉廩は空虛となりて、財用足らざるに至る、

便辟得進、毋功虛取、奸邪得行、毋能上通、則大臣不和、臣下不順、上令難行、則應難不捷、倉廩空虛、財用不足、則國毋以固守、三者見一焉、則敵國制之矣、

便辟のもの進むを得て、無功のもの虛く取り、奸邪のもの行ふを得て、毋能のもの上通するときは、大臣和合せず、臣下は順はず、上の法令行はれ難きときは、難患に應ずるに敏捷ならず、倉廩空虛となり、財用足らざるときは、國家固く守ることなし、此の三の者の內に、一を見れば、敵國が我國を制することあり、

故國不虛重、兵不虛勝、民不虛用、令不虛行、凡國之重也、必待兵之勝也、而國乃重、

故に、國は實力を要す、實力なくして、虛に重くなることなし、兵は虛にして勝つことなし、民は虛に用ひ

るに、其功勞を論せず、妄りに之を與ふるときは、士は法制を守らず、節義に死せず、而して、群臣は必ず外人と交通して、請謁を受け、權威を取る、我の操行を言ひ說きて、便辟に事へ、貴富を以て、榮華と爲して、非義の恥たるを知らず、之を逆といふ、

朝有經臣、國有經俗、民有經產、何謂朝之經臣、察身能而受官、不誣於上、謹於法令以治、不阿黨、竭能盡力、而不尙得、犯難離患、而不辭死、受祿不過其功、服位不侈其能、不以毋實虛受者、朝之經臣也、

朝廷に經臣あり、國には經俗あり、民に經產あり、(經は常といふことなり)、何をか朝の經臣といふ、曰く、身の才能を察して、官を受く、上を誣ひ欺かず、不能を以て能とせず、法令を愼みて、政治に從事す、敢て阿り徒黨することなし、能を竭し力を盡して、妄りに得ることを尙はず、難を犯し患にかゝりて、死を辭せず、祿を受るに、其功に過ぎず、位に服し就て其能に侈らず、無實を以て虛受せず、此を朝の經臣といふ、

何謂國之經俗、所好惡、不違於上、所貴賤、不逆於令、毋上拂之事、毋下比之說、毋侈泰之養、毋踰等之服、謹於鄉里之行、而不逆本朝之事者、國之經俗也、

何をか國の經俗といふ、曰く、其好惡する所は、上と違はず、上の好む所を好み、上の惡む所を惡む、貴び賤しむ所も、上の令に逆はず、上の意に拂戾する所なく、下と比周するの說なく、飮食に侈り泰にするの養ひなく、分限等級を踰るの衣服を用ひず、鄉里の行ひを謹しみて、本朝の事に逆はず、此を國の經俗といふ、

何謂民之經產、畜長樹藝、務時

を以て貨を收め、財を聚めんとす、懦弱の人は、此を以て貴に阿り、富に事へんとす、便辟伐矜の人は、此を以て譽れを買ひ、名を成さんとす、故に令の一たび出るや、民に邪途五衢を示す、而して上の危きなく下の亂なきを求むるも、得べからざるなり、

○○五衢　巧佞の人以下、伐矜の人に至るまで、爲す所五條に分る、故に五衢といふ、

菽粟不足、末生不禁、民必有饑餓之色、而工以彫文刻鏤相穉也、謂之逆、

菽や粟の足らざるに、末生なる商事を禁ぜざれば、農事荒れて、民は饑餓の色を生ず、然るに、工人は彫りもの文采あるもの刻み鏤ることを以て　相穉り驕る、之を逆といふ、

○○相穉　驕り侮る意なり、

布帛不足、衣服無度、民必有凍寒之傷、而女以美衣綿繡綦組、相穉也、謂之逆、

布や帛の足らざるに、衣服奢りて、限度無ければ、民は窮して、凍寒の患を生ず、而して、女は美衣や、錦繡や、綦組の飾を以て、相穉るなり、之を逆と謂ふ、

萬乘藏兵之國、卒不能野戰應敵、社稷必有危亡之患、而士以毋分役、相穉也、謂之逆、

萬乘の兵を藏るの國にして、卒かに野戰し敵に應ずる能はずんば、社稷必ず危亡の患あり、而して、士は分役(上より分布せらるゝ役)なきを以て相穉る、之を逆と謂ふ、

爵人不論能、祿人不論功、則士無爲行制死節、而群臣必通外、諸謁取權、道行事便辟、以貴富爲榮華、以相穉也、謂之逆、

人に爵位を與ふるに、其才能を論ぜず、人に祿を與ふ

可者在下、是威下繫於民也、威下繫於民、而求上之毋危、不可得也、

且つ夫れ、令の出るは上に由ると雖も、可と不可とを論ずるものは、下に在り、是れ威權の下民に繫屬するなり、威權下民に繫る、而して上の危きことなきを求むるも、得べからざるなり、

令出而留者無罪、則是敎民不敬也、令出而不行者毋罪、行之者有罪、是皆敎民不聽也、令出而論可與不可者在官、是威下分也、

令既に出るに、之を抑え留るもの罪なきは、是れ民に不敬を敎ゆるなり、令出で之を行はざるものに罪なくして、之を行ふもの罪あるときは、是皆民に上令を聽かざるを敎ゆるなり、令出で可と不可とを論ずるもの、官に在るときは、是れ威權の下に分るゝなり、

在官　下に在りとは、吏民を兼ねて之を言ふ、官に在りとは吏に在るなり、人君の專制を得ざるをいふなり、

益損者毋罪、則是敎民邪途也、如此則巧佞之人、將以此成私爲交、比周之人、將以此阿黨取與、貪利之人、將以此收貨聚財、懦弱之人、將以此阿貴事富、便辟伐矜之人、將以此買譽成名、故令一出示民邪途五衢、而求上之毋危、下之毋亂、不可得也、

令文を益損するもの、罪なきときは、是れ民に邪途あるを敎ゆるなり、此の如くなれば、巧佞なる人は、此を以て私を成し、交りを爲さんとす、比周の人は、此を以て黨に阿りて、與を取らんとす、貪利の人は、此

卑、君卑則國危、故安國在乎尊君、尊君在乎行令、行令在乎嚴罰、

凡そ國に君たるの重器は、令より重きはなし、令重ければ君尊し、君尊ければ國安し、令輕ければ君卑し、君卑しければ國危し、故に國を安んずるは、君を尊ぶに在り、君を尊ぶは令を行ふに在り、令を行ふは、罰を嚴にするに在り、

罰嚴令行、則百吏皆恐、罰不嚴令不行、則百吏皆喜、故明君察於治民之本、本莫要於令、故曰、虧令者死、益令者死、不行令者死、留令者死、不從令者死、五者死而無赦、惟令是視、

罰嚴にして令行はるれば、百吏皆恐る、罰嚴ならず、令行はれざれば、百吏喜び惰りて、姦利を縦にす、故に明君は、民を治るの本原を察す、本原とは令より必要なるものなし、故に曰く、令の文字を缺くものは、死罪なり、令の文字を益すも、死罪なり、令を行はざるも、死罪なり、令を抑へ留るも、死罪なり、令に從はざるも、死罪なり、此五の者、死罪にして赦すなし、惟だ令を是れ視る、

故曰、令重而下恐、爲上者不明、令出雖自上、而論可與不可者在下、夫倍上令以爲威、則行恣於己以爲私、百吏奚不喜之有、

故に曰く、法令重くして、下民恐るに當り、上たるもの、其智慮明ならざれば、令の出づるは、上に由るといへども、其可と不可とを論ずるものは、臣下に在り、斯くして、臣下が上の令に倍きて、威を作すときは、行ひ自分に恣にして、私を爲す、故に百吏何ぞ喜ばざること有んや、

且夫、令出雖自上、而論可與不

聖王之治民也、進則使無由得其所利、退則使無由避其所害、必使反乎安其位、樂其群、務其職、榮其名、而後止矣、

聖王の民を治るや、進では其利する所を得るに由なからしめ、退ては其害を避くるに由緣なからしめ、必ず其位に安じ、其群を樂しみ、其職を務め、其名を榮ゆるに反らしむ、而る後に止むなり、

故踰其官、而離其群者、必使有害、不能其事、而失其職者、必使有恥、是故聖王之敎民也、以仁錯之、以恥使之、修其能、致其所成而止、故曰、絕而定、靜而治、安而尊、擧錯而不變者、聖王之道也、

故に其官を踰えて、其群を離るゝものは、必ず害あらしむ、其事を能くせずして、職を失ふものは、必ず恥あらしむ、是の故に、聖王の民を敎ゆるや、仁を表して之を錯き、恥を示して之を使ふ、其才能を修めて、其成る所を致す、故に曰く、下民利害の意を絕ちて、人心自ら定まる、安靜無事にして治る、安くして尊く、擧錯して變せざるは、聖王の道なり、

重令第十五　外言六

此篇は、國を治る令より重きはなし、令重ければ、君尊く、令輕ければ、君卑し、との理を述べ、號令、斧鉞、祿賞の三器と、親、貨、貴、色、巧佞、玩好の六攻とを陳ず、故に之を重令と曰ふ、

凡君國之重器、莫重於令、令重則君尊、君尊則國安、令輕則君

行辟而堅、言詭而辯、術非而博、順惡而澤者、聖王之禁也、

その行ひは、僻にして堅く、人の言に動かざるなり、言語は詭りて、辯巧なり、術は邪曲にして、博く知り、順ひ習ふことは、惡事なれども、之を潤澤し飾る、此は聖王の禁ずる所なり、

以朋黨爲友、以蔽惡爲仁、以數變爲智、以重斂爲忠、以遂忿爲勇者、聖王之禁也、

朋黨を結びて、友人と爲し、惡を蔽ひて言はざるを、仁と爲し、數變にして、詐り欺くを、智とし、重く民より斂收するを、忠とし、忿怨を遂るを、勇とす、此は聖王の禁ずる所なり、

數變　術數機變のことをいふ、

固國之本、其身務往於上、深附於諸侯者、聖王之禁也、

各國特有の本務あり、臣は境外の交なきなり、然るに其本務を固く塞ぎて用ひず、其身は上の好む所に往き從ふも、外の諸侯に深く附く、此れは聖王の禁ずる所なり、

聖王之身、治世之時、德行必有所是、道義必有所明、故士莫敢詭俗異禮以自見於國、莫敢布惠緩行、修上下之交、以和親於民、故莫敢超等踰官、漁利蘇功、以取順其君、

聖王自身にて世を治る時には、德行必ず是とする所あり、道義必ず明にする所あり、故に士たるもの、敢て俗を詭はり、禮を異にし、以て自ら國に見はるゝことなし、敢て惠を布き、行を緩くし、上下の交りを修め、以て民に和親することなし、故に敢て等倫を超え、官を踰え、利を漁り、功を蘇り、以て其君に順ふことなし、蓋し皆德行道義に由るのみ、

防ぐ資本と爲す、斯くして、私かに士民を養ふに心を盡し、士民の貧なるときは、之を生かし、之を養ひて死せざらしむ、然る後に君に失あれば、之を矯めて、君が從はざれば、我は去るの意を示し、上の爲に商賣を爲す如く、君を欺き要求す、此れ聖王の禁ずる所なり、審かに小々の節義を飾り、民に示して、虛譽を買ひ、時々大事を言ひ起して、上の心を悚動せしめ、遠く離れたる國と交り、其威を假り、群臣を踰えて、高官に任じ、爵位を貪り、才能もなきに、朝廷に臨む、是等は、聖王の禁ずる所なり、

卑身雜處、隱行辟倚、側入迎遠、遁上而遁民者、聖王之禁也、

身を卑して衆と雜處し、儔類を簡ばず、隱微に邪曲の事を行ひ、人に知らしめず、身を側て利に入り、挺出して遠き利を迎へ、上は君を遁る、身を卑くするゆゑ、下は民を遁る、隱行を爲すゆゑなり、此れ聖王の禁ずる所なり、

隱行辟倚　隱は微なり、辟は邪なり、倚は曲なり、隱微に邪曲を行なひ、人をして之を知らしめざるをいふ、

詭俗異禮、大言法行、難其所爲、而高自錯者、聖王之禁也、

俗に違ひ詭り、人に異なる行を爲す、禮も一般と異にして、人を驚す程の誇大なる言を發し、其行ひ法に合ふ、蓋し人の爲し難き所を行ひて、高く自ら身を錯く、此は、聖王の禁ずる所なり、

守委間居、博分以致衆、勤身遂行、說人以貨財、濟人以買譽、其身甚靜、而使人求者、聖王之禁也、

委積の物貨を守りて間居し、博く施し分て、衆人を我に依らしめ、身を勤め行を遂げて、人を說ばすに、貨財を以てし、人を濟ひて、名譽を買ひ、其身は甚だ靜かにして、人をして我に求めしむ、此は聖王の禁ずる所なり、

禁也、

利達の人に交り、其勢を假りて、財を貧窮の人より獲る、其民より取るは輕易にして、其君に致すを重んじ難かる、上を削り取りて、下臣に附益す、法を枉げて民の心を求るものは、聖王の禁ずる所なり、財用を費すこと、其人の分位に稱はず、家は同列の人より富む、其祿は甚だ寡少なるに、資産の多きは、是れ私を行ふもの、聖王の禁ずる所なり、

拂世以爲行、非上以爲名、常反上之法制、以成群於國者、聖王之禁也、

世の人の行ひに、拂りて行ひ、上の人を非りて、名譽を爲し、常に上の法制に違反し、朋黨を連結して、國を惱すは、所謂姦人の雄なるもの、聖王の禁ずる所なり、

飾於貧窮、而發於勤勞、權於貧賤、身無職事、家無常姓、列上下之間、議言爲民者、聖王之禁也、

内富て外に貧窮を飾り、内に逸して、外に勤勞を表し、貧賤中に權威を爲して、跋扈するもの、身には職事なく、家に恒産なく、上下の間に列し、言議は人民の爲にすといひて、名譽を求るもの、聖王の禁ずる所なり、

常姓　姓は生に通ず、常生は恒産といふごとし、定りたる資産なり、

壺士以爲亡資、修田以爲亡本、則生之養私不死、然後失矯以深、與上爲市者、聖王之禁也、審飾小節以示民、時言大事以動上、遠交以踰群、假爵以臨朝者、聖王之禁也、

士に惠むに壺に盛りたる食を以てし、士の亡げ去るを防ぐ資本と爲す、田業を修めて、人民の逃げ去るを

故國之危也、擅國權、以深索於民者、聖王之禁也、其身無任於上者、聖王之禁也、進則受祿於君、退則藏祿於室、毋事治職、但力事屬私、王官私、君事去、非其人、而人私行者、聖王之禁也、

故に、聖王は禁を設けて、國の危害を防がんとす、國權を擅にして、深く民に索るは、聖王の禁ずる所なり、進んで祿を君に受け、退て之を室に藏め、其家を富す、職を治るを事とするなく、但力めて私に屬するを事とし、王官たる人、私を行ふときは、君の事は既に去る、他人を非議して、私行を縱にするは、聖王の禁ずる所なり、

修行則不以親爲本、治事則不以官爲主、擧毋能、進毋功者、聖王之禁也、交人則以爲己賜、擧人則以爲己勞、仕人則與分其祿者、聖王之禁也、

品行を修むるには、親を以て本とせず、孝敬を忘る、事を治むれば、官を以て主とせず、專ら私利を營む、毋能(毋は無と同じ)のものを擧げ、毋功の者を進む、是等は、皆聖王の禁ずる所なり、人に交るときは、我より賜を施したりと爲し、人を推擧するときは、我の功と爲す、人を勸めて、仕へしむれば、其祿を分けて取る、此皆恩を賣り利を貪るの甚しきものゆゑ、聖王の禁ずる所なり、

交於利通、而獲於貧窮、輕取於其民、而重致於其君、削上以附下、枉法以求於民者、聖王之禁也、用不稱其人、家富於其列、其祿甚寡、而貲財甚多者、聖王之

心存、故有國之君、苟不同人心、一國威、齊士義、通上之治、以爲下法、則雖有廣地衆民、猶不能以爲安也、

昔し聖王の人を治るや、其人の博學を貴ばざるなり、其人の和同して令を聽くことあるを欲するなり、泰誓(書經篇名)に曰く、紂は臣億萬人あり、亦億萬の心あり、武王は臣三千あり、而して一心なり、紂は億萬の心を以て亡び、武王は一心を以て存す、故に國を有つの君は、人心を同じくし、國威を一にし、士義を齊しくし、上の治道に通ずる、此の四の事を爲す能はず、以て下の法と爲す能はずんば、廣地衆民ありと雖、猶ほ危し、

君失其道、則大臣比權重、以相擧於國、小臣必循利、以相就也、故擧國之士、以爲亡黨、行公道、以爲私惠、

君は其道を失へば、大臣は權威の重きものと比周して、國中に相推擧す、小臣は必ず利に循ひて、大臣に就く、故に全國の士は、大小ともに結び、一大黨を爲して、黨なしとす、公道に名を託して、私惠を爲し、竊かに民心を取るに至る、〇亡黨　朋黨に作るべしとの說あり、亦通す、〇擧國は全國なり、

進則相推於君、退則相譽於民、各便其身、而忘社稷、以廣其居、聚徒威群、上以蔽君、下以索民、此皆弱君亂國之道也、

進みて君に推擧し、退きて民に譽む、各其身に便利を圖りて、國家の事を忘却し、我居宅を廣大にし、衆徒を聚め群民を威壓し、上は君を蔽ひ、下は民財を索め取る、此れ皆君を弱くし國を亂す道なり、
威群　威は成に作るべしとの說あり、明瞭なり、

して、背くものには、必ず負すに、恥といふことを以てす、蓋し法を守らざるときは、世人之を擯斥して、與に交らざるに至る、故に恥るなり、

財厚博惠、以私親於民者、正經而自正矣、亂國之道、易國之常、賜賞恣於己者、聖王之禁也、

財用豐厚にして、博く惠みて、私心を以て、民に親しむものは、禮法を正くすれば、自ら正しくなるなり、國の道を亂し、國の常法を易へ、賜賞を我意に任して、恣にするものは、聖王の禁ずる所なり、

聖王既沒、受之者衰、君人而不能知立君之道、以爲國本、則大臣之贅下、而射人心者、必多矣、

聖王も既に沒し、先王の法を受るものも衰へ、人に君として、君を立る道を知らず、國の本を爲むる能はざるときは、大臣の姦なるもの起ちて、職を越えて恩を施し、人民の心を射取るもの多きに至る、

贅下　職を越えて民に施すをいふ、○射人心　射を以て物を取る如く、人心を射て、之を取る、恩を施し己に歸服せしむるをいふ、

君不能審立其法、以爲下制、則百姓之立於理而徑於利者、必多矣、

君は審に其法を立つる能はず、下民の制をなす能はざれば、人民は各々私理を立てゝ、利に徑するもの必ず衆し、

昔者聖王之治人也、不貴其人博學也、欲其人之和同以聽令也、泰誓曰、紂有臣億萬人、亦有億萬之心、武王有臣三千而一心、紂以億萬之心亡、武王以一

法制不議、則民不相私、刑殺毋赦、則民不偸於爲善、爵祿毋假、則下不亂其上、三者藏於官則爲法、施於國則成俗、其餘不彊而治矣、

法制を立て、民をして輕重を議せしめざれば、人民相私し犯すことなし、罪あるものは、刑殺して赦すなければ、人民善を爲すに苟且ならず、善あるものには、爵祿を與ふ、不才の徒に、爵祿を假すことなければ、下は其上を亂さず、此の三の道を、官に藏むるときは、法となり、國に施すときは、俗を成す、法俗共に成れば、其餘の事は、勉强せずして、容易に治るものなり、

君一置其儀、則百官守其法、上明陳其制、則下皆會其度矣、君之置其儀也不一、則下之倍法、而立私理者必多矣、是以人用其私、廢上之制、而道其所聞、

君は一に儀を定め置けば、百官其法を守る、上は明かに其制を陳れば、下は皆其陳る所の度に會はす、君の儀を置くや、一ならざれば、下の法に倍きて、私理を立るもの、必ず多し、是を以て、人其私心を用ひ、上の制を廢して、其聞く所を道ふ、

儀。上より標準となることを定むるなり、○會。會は合ふといふごとし、

故下與官列法、而上與君分威、國家之危、必自此始矣、昔者聖王之治其民也不然、廢上之法制者、必負以恥、

故に、下庶人が、官に對して、別に法を列し、自ら立つことあり、上の權臣が、君に對して、威を分ち、別に己れが制を爲すことあり、國家の危殆は、此より始るなり、昔し聖王の其民を治るや、然らず、上の法制を廢

ふ、○偸處　苟且に事を處するなり、

豪傑不安其位、則良臣出、積勞之人、不懷其祿、則兵士不用、民偸處、而不事積聚、則囷倉空虛、如是而君不爲變、然則攘奪、竊盜、殘賊、進取之人起矣、

豪傑其位に安んぜざれば、良臣も用ひられざるを知り、其國を出で去る、積勞の人、其祿を懷ひ戀はざれば、兵士も用を爲さず、民も偸處して、積聚を事とせざれば、囷倉は空虛となる、是の如くして、君其行爲を變せざれば、攘奪や竊盜や殘賊進取の人起り來るなり、

內者廷無良臣、兵士不用、囷倉空虛、而外有彊敵之憂、則國居而自毀矣、故曰、計敵與、量上意、察國本、觀民產之所有餘不足、而存亡之國可知也、故以此八者、觀人主之國、而人主無所匿其情矣、

內は朝廷において良臣なく、兵士も用を爲さず、囷倉は空虛にして、外に彊敵の憂ひあるは、國居然として自ら毀つなり、故に曰く、敵與を計り、上意を量り、國本を察し、民產の有餘不足する所を觀て、國の存亡を知る可し、故に此の八の者を以て、人主の國を觀るときは、人主は其實際の情態を匿すこと能はず、是れ八觀の第八なり、

法禁第十四　外言五

君を立る道は、法制に在り、法制嚴にして、民犯す可らざるを知り、禁を設けて、相與に私せざらしむ、故に法禁と曰ふ、

離本國、徙都邑、亡也、有者異姓、滅也、

人倫に倍きて禽獸の行ひあるときは、十年にして滅す、戰の勝たざるは兵の弱きなり、土地四方に削られ、諸侯に入るは、破るなり、本國を離れて、都邑を徙すは、亡といふなり、其國を有つもの、異姓の人なるときは、滅ぶといふなり、

故曰、置法出令、臨衆用民、計威嚴寬惠、而行於其民、不行於其民、可知也、

此は上文を覆說す、解は上文に在り、以上は八觀の第七なり、

計敵與、量上意、察國本、觀民產之所有餘不足、而存亡之國可知也、

敵國と、我が與國同盟國とを計り、上意の在る所を量り、國本を察して、民產の有餘と不足とを觀て、國の存亡を知る可きなり、

敵國彊而與國弱、諫臣死而諛臣尊、私情行而公法毀、然則與國不恃其親、而敵國不畏其彊、豪傑不安其位、而積勞之人、不懷其祿、悅商販、而不務本貨、則民偷處、而不事積聚、

敵國は彊くして、同盟國は弱く、諫臣は死して、諂諛の臣は尊くなる、私情行はれて、公法は毀はれ破る、然るときは、同盟國は、我と親くするを恃ます、而して敵國は、其强きを畏れず、豪傑は其位に安んぜず、積勞の人も其祿を懷はず、商販を悅びて、本貨の穀帛を務めず、人民偸處して、其日を消せば可なりとして、積聚することを事とせず、

○商販　商賈の朝に資本を求め、夕に之を賣るを販といふ、○本貨　穀と帛とは、農産なり、之を本貨とい

竭在敵國矣、故曰、入朝廷、觀左右、本求朝之臣、論上下之所貴賤者、而彊弱之國可知也、

百姓は疾み怨んで上を非り、爵を賤しみ祿を輕んず、斯るときは、上も衆を勸るを得ず、上令輕く、法制毀つときは、君も臣を使ふを得ず、臣も君に事ふるなし、民が本行の忠孝に背きて、外邦の權勢を求むるときは、我國の情僞は、竭く敵國の知る所となる、故に曰く、朝廷に入り、左右の臣を觀て、朝臣の材能を求め、上下の人の貴み、又賤む所を論定すれば、國の强弱を知るべし、是れ八觀の第六なり、

置法出令、臨衆用民、計其威嚴寬惠、行於其民、與不行於民、可知也、法虛立而害疏遠、令一布而不聽者存、賤爵祿而毋功者富、

法制を置き、命令を出し、衆人に臨み、民を用ひて、其威嚴と寬惠とを計る、斯るときは、其民に行はると、其民に行はれざるとを知るべし、法は虛立して行はれず、疏遠のものを害す、令一たび布きて、聽かざるもの存す、爵祿を賤しみて、功なきもの富む、此れ其人に非るものを貴ぶ故なり、

然則衆必輕令、而上位危、故曰、良田不在戰士、三年而兵弱、賞罰不信、五年而破、上賣官爵、十年而亡、

然らば衆必ず法令を輕んず、而して上位危し、故に曰く、良田が戰士の有とならざれば、三年にして兵弱くなる、古は農を以て兵とする故なり、賞罰信ならざれば、五年にして國破る、上は官爵を賣り、金を納るものに、官爵を授くれば、十年にして國亡ぶ、

倍人倫、而禽獸行、十年而滅、戰不勝弱也、地四削、入諸侯、破也、

臣、不務盡力、治行爲上、爵列爲下、則豪傑材臣、不務竭能、便辟左右、不論功能、而有爵祿、則百姓疾怨非上、賤爵輕祿、

功勞を論ずれば、上にして、祿賞を行ふは、下となる、斯るときは、積勞の臣は、力を盡すを務めず、治事の行ひは、上にして、爵に列するは、下となる、斯るときは、豪傑有爲の臣は、能を盡すを務めざるなり、便辟の左右の臣は、功能を論せずして、爵祿を賜はる、斯るときは、百姓は疾み怨んで、上を誹り、爵位ある者を賤しみ、祿ある者を輕ずるに至る、

金玉貨財、商賈之人、不論志行、而有爵祿也、上令輕、法制毀、

君上たるもの、功勞積勞あるを輕んじて、唯だ金玉貨財あるものを貴び、商賈を爲す人にても、其志行を論ぜずして、爵祿を與ふ、斯るときは、上の法令は輕くして、法度も毀ち棄てらる、

權重之人、不論才能、而得尊位、則民倍本行、而求外勢、彼積勞之人、不務盡力、則兵士不戰矣、豪傑材臣、不務竭能、則內治不別矣、

權勢の重き人には、才能を論せずして、尊位を與ふ、斯るときは、民は本行なる孝悌忠信に背きて、外に權勢あるものと交る、彼の積勞ある人が、力を盡すを務めざるときは、兵士は戰爭に働かず、豪傑有爲の臣が、能を盡すことを務めざるときは、內治の成敗得失も、辨別せざるに至る、

百姓疾怨、非上、賤爵輕祿、則上無以勸衆矣、上令輕、法制毀、則君毋以使臣、臣毋以事君矣、民倍本行、而求外勢、則國之情僞、

喪蒸不聚、禁罰不嚴、則齒長輯睦、毋自生矣、故昏禮不謹、則民不修廉、論賢不鄕擧、則士不及行、

鄕の中に什長游宗の監督者なく、里中に里尉の住する舍なく、(前篇に詳なり)時に會同する鄕飲酒等の事なく、又喪葬の時、蒸祭の日にも、聚合せず、禁罰嚴ならず、斯くては齒の長ずる老者など、輯睦することも、自て生ずるなし、故に昏禮を謹しまざれば、民は廉恥を修めず、賢人を論じて、鄕より賢人を擧ぐることなければ、士たるもの品行を正しくするに至らず、

貨財行於國、則法令毀於官、請謁得於上、則黨與成於下、鄕官無法制、百姓群徒不從、此亡國弑君之所自生也、故曰、入州里、觀習俗、聽民之所以化其上者、而治亂之國可知也、

貨財大に國内に行はれて、人唯だ利を事とするときは、法令は、官に於て毀ち破らる、又下の請謁が、上に行はれ得るときは、黨與は、下において成る、鄕官に法制なきときは、百姓群徒も從はず、此れ國を亡し君を弑するの自て生ずる所なり、故に曰く、州里に入り習俗を觀て、民の其上に化する所以のものを聽けば、國の治亂を知るべし、是れ八觀の第五なり、

入朝廷、觀左右、本求朝之臣、論上下之所貴賤者、而彊弱之國可知也、

朝廷に入りて、左右近習の士を觀察し、在朝執事の臣に原本し、尋求して、其忠邪賢否を知り、上下に貴賤する所のものを論定す、貴ぶ所賢人ならば、其國は强く、之に反するときは、其國は弱きなり、

功勞爲上、祿賞爲下、則積勞之

の遺棄したる餓死者あるは、其戰ひ必ずしも勝たず、道路に損ひ瘠せたるものあるは、其守衞必らずしも固からず、故に令するも、必ずしも行はれず、禁ずるも、必ずしも止まず、戰ふも、必ずしも勝たず、守るも、必ずしも固からず、斯るときは、危亡は直に逼り至る、

不必止は、或は止み或は止まずの双方に渉る意なり、必不止と異なり、

故曰、課凶飢、計師役、觀臺榭、量國費、而實虛之國可知也、

故に曰く、凶飢を課り、師役を計り、臺榭を觀て、國費を量る、斯くして國の虛實を知る可し、以上は八觀の第四なり、

入州里、觀習俗、聽民之所以化其上、而治亂之國可知也、州里不鬲、閭閈不設、出入無時、早晏不禁、則攘奪竊盜、攻擊殘賊、之民、毋自勝矣、

周禮に二千五百家を州とし、二十五家を里とす、管子の法は、百家を里とし、萬家を州とするなり、其州里に入り、習俗を觀て、民の其上に化する所以を聽けば、國の治亂を知るべし、州里を隔て限らず、閭閈（里門）を設けず、出入する時の制限なく、早は晨行、晏は夜行、此の兩者に禁制無きときは、攘奪竊盜、又は攻擊するもの、侵害するもの、集り多くして、堪へ難し、

食谷水、巷鑿井、場圃接、樹木茂、宮墻毀壞、門戶不閉、外內交通、則男女之別、無自正矣、

谷の流を共に汲み、又は巷に井を鑿りて、同く汲む、都里の婦女、聚り來る、故に淫蕩をなし易く、場圃も接續し、樹木は繁茂するゆゑに、男女の交話に便にして、宮牆は毀壞し、門戶も閉さず、外內の交通自由なるときは、男女の別は、自て正すことなし、

鄉毋長游、里無士舍、時毋會同、

へども、禁止發開には必ず時あり、國は充盈すといへども、金玉は多しとも、宮室を造るは、必ず程度あり、江海は廣くとも、池澤は廣くとも、魚鼈は多くとも、罔罟は必ず小大を正しくす、船網は一財にては成る可らず、必ず多財を要するなり、

非私草木愛魚鼈也、惡廢民於生穀也、故曰、先王之禁山澤之作者、必博民於生穀也、

前に言ふ如くするは、草木に私し、魚鼈を愛惜するにあらず、民の穀を生ずるを廢することを惡むなり、故に曰く、先王の山澤の作業を禁ずるは、民の穀を生ずるを博くするなり、

彼民非穀不食、穀非地不生、地非民不動、民非作力、毋以致財、天下之所生、生於用力、用力之所生、生於勞身、是故主上用財無已、是民用力毋休也、

彼の民は穀に非れば食はず、穀は地に非れば生せず、地は民に非れば、耕して發動するなし、民は力を作すに非れば、財を致すことなし、天下の生ずる所は、民の力を用ゆるより生ず、力を用ゆるより生ずるは、身を勞するより生ずるなり、是故に主上の財を用ゆる、已むことなきは、是れ民の力を用ゆる休むことなきなり、

故曰、臺榭相望者、其上下相怨也、民無餘積者、其禁不必止、衆有遺苞者、其戰不必勝、道有損瘠者、其守不必固、故令不必行、禁不必止、戰不必勝、守不必固、則危亡隨其後矣、

故に曰く、臺榭の多くして相望むものは、上下相怨むなり、民に餘積なきものは、其禁必ずしも止ます、衆

什一之師、什三毋事、則稼亡三之一、稼亡三之一、而非有故蓋積也、則道路有損瘠矣、什一之師、三年不解、非有餘食也、則民有鬻子矣、

十人中より一人を取り、兵士と爲す、什人の三人は、農事を爲す無し、一人兵士となれば、十人より二人を運輸卒に取るゆゑ、什人の三人は、稼業をせず、稼に三分の一を亡ふ、斯るときは、舊來の積畜したるもの有るにあらざれば、道路に相損ひ瘠せ飢るもの ある に至る、此の什一の師、三年も解放せざるときは、餘食のあるものにあらざれば、民窮して子を鬻ぎ、錢と換へて、生活するに至る、

故曰、山林雖近、草木雖美、宮室必有度、禁發必有時、是何也、曰、大木不可獨伐也、大木不可獨擧也、大木不可獨運也、大木不可加之薄牆之上、

故に曰く、山林は近くとも、草木は美はしくとも、宮室を作るには、必ず程度あるべし、禁止發開には、必ず時ありて、自由に山林に入るを許さず、是れ何ぞや、曰く、大木は單獨に伐る可らず、大木は單獨に擧ぐ可らず、大木は單獨にて運搬すべからず、大木は薄き牆の上に加ふ可らず、必ず其室を大にし、其牆を厚くすべきなり、伐ると運般との費のみにあらざるなり、

故曰、山林雖廣、草木雖美、禁發必有時、國雖充盈、金玉雖多、宮室必有度、江海雖廣、池澤雖廣、魚鼈雖多、罔罟必有正、船網不可一財而成也、

故に曰く、山林は廣しといへども、草木は美はしとい

きなり、萬家以上は平地に非れば、容れ難し、山澤を去りて、居住を作る可きなり、

彼野悉辟、而民無積者、國地小而食地淺也、田半墾、而民有餘食、而粟米多者、國地大、而食地博也、國地大而野不辟者、君好貨、而臣好利者也、

彼の野悉く開墾して、民に畜積なきものは、國地（都邑）小にして食地（穀土）淺きなり、田野は半開にして、粟米の餘裕あるは、國地大にして食地も博きなり、國地大にして、田野辟けざるものは、君は貨を好み、臣は利を好み、民皆末に趨りて、本農を務めざるなり、

辟地廣而民不足者、上賦重流其藏者也、故曰、粟行於三百里、則國毋一年之積、粟行於四百里、則國毋二年之積、

開辟の地廣くして、民人の足らざるは、上の賦税の重きゆゑに、人民其藏する所を賣り、之に供す、其米は他邦に流移するなり、故に曰く、賣米の三百里外に行くときは、國に一年の畜積なし、粟の四百里外に行くときは、國に二年の積畜なし、米の外出多きは、國内の米缺乏するに至る、

○粟。玄米なり、

粟行於五百里、則衆有飢色、其稼亡三之一者、命曰小凶、小凶三年、而大凶、大凶則衆有大遺苞矣、

米の他國に流出して、五百里に行くときは、衆民に飢色あり、農産物の三分の一を亡するものを小凶と曰ふ、小凶も三年繼續するときは、大凶年なり、大凶となれば、衆民其親戚を遺棄して、殍死せしむ、

○苞。殍に通ず、殍とは餓死をいふ、稼は農事なり、

國侈れば財用費ゆ、用費るときは民貧となる、貧となれば、姦智生ず、姦智生れば、邪巧作る、故に姦邪の生ずる所は、匱しく不足するに生ず、匱不足の生ずるは、侈りに生ず、侈りの生ずる所は、用物の度なきに生ずるなり、

無度　用ゆる品物に限度なく、計算なく費すをいふ、○匱は乏なり、

故曰、審度量、節衣服、儉財用、禁侈泰、爲國之急也、不通於若計者、不可使用國、故曰、入國邑、視宮室、觀車馬衣服、而侈儉之國可知也、

故に曰く、日用の度量を審にし、衣服を減じ、財用を儉約し、侈を禁ずるは、國を治る者の急務なり、此の若き計算を知らざるものは、國政を執らしむ可らず、故に曰く、國邑に入り、宮室を視て、車馬衣服を觀ば、其國の侈るか儉なるかを知る可きなり、此は國の奢侈儉約を觀る、八觀の第三なり、

若計　上に述べたる度量を審にする以下のことを計るをいふ、○用國　國の政を用ひて執權すること、今の大臣の如きなり、○侈泰　侈は物を多量に用ゆ、譬へば本宅、別業、又は控屋など、一つより二つ二つより三つといふことを爲るもの、泰は物を飾りて、人に傲るをいふ、鉛造にて可なるものを、金造りにするの類なり、

課凶饑、計師役、觀臺榭、量國費、而實虛之國可知也、凡田野萬家之衆、可食之地、方五十里、可以爲足矣、萬家以下、則就山澤可矣、萬家以上、則去山澤可矣、

凶年饑歳を課り、師役を計り、臺榭を觀て、國費を計る、而して國の實と虛とを知る可し、凡そ田野萬家の民衆が、食ふ可き地は、方五十里にして、足ると爲すべし、萬家以下なれば、山澤に就て、其居住を成す可

民、城域大而人民寡者、其民不足以守其城、宮營大而室屋寡者、其室不足以實其宮、

國邑に入り、宮室を視て車馬衣服の美惡を觀れば、その國の侈るか儉なるか知る可し、夫れ國城廣大にして、田野淺狹なれば、其野は其民を養ふに足らず、城域廣大にして、人民寡少なれば、其民は其城を守るに足らず、宮營は宮中の域をいふ、宮域の大にして、其中に在る室屋の寡きは、其室以て其宮に充實するに足らざるなり、

其室屋衆、而人徒寡者、其人不足以處其室、囷倉寡而臺榭繁者、其藏不足以共其費、故曰、主上無積、而宮室美、氓家無積而衣服修、乘車者飾觀望、步行者襍文采、本資少而末用多者、侈國之俗也、

其室屋は、衆くして廣けれども、之に住する人徒の寡きは、其室に處るに足らず、囷倉の建設する寡くして、游觀する臺榭の多數なるは、其藏むる貨物の以て其費に供するに足らず、故に曰く、主上は積蓄なくして、宮室は美麗なり、人民にも積蓄なくして、衣服修り飾る、車に乘る人も、觀望を飾る、步行する人も、文采を雜え飾る、根本の力少くして、末用の多きは、侈國の風俗なり、

氓は人民なり、

國侈則用費、用費則民貧、民貧則姦智生、姦智生則邪巧作、故姦邪之所生、生於匱不足、匱不足之所生、生於侈、侈之所生、生於無度、

と、故に曰く、其田野に行き、其耕耘を視て、其農事を計り視れば、其國の飢と飽とを知るべきなり、此れ國の飢飽を視る、八觀の第一なり、

行其山澤、觀其桑麻、計其六畜之產、而貧富之國可知也、夫山澤廣大、則草木易多也、壤地肥饒、則桑麻易殖也、薦草多衍、則六畜易繁也、

其山澤に行き、其桑麻を觀る、牛馬羊豚雞狗の產を計りて、其國の貧富を知る可きなり、夫れ山澤の廣大なるは、草木の發生多かるべし、壤地の肥饒なるは、桑麻蕃殖し易きなり、草の茂れる多きときは、牛馬羊豚雞狗蕃殖し易きなり、

○○薦草　茂草なり、衍は餘るなり、

山澤雖廣、草木毋禁、壤地雖肥、桑麻毋數、薦草雖多、六畜有征、閉貨之門也、故曰、時貨不遂、金玉雖多、謂之貧國也、故曰、行其山澤、觀其桑麻、計其六畜之產、而貧富之國可知也、

山澤は廣しといへども、其草木を伐採するに、禁ずるなく、壤地は肥えたるも、桑麻の植ゆる多からず、草は多けれども、動物に征稅あるときは、之を畜ふもの少し、貨の入るべき門を閉るが如し、故に曰く、時貨遂げ成ることなし、金玉は多しといへども、之を貧國といふ、故に曰く、其山澤に行き、其桑麻を觀て、其動物の產を計りて、國の貧富を知る可し、是れ國の貧富を觀る、八觀の第二なり、

○○時貨　穀帛畜產をいふ、○○不遂　遂は成るをいふ、時に從ひて產するもの成遂せず、

入國邑、視宮室、觀車馬衣服、而修儉之國可知也、夫國城大、而田野淺狹者、其野不足以養其

以上大意なり、下に八觀を分つ、

行其田野、視其耕耘、計其農事、而飢飽之國、可以知也、其耕之不深、芸之不謹、地宜不任、草田多穢、

其敵國の野に行き、其耕耘の方法を視て、其農事を計れば、食少き國か、食多き國かは、知る可し、其耕の深からざる、其芸ぎるの謹まざる、地の宜しきに任せざるは、草田に蕪穢多し、

耕者不必肥、荒者不必墝、以人猥計其野、草田多、而辟田少者、雖不水旱、飢國之野也、若是而民寡、則不足以守其地、若是而民衆、則國貧民飢、以此遇水旱、則衆散而不收、

耕芸する所は、必ず肥地ならず、荒蕪せる所は必ず墝瘠の地ならず、草萊の田多くして、開辟の地少きものは、大水大旱せずといへども、飢國の野なり、是の如くして、民人寡少なれば、其地を守るに足らず、是の如くして、人民衆多なれば、國貧乏にして、民は飢渇す、此を以て、水旱の患に遇へば、衆民散亂して、收聚すべからざるなり、

彼民不足以守者、其城不固、民飢者不可以使戰、衆散而不收、則國爲丘墟、故曰、有地君國、而不務耕耘、寄生之君也、故曰、行其田野、視其耕耘、計其農事、而飢飽之國、可知也、

彼の民、其地を守るに足らざるは、其城堅固ならざるなり、民の飢るものは、戰はしむ可らず、衆散じて收らざるときは、國は丘墟となる、故に曰く、有地の君國にして、耕耘を務めざるは、寄生食客の如き君なり

得ば、攘奪竊盜のもの止まず、閭閈に闔ることなく、外内交通するときは、男女猥りに往來して、別なきに至る、宮垣備へず、關閉も堅固ならざるときは、良貨ありといへども、之を守ること能はざるなり、

故形勢不得爲非、則姦邪之人愨愿、禁罰威嚴、則簡慢之人、整齊、憲令著明、則蠻夷之人、不敢犯、賞慶信必、則有功者勸、教訓習俗者衆、則君民化變、而不自知也、

故に國を守るには、形勢において、非を爲すを得ざるときは、姦邪の人も愨愿に堅くして、丁寧となるなり、禁罰の威嚴なるときは、簡慢なる人も整ひ齊ひて、正格となる、憲令著明なるときは、蠻夷の人も、敢て犯すことなし、賞慶の信に必ずするときは、有功者は、勸み勵む、教訓して、風俗を修め習はすもの多數になれば、人の之に化する速にして、君民相共に德に化し、善を爲し、自ら知らざるなり、

是故明君在上位、刑省罰寡、非可刑而不刑、非可罪而不罪也、明君者閉其門、塞其塗、弇其迹、使民無由接於淫非之地、是以民之道正行善也、若性然、故罪罰寡、而民以治矣、

是の故に、明君上位に在れば、刑は省き罰は寡し、刑す可くして、刑せざるに非ず、罪す可くして、罪せざるにあらず、明君は淫非の門を閉ぢ、淫非の塗を塞ぎ、淫非の迹を弇ひて、民をして淫非の地に接するに由なからしむ、是を以て、民の正を道とし、善を行ふや、自然に性の若くなる、故に罪罰寡くして、民治るなり、

先づ自ら其國を治て、人をして我隙を窺ふこと能はざらしむ、然る後に始て他邦の虛實を観るを得可きなり、故に此節を以て、八觀に冠す、

は之を知らざるなり、故に名利の爲に汲々として、事とするあるも事なり、事とするなきも事なり、吾は事を恐れて、事を爲すを欲せず、吾は言を恐る、言ふことを欲せず、故に行年は六十にして老い吃る、
老吃　老いたるゆゑに事を恐る、吃するゆゑに言を畏るをいふ、

八観第十三　外言四

此篇は、田野に行きて、耕耘を觀る、山澤に行きて桑麻を觀る、州里に入りて、習俗を觀る、朝廷に入りて、左右近習の士を觀る等、八觀して、國本を察し、民產の多少を觀ることを述ぶ、

大城不可以不完、郭周不可以外通、里域不可以橫通、閭閈不可以毋闔、宮垣關閉不可以不修、

大城は完全にせざるべからず、郭の周匝は、外に通ず可らず、里域（里の區域）は傍に通ず可らず、閭閈（里の門）は闔ることなかる可らず、宮垣の關閉は整へざる可らず、
郭周　外郭は、內城を周り匝るものゆゑ、郭周といふ、○外通　郭外と區別なく通ずるをいふ、○宮垣　居宅の外圍の垣をいふ、○關閉　門の扃を閉ることをいふ、

故大城不完、則亂賊之人謀、郭周外通、則姦遁踰越者作、里域橫通、則攘奪竊盜者不止、閭閈無闔、外內交通、則男女無別、宮垣不備、關閉不固、雖有良貨、不能守也、

故に、大城も完からざれば、亂賊の人は叛を謀る、郭の周圍が郭外に通ずるときは、姦なるもの遁れて、之を踰え越るもの作る、里域が橫に通じて、藏ることを

ふ、唯だ賢者は然らず、故に先王は、人臣の富貴を制して、満足せしめざるなり、

人主操逆、人臣操順、先王重榮辱、榮辱在爲、天下無私愛也、無私憎也、爲善者有福、爲不善者有禍、禍福在爲、故先王重爲、明賞不費、明刑不暴、賞罰明則德之至者也、故先王貴明、天道大、而帝王者用愛惡、愛惡天下可秘、愛惡重閉必固、

人主は下の言を逆に操り、人臣は上令を順奉す、先王は榮譽耻辱を重んず、榮辱は人々の行爲に在り、天下に私愛なきなり、私憎なきなり、善を爲すものは福あり、不善を爲すものは禍ひあり、禍福は行爲に在り、故に先王は行爲を重んず、明賞は其利する所に因て、之を賞す、故に費へず、明刑は後を懲すに止む、故に暴せず、賞罰の明白なるは、德の至りなり、故に先王は、明にするを貴ぶ、天道大なるゆゑに、一視同仁なれども、帝王は愛憎の心を用ゆ、愛憎の心は、天下に秘す可きものゆゑ、愛憎は重閉して、必ず固く藏む、

操逆　操は執行するをいふ、逆は我より制を出すをいふなり、

釜鼓滿、則人概之、人滿則天概之、故先王不滿也、先王之書、心之敬執也、而衆人不知也、故有事事也、毋事亦事也、吾畏事不欲爲事、吾畏言不欲爲言、故行年六十而老吃也、

釜鼓は斗量の名にして、釜は六斗四升を容るなり、米粟を量るときに、釜鼓に滿るときは、人之を概にて取る、人の滿充して、盛に過ぐるときは、天より之を概して去る、故に先王は、滿盈を戒めて、謙退するなり、先王の書籍は、吾心の敬禮する執友なり、而して衆人

日益之、而患少者唯忠、日損之、而患多者惟欲、多忠少欲智也、爲人臣者之廣道也、

日々に之を増益するも、少きを患ふるは、唯忠の心なり、日々に之を減損しても、多きを患ふるは、惟れ欲心なり、多忠少欲になるは、智なり、人臣たるもの丶、廣大なる道なるゆゑに、忠を益し欲を損することを要とす、

爲人臣者、非有功勞于國也、家富而國貧、爲人臣者之大罪也、爲人臣者、非有功勞于國也、爵尊而主卑、爲人臣者之大罪也、無功勞于國、而貴富者、其唯尚賢乎、

人臣となるもの、國に功勞あるに非るに、家富で國家貧なるは、是れ人臣たるもの丶大罪なり、人臣たるもの、國に功勞あるに非ずして、爵祿尊貴を極め、主君をして卑しからしむるは、人臣たるもの丶大罪なり、國に功勞なくして、身貴富なるときは、其れ唯だ賢人を尙び用ゆ、斯くすれば、貴富を以て罪とせざるなり、

衆人之用其心也、愛者憎之始也、德者怨之本也、其事親也、妻子具則孝衰矣、其事君也、有好業、家室富足則行衰矣、爵祿滿則忠衰矣、唯賢者不然、故先王不滿也、

衆人の心を用ゆるや、愛するは憎むの始にして、德は怨の本なり、其親に事ふるや、妻子具備するときは、孝行衰ふ、其君に事ふるや、好業（美產）ありて、家室の富足るときは、行ひ衰ふ、爵祿充滿すれば、忠勤衰

人主好佚欲、亡其身失國者殆、其德不足以懷其民者殆、明其刑而賤其士者殆、諸侯假之威、久而不知極已者殆、身彌老、不知敬其適子者殆、蓄藏積陳朽腐、不以與人者殆、

人主として、佚樂利欲を好み、其身を忘れて、國事を失するものは、危殆なり、其德薄くして、民を懷くるに足らざるものは、危殆なり、其刑罰を明かにして、其士を賤しむ、是れ怨を取るゆゑに、危殆なり、諸侯にして、王の威を假り、久くして極り已むことなきは、危殆なり、身彌年老いて、嫡子を敬することを知らざれば、終に簒弑に遇ふことあり、危殆なり、蓄藏し、積陳し、朽腐するに至るも、人に與ふることなきは、危殆なり、

凡人之名三、有治也者、有恥也者、有事也者、事之名二、正之、察之、五者而天下治矣、

凡そ人の名に、三つあり、能く治むるものあり、人に及ばざるを恥るものあり、事を務るあり、事の名に二つあり、之を正しくす、之を察す、此の五の者を行ひて天下治るなり、

名正則治、名倚則亂、無名則死、故先王貴名、先王取天下、遠者以禮、近者以體、體禮者所以取天下、遠近者所以殊天下之際、

名分正しければ、父は父の名あり、君は君の名あり、名の實擧るときは治る、名の倚り曲るときは亂る、名の正無ければ、君は君たらず、臣は臣たらず、終に殺さる、故に先王は名を貴ぶ、先王の天下を取るや、遠方の者は、禮を以て來し、近きものは體を以て親しむ、體と禮とは、天下を取る所以にして、遠近は、天下の交際を殊異にする所以なり、

○○能而　而の字助語なり、能而は得而の意なり、

衆人之用心也、愛者憎之始也、德者怨之本也、唯賢者不然、先王事以合交、德以合人、二者不合、則無成矣、無親矣、

衆人の心を用ゆるや、愛するは、憎む始なり、德するは、怨む本なり、狎れて報を望むの然らしむる所なり、唯だ賢者は然らず、其心の正しきを以て、此弊なし、先王は朝聘等の事を以て、交を合はせ、德以て人を合はす、此の二者に合はざれば、成ることなく、又親しむことなし、

凡國之亡也、以其長者也、人之自失也、以其所長者也、故善游者、死于梁池、善射者、死于中野、命屬于食、治屬于事、無善事而有善治者、自古及今、未嘗之有也、

凡そ國家の亡ぶるや、其長ずるものを以てす、人の自ら身を失するや、亦其長ずる所を以てす、故に善く游ぐものは、梁池に沒することあり、善く射るものは、野中にて死することあり、人の命は、食物に係る、政治は事務に係る、善事なきものにして、善治あるは、古より今に至りて、未だ嘗て有らざるなり、

衆勝寡、疾勝徐、勇勝怯、智勝愚、善勝惡、有義勝無義、有天道勝無天道、凡此七勝者、貴衆用之、終身者衆矣、

衆にして寡に勝ち、疾速なるが、徐遲なるに勝ち、勇者は怯者に勝ち、智者は愚者に勝ち、善人は惡人に勝ち、有義は無義に勝ち、天道有るものは、天道無きものに勝つ、凡そ此の七勝は、身貴くして民衆あるもの、之を用ひて、身を終るもの衆し、

鬼神以祥使、禽獸以力使、所謂德者先之之謂也、故德莫如先、應敵莫如後、

天は時候を以て、人を役使す、地は材を以て人を役使す、人は恩德を以て、人を役使す、鬼神は祥兆を以て、人を役使す、禽獸は其力を以て、人を役使す、所謂德とは之に先ずるの謂なり、故に德は人に先んずるに如くはなし、敵に應ずるには後るゝをよしとす、所謂後に起るもの、天下を得といふ意なり、

應敵　敵は適と通ずる故に、敵とするなり、

先王用一陰二陽者霸、盡以陽者王、以一陽二陰者削、盡以陰者亡、

先王、一陰二陽を用ゆるものは、天下の霸主となる、陰は兵なり、詐なり、險謀なり、陽は德なり、善なり、盡く陽のみにして、陰を用ひざるものは、天下の王と爲る、一陽二陰を用ゆるものは、其國削らる、盡く陰のみを用ゆるものは亡ぶ、

先王　或曰く、此二字は衍文なりと、亦理あり、

量之不以少多、稱之不以輕重、度之不以短長、不審此三者、不可擧大事、

之を量るに、兵の少多を以てせず、之を稱るに、權力の輕重を以てせず、之を度るに、武伎の長短を以てせず、勝敗は多少輕重長短の外に在ることを知らざれば、以て大事を擧ぐ可らず、

能戒乎、能敕乎、能隱而伏乎、能而稷乎、能而麥乎、春不生而夏無得乎、

能く戒んか、能く敕めんか、注意必要なり、能く隱れて伏すか、人に我が爲す所を知らしめざるなり、能く稷を種るか、能く麥を種るか、然らずんば、春は生せずして夏に至りて得る所なきなり、凡そ何事にても、未然に戒敕して、怠らざることをいふ、

は、之を勇にす、貴からんと欲するものは、之を貴くす、彼は貴きを欲す、我之を貴くす、故に人は我を禮ありといふ、例へば貴きを欲するものは、我自ら卑くして之に下る、其人悦んで曰ふ、禮ある君なりと、以下之に準じ知るべし、勇を欲するものは、我之を勇者とす、人は我を恭しと謂ふ、彼は利を欲す、我は之に利す、人は我を仁ありと云、彼は智者たらんと欲す、我之を智者とす、人は我を慧なりといふ、之を戒めよ、彼は智利勇貴を欲す、我從ひて之を智利勇貴にす、是人と同じ、然れども其間に微にして異なるもの存す、其動作は人をして識らしめず、卒然として來り至る、最も應じ難し、必ず之に備ふべし、之を信にするものは仁なり、欺く可らざるは智なり、既に智にして且つ仁なる、之を成人といふなり、

仁也。彼は智利勇貴を爲して、我之を信にするもの仁なり、○微而異之　徹密にして、人に知らしめず、之を待遇する際に、動作あり、之を異にする所なり、

賤固事貴、不肖固事賢、貴之所以能成其貴者、以其貴而事賤、也、賢之所以能成其賢者、以其賢事不肖也、惡者美之充也、卑者尊之充也、賤者貴之充也、故先王貴之、

賤しきものは、固より貴きものに事へ、不肖なるものは、固より賢に事ふ、貴き人の能く其貴きを成す所以のものは、貴きを以て賤しきに事ふる故なり、賢なるものが、能く其賢を成す所以のものは、其賢を以て不肖に事ふる故なり、惡醜なる者は、美人の爲に世に充るなり、例へば、百人の醜に、一人の美なるがごとし、卑者は尊者の爲に世に充るなり、賤者は貴人の爲に世に充るなり、世に賤者なく、皆貴者ならば、人誰か貴を敬せんや、故に先王は、醜卑賤といへども、之を貴ぶなり、

天以時使、地以材使、人以德使、

れば、儔類なく、生物盡く死す、先王は誠信を貴ぶ、誠信は天下の心を固結するものなり、

孝己　般の高宗の子にして、父母に孝なる人なり、

賢大夫不恃宗至、士不恃外權、坦坦之利、不以功、坦坦之備、不爲用、故存國家、定社稷、在卒謀之間耳、聖人用其心、沌沌乎博而圜、豚豚乎莫得其門、紛紛乎若亂絲、遺遺乎若有所從治、

賢大夫は國君の家族を恃まず、士は外親の權あるものを恃まず、誠信の道を行ひ立るときは、確乎として動かず、坦々たる平凡の利は、功を爲さず、坦々たる平凡の備は、用を爲さず、故に國家を存し、國の神廟を定むるは、急卒なる謀を發する間に在るのみ、蓋し誠信を得るをいふなり、聖人の其心を用ゆるは、沌々として、博く圓かなり、豚々として、旋轉するゆゑに、其門を得るなし、紛々として、亂れたる絲のごとく、遺々として迫らず、從ひて治る所あるがごとし、

宗至　至は室に作るべし、宗室は國君の家族なり、○沌々　圓き貌、○豚々　旋轉する貌、○遺々　迫らざる貌、○坦々は平なり、

故曰、欲知者知之、欲利者利之、欲勇者勇之、欲貴者貴之、彼欲貴我貴之、人謂我有禮、彼欲勇我勇之、人謂我恭、彼欲利我利之、人謂我仁、彼欲知我知之、人謂我慾、戒之戒之、微而異之、動作必思之、無令人識之、卒來者必備之、信之者仁也、不可欺者智也、既智且仁、是謂成人、

故に曰く、智者たらんと欲するものは、之を智者にす、利を欲する者は、之に利を與ふ、勇を欲するもの

り、

凡萬物陰陽、兩生而參視、先王因其參而愼所入所出、以卑爲卑、卑不可得、以尊爲尊、尊不可得、桀舜是也、先王之所以最重也、

凡そ萬物は、陰と陽とにより生ず、陰に成るものあり、陽に成るものあり、陰陽の兩生にして、人は其間に在り、萬物の美惡多少を參觀す、先王は其參視によりて、地より入る所の税と、其支出の法とを愼しむ、卑を卑とし、誠信の道を失はざれば、其卑は得べからずして尊くなる、舜の如き是なり、尊を以て尊とし、誠信の道を失すれば、其尊は得べからずして誅せらる、桀是なり、故に道を得ると失ふとは、先王の最も重くする所なり、

得之必生、失之必死者、何也、唯無得之、堯舜禹湯文武孝已、斯待以成、天下必待以生、故先王重之、一日不食、比歲歉、三日不食、比歲饑、五日不食、比歲荒、七日不食、無國土、十日不食、無疇類、盡死矣、先王貴誠信、誠信者天下之結也、

之を得れば必ず生じ、之を失へば必ず死すとは、何ぞや、唯だ之を得るなし、信誠の道に因る、堯舜なり、禹湯なり、文王武王なり、孝已なり、斯れ皆此道を待て成る、天下も必ず待て生ず、故に先王は道を重んず、譬へば五穀の如し、民一日食はざれば、耕作忽ち怠るゆゑに、其結果は毎年歉す、(歉とは一穀の登らざるをいふ)、三日食はざれば、毎年饑す、(二穀みのらず)、五日食はざれば、毎年荒す、(四穀みのらず)、七日食はざれば、國土なし、(五穀皆絕ゆ)、十日食はざ

は、約束と結紐とに在らず、先王は貨物を以て交らず、地を裂て交らず、天下を爲るは、誠信に由るなり、

天下不可改也、而可以鞭箠使也、時也、利也、出爲之也、餘目不明、餘耳不聽、是以能繼天子之容、官職亦然、

天下は速に改む可らざるなり、然ども鞭箠を執りて、驅使すべきなり、上は天の時を得て、下は地利を盡す、此の時と利とを以て、之を爲し出すなり、目に餘りあるも、明を使はず、耳に餘あるも、耳を使はず、是を以て、天子の深遠なる容を繼ぎ、時と利とを以てするのみ、官職も亦然り、時と利とを以てするにあり、

時者得天、義者得人、既時且義、故能得天與人、先王不以勇猛爲邊竟、則邊竟安、邊竟安、則鄰國親、鄰國親、則擧當矣、人故相贍也、

時とは天を得るなり、義(利に同じ)とは人を得るなり、既に時なり且つ義なり、故に能く天と人とを得、先王は勇猛を振はずして、邊地の境を治む、故に邊境は安泰なり、邊境安ければ、隣國も親しむ、鄰國親しめば、國は間暇なるゆゑに、人々其職を盡し、擧動皆當りて、宜しきを得、是を以て他國の人は、其威德に服して、金帛を贈り來る、

義。此は上の時と利とを受けていふ、然るに利を變じて義といふは、上に其效を指し、此に其道を指すを以てなり、

人之心悍、故爲之法、法出于禮、禮出于治、治禮道也、萬物待治禮而後定、

人の心は悍なり、故に之が法を爲す、法とは禮より出づ、禮とは治によりて出づ、治と禮とは道なり、萬物は治と禮とを待て定る、治は以て事物を成し、禮は以て等級を立つ、故に此二の者を待て、物皆安定するな

人進亦進、人退亦退、人勞亦勞、人佚亦佚、進退勞佚、與人相胥、如此者、不能制人、人亦不能制也、

人の進むや、我も亦進む、人の退くや亦退く、人の勞するときは、我亦勞す、人の佚するや、我も亦佚す、進も退も、勞も佚も、人と相胥にして、己れ人と異なるを爲さず、人に從ふのみ、此の如きものは、人を制する能はず、人も亦之を制する能はざるなり、

相胥　胥は皆なり、皆とは偕にするなり、一說に胥は待なりといふ、

愛人甚、而不能利也、憎人甚、而不能害也、故先王貴當、貴周、周者不出于口、不見于色、一龍一蛇、一日五化、之謂周、

人を愛する甚しくして、利する能はず、人を憎む甚しくして、害する能はず、故に先王は、其當るを貴ぶ、愛すれば必ず利し、憎めば必ず害す、これ當といふ、周は深密なるをいふ、深密なるを貴ぶときは、口に出さず、色に見はさず、一たびは龍となり、一たびは蛇となり、一日五たびも變化す、之を周と謂ふ、人も測る能はざるなり、

故先王不以一過二、先王不獨擧、不擅功、先王不約束、不結紐、約束則解、結紐則絕、故親不在約束結紐、先王不貨交、不列地、以爲天下、

故に先王は、一の少を以て、二の多に踰え過さず、先王は獨り擧げ行はざるなり、又功を擅にせざるなり、獨り擧げ功を擅にするは、人の疾む所なればなり、先王は事を成すに、約束を爲さず、又結紐（約束の堅固なるもの）を爲さず、唯誠信を以てす、蓋し約束は解けることあり、結紐は絕ゆることあり、故に親密の道

王たる主は、人民を愛し施して、民に積むなり、覇たる主は、將士を愛し、征戰に務めしむるゆゑに、物を將士に積む、衰微する主は、貴臣を驕らしめ、益す貴重す、故に貴人に積む、亡主は婦女を愛し、珠玉を重んじ、之に積む、故に先王は、其積む所を愼む、之を疾くし、敏速にするは、萬物の師法なり、之を爲すは、萬物の時に趣く、時至らざれば、事成らざればなり、之を強ひ勉るは、萬物の指意なり、

凡國有三制、有制人者、有爲人之所制者、有不能制人、人亦不能制者、何以知其然、德盛義尊、而不好加名於人、人衆兵强、而不以其國造難生患、天下有大事、而好以其國後、如此者、制人者也、

凡そ國に三制といふあり、人を制するものあり、人の制する所と爲るものあり、又人を制すること能はず、人も亦制する能はざるものあり、何を以て其然るを知るや、德盛に義尊くして、名を人に加ふることを好まず、人民衆多にして、兵士强剛なるに、其國を以て、他人の國に向て、難を造し患を生ぜず、天下に大事あるも、好んで其國を後にし、謙して先に立たざる、此の如きものは、人を制する者なり、此れ謙にして益を受く、人に後れて起つものは勝つ、人に下るものは、人の上に在りとの意なり、

德不盛、義不尊、而好加名于人、人不衆、兵不强、而好以其國、造難生患、恃與國、幸名利、如此者、人之所制也、

德は盛ならず、義は尊からず、然るに好んで名を人に加ふ、人民衆多ならず、兵士も强剛ならず、然るに好で其國を以て、他國に對し、難を造し患を生ず、與國の同盟を恃みとなし、名利を僥幸す、此の如きものは、人の制する所と爲るなり、

に在り、故に人主の卑と尊と輕と重となるは、此の三の者に在り、愼まざる可らざるなり、

卑尊輕重　三の者を愼めば、尊くして重し、三者を愼まざれば、卑にして輕きなり、三とは貴を愼む、民を愼む、富を愼むをいふなり、

國有寶有器有用、城郭險阻蓄藏寶也、聖智器也、珠玉末用也、先王重其寶器、而輕其末用、故能爲天下、生而不死者二、立而不立者四、喜也者、怒也者、惡也者、欲也者、天下之敗也、而賢者寶之、爲善者非善也、故善無以爲也、故先王貴善、

國に寶あり器あり用あり、城郭完きなり、險阻修るなり、蓄藏積むなり、因て國に寇盜なく、民飢ることなし、是寶なり、聖は通せざるなく、智は遺策なし、二の者以て事を成すべし、故に器なり、珠玉は飢て食ふ可らず、寒くして衣る可らず、故に末用といふ、先王は其寶と器とを重んじ、末用を輕んず、故に能く天下を爲むるなり、生じて死せざる二あり、寶と器となり、立て立たざるもの四つとは、事立て身の立たざる者四つ、喜怒惡欲是なり、喜なるもの、怒なるもの、惡なるもの、欲なるもの、此の四つは、天下の敗を取るものなり、而して賢者は之を用ひて、人を使ひ、害を爲す能はざらしむ、故に之を寶とするなり、世の君は善を爲す者を善に非ずと爲す、故に善以て爲すものなし、先王は善を貴しとなす、故に人皆善に勸む、

王主積于民、霸主積于將士、衰主積于貴人、亡主積于婦女珠玉、故先王愼其所積、疾之疾之、萬物之師也、爲之爲之、萬物之時也、強之強之、萬物之指也、

曰く、道の天に在るは、日の如きなり、日は萬物之に由りて化生す、萬象之に由て表顯す、功はこれより大なるなし、故に之を道といふ、其人に在りては心なり、心は萬物之に由りて慮る、萬理之に由り斷ず、これより大なるものなし、故に之を道といふ、日と心とは、生じ成すを以て功とす、而して其生成は、氣を以て主とす、故に曰く、氣あれば生じ、氣なければ死す、生者は其氣を以てす、心を以て國を治るに、名を正すを第一とす、名あれば治る、名正しからざれば亂る、能く治るものは、其名を以てするなり、

日なり心なりの二語は、此より前に、人の能く道ふなし、而し萬古の群蒙を開き、其民の耳目を闢くといふべし、

樞言曰、愛之利之、益之安之、四者道之出、帝王者用之而治矣、帝王者、審所先所後、先民與地則得矣、先貴與驕則失矣、是故先王愼貴、在所先所後、

樞言に曰く、之とは人民を指していふ、民を愛し、民を利し、民に益し、民を安んず、此四の者は、道より出るなり、帝王は、其先にする所と、後にする所との區別を審にす、民と地とを先にするときは、國家を得るも、貴きと驕りとを先にするときは、國家を失ふ、是の故に、先王の畏愼し貴重する所は、先んずる所と、後にする所とを區別するに在るなり、

人主不可以不愼貴、不可以不愼民、不可以不愼富、愼貴在擧賢、愼民在置官、愼富在務地、故人主之卑尊輕重、在此三者、不可不愼、

人主たるものは、其貴きを愼まざる可らず、人民を愼まざるべからず、富を愼まざるべからず、貴きを愼むは、賢才を擧げ用ゆるに在り、民を愼むは、官吏の善良なるものを置くにあり、富を愼むは、地利を務むる

乎無妄之治、運乎無方之事、應變不失、之謂當、變無不至、無有應當、本錯不敢忿、故言而名之、曰宙合、

心を專一にして、宙合の道を典(常)に行へば、窮極あることなし、若し專一の心を薄くし、常に行ふは治ることなし、內に多く學んで、富む時に、之を出して事に當るなり、而して聖人の道は、富んで當るを貴ぶ、奚を當るといふ、無妄の治に本づき、無方の事に運行し、變に應じて失せざる、之を當ると謂ふ、變は至らざるなきも、之に應じ當らざることなし、本始の錯り、乖くは、敢て忿らず、故に言て之を名づけて、宙合と曰ふなり、無妄に本づきて、無方に應ず、故に失はずして、應當す、應じて當るに非ず、當に應ずるなり、當に應ずるは本なり、流の淸きは、源の澄むに本く、響の善は、聲の平に本づくなり、

一典品　典は常なり、宙合の道は、專一にして、能く常に行ふときは、窮りあらず、若し輕薄にして、崇重する能はざれば、此道或は息むに至らん、常品の人は、重理する能はざるなり、○無妄　妄誕なきを云ふ、○無方　常に定るなきを云ふ、○無有應當　無の字の下に不の字を脫す、無不有と作るべきなり、

樞言第十二　外言三

樞は中に居りて、外を運ぶ、動て窮らざるものなり、言は心に慮りて、口に發す、變じて主なきものなり、其用や樞の若し、故に樞言と曰ふ、

管子曰、道之在天者日也、其在人者心也、故曰有氣則生、無氣則死、生者以其氣、有名則治、無名則亂、治者以其名、

此は門人等管仲の語を擧げて、樞言の冒頭とす、管子

ず、因て天地の道を盡す、景は曲物の爲に直からず、響は惡聲の爲に美ならず、是を以て、聖人は物の往くものは、必ず其類を以て來ることを明にす、俗に所謂る、賣り詞には、買詞ありといふの類なり、故に、君子は繩々として戒懼し、其先づ施すことを愼しむ、
繩々乎　戒愼し、怠らざる貌なり、○其所先　我善を以て、彼に先んずれば、彼亦善を以て、我に應ず、我惡を以て彼に先ず、彼亦惡を以て我に應ずるなり、

天地萬物之橐也、宙合有橐天地、天地苴萬物、故曰、萬物之橐、宙合之意、上通天之上、下泉於地之下、外出於四海之外、合絡天地、以爲一裹、散之至于無間、不可名而山、是大之無外、小之無內、故曰、有橐天地、其義不傳、

天地は萬物を入るゝ橐にして、所謂合財囊の如し、宙合は有た天地を入るゝ橐なり、天地は萬物を苴(包)む、故に曰く、萬物の橐と、宙合の意は、上は天の上に通じ、下は地の下に泉む、外は四海の外に出で、天地を合絡す、(合はせ絡ひ入る)以て一裹となして、一包にすといふなり、之を散ずれば、無間の微妙に至りて止む、之を大にして外なし、之を小にしてを內なし、故に曰く、有た天地を橐すと、其義は傳はらず、解す可らざるも、我は之を名けて、道といふ、是れ第十三綱の目を擧ぐるなり、
不可名而山　上は能く偸ひ觀るなし、其名を得べからず、山の若く然りといふ、又山は止の字の誤りなりといふ、此說明瞭簡易なり、○苴　苞苴の意にて、物を包み入ることをいふ、○合絡　包絡の意なり、天地は萬物を包絡す、而して宙合 また天地を包絡するなり、

一典品之不極、一薄然、而典品無治也、多內則富、時出則當、而聖人之道、貴富以當、奚謂當、本

不可以不審、操分不雜、故政治不悔、定而履、言處其位、行其路、爲其事、則民守其職而不亂、故葆統而好終、

汝の視るを正しくすべし、蓋し美と惡とを察し、良と苦とを審別し、以て審にせざる可らず、分別することを操りて、雜駁にせず、故に政治を爲して、悔ることなし、汝の履むことを定めよ、蓋し其分位に處りて、其行くべき路を行き、其爲すべきことを爲すときは、民は其職を守りて亂れず、故に統緒を保ちて、終尾を好くす、

○○良苦　良は純善なること、苦は疵瑕あることをいふ、

○葆統　統は事の始め緒と同じ、葆は保と同じきなり、○而は汝なり、

深而迹、言明墨章書、道德有常、則後世人人修理而不迷、故名聲不息、

而の功業の迹を深くせよ、蓋し明墨にて彰はに書し、道德失はずして、常守有れば、後世の人々も、其道を修理して、迷惑せず、故に、名聲幾百世の後までも息まず、

○○明墨　濃墨にて、明かに書するをいふ、

夫天地一險一易、若鼓之有桴、擿擋則擊、言苟有唱之、必有和之、和之不差、因以盡天地之道、景不爲曲物直、響不爲惡聲美、是以聖人明乎物之往者、必以其類來也、故君子繩繩乎、愼其所先、

夫れ天地は一險あり、一易(平地)あり、鼓の打つあるが若し、擿擋として之を擊つ、蓋し苟も之を唱へるものあれば、必ず之に和するものあり、之に和する差は

が說を爲して、其功の成るを比況し、其能を知る、是れ第十一綱の目を擧ぐるなり、

故名　每事に名を立て、之が說を爲すとの解あり、一本には、名は各の誤なりと解す、此說明瞭なり、

歲有春秋冬夏、月有上下中旬、日有朝暮、夜有昏晨半星、辰序各有其司、故曰、天不一時、

一歲には、春秋冬夏あり、一月には、上旬中旬下旬の別あり、一日には朝暮あり、一夜には昏晨半星あり、昏晨半星とは、朝と暮とに中天に升り、一夜の半分を有する星なり、十二辰の順序に、各其司る所あり、故に曰く、天は時を一樣にせざるなり、

山陵岑巖、淵泉閎流、泉踰瀷而不盡、薄承瀷而不滿、高下肥墝物有所宜、故曰、地不一利、

山陵には岑巖あり、淵泉は閎流あり、泉は湊り漏る丶流を踰えて盡きず、薄は藪澤にて、湊漏の流を承けて滿たず、高下又は肥墝の地に、物は夫々宜しき所あり、故に曰く、地は利を一樣にせざるなり、

岑巖　山の高峻なるをいふ、○閎流　水の中廣く流るをいふ、○薄　藪澤にして、水の滿るなきをいふ、

鄉有俗、國有法、食飮不同味、衣服異采、世用器械、規矩、繩準、稱量、數度、品有所成、故曰、人不一事、此各事之儀、其詳不可盡也、

鄉には風俗あり、國に各法あり、食飮も味を同くせず、衣服は采色を異にす、世に用ゆる器械、規矩や、繩準や、稱量なり、數度なり、品々に成す所あり、故に曰く、人は事を一樣にせず、此れ各事の儀にして、其詳密なること盡すべからざるなり、是れ第十二綱の目を擧るなり、

可正而視、言察美惡、審別良苦、

也、

是れ功業を成すものは、千變萬化するをいふ、淺くもなる、深くもなる、沈むべし、浮ぶべし、曲るべし、直くすべし、言ふ可し、默すべし、此れ旨意は功を要するに在るを謂ふなり、是れ第十一の目なり、

天不一時、地不一利、人不一事、是以著業不得不多、人之名位、不得不殊、方明者察于事、故不官于物、而旁通于道、

天は時を一にせず、春夏秋冬あり、地は利を一にせず、五土十地各利あり、五土は山林、川澤、丘陵、墳衍、原隰、十地は十方の地なり、人は事を一にせず、士農工商あり、是を以て、人の著業は、多からざるを得ず、人の名位も、殊ならざるを得ず、方明にして、法術に通明なるものは、事を察するゆゑに、物に主とせずして、道義に旁く通ず、蓋し天地人は一ならず、故に一物に専らならずして、道に通ずるを云ふ、

著業　人の業に附くことをいふ、○方明　上下四方の事に明かなるをいふ、又法術に通明なるを言ふ、○官は主なり、

道也者、通乎無上、詳乎無窮、運于諸生、是故辨于一言、察于一治、攻于一事者、可以曲說、而不可以廣擧、聖人由此、知言之不可兼也、故博爲之治、而計其意、知事之不可兼也、故名爲之說、而況其功、

道は無上の天に通じ、無窮なる地に詳にして、諸物の生あるもの、禽獸草木にも運行す、是の故に、一言を辨じ、一治を察し、一事を攻るもの、曲に說く可くして廣く擧ぐ可らず、聖人も此に由りて、一言の群言を兼ぬ可らざるを知る、故に博く衆言を治めて、其意を計る、一事の衆事を兼ぬ可らざるを知るゆゑに、各之

て、粟米貨財を丢しみ愛し、厚く百姓に收斂して、天下の萬民が怨み懟むに由るを謂ふなり、其愛を遠くとは、上の其國を亡すは、君主が常に淫樂を邇づけて、優美なる地に立ち、馳騁田獵に耽り、美色淫聲を縱にするに在り、斯くして人民が懈怠し惰佚して、百吏は皆端正の心を失ひ、煩亂して國家を亡すに至るを謂ふなり、

蓄慎　謹慎の心を存在するをいふ、○解怠惰失　解は懈なり、失は佚なり、古は皆通じ用ゆ、○丢は吝なり、吝に同じ、

高爲其居、危顚莫之救、此言尊高滿大、而好矜人以麗、主盛處賢、而自雄、

其居處を高くし、金殿玉樓の三層四層を造る、實に危顚にして之を救ふに道なし、此れ尊高滿大にして、好んで人に矜るに、美麗を以てし、盛昌なるを主として、自ら賢とし自ら雄とす、驕慢なることを言ふなり、

故盛必失、而雄必敗、夫上既主盛處賢、以操士民、國家煩亂、萬民心怨、此其亡也、猶自萬仞之山、播而入深淵、其死不振也、故曰、毋邇其求、而遠其憂、高爲其居、危顚莫之救也、

故に、盛なるは必ず失して、雄なるは必ず敗る、夫れ上たる人、盛なるを主とし、賢しとする顏をなして、士民を操り治めば、國家は煩亂して、萬民心に怨む、之れ其亡ぶるなり、猶ほ萬仭の山より、播き轉んで深き淵に入るが如く、其死するや、振ふ可らざるなり、故に曰く、其求めを邇くして、其憂を遠ざくること毋れ、高く其居を爲りて、危顚なる之を救ふなきなり、是れ第十綱の目を擧るなり、

可淺可深、可沈可浮、可曲可直、可言可默、此言指意要功之謂

以昏則憂、憂則所以伎苛、伎苛所以險政、政險民害、害則怨、怨則凶、故曰、瓊充末衡、言易政利民也、

心は思慮することを司る、思慮すれば理に順ふことを言ふ、言の理に順ふを得るは、之を知といふ、聰明にして知あれば、其知や博し、博ければ惛からず、是れ政を平易にする所以なり、政平易なれば、人民は之を利す、利あれば勸勉す、勸勉すれば吉なり、聽くに審かならず、聽ならず、審かならず聽ならざれば繆る、視る察せず明かならず、察明ならざるは過なり、慮に得ず知らず、得ず知らざれば昏し、謬りあり過あり、以て昏ければ憂ふるに至る、憂あれば心煩苛する所以なり、伎苛するときは政を險にす、政險なれば、民之を害とす、害とすれば怨む、怨めば凶となるなり、故に曰く、瓊充と末衡とは、政を平易にし、民を利益するを言ふなり、是れ第九綱の目を擧ぐるなり、
伎苛　後世の伎癢といふごとし、多事煩碎なるをいふ、一には妄りに虐を爲すことを伎苛といふと、是亦通ずるなり、○乃告　告は吉の誤りなり、下文の凶の字に對す、告にては意義通ぜざるなり、

毋犯其凶、言中正以蓄愼也、毋邇其求、言上之敗、常貪於金玉馬女、而吝愛於粟米貨財也、厚藉斂于百姓、則萬民懟怨、遠其憂、言上之亡其國也、常邇其樂、立優美、而外淫于馳騁田獵、内縱于美色淫聲、下乃懈怠惰失、百吏皆失其端、則煩亂以亡其國家矣、

其凶なることを犯し爲す毋れとは、中正にして愼を蓄へることなり、其求め貪ることを邇くする毋れとは、上たるもの丶敗るゝは、常に金玉や馬や女を貪り

不必以先帝常義立之謂賢故爲上者之論其下也不可以失此術也、

曰く、千里の路は之を正し扶くるに、繩を以てすべからず、屈曲あればなり、萬家の都は、高低あれば、之を平かにするに、準を以てすべからず、蓋し大人の行義は、必らずしも先帝(先王)の常義を以て之を立つるを賢と謂はず、大節を全くするには、權道を以て之を成す、小事に至りては必ずしも拘はらず、故に上たるものゝ、其下の臣民を論ずるは、此道を失ふ可らず、是れ第八綱の目を擧るなり、

此術　此道といふに同じ、管子の事を成す、權道に由る、此文に見て明かなり、

譣充言心也、心欲忠、末衡言耳目也、耳目欲端、中正者治之本也、耳司聽、聽必順聞、聞審謂之聽、目司視、視必順見、見察謂之明、

譣充とは心を言ふなり、心は忠實ならんと欲す、末衡は耳目をいふなり、耳目は端正ならんことを欲す、心忠なれば中を得、耳目端しければ正を得、中正なるは政治を爲すの本根なり、耳は聽くを司る、聽は必ず理に逆ふなく、順に聽くなり、聞くことの審にして謬らざるは之を聽といふ、目は視ることを司る、視ることも理に逆はざる、順見なり、見て察する、之を明と謂ふなり、

心司慮、慮必順言、言得謂之知、聽明以知則博、博而不惛、所以易政也、政易民利、利乃勸、勸乃告、聽不審、不聽、不審不聽則繆、視不察不明、不察不明則過、慮不得不知、不得不知則昏、繆、過、

化也、淵泉而不盡、微約而流施、是以德之流潤澤、均加于萬物、故曰、聖人參于天地、

聖人を賢とし美する所は、其變に與り隨ひて化す、更に執滯することなきを以てなり、其德は淵の如く深く、泉の如く流れて盡きず、又微妙隱約にして、人目に觸れずして流れ施す、是を以て天下は潤澤を流し、均しく萬物に布き加へるなり、故に曰く、聖人は天地に參ると、

鳥飛准繩、此言大人之義也、夫鳥之飛也、必還山集谷、不還山則困、不集谷則死、山與谷之處也、不必正直、而還山集谷、曲則曲矣、而名繩焉、以爲鳥起于北、意南而至于南、起于南、意北而至于北、苟大意得、不以小缺爲傷、故聖人美而著之、

鳥の飛ぶと準繩とは、此れ大人の義にして、曲にして直となし、權にして道に合するを言ふなり、夫れ鳥の飛ぶや、必ず山に還り谷に集る、山に還らざれば困しむことあり、谷に集らざれば擒殺せらるゝことあり、山と谷とは、鳥の處なり、必ずしも正直ならざれども、山に還り谷に集る、其飛ぶに正直ならず、曲るあり、而して之を繩と名づく、蓋し鳥は北に起りて、其意が南に在れば、南に至る、又南に起りて、其意が北に在れば、北に至る、苟も大意を得れば、其間の小缺は、以て傷とせざるなり、聖人の權を行ふも、此の如く、苟も義の大致に合へば、經に反する小過は、傷となさゞるなり、故に聖人は、飛鳥の事を美として、之を簡策に著はすなり、

曰、千里之路、不可扶以繩、萬家之都、不可平以准、言大人之行、

正しきを失ふ所以なり、夫れ君上たるものは、既に其君義の正しきを失し、佞諂凶讒の人に倚賴して、虛しく名譽を爲す、是れ道に違ひ名譽を求るなり、君既に此の如くなるときは、臣たる者は忠ならずして、邪行を爲す、以て爵祿に趨り向ひて、風俗を亂り、世間を腐敗せしめ、以て安を偸み樂みを懷ふ、其國家は廣大なりと雖も、其威は損ずべし、故に曰く、政正しからざれば、廣くとも其れ荒る、是れ第七綱の目を擧ぐるなり、

是以古之人、阻其路、塞其遂、守而物修、故著之簡策、傳以告後世人、曰其爲怨也深、是以威盡焉、不用其區、區者虛也、人而無良、

是を以て、古の人は、毎事に之を防ぐ、其路を阻て、邪惡の入らざるに心を用ひ、又其遂を塞ぎ守りて、物修る、故に之を簡策に著はし傳へて、後世の人に告ぐ、曰く、此四の者の怨たるや深し、是を以て、君の威は盡くと、蓋し賢人を用ひざる國家は、其れ區し、區とは虛のことにして、國に良臣なし、故に曰く虛なり、

塞其遂　遂は路なり、

凡堅解而不動、陼陻而不行、其於時必失、失則廢而不濟、失植之正而不謬、不可賢也、植而無能、不可善也、

凡そ慳しみ懈りて動かず、堵の如く堤の如く移らずして、勤勞を厭ふものは、時機を失ひて、事を廢し、事濟らざるに至る、又心を植るに、正を失すれば、事を爲すに謬らざるも、以て賢とすべからず、心を植て才能なきものは、善となすべからざるなり、

堅解　堅は慳と同じ、物を吝むことなり、○陼陻　俗には堵堤に作る、堵の如く堤の如く、移り動かず、行かざるをいふなり、

所賢美於聖人者、以其與變隨

此は人君の身を處する法を語るなり、儀法を揆りで、敢て妄行せず、其理を知ると雖も、敢て自由に之を用ひず、既に覺めて臥するが如く、事は必ず賢者に咨謀し、晦の忽ち明なるが如くせよ、蓋し心を沈め、深淵なる顏色して、自ら其過を詰問するなり、靜かに默して、審に慮り、賢人の用ゆべきものに依るなり、仁者良臣、既に明顯なる位に在りて、我を輔くるゆゑに、自ら事の可否利害に通達し、循て面に蒙る布を發するが如くなり、故に曰く、覺臥の若く、晦明の若く、又堯の子敖が堯の側に在るが如く、竟に邪を改めて明となる、是れ第六綱の目を擧ぐるなり、

若敖之在堯也　堯の子丹朱は、慢にして恭しからず、故に敖と曰ふ、敖は傲と同じ、聖人上位に在れば小人も邪を改め善となるをいふ、

毋訪于佞、言毋用佞人也、用佞人、則私多行、毋蓄于諂、言毋聽諂、聽諂則欺上、毋育于凶、言毋使暴、使暴則傷民、毋監于讒、言毋聽讒、聽讒則失士、

佞人に訪ふ毋れとは、佞人を用ゆるなかれといふなり、佞人を用ゆるときは、私欲を多く用ふ、諂諛の言を耳に蓄ふること毋れ、諂言を聽けば上を欺くことあり、暴凶の人を使用することなかれ、暴人を使用するときは人民を傷るなり、讒者の言を聞て、餘人を監察する毋れ、讒を聽くときは、士を失ふ、士は皆去りて、他國に之く、

夫行私欺上、傷民失士、此四者用、所以害君義失正也、夫爲君上者、既失其義正、而倚以爲名譽、爲臣者、不忠而邪、以趨爵祿、亂俗敗世、以偷安懷樂、雖廣、其成可損也、故曰、不正、廣其荒、

夫れ私心を行ひ、君上を欺き、人民を傷る、士を失ふ、此の四の者用ひ行はるゝは、君たるの義を害し、政の

無交、惠者知其不可兩守、乃取一焉、故安而無憂、毒而無怒、此言止忿速濟沒法也、

夫れ名と實とは、互に相怨むこと久し、實を務る者は、名を避け、名を貪るものは、實を失す、是の故に、名と實と絶て交ることなし、智慧あるものは、其名實の二の者を守る可らざるを知るゆゑに、乃ち一を取る、名を棄て實を守る、故に安んじて憂ひなし、彼の毒に遇ひて怒ることなし、此れ忿の速に發するを止め、禮法を沒するものを濟ふことを言ふなり、

怨而無言、言不可不愼也、言不周密、反傷其身、故曰、欲而無謀、言謀不可以泄、謀泄菑極、夫行忿速、遂沒法、賊發、言輕謀泄、菑必及於身、故曰、毒而無怒、怨而無言、欲而無謀、

我は彼を怨んで、敢て言はず、言は愼まざる可らざるなり、言の周密ならざるは、反つて其身を傷る、故に曰く、欲して謀ることなしと、蓋し謀は泄すべからず、謀泄れば菑ひ至る、夫れ忿怒の速かなるを行ひ、禮法なきを遂ぐ、賊盗の發することあり、言輕易なるときは謀泄る、菑ひ必ず身に及ぶ、故に曰く、怨毒せられて怒ることなく、怨ても言ふことなく、欲して謀るなしと、是れ第五綱の目を擧るなり、

○欲而無謀　既に其事を欲し、始て之を圖る、謀を泄れしむることなかれといふ、○遂沒法　法を沒し、禮法を用ゐざるをいふ、

大揆度儀、若覺臥、若晦明、言淵色以自詰也、靜默以審慮、依賢可用也、仁良既明、通於可不利害之理、循發蒙也、故曰、若覺臥、若晦明、若敖之在堯也、

故に、昔し微子は、紂王の難に與からずして、宋の國に封ぜられ、殷の後嗣となる、先祖の祭滅せず、後の世まで絶家せず、故に曰く、大賢の德は長久なり、是れ第三綱の目を擧るなり、

○版　書牘のことにて、先王の書をいふなり、○難は騷亂なり、○封は領地を賜るなり、

明乃哲、哲乃明、奮乃苓、明哲乃大行、此言擅美主盛、自奮也、以浪湯凌轢人、人之敗也、常自此、是故、聖人著之簡策、傳以告後進、曰、奮盛苓落也、盛而不落者、未之有也、

明にして遠きを視るは、哲にして智の深きなり、哲なれば明なり、奮ひ盛なるは零落す、明哲乃ち大に行はる、此は美を擅にして、盛を主とし、自ら奮ひ、浪湯(自ら賢とする貌)を以て、人を凌轢するを言ふなり、人の敗るや、常に此の人を凌轢するに由る、是故に、聖人は之を簡策に著はし、傳へて後進に告ぐ、盛なるを奮へば、忽に苓落す、盛にして落ちざるものは、未だ之れ有らざるなり、

○浪湯　佷傷に作るべし、自ら賢とする貌なり、○凌轢　凌ぎ轢るなり、人を輕蔑して、抑へ附けるをいふ、○苓は零なり、

故有道者、不平其稱、不滿其量、不依其樂、不致其度、爵尊則肅士、祿豐則務施、功大而不伐、業明而不矜、

故に道あるもの、即ち聖賢は、其稱を平にせず、自分を輕くす、其量を滿さず、自分を損す、其樂に依らず、其度を致し極めず、自分の位爵尊しといへども、士を肅敬し、自分の利祿、豐大なるときは、施すを務む、功名大にして伐らず、學業明にして矜らざるなり、是れ第四綱の目を擧ぐるなり、

夫名實之相怨久矣、是故絶而

き闘ち、謟み信ぶ、浧と贏り、濡と縮る、取る與ふる、皆必ず時に因りて、之を施行す、時なれば動き、時ならざれば靜なり、是を以て、古の士は、世を濟ふに意ありて、未だ之を表はす可らざる時には、敢て爲さず、故に其國を治る言を揫めて出さず、含揫して之を藏む、

○愁 愁は讀んで揫となす、揫は斂るなり、含揫は、世を濟ふの言を斂めて泄さゞるをいふ、蓏は草の實なり、詘は屈なり、信は伸なり、

賢人之處亂世也、知道之不可行、則沈抑以辟罰、靜默以侔免、辟之也、猶夏之就凊、冬之就温焉、可以無及於寒暑之菑矣、

賢人の亂世に處るは、道の行はる可らざるを知れば、沈み抑へて、刑罰を避け、靜かに默して、禍を免る道を侔る、之を譬るに、夏は淸凉の處に就き、冬は溫暖なる處に就くが如し、以て寒暑の災に遭ふ無かるべし、

○辟罰 辟は避と同じく用ゆ、○辟之 辟は譬と同じく用ゆ、○侔は取なり、○菑は災なり、

非爲畏死而不忠也、夫强言以爲僇、而功澤不加、進傷爲人君嚴之義、退害爲人臣者之生、其爲不利彌甚、故退身不舍端、修業不息版、以待淸明、

死するを畏るが爲に、不忠を爲すに非ず、夫れ言を强くし、君に直言して、誅僇せらるゝも、其功澤は、人民に加はらず、進んでは人君たる嚴威の義を傷り退ては人臣たるものゝ生を害す、其不利たる彌甚し、故に身を退けて、端正の道を捨てず、業を修めて、書籍を讀むことを息ず、以て世の淸明なるを待つ、

故、微子不與於紂之難、而封於宋、以爲殷主、先祖不滅、後世不絕、故曰、大賢之德長、

れ知らざるを知るとするものなり、是を以て先づ規らざるの必あり、識り慮らざるの定あり、此の如きときは、倉卒にして用意せざることあらんとす、故に聖人は博く聞き、多く見て、道を畜はへて、物を待ち、物至りて形に對し、委曲なる法度を存し、其宜しきに從ひて、之を施す、決して世人の如く妄斷せず、

○清陽　清は育に通じ、陽は温なり、物を生育するは、温氣を以てす、故に育温といふ、○法崖　法は常なり、崖は限なり、常に際限なきをいふ、○曲均　均は、土器を製する轆轤板をいふ、器の大小長短とも、自在に製出するものなり、

滅盡也、溜發也、言偏環畢、莫不備得、故曰、滅溜大成、成功之術、必有巨獲、必周於德、審於時、時德之遇、事之會也、若合符然、故曰、是唯時德節、

盡く發して偏く其道を環り、其業を畢る、備り得ざるなし、故に滅溜大成すといふ、此句は聖人を贊するなり、功を成す術は、必ず矩矱の法あり、矩にて寸尺を量るが如し、必ず德に周ねく、時に審にして、時と德と遇ふは、事の會集するなり、符契を合はすが如く、一致して齟齬せず、故に、是れ唯時德の節と曰ふなり、以上第二綱の目を擧るなり、

○環畢　其道を繞りて、其業を終るをいふ、○巨獲　巨は矩の字の古文にて、獲は矱と爲すべし、字の誤りなり、矩矱は、サシガネなり、法のことなり、

春采生、秋采蓏、夏處陰、冬處陽、此言聖人之動靜、開闔、詘信、浧濡、取與、之必因於時也、時則動、不時則靜、是以古之士、有意而未可陽也、故愁其治言、含愁而藏之也、

春は草木の始て葉を生ずるを采り、秋は草實を采る、夏は陰に處り、冬は陽に處る、此れ聖人の動靜は、開

に桀紂は亂れ亡び、湯武は以て治り昌んなり、均しき國と民となれども、道を章明にして敎へ、法を明正にして期すれば、民の善に興るや、此の如し、湯武の功是なり、

多備規軸者、成軸也、夫成軸之多也、其處大也不究、其入小也不塞、猶迹求履之憲也、夫焉有不適善、適善備也、僊也、是以無之、故諭敎者取辟焉、

多く規軸を備ふ、軸は車の中に處りて、輪を轉ず、輪は外に轉じて、規を成す、故に軸を成すとは、法度を制するをいふ、夫れ法を成すの多きや、名其宜きに從ひて、之を用ゆ、故に其大に處る究まらず、小に入るも塞がらず、猶ほ足迹を見て、履の寸法を求むるが如く、能く足に適し善からざるものあらんや、正しく足に適して備はる、誠に僊として輕く足に順ふ、是を以て乏しきなし、法が夫々に適當す、故に敎へ諭すものは、之を譬に取る、

取辟、辟は譬と通ず、○履之憲、履の寸法なり、恩を施して、民の善心を求れば、善心生ずるをいふ、僊は、輕く揚る貌なり、

天淯陽無計量、地化生無法崖、所謂是而無非、非而無是、是非有必、交來苟信、是以有不可先規之必有不可識慮之然、將卒而不戒、故聖人博聞多見、畜道以待物、物至而對形、曲均存矣、

天の萬物を育溫すること、計り量ることなし、地の萬物を化生することも、常に限ることなし、聖人の道を畜へ物を待つを言はんとして、此二句を以て、上を承けて、下を起すなり、所謂世人は、己の心を以て、是なりとして非とするなし、又非として是とするなし、是と非と、己の心に定めて必するあり、故に是非の交々來る、苟も信ず、是非の眞を知らずして、是非を定む、是

○分敬　分は交なり、上下互に敬し、其分に應じ、貴賤大小共に敬するなり、○賓は從ふなり、

君失音、則風律必流、流則亂敗、臣離味、則百姓不養、百姓不養、則衆散亡、君臣各能其分、則國寧矣、故名之曰不德、

音を失するは、政令を失ふなり、風律は、政法なり、君が政令を誤り、政法流亡すれば、國は亂敗す、味を離るとは、職に任ぜざることなり、臣が職に任ぜざれば、國事必らず曠し、故に百姓養はれず、百姓養はれざれば、衆散じ亡ぐ、君臣ともに、各其分を守れば、國家安寧なり、故に之を名づけて、不德と云ふ、不德は自ら德とせざることにて、老子の云ふ、上德不德の意なり、以上第一綱の目なり、

懷繩與准鉤、多備規軸、減溜大成、是唯時德之節、夫繩扶撥、以爲正、准壞險以爲平、鉤入枉而出直、此言聖君賢佐之制擧也、博而不失、因以備能而無遺、

繩と準と鉤とを懷きて、多く規軸を備へ、盡く發して大成す、是は唯時を審かにするなり、即ち時と德とを合すなり、夫れ繩は、扶け撥きて、正しきを爲す、準は險阻を壞りて、高下なく平かにす、鉤は枉るに入りて、穴中の物を取る、其出る功は、直に勝る、此は聖君賢佐の法制を以て、人才を擧るをいふ、博く取りて失はず、因て以て能を備へて、遺才なからしむ、減は盡なり、溜は發なり、

國猶是國也、民猶是民也、桀紂以亂亡、湯武以治昌、章道以教、明法以期、民之興善也如此、湯武之功是也、

國は均しく是の國なり、民は均しく是の民なり、然る

して、之を包む、宙合は有(又に同じ)天地を槖にす、是れ第十三綱なり、(下文に、此目を擧げて、釋く)

左操五音、右執五味、此言君臣之分也、君出令佚、故立于左、臣任力勞、故立于右、夫五音不同聲、而能調、此言君之所出令無妄也、而無所不順、順而令行政成、五味不同物、而能和、此言臣之所任力無妄也、而無所不得、得而力務、財多、

左に五音を操り、右に五味を執るとは、此れ君臣の分を言ふなり、君は令を出すのみ、佚するなり、故に左に立つ、臣は力に任ず、故に右に立つ、夫れ五音は、聲を同くせずして能く調ふ、此は君の令を出す所は、妄なくして、順はざるなきを言ふ、順ひて令行はれ、政治成るなり、五味は品物を同くせず、甘きあり、辛きあり、而して能く和調す、此は臣の力に任ずる所、妄なくして得ざる所なきを言ふ、得て務を力むれば、財多し、事既に得て、又其務むべきを力むるゆゑに、財物饒多なることあり、

故君出令、正其國、而無齊其欲、一其愛、而無獨與是、王施而無私、則海内來賓矣、臣任力同其忠、而無爭其利、不失其事、而無有其名、分敬而無妬、則夫婦和勉矣、

故に君は令を出し、其國を正しくす、其欲を齊ふことなく、其愛を同じく一にし、獨り是とする所に與する無く、王(正)施して無私なれば、海内の諸侯來從す、臣は力に任じ、其忠を同くして、其利を爭ふなく、其事を失はずして、其名あることなく、分敬して妬む心なければ、夫婦は和合勤勉するなり、

○○王施　王は正に作るべし、正しく公平に施すこと、

之在堯也、毋訪于佞、毋蓄于諂、毋育于凶、毋監于讒、不正廣其荒、不用其區、區鳥飛准繩、讂充末衡易政利民、毋犯其凶、毋邇其求而遠其憂、高爲其居、危顚莫之救、

大に儀度を揆れば、覺めて臥すが如く、晦くして明なる若く、敖即ち丹朱といふ小人が、帝堯の側に在るが如し、是れ第六綱なり、佞人に訪ふこと勿れ、諂言を心に蓄る勿れ、凶人を育ひ置く勿れ、讒人の言を以て監察すること勿れ、人正しからざるときは、廣き野も其れ荒れん、是れ第七綱なり、用ひざる其れ區となる、虚にして人なきをいふ、鳥飛び還る如く、準繩の如し、是第八綱なり、讂充は心の實にして、末衡は耳目の公平なり、以て政を易くし民を利す、是れ第九綱なり、其凶を犯すこと勿れ、其求を邇する勿れ、其憂を遠ざくる勿れ、高く其居を爲す勿れ、危顚なる之を救ふなき勿れ、是れ十綱なり、

區鳥の區は、衍字なり、

可淺可深、可浮可沈、可曲可直、可言可默、天不一時、地不一利、人不一事、可正而視、定而履、深而迹、夫天地一險一易、若鼓之有揨、擿擋則擊、天地萬物之橐、宙合有橐天地、

功業を要求するものは、其事を一定せず、淺くすべく、深くすべく、浮ぶべく、沈むべく、曲ぐべし、直くすべし、言ふ可く、默すべきなり、是れ第十一綱なり、天は時を一にせず、歲に春夏秋冬あり、月に上下中旬あり、地も利を一にせず、山陵あり、淵泉あり、人は事を一にせず、鄕に俗あり、國に法あり、汝の視ることを正しくすべく、汝の迹を深くすべし、是第十二綱なり、夫れ天地は一險一易にして、鼓の打つことありて、擿擋（聲也）として擊つが如く、天地は萬物の橐に

るなり、〇大袂列　列は裂に同じ、〇彫琢采　采は採なり、山より採りたる木のまゝにて用ゆるなり、人を得るの道は、之を利するに如くはなし、之を利する道は、之を敎ゆるに政を以てす、此數句は綱領にして、五輔は治國に要なり、五經既に布き、然る後に刑死ありて、其然りとせざるものを儆しめ、之を終るに、仁義を以てす、仁義の君は必ず節儉す、故に民は利し、政行はれて、敎も興すべし、

宙合第十一　外言二

古往今來を宙と曰ふ、陳する所の道は、往古に通じ、來今に合ふ、上下四方、抱括せざるなし、故に之を宙合と曰ふ、

左操五音、右執五味、懷繩與准鉤、多備規軸、減溜大成、是唯時德之節、春采生、秋采蓏、夏處陰、冬處陽、大賢之德長、明乃哲、哲乃明、奮乃苓、明哲乃大行、毒而無怒、怨而無言、欲而無謀、

左に五音（宮商角徵羽）を操り、右に五味（辛甘苦鹹酸）を執る、是は君臣の分を言ふ、左は陽にして君なり、右は陰にして臣なり、君の令を出す、五音に象る、臣の之に調和する、五味の力なり、是第一綱とす、繩と准鉤とを懷くは、繩以て正をたすけ、準以て平を爲す、鉤は入るに枉りて出るに直なり、此れ聖君賢佐の人を擧る制なり、多く規軸を備へ、盡く發して、偏く成す、以て時と德との一致を見る、是れ第二綱なり、春は生を采り、秋は蓏を採り、夏は陰に處り、冬は陽に處る、大賢の德長し、是れ第三綱なり、明は哲にして、哲は明なり、奮ひ盛にして零落す、明哲乃ち大に行はる、是れ第四綱なり、毒して怨なく、怒りて言なし、欲して謀ことなし、是れ第五綱なり、（此解は下文に詳なるゆゑに、此に略す）〇准は準なり、苓は零なり、

大揆度儀、若覺臥、若晦明、若敖

也、

賢明なる君王が、其務とする所は、本事農桑を强固にし、無用の游手を去るに在り、然る後に民富しむべし、賢人を論じ、有能を用ひ、而る後に民を治まらしむべし、税斂の收入を薄くし、民を苟且にするなく、待するに忠愛の心を以てせば、民は親しましむべし、此の三の者は、覇王の事なり、事には本あり、仁義の道は、其要とする所なり、

今工以巧矣、而民不足以備用者、其悅在玩巧、農以勞矣、而天下飢者、其悅在珍怪方丈陳於前、女以巧矣、而天下寒者、其悅在文繡、是故博帶梨、大袂列、文繡染、刻鏤削、彫琢采、關幾而不征、市廛而不稅、古之良工、不勞其知巧以爲玩好、是故無用之物、守法者不失、

今時の工師は巧なり、而るに民は其器を用に備ふるに十分ならず、是は其民が玩物を悅び、巧なるものを好むゆゑに、工師は急要の器を造らずして、精巧なる玩物を造くるに在り、農は勞働す、而るに天下に飢るものあるは、其民が珍味又は遠方の怪異なる味のものを悅び、方丈(一丈四方)前に、之を陳列するゆゑに貧となりて飢るなり、女は巧みにして、裁縫に不足はなけれども、天下に寒ゆるものあるは、其民が文繡の奇美なる衣服を好むに因る、是故に、博き帶は、之を切取りて狹くし、大袂は、之を裂きて小にし、文繡は、染めて其文を消す、刻鏤せる器物は、削て其文を除く、彫琢する屋の椽等は、山より採るまゝの彫刻なきものとす、關門は人を譏察するのみにて、税を征せず、市の廛は、借して税を取らず、都て質素儉約にして諸税を取らざるを要す、古の良工は、技巧を爲さず、玩弄の物を造らず、是の故に無用の物を作るときは、法を守る官吏は、必ず之を罰して漏れ失はず、

○博帶梨　梨は劙と同じ音にて、意亦同じ、劙は剝ぎ切

國虧、社稷滅覆、身體危殆、非生於諂淫者、未之嘗聞也、何以知其然也、淫聲諂耳、淫觀諂目、耳目之所好、諂心、心之所好傷民、民傷而身不危者、未之嘗聞也、

故に曰く、凡そ人君にして、內は百姓の心を失し、外は諸侯の心を失し、兵は挫けて、土地削奪せられ、名聲卑くして、國家虧欠し、社稷滅び覆へり、身體の危殆なる所以は、諂辭と淫巧とより生ずるなり、然らざるものは、未だ嘗て聞かざるなり、何を以て其の然るを知るや、淫聲は耳に諂ひ、淫觀は目に諂ひ、耳目の好む所は、心に諂ふ、心の好む所は民を傷る、民傷れて身危からざるものは、未だ嘗て聞かざるなり、

曰、實壙虛、墾田疇、修牆屋、則國家富、節飮食、撙衣服、則財用足、擧賢良、務功勞、布德惠、則賢人進、逐姦人、詰詐僞、去讒慝、則姦人止、修飢饉、救罷露、則國家定、

曰く、壙虛なる廣野には、人民を移し、之に實し、田疇を開墾し、牆屋を修理すれば、國家は富む、飮食を節し、衣服を撙し、奢らざれば、財用は足り滿つ、賢民を擧げ、功勞を務め、德惠を布けば、賢人は進み出て、姦人を放逐す、詐僞者を詰責し、讒慝なる者を去り屏けば、姦人は止み滅す、飢饉を修め救ひ、罷かれつかるゝものを、助け救ふときは、國家は安らかに定る、○罷露　罷は疲と同じ、露は羸と同じく、疲弊するものをいふ、○飢饉　五穀の熟せざるを飢といひ、蔬菜の生ぜざるを饉といふ、

明王之務、在於强本事、去無用、然後民可使富、論賢人、用有能、而民可使治、薄稅斂、無苛於民、待以忠愛、而民可使親、三者霸王之事也、事有本、而仁義其要

く天時の不祥なるは、水旱の患ひあり、地道の宜しからざるは、飢饉の患ひあり、人道の不順なるは、禍亂の起るあり、此の三のものは、政治によりて之を招くなり、

曰、審時以擧事、以事動民、以民動國、以國動天下、天下動、然後功名可成也、故民必知權、然後擧措得、擧措得則民和輯、民和輯則功名立矣、故曰、權不可不度也、

曰く、凡そ事を擧るには、時を審にして、幼官に述ぶるが如く、事を擧げ、以て民を動かす、民を以て國內を動かし、國を以て天下を動かす、天下動て然る後に功名成るべきなり、故に民は權を知りて、後に擧措宜しきを得、擧措得て民和輯す、民和輯するときは、功名立つなり、故に曰く、權は度らざる可らざるなり、

○動國　民心服すれば、一國之が爲に動くなり、○動天下　國內一致し、富强なれば、天下は動かすべし、○擧措　は政治なり、○和輯　は親睦なり、

故曰、五經既布、然後逐姦民、詰詐僞、屛讒慝、而毋聽淫辭、毋作淫巧、若民有淫行邪性、樹爲淫辭、作爲淫巧、以上諂君上、而下惑百姓、移國動衆、以害民務者、其刑死流、

故に曰く、此の五輔の經を布き、然る後に姦民を逐ひ、詐僞する者を詰責し、讒慝のものを屛去して、淫辭を聽く勿れ、淫巧を作す勿れ、民の淫行邪性あり、淫辭を樹て、淫巧を作り、以て君上に諂ひ、百姓を惑し、國を移し、衆を動かし、民の務を害するものは、其刑を加ふる、死罪又は流罪なり、

故曰、凡人君之所以內失百姓、外失諸侯、兵挫而地削、名卑而

夫任官辨事、則擧措時、官長任事守職、則動作和、士修身功材、則賢良發、庶人耕農樹藝、則財用足、故曰、凡此五者、力之務也、

君たるもの、臣を選擇して、官に任ずれば、事は煩亂せず、大夫は屬官に任じ、事を辨ずれば、擧措時を失せず、官長は事に任じ、職を守れば、動作する和平なり、人の職を踰ゆるもの なければなり、士は身を修め、材を精にするゆゑに、賢良のもの興り發す、庶人は耕農し草木を栽培して、財用は足る、故に曰く、此の五の者は、力の務なり、

功材　才能を精美にして、功あるをいふ、○辨事　事を處置して、明白にすること、○擧措　事を擧げ措く、即ち處置なり、

夫民必知務、然後心一、心一然後意專、心一而意專、然後功足觀也、故曰、力不可不務也、

夫れ民は、必ず務の要なるを知る、然る後に、其務に心を一に用ゆ、心一にして、然る後に意專ら となる、心一に意專らなる、然る後に功ありて、觀るに足るなり、故に曰く、力は務めざるべからざるなり、

曰、民知務矣、而未知權、然後考三度、以動之、所謂三度者、何、曰、上度之天祥、下度之地宜、中度之人順、此所謂三度、故曰、天時不祥、則有水旱、地道不宜、則有飢饉、人道不順、則有禍亂、此三者之來也、政召之、

曰く、民は務を知る、而して未だ權を知らず、然る後に三度といふを考へて、之を動かす、所謂三度とは、何ぞ、曰く、上は之を天祥に度る、下は之を地宜に度る、中は之を人順に度る、此れ所謂三度なり、故に曰

八の者各其義を得て、人君となるもの、心中正にして私なし、人臣となるもの、忠信にして黨與をなさず、人の父たるものは、慈惠にして敎へ、人の子たるものは、孝悌にして、肅しみ、人の兄たるものは、寬裕にして訓誨す、人の弟たるものは、比順にして敬す、人の夫たるものは、敦厚にして固く、人の妻たるものは、勸勉して貞しく、夫れ然らば、下は上に倍かず、臣は君を弑せず、賤は貴を踰えず、少は長を陵がず、遠きものは、親しきものを間てず、疎遠にせず、新しき交りのものは、舊き交の人を疎遠にせず、賤しきものは、貴きものを踰越することなく、少者が長者を凌ぎ侮ることなく、淫行のものは、義者を破ることなし、凡そ此の八の者は、禮の大經大端なり、

夫人必知禮、然後恭敬、恭敬然後、尊讓、尊讓然後、少長貴賤不相踰越、少長貴賤不相踰越、故亂不生、而患不作、故曰、禮不可不謹也、

夫れ人は、必ず禮を知り、然る後に恭敬す、恭敬し然る後に、人を尊びて讓る、尊び讓りて然る後に、少長と貴賤と、各其分を守りて、相踰越せざるなり、相踰越せざるゆゑに、亂は生せず、患も作らざるなり、故に曰く、禮は謹まざる可らざるなり、

曰、民知禮矣、而未知務、然後布法以任力、任力有五務、五務者何、曰、君擇臣而任官、大夫任官辨事、官長任事守職、士修身功材、庶人耕農樹藝、

曰く、民は禮を知る、而して未だ務を知らず、然る後に法律を布きて、民の力に任ず、力に任ずるに五務あり、五務とは何ぞ、曰く、君は臣を擇んで官に任ず、大夫は屬官に任じ、各其事を辨せしむ、官長は事に任じ、其職を守る、士は身を修め、材を精美にして、功を加ふ、庶人は耕農し樹藝す、

君擇臣而任官、則事不煩亂、大

曰、上下有義、貴賤有分、長幼有等、貧富有度、凡此八者、禮之經也、

曰く、民は既に義を知る、而して未だ禮を知らず、然る後に八經を飾へ修めて、之を禮に導くなり、所謂八經とは何ぞ、曰く、上下に義あり、貴賤に分限あり、長幼に等差の序あり、貧富に法度あり、凡そ此の八の者は、禮の經とてその大端なり、

故、上下無義則亂、貴賤無分則爭、長幼無等則倍、貧富無度則失、上下亂、貴賤爭、長幼倍、貧富失、而國不亂者、未之嘗聞也、

故に、上下に義なければ、亂れて、臣その君を弑するに至る、貴賤に分限なければ、爭ひあり、長幼に等差なければ、倍叛するに至る、貧富に法度なければ、富は驕奢に失し、貧は卑諂に失す、上下亂れ、貴賤爭ひ、長幼倍き、貧富失ありて、國の亂れざるものは、未だ嘗て聞ざるなり、

是故、聖王飭此八禮、以導其民、八者各得其義、則爲人君者、中正而無私、爲人臣者、忠信而不黨、爲人父者、慈惠以敎、爲人子者、孝悌以肅、爲人兄者、寛裕以誨、爲人弟者、比順以敬、爲人夫者、敦懞以固、爲人妻者、勸勉以貞、夫然則下不倍上、臣不弒君、賤不踰貴、少不淩長、遠不間親、新不間舊、小不加大、淫不破義、凡此八者禮之經也、

是の故に、聖王は此八禮を修め飭めて、其民を導く、

行、以導之義、義有七體、七體者何也、曰孝悌慈惠、以養親戚、恭敬忠信、以事君上、中正比宜、以行禮節、整齊撙詘、以辟刑僇、纖嗇省用、以備飢饉、敦懞純固、以備禍亂、和協輯睦、以備寇戎、凡此七者義之體也、

曰く、民は既に徳を知る、而して未だ義を知らず、然る後に、躬行を明にし、以て之を義に導く、義に七の體あり、七體とは、何ぞ、曰く、父母を敬ひ、兄弟に親み、慈惠を行ひて、親戚を養ひ、恭敬忠信にして、君上に事ふ、心を中正にし、比しみ宜しくし、禮節を行ひ、整齊して驕らず、以て刑僇に觸ることを避く、儉約にして浪費せず、用を省きて饑饉に備ふ、心を敦厚にし堅固にして、禍亂に備ふ、人と心を合はせ、輯睦して、寇戎に備ふ、凡そ此の七の者は、義の體なり、

○撙詘　撙は氣を抑へ損し、詘は節を屈することにて、驕らず謙遜するをいふ、○纖嗇は儉約なり、○敦懞は心厚きなり、

夫民必知義、然後中正、中正然後和調、和調乃能處安、處安然後動威、動威乃可以戰勝而守固、故曰、義不可不行也、

夫れ民は、必ず義を知る、然る後に中正の行ひあり、中正にして然る後に和調す、和調すれば、乃ち能く處るに安泰なり、處に安くして然る後に、動作に威力あり、動くに威ありて、乃ち戰へば勝ち、守れば堅固なるべし、故に曰く、義は行はざるべからず、

○處安　國に處り、危きことなきをいふ、○動威　動作するときは、人之を畏るをいふ、

曰、民知義矣、而未知禮、然後飾八經、以導之禮、所謂八經者何、

我に致すなり、又水潦を導て、水害なからしめ、陂溝を利し、潘潴を決し、泥滯を潰し去り、河川の鬱閉して塞がる所を通じ、津梁を注意し愼む、此を之に遺すに利を以てすと謂ふ、是れ六興の第三なり、

潘潴　水の溢れ洄るを潘といふ、水を遮りて旁廻せしむるを潴といふ、○泥滯　河川に泥沙の滯り積りたるなり、

薄徵斂、輕征賦、弛刑罰、赦罪戾、宥小過、此謂寬其政、養長老、慈幼孤、恤鰥寡、問疾病、弔禍喪、此謂匡其急、

徵は力役をいふ、斂は雜稅をいふ、征は地租をいひ、賦は戶數錢をいふ、皆之を薄くし輕くして、刑罰を弛べ、罪戾を赦し、小過を宥む、此を其政を寬にすといふ、是れ六興の第四なり、長老者を養ひ、幼にして孤となるものを慈しみ、鰥は老て妻なきもの、寡は夫なきもの、皆孤獨なれば、これを恤み、疾病あるものを問ひ、禍喪あるものを弔ひ慰む、此を其急を匡し救ふと謂ふ、是れ六興の第五なり、

衣凍寒、食饑渴、匡貧窶、賑罷露、資乏絕、此謂賑其窮、凡此六者德之興也、六者既布、則民之所欲、無不得矣、夫民必得其所欲、然後聽上、聽上然後、政可善爲也、故曰、德不可不興也、

凍寒のものに衣を與へ、饑渴の者には食を與へ、貧しく窶しきものは匡救し、罷れて露るものは之を賑はし、乏絕するものは之を資く、此を其窮を賑はすといふ、是れ六興の第六なり、以上述べ來る所の六件は、德の興るなり、此の六者布き施せば、民の欲する所、得ざるなし、夫れ民は必ず其欲する所を得て、然る後に上の命を聽く、上に聽きて然る後に、政治善く爲すべし、故に曰く、德は興さゞる可からざるなり、

曰、民知德矣、而未知義、然後明

其心を覆ひかくして、鷙擊の行あり、上の命を聽從せず、上も下も、交々利を引き取りて、和同せず、故に、君は處るに安からず、動くに威力あらず、戰は勝なく、守るは固からず、是を以て、小なるものは、兵挫けて地削らる、大なるものは、身死して國亡ぶ、故に此を以て之を觀れば、政治は、愼まざる可らざるなり、外を治めんと欲せば、先づ内を治む、外言は、先づ内治を論ず、

○殘苛　苛の字は、苛の誤りなり、殘酷なるをいふ、

德有六興、義有七體、禮有八經、法有五務、權有三度、所謂六興者何也、曰辟田疇、利壇宅、修樹藝、勸士民、勉稼穡、修牆屋、此謂厚其生、

君の德に六興といふあり、義には七體といふあり、禮には八經あり、法には五務あり、權に三度なるものあり、所謂る六興とは、何ぞや、曰く、田疇を開墾すること、廛宅を便利に造ること、樹藝とて草木栽培を修むること、士民を勸め勵まし、稼穡を勉めしめ、牆屋を修むること、此を其生產を厚くすと謂ふ、是れ六興の第一なり、

○壇宅　壇は堂の基をいふ、古書には壇を廛とす、廛は店に同じ、○稼穡　稼は栽種をいひ、穡は收穫を云ふ、

發伏利、輸墆積、修道途、便關市、愼將宿、此謂輸之以財、導水潦、利陂溝、決潘渚、潰泥滯、通鬱閉、愼津梁、此謂遺之以利、

伏利とは、人の知らざる利益をいふ、これを發見す、墆積は貨物の滯積なり、之を運輸せしめ、道途を修めて、平坦ならしめ、關市の稅を輕くして、便利を與へ、將となり寇を伐つもの、及び宿泊の所を注意すれば、寇盜の患なく、人民大に便利を感ず、故に商旅は皆其途に出で、其市に藏るを願ふに至る、此を之に輸るに財を以てすといふ、是れ六興の第二なり、天下の財は

賢人は進みて、姦民は退く、其君子即ち位に在る人は、中正の人を上とし、諂諛の者を下とす、其士民は、武勇を貴びて、利を得ることを賤しむ、其庶人は、耕農を好んで、飲食に耽ることを惡む、是に於て財用は足りて、飲食薪炭蔬菜の品饒多となる、是故に上たる人は、必ず寛裕にして、解舍放免す、下は必ず聽從して、上を疾み怨ることなく、上下和同して禮義あり、故に處ること安泰にして、動作には威光あり、戰ひて勝ち、守ること堅固なり、是を以て、一戰して諸侯を正す、

不能爲政者、田疇荒而國邑虛、朝廷兇而官府亂、公法廢而私曲行、倉廩虛而囹圄實、賢人退而姦民進、其君子上諂諛而下中正、其士民貴得利而賤武勇、其庶人好飲食而惡耕農、於是財用匱、而食飲薪菜乏、上彌殘苟、而無解舍、下愈覆鷙、而不聽從、上下交引、而不和同、故處不安、而動不威、戰不勝、而守不固、是以小者兵挫而地削、大者身死而國亡、故以此觀之、則政不可不愼也、

政法を爲す能はざるものは、田疇荒蕪して、米穀なきゆゑに國邑空虛となる、朝廷には小人在るゆゑに、兇惡にして官府は敗亂す、公法は廢して、私曲は行はる、倉廩は虛しくして、囹圄は充實す、賢人退きて、姦民進む、其在上の人は、諂諛なる者を上とし、中正の者を下とす、其士民は、利を得るを貴とし、武勇なるを賤しむ、其庶人は飲食宴樂を好みて、耕農を惡む、是に於て、財用は匱しくして、食飲薪菜の品は乏し、上位は彌殘酷にして、解舍放免することなし、下は愈

小者欲霸諸侯、而不務得人、是以小者兵挫而地削、大者身死而國亡、故曰、人不可不務也、此天下之極也、

今や土地を有する人君は、皆處るに安からんと欲し、動き行ふに威あらんことを欲し、戰へば勝んことを欲し、守るは堅固なるを欲し、大なるは、天下に王たらんと欲し、小なるは、諸侯に霸たらんことを欲す、而して人心を得るの道を務めず、是を以て、小なるは兵挫け敗れて地を削らる、大なるは、身死して國亡ぶ、故に曰く、人を得るの道は、務めざる可らずと、此れ天下を得る極務なり、

曰、然則得人之道、莫如利之、利之之道、莫如教之以政、故善爲政者、田疇墾而國邑實、朝廷閒而官府治、公法行而私曲止、倉廩實而囹圄空、

曰く、然らば、如何ん、曰く、人心を得るの道は、人を利するに如くはなし、人を利するの道は、之に敎ゆるに政法を以てするに如くはなし、故に善く政治を爲るものは、田疇墾開して、國邑の財穀充實す、朝廷は閑暇にして、官府は治まる、公法行はれて、私曲は斷絶す、倉廩は充實して、囹圄の罪人は空虚となる、

賢人進、而姦民退、其君子上中正、而下諂諛、其士民貴武勇、而賤得利、其庶人好耕農、而惡飲食、於是財用足、而飲食薪菜饒、是故上必寬裕、而有解舍、下必聽從而不疾怨、上下和同、而有禮義、故處安而動威、戰勝而守固、是以一戰而正諸侯、

みならず、其文は前篇と異なるなし、蓋し原圖既に亡失したるを以て、後人再び幼官を鈔錄して編數に充るのみ、管子の舊にあらざるなり、

中方本圖、中方副圖、東方本圖、東方副圖、南方本圖、南方副圖、西方本圖、西方副圖、北方本圖、北方副圖、

若因處虛守靜、人物則皇、五和時節、君服黃色、味甘味、聽宮聲、治和氣、用五數、飲於黃后之井、以倮獸之火爨、

以下、此の如く前編と異ならざるを以て、之を贅錄せず、

五輔第十　外言一

此篇は、六興、七體、八經、五務、三度、の五の者を以て、國政を輔弼するを說く、故に之を五輔と曰ふ、

外言とは、外を正す所以を述ぶ、管子の言にして、弟子之を記す、

古之聖王、所以取明名廣譽厚功大業、顯於天下、不忘於後世、非得人者、未之嘗聞、暴王之所以失國家危社稷覆宗廟滅天下、非失人者、未之嘗聞、

古昔の聖王が、明名と廣譽と厚き功と大なる業とを以て、後の世に知らるゝ所以は、人心を得るものに非れば、之を聞かざるに在り、暴王の國家を失ひ、社稷を失ひ、宗廟を亡ひ、天下を亡ふ所以は、人心を失ふ者に非れば、之を聞かざるに在り、

今有土之君、皆處欲安、動欲威、戰欲勝、守欲固、大者欲王天下、

て、萬里の國も、踰りて六千里に過ぎず、立て六千里の侯となし、霸王たらしむれば、卿大夫は悦んで之に從ふべし、天下同盟の國君をして、其政治を得しめば、人君も之を德として、之に從ふべし、天地四方の神祇を祀りて、命を合請すれば、四氣の和するを知る、即ち生物は之に從ふなり、

○會請　古本に、會の字を上句に着けて、會に從ふと讀む、是れ非なり、此四句從の字を以て、協韻とするなり、會請とは、合せて請ふといふことにて、會は合の意なり、○大人　天子の卿大夫を云ふ、下句に諸侯をいふを以てなり、

計緩急之事、則危危而無難、明於器械之利、則涉難而不變、察於先後之理、則兵出而不困、通於出入之度、則深入而不危、審於動靜之務、則功得而無害、著於取與之分、則得地而不執、愼於號令之官、則擧事而有功、此居於圖北方方外、

緩急の事、既に定計あれば、其危を危として、難かることなし、器械の利なるを明にせば、難に涉りても、軍心變ずることなし、先後の事を察して、實を避け虛を擊つときは、兵出でゝ困迫せず、敵國に入るには、退路を求む、是れ出入の度に通ずるなり、故に深く入りて危からず、動靜の務めを審にし、動く可きに動き、靜かなるべきときに靜かなれば、功を得て害なきなり、土地に就きて、取ると與ふるとの分を著明にすれば、土地を得て、慹ざるなり、號令の官を愼しめば、事を擧げて功あり、此は副の北隅に當る、

○不執　執は、慹の字の誤りなるべし、慹は愧ることなり、

幼官圖第九　經言九

此篇は、圖と名くれば、幼官の及ばざる所を陳列して、十圖と爲すべきに、今や圖なきの

灌流、察數而知治、審器而知勝、明謀而適勝、通德、而天下定、定宗廟、育男女、

旗物は、黑色を尙ぶ、兵は脅盾を用ふ、脅盾とは、敵に進むとき左脇に著くる盾板なり、罪人を水に投ずるに、板を脊に縛し、仰で面目を見はし辱かしむ、之を灌流に游仰せしむといふ、數計を察知すれば治る、兵器を審かにして勝を知る、謀を明にして勝に適し、德を通じて天下定まる、宗廟を安定して、男女人民を保育す、

凡そ刑死の者は、夜葬し、其罪を揭示し、墳を起すを許さず、是れ周禮なり、漢に至りて猶ほ然り、管子の刑を用ゆる酷を加ふ、刑を酷にするは、刑なきを期す、所謂一人を戮し、千萬人を畏れしむるなり、

官四分、則可以立威行德制法儀出號令、至善之爲兵也、非地是求也、罰人是君也、立義而加之以勝、至威而實之以德、守之而後、修勝心、焚海內、

官吏を四方に分遣し、以て君の威を立て、恩德を行ひ、法度儀則を制定し、號令を出す可し、至善の兵たるや、土地を是れ求むるに非ず、人を罰するは、君一人のみにて、人民を害せざるなり、湯武の如きものなり、義を立て之に加ふるに、勝を以てす、至威にして之を實にするには德行を以てし、之を守りて敵に勝つの心を修めば、大國は其力を畏れ、小國は其德に懷く、海內は大なれども、我の樊籠中の物となる、焚は樊の誤なるべし、

民之所利立之、所害除之、則民人從、立爲六千里之侯、則大人從、使國君得其治、則人君從、會請命於天地、知氣和、則生物從、

人民の利益とする所は、之を立て、害とする所は、之を除けば、民人悅んで之に從ふなり、此時周室衰へ

衆、勝無非義者焉、可以爲大勝、大勝無不勝也、此居於圖南方方外、

戰はずして人を服するものは、善の至なり、其次は一戰す、大勝するものは、衆士を積み養ひ、多く兵を備ふ、勝は義に由るに非るなし、衆を積み義に由るゆゑに、大勝を爲す、大勝とは、勝たざる無きをいふなり、此は副圖の南隅に當る、

旗物尙白、兵尙劍、刑則紹昧斷絕、始乎無端、卒乎無窮、始乎無端、道也、卒乎無窮、德也、道不可量、德不可數、不可量則衆强不能圖、不可數則爲詐不敢鄉、兩者備施、動靜有功、畜之以道、養之以德、畜之以道、則民和、養之、以德則民合、和合故能習、習故能偕、偕習以悉、莫之能傷也、此居於圖西方方外、

旗物は白色を尙ぶ、兵器は劍を尙ぶ、刑を加ふるは、昧に續ぐとて、早曉に罪人を殺戮して斷絕す、端なきに始りて、窮りなきに卒る、端なきに始るは、道の事なり、窮りなきに卒るは、德の事なり、道は量る可らず、德は數ふ可らず、量るべからざるときは、衆强も之を圖り害すること能はず、數ふ可らざるときは、僞詐も、敢て嚮はざるなり、道と德との兩者備はり施して、動靜ともに功あり、之を畜ふに道を以てし、之を養ふに德を以てす、之を畜ふに道を以てすれば、民和らぐ、之を食ふに德を以てすれば民合す、和合すれば能く習ふ、習ふ故に能く偕にす、偕習して悉くす、之を能く傷り害するものなし、此は副圖の西隅に當る、

○偕習　習は、輯と同音にて相通ず、和輯することなり、爲詐は、僞詐なり、

旗物尙黑、兵尙脅盾、刑則游仰

四機不明、不過九日、而游兵驚軍、障塞不審、不過八日、而外賊得間、由守不愼、不過七日、而內有讒謀、詭禁不修、不過六日、而竊盜者起、死亡不食、不過四日、而軍財在敵、此居於圖東方方外、

四隣の機を明察せざるときは、九日以內に、敵の襲來ありて、游兵は軍に驚くべし、障塞の守を審かにせざるときは、八日を過ぎざる內に、敵より我情勢を窺ひ知らる、軍の由る所と守る所とを愼まざるときは、七日を過ぎずして、內に讒謀を爲すものあり、詭詐の行を禁ぜざるときは、六日を過ぎずして、竊盜する者起る、敵の爲に死亡せしものゝ子孫を、食祿せざるときは、士卒怨みて用を爲さず、四日を過ぎずして、我軍の財物は、皆敵の有となる、勝を操ること漸く弛めば禍を招くこと愈促るをいふなり、此は副圖の東隅に當る、

旗物尙赤、兵尙戟、刑則燒交疆郊、必明其一、必明其將、必明其政、必明其士、四者備、則以治擊亂、以成擊敗、數戰則士疲、數勝則君驕、驕君使疲民、則國危、

旗物は赤色を尙ぶ、兵器は戟即ち矛の枝あるものを尙ぶ、刑を用ゆるに、疆郊に於て、其屍を燒き交ゆ、必ず其衆心の一なるを明にす、必ず其將たるものを明にす、必ず其政治を明にす、必ず其士を明にす、此の四の者備はれば、治を以て亂を擊つ、成を以て敗を擊つ、數〻戰へば、士疲る、數〻勝てば、君驕る、驕君の疲民を使ふは、其國危し、

至善不戰、其次一之、大勝者積

善習五官、謹修三官、必設常主、計必先定、求天下之精材、論百工之銳器、器成角試否臧、收天下之豪傑、有天下之稱材、說行若風雨、發如雷電、此居於圖方中、

兵既に動て、十條の號令を愼み、九個の旗章を明審にし、十の器用を飾め習ひ、身體を善く錬り、皷の打ち方までを謹み習ひ、必ず常置の主將を設け、計謀必ず先づ定めて天下の精巧なる器材を求め、百工の銳利なるを論定し、器成りて、其良と否とを角べ試み、天下の豪傑を收め取り、天下の技能其用に稱ふものを政府に有つ、斯くすれば、說行はれて、風雨の疾きが如く、其發動するや、雷電の烈しきが如し、此は副圖の方中に當る、即ち中軍大將の居る所なり、○九章　日章、月章、龍章、虎章、鳥章、蛇章、鵲章、狼章、韓章を云ふ、旗の章なり、○五官　兵法には五敎に作る、目、身、手、足、心なり、○三官　皷、鑼、旗なり、○否臧　善を臧といひ、惡を否と云ふ、○稱材　稱譽する所の材幹ある士をいふ、

旗物尙靑、兵尙矛、刑則交寒害鈇、器成不守、經不知、敎習不著、發不意、經不知、故莫之能圉、發不意、故莫之能應、莫之能應、故全勝而無害、無之能圉、故必勝而無敵、

旗物は、靑色を尙ぶ、兵器は矛を尙ぶ、刑は早曉の寒氣と暖氣との交る刻に行ひ、鎖を以て、足に鈇す、器具成りて、守らざる敵あらば、我は彼の知らざる所を經過し、敎習既に成りて、其効の著はれざる敵あらば、我は彼の不意に發す、不知を經る、故に之を能く防ぐものなし、不意に發動す、故に之に能く應ずるものなし、之に能く應ずるなし、故に全勝して害なし、之を能く圉ぐなし、故に必ず勝て敵なきなり、

器械の備りたるを利用すれば、我の求めは、必ず得べし、營む所の務を執り、爲す所の本を明にすれば、士卒は苟且なることをせず、

○偸 偸は苟もと讀む、苟且の事をいふ、苟且とは熱心ならずして、唯一日逃れの事を爲すなり、

備具無常、無方應也、聽於鈔、故能聞未極、視於新、故能見未形、思於濬、故能知未始、發於驚、故能至無量、動於昌、故能得其寳、立於謀、故能實不可故也、

凡そ物を備へ完くする道は、常法あることなし、之に應ずるに、方無きなり、鈔即ち深徴なる所に聽く、故に能く事の極らざる所を聞く、新事の起らんとするを視るゆゑに、能く形を成さゞる時に見る、深き處を思ふ、故に能く未だ始らざる事を知る、驚くべきことを發し擧ぐ、故に能く敵の量る能はざるに至る、威德昌盛の日に動くゆゑに、能く敵の寳を取る、深謀の中に立てり、故に能く堅實にして、欺く可からず、

器成教守、則不遠道里、號審敎施、則不險山河、博一純固、則獨行而無敵、愼號審章、則其攻不待權與明、必勝、則慈者勇、器無方、則愚者智、攻不守、則拙者巧、數也、

器具成りて、敎を守れば、道里の遠きを憚らず、號令審にして、敎命施し至れば、山河の險を難しとせず、德博くして一に、行ひ純にして固ければ、我を歡び迎ふもの多し、故に獨行して敵なし、號令を愼み、旗章を審にすれば、敵を攻るに、權力ある同盟國を待つを要せず、必勝を明に士卒に示せば、慈柔なる者も、勇み往く、器械の用方を定めず、機に應ずるときは、愚者も智あり、敵の守らざる所を攻むるときは、拙者も巧となる、是れ理の數なり、

動愼十號、明審九章、飾習十器、

より終に至るまで、計を出すに、方なきものは、之に勝つ、義を行ふを庶幾するものは、之に勝つ、名と實とを整理して、謬らざるものは、之に勝つ、敵を敗り得る所の物を、時に分つに急なるものは、之に勝つ、伐功あるものを察するを事とし、賞を吝まざるときは、之に勝つ、其攻戰の具を備ふるを行ふものは、之に勝つ、奇計神の如く、無象を原本とするときは、之に勝つ、

本定獨威勝、定計財勝、定聞知勝、定選士勝、定制祿勝、定方用勝、定論理勝、定死生勝、定成敗勝、定依奇勝、定實虛勝、定盛衰勝、

敵に勝つの本は、獨威とて、一己の力により、隣國を恃まざるときは、勝つ、財用を計り定むれば、勝つ、敵の謀を聞知りて、審に定むるものは、勝つ、士卒を精選するときは、勝つ、祿を制し、有功者に與ふることを定むるときは、勝つ、其方向の用ゆる所を定むるときは、勝つ、經綸の理を定むるときは、勝つ、死生の心を決し定るは、勝つ、事の成敗を審に定むるものは、勝つ、依る所の奇策を定むるものは、勝つ、充實と空虛とを測り知るときは、勝つ、事の盛衰を審に知るときは、勝つ、

擧機誠要、則敵不量、用利至誠、則敵不校、明名章實、則士死節、奇擧發不意、則士歡用、交物因方、則器械備、因能利備、則求必得、執務明本、則士不偷、

兵機を發し擧ぐるに、誠に其要を得れば、敵も量る能はず、兵の便利を用ひ、能く至誠なれば、敵は校角せざるなり、忠義の名を明にし功勞の實を章はすときは、士は節に死す、奇謀の擧、彼の不意に發するときは、士樂んで、之が用を爲す、物を交易するも、良方に因るときは、器械備具す、士卒の能くする所に因り、

名卿請事、二年大夫通吉凶、十年重適入、正禮義、五年大夫請受變、

此よりは、前章の大命出て諸侯常に至る遠近來朝の度數の差を述ぶ、千里即ち王畿の外、二千里の內に在る諸侯は、每三年に一度朝廷に來りて、敎命を習ふ、每二年に一度、諸侯の三卿來り、天子の四大臣に使ひして、節制を受く、每一年の正月元旦に、諸侯の大夫來りて、命を三公に受く、二千里の外、三千里の內に在る諸侯は、每五年に一度來りて會し、命を習ふ、每三年に一度、諸侯の名卿來りて、事を請ふ、每二年に一度、諸侯の大夫來りて、事の吉凶を通告す、每十年に一度、諸侯の嫡子、命を承け入りて、禮義を正しくす、每五年に一度、大夫來りて、變更する所の命を受けんと請ふ、

○○○

四輔大夫　天子の臣には、三公の次に、四輔あり、諸侯の臣には、卿の次に、大夫あり、

三千里之外、諸侯世一至、置大夫、以爲廷安、入共受命焉、此居於圖北方方外、

三千里外の諸侯は、一世に一たび至る、常に大夫を京師に置きて、朝廷の安否を伺はしむ、故に廷安と名づく、國の產物を入供して、命を受く、是は圖の北隅に關する說明なり、

以上の五圖は本圖にして、內を治むる政典なり、以下の五圖は、副圖にして、外を治むる軍略なり、

必得文威武官習勝之、務時因勝之、終無方勝之、幾行義勝之、理名實勝之、急時分勝之、事察伐勝之、行備具勝之、原無象勝之、

此よりは善く敵に勝つことを述ぶ、必ずや文德の威あると、武に達する官の練習するものとを得れば、之に勝つ、時に因り事を列するを務めば、之に勝つ、始

時、六會諸侯、令曰、以爾壤生物、共玄官、請四輔、將以禮上帝、七會諸侯、令曰、官處四體、而無禮者、流之焉、薅命、

諸侯を五會し、令して曰く、春秋冬夏の常祭を修め、天地山川の故祀を祭る、必ず其時を失はざるを期せよ、諸侯を六會し、令して曰く、爾の土壤に生ずる物を以て、天を祭る官吏に供し、四人の輔佐に請ひて、天の上帝に禮せんとす、諸侯を七會し、令して曰く、官は四體に處り、君の股肱なるものにして、禮を守らざるものは、之を流刑にす、無禮は君の命を薅すを以てなり、

薅命　薅は苗に似たる草なり、これ嘉穀を害するゆゑに、務めて之を去る、命を薅すは、敎命を穢し亂すをいふ、○玄官　玄は天の色なり、玄官は天官なり、

八會諸侯、令曰、立四義、而毋議者、尙之于玄官、聽于三公、九會諸侯、令曰、以爾封內之財物、國之所有、爲幣、九會大命焉出、常至、

諸侯を八會し、令して曰く、春夏秋冬の四季に應じて、其政事の義を立て、非議すべきものなければ、其諸侯を天官の列に置き、大臣の命ずる所を聽かしむ、諸侯を九會し、令して曰く、爾の封內の財物と、其國に有る所の產物とを以て、幣として貢ぐべし、九會して、此大命は出づ、諸侯は常に至り、天子の廷に入朝す、

千里之外、二千里之內、諸侯三年而朝、習命、二年三卿使四輔、一年正月朔日、令大夫來修受命三公、二千里之外、三千里之內、諸侯五年而會、至習命、三年

の火を以て爨しぎ、慈愛厚重の心を藏め守り、薄純なる質樸の行を爲し、坦々の和氣を修め通ず、凡そ物は、靜中より開發して、生物の理を形はす、故に冬は、器械も、殺戮の爲に造り、敎誨を歲の末に行ふ、歲暮れ事閑なるに至れば、人民の自由を許し、行動も記せず、行止も量らず、意に隨ひて、安息せしむ、要するに、四季の氣候に注意して、物の生育する道を區別し、財計の出入を、異籍に記して、兩ながら之を簡易にす、遂に生を養ふ法を明にして、物を吝み固くすることを除く、物を吝しむは、生を養ふに足らず、然れども養ひの時に過るを恐るゆゑに、取ると與ふるとを審に察して、之を總べ治む、

○僇　戮なり、刑罪に依り、人を殺すなり、○鈔　杪なり、末なり、○予　與ふるなり、

一會諸侯、令曰、非玄帝之令、毋有一日之師役、再會諸侯、令曰、養孤老、食常疾、收孤寡、三會諸侯、令曰、田租百取五、市賦百取二、關賦百取一、毋乏耕織之器、四會諸侯、令曰、修道路、偕度量、一稱數、藪澤以時禁發之、

此より、齊桓の諸侯を九合せし命令を述ぶ、諸侯を一會し、令を下して曰く、玄帝即ち天帝の命に非るときは、一日にても、戰役あること勿れ、是れ不義の師は、爲す可らざるをいふ、諸侯を再會し、令して曰く、孤と老とを養ひ、常疾ある癈人を食ひ、孤と寡との告るなきものを收めよ、諸侯を三會し、令して曰く、田租は百の五分を取れ、市賦は百の二分を取れ、關賦は百の一分を取れ、耕織の器を缺乏すること勿れ、諸侯を四會し、令して曰く、道路を修繕せよ、度と量とを同じく整へ、斤兩と多少とを一定せよ、藪と澤とは、時節を察して、民の出入を禁止し、或は之を開發せよ、

五會諸侯、令曰、修春秋冬夏之常祭、食天壤山川之故祀、必以

利の周きを信にして、私する勿きを期す、此は圖の西の位の說明なり、

○介蟲　黿なり、黿は甲蟲といひ、介蟲ともいふ、○利○周　周は害に作るべし、利害を信にするは、賞罰を必するなりとの說あり、亦可なり、

冬行秋政霧、行夏政雷、行春政烝泄、十二始寒盡刑、十二小楡賜予、十二中寒收聚、十二中楡、大收、十二寒至靜、十二大寒之陰、十二大寒終、三寒同事、

冬に秋政を行へば霧ふる、夏政を行へば雷鳴る、春政を行へば、地氣蒸發して泄散す、故に、冬は冬に適ふ所の政を施す、十二日にして、始めて寒し、萬物盡く刑殺す、十二日にして、小楡の節になり、民に賜與を行ふ、十二日にして、中寒となる、此時に、貢物を収め聚む、十二日にして、中楡の節に至り、大に收む、十二日にして、寒至となる、靜にして爲す所なし、十二日にして、大寒となり、人は室に閉ぢ籠る、十二日にして、大寒終る、三寒中は、事を同じくす、斯くして、冬の八十四日は終る、

六行時節、君服黑色、味鹹味、聽徵聲、治陰氣、用六數、飮於黑后之井、以鱗獸之火爨、藏慈厚、行薄純、坦氣修通、凡物開靜、形生理、器成於僇、教行於鈔、動靜不記、行止無量、戒審四時、以別息、異出入、以兩易、明養生、以解固、審取予、以總之、

冬は水氣の候なり、水は數の理に於て、一より生じて六に成る、故に冬を六行の時節と稱す、人君は、此時に黑色の衣を服し、鹹味を味ふ、而して徵聲即ち南方火聲の音樂を聽きて、陰氣の過盛なるを制し、六の數を用ゆ、黑后即ち北方の井に飮み、鱗獸即ち東方青龍

下卯、三卯同事、

秋に當りて、夏の政令を行へば、葉ありとて、木の葉復た生ず、春の政令を行へば、華咲くことあり、冬の政令を行へば、盛陰肅殺して、萬物耗滅す、故に秋は其政策として十二日に、秋期の風至るとき、農事を戒しめ修め、十二日にして、小卯の節には、諸の位ある官吏を勉めしむ、十二日にして、白露下るときに、收穫を爲す、十二日にして、復理といふ、此は再び田を治めて、二度の麥を種るなり、此時に、人民に賜與す、十二日にして、始節に、土功の事を命ず、十二日にして、始の卯の日に、男女を合婚せしめ、十二日にして中の卯、十二日にして下の卯、此三卯は、事を同じくす、斯くして秋の九十六日は終る、

卯。酉の誤也古文の酉の字は、卯に似たるを以て、寫し誤りし也、卯は東の方位にして、酉は西の方位也、

九和時節、君服白色、味辛味、聽商聲、治濕氣、用九數、飲於白后之井、以介蟲之火爨、藏恭敬、行搏鋭、坦氣修通、凡物開靜形生理、間男女之畜、修鄉閭之什伍、量委積之多寡、定府官計數、養老弱而勿通、信利周而無私、此居於圖西方方外、

金は數の理に於て、四より生じ、九に成るとす、秋は金氣なるを以て、九和の時節と稱す、國君は、此時節に順ひて、政を布き、白色の衣を服し、辛味を味はひ、商聲即ち秋聲の音樂を聽き、霖雨の濕氣を治め、九の數を用ひ、白后即ち西方の井に飲み、介蟲の火を以て爨しぎ、恭敬の心を藏め、鋭き勢を以て、搏擊の事を行ひ、金氣の肅殺に順ふ、而して坦々の和氣を修め通す、凡そ物は、靜より開きて、生物の理を形はす、故に男女の畜の如き、內外の異あるものは、之を間て、禮を守らしめ、鄉閭の什伍を修めて、出兵の備を成し、米薪の委積したる多寡を量り、府官の計數を定む、老少は糧を異にするを以て、之を養ふも、同一にせず、

にして、小暑終はる、此の大中小の三暑中は、事を同くす、斯くして、夏の八十四日は終る、

○小郢　當時の節の名なり、郢は盈るなり、陽氣の充滿するを以て名づくなり、

七擧時節、君服赤色、味苦味、聽羽聲、治陽氣、用七數、飲於赤后之井、以毛獸之火爨、藏薄純、行篤敬、坦氣修通、凡物開靜、形生理、定府官、明名分、而審責於群臣有司、則下不乘上、賤不乘貴、法立數得、而無比周之民、則上尊而下卑、遠近不乖、此居於圖南方方外、

夏は節七たび代るを以て、七擧の時節といふ、國君は、此氣節即ち火氣の候に於て、赤色の衣を服し、苦味を味はひ、羽聲即ち北方寒烈の音樂を聽き、陽氣の過盛なるを制し、七の數を用ゆ、赤后即ち南方の井に飲み、毛獸即ち西方白虎の火を以て、食物を爨しぎ、盛陽の失は、奢侈にあるを以て、薄素の純朴なる心を藏めて、篤く敬ふの行をなす、坦々たる平氣を修め通ず、凡そ物は、靜中を開き動かして、生物の理を形はす、故に府の官職を定め、名分を明かにし、群臣諸吏を審に責むれば、下のものは、上を凌ぎ犯さず、賤しきものは、貴きに乘せず、斯くして、法立ち計成り、小人の相黨するものなきときは、上は尊くして、下は卑きに安んじ、遠近ともに反かずして、命令に從ふ、此は圖の南端に關する説明なり、

秋行夏政葉、行春政華、行冬政耗、十二期風至、戒秋事、十二小卯、薄百爵、十二白露下、收聚、十二復理賜與、十二始節賦事、十二始卯合男女、十二中卯、十二

色の衣を服し、酸味を味はひ、角聲即ち東方の音樂を聽き、乾燥の氣は、耕作に害あるを以て、之を治め、八の數を用ゆ、青后即ち東方の井に飲み、羽獸即ち南方朱鳥の火を用ひて、食物を爨ぎ、物に忍びざる、即ち仁愛の心を藏畜し、邪を敺り、善を養ふことを行ひ、坦々たる和氣を通じ修む、凡そ物は、靜中に開發して、生物の理を形はす、內心を虛靜にして、外物を周く惠むの道に從ふ、

强國爲圈、弱國爲屬、動而無不從、靜而無不同、擧發以禮、時禮必得、和好不基、貴賤無司、事變日至、此居於圖東方外、

强き國は、圈の牛羊を畜ふごとく、弱國を屬從せしめて、圈の中に入る、强國動て、弱國の從はざるなく、强國靜にして、弱國の之に同ぜざるなし、事を擧げ、令を發するは、禮を以てす、而して其擧發の時と禮とは、必ず其宜しきを得るを期す、若しも、國が外に對して、和好を基とせず、內に於て貴賤に司ることなきときは、事變は日々に至る、此は幼官の圖の、東方の邊に關する說明なり、

夏行春政風、行冬政落、重則雨雹、行秋政水、十二小郢至、德、十二絕氣下、下爵賞、十二中郢賜與、十二中絕、收聚、十二大暑至、盡善、十二中暑、十二小暑終、三暑同事、

夏に當りて、春の政令を發行すれば、風あり、冬の政令を行へば、草木落ち凋む、其災ひ重ければ、雹ふるなり、秋の政令を行へば、水害あり、故に、夏は夏に適ふ政令あるを要す、十二日にして、小郢といふ節至るとき、恩德を施す、十二日にして、陰氣の絕え盡るとき、爵祿賞典の令を下す、十二日にして、中郢の節となる、此時に人民に賜與す、十二日にして中絕といふ節に、麥熟するを以て、收聚す、十二日にして、大暑至るとき、慈惠の事を行ふ、十二日にして、中暑、十二日

二者をして、根本の道を具へしむ、根本の道とは、密と中となり、善行を發きて、賞與を行ふことは、必ず密に於て、之を審にす、威を執り、刑を行ふことは、必ず中に於て、之を明にす、以上は、幼官の圖の、中央に關する說明なり、

○備　朋なり、諸吏なり、

春行冬政肅、行秋政雷、行夏政閹、十二地氣發、戒春事、十二小卯、出耕、十二天氣下、賜與、十二義氣至、修門閭、十二清明發禁、十二始卯、合男女、十二中卯、十二下卯、三卯同事、

前章に於て、中央に於ける根本を說けり、是より四方の圖を說く、先づ東方の春より始む、春に當り、冬の政令を行へば、肅寒なり、秋の政令を行へば、雷鳴あり、夏の政令を行へば、陽氣閹閉して、出ること能はず、地氣は、十二日を經て、一度改り代る、春秋合して十二代し、冬夏合して十四代す、一歲を通じて、三百六十日、即ち三十度の更代あり、故に春の始めに、農事を力め、十二日を經て、小卯といふ氣節に出でて耕す、又十二日を經て、天氣下る、乃ち物を賜與す、又十二日を經て義氣至る、乃ち門閭を修理す、又十二日にして、清明の節至り、春物方に生ず、乃ち禁令を發して、傷害を戒む、又十二日にして、始卯といふ節に、男女を合せ、婚姻の事を成す、又十二日にして、中卯、又十二日にして、下卯、此三卯の氣節の間は、同じく婚姻の事に用ゆ、斯くして、春の九十六日は終る、

八舉時節、君服青色、味酸味、聽角聲、治燥氣、用八數、飲於青后之井、以羽獸之火爨、藏不忍、行毆養、坦氣修通、凡物開靜、形生理、合內空周外、

春は十二日の氣節を、八度更代するを以て、八舉の時節といふ、國君は、此時節即ち本氣の候に順ひて、青

守也、五紀不解、庶人之守也、動無不從、靜而無不同、

九本は前章の九擧なり、之を行へば、擧といひ、之を藏むれば、本といふ、其道は至大なり、故に、人主之を守る、其八は各分つに、其職あり、卿相の守る所なり、其七は、官各〻戰に勝つの道を修め、威武を備ふ、將軍の守る所なり、其六は紀綱を審密にす、賢人の守る所なり、其五は法を懈らず、業を勤む、庶人の守る所なり、能く上に述る所を行へば、其効は、我動て、彼從はざるなく、君靜にして民之れに、同じからざる無し、

不解　解は懈と同じ、怠ることなり、○搏大　搏大なり、至大なり、

治亂之本三、卑尊之交四、富貧之終五、盛衰之紀六、安危之機七、强弱之應八、存亡之數九、

前章の九擧に云ふ所を、反說するなり、九より五までは、前章の意を詳述す、九本は、帝王に關す、存亡の機是なり、八分は、卿相に係る、强弱の道是なり、七官は將軍に係る、內兵を治め、外援に結ぶ、安危に關す、六紀は、賢人に係る、賢人に非れば、事變を度るに足らず、謀臣と爲りて、盛衰に關す、五紀は、庶人以上、其業務を以て、國の貧富に關す、而して君臣尊卑の道は、第四なり、五常即ち仁義禮智信の道は第三なり、第二第一を說かざるは、第三と同じければなり、

練之、以散群傰署、凡數財署、殺戮以聚財、勸勉以選衆、使二分具本、發善必審於密、執威必明於中、此居圖方中、

上述の數件、既に精練し、然る後に、之を群衆に散じ、諸吏に其名を署し、以て之を司らしむ、國家費用の大數は、財務の者に、署名せしむ、姦商の利を射る者、或は亡國の者、又は亡家の者あれば、其財を政府へ沒收す、故に、殺戮して財を聚むといふ、群工を勸め勉めしめて之を選び監督す、而して此の殺戮と勸勉との

なり、○立常　五常即ち仁義禮智信の道を立ること
なり、一說に政令の常を立るといふは、不可なり、

通之以道、畜之以惠、親之以仁、
養之以義、報之以德、結之以信、
接之以禮、和之以樂、期之以事、
攻之以官、發之以力、威之以誠、

之を通達するに、道を以てし、之を畜ひ牧するに、惠を以てし、之を親近するに、仁慈を以てし、之を養育するに、義を以てし、之に報施するに、恩德を以てし、之を結合するに、信を以てし、之に交接するに、禮を以てし、之を和ぐるに、音樂を以てし、之に期待するに、事を以てし、之を治むるに、官を以てし、之を發作するに、力を以てし、之を威服するに、誠實を以てす、

一舉而上下得終、再舉而民無不從、三舉而地辟散成、四舉而農佚粟十、五舉而務輕金九、六舉而絜知事變、七舉而外內爲用、八舉而勝行威立、九舉而帝事成形、

一舉とは、初て諸侯と會するなり、一會して、上下其禮を全くす、再舉して、人民の從はざるものなし、三舉して田野辟け開く、諸侯は隣國と盟ひて、成を爲すも、其成を散じて、齊國に入朝す、四會の後は、公事輕減し、農民佚樂して米穀も、他日に十倍す、五會の後は、兵戰既に息み、市務便利にして、金錢も、他日の九分の一を以て足る、六舉して事變を絜り知る、七舉して、外の諸侯も、內の臣下も、齊しく使用を爲す、八舉して、勝利行はれて、威信立つ、九舉して、帝王の事既に形を成す、是れ齊國の桓公が、諸侯を九合して、霸道を成したる所以なり、

九本摶大、人主之守也、八分有職、卿相之守也、七官飾勝備威、將軍之守也、六紀審密、賢人之

なる虎豹の屬の骨を以て、火を取り、食物を爨しぐ、溫渜なる、和かき心を藏め、邪を敺り、正を養ふの政を施し、坦々たる平氣を修め通ず、凡て物は、靜中に開發して、生動の理を形はし、常に其性を遂ぐるに至る、

人物。　此二字は、衍文なり、人物は人事をいふ、○五和。　天地の間に、五行の氣あり、木火土金水といふ、五和は、五氣の中央に於ける、土氣の和して、物を養ふなり、○黃色。　土の色は、黃を主とす、青(木)赤(火)黃(土)白(金)黑(水)を、五色と稱す、○甘味。　五味は酸(木)苦(火)甘(土)辛(金)鹹(水)なり、而して中央の甘は、土に屬す、○宮聲。　宮は、中央の音なり、土に屬す、角(木)徵(火)宮(土)商(金)羽(水)を、五音と稱す、○黃后之井。　土は方角に配して、中央に在り、中央の井を、黃后の井といふ○溫濡。　濡は渜に作るべし、渜は古の輭の字なり、○常至命。　各其性を遂ぐるを謂ふ、

尊賢授德、則帝、身仁行義、服忠用信、則王、審謀章禮、選士利械、則霸、定生處死、謹賢修伍、則衆、信賞審罰、爵材祿能、則强、計凡付終、務本飭末、則富、明法審數、立常備能、則治、同異分官、則安、

賢人を尊び、德あるに位を授くるは、帝道なり、仁を身に守り、義を行ひ、忠を致し、信を用ゆるは、王道なり、謀を審にし、禮を章明にし、士を選び、器械を良くするは、霸道なり、生者を安んじ定め、死者を葬り處き、賢人を謹み敬ひ、伍法を修め整れば、霸たる能はざるも、能く衆國を合一にす、賞を信にし、罰を審かにし、材ある者に、爵位を授け、能ある者に、俸祿を與ふれば、强國となる、初春には、一年の國用を通計し、以て歲の終に付し、本の農を務め、末の商を戒飭すれば、富國となる、法を明かにし、數計を審かにし、仁義禮智信の道を立て、才能の士を備ふれば、國治る、蓋し、事に同異あるも、官を分ちて、之を修めしむるときは、國家安定す、

計凡。　凡は總數をいふ、凡を計るは、今の歲計豫算

伍於四時、悅在愛施、有衆在廢私、召遠在修近、閉禍在除怨、修長在乎任賢、高安在乎同利、

君たるものは、天の徳の、私しなく恩を施すに法とり、地の萬物を生長し、私親するなきに象どり、日月の私照なきに參はり、四時の主長を先にし、殺枯を後にするに伍す、民を悅ばすは、愛施にあり、衆心を得るは、私を廢するに在り、遠方の人を召し來すは、近き民を修むるに在り、禍を閉ぢて起さざるは、怨を除去するに在り、國家の修長即ち永續するは、賢人を任用するに在り、君位の高くして安泰なるは、民と利を同くするに在り、

幼官第八　經言八

官を設け、政を修むる、根本を述ぶ、幼は始なり、精微なり、故に幼官と曰ふ、木火土金水の五行に由りて、政を立て、東西中南北の五方を按して、兵を制す、本圖五は天の徳に則り、政務を叙し、副圖五は地の徳に則り、兵事を説く、

若因夜虛守靜人物。。人物則皇、五和時節、君服黃色、味甘味、聽宮聲、治和氣、用五數、飲於黃后之井、以倮獸之火爨、藏温濡、行敺養、坦氣修通、凡物開靜、形生理、常至命、

若は順ふなり、人の心は、晝は實にして、夜は虛なり、夜虛に順ひ、因りて靜を守り、晝間の煩務の時といへども、其心は虛靜にして、夜の如くなれば、心煩擾せず、人事を處するに皇大なり、人君は、天地の間に於ける、木火土金水の五氣に從ひ、政を行ふ、故に土氣和潤の時節に、君は黃色の衣を服し、甘味を味はひ、中央の温和なる音樂を聽きて、和氣を治め、五の數を用ゆ、黃后即ち中央の井に飲む、倮獸、即ち淺毛の獸

人を採用せんとすれば、必ず先づ我の才略を審にし、能く彼を用ひ得るや否やを知るべし、事を成んとせば、先づ體質を以て、其量に適するを考ふべし、用材を審にして、人に施し報ずることを愼み、輕重多寡を稱り量ることを察し、審にすべし、故に財を用ゆることは、吝嗇にすべからず、力を用ゆることは、人を苦しましむべからず、吝嗇なれば、財を費すことあり、所謂一文を嗇んで百文を失ふ類なり、又人力を用ひて苦しましむるときは、人勞す、蓋し強ひて、力を用ひ、數々作りて、數々敗る、故に勞するなり、

民不足、令乃辱、民苦殃、令不行、施報不得、禍乃始昌、禍昌不寤、民乃自圖、正法直度、罪殺不赦、殺戮必信、民畏而懼、武威既明、令不再行、頓卒怠倦、以辱之、罰罪有過、以懲之、殺戮犯禁、以振之、植固不動、倚邪乃恐、倚革邪化、令往民移、

人民の生活に窮乏なるときは、上の命令も速かに行はれず、政府の威嚴を損ふ、人民が災殃に苦むときは命令決して行はれざるなり、上の施し報ずること、其宜を得ざれば、民怨んで禍始めて盛んなり、禍盛んにして寤らざれば、民は各自に圖ることを爲す、法を正くし、度を直くし、惡人を罪し、殺して赦さず、殺戮するも、必ず信實なれば、人民畏れて懼るゝなり、武威既に明かなれば、令は一度にして、人民皆聽く、再行を待たざるなり、怠倦者を挫きて、之を辱しめ、過失あるものを罰して、之を懲らし、禁を犯すものを殺して之を震ひ畏れしむ、堅固なる心動かずして、倚邪なる心の曲りたるもの、乃ち恐る、倚なる曲たるもの革り、邪なるもの化す、上の令の往くや、民の風俗は、移りて正しきに歸す、

苦殃　民窮して、殃禍に苦む、唯死を救ふにも遑あらず、○植固　天植即ち心の堅きなり、○頓卒　頓は挫ぐこと、卒は悴と同じ「カジケル」ことなり、

法天合德、象地無親、參於日月、

禍乃始牙、

凡そ經國の事を立んとするには、彼の天道に順ひて、種植する所の心を正す、即ち君道缺けざるゆゑに、風雨も時に違ふなく、遠近高下の田地租税は、其法を常に嗣て絶えざるを得、此の天植風雨高下の三經、既に飾ひ整ひて、君乃ち國家を有つ、喜ぶも賞するなかれ、怒るも殺すなかれ、喜んで賞し、怒りて殺せば、下民の怨心起り、官令廢して行はれず、驟令して行はれざれば、民心叛きて、外に向ふ、外に向ふもの、衆人徒黨すれば、國の禍は、始めて萠芽す、

○天植　人心なり、蓋し天より人に命じ、萬事を成立する根本なり、○牙　萠芽の意なり、

衆之所忿、置不能圖、擧所美、必觀其所終、廢所惡、必計其所窮、慶勉敦敬、以顯之、富祿有功、以勸之、爵貴有名、以休之、兼愛無遺、是謂君心、必先順敎、萬民鄕風、旦暮利之、衆乃勝任、

衆人の忿怒するときは、制し難し、故に暫く置て圖る能はず、美とする所のものを擧ぐるも、妄に用ひず必らず其終る所を觀察す、惡とする所のものを廢するも、漫りに捨てず、必ず其の窮する所を計り度る、蓋し事を愼重にするなり、敦厚恭敬なる者を慶賞して、之を顯はし勉めしめ、有功の士は、富祿を與へて之を勸め、有名の賢者には、爵位を與へ、之を貴くし、以て之を休し、兼ね愛して遺さず、是を君たる心と謂ふ、必ず先づ君の敎命に順ひて、萬民は風に向ひ、之に化す、有功有名の爵祿を得るを見て、衆民は朝夕に之を利とし、自ら勵んで、任に當る、

休之　休は美なり、之を美みするをいふ、

取人以己、成事以質、審用財、愼施法、察稱量、故用材不可以嗇、用力不可以苦、用財嗇則費、用力苦則勞、

山河、故能服恃固之國、獨行無敵、故令行而禁止、故攻國救邑、不恃權與之國、故所指必聽、

風雨の行とは、速かなるを云ふ、飛鳥の擧とは、輕きを云ふ、雷電の戰は、敵の兵士の齊はざるに乘ずるなり、水旱の功とは、野に收穫なきをいふ、金城の守とは、貨財を用ひて、敵人を我に歸せしめ、我の耳目と爲すを云ふ、一體の治とは、奇異の說を爲すものを去り、彫飾する民俗を禁じ、上下一致するを云ふ、道里を遠しとせず、故に能く遠國の民を威服す、山河を險阻とせず、故に能く堅固を恃むの國を征服す、獨行して敵なし、故に令すれば行はれて、禁ずれば止む、故に國を攻め、邑を救ひて、權威ある同盟國を恃まず、故に指す所は、必ず我命令を聽く、
○○絕域　四方の遠き國にて、中華と境を絕つを云ふ、○○權與　權力ありて、我と同盟したる國をいふ、

定宗廟、育男女、天下莫之能傷、然後可以有國、制儀法、出號令、莫不嚮應、然後可以治民一衆矣、

宗廟を安定し、男女を生育して、天下に之を能く傷り毀つものなし、然る後、國家を有つを得べし、儀式法則を制し、號令を出して、嚮ひ應ぜざるものなし、然る後、民を治め、衆人の心を一にするを得べし、

版法第七　經言七

政事の要綱を、版に揭げて常法とす、

凡將立事、正彼天植、風雨無違、遠近高下、各得其嗣、三經既飭、君乃有國、喜無以賞、怒無以殺、喜以賞、怒以殺、怨乃起、令乃廢、驟令不行、民心乃外、外之有徒、

勇士は之に勸み勵むなり、

不功　功は巧と同じ、堅利の功なきは、拙なるに因るなり、○獨行　無人の境に入る如く、人の我に敵するものなし、

故兵也者、審於地圖、謀十官、日量蓄積、齊勇士、徧知天下、審御機數、兵主之事也、故有風雨之行、故能不遠道里矣、有飛鳥之擧、故能不險山河矣、有雷電之戰、故能獨行而無敵矣、有水旱之功、故能攻國救邑、有金城之守、故能定宗廟、育男女矣、有一體之治、故能出號令、明憲法矣、

故に、兵を用ゆる者は、敵國の險易を形する地圖を審にし、什長に謀り、日に蓄積を量り、勇士を齊へ、徧く天下の情勢を知り、審かに機數を御し用ゆ、是れ兵を主どるもの丶務なり、故に、風雨の如く、速かに行くことあるゆゑに、道里を遠しとせず、飛鳥の如く、輕く擧ることあるゆゑに、山河を險はしとせず、雷電の震ふが如き戰ひあり、故に獨行するも、我に敵するものなし、水旱を防ぐの功あるゆゑに、能く國を攻め、邑を救ふ、又金城鐵壁の堅固なる守備あるゆゑに、能く宗廟を安定し、男女を保育す、上下一體となる政治あるゆゑに、能く號令を出し、憲法を明かにするを得るなり、

○十官　十家の長なり、什長とも稱す、

風雨之行者速也、飛鳥之擧者輕也、雷電之戰者、士不齊也、水旱之功者、野不收、耕不穫也、金城之守者、用貨財、設耳目也、一體之治者、去奇說、禁彫俗也、不遠道里、故能威絕域之民、不險

○軍と陳　軍兵を屯し、將に戰はんとするを、軍といひ、坐列を布き、戰の形を爲すを、陳といふ、陳は陣なり、

是故、以衆擊寡、以治擊亂、以富擊貧、以能擊不能、以教卒練士、擊毆衆白徒、故十戰十勝、百戰百勝、故事無備、兵無主、則不蚤知、

是の故に、衆兵を以て、寡兵を擊ち、政の治まるを以て、政の亂れたるを擊ち、富たる財用を以て、その貧なるものを擊つ、能を以て不能を擊つ、教へたる兵卒と練習したる兵士を以て、毆り集めたる衆兵と武藝を習はざる白徒とを擊つ、故に、十たび戰ひて、十たび勝ち、百たび戰へば、百たび勝つ、故に備へなく、兵に適任の主將なければ、敵來りて攻むるも、蚤く之を知らざるなり、

○毆衆　驅逐して毆り集めたる衆兵を謂ふ、○白徒　教習せざる不練の卒なり、○蚤　早なり、

野不辟、地無吏、則無蓄積、官無常、下怨上、則器械不功、朝無政、則賞罰不明、賞罰不明、則民幸生、故蚤知敵人、如獨行、有蓄積、則久而不匱、器械功、則伐而不費、賞罰明、則人不幸、人不幸、則勇士勸之、

田野辟けず、地に良吏なければ、蓄積する米穀なし、官に常制なくして、下民が上を怨むときは、器械堅利ならず、朝廷に政法なければ、賞罰明かならず、賞罰明かならざれば、民は僥倖して生を偸む、故に蚤く敵人の情狀を知れば、無人の地を獨行するが如きなり、蓄積あれば、久しくして匱乏の患ひなし、器械功あれば、征伐して費財なし、早く敵を敗るゆゑなり、賞罰明かなれば、人は僥倖せず、人に僥倖するなし、故に、

如く、輕疾なるを要す、故に、之を選陣と曰ふ、

若夫、曲制時舉、不失天時、毋壙地利、其數多少、其要必出於計數、故凡攻伐之爲道也、計必先定於內、然後兵出乎境、計未定於內、而兵出乎境、是則戰之自勝、攻之自毀也、

若し夫れ、綿密なる制度を建て、時に兵を擧ぐるに、天時を失はず、地利を空しくするなければ、國富て兵強きなり、其兵の多少及器械錢穀の多少は、必ず計數を要す、故に、凡そ攻伐の道たるや、必ず先づ計數を定めて、然る後に、兵を國境より出す、計の未だ內に定らざるに、兵を國境外に出すは、是れ戰ひて自ら勝ち、之を攻めて自ら毀ち敗るなり、

○○自勝　自分にて、我軍に勝つをいふ、蓋し敵に逢はざれども、自から敗亡の兆を取るをいふなり、

是故、張軍而不能戰、圍邑而不能攻、得地而不能實、三者見一焉、則可破毀也、故不明于敵人之政、不能加也、不明于敵人之情、不可約也、不明于敵人之將、不先軍也、不明于敵人之士、不先陣也、

是の故に、軍を張りて、戰ふ能はず、縣を圍んで、攻る能はず、地を得て、用ゆる能はず、此の三件の中にて、一件を存するも、以て自から敗るに足る、故に、敵人の政を明かに知らざれば、兵を加ふ可らず、敵人の情を明かにせざれば、敵と約すべからず、欺かるゝを恐るゝなり、敵人の將帥を明かに知らざれば、先づ兵を列すべからず、敵人の兵士の強弱を、知り明かにせざれば、先づ陣を布く可らず、己を知りて、彼を知らざれば、必ず勝つこと能はざればなり、

課、不用、不試不藏、收天下之豪傑、有天下之駿雄、

一國に勝て、百國を服し、其兵の義あるときは、天下之を畏る、亡國を興し、君を立ること少しといへども之を多方に觀示するときは、天下の人之に懷く、有罪を罰し、有功を賞するときは、天下の人之に從ふ、故に、天下の精材を聚め、百工の銳器を論じ、春秋に其工の巧拙を角べ試み、以て精銳を練る、精銳なる者は右とす、器の成るも課程に當らざるものは、採用せず、未だ試みざるものは、貯藏せず、以て天下の豪傑を收め、天下の俊雄を擧ぐ、

○精財　財は材に作るべし、兵器を造るに、精材を用ゆ、○精銳爲右　器を制する、精銳なるものを上とす、右は上なり、○豪傑　智の千人に勝るものを、豪と稱し、力の千人に勝るものを、傑といふ、○駿雄　駿は俊と通じ用ゆ、俊才英雄をいふ、

故擧之如飛鳥、動之如雷電、發之如風雨、莫當其前、莫害其後、獨出獨入、莫敢禁圉、成功立事、必順於禮義、故不禮不勝天下、不義不勝人、故賢知之君、必立於勝地、故正天下、而莫之敢禦也、

故に、之を擧ぐるは、飛鳥の如く速かにして、之を動かす、雷電の如く威あり、之を發する、風雨の如く疾し、敵の其前に當るなく、其後を害するものなし、獨り出て獨り入る、敢て之を禁じ圉ぐものなし、功を成し事を立て、必ず禮義に順ふ、故に、禮なくしては、天に勝たず、義ならざるは、人に勝たず、故に賢智ある君は、必ず勝つべき地位に立つ、故に、天下を正すに、之を敢て禦ぎ止るものなし、

○不勝天下　不勝天に改むべし、下は衍字なり、

選陣

攻伐の道は、天時に順ひ、計數を定め、軍を行る、風雨の行く如く、飛鳥の擧る

械は天下を蓋ふも、士の天下を蓋ふにあらざれば、天下を正す能はず、以下皆此例なり、故に機數に明かなるは、兵を用ゆる勢なり、

大者時也、小者計也、王道非廢也、而天下莫敢窺者、王者之正也、衡庫者天子之禮也、是故器成卒選、則士知勝矣、偏知天下、審御機數、則獨行而無敵矣、所愛之國、而獨利之、所惡之國、而獨害之、則令行禁止、是以聖王貴之、

大なるものは、時に在り、王者の征伐して、能く大功を立る者は、天時に合ふを以てなり、小なるものは、計に在り、至小のもの、能く敵に勝つは、人の計謀にあるをいふ、王道は、王者の位を守る道にして、暫くも廢すべからず、天下に敢て窺窬するものなし、是れ王者の正なり、衡は輕重を平かにするもの、庫は寶物を藏る所、外人をして知らしめず、天下の輕重を量り、心を秘密に用ひ、事を泄らさざるは、天子の禮なれば、此に專ら意を留むべきなり、是の故に、器械は既に成り、兵卒は精練して、軍士は勝つことを知る、偏く天下の事を知り、審かに機數を御するときは、獨り行きて、天下に敵なし、愛する所の國は、獨り之に利益を加へ、惡む所の國は、獨り之に禍害を施す、然るときは、命令行はれて、事を禁ずれば止む、是を以て、聖王は、上に陳する所の道即ち兵を貴ぶなり、

○獨行　人の之を拒むものなきをいふ、己れ獨り行くにあらず、

勝一而服百、則天下畏之矣、立少而觀多、則天下懷之矣、罰有罪、賞有功、則天下從之矣、故聚天下之精財、論百工之銳器、春秋角試、以練精銳爲右、成器不

敵するもの無し、又軍の器用を造るの工を論ずるに、心を用ゆれば、工は來聚して、天下第一となる、又器械を造るに、心を用ゆれば、器械完備して、天下に敵なし、軍士を選ぶに、心を存して、軍士の來るもの多く、天下に敵なし、政敎に心を存して、政敎整ひ、天下に敵なし、武藝を服習するに、心を存して、服習精熟す、天下に敵なし、偏く天下の形勢を知るに、心を存して偏く天下を知ること、敵するものなし、事の機數を明かに知るに、心を存して、機數を知ることは、天下に敵なし、故に兵は未だ國境を出でずして、天下敵するものなきこと、八あり、

機數　機は內に發して、外を動かす、近きを爲して、遠を威す、疾からずして速なり、行かずして至る、其之を爲すを見て、其爲す所以を知らず、數ありて、其間に存す、故に機數といふ、略して之を言へば、機は事機にして、數は術策なり、

是以欲正天下、財不蓋天下、不能正天下、財蓋天下、而工不蓋天下、不能正天下、工蓋天下、而器不蓋天下、不能正天下、器蓋天下、而士不蓋天下、不能正天下、士蓋天下、而敎不蓋天下、不能正天下、敎蓋天下、而習不蓋天下、不能正天下、習蓋天下、而不偏知天下、不能正天下、偏知天下、而不明於機數、不能正天下、故明於機數者、用兵之勢也、

是を以て、天下を正さんと欲するも、財を有すること、天下を蓋ひつくすならざれば、天下を正す能はず、財は天下を蓋ふといへども、工の天下を蓋ひ壓するにあらざれば、天下を正す能はず、工は天下を蓋ふも、器械の天下を蓋はざれば、天下を正す能はず、器

忘其勞、故有罪者、不怨上、愛賞者、無貪心、則列陳之士、皆輕其死、而安難、以要上事、本兵之極也、

人君は其臣下の功を論じ、其勞を計る、未だ嘗て法律を失はざるなり、君の寵愛を受けたる、便辟の徒、或は左右の侍從、或は大族の門閥家、貴顯、大臣、に對しても、其功勞を超えたる、增賞を與へず、疏遠なる卑賤のもの、又隱れて知れざる人に對しても、其功勞の割合を忘れず、之を賞す、故に罪ある ものも、上を怨まず、賞を愛し求るものも、貪心なし、然るときは、陳列の士は、皆其死を輕んじて、國難を安んじ、以て上に述べたる事即ち賞與を要望す、是れ兵を爲る本義にして、其極要は、賞と罰とに在り、

上事　賞與を指す、○本兵之極　國を強くするは、必ず先づ吏に課し士に敎へ、養ひて之を用ゆ、國强くして、後に兵强し、故に曰く、本兵の極なりと、蓋し內政を以て軍政に先んず、治を首として、兵を後にす、强治に由りて、兵を強くするを說く、

爲兵之數

敵なき八術を以て、兵を爲す根本とす、國を富ますに始まり、兵を治むるに中し、將を選ぶに終る、

爲兵之數、存乎聚財、而財無敵、存乎論工、而工無敵、存乎制器、而器無敵、存乎選士、而士無敵、存乎政敎、而政敎無敵、存乎服習、而服習無敵、存乎偏知天下、而偏知天下、無敵、存乎明於機數、而明於機數、無敵、故兵未出境、而無敵者八、

兵を爲すの術數は、財貨を聚るに在り、財貨なければ、士來らず、而して財聚ると、天下第一なれば、之に

曰、社稷戚於親、不爲愛人枉其法、故曰、法愛於人、不爲重祿爵分其威、故曰、威重於爵祿、

國を亡す君は、貴ぶ所を致す、實情に非るなり、親しむ所を致す、戚族にあらざるなり、愛する所を致す、人民に非るなり、重んずる所を致す、爵位俸祿にあらざるなり、故に、人君たるものは、珍寶を愛するが爲めに、命令を虧くが如き失計を爲さず、故に曰く、命令は、珍寶より貴しと、又其親戚を愛する爲に、國家を危くせず、故に曰く、國家は親戚よりも親しと、蓋し親戚を棄つるも、國家を維持するなり、又其人民を愛する爲に、法律を枉げず、故に曰く、法律は人民よりも愛せらると、又其爵位俸祿を重ずる爲に、其威を分たず、故に曰く、威は爵祿よりも重しと、

祿爵　爵位と俸祿となり、○分其威　威を分つとは臣下に與ふるに、政刑の權を以てするなり、

不通此四者、則反於無有、故曰、治人如治水潦、養人如養六畜、用人如用草木、居身論道行理、則群臣服敎、百吏嚴斷、莫敢開私焉、

前章四個の故曰に、述べたる要道に、通ぜざるときは、事凡べて有るなきに反る、即ち國亡ぶ、故に曰く、人民を治むるは、雨後の流水を治るごとく、其自然に順ふなり、人民を養ふは、家畜の動物を養ふが如く、其性に從ひて、之を育つるなり、人民を用ゆるは、草木を用ゆるに同じ、其材に從ひて、之を用ゆ、備はるを一人に求めず、蓋し人君は、道を論じ理を行ふの中に、其身を置けば、群臣其敎に服し、百吏亦嚴正に事を斷じて、敢て私心を開かず、法を枉ぐることなし、人君の其民に於けるは、之を治め之を養ひ之を用ゆる三者、各其宜しきを得るを要す、

論功計勞、未嘗失法律也、便辟、左右、大族、尊貴、大臣、不得增其功焉、疏遠卑賤、隱不知之人、不

勵まず、兵弱くして勵まざれば、戰爭勝たずして、守ること固からず、戰勝たずして、守ること固からざれば、國家安からず、

故曰、常令不レ審、則百匿勝、官爵不レ審、則姦吏勝、符籍不レ審、則姦民勝、刑法不レ審、則盜賊勝、國之四經敗、人君泄見レ危、

故に曰く、常に令する所を、審確にせざれば、百官の邪匿なるものが勝つ、官爵を與ふるに、賢能を審かにせざれば、姦吏爭ひ進て勝つ、旅行劵と戸籍とを審かにせざるときは、姦民往來、意に任せて、自ら閭里の間に居り、良民に勝つ、刑法審嚴にせざれば、盜賊勝つ、是は國の四經なり、四經敗れば、人君たるもの、危殆を見るに至る、

泄見レ危　泄は衍字なるべし、人君見危に作る、可なり、

人君泄、則言レ實之士不レ進、言レ實之士不レ進、則國之情僞、不レ竭二於上一、世主所レ貴者寶也、所レ親者戚也、所レ愛者民也、所レ重者爵祿也、亡君則不レ然、

政事は密なるを宜しとす、人君たるもの、其事を泄せば、實をいふの士は進まず、實を言ふの士進まざれば虛言を以て、君を悅すもの進む、ゆゑに、國の實情は、現はれず、當世の主が、貴ぶ所は、實情なり、親む所は戚族なり、愛する所は、人民なり、重んずる所は、爵位と俸祿となり、亡君は之に反す、

亡君　國を亡すの君なり、情僞　實際の情態なり、竭　悉く現るなり、

致レ所レ貴非レ寶也、致レ所レ親非二戚也、致レ所レ愛非レ民也、致レ所レ重、非二爵祿一也、故不下爲二重寶一虧中其命上、故曰、令貴二於寶一、不レ爲レ愛二親危一其社稷一、故

を論ず、故に四傷百匿といふ、

百匿傷上威、姦吏傷官法、姦民傷俗教、賊盜傷國衆、威傷則重在下、法傷則貨上流、教傷則從令者不輯、衆傷、則百姓不安其居、

百官皆其情を匿して、私を爲せば、上威を傷る、姦吏は、官の法を傷る、姦民は風俗の敎を傷る、賊盜は、國の衆民を傷る、上威傷れば上輕くして下重し、法傷れば、政事賄を以て成る、故に、貨は上に流れ歸す、敎傷れば、官令に從ふもの和睦せず、衆民傷れば、百姓も其居處に安定することなし、

重在下、則令不行、貨上流、則官徒毀、從令者不輯、則百事無功、百姓不安其居、則輕民處、而重民散、輕民處、重民散、則地不辟、則六畜不育、

重きこと下に在れば、官の命令行はれず、貨上流すれば、賄賂公行し、官徒毀はれ壞る、官令に從ふもの、輯和せざれば、百事に成功なし、人民其居に安んぜざれば、游手の產業無き民は、去留を意に任せて、止り處る、之に反して、田宅墳墓あり、財產を有する民は、盜害を懼れ、國を去りて散ず、斯く輕忽の民のみ住して、重要の民散ずれば、田地開辟するもの なし、地の辟けざるときは、馬牛羊豕鷄犬も、家に育飼せらるゝことなし、

六畜不育、則國貧而用不足、國貧而用不足、則兵弱而士不厲、兵弱而士不厲、則戰不勝、而守不固、戰不勝、而守不固、則國不安矣、

馬牛羊豕鷄犬も、育はれざれば、國貧くして、財用足らず、國貧くして、財用足らざれば、兵士も弱くして

而欲毆衆移民、猶使水逆流、不明於心術、而欲行令於人、猶倍招而必拘之、不明於計數、而欲擧大事、猶無舟檝而欲經於水險也、

化を明かに知らずして、風俗を變じ、敎を易んと欲するは、猶ほ朝に車輪を揉めて、車を造り、夕に車に乘らんと欲する如し、決塞を明かに知らずして、衆人を毆り使ひ、民を移さんと欲するは、水をして逆流せしむるごとし、心術を明に知らずして、命令を人に行はんとするは、猶ほ人を招くに、其背より之を招きて、其人至れば、之を拘束するが如し、人豈に至らんや、計數を明かに知らずして、大事を擧げ行はんと欲するは、猶ほ舟檝なくして、水の險なる所を經んと欲するがごとし、皆成功せず、

故曰、措儀畫制、不知則不可、論材審用、不知象不可、和民一衆、不知法不可、變俗易敎、不知化不可、毆衆移民、不知決塞不可、布令必行、不知心術不可、擧事必成、不知計數不可、

故に曰く、威儀を錯き設け、制度を畫定するに、則を知らざれば、不可なり、人材を論じ、用を審にするには、象を知らざれば、不可なり、民を和合し、衆心を一にするは、法を知らざれば、不可なり、俗を變じ敎を易へるには、化を知らざれば、不可なり、衆民を毆り、民を移すには、決塞を知らざれば、不可なり、令を布き必ず行はるゝには、心術を知らざれば、不可なり、事を擧げ必ず成功あるには、計數を知らざれば、不可なり、

擧事　大事を擧げ行ふとは、兵を興すをいふなり、

四傷百匿

此は、威、法、敎、衆の傷るゝは、國家治らず、百官の衆惡なるは、傷害の本なる

實也、誠也、厚也、施也、度也、恕也、謂之心術、

實着なり、誠信なり、厚重なり、人に施すなり、測り度るなり、寛恕なり、此六の者は、人君の心に守るべき道なり、

剛柔也、輕重也、大小也、實虛也、遠近也、多少也、謂之計數、

剛と柔となり、輕きと重きとなり、大と小となり、實と虛となり、遠きと近きとなり、多きと少きとなり、此の六の者は、敵を計る所以にして、之を計數といふ、

不明於則、而欲出號令、猶立朝夕於運均之上、檐竿而欲定其末、

君として、則に明ならず、敢て號令を出さんと欲するは、人民之に順はず、譬へば、朝夕の日景を測る機具を運均と稱する轆轤板の上に立てながら、其竿を搖かして、其竿の末を、靜かに定めんと欲するが如し、能く之を爲すものなし、

檐竿　竹竿を搖かすことを云ふ、檐は、搖に改むべし、搖は搖なり、

不明於象、而欲論材審用、猶絕長以爲短、續短以爲長、不明於法、而欲治民一衆、猶左書而右息之、

象を明かに知らずして、人材を論じ、用を審にせんと欲するは、譬へば、長きものを絕ちて、短と爲し、又短を續て、長とするが如し、唯だ利なきのみならず、却て害あり、法を明かにせずして、民を治め、衆を一樣に服せしめんとするは、猶ほ左手に字を書して、右手に之を止め息むるが如し、遂に字を成すことなし、

不明於化、而欲變俗易敎、猶朝揉輪而夕欲乘車、不明於決塞、

氣や、寒暑の和調や、水土の性に、根本して成るなり、此の三物の生ずる、各宜しき所ありて、或は甚だ多からざる地ありといへども、天下皆均しく有り、而して未だ嘗て變ぜず、能く一定するゆゑに、之を則といふ、

義也、名也、時也、似也、類也、比也、狀也、謂之象、

義は、宜しきに合ふ所以なり、名は、事を命ずる所以なり、時は、名の當る所なり、似は肖なり、類は種類なり、比は親しむなり、狀は事の情狀なり、此の六の者は象ありて、實物なし、像どりて之を行ひ、各其宜しきを得る、故に之を象といふ、

尺寸也、繩墨也、規矩也、衡石也、斗斛也、角量也、謂之法、

尺寸は尺度をいふ、繩墨は、直平を測る繩と墨斗とをいふ、規矩は、曲尺と文廻しとなり、衡石は、秤と分銅即錘となり、斗斛は量のこと、以上は皆器物の名にして、角量とは角は物を比して校べること、量は測ることとなり、之を法といふ、

漸也、順也、靡也、久也、服也、習也、謂之化、

漸とは、速かならざるなり、順とは、逆はざるなり、靡とは、民が敎に順ひて、草の如く靡くことなり、久とは、急激ならず、永久にするなり、服とは、行ふこと其事に違はず、衣服の身に在るが如くなるなり、習とは時々怠らず、之を行ひ試むるをいふ、蓋し化は一旦に能く然らしむるにあらず、必ず此六の者を行ひ、然る後に化と謂ふを得べし、

予奪也、險易也、利害也、難易也、開閉也、殺生也、謂之決塞、

予へるなり、奪ふなり、險しきなり、易らかなるなり、利となるなり、害となるなり、難きなり、易きなり、開くなり、閉づるなり、殺すなり、生すなり、此十二事は互に相反するを以て、或は之を決し通じ、或は之を塞ぎ止め、以て民の利益を計る、これを決塞といふ、

械と、未だ具はらざる、猶ほ是れ治まらざるなり、形勢器械が具はりて、是を立て、非を廢し、功を賞し、罪を誅する、の四者備はらば、始めて善く民を治むるを得べし、

不能治其民、而能彊其兵者、未之有也、能治其民矣、而不明于爲兵之數、猶之不可、不能彊其兵、而能必勝敵國者、未之有也、能彊其兵、而不明于勝敵國之理、猶之不勝也、兵不必勝敵國、而能正天下者、未之有也、兵必勝敵國矣、而不明正天下之分、猶之不可、故曰、治民有器、爲兵有數、勝敵國有理、正天下有分、

則、象、法、化、決塞、心術、計數、

其人民を治る能はずして、能く其兵を強くする者は、未だ之れ有らざるなり、能く其民を治む、而して兵を爲す術を明かにせざる者は、猶ほ之れ不可なり、能く兵を強くせずして、必ず敵國に勝つものは、未だ之れあらざるなり、其兵未だ敵國に勝たずして、能く天下を正すものは、未だ之れ有らざるなり、兵必ず敵國に勝つ、而して天下を正すの分劑を明かにせざるは、猶ほ之れ不可なり、故に曰く、民を治る器あり、兵を爲す術あり、敵國に勝つ理あり、天下を正す分劑あり、則、象、法、化、決塞、心術、計數の七目是なり、

根天地之氣、寒暑之和、水土之性、人民、鳥獸、草木之生物、雖不甚多、皆均有焉、而未嘗變也、謂之則、

是より、則と象と法と化と決塞と心術と計數との意義を分說す、人民と鳥獸と草木との生ずるは、天地の

以上地方八十里、與下地方百二十里、通於中地方百里、

上地は、四方八十里にして、萬室の國（城下）一個と、千室の都邑四個とあり、中地は、四方百里にして、萬室の國一所と千室の都邑は四所とあり、下地は、方百二十里にして、萬室の國一個と、千室の都邑四個とあり、而して上地の方八十里と、下地の方百二十里とは、中地に通じて、方百里となるなり、

國と都　國は城のある所、即ち城下と稱するもの、都は廟社のある所の大邑をいふ、

七法第六　經言六

政事の七要を述べて、四傷四匿、爲兵之數、選陣の諸目に及ぶ、先づ七法を說くを以て、之を總題とす、

七法

此は、則と象と法と化と決塞と心術と計數との七法を以て、敵國に勝ち、天下を正すことを述ぶ、

言是而不能立、言非而不能廢、有功而不能賞、有罪而不能誅、若是而能治民者、未之有也、是必立、非必廢、有功必賞、有罪必誅、若是安治矣、未也、是何也、曰形勢器械未具、猶之不治也、形勢器械具、四者備治矣、

言は是と爲すも、之を立て用ゆること能はず、其言を以て非と爲すも、之を廢する能はず、功ありて、之を賞する能はず、罪ありて、之を誅する能はず、是の如くして、能く人民を治るものは、未だこれあらざるなり、是なる言は、必ず之を立て用ひ、非なる言は、必ず之を廢し、功あれば必ず賞し、罪あれば必ず誅す、是の如くして安治するは未だし、是れ何ぞや、形勢と器

則用、無事則歸之於民、

聖人の聖たる所以は、他なし、租稅を輕くして、善く貨を民に分つに在り、聖人にして、民に分つ能はざるは、猶ほ一般の百姓も同じ、已の欲あり、足らずとして、貪るときは、安ぞ聖と名くるを得ん、其の故に、國家有事なるときは、車馬甲兵多く民より出さしめ、之を用ゆ、天下無事なるときは、捨て用ひず、之を民に歸す、

唯聖人爲善託業於民、民之生也、辟則愚、閉則類、上爲一、下爲二、

唯だ聖人は、善く產業を人民に託し、任ずることを爲す、人民の生るや、邪心を開けば、淫縱にして愚となる、邪心を禁ずれば、自ら善類となる、上たるもの、一を爲す、下たるもの之に傚ひ、二倍の事を爲す、楚王が劍を好めば、國民瘢傷多き類なり、

失時

此は、上の民をして、時を知らしむるを説く、

時之處事精矣、不可藏而舍也、故曰、今日不爲、明日亡貨、昔之日已往而不來矣、

時間の事務を處置する、精密なり、光陰は蓄藏して、留め舍く可からず、故に曰く、今日に爲さずして、優游すれば、明日に貨を失ふ、貨は働き爲すに生ずるなり、昨昔の日は、既に過ぎ往けば、再び來らざるなり、

亡貨　古本に亡を忘に作るは誤なり、

地理

此は、上の地を均くするを説く、

上地、方八十里、萬室之國一、千室之都四、中地、方百里、萬室之國一、千室之都四、下地、方百二十里、萬室之國一、千室之都四、

ひず、また敢て能すといはず、君は臣の人となりを知る、臣も亦た君の己を知ることを知る、故に臣は敢て力を竭さゞるなし、倶に其誠實なる心を操りて來り道ふなり、曰く均しくして田百畝を與へ、力を耕作に分ち、民をして時を知らしむ、是に於て、民は時日の蚤きと、晏きと、日月の足らざると、饑寒の身に至るとを知るなり、

是故、夜寢蚤起、父子兄弟、不忘其功、爲而不倦、民不憚勞苦、故不均之爲惡也、地利不可竭、民力不可殫、不告之以時、而民不知、不道之以事、而民不爲、

是の故に、夜深て寢ね、朝早く起て、父子兄弟、其功勞を忘れず、爲して倦まず、民は勞苦を憚らず、故に之に反して、地を均しくせざれば、惡害を爲す、地利は竭す可らず、民力も殫す可らず、之に告るに、時季の至るを以てせざれば、民は知らざるなり、之を道びくに、事を以てせざれば、民は爲さゞるなり、之を要するに、地を均し力を分つて、又民をして時を知り事を爲さしむ、是大經術なり、

與之分貨、則民知得正矣、審其分、則民盡力矣、是故不使、而父子兄弟、不忘其功、

人民と貨を分つとは、民は什一を貢して、各其餘を私有にするなり、斯く上下に貨を分つゆゑに、民知は正しきを得るなり、其分を審にせば、民は盡く力む、是故に使令せずして、父子兄弟、倶に事功を忘れざるなり、

聖人

此は、上の力を分つを說く、聖人を言ふにあらず、

聖人之所以爲聖人者、善分民也、聖人不能分民、則猶百姓也、於己不足、安得名聖、是故有事

粗惡のことなり、

是故、智者知之、愚者不知、不可以敎民、巧者能之、拙者不能、不可以敎民、非一令而民服之也、不可以爲大善、非夫人能之也、不可以爲大功、

是の故に、智者の之を知り、愚者の知らざるは、民を敎ゆ可らず、巧者の之を能くし、拙者の能せざるは、民を敎ゆ可らず、一令して、民皆服し行ふものにあらざれば、大善と爲す可らず、人々之を能するにあらざれば、大巧のものと爲すべからず、

○大功　功は巧に作るべし、功巧の形似るを以て誤るなり、

是故、非誠賈、不得食于賈、非誠工、不得食于工、非誠農、不得食于農、非信士、不得立于朝、

是故に、誠信なる賈人にあらざれば、賈にありて、食ふを得ず、誠實なる工にあらざれば、工に在りて、食ふを得ず、誠純なる農にあらざれば、農にありて、食ふを得ず、信誠の士にあらざれば、朝廷に立つを得ざるなり、

是故、官虛而莫敢爲之請、君有珍車珍甲、而莫之敢有、君擧事、臣不敢誣其所不能、君知臣、臣亦知君知己也、故臣莫敢不竭力、倶操其誠、以來道、曰均地分力、使民知時也、民乃知時日之蚤晏、日月之不足、饑寒之至于身也、

是の故に、官に虛位あれども、臣下敢て之が爲に請はず、君に珍車珍甲あれども、臣下は乘車藏甲をするものなし、君の事を擧ぐるときは、臣は其不能なるを誣

距國門以外、窮四竟之內、丈夫二犂、童五尺一犂、以爲三日之功、正月令農始作服于公田、農耕及雪釋、耕始焉、芸卒焉、

國門は城下の門なり、城下の外、四方の國界を窮めて、丈夫たるものは、二個の鋤を用ひて耕す、童は十二歳にして、一個の鋤を用ゆ、以て官の爲に田を治ること、三日の功勞を爲す、正月には、農をして、公田に作服し働かしむ、農の耕作は、雪の消ゆるに及んで、耕を始む、又耘ることをも遂ぐ、

○犂　耕用の鋤なり、○作服　服は事なり、勞作することをいふ、衣服にあらざるなり、○童五尺　十二歳なり、壹尺は二歳半なり、

士聞見博、學意察、而不爲君臣者、與功而不與分焉、賈知賈之貴賤、日至於市、而不爲官賈者、與功而不與分焉、工治容貌功能、日至於市、而不爲官工者、與功而不與分焉、不可使而爲工、則視貨離之實、而出夫粟、

士人にして、聞見は博く、學の意に明察なるも、其志を屈せず、官に仕へず、君臣の分を明にせざるものには、功勞を與へて、三日の勤務をせしめ、而して一夫の受る分を與へず、之を罰するなり、賈人にして貨物の貴賤を知り、日に市に至り、而も官の賈とならざるものには、三日の功勞を與へて、一夫の分を與へず、工人にして、其器物の形狀を良くし、其用に適せしめ、日に市に至り、而も官工たらざるものには、功勞を與へて、一夫の分を與へず、使用すべからずして、工を爲せば、其工の惡品を造るを檢視して、之を罰し一夫納る所の粟を出さしむ、

○容貌功能　容貌は器物の形をいふ、功能は其用に立つことをいふなり、○貨離　貨は讀んで佩と爲す、佩は器の瑕なり、離は支離して、器の敗るをいふ、即ち

市税あり、黄金は百鎰を以て一篋と稱し、其貨物は一穀の籠を以て十篋と稱す、皆黄金一鎰を、一篋に賦す、其商人の荷も市に在りて、淹留する、一月以上なれば、三十人毎に、其正月と十二月とに、黄金一鎰を納めしむ、之を名けて正と曰ふ、春分には、書比と曰ひ、立夏には月程といひ、秋には大稽と曰ひ、三時に物價の貴賤、賣買の多少を比較して、民と其得る所と亡ふ所とを、計算し、之に賦し納めしむ、是正月十二月の黄金一鎰を納むる外なり、

三歳修封、五歳修界、十歳更制、經正也、十仞見水、不大潦、五尺見水、不大旱、十一仞見水、輕征、十分去二三、二則去三四、四則去四、五則去半、比之於山、五尺見水、十分去一、(四則去三、三則去二、二則去一、)二尺而見水、比之於澤、

稅法を言はんとして、先づ治田の法を論ず、三歳には田境の封(界に土を高くするをいふ)を修め、五歳には、堺を修め、十歳には、之を更め制す、大壌を恐れて、經界を正すなり、地を穿つ十仞(仞は八尺)にして水を見る、地勢既に高し、多雨の年といへども洪水せざるなり、地を穿つ五尺にして、水を見る、地勢既に卑し、必ず大旱せず、是れ上田とす、十一仞にして水を見れば、必ず旱災を免れざるを以て、其税を輕くす、上田の納むる所を十分して、其二三分を輕減す、十二仞にして、水を見れば、其三四分を去り減ず、五尺水を見るは、大旱せずといへども、時として潦水を免れざるゆゑに、十分にして一分を去る、二尺にして水を見るは、之を澤に比す、

潦　路上の流水なり、○征　稅なり、○四則去三、三則去二、二則去一　此三句は謬誤にして解すべからず、改めて四則去二、三則去三、二則去四に作るべし、蓋し傳寫の誤なり、其意は四尺にして水を見れば、稅十分の二を減じ、三尺なれば十分の三を減じ、二尺なれば、十分の四を減ず、といふなり、

夫之田也、黄金一鎰、百乘一宿之盡也、無金則用其絹、季絹三十三制、當一鎰、無絹則用其布、經暴布百兩當一鎰、一鎰之金、食百乘之一宿、則所市之地六步一㪷、命之曰中歲、有市、無市則民不乏矣、（有市以下の二句は、次章の曰央の下に移して、不字を除くべし）

四方六里は、一乘の地なり、四方一里は、九百畝なり、之を井と稱す、九夫の田なり、黄金一鎰は、二十兩なり、盡は賄なり、百乘の地にて、一宿すれば、一鎰を與ふ、其金なければ、絹を用ゆ、季絹即ち下等の絹は、三十三制を用ゆ、一制は一丈八尺也、其價一鎰に當る、但し絹なきときは、布を用ゆ、經暴布は、白晒の布なり、此布、百兩を以て、一鎰に當つ、一鎰の金は、百乘の一宿を食養す、市する所の地は、六步に一㪷を出さしむ、之を中歲と稱す、

○兩。金額のときに、二十四銖なり、尺度のときに、四丈なり、○㪷。俗の斗の字なり、六步に一斗なれば、一畝に一斛六斗六升六合六勺强なり、約略我が一斗五升弱となる、

方六里、名之曰社、有邑焉、名之曰央、亦關市之賦、黄金百鎰、爲一篋、其貨一穀籠、爲十篋、其商、苟在市者三十人、其正月、十二月、黄金一鎰、命之曰正、分春曰書比、立夏曰月程、秋曰大稽、與民數得亡、（曰央の下に、有市、無市則民乏矣、の八字を挿入すべし）

四方六里の田あれば、之を名づけて、社と曰ひ、邑あり、之を名けて央と曰ふ、一央の民は、一社の田を耕す、地偏なれば、耕作に便ならず、故に央と名づくるなり、而して市の交易無ければ、貨物缺乏し易し、故に市を設く、是を以て、租稅の外に、亦關市の賦即ち

以てなり、五部を命じて聚と曰ふ、聚は市あり、市なければ民乏しきゆゑなり、五聚は之を命じて、某郷と曰ふ、四郷合して方と曰ふ、一方の治を統ぶるゆゑに名づく、是れ官制なり、蓋し方六里以下にも、官府を置くの制なり、官制既に立ち、而して邑を立つ、五家を伍とす、十家を連とす、五連にして暴と名づく、(前の暴と異なり)、五暴にして長を置く、之を命じ某郷と曰ふ、四郷は之を命じ都と曰ふ、邑制なり、

命之曰暴　方一里の地三十六とす、○曰部　方一里の地百八十とす、○曰聚　方一里の地九百とす、○某郷　方一里の地四千五百とす、○曰方　方一里の地一萬八千とす、正方一百三十四里餘なり、○一里は三百歩なり、方一里は九萬歩なり、之を九百畝とす、井と稱す、

邑成而制事、四聚爲一離、五離爲一制、五制爲一田、二田爲一夫、三夫爲一家、事制也、

邑制成りて、事を制定す、四聚を一離とす、一聚は五十歩、一離は二畝なり、五離を一制とす、一制は十畝なり、五制を一田とす、一田は五十畝なり、二田を一夫とす、即ち百畝なり、三夫を一家とす、即ち三百畝なり、之を規定とす、

事成而制器、方六里、爲一乘之地也、一乘者四馬也、一馬其甲七、其蔽五、四乘其甲二十有八、其蔽二十、白徒三十人、奉車兩、器制也、

邑の事成りて、器を制す、方六里を以て、兵車一乘を出す地とす、一乘は四馬を用ゆ、一馬には、鎧甲を着けたるもの七人、其馬を捍蔽するもの五人なり、四乘には、其甲士二十八人、其蔽を爲すもの二十人、白徒即ち物を持たずして從ふもの三十人、車輛を奉ず、是は器の制度なり、

○甲は鎧なり、○冑は兜なり、○車兩は車輛なり、

方六里、一乘之地也、方一里九

木なきものも、百にして一に當る、樊棘の雜生する處は、百にして一に當る、藪の鎌と索とを持ち入るべきもの、少しく實利を見るゆゑに、九十里にして良地の一里に當る、蔓山は、山の支脈にして、村里に近き所なり、其木は伐りて材木となすべく、又車の軸にも造るべきありて、斤斧を以て入るを得べし、是は九にして一に當る、汎山は大なる山の邑里に遠きものなり、其木を伐りて、棺を造るべく、以て車を爲るべく、斤斧を持ち入るを得べし、是は十にして一に當る、

百而當一　方十里の瘠地を以て、方一里の良地と、同じく認むるなり、○樊棘　荊棘の繁茂して、籬樊の如くなる處をいふ、○鎌纏　鎌と索とをいふ、○汎山　廣漠なる遠地に在る山にて、利は蔓山より少し、○斤斧　斤はマサカリ、斧はヨキといふ、

流水網罟得入焉、五而當一、林、其木可以爲棺、可以爲車、斤斧得入焉、五而當一、澤網罟得入焉、五而當一、命之曰地均、以實數、

川の流る所にして、網罟を入るを得るは、五里にして、良地の一里に當る、林の其木成長して、棺を造る可く、車を造る可く、且つ斤斧を持ち入るを得る所は五にして一に當る、澤の網罟を入るを得る、五にして一に當る、之を命じて地均と曰ふ、其實收の利を計りて、里數を定むるなり、

網罟　網は目の大なるもの、罟は目の小なるもの、

方六里命之曰暴、五暴命之曰部、五部命之曰聚、聚者有市、無市則民乏、五聚命之曰某鄉、四鄉命之曰方、官制也、官成而立邑、五家而伍、十家而連、五連而暴、五暴而長、命之曰某鄉、四鄉命之曰都、邑制也、

四方六里の地を暴といふ、政教始て表暴するを以て名づく、五暴合して之を部と命ず、各統屬するあるを

なりといふを說くなり、
傷事　之を作爲するを事といひ、既に成るを貨物といふ、

天下乘馬服牛、而任之輕重有制、有壹宿之行、道之遠近有數矣、是知諸侯之地、千乘之國、所以知地之小大也、所以知任之輕重也、重而後損之、是不知任也、輕而後益之、是不知器也、不知任、不知器、不可謂之有道、

天下の人は、馬に乘り牛を使ふ、而して任即ち荷物の輕重は、制度あり、任輕ければ、牛馬は遠きに致す、任の重きは、遠きに致す能はず、故に任の輕重に制あり、壹宿する程度定まり、路の遠近も定數あり、乃ち知るべし、諸侯の領地にて、兵車千乘あるは、地の大小を知る所以にして、任の輕重も知る所以なり、任重くして而る後に、之を減ず、是れ任を知らざるなり、輕くして而る後に、之を益す、是は國の大小の器を知らざるなり、任を知らず、器を知らざるは、之を道を得たるものと謂ふ可らざるなり、

地之不可食者、山之無木者、百而當一、涸澤百而當一、地之無草木者、百而當一、樊棘雜處、民不得入焉、百而當一、藪、鎌纏、得入焉、九而當一、蔓山其木可以爲材、可以爲軸、斤斧得入焉、九而當一、汎山其木可以爲棺、可以爲車、斤斧得入焉、十而當一、

平地の五穀を生ぜざるもの、山の木なきものは、百里にして穀あり木あるもの丶一里に當る、其實收の利をいふなり、以下此例により考ふべし、涸れたる澤は實利なし、因て是亦百にして良地の一に當る、地の草

世の治亂を知るべし、蓋し儉なれば治り、奢れば亂るを以てなり、又市に就きて、貨物の多少を知るべし、蓋し人の好むものは、多く、好まざるものは、寡し、市人は、自ら貨物の多寡を爲すを得ず、世人の好むと賤しむとによるのみ、之を理むるは上の人に在り、之を道を得たるものとす、

士農工商

此は均地立制定賦の法を言ふ、民を奉ゐ地力を盡し、之を終るに人君命令を出すの事を以てす、末に均地分力を言ひ、民をして時を知らしむ、以て下の三節即ち聖人、失時、地理の綱と爲す、

黄金者用之量也、辨於黄金之理、則知侈儉、知侈儉、則百用節矣、故儉則傷事、侈則傷貨、儉則金賤、金賤則事不成、故傷事、侈則金貴、金貴則貨賤、故傷貨、貨盡而後知不足、是不知量也、事已而後知貨之有餘、是不知節也、不知量、不知節、不可謂之有道、

黄金は財用の量なり、黄金の貴きと賤きとの理を辨ずれば、奢侈なるか節儉なるかを知る、黄金の貴きは、人民侈るによる、黄金の賤きは、人民の節儉なるに因る、故に侈儉を知るときは、百用皆節減せらる、蓋し侈れば之を禁じ、儉なれば之を導くに禮を以てするなり、故に金賤しければ、貨物貴く、貨物貴ければ、之を買ふもの少し、貨物餘りあるときは、之を爲すに勤むといへども、商賈肯て之を置かず、故に事を敗る、金貴ければ、貨賤し、貨賤しければ、之を買ふもの多くして、貨以て其求に應ずるに足らず、故に貨を傷る、貨盡て而る後に足らざるを知る、是れ量を知らざるなり、事已んで後に、貨の餘あるを知る、是れ節を知らざるなり、量を知らず、節を知らざる、之を道を得るものと謂ふべからず、以上は、黄金は、用の量

故一國人、不可以皆貴、皆貴則事不成、而國不利也、爲事之不成、國之不利也、使無貴者、則民不能自理也、是故辨爵列之尊卑、則知先後之序、貴賤之義矣、爲之有道、

故に、一國の人民は、皆貴官となすべからず、國内の人皆貴官となれば、事成らざるなり、農工となり、絲麻を執る人なければ、事成らずして、國の利益もなきなり、事を成して成らざるは、國の不利なり、又貴官の人なからしむれば、人民互に自ら治ること能はず、是故に爵列の尊卑を辨ずれば、先後の順序と、貴賤の義とを知る、之を道を得たるものとす、

務市事

市は貨物の準則なりといふを說く、市を治る者は、商を抑へ、以て農を利するを務めとす、

市者貨之準也、是故百貨賤、則百利不得、百利不得、則百事治、百事治、則百用節矣、是故事者生於慮、成於務、失於傲、

市は貨物の平準を取るなり、是の故に、百貨の價賤しければ、百貨の利は、常に過て取るを得ず、百利得ざれば、人民末商を去りて、本農を務む、故に百事治る、百事治れば、百の財用を節儉す、是故に、事は思慮に生じ、專ら務むるに成り、傲り怠るに失敗す、

不慮則不生、不務則不成、不傲則不失、故曰、市者可以知治亂、可以知多寡、而不能爲多寡、爲之有道、

事は思慮せざれば、生ぜず、專ら務めざれば、成功せず、傲り怠らざれば、失敗せず、故に曰く、市に就きて

は夜長くして、陰氣盛なり、是陰陽の利用なり、晝となり、夜となる、是れ陰陽の變化なり、然らば、陰陽は正しきなり、正しからずといへども、餘りあるを、損減すべからず、足らざるを、益補すべからざるなり、天地も之を能く損益することなし、然らば、政を正すべきものは、地なり、故に地は專ら正さゞるべからざるなり、

正地者、其實必正、長亦正、短亦正、小亦正、大亦正、長短大小、盡正、正不正、則官不理、官不理、則事不治、事不治則貨不多、是故何以知貨之多也、曰事治、何以知事之治也、曰貨多、貨多事治、則所求於天下者、寡矣、爲之有道、

地を正すとは、形狀を正すにあらず、其實の收穫の正しきをいふ、長き地も正し、短き地も正し、小なるも正し、大なるも正し、長短大小盡く正し、正す所、或は其正を得ざれば、官吏の爲す所、亦其理治を得ざるなり、官理めざれば、事治まらず、事治らざれば、貨多からず、是故に、何を以て貨の多きを知るや、曰く事治る、何を以て事の治るを知るや、曰く貨多し、貨多く事治れば、政道全く成る、天下に求る所のもの寡し、之を道を得たるものとす、

爵位

朝者義之理也、是故爵位正、而民不怨、民不怨則不亂、然後義可理、理不正、則不可以治、而不可不理也、

朝廷は、義を以て理む、是故に、爵位正當にして、民怨むなし、民怨まざれば亂れず、然る後に、義により治むべし、理正しからざれば、治むべからず、然れども、理むるを力めざるべからず、

ず、度を過さゝるは、臣道なり、
僭越　位を犯して、漫りに上に立つなり、

陰陽

地者政之本也、朝者義之理也、市者貨之準也、黃金者用之量也、諸侯之地、千乘之國者、器之制也、五者其理可知也、

地は萬物を生ず、政は物に因りて立つ、ゆゑに地は政の本なり、朝廷は義の理なり、諸事に義ありて、之を治るをいふなり、市町は貨財の貴賤する所なり、故に貨の準則なり、黃金は其多少を以て、國用を制す、故に用の量なり、諸侯の領地にて、兵車千乘ある國は、方三百十六里餘、其生ずる處、定數あり、器の物を受る定限あるが如し、故に器の制なり、此の五の者は、其理知るべし、蓋し政の本なり、

爲之有道、地者政之本也、是故、地可以正政也、地不平均和調、則政不可正也、政不正、則事不可理也、

之を爲すに道あり、土地は、政事の本源なり、是故に地は政を正すべし、地が平均和調せざれば、地利或は衰へ減じて、政を正くすべからざるに至らん、政正しからざるときは、人事を治むべからざるなり、

春秋冬夏、陰陽之推移也、時之短長、陰陽之利用也、日夜之易、陰陽之化也、然則陰陽正矣、雖不正、有餘不可損、不足不可益也、天地莫之能損益也、然則可以正政者、地也、故不可不正也、

春となり、秋となり、冬となり、夏となる、是陰陽の推し移るなり、日の長きは、陽氣盛んにして、日の短き

の期待する所なり、上より令すれば、直に行ひ、禁止すれば、直に止む、憲令の及ぶ所と、民俗の被むる所と、手足百體の、心に從ふが如くなるは、是れ政治の期待する所なり、

乗馬第五　經言五

四馬を乗と爲す、兵賦は馬を主とす、而して其法は田地に生ず、故に地を正すに、政を以てす、總て建國の制を述ぶ、標して乗馬といふ、

立國

凡立國都、非於大山之下、必於廣川之上、高毋近旱、而水用足、下毋近水、而溝防省、因天材、就地利、故城郭不必中規矩、道路不必中準繩、

凡そ國都を立つる、大山の麓に於てするに非んば、必ずや廣川の上りに於てすべし、高くして、旱魃に近くこと毋れ、而して水用の十分あるを可とす、卑きも水に近くするなかれ、溝渠の防隄を省く、天然自然の、材料あるに因りて、地の利便に就くべし、故に城郭の構造は、必ずしも法則に中るを期せず、道路の設置は、必ずしも制度に適ふを要せず、

大數

無爲者帝、爲而無以爲者王、爲而不貴者霸、不自以爲所貴、則君道也、貴而不過度、則臣道也、

民を化するに、德を以てし、自然に治るは、帝道とす、爲して制度あるも、爲すに心を用ゆることなきを、王道とす、制度文物を爲して、自ら以て貴しとせざるを、霸道とす、自ら己を以て、人の貴ぶ所とせざるは、君道なり、又貴くして身は大官に在るとも、敢て僭越せ

七觀

期而致、使而往、百姓舍己、以上爲心者、教之所期也、始於不足見、終於不可及、一人服之、萬人從之、訓之所期也、未之令而爲、未之使而往、上不加勉、而民自盡竭、俗之所期也、

期限を約すれば、人民は至り、使令すれば、人民は往き働らき、總て人民は己の身を舍てゝ、君上を以て、己の心となす、是は敎令の期待する所なり、國君の心中に起りて、未だ發表せず、人民は之を見るを得ざるに、先づ事を始め、其功成り事遂ぐるに終る、人民唯だ上意の如くなるは、是れ訓誨の期待する所なり、未だ之を命令せざるに爲し、未だ之を使役せざるに往く、上より勉勵せよと言はざるに、人民自ら力を盡し竭す、是は風俗の期待する所なり、

好惡形於心、百姓化於下、罰未行而民畏恐、賞未加而民勸勉、誠信之所期也、爲而無害、成而不議、得而莫之能爭、天道之所期也、爲之而成、求之而得、上之所欲、小大必擧、事之所期也、令則行、禁則止、憲之所及、俗之所被、如百體之從心、政之所期也、

君上の好惡が、其心に形はれて、人民は下に居りながら、上の心に化し從ふ、刑罰未だ行はざるに、人民畏れ恐る、賞與未だ加へざるに、人民下に勸み勵む、是れ君の誠信の期待する所なり、君の爲すことは、之を害するものなく、事成りて之を私議するものなく、得て之を能く爭ふものなきは、是天と合する道の期待する所なり、之を爲して成功し、之を求めて得る、君の欲する所、小大の別なく、必ず擧がるは、是れ事業

が乘る車なり、○髮　髮を分けて卷きたるなり、○貂　貂皮なり、○燕　安息なり、宴なり、

九敗

寢兵之說勝、則險阻不守、兼愛之說勝、則士卒不戰、全生之說勝、則廉恥不立、私議自貴之說勝、則上令不行、

事を言ふもの、競ひて兵を寢ることを陳述す、其說用ひられて、勝を得るときは、武術興らず、險阻ありといへども、守ること能はざるなり、兼ね愛するの說勝つときは、徐の偃王の如く、弱くして仁を行ひ、宋の襄公の如く、惑ひて古を慕ひ、皆敗を取る、士卒の戰はざるに由る、生を全くする說勝てば、王公は自ら奉ずるに、千金を散じ、貴族は、日に食するに、萬錢を費す、苟も生を全くせんと欲せば、罵詈屈辱も忍びざるなし、廉恥の節は立たざるなり、私に政事を議して、自ら貴びて、上を賤しむ、此俗既に成れば、人君の令行はれざるなり、

群徒比周之說勝、則賢不肖不分、金玉貨財之說勝、則爵服下流、觀樂玩好之說勝、則姦民在上位、請謁任擧之說勝、則繩墨不正、諂諛飾過之說勝、則巧佞者用、

羣衆の徒、比周して、朋黨の說勝てば、賢人も不肖も、分明ならざるなり、金玉貨財の說が勝つときは、爵服は下流となりて、貨財上流となる、觀樂と玩好との說勝てば、姦民は上位を取る、請謁を以て任擧するの說が勝てば、法度は正しきを失ふ、諂諛して過を飾る說勝てば、巧言の佞人が用ひらる、

○請謁　女官又は侍從の權力あるものに、請ひ謁して、賄賂を行ふをいふ、○任擧　官に任じ、擧げ用ゆるなり、○繩墨　法度なり、準繩と同じ、○比周　是非に拘らずして、私利のために一致す、

有賢身貴體、毋其爵、不敢服其服、雖有富家多資、毋其祿、不敢用其財、

爵位を度りて、服を制す、祿食を量りて、財を用ゆ、飲食に量あり、衣服に制あり、宮室も度あり、馬牛羊豕鷄犬を育するも、人徒を使役するも、數あり、其分限を踰ゆべからず、舟車器物も、奢れば之を禁じ、弊れば之を修めしむ、生存中には、軒(馬車)冕(禮冠)服位穀祿田地居宅の程度あり、分限を定めたり、死亡の時は、棺槨絞衾(棺に衣するを衾といひ其上を束ぬるを絞といふ)壙(葬穴)壟(墳)の程度あり、賢才の身、貴重の體といへども、其爵なきときは、敢て其服を服せざるなり、又富家多財のものといへども、其食祿のなきものは、敢て其財を用ひず、皆各分限ありて、分外の事は爲すべからざるなり、○陳器　陳列する所の器物なり、○禁修　分外の物は、之を用ゆるを禁止し、分内の物の破損せしものは、之を修めて用に備ふ、○槨　椁に同じ、棺の外函なり、

天子服、文有章、而夫人不敢以燕、以饗廟、將軍大夫以朝、官吏以命、士止于帶緣、散民不敢服雜采、百工商賈、不得服長鬈貂、刑餘戮民、不敢服絻、不敢畜連乘車、

天子の服は、文ありて、色采あるを用ゆ、夫人は、之を燕樂の時に服せず、唯其宗廟に饗する時に用ゆ、將軍及び大夫に至ては、文章ある服を以て、朝廷に出仕す、官吏は、官命によりて、之を用ゆることあり、士は唯た帶緣に、文章あるものを用ゆ、平民の仕へざるものは、敢て雜采の服を用ひず、百工や商賈は、長き鬈に貂の飾あるものを、服するを得ず、刑罰の辱を受けたる民は、敢て絻を服せず、敢て連の乘車を、蓄へ備ふることを得ざるなり、○絻　冕に通じて用ゆ、男子の頭に被るものなり、○連乘車　連は輦なり、人が挽き行く車なり、乘車は、人

相高下、視肥墝、觀地宜、明詔期前後農夫、以時均修焉、使五穀桑麻、皆安其所、由田之事也、行鄉里、視宮室、觀樹藝、簡六畜、以時鈞修焉、勸勉百姓、使力作毋偸、懷樂家室、重去鄉里、鄉師之事也、論百工、審時事、辨功苦、上完利、監壹五鄉、以時鈞修焉、使刻鏤文采、毋敢造于鄉、工師之事也、

地の高下を相し、肥墝を視て、地の宜しきを觀し、明かに栽培の期の前後を、農夫に詔げしらしめ、時に順ひ、均しく修め行ひ、五穀桑麻をして、皆其所に蕃殖せしむるは由田(田を掌るの官)の務なり、鄉里を巡行し、宮室を視て、樹ゑ藝る ことを觀し、馬牛羊豕鷄犬を檢閲し、時に順ひて、鈞しく修め行ひ、百姓を勸め勉めしめ、力作を怠る ことなく、家室を懷ひ樂しみ、吾が鄉里を去ることを恐れ憚らしむるは、鄉師の務なり、百工の巧拙を論じ、時人の好尚する事を審にし、功の苦勞を辨じ、完き利益を上納せしめ、五鄉を監みて、壹樣にし、時に順ひ均しく修め、刻鏤や文采のものを造ることなからしむるは、工師の務なり、

肥墝　肥えたる土地と瘠せたる土地をいふ、○由田　呂氏春秋に、堯は后稷をして、大由たらしむとあり大由は大農なり、農事を掌る官なり、○監壹　五鄉を監視して、之を同一にするをいふ、

服制

度爵而制服、量祿而用財、飮食有量、衣服有制、宮室有度、六畜人徒有數、舟車陳器有禁、修生則有軒冕服位穀祿田宅之分、死則有棺槨絞衾壙壟之度、雖

賞罰之所加、有不合於令之所謂者、雖有功利、則謂之專制、罪死不赦、首事既布、然後可以擧事、

凡そ一事を、擧げ行はんとするには、必ず先づ令を出す、曰く此の事を爲さんとすと、其賞罰の數は、必ず先づ之を明白にす、事を立て成すものは、謹て令を守り、賞罰を行ひ、事既に成れば、事を立る役人が、其功を算して、前に受る所の令を、君に致し、復命す、此者には賞を與へ、此者には罰を加へんと、告白す、令の謂ふ所に合はざることあれば、假令功利あるも、之を制を專にすと謂ひ、死刑とす、事を首むる令、既に布き、然る後に、事を擧ぐべきなり、

省官

修火憲、敬山澤林藪積草、夫財之所出、以時禁發焉、使民於宮室之用、薪蒸之所積、虞師之事也、決水潦、通溝瀆、修障防、安水藏、使時水雖過度、無害于五穀、歲雖旱凶、有所秎穫、司空之事也、

失火の法憲を修め、山澤林藪の積草を儆戒して、火の患なからしめ、夫の財の出る所は、時を以て禁制し、又は開放し、人民を宮室の用に供する、大小の材木を積むことに使役するは、山澤を掌る官の虞師の業務なり、水潦を決し、溝瀆を通じ、隄防を修め、水の藏貯を安んじて、時水の度に過ることあるも、五穀を害することなからしめ、歲は旱魃の凶ありとも、禾稼を收穫する所あらしむるは、水土を掌る司空の業務なり、○敬　儆に同じ、戒むること、○禁發　禁止し、發開して、自由にするをいふ、○秎穫　秎も穫と同じ、禾を苅り取るをいふ、○薪蒸　薪は大木なり、蒸は小木なり、

致屬吏、皆受憲、憲既布、乃發使者、致令以布憲之日、蚤晏之時、憲既布、使者已發、然後敢就舍、憲未布、使者未發、不敢就舍、就舍謂之留令、罪死不赦、憲既布、有不行憲者、謂之不從令、罪死不赦、考憲而有不合于大府之籍者、侈曰專制、不足曰虧令、罪死不赦、首憲既布、然後可以布憲、

五屬大夫は、皆旅行の車を以て、朝廷に出て、憲を受くるや、朝廷を出て、敢て私舍に就かず、遂に行て、自分の治る都邑に至り、直に廟に於て、屬吏に致し、皆憲を受けしむ、憲既に布くや、使者を出發せしめ、朝廷に令を致す、憲を分布する日、蚤く布けば、蚤く出發せしめ、晏ければ、晏く出發せしむ、一刻も猶豫せざるなり、憲既に布き、使者已に出發し、然る後に、私舍に就く、憲未だ布かず、使者未だ出發せざれば、敢て私舍に就かず、若し舍に就けば、之を留令といひ、死刑とす、憲既に布きて、憲を行はざるものあれば、之を令に從はずと謂ひて、死刑とす、憲を考へ見て、大府に在る籍と合はざるものあれば、其文の侈多なるは、專制といひ、文の不足するを、虧令といひ、死刑とす、首憲の君より出るものを、既に布きて、然る後に、鄉師以下順次に、法憲を發布す、

○至都　邑に先君の廟ある所を都と曰ふ、五屬大夫は各其都に居る、鄉師は國に居る、憲を廟に致すは之を重んずるなり、○蚤は早なり、○晏は晩なり、

首事

凡將舉事、令必先出、曰事將爲、其賞罰之數、必先明之、立事者、謹守令、以行賞罰、計事致令、復

日間にて終る、季冬の夕に、君自ら朝を聽きて、罰罪のことと、刑殺のことを論じ、五日間にて終る、春賞冬罰は、天の時に從ふなり、○校官　校は挍に作るべし、之を比挍し、其等級を定むるなり、○孟春は、初の春なり、

正月之朔、百吏在朝、君乃出令、布憲于國、五郷之師、五屬大夫、皆受憲于太史、大朝之日、五郷之師、五屬大夫、皆身習憲于君前、太史既布憲、入籍于大府、憲籍分于君前、五郷之師、出朝遂于郷官、致于郷屬、及于游宗、皆受憲、憲既布、乃反致令焉、然後敢就舍、憲未布、令未致、不敢就舍、就舍謂之留令、死罪不赦、

正月元旦には、百吏朝廷に在り、君乃ち令を出し、法憲を國に布く、五郷の師、及五屬大夫は、皆法憲を、太史に受く、大朝の日に、五郷の師、五屬大夫、皆身から法憲を、君前に於て講習す、太史既に法憲を布き、其副書を、大府に入れて、憲籍を君前に於て分つ、五郷の師は、朝廷を出でゝ、遂に其郷の官署において、之を郷屬に致し、夫より以下游宗に及ぶまで、皆憲を受く、憲既に布き、乃ち反りて、復命を致す、然る後に、私舍に就く、憲未だ布かず、令を致さざるときは、私舍に就かず、漫りに私舍に就けば、之を留令といふ、死罪に處して、赦さず、○五屬大夫　郊外を治るを掌る、蓋し周禮の遂大夫の職なり、○憲籍　法令を懸けて、人に示すを憲といふ、籍は其副なり、必ず之を兩陳するものは、其錯誤を防ぐなり、○致令　復命するといふごとし、○死罪　罪死となす可なり、下文は罪死に作る、是は轉寫の誤倒なり、

五屬大夫、皆以行車朝、出朝不敢就舍、遂行、至都之日、遂於廟、

置く、士師之を朝廷に薦め、野に遺賢なからしむ、計于郷師　其人物の品行の長短深淺を計り算して、郷師に告白するゆゑに、他と文を變せしなり、○著士師　士師は士を敎ゆるを掌る、孟子に云ふ所の獄官の吏と異なり、其賢人の名簿を備へ、上の收用を待つなり、

凡過黨、其在家屬、及于長家、其在長家、及于什伍之長、其在什伍之長、及于游宗、其在游宗、及于里尉、其在里尉、及于州長、其在州長、及于郷師、其在郷師、及于士師、三月一復、六月一計、十二月一著、

凡そ過惡の黨は、其家屬に在れば、家長に連及す、其家長に在れば、什伍の長に連及す、什伍の長に在れば、游宗に連及す、游宗に在れば、里尉に連及す、里尉に在れば、州長に連及す、州長に在れば、郷師に連及す、郷師に在れば、士師に連及す、三箇月毎に、一たび什伍長より以上、州長に至るまで、上告す、州長は六箇月毎に、郷師に計議す、郷師は十二月毎に、士師に至りて、名簿に著す、

凡上賢、不過等、使能不兼官、罰有罪、不獨及、賞有功、不專與、孟春之朝、君自聽朝、論爵賞、校官、終五日、季冬之夕、君自聽朝、論罰罪刑殺、亦終五日、

凡そ賢材を擧るには、賢才の大小を見て、其才に適する官に進む、等級を越え過すことなし、才能を使ふには、官を兼ねしめず、專ら其能を盡さしむ、有罪を罰するには、獨り其身に及ぼさず、黨與に連及す、有功を賞するにも、其人のみにせず、其之を擧るものに及す、孟春の朝に、君自ら朝を聽きて、爵祿賞與の事を論ず、而して其官の高下を比較し、之を適當にす、五

を置き、里門を開閉せしむ、時を以て朝夕に開閉す、閭有司は、出入の者を觀て、里尉に告白す、爲之師　師疑らくは、帥に作るべし、唐人帥の字を書する、師とす、故に誤て師となすならん、齊語に五鄕一帥とす、下の師の字、此に傚ふべし、○筦鍵　筦はかぎの牝をいふ、差入らる方、鍵は牡をいふ、差入る方なり、○匽　小徑の傍出する所、今の路次といふ類なり、

凡出入不時、衣服不中、圈屬群徒、不順於常者、閭有司見之、復無時、若在長家、子弟、臣妾、屬役、賓客、則里尉以譙于游宗、游宗以譙于什伍、什伍以譙于長家、譙敬而勿復、一再則宥、三則不赦、

凡そ閭門を出入する、時刻を限らず、又衣服の禮に中らざるを着する、圈屬（眷屬に同じ）群徒が、其家の常法に順はざるときは、閭有司之を見れば、何時に拘らず、里尉に告白す、家長や子弟や臣妾や屬役や賓客の常に順はざるものあれば、里尉は游宗の役人を譙め、游宗は什伍の長を責む、什伍長は家長を譙む、譙るには、此後は愼敬して、再びすること勿れといふ、一再なれば、これを宥す、三度になれば、之を赦さず、

凡孝悌、忠信、賢良、儁材、若在長家、子弟、臣妾、屬役、賓客、則什伍以復于游宗、游宗以復于里尉、里尉以復于州長、州長以計于鄕師、鄕師以著于士師、

凡そ孝悌の行ひあるもの、忠信なるもの、賢良のもの、俊才のものが、家長又は子弟又は臣妾屬役及び賓客の中にあれば、什伍の長は、之を聞きて、游宗に告白す、游宗は里尉に復す、里尉は州長に告ぐ、州長は鄕師に計る、鄕師は其名簿を士師の所において着け

工事無刻鏤、女事無文章、國之富也、

山澤の失火は、之を救ひ消して、草木を殖成するは、國の富なり、溝瀆の浚渫を注意し、水は狹隘なる地までも、進遂し、陂隄の水は、其藏むる所に安じて、溢れざる、國の富なり、桑麻は、野に殖し、五穀は其地に宜しきは、國の富なり、六畜即ち馬牛羊豕鷄犬は、家に育ひ、瓜瓠葷菜百果備具す、國の富なり、工事に刻鏤なく、女事に文章なきは、諸事質朴を貴ぶゆゑ、國の富なり、

○刻○鏤　木に彫刻するを、刻といひ、金に彫刻するを、鏤といふなり、○瓜○瓠○葷○菜　瓜はうり、瓠はふくべ、葷はねぎ、菜はななり、

首憲

君は、憲令を頒布するを以て、首とす、故に首憲といふ、

分國以爲五鄕、鄕爲之師、分鄕以爲五州、州爲之長、分州以爲十里、里爲之尉、分里以爲十游、游爲之宗、十家爲什、五家爲伍、什伍皆有長焉、築障塞匿、一道路、博出入、審閭閈、愼筦鍵、筦藏于里尉、置閭有司、以時開閉、閭有司觀出入者、以復于里尉、

國を分けて五鄕と爲す、鄕には、之が師といふ役を設く、鄕を分けて五州と爲す、州には之が長を設く、州を分けて十箇の里と爲す、里には、之が尉といふ役を置く、里を分けて十箇の游と爲す、游には之が宗を置く、十家を什と爲し、五家を伍と爲す、什伍には皆長あり、隄を築きて、區畫を爲し、邪徑の旁出する匿を塞ぎ、道路を一條にす、出入を博くし、道路の複雜せざるを欲す、閭閈は里門なり、之を審に正して、筦鍵を愼重にす、而して其筦は里尉に藏め置く、又閭有司

み、地の利の生産を務め、賦斂を取ることを重るときは、民は各其産を懷ひて、去ること能はざるなり、重は遠慮して、漫にせざるなり、

五事

君之所務者五、一曰、山澤不救於火、草木不植成、國之貧也、二曰、溝瀆不遂於隘、鄣水不安其藏、國之貧也、三曰、桑麻不植於野、五穀不宜其地、國之貧也、四曰、六畜不育於家、瓜、瓠、葷、菜、百果、不備具、國之貧也、五曰、工事競於刻鏤、女事繁於文章、國之貧也、

君の務とする所のもの五つ、一に曰く、山澤の失火を救はずして、焚き盡すときは、草木も蕃植せず、國の貧乏となる、二に曰く、田間の小水なる溝瀆が、隘き所まで、進み灌がず、陂障の中に湛へたる水が、其貯藏に安せずして、溢れ出るときは、洪水となりて、五穀を流失す、國の貧乏となる、三に曰く、桑や麻が、野に生植せず、五穀が其地味に適せずして、善く熟せざるは、國の貧となる、四に曰く、六畜即ち馬牛羊豕鷄犬を家に生育せず、瓜瓠葷菜百果も家に備へ植ゑざるは、國の貧となる、五に曰く、工事するに、刻み鏤ばむことを競ひて、精巧に力を用ひ、女事には、裁縫の飾を專らにして、華麗を好むは、國の貧となる、

故曰、山澤救於火、草木植成、國之富也、溝瀆遂於隘、障水安其藏、國之富也、桑麻殖於野、五穀宜其地、國之富也、六畜育於家、瓜、瓠、葷、菜、百果、備具、國之富也、

法も省かれ、政治の議することも寡く、朝廷に衆臣を會合せず、

四固

君之所愼者四、一曰、大德不至仁、不可以授國柄、二曰、見賢不能讓、不可與尊位、三曰、罰避親貴、不可使主兵、四曰、不好本事、不務地利、而輕賦歛、不可與都邑、此四務者、安危之本也、

君上の愼む所は四あり、一に曰く、大德の至仁ならざるは、國の權柄を授くべからず、（一に大德を大位に作る、亦通ず、）二に曰く、賢人と見て、其位を讓ること能はざるものに、尊位を與ふべからず、三に曰く、君の親しき貴戚を、避くるものには、刑罰を爲すに、兵の主將たらしむべからず、四に曰く、本事の農を好まず、地利即ち生產を務めずして、民の賦歛を取ることを、輕易にするものは、都邑を與へ治めしむべからず、此の四務は、國家安危の本なり、

故曰、卿相不得衆、國之危也、大臣不和同、國之危也、兵主不足畏、國之危也、民不懷其產、國之危也、故大德至仁、則操國得衆、見賢能讓、則大臣和同、罰不避親貴、則威行於隣敵、好本事、務地利、重賦歛、則民懷其產、

故に曰く、卿相の位に在りて、衆民の心を得ざるは、國家の危殆なり、大臣相讓らざるゆゑに、和同せず、是の國は危し、兵の主將として、畏るに足らざるは、國危し、人民が、其產業を懷はずして棄るは、國危し、故に大德至仁なれば、國を操り、衆を得ん、賢人を見て、能く讓れば、大臣和同す、刑罰するに、親貴を避けざれば威力は、隣國の敵にも行はる、本事の農を好

故に臣民の德厚くして、位の卑きは、之を君の過ちといふ、德と位と相當らざればなり、臣民の德薄くして位の尊きは、之を君の失といふ、寧ろ君子に過つて、小人に失するなかれ、德厚きは君子にして、德薄は小人なり、君子に過つは、その怨たる淺けれども、小人に失するは、其禍たるや深し、

是故國有德義未明於朝、而處尊位者、則良臣不進、有功力未見於國、而有重祿者、則勞臣不勸、有臨事不信於民、而任大官者、則材臣不用、三本者審、則下不敢求、三本者不審、則邪臣上通、而便辟制威、如此、則明塞於上、而治壅於下、正道捐棄、而邪事日長、三本審、則便辟無威於國、道塗無行禽、疏遠無蔽獄、孤寡無隱治、故曰、刑省治寡、朝不合衆、

是の故に、臣民の德義が、未だ朝廷に明白ならずして、尊位に處るものあれば、良臣は進み出て仕へず、功力の未だ國に見はれざるものが、重祿を得れば、功勞の臣は、勸むを得ず、事に臨んで、民に信用せられざるに、大官に任ずるものあれば、材能の臣は、上の用を爲さず、三本の審なるときは、下臣は敢て官祿を求めず、濫に取る可らざるを知ればなり、三本の審かならざるときは、邪臣の上に通ずるありて、便辟とて君の意を得る者が、威光を制するなり、此の如きなれば、君の明が上に塞がりて、政治は下に壅がる、正道は捐棄して、邪事日に長ず、三本審かなれば、便嬖の者、國に威なく、道塗に步行する、禽獸の如き人なし、皆正人となる、又疏遠なるものも、其情を掩蔽せられず、獄に入ることなく、孤子寡婦も上に知らざることなし、故に曰く、刑

富貴者五、輕稅租、薄賦斂、不足恃也、治國有三本、而安國有四固、而富國有五事、五事五經也、

國家の治亂する所以は、三本あり、殺戮と刑罰とは、用ゆるに足らず、國家の安危する所以は、四固あり、城郭や險阻は、守るに足らざるなり、國家の富貴を有つは、五事あり、稅租を輕くし、賦斂を薄くするは、恃むに足らざるなり、國を治むるは、三本といふあり、國を安んずるは、四固に由る、而して國を富すは、五事あるなり、五事とは、五の大經法なり、

稅租賦斂　田野の收納を租といひ、業職の收納を賦斂といふ、〇三本四固五事　皆下文に詳なるゆゑ、此に解せず、

君之所審者三、一曰、德不當其位、二曰、功不當其祿、三曰、能不當其官、此三本者、治亂之原也、故國有德義未明於朝者、則不可加於尊位、功力未見於國者、則不可授以重祿、臨事不信於民者、則不可使任大官、

君の審かになすべきもの三あり、一に曰く、臣民の德、其位に相當せざるか、二に曰く、其功勞と其賞祿と、相當らざるか、三に曰く、其才能の、官職に相當らざるか、此三本は、國家治亂の原なり、故に民の德義が、未だ朝廷に明白ならざるものあれば、これに尊位を加へ與ふ可らず、功力の未だ國に見はれざるものは、授くるに重祿を以てすべからず、事に臨んで、民之を信ぜざるは、才能なきものなれば、大官に任ず可らざるなり、

故德厚而位卑者、謂之過、德薄而位尊者、謂之失、寧過於君子、而毋失於小人、過於君子、其爲怨淺、失於小人、其爲禍深、

その上を怨む、下民その上を怨むときは、官令行はれざるなり、

法者將用民之死命者也、用民之死命者、則刑罰不可不審、刑罰不審、則有辟就、有辟就、則殺不辜、而赦有罪、殺不辜、而赦有罪、則國不免於賊臣矣、故夫爵服賤、祿賞輕、民間其治、賊臣首難、此謂敗國之敎也、

法は、民の死命を用ひんとするものなり、民の死命を用ゆるには、刑罰を審かに正しくせざるべからず、刑罰審かならざれば、親貴の人は、罪を辟けて、之を赦し、疎賤のものは、無罪なるに、刑に就くものもありて、不辜の民を殺し、有罪を赦す、不辜を殺し、有罪を赦すときは、その國は、賊臣の害に免れず、故に夫の爵服が賤しく、祿賞が輕く、民は其政を非間するに至りて、賊臣は國難を首む、此を國家を敗るの敎といふなり、

○死命　民能く君に服して、君の命には、生を棄て顧みざるをいふ、○辟就　辟は避と同じ、罪を避くるをいふ、就は刑に就くをいふなり、○不辜　辜は罪なり、不辜は無罪のものをいふ、

立政第四　經言四

人君の自立する所以を述ぶ、故に一に立君と題す、

此篇を、三本、四固、五事、首憲、首事、省官、服制、九敗、七觀の九段に分つ、

三本

國之所以治亂者三、殺戮刑罰、不足用也、國之所以安危者四、城郭險阻、不足守也、國之所以

義、則民賤其爵服、民賤其爵服、則人主不尊、人主不尊、則令不行矣、

凡そ民を牧するものは、人民の統御すべきを欲す、その御すべきを欲せば、法を審かにせざるべからず、法とは將に朝廷を建立せんとするものなり、將に朝廷を立てんとすれば、爵位等服を貴ばざる可らず、爵服を不義なるものに加へば、人民は其爵服を賤しむ、其爵服を賤しむときは、自然人主も尊からず、人主尊からざるときは、命令下に行はれず、

爵服　公侯伯子男の爵と、其位階に由り、服色の異なるものとをいふ、

法者將用民力者也、將用民力者、則祿賞不可不重也、祿賞加于無功、則民輕其祿賞、民輕其祿賞、則上無以勸民、上無以勸民、則令不行矣、

法度は、將に民力を用ひんとする爲めなり、民力を用ひんとすれば、祿賞を重くせざるべからず、祿賞を無功の者に、加へ與ふるときは、民は祿賞を輕視す、民が祿賞を輕視すれば、上の人は、民を勸むることならず、上に民を勸むるものなければ、其命令は行はれざるなり、

法者將用民能者也、將用民能者、則授官不可不審也、授官不審、則民間其治、民間其治、則理不上通、理不上通、則下怨其上、下怨其上、則令不行矣、

法は、民の才能あるものを用ひんとするなり、民の才能を用ひんとすれば、官職を授くること、審かにせざるべからず、官を授くる審かならざれば、民其政治を非間す、民其政治を非間するときは、民の執る所の理も、上に通せざるなり、理の上通せざるときは、下民

凡牧民者、欲民之有廉也、欲民之有廉、則小廉不可不修也、小廉不修於國、而求百姓之行大廉、不可得也、

凡そ民を牧する者は、民の清廉ならんことを欲するなり、民の廉ならんと欲せば、上の人、小廉を修めざる可らざるなり、小廉を國に修めずして、百姓の大廉を行はんことを求むるも、得べからざるなり、

凡牧民者、欲民之有恥也、欲民之有恥、則小恥不可不飾也、小恥不飾於國、而求百姓之行大恥、不可得也、

凡そ民を牧する者は、民の恥を知る心あるを欲す、民の恥を知るを欲せば、上たるもの、先づ恥の小なることにても、戒飾せざるべからず、小恥を、國に於て戒飾せざるに、百姓の大恥あるを欲すとも、得べからざるなり、

凡牧民者、欲民之修小禮、行小義、飾小廉、謹小恥、禁微邪、此厲民之道也、民之修小禮、行小義、飾小廉、謹小恥、禁微邪、治之本也、

凡そ民を牧する者は、民の小禮を修め、小義を行ひ、小廉を飾しめ、小恥を謹み、微邪を禁ずるを欲す、此れ民を厲精せしむる道なり、民の小禮を修め、小義を行ひ、小廉を飾め、小恥を謹み、微邪を禁ずるは、治を施す本なり、

凡牧民者、欲民之可御也、欲民之可御、則法不可不審也、法者將立朝廷者也、將立朝廷者、則爵服不可不貴也、爵服加于不

凡そ人民を牧し養ふものは、士をして、邪惡の行爲なからしめ、女をして、淫亂の事なからしむるなり、士に邪行なきは、敎による、女に淫事なきは、訓誨による、敎訓して、風俗の良きを成す、而して刑罰は減ず、是自然の數なり、

敎と訓　敎は效なり、上より施して、下之に效ふをいふ、訓は、言語を以て、之に誨ゆるをいふなり、

凡牧民者、欲民之正也、欲民之正、則微邪不可不禁也、微邪者、大邪之所生也、微邪不禁、而求大邪之無傷國、不可得也、

凡そ人民を牧する者は、人民の正直なるを欲す、民の正直なるを欲すれば、微小なる邪行をも、禁止せざるべからず、微邪は巨大の邪惡の生ずる所なればなり、微邪を禁せず、等閑に附するは、大邪の國家を傷害するなきを欲するとも、得べからざるなり、

凡牧民者、欲民之有禮也、欲民之有禮、則小禮不可不謹也、小禮不謹於國、而求百姓之行大禮、不可得也、

凡そ民を牧養する者は、人民に禮節を守らしむるを欲す、民の禮節あるを欲せば、上たる人は、一家一身に關する小禮といへども、謹み守らざる可らず、此の小禮を、國に於て謹しまざる時は、人民をして、國家に關する大禮を守らしむること難し、

凡牧民者、欲民之有義也、欲民之有義、則小義不可不行、小義不行於國、而求百姓之行大義、不可得也、

凡そ民を牧養する者は、民の節義あるを欲す、民の節義あるを欲せば、上の人、小義をも行はざる可からざるなり、小義を國に行はずして、百姓の大義を行ふを求むるは、得べからざるなり、

得べからざるなり、

偸壹　偸は苟も、壹は上の心と一になることにて、心に服せざるも、苟も君に合はせて、心を一にするなり、

上恃龜筮、好用巫醫、則鬼神數祟、故功之不立、名之不章、爲之患者三、有獨王者、有貧賤者、有日不足者、一年之計、莫如樹穀、十年之計、莫如樹木、終身之計、莫如樹人、一樹一獲者穀也、一樹十獲者木也、一樹百獲人也、我苟種之、如神用之、擧事如神、唯王之門、

君上が、龜卜や筮占を恃み好で、巫や醫を用ひて、其言を信ずるゆゑに、鬼神の祟あり、故に功の立たざる、名の章はれざる、之が患ひを爲すもの、三つあり、獨王とて、賢臣の我を輔くるなきあり、又貧賤とて、國が貧にして、人之を賤しむものあり、日々政事煩忙にして、日を足らずとするものあり、是れ三患なり、一年の計をするには、五穀を樹るに如くなし、十年の計をなすは、木を樹うるに如くなし、終身の計を爲すは、人を樹るとて、賢才を擧げて、之に任ずるに如くはなし、一樹して、一獲あるものは穀なり、一樹して、十獲ある（菓木十年を過ぎ枯凋に就く）は木なり、一樹して、百獲あるは人なり、我は苟も、之を種う、其功ある、神の之を用ゆるが如し、事を擧げて、人の測る能はざる所を爲すゆゑ、神の如しといふ、唯だこれは、王者の門において、然りとするなり、

一樹　一度之を種うるをいふ、種を樹に作るは、韻語を用ゆるなり、

凡牧民者、使士無邪行、女無淫事、士無邪行教也、女無淫事訓也、教訓成俗、而刑罰省數也、

法を禁ぜざるなり、末産を禁ぜざれば、民は、時事春夏秋の農作を緩怠にして、地より産する利益を輕んず、地利を輕んじて、田野の開辟すると、倉廩の充實するとを、求むるも得べからず、商賈の如き、官吏が、朝廷に在りて、法を設けて、巧に取るときは、貨財は、上に流れ聚るなり、

婦言人事、則賞罰不信、男女無別、則民無廉恥、貨財上流、賞罰不信、民無廉恥、而求百姓之安難、兵士之死節、不可得也、朝廷不肅、貴賤不明、長幼不分、度量不審、衣服無等、上下凌節、而求百姓之尊王政令、不可得也、

婦人が、人事を、彼れ此れといふときは、請謁賄賂の盛に行はるゝゆゑ、賞罰信實ならざるなり、男女の別なく、淫猥なる時は、民に廉恥の心なく、貨財の上に流れ聚りて、賞罰信ならず、民に廉恥の心なくして、百姓の國難を安んじ、兵士の節に死するを求むるも、得べからず、朝廷嚴肅ならず、貴賤の位明ならず、長幼の序も分らず、度量も審かならず、衣服に等差なく、上下節を凌ぐ、而して百姓が、主君の政令を尊戴せんことを求むるも、得べからざるなり、

上好詐謀、間欺臣下、賦斂競得、使民偷壹、則百姓疾怨、而求下之親上、不可得也、有地不務本事、君國不能壹民、而求宗廟社稷之無危、不可得也、

君上が詐謀を好み、臣下のものを間ひ欺き、租税を科して、得るを競ひ、民をして、苟且に一致せしめば、百姓は、君を疾み怨む、而して、下の上を親しむことを求むるは、得べからず、土地を有し、本事の農を務めず、國の君となり、人民を壹にして、己に從はしむること能はず、而して國家の危殆なるなきを求むるも、

守在人、人之守在粟、故地不辟、則城不固、有身不治、奚待於人、有人不治、奚待於家、有家不治、奚待於鄕、有鄕不治、奚待於國、有國不治、奚待於天下、天下者、國之本也、國者鄕之本也、鄕者家之本也、家者人之本也、人者身之本也、身者治之本也、

人情は、二樣にならざるものゆゑに、民は得て統御すべきなり、其の好み惡む所を、審にするときは、其人の長短は知るべきなり、其交際し遊ぶ所を觀れば、其人の賢と、不肖と察すべし、好惡する所と、交遊する所との、此二つを審察して、失はざれば、民の才能は、得て官に用ゆべし、地の守る所は、城にあり、城の守りは、兵に在り、兵の守りは、人にあり、人の守りは、粟米に在り、故に地辟けざれば、粟米を得ることなきゆゑに、城も堅固に守るべからず、身は天下國家の先なり、身ありて、修め治めざれば、奚ぞ人を治るを待ん、人ありて治めざれば、奚ぞ家を治るに待ん、家ありて治めざれば、奚ぞ鄕村に待ん、鄕村ありて、治めざれば、奚ぞ國を待ん、國ありて、治めざれば、奚ぞ天下を待んや、天下は國の本なり、國は鄕村の本なり、鄕は家の本なり、家は人の本なり、人は身の本なり、身は政治の本なり、

待　治めんとするをいふ、○家と人　家は總て之を言ふ、人は家の分るなり、○天下者國之本也　天下は根本にして、國鄕は、枝の分るゝ如きものなり、

故上不好本事、則末產不禁、末產不禁、則民緩於時事、而輕地利、輕地利、而求田野之辟、倉廩之實、不可得也、商賈在朝、則貨財上流、

故に、上たる人、本事の農業を好まざれば、末產の商

ときは、民に詐多し、積むことなきに徒食するものあれば、民は僥幸するなり、故に上を離るゝ、力めざる、詐多き、僥幸するは、何事を擧げ起しても、成就せざるなり、又敵に應じて活動せざるなり、

積○　財貨米穀を累積して蓄へることなり、○食○　臣民に、食祿を與へ養ふをいふ、○民○　古は士を農に取るゆゑ、臣を民といひしなり、○僥幸○　幸福を僥むといふことにて、僥倖を求むると同じ、

故曰、察能授官、班祿賜予、使民之機也、野與市爭民、家與府爭貨、金與粟爭貴、鄉與朝爭治、故野不積草、農事先也、府不積貨、藏於民也、市不成肆、家用足也、朝不合衆、鄉分治也、故野不積草、府不積貨、市不成肆、朝不合衆、治之至也、

故に曰く、才能を察し、官職を授け、食祿を班ち賜ひ予ふ、是れ民を使ふ機なり、野には農事盛んにして、人多く集る、市と其の盛衰を爭ふ、民家と官府と、財貨の何れに多きやと爭ふ、世人皆本を務めて、粟を貴ぶゆゑに、金と粟と、何れか貴きやと爭ふ、鄉村と朝廷と何れか政に任ずると爭ふなり、故に野外に草を積ざるは、農事を先んじ盛にするゆゑなり、府に貨幣を積まざるは、民に藏する多ければなり、市に肆店を成さゞるは、民家の器用足ればなり、朝廷に衆臣を會合せざるは、鄉村の治め成りて、難事のなければなり、故に野に草を積まず、府に貨を積まず、市に肆を成さず、朝に衆を合さゞるは、政治の至極なり、

人情不二、故民情可得而御也、審其所好惡、則其長短可知也、觀其交遊、則其賢不肖可察也、二者不失、則民能可得而官也、地之守在城、城之守在兵、兵之

其間、則上下相疾也、是以臣有殺其君、有子殺其父者矣、故取於民有度、用之有止、國雖小必安、取於民無度、用之不止、國雖大必危、

土地の財を生ずるには、春耕秋穫の時あり、人民の力を用ゆる、勞し倦むことあり、而して、人君の欲は、窮り無し、時あり倦あるのものを以て、窮りなきの、君の欲を養ふに、度量の其間に生ずるなきときは、終には上と下と相疾むに至る、是を以て、臣民怨を起し、臣の君を弑し殺すものあり、子の父を弑殺するあるに至る、故に民より取るには制度ありて、上の財用も止ることあれば、國は小なるも、必ず安泰なり、民に取るに度なく、之を用ゆるに、止むる限りなくば、國は大なるも、必ず危亡の恐れあり、

地之不辟者、非吾地也、民之不牧者、非吾民也、凡牧民者、以其所積者食之、不可不審也、其積多者、其食多、其積寡者、其食寡、無積者不食、或有積而不食者、則民離上、有積多而食寡者、民不力、有積寡而食多者、則民多詐、有無積而徒食者、則民偸幸、故離上不力、多詐偸幸、擧事不成、應敵不用、

土地の開辟せざるは吾地に非ず、産物なければなり、人民の牧養せざるは、吾民に非ず、命を用ひざればなり、凡そ民を牧するものは、其積み蓄ふる所を以て食ふ、これを審かにせずんばあらず、其積むや多きものは、其食ふ所も多し、其積むこと寡きものは、其食も寡し、積むなきものは、食はず、或は積て食祿を與へぬものあり、民怨で上を離る、積多くして食ふ寡きものあり、民は力めず、積寡くして食祿の多きものある

き去りて止むべからず、之を牧し養はざれば、處り留るも、使役すべからず、遠方の人至りて、去らざるは、之を畜るあればなり、民衆多にして、之を均一にするは、之を牧する方あればなり、其人民の可なるものを見る、之を喜びて、賞施するの徵を示す、其不可なることを見ては、之を惡みて刑を加ふ、賞罰は、其見る所に從ひて、信實にすれば、其見ざる所のものといへども、敢て不可なることを爲んや、其可なるを見るや、之を喜びて、何の徵も施さず、其不可なるを見て、之を惡むも、刑するなく、賞罰其見る所に於てすら、信實ならざれば、其見ざる所の者、之が爲に化して、善を爲すを求むるも、得べからず、

○畜　は止なり、

厚愛利、足以親之、明智禮、足以敎之、上身服以先之、審度量、以閑之、鄕置師、以說道之、然後申之以憲令、勸之以慶賞、振之以刑罰、故百姓皆說爲善、則暴亂之行無由至矣、

君は、愛と利とを厚くすれば、人民を親しむに足る、智と禮とを明にすれば、以て之を敎ゆるに足る、上たる人は、身に服し行ひて、人民に先たち示す、制度を審確にして、民の邪惡を閑防す、鄕里には、師を置きて、民を說き道びく、然る後に、之に申ね聞かすに、憲令を以てし、之を勸むるに、慶賞を以てし、之を振ひ警むるに、刑罰を以てす、故に百姓皆悅んで、善を爲す、然るときは、亂暴を行ふもの、由りて至ることなし、

○度量　度は尺なり、量は升なり、此處には、總ての制度をいふなり、○閑　防ぐことなり、○憲令　法を懸けて人に示すを憲といふ、令は官より命ずるをいふ、

地之生財有時、民之用力有倦、而人君之欲無窮、以有時與有倦、養無窮之君、而度量不生於

厚矣、輕用衆、使民勞、則民力竭矣、賦斂厚、則下怨上矣、民力竭、則令不行矣、下怨上、令不行、而求敵之勿謀己、不可得也、欲爲天下者、必重用其國、欲爲其國者、必重用其民、欲爲其民者、必重盡其民力、

土地開辟して、國の貧なるは、舟や輿を飾りて、美麗にし、臺や樹を廣大にして、奢侈に耽るなり、賞罰を信實にして、兵の弱きは、輕々しく衆民を用ひ、勞せしむるゆゑなり、舟車の飾り、臺樹の廣きは、賦斂を民に取ると、厚きに由る、輕々しく衆を用ひ、民を勞せしむれば、民の力竭くるなり、賦斂の厚くなるは、下民上を怨む、民力竭れば、官の命令も行はれざるなり、「下民上を怨み、令の行はれざるに、敵國の己を謀ることなきを求むるも、得べからず、天下を爲んと欲するものは、必ず其國を用ゆることを鄭重にす、其國を治んと欲するものは、必ず其民を用ゆることを鄭重にす、其民を治めんと欲するものは、必ず其民の力を盡すことを、鄭重にするなり、

無以畜之、則往而不可止也、無以牧之、則處而不可使也、遠人至而不去、則有以畜之也、民衆而可一、則有以牧之也、見其可也、喜之有徵、見其不可也、惡之有刑、賞罰信於其所見、雖其所不見、其敢爲之乎、見其可也、喜之無徵、見其不可也、惡之無刑、賞罰不信於其所見、而求其所不見之爲之化、不可得也、

人民の君を慕ひ來るときは、之を畜め治めざれば、往

なり、

權修第三　經言三

權は輕重を知る所以なり、人に君たるものは、必ず事の輕重を知り、然る後に、國治む可し、故に權の修るを要す、

萬乘之國、兵不可以無主、土地博大、野不可以無吏、百姓殷衆、官不可以無長、操民之命、朝不可以無政、地博而國貧者、野不辟也、民衆而兵弱者、民無取也、故末產不禁、則野不辟、賞罰不信、則民無取、野不辟、民無取、外不可以應敵、内不可以固守、故曰有萬乘之號、而無千乘之用、而求權之無輕、不可得也、

萬乘の天子の國には、兵に主將無る可らず、土地博く廣大にして、野に役人無る可らず、百姓の殷衆なるには、官に長たるもの無る可らず、人民の命令を操縱するには、朝廷に政治なかる可らず、土地博くして、國の貧しきは、田野の開辟が行屆かざるなり、人民衆多にして、兵の弱きは、人民を取るなきなり、兵に將主なきゆゑなり、故に末產なる商事を禁ぜざれば、田野辟けず、賞與を信實にせざれば、人民上に索め取るなし、故に兵弱くなるべし、田野開拓せざるゆゑに、民も取ることなし、外は以て、敵國に應じ、戰ふ可らず、内は以て、其國を堅固に守るべからず、故に曰く、國は萬乘と號するも、其實は千乘の用を爲さずして、權力の輕からざるを欲すとも、得べからざるなり、

地辟而國貧者、舟輿飾、臺榭廣也、賞罰信而兵弱者、輕用衆、使民勞也、舟車飾、臺榭廣、則賦斂

り、見與之友、幾於不親、見哀之役、幾於不結、見施之徳、幾於不報、四方所歸、心行者也、獨王之國、勞而多禍、獨國之君、卑而不威、自媒之女、醜而不信、未之見而親焉、可以往矣、久而不忘焉、可以來矣、

見は、表に之を顯すをいふ、表面に交り與するの友人は、親まざるに幾し、表面に惻然として、忘れざるが如く、役用するも、實は其心なきゆゑに、彼に於て結ばれず、表面に施して、實心に惠むことなきゆゑに、其恩を報ぜず、四方の人民の、歸服するは、心中に眞に行ふものなり、心行とは、上文に所謂夜行と同じ、獨王は、自ら用ひて、人に任せず、故に勞して禍多し、獨國は、四隣の援助なし、故に卑くして威力なし、自ら媒して、聘を待たざる女は、醜行として、人これを信ぜず、未だ見ずして親むは、己を知るものにあらず、故に以て往き去るべし、久くして忘れざるは、眞に己を知るものゆゑに、以て來り仕ふべし、

日月不明、天不易也、山高而不見、地不易也、言而不可復者、君不言也、行而不可再者、君不行也、凡言而不可復、行而不可再者、有國者之大禁也、

日月に晦蝕あり、又は雲氣ありて、明かならざれども、天は之を易へ置かざるなり、山は高く、險阻ありて、處として、見えざることあれども、地は之を易へ置かざるなり、賢明の君は、小過ありと雖、其德を累はすに足らざるなり、言ひて、復た言ふ可らざる醜言は、君言はざるなり、行ひて、再び行ふ可らざる醜行は、君は行はざるなり、言の復すべからざるものと、行の再びすべからざるものとは、國を有つ者の大禁

なし、幼稚の兒が屋根に上りて、瓦を投じ下せば、慈母といへども、鞭箠を操りて、之を叱咤す、是れ有心と無心とに因りて、人の感情の異なる所以を云ふ、以て下句を起すなり、

天道之極、遠者自親、人事之起、近親造怨、萬物之於人也、無私近也、無私遠也、巧者有餘、而拙者不足、其功順天者、天助之、其功逆天者、天違之、天之所助、雖小必大、天之所違、雖成必敗、順天者有其功、逆天者懷其凶、不可復振也、

天道に順ふの極は、遠方のもの自ら親しみ、人欲の爲す事の起るときは、近親のものも、怨を作す、是れ公私の間のみ、動物は、識ありて知なし、植物は、生ありて識なし、故に人に於て、私の遠近なし、巧なる者は、善く天に順ふゆゑに、遠きもの附親して餘あり、拙なる者、天に逆ふゆゑに、近親も怨を造して足らざるなり、其事功の天に順ふものは、天より之を助く、其事功の天に逆ふものは、天より凶を與へられて、復た振ひ救ふべからざるなり、

烏鳥之狡、雖善不親、不重之結、雖固必解、道之用也、貴其重也、毋與不可、毋彊不能、毋告不知、與不可、彊不能、告不知、謂之勞而無功、

烏鳥の性は、狡にして、猜ひ多し、初は相善くするも、後には親しみなし、鄭重ならざる結約は、固しといへども、必ず解くるものなり、故に道の用は、其重難にして輕易ならざるを貴ぶ、不可なる惡しき人には、與する毋れ、不能なる人に、彊ひて行はしむること勿れ、不知の者に告る勿れ、不可なるに與し、不能なるに彊ひ、不知に告るは、之を勞して功なしといふな

莫往、道之所設、身之化也、持滿者與天、安危者與人、失天之度、雖滿必涸、上下不和、雖安必危、欲王天下、而失天之道、天下不可得而王也、得天之道、其事若自然、失天之道、雖立不安、其道既得、莫知其爲之、其功既成、莫知其釋之、藏之無形、天之道也、疑今者察之古、不知來者視之往、萬事之生也、異趣而同歸、古今一也、

道徳の其身を往き去るものは、人民懷き來るなし、道德の身に聚り來るものは、其人民離れ去るなし、道の設けて身に在るは、道と化合したるなり、己の滿足なる地位を持するものは、天の運行して四時違はざるに同じ、因て天に與すといふ、危殆なる地位を安泰にするは、人和を得るに在り、因て人に與すといふ、天の度法を失するときは、滿るも必ず涸る、君臣一致せざるときは、安泰なるが如きも、必らず危し、天下の王たるは、容易ならざるも、天の道を得るときは、自然の若く、其事容易なり、天の道を失ふときは、其事成立すとも、安泰ならざるなり、其道を既に得るものは、自然の如くして、人は孰か之を爲すを知らず、其功既に成るも、其之を釋て輟るを知ることなし、之を形迹の外に藏し得て、知るなきは、天の道なり、今の事を疑ふものは、之を古に察すべし、將來を知らざるものは、之を過往の事に視よ、萬事の生する、其趣を異にすといへども、其歸着する所同じきは、古今一樣なり、故に能く察し視て、我の得失を知るべし、

生棟覆屋、怨怒不及、弱子下瓦、慈母操箠、

生樹を以て、屋棟を作るときは、撓み折れて、屋根を顚覆することあり、然れども、人は之を怨み怒るの心

行、且懷且威、則君道備矣、莫樂之、則莫哀之、莫生之、則莫死之、往者不至、來者不極、

君たるもの、君の行を爲さざれは、臣も臣の行ひをなさず、父たるもの、父の行を爲さゞれば、子も子の行ひをせざるなり、上に其位を失ひて、君の權利を施さゞれは、下民は、其分節を踰えて僭上す、上と下と平和せざれば、命令は乃ち行はれず、衣冠を端正にせざれば、賓客も肅敬せざるなり、進退に儀則なければ、政令も行はれず、且つ德を以て之を懷け、且つ刑を以て之を威すときは、君たるの道は備はる、民をして其分を得て、之を樂しましむることなければ、民も亦上の憂を哀むことゝなし、民をして其生を遂げしむることなければ、上の爲に死することゝなし、往て民に加へること至らざれば、民の來て君に報ずること、其厚きを極むることゝなし、

道之所言者一也、而用之者異、有聞道而好爲一家者、一家之人也、有聞道而好爲鄕者、一鄕之人也、有聞道而好爲國者、一國之人也、有聞道而好爲天下者、天下之人也、有聞道而好定萬物者、天下之配也、

道に於て言ふ所は、一にして二理なし、而して、之を用ゆるもの、各異なり、道を聞き好く一家を爲る人あり、是但一家の人にして、廣遠なることなし、道を聞て好く一鄕を爲る人あり、是一鄕の人のみ、道を聞て、好く一國を爲る人あり、是一國の人のみ、道を聞て、好く天下を爲るものあり、是れ天下の人なり、道を聞て、好く萬物を安定するものあり、是れ君子斯道を運用し、天地と配合するものなり、

天下之配　萬物を定むとは、鳥獸魚鼈に至るまでも、咸な順ふをいふ、黃震云く、天下の下の字は、改めて地に作るべしと、此說可なり、

道往者、其人莫來、道來者、其人

禍也、不行其野、不違其馬、能予而無取者、天地之配也、怠倦者、不及、無廣者、疑神、神者在内、不及者、在門、在内者、將假、在門者、將待、曙戒勿怠、後穉逢殃、朝忘其事、夕失其功、邪氣入内、正色乃衰、

岸の二丈もある底に落るは、誰人も難ずる所なれども、猿猱は、下りて水を飲む、其長ずる所に至ては、人も猶ほ猿に若かざるなり、故に伐り矜て、自ら專にすることを好むは、事を擧ぐるの禍なり、又其野外に行かざるにも、其馬に違ひ離れず、常に心を用ゆ、是れ民を無事の時に養ふをいふなり、能く民に物を予へて、其報を取らざるは、其德天地に配合すといふ、天地は施して取らざればなり、怠り倦むものは、事機に及ばず、日月を曠しくせざれば、事必ず速に成るゆゑに、人は神かと疑ふ、神かと疑はるゝに至れば、諸物は皆己の有となりて、内に在るなり、事機を脱して及ばざるものは、門に在るゆゑに、物は得る所なし、諸物内に在れば、其餘りを假して、以て人を救ふ、門に在りて、物を得ざるものは、人を待て事を成さんとす、曙天になれば、怠倦する勿れと戒む、事機に後遲しては、必ず其殃に逢ふ、朝に其爲すべき事を忘るゝときは、夕に至りて、其成功を失ふ、邪氣侵して、體内に入るときは、顏面の正色も衰へて、光澤なく、蒼白となる、是れ奸邪の心に入るときは、必ず汙辱の事を爲すに譬ふるなり、

○猿猱　猿は普通の猨なり、猱は手の長き猨なり、○故曰　此は衍字なり、○無廣　廣は曠に同じ、空しくすることなり、

君不君、則臣不臣、父不父、則子不子、上失其位、則下踰其節、上下不和、令乃不行、衣冠不正、則賓者不肅、進退無儀、則政令不

大者、衆之所比也、美人之懷、定服而勿厭也、必得之事、不足賴也、必諾之言、不足信也、小謹者、不大立、訾食者、不肥體、有無棄之言者、必參之於天地也、

平原の澤に、小しく高き坂ありとも、高しとするに足らず、是德行立たざれば、小善ありと雖も、美と爲すに足らざるを言ふ、大山の隈に、小谷ありとも、深しとするに足らず、是れ德行既に高ければ、小過ありと雖も、瑕となすに足らざるをいふ、訾讆の人とは、賢を毀り惡を譽むる行ひあるものなり、此の如きものには、大事を任ずる勿れ、諛臣とは、謀謨を爲すものをいふ、此の人には遠大の事を擧げ行はしむべし、顧慮するものは、後患を顧み憂ふるゆゑに、與に道義に就かしむべし、其計かる事速成を欲するものは、禍に近づくなり、故に近くに居るときは、推し往て去らしめ、召すことなかるべし、長久の利を擧げ行ふものは、衆皆之を見るゆゑに、遠方に見はるといふ、大事を制裁するものは、衆人の親比する所なり、人の己に懷くを美とすれば、道德を決行して、厭ひ倦むこと勿れ、必得とは、事の可否に拘らず、之を求るなり、此人は依賴するに足らず、不義不可の事をも必諾する人は、信用するに足らざるなり、小事を謹みて行ふものは、大事を成立せず、食物を忌み惡みて、憂ひ嫌ふ人は、身體の肥ゆることなし、是れ諫言を納れざる君は國家を治る能はざるに譬ふるなり、其談論に、棄つ可き言なき人は、動て法則となる德行なれば、必ず擧げて、之に輔相の任を託すべし、故に之を天地に參すといふなり、

○訾讆　訾は、人の賢なるを嫉みて、誹毀するなり、讆は、邪惡の人を譽め、己の利を計るものなり、○衆之所比　衆人之を庇ひ蔭して助くといふ說あるも、比は字の如く、親比する意を可とす、

墜岸三仞、人之所大難也、而猿猱飮焉、故曰、伐矜好專、擧事之

と同じ、飛蓬の問は、名譽の由なくして、不意に至るをいふなり、○犧牷　之を「イケニヱ」といふ、牛羊の純色なるもの、神に供するをいふ、○圭璧　圭は三角の玉にて、璧は平面の玉なり、○主功有素　人主功德あれば、鬼神之を助く、諸侯之に服す、牷や玉を以て、之に祈り事るを要せざるなり、

羿之道、非射也、造父之術、非御也、奚仲之巧非斲削也、召遠者、使無爲焉、親近者、言無事焉、唯夜行者、獨有也、

羿は、有窮といふ國の君にて、射を巧にすといへども其鳥を落し鵠に中るをいふにあらず、其武を振ひ戎を服するに取るなり、造父は、周の穆王の御者にして、轍跡の天下に偏ねきをいふにあらず、其軍容ありて、遠きを致すに取るなり、奚仲は、夏の車正に官たり、善く車を造るといへども、其斲り削るの巧をいふにあらず、九車以て載するに取るなり、此三子の技は、天下に名あるも、必ず之を致す所以あり、弓矢と操轡と斲削との末をいふならず、蓋し政治の本は、道德に在るに譬ふるなり、遠方のものを召し來らしむるは、使を遣はし召すとは爲すなきなり、又近きものを親しむ、虛言を事とすることなし、國君の、人民に知らさずして、其德を行ふものが、獨り此の功を有するなり、人之と爭はず、故に獨りこれ有りといふ、堯の民は、知らず識らず帝の則に順ふといふ、此理なり、

焉　助語にて、場處を指す、俗辯に「コノトコロ」といふことにて、召遠者は、使無爲焉とあるは、上の遠きをさして、使を焉に爲すなしといふなり、以下も皆此例によりて、推知すべし、○夜行　仁德を、表面に誇張せざるなり、

平原之隰、奚有於高、大山之隈、奚有於深、訾讆之人、勿與任大、譕臣者、可以遠擧、顧憂者、可與致道、其計也速、而憂在近者、往而勿召也、擧長者、可遠見也、裁

は、其令を行ひ、下の人民の欲する所に從ふ、賤しき者は、上の德澤を受けて悅び、自分の卑きを忘る、蓋し長壽も、早死も、貧賤も、富貴も、相當の理に由る、決して偶然に成るに非ず、故に、人君は富貴を維持するに、虛靜の形勢を忘るべからず、君より命じて、民が其命を銜み受くるは、君の尊嚴なるに由るなり、君より辭令を發して、四方の邦國が、之を受けて聽くは、威名の世に行はるゝに由るなり、○可レ立可レ載　立も載も、行ふ意なり、○龍虎　其勢を說くなり、

上無レ事、則民自試、抱レ蜀不レ言、而廟堂既修、鴻鵠鏘鏘、唯民歌レ之、濟濟多士、殷民化レ之、紂之失也、飛蓬之問、不レ在レ所レ賓、燕雀之集、道行不レ顧、犧牲圭璧、不レ足三以饗二鬼神一、主功有レ素、寶幣奚爲、

上位の人が、事なくして煩擾せざるときは、下民自ら用ひ試みて、事を爲すなり、人に君たるもの、祠を祭る、蜀を抱持して、一言を發せざるも、廟堂の上は、既に修理す、是れ身を以て道に率ふ、井然として政治修るといふ、鴻鵠は鏘々として鳴き、下民は德化して歌ふ、濟々と盛なる衆多の士は、殷民の文王に歸化するなり、是全く紂王の失なり、蓬の飛ぶが如く動搖し定らざる名譽は、明主の賓敬せざる所なり、又燕雀の翔り集るは、事の細小なるものにて、道を行く人も、顧みざる所、大人の知るべきことにあらず、蓋し虛譽細小の事に就きて、明主は心を動さゞるをいふなり、犧牲の牛羊を備へ、圭璧の美玉を供し、以て鬼神を饗するに足らず、明主の能く功を立るは、素行に在り、素行あれば、諸侯も敢て犯さず、寶玉幣帛は何をか爲さん、

○抱蜀　蜀とは祠器なり、偏く經傳を檢するに、三代祭祀の器に、蜀と名づくるものなし、其制も得て考ふ可らざるなり、○鴻鵠鏘々　鴻は「ヒシクヒ」といふ、雁の大なるもの、鵠は「クヾヒ」といふ、白鳥なり、鏘々は和鳴の聲なり、一說には蹌々と讀み、容貌舒揚のことにて、威儀の象る可きをいふなりとあり、○問　譽

に依りて立つ、形端しきものは、勢必ず直し、狀危きものは、勢必ず傾く、故に、人君は形勢の尊に據り、虛靜にして民に臨む、其德は天地に參するを尙ぶ、

山高而不崩、則祈羊至矣、淵深而不涸、則沈玉極矣、天不變其常、地不易其則、春秋冬夏、不更其節、古今一也、

山岳が高く聳えて、崩れざれば、人は其壯嚴の形に畏服し、羊を供へて祈り祭る、淵の水が深く湛えて、涸れざれば、人は其深沈の形に敬懼し、玉を沈めて祈り祭る、山川高深にして、天地の氣に通じ、萬民の用を利するは、人君の虛靜にして其尊嚴を持するが如し、蓋し天道は其常則を變せず、地道も其常則を易へず、春夏秋冬の季候も、其各自の常節を更改せず、今の天地は、即ち古の天地、今の四時は、即ち古の四時にして、古今一樣なり、人君も常法ありて、能く天地四時の變更せざる如くなれば、人民服從して、天下泰平なり、

至矣極矣　至も極も、來る意なり、○山淵　其形を說くなり、

蛟龍得水、而神可立也、虎豹得幽、而威可載也、風雨無鄕、而怨怒不及也、貴有以行令、賤有以忘卑、壽夭貧富、無徒歸也、銜命者、君之尊也、受辭者、名之運也、

蛟龍は水を得て、其神變を行ふべし、是れ勢なり、虎豹は、幽暗なる巖窟を得て、其威力を行ふべし、是れ勢なり、盛德の人も、崇高の地位を得ざれば、天下を畏服すること能はざるなり、然れども賢者が、盛位に居りながら、虛靜の道に背きて、漫に民に迫るときは、其德を失ふ、故に其自然に從ふこと、風雨の如くすべし、風雨は嚮ふ所を定めず、大雨烈風の害あれども、本來至公にして、私意無く、所謂虛靜なるを以て、其害を受る者も、之を怨怒せず、此形勢に據り、貴き者

形也、故禍不萌、

城郭の高峻と、溝渠の深大とあるも、以て堅固に守るに足らず、兵甲の堅利と、軍卒の强力とあるも、以て敵に應ずるに足らず、土地廣博に、財用饒多なるも、以て以て衆人を心服せしむるに足らず、惟だ君の有道者にして、能く固く守り、能く敵に應じ、能く衆を有つゆゑに、患ひの形はれざる先に、備を爲す、故に禍ひは萠し生ずることなし、是れ第三法なり、

天下不患無臣、患無君以使之、

天下不患無財、患無人以分之、

故知時者、可立以爲長、無私者、可置以爲政、審於時、而察於用、而能備官者、可奉以爲君也、

天下に賢臣なきを患へずして、明君の以て之を使ふなきを患ふ、天下に財用のなきを患へずして、人の財を分つなきを患ふ、財を人に分つ、四方の民、其野に耕すを願ふ、商賈も其市に藏るを願ふ、貨財は求めずして、自ら至る、所謂予ふるの取るたるを知るものなり、故に時機を知るものは、位に立て、人民の長となすべし、私心なきものは、位に置て、政治を爲さしむべし、時機を審かに知りて、國家の財用を察するものにして、才能を官に備ふるものは、奉じて人君と爲す可し、是第四法なり、

緩者、後於事、吝於財者、失所親、信小人者、失士、

緩慢なるものは、事務に後れて、時機を失することあり、貨財に吝嗇なるものは、親近するものも、離散するに至る、小人を信用して、賢士を外にするときは、賢士皆散じ去るなり、此三失あるときは、其國家危亡するに至らん、是れ第五法なり、

形勢第二　經言二

天地より、萬物に及ぶまで、形勢あらざる無し、人事に於て殊に然り、蓋し勢は、必ず形

天の如きは、五親なり、月の如く日の如きは六親なり、

御民之轡、在上之所貴、道民之門、在上之所先、召民之路、在上之所好惡、故君求之、則臣得之、君嗜之、則臣食之、君好之、則臣服之、君惡之、則臣匿之、

人民を駕御する轡は、君上の貴ぶ所に在り、人民は上の貴ぶ所に從ふ、馬の轡に從ひ左右するが如し、人民を道く門戸は、君上の先んじ行ふ所に在り、人君行ふときは、下民必ず之を行ふ、其從ふや出入する門に由るが如し、人民を召き來す路は、君上の好惡する所に在り、故に人君の之を求めんとすることは、臣下已に先づ索めて、之を得るなり、人君之を嗜めば、臣下は已に之を食ふ、君の好む所は、臣下は之を服し、君の惡む所は、臣下之を匿し、君をして觀しめざるなり、之を五法の第一法とす、

毋蔽汝惡、毋異汝度、賢者將不汝助、言室滿室、言堂滿堂、是謂聖王、

汝は君を指していふ、君は己の惡事を隱蔽することなかれ、又君の儀度風貌を異樣にすることなかれ、惡を蔽し、度を異にするときは、賢者はこれを助くることを爲さゞるべし、君たるものは公明にして、室内に言ふときは、其言は室中に滿ち、堂上にて言ふときは其言は堂中に滿つ、其居る所に隨ひて、隱蔽することなく、正大なるを、聖王と謂ふ、是れ第二法なり、

○室堂　室は内に在り、堂は外に在り、人君内に在りて、室に言ふ、外に在りては、堂に言ふ、皆私曲隱匿せず、堂室に充滿する人々をして、皆之を知らしむるなり、

城郭溝渠、不足以固守、兵甲彊力、不足以應敵、博地多財、不足以有衆、惟有道者、能備患於未

親とし、唯君の節を以て六親とす、五法
は之を治る道をいふ、

以家爲鄉、鄉不可爲也、以鄉爲國、國不可爲也、以國爲天下、天下不可爲也、以家爲家、以鄉爲鄉、以國爲國、以天下爲天下、毋曰不同生、遠者不聽、毋曰不同鄉、遠者不行、毋曰不同國、遠者不從、如地如天、何私何親、如月如日、唯君之節、

家より鄉は大なり、故に小を以て大を爲むれば、必ず治まらず、一家を治る心にて一鄉を爲むれば、鄉里治むべからず、一鄉を治る心を以て、一國を治むれば、一國治む可らず、一國を治る心にて天下を治むれば、天下は治む可らざるなり、故に一家の心にて一家を治め、一鄉の心にて一鄉を治め、一國の心にて、一國を治め、天下の心にて、天下を治むるなり、一家の心にて、一鄉を治むるに當り、我と彼と、生產を同くせずと曰ふ勿きも、遠きもの疎遠にして、我の言を聽かざるなり、一鄉を治る心を以て、一國を治るに、我と彼と、鄉を同くせずと曰ふ勿きも、疎遠なる者は聽き行はず、一國を治る心にて、天下を治むれば、我と彼と、國を同くせずと曰ふ勿きも、疎遠なる者は我言に從はざるなり、人君の下民を親むは、天地日月の私なきが如くなるべし、地の萬物を載するごとく、天の萬物を生育するが如く、何物にも私せず、何物にも親しまず、日の如く月の如く、唯君上の節制する所なり、家を以て鄉を治め、鄉を以て國を治め、國を以て天下を爲むるは、己を以て民を籠絡せんとするなり、家を以て家を爲め、鄉を以て鄉を爲め、天下を以て天下を爲むるは、人に因りて己を以てするなし、唯だ己なし、故に大道公平にして天地日月の如し、己ある時は、人民聽かず行はず從はざるなり、

以上は、六親を曰ふ、家を以て家を爲む、一親なり、鄉を以て鄉を治む、二親なり、國を以て國を爲む、三親なり、天下を以て天下を爲るは、四親なり、地の如く

民を爭はざる官に使ふとは、各其長ずる所の事に、其才能を盡さしめ、各其所を得て、他人の官を爭はざるなり、必死の路を明かにすとは、刑罰の法を嚴にして罪を枉ぐることなからしむるなり、必得の門を開くとは、善行ある者の慶賞を信實にするなり、成就すべからざることを爲さずとは、民力の耐へ得るや否やを量るなり、得べからざるを求めずとは、人民に強るに、其惡み厭ふことを以てせざるなり、久しくすべからざるに處らずとは、一時の事を苟且に取らざるなり、復たすべからざることを行はずとは、其民を欺くことを爲さゞるなり、

○慶賞　慶は吉典にて、君の冠婚の慶事の時に賜はる物なり、賞は功勞ある時に臣民に賞與せらるをいふ、

○偸取　偸は苟なり、

故授有德、則國安、務五穀、則食足、育六畜、則民富、令順民心、則威令行、使民各爲其所長、則用備、嚴刑罰、則民遠邪、信慶賞、則民輕難、量民力、則事無不成、不彊民以其所惡、則詐僞不生、不偸取一世、則民無怨心、不欺其民、則下親其上、

故に有德の人に、國家を授くれば、安泰なり、五穀の耕作を務むれば、食物は滿足す、六畜を飼養せしむれば、人民富む、命令が民心に順ふときは、威令行はる、之に抗敵するなければなり、人民をして、各其所長の才能を振はしむれば、用事備具す、刑罰を嚴にすれば民は敢て邪行に近づかず、慶賞を信實に行へば、民は難事を容易に行ふ、民力の程度を量り爲せば、事として成らざるなし、人民に强請するに、其惡み避くる所の事を以てせざるときは、詐僞して上を罔ることなし、偸も一世に取らざれば、民に怨む心なし、其民を欺き罔ることなければ、下民は能く君上の人に親しむ、

六親五法

家鄕國天下を四親とし、何私何親を五

政を爲す者の寶とする所なり、○予ふとは、逸樂富貴存安生育せしむるを謂ふ○取とは民をして君の爲に憂勞貧賤危墜滅絕せしむるを謂ふ、老子云へるあり、取者予と、此意なり、

士經

士は事なり、經は常なり、事の常に行ふべきを陳ぶ、故に士經と曰ふ、

錯國於不傾之地、積於不涸之倉、藏於不竭之府、下令於流水之原、使民於不爭之官、明必死之路、開必得之門、不爲不可成、不求不可得、不處不可久、不行不可復、錯國於不傾之地者、授有德也、積於不涸之倉者、務五穀也、藏於不竭之府者、養桑麻、育六畜也、下令於流水之原者、令順民心也、使民於不爭之官者、使各爲其所長也、明必死之路者、嚴刑罰也、開必得之門者、信慶賞也、不爲不可成者、量民力也、不求不可得者、不彊民以其所惡也、不處不可久者、不偷取一世也、不行不可復者、不欺其民也、

國家を傾覆せざる地位に錯くとは、德ある人に位を授けて、君たらしむるなり、涸れざる倉に積むとは、五穀の耕稼を務むるなり、竭きざる府に藏むとは、桑や麻を養ひ植て、布帛を織り造らしめ、六畜即ち牛馬羊豕雞犬を育養して、衣食を充滿せしむるなり、令を流水の原に下すとは、官令が民心に順ひて適ふなり、

我存安之、民惡滅絕、我生育之、

政法の興り盛なるは、人民の心に順ふに在り、政治の廢し衰ふるは、人民の心に逆ふに在り、民は憂ひ勞することを惡むゆゑに、我は之を逸樂せしむ、民は貧賤を惡むゆゑに、我は之を富貴にす、民は危く墜るを惡む故に、我は之を存し安からしむ、民は滅絕するを惡むゆゑに、我は之を生育す、

○佚は逸に同じ、

能佚樂之、則民爲之憂勞、能富貴之、則民爲之貧賤、能存安之、則民爲之危墜、能生育之、則民爲之滅絕、故刑罰不足以畏其意、殺戮不足以服其心、

君能く平和の政道を行ひて、民を逸樂せしむるときは、君の危きに及んで、民之が爲に憂勞す、君は民を富貴に致せば、民亦之が爲に貧賤を甘んず、君能く民を愛撫するときは、民亦之が爲に危墜を顧みず、君常に民を生育するときは、民亦之が爲に滅絕を憂へざるに至る、故に刑罰は以て民の意を畏れしむるに足らず、殺戮も以て其心を服せしむるに足らず、其意を畏れしめ、其心を服せしむるは、其欲する所に順ふにあり、刑罰殺戮に在らざるなり、

故刑罰繁、而意不恐、則令不行矣、殺戮衆、而心不服、則上位危矣、故從其四欲、則遠者自親、行其四惡、則近者叛之、故知予之爲取者、政之寶也、

是の故に、刑罰繁多にして、民意畏れざれば、上の命令も行はれず、殺戮衆多にして、民心服せざれば、上位にあるもの危險なり、故に民の四欲、即ち佚樂富貴存安生育に從ふときは、遠方の民も、皆慕ひ來りて、君に親しむ、之に反して、其四惡即ち憂勞貧賤危墜滅絕なる政を行へば、近き所に居る人民も、之に叛き去る、故に民に予ふるは、民に取る道なり、之を知るは、

傾可正也、危可安也、覆可起也、滅不可復錯也、

國家を治むるに、四の綱維あり、其中の一維絶れば、國家は傾く、二維絶れば、國家は危し、三維絶れば、國家は覆へる、四維絶れば國家滅亡して、復た措置の施すべきなし、禮なき國は傾敗し、禮も義もなき國は危殆なり、禮義なく廉恥なきに至れば、國家は滅亡して救ふ可らざるなり、

何謂四維、一曰禮、二曰義、三曰廉、四曰恥、禮不踰節、義不自進、廉不蔽惡、恥不從枉、故不踰節、則上位安、不自進、則民無巧詐、不蔽惡、則行自全、不從枉、則邪事不生、

何をか四維といふ、一は禮法なり、二は節義なり、三は清廉なり、四は羞恥なり、禮節あるものは、僭越せず、敢て分位を踰えざるなり、節義を守るものは、其分に安じ、薦擧に由らずして、自ら進むことを爲さず、清廉なる者は、其惡を隱蔽することなく、皎然とし純白なり、羞恥を知るときは、邪枉の事に盲從することなし、故に禮を守り、節を踰えざれば、上位にある人は安泰なり、義を知り自ら進まざれば、民に巧詐することなし、廉にして惡を蔽さゞるときは、其行は自然に完全なり、恥ありて、邪枉に從はざるときは、惡事の生ずるなし、凡そ國家を治るもの、此四維を張らずして、他術なきなり、

四順

民の欲する所は、逸樂、富貴、存安、生育なり、民心に順ひて、此の四者を施す、故に四順といふ、

政之所興、在順民心、政之所廢、在逆民心、民惡憂勞、我佚樂之、民惡貧賤、我富貴之、民惡危墜、

することを禁止するに在り、國家を安泰に守る法度は、禮義廉耻を修め飾るに在り、民心に順ふ經法は、鬼神を明かに尊び、山川の祭祀を祗み敬ひ、先祖の靈廟を崇敬し、父祖の舊憲を恭しく守るに在り、

四維　禮義廉耻なり、○文巧　法律の文を巧に舞はし、罪狀を搆成すること、○祖舊　父祖舊故の人を謂ふとの說あるも、父祖舊憲法と解する可なり、

不務天時、則財不生、不務地利、則倉廩不盈、野蕪曠、則民乃菅、上無量、則民乃妄、文巧不禁、則民乃淫、不璋兩原、則刑乃繁、不明鬼神、則陋民不悟、不祗山川、則威令不聞、不敬宗廟、則民乃上校、不恭祖舊、則孝悌不備、四維不張、國乃滅亡、

天時即ち春夏秋冬の農事を務めざれば、國家の財用を生ずる所なし、地利即ち開墾に、力を用ひざれば、收穫なくして米倉は充盈することなし、田野荒れて空地多きときは、人民饑ゑて菅す、即ち草を食ふに至る、君上に量りなければ、人民は妄に僞る、法律の濫用を禁止せざるときは、民は淫し亂る、故に君上の量ると、文巧の禁止と、の兩根本を明白にせざれば、刑罰繁多となる、鬼神を明かに尊ばざれば、鄙陋の民は悟らざるなり、山川天地の祀を祗みて行はざれば、君の威令は遠僻の地に聞えざるなり、先祖の靈廟を崇敬して尊ばざれば、人民も之に傚ひ、上を尊ぶ心なく、上に爭ひて反抗す、父祖よりの舊憲法を恭ひ守らざれば、孝悌の道全く備はらず、四維即ち禮義廉恥の行ひなきに至れば、國家は存在するを得ず、

四維

維は網罟の綱なり、之を張れば、網目皆擧る、四維は政治の要綱なり、

國有四維、一維絕則傾、二維絕則危、三維絕則覆、四維絕則滅、

牧民第一　經言一

人君の民を治るは、牛羊を牧畜するが如し、其欲する所を與へ、惡む所を施さゞれば、虎狼といへども、能く馴れしむべし、況や人民に於てをや、此篇は國頌、四維、四順、士經、六親五法の五目に分つ、

國頌

頌は容なり、國を爲る形容を陳ぶ、

凡有地牧民者、務在四時、守在倉廩、國多財則遠者來、地辟舉則民留處、倉廩實則知禮節、衣食足則知榮辱、

凡そ土地を領有し、人民を牧養する君主は、春夏秋冬の季候を違へず、命令を下して耕稼を勸むることを務むべし、且つ米穀の倉を護りて、米穀の缺乏なからしむべし、國家に財用饒多なる時は、遠方の民も其君を慕ひて來る、土地の開墾十分にして、遺棄の地無きに至れば、人民も其居に安じ處る、米倉充實するときは、人民能く禮節を知りてこれを行ふ、衣食滿足して窮乏の患ひなきときは、皆能く榮譽と恥辱とを辨別するを得べし、

四時　春は春の令を下し、秋は秋の令を下し、民に農事を力めしむ、○辟舉　辟は開墾のこと、舉は竭すなり、遺棄の土地なきをいふ、○倉廩　米穀を藏むる所なり、○則　上句と下句とを、聯接する助字なり、レバと訓す、トキニハと讀み、ナラバとも讀む、

上服度則六親固、四維張則君令行、故省刑之要、在禁文巧、守國之度、在飾四維、順民之經、在明鬼神、祇山川、敬宗廟、恭祖舊、

上位に在る人、禮度を服し行へば、父母兄弟妻子も、各々其所を得て結び固くなる、禮義廉恥が張り行はるれば、君の命令は能く行はる、故に刑罰を滅省する要務は、法律を巧に舞はすものを戒め、無罪を有罪に

大匡第十八の首篇○小匡第二十の末篇○小問第五十一の末篇

第七　爵位服制

立政第四の服制○乘馬第五の爵位

第八　立法

牧民第一の六親五法○形勢第二○立政第四の三本四固五事首憲首事省官九敗七觀○七法第六の七法四傷四匿○版法第七○五輔第十○法禁第四○重令第十五

第九　司法

八觀第十三の末篇○法法第十六の前篇

第十　內政

八觀第十三の前篇○小匡第二十の末篇○入國第五十四○問第二十四○桓公問第五十六○度地第五十七中段

第十一　外交

小匡第二十の後篇○覇言第二十二の首篇○封禪第五十の後篇○輕重戊第八十四の前篇

第十二　財政

海王第七十二○山國軌第七十四○山權數第七十五の首篇及末篇○山至數第七十六○地數第七十七の末篇○揆度第七十八○輕重甲第八十○輕重乙第八十一○輕重丁第八十三○輕重戊第八十四

第十三　教育

小匡第二十の末篇○弟子職第五十九

第十四　兵制

七法第六の爲兵之數選陳○兵法第十七○地圖第二十七○參患第二十八○制分第二十九○九變第四十四○輕重乙第八十一の中段素賞の策

第十五　農商務

乘馬第五の內務市事士農工商○八觀第十三の後篇○臣乘馬第六十八○乘馬數第六十九

第十六　地理水利

水地第三十九○度地第五十七○地員第五十八○地數第七十七

第十七　新領地の統御法

入國第五十四○牧民第一の士經

道自ら定る、
○襍篇第一以下の諸篇は、下卷に載す、

（六）本書の分類

管子は富國强兵を說くと雖も、本來深遠の思想を、片言隻(セキ)辭に披展するを以て、一題目の下に、萬般の事情を敍述す、故に漫然讀過すれば、文理錯亂したる如きもの、往々これあり、然れども仔細に點檢すれば、宇宙の森羅萬象、井然秩然として、一篇の文中に發現す、且つ其の論旨は、往々泰西の發明と稱する財貨運用の所謂經濟學理を首唱して、嶄新警拔の觀あり、緻密精微の態あり、其題目の陳套(タウ)なるを以て、世人之を輕視するのみ、試に方今の用語に從ひて、諸篇を分類すれば左の如し、

第一　陰陽の理

立政第四の五事○乘馬第五の陰陽○幼官第八○幼官第九○水地第三十九○四時第四十○五行第四十一○內業第四十九○度地第五十七の末篇○輕重己第八十五

第二　君臣の道

形勢第二○大匡第十八○中匡第十九○小匡第二十の前篇及末篇○戒第二十四の中段○君臣上第三十○君臣下第三十一○小稱第三十二後篇○四稱第三十三○正世第四十七○七臣七主第五十二○立政九敗解第六十五の中段○明法解第六十七

第三　建國の制

牧民第一の國頌四維士經○權修第三○立政第四の立國○乘馬第五の立國大數○度地第五十七の首篇

第四　施政の要綱

宙合第十一○樞言第十二○法法第十六の後篇○中匡第十九○覇言第二十二○戒第二十六首篇○侈靡第三十五○心術上第三十六○心術下第三十七○勢第四十二○明法第四十六○治國第四十八○小問第五十一の首篇○禁藏第五十三○形勢解第六十四○版法解第六十六○明法解第六十七の末篇○事語第七十一

第五　都鄙の別

乘馬第五の士農工商○八觀第十三

第六　人材の登庸

きは、治め易し、人民貧なれば、郷を危くし、家を輕んず、郷を危くし、家を輕んずるは、上を凌ぎ禁を犯す、上を凌ぎ禁を犯すときは、治め難きなり、故に治國は常に富みて、亂國は常に貧なり、善く國を治るものは、先づ民を富す、然る後に之を治む、昔者七十九代の君は、法制一ならず、號令同じからざるも、天下に王たり、是れ何ぞや、必ず國富て粟多きなり、富國多粟は農に生ず、故に先王は之を尊ぶ、凡そ國を爲るものゝ急務は、末作文巧を禁ずるに在り、末作文巧を禁ずれば、民游食する所なし、民游食する所なければ、必ず農を事とす、民が農を事とすれば、田野開墾す、田野開墾すれば、粟米多し、粟米多ければ國富む、國富むものは兵强し、兵强きものは戰勝つ、戰勝つものは地廣し、夫れ上に農を利せざるときは、粟米少し、粟米少きときは民貧なり、民貧なれば家を輕んず、家を輕んずるときは去り易し、去り易ければ、上令も行ふこと能はず、上令行はれざれば、禁止むこと能はず、禁止むこと能はざれば、戰必ず勝たず、守る必ず固からず、此れ農を利せず粟少き害なり、

内業第四十九　區言五

心の精微を説く、陰陽二氣の精より物を生ず、下は五穀を生じ、上は列星となる、天地の間に流る、之を鬼神と謂ふ、胸中に藏むる、之を聖人と謂ふ、此の氣や、呼ぶに聲を以てすべからず、迎ふるに意を以てすべからず、其形を見ず、其聲を聞かず、之を道と謂ふ、道は口の言ふ能はざる所なり、目の視る能はざる所なり、耳の聽く能はざる所なり、心を修めて形を正す所以なり、故に道は根なく莖なく葉なく榮なきなり、萬物以て生じ、萬物以て成る、之を命じ道と曰ふ、凡そ道は必ず周く必ず密に必ず寛に必ず舒に必ず堅く必ず固し、善を守り捨るなく、邪淫を逐ひ、浮薄を去り、既に其極を知り、道德に反る、全心は中に在り、蔽ふ可らず、形容を和げ、膚色に見はる、善氣人を迎へて、兄弟より親し、惡氣人を迎へて、戎兵よりも害す、不言の色は、雷鼓よりも疾く、心氣の形は、日月よりも明なり、氣意得て、天下服す、心意定まりて、天下聽く、之を失ふ所以は、躁を以て害と爲す、心能く靜を執れば、

し、過を禁じ私を外にする所以なり、法度の制あるもの、巧に詐譎を以てすべからず、欺くに輕重を以てすべからず、今君が法を釋て、名譽を以て能を進むれば、臣は上を離れて下に比黨す、比黨を以て官に擧れば、民は交際を務めて用ひらるゝを求めず、官の其政を失ふは、是れ君の譽を以て賞を爲し、毀を以て罰を爲すに由るなり、是を以て忠臣は非罪に死して、邪臣は非功に起る、死する所のもの罪にあらず、起る所のもの功に非るなり、然らば人臣たるもの、私を重んじ公を輕んず、十たび私人の門に至り、一たび君の庭に至らず、其家を百慮して、其國を一圖せず、故に先王は、法をして人を擇ばしむ、

正世第四十七　區言三

世を正し國を齊ふことを陳ず、古の世を正し天下を調へんと欲するものは、必ず先づ國政を觀て、事務を料り、民俗を察す、治亂の生ずる所と、得失の在る所とを知り、然る後に事に從ふ、故に法立つべくして、治行はるべし、夫れ暴人に勝たず、邪亂を止めざれば、人に君たるもの、勢傷ぶれて威日に衰ふ、故に人君たるものは勝を貴ぶ、所謂勝とは、法立て令行はるを謂ふ、法立ち令行はる故に、群臣法を奉じ職を守る、百官も常法ありて繁苛ならず、萬民敦厚にして、本に反りて儉勤す、賞必ず以て使ふに足り、威必ず以て勝つに足る、聖人の厚賞を設るは侈るに非ず、重禁を立るは戾るにあらず、賞薄ければ、民は利せず、禁輕ければ、邪人は畏れず、賞足ざれば、士民は用を爲さず、刑罰畏るに足らざれば、暴人は輕卒に禁を犯す、故に治法の立たざる所以は、緩急の配劑を得ざるなり、配劑を得ざれば、治は行ひがたし、故に民を治る配劑は、察せざるべからず、

治國第四十八　區言四

國を治るに富を以てする理を述ぶ、凡そ國を治る道は、先づ人民を富ます、人民富めば治め易し、人民貧なれば治め難し、何を以て之を知るや、人民富めば、鄕に安んじ、家を重んず、鄕に安んじ、家を重んずれば、上を敬し罪を畏る、上を敬し罪を畏ると

なり、此の以下五篇は、管子の自ら著す所ならんといふ、聖君は法に任じて、智に任ぜず、數に任じて、說に任ぜず、公に任じて、私に任ぜず、大道に任じて、小物に任ぜず、然る後に、身佚して天下治る、暗君は法を捨てゝ、智に任ず、公を捨てゝ、私に任ず、大道を捨てゝ、小物に任ず、故に上は煩勞して、百姓は迷惑す、而して國家治らざるなり、聖君の能く法に任ずるものは、心を事とせず、意を勞せず力を動かさずして、土地自ら辟け、囷倉も自ら實ち、蓄積自ら多く、甲兵自ら强く、群臣は詐譌なく、百官は姦邪なし、周書に云く、國は法を以て本とす、法一ならざるは、國を有つものゝ不祥なり、百官の事に服するもの、法を離れて治るときは、不祥なり、故に曰く、法は存亡治亂の從て出る所、聖君の天下を治る所以の儀なり、今や天下は然らず、皆善法ありて守る能はず、故に聞識博學の士は、能く其智を以て法を亂し、上を惑はす、富貴勇强の者は、能く私を以て法を犯し、大臣能く其私を以て公財を剪削す、凡そ是の如くして、法の行はれ國の治るを求むるも、得べからざるなり、夫れ法を生ずるもの君なり、法を守るもの臣なり、法に制せらるゝもの民なり、君臣上下貴賤、皆法に從ふ、此を大治といふ、故に人君、人を愛し私賞せず、人を惡みて私罰せず、大臣に愛する所ありて、之を私賞し、惡む所ありて、之を私罰し、公法に倍きて、其正心を損するは、之を暗君とす、凡そ人君となりて、其法を用ふるを得ず、其意に適せざる臣を顧みて行ひ、法を離れて貴臣に聽く、此れ所謂る貴くして之を威すなり、富人の金玉を用ひて來るや、君は法を離れて之を聽く、此れ所謂富て之に禍するなり、明君は然らず、親疎遠近貴賤美惡を知らず、一に法を以て之を斷ず、故に人を殺すも怨まれず、人を賞するも德とせず、天地の私なきが如し、

明法第四十六　區言二

法を明にする意を述ぶ、所謂治國とは、君道の明なるなり、所謂亂國とは、臣術の勝つなり、夫れ君を尊くして臣を卑くするは、親を計るにあらず、臣に勝つ術を執るなり、先王の國を治るや、意を法の外に淫せず、惠を法の外に爲さず、動て法に非るな

兵法形勢の本論にして、勢を審にすれば、戰ひ勝たざるなきことを述ぶ、師を用ふる道は、我動て敵靜かなれば、靜かなる者勝つ、故に我は死亡に近し、我動て敵亦動けば、兩動相ひとしく、强弱未だ判れず、我動て敵の伸るものは、拒ぐに近し、我動て敵の屈するものは、避るに近し、靜と動と度を得れば、主人と爲り、度を失へば客となる、唯だ度を得るを貴ぶ、靜の修むべきを知れば、安居して自ら其利を得、作りて事の我に從ふを知れば、動くごとに功あり、故に爲すに心なくして、理の自然に任す、是れ帝王の道なり、功を成す道は、進退の時に從ふを以て寶とす、事の成らざるは、其形を改ること勿れ、其始の爲す所を失ふなく、其民を安靜にして、時勢を觀察し、以て上の令を待つ、

正第四十三　短語十七

正の刑政に必要なることを陳ず、五刑を制斷して、各其名に當れば、罪人も怨まず、善人も驚かず、正は四時の貳はざる如く、星辰の變せざる如く、宵の如く、晝の如く、皆一定して變せざるなり、之を正の法と云ふ、之を愛し、之を生じ、之を養ひ、之を成し、民を利して德とせず、天下之を親しむを德と曰ふ、刑を致せば、其民も心を用ひて惡を去る、政を致せば、其民服信して聽く、德を致せば、其民和して靜かなり、

九變第四十四　短語十八

人民の守戰するに、死に至る心の九變する所以を述ぶ、親戚墳墓の在る所は、之を守り、之に戰ひ、以て死に至る、是れ第一變なり、鄉黨宗族と樂むに足る、是れ二變なり、敎訓習俗慈愛の爲に去らざる、是れ三變なり、山林川澤の利生ずるに足る、是れ四變なり、地形の險阻にして、守り易く、攻め難き、是五變なり、罰嚴にして畏る可き、六變なり、賞明にして勸るに足る、七變なり、敵人に深怨ある、八變なり、上に厚功ある、九變なり、此九者、皆利害の厚薄を計算して、其心を決するなり

任法第四十五　區言一

法に任ずるときは、天下治る、區言とは、小言の意

貞を好み、輕疾にして死を易くす、宋の水は、輕勁にして清し、故に其民は簡易にして、正を好む、聖人は之を知る、故に治道は、水の理に從ふ、

四時第四十　短語十四

春夏秋冬の氣候の重ずべきことを陳す、政令を發して、四時に適せしむ、唯だ聖人は四時を知る、四時を知らざれば、國の基を失ふ、五穀の生成する所以を知らざれば、國家は田疇穢れて、都邑荒る、是故に陰陽は、天地の大理なり、四時は陰陽の大經なり、刑德は四時の合なり、刑德の時に合ふや、福を生ず、違へば禍を生ず、春に冬政を行へば凋殘す、秋政を行へば霜あり、夏政を行へば燠(アタヽカ)なり、是の故に、春三月甲乙の日を以て、五政を發す、一政に曰く、幼孤を論じ、有罪を舍(ユル)す、二政に曰く、爵列を賦し、祿位を授く、三政に曰く、凍解けて溝瀆を修む、四政に曰く、險阻を平らげ、封疆を修む、五政に曰く、麑(カノコ)夭を殺す勿れ、華を拔く勿れ、草を絕つ勿れ、夏の五政、秋の五政、冬の五政、何れも其時に適當の政令を發するを要す、

五行第四十一　短語十五

木火土金水の五行の四時に布くことを陳す、小政の演義なり、四時は五行に因り行はる、天道は九を制し、地理は八を制す、天に九野あり、九千九百九十九隅あり、地は八殥(イン)八紘(カウ)八極あり、昔者黃帝は、蚩(シ)尤を得て、天道を明かにし、大常を得て、地利を察し、奢龍を得て、東方を辨じ、祝融を得て、南方を辨じ、大封を得て、西方を辨じ、后土を得て、北方を辨ず、蚩(シ)尤は天道を明にす、故に當時(官名)たらしむ、大常は地理を明にす、故に廩者たらしむ、米穀を司るなり、奢龍は東方を辨ず、故に工師たらしむ、祝融は南方を辨ず、故に司徒たらしめ、人倫を明にす、大封は西方を辨ず、故に司馬たらしむ、兵を掌るなり、后土は北方を辨ず、故に李(リ)となり、斷獄を掌らしむ、然る後に、五行を作立して、天時を正す、五官以て人位を正す、人と天と調和し、然る後に、天地の美德完成す、

勢第四十二　短語十六

が儀に非れば、利と雖も爲さず、吾が當に非れば、利と雖も行はず、吾が道に非れば、利と雖も取らず、之を上にしては、天に隨ひ、其次は人に隨ひ、人の倡へざるは和せず、天始めざれば隨はず、天始て草を生ずれば種を播き、天始て物を殺して收穫す、人民の急にする所は、水火より急なるなし、然れども、天は一物の爲に其時を枉げず、賢明の君は、一人の爲に其法を枉げず、天は其行ふ所を行ひて、萬物は其利を被る、賢君も其行ふ所を行ひて、百姓は其利を被る、是を以て聖人の治や、身を靜にして之を待つ、物至れば其名を正して、自ら之を治む、名正しく法備はれば、聖人は事なし、夫れ道は、一人之を用ひて、餘りあるを聞かず、天下之を行ひて、足らざるを聞かず、此れを道といふ、小しく取れば、小しく福を得、大に取れば、大に福を得、盡く之を行へば、天下は服す、苟も取るなければ、人民反して、其身は賊害を免れず、

水地第三十九　短語十三

水の理を說き、人は水に因りて、其性を異にすることを說く、地は萬物の本原にして、諸生の根菀なり、美惡賢不肖愚俊の生ずる所なり、水は地の血氣にして、筋脈の流通するが如し、故に曰く、水は衆材を具備す、滿に至りて止る、是れ正なり、平に至りて止る、是れ義なり、人は皆高きに赴く、我れ獨り下に赴く、是れ卑なり、卑なるものは道の室なり、王者の器なり、其色の素なるは、五色の質なり、其味の淡なるは、五味の中なり、是を以て、水は萬物の準なり、天地に集り、萬物を藏す、金石を產し、諸生を集む、故に水神と曰ふ、草木の根も之を得て、華實を遂げ、鳥獸も之を得て、形體肥大を加へ、羽毛豐茂を致す、人亦水なり、男女の精氣相合して、水の形を布く、十月にして生る、生れて目視耳聽す、此れ精なり、故に曰く、水は萬物の本原なり、諸生の宗室なり、夫れ齊の水は勁し、故に其民貪粗にして、勇を好む、楚の水は淸し、故に其民は輕果にして賊す、越の水は濁る、故に其民は愚嫉にして厚し、秦の水は米汁の如し、故に其民は貪戾にして誣ゆ、晉の水は涸れ易し、故に其民は巧佞にして、利を好む、燕の水は弱し、故に其民は愚戇にして、

心理を說き、道術の心に本づくを述ぶ、心の人體に在る、君の位なり、耳目鼻口の職ある、官の分なり、心の正道に居る、耳目鼻口も理に循ふ、嗜欲充滿すれば、目は色を見ず、耳は聲を聞かず、其心の嗜欲を虛しくすれば、神は入り舍らんとす、不潔を掃除すれば、神は留り處る、人は皆智あるを欲す、然れども智は之を海外に投ずべし、自ら智に奪はるゝなかれ、智を求むるものは、智に處ることを得ざるなり、夫れ正人は求ることなし、故に能く虛無なり、虛無にして形なき、之を道といふ、萬物を化育する、之を德といふ、人生は陰に立つ、陰は靜なり、故に曰く、動けば位を失ふ、陰は能く陽を制す、靜は能く動を制す、故に曰く、靜は自ら得るなり、蓋し君子は活愉無爲にして、智と事とを去る、之を虛素といふ、物至れば應じ、過れば捨つ、影の形に生ずる如し、

心術下第三十七　短語十一

上篇に續き、心術を說く、形の正しからざるものは、德來らず、胸の精ならざるものは、心治らざるなり、形を正し德を修めて、萬物畢く成る、之を內德といふ、聖人は天の如し、私覆なきなり、地の如し、私載なきなり、意を專にし、心を一にして、耳目端しく、卜筮せずして吉凶を知る、故に曰く、之を思ひ之を思へば、鬼神之を敎ふと、鬼神の力にあらず、精氣の極なり、氣を一にし能く變ずるを、精と曰ふ、事を一にし能く變ずるを、智と曰ふ、一を執りて失はざる、萬物に君となり、日月と光を同じくし、天地と理を同じくす、聖人は萬物を裁制し、物の使とならず、心安ければ國安し、心治れば國治る、賢明の君は、天下を愛す、故に天下附く、暴亂の君は、天下を惡む、故に天下離る、之に財を與ふ、以て愛と爲さず、之に刑を加ふ、以て惡むと爲さず、財は愛の末なり、刑は惡の末なり、夫れ道は一言以て之を解す、天に察し地に察す、心の上下に通達するをいふなり、

白心第三十八　短語十二

胸中に滯芥なく、金心素心なるを述ぶ、安靜を以て宗とし、天時を以て寶とし、政を以て配匹とし、吾

し、其力を宣用す、聖人は前に在り、貞廉は側に在り、刑政明察し、人民憂へず、諸侯臣服し、五穀蕃殖して、國家安寧、兵革を用ひざるなり、桓公曰く善し、我に昔の無道の君を語げよ、對て曰く、昔し無道の君は、其宮室を大にし、其臺榭を高くし、良臣を使はず、讒賊を誅せず、天道を修めず、四方を鑒みず、民を削りて自ら誇る、桓公又問ふ、昔の有道の臣は如何ん、對て曰く、昔の有道の臣は、質を委ねて臣と爲り、左右に賓事せず、君知れば仕へ、知らざれば已む、國に居れば富み、軍に處れば克つ、難に臨み事に據り、死すと雖も悔いず、君に過あれば、進諫疑はず、君に憂あれば、臣之に服す、公曰く善し、我に無道の臣を語げよ、對て曰く、昔しの無道の臣は、質を委し臣となる、左右に賓事し、說を執りて進む、求めずんば已むなし、寵を假り貴を鬻ぎ、貨賄を貪り、酒食に競ふ、善人に與せず、善士を友とせず、君に過あれば、身を奉じ自ら潔くす、

侈靡第三十五　　短語九

侈靡は奢侈なり、奢侈を以て、教化の本源と爲す、曰く、今時の開化を興すは如何ん、答へて曰く、侈靡より善きはなし、粟米を賤しみて、珠玉を敬す、禮樂を好みて、事業を賤しむ、是れ人民の本務に復る始なり、天子は珠玉を藏め、諸侯は金石を藏め、有實の貴ぶべきものを賤しみ、無用の賤むべきものを貴ぶ、然らざれば鰥寡孤獨の貧民は、粟米を得るに難し、是れ天下を平均する始なり、曰く、政と敎と孰れか急なる、答へて曰く、政敎は相似て、方を異にす、夫れ敎は縹然として、秋雲の遠く擧り、人心の悲哀を動すが若く、藹然として夏雲の人體に涼味を感ぜしむるが如し、政は人民勉て之に從ふ、之に則るもの少し、敎に如かざる遠し、曰く、貧と富とは何如して可なる、答へて曰く、甚だ富むときは、使ふ可らず、甚貧なれば、耻を知らず、財を積むものは、暇日を立て侈らしめ、車馬を美にし、酒醴を多くして、其財を散ぜしむ、貧民因りて業を勤めて財を取る、千載の久しき他國に出食するものなし、

心術上第三十六　　短語十

き、其事を遺れ、君の顔色を伺ひ、其欲に從ひ、阿りて之に勝つ、此れ大罪なり、君に過ありて改めず、之を倒といふ、臣の罪に當りて誅せざる、之を亂といふ、君は倒君となり、臣は亂臣となる、國家の衰るは、坐して待つべし、

小稱三十二　　短語六

身の過を擧げて說くなり、管子曰く、他人の我を知るなきを患とせず、我身の不善を憂ふべし、美珠が淵に在れば、人知りて之を取る、人民の觀るは明なり、遁逃して不善を爲す可らず、我に過あれば、立ところに我を毀る、我に善あれば、立ところに我を譽む、故に先王は人民を畏る、善く身を罪するものは、民之を罪するを得ず、身を罪する能はざるものは、民之を罪す、身の過を稱るものは强く、身の禮節を治るものは智慧なり、明君は過あれば、之を身に反し、善あれば之を民に歸す、過ありて之を身に反せば、身懼る、善ありて之を民に歸すれば、民喜ぶ、天下は常亂なく、常治なし、不善人在りて亂れ、善人在りて治る、管仲の病むや、桓公往て之を問ふ、管仲衣冠を攝して曰く、願くは不善人なる易牙、豎刁、堂巫、公子開方、を遠ざけよ、桓公曰く善し、管仲死して已に葬る、公は四子の官を罷め、之を逐ふ、暫くにして再び之を用ふ、一年にして四子難を作し、公を一室に圍み、出るを得しめず、一婦人あり、竇より入りて、公の所に至る、公曰く、吾は飢て食はんと欲し、渴して飲んと欲するも得べからず、婦人對て曰く、易牙豎刁堂巫公子開方の四人は、齊國を分ち、塗は十日通ぜず、食物は得べからず、公曰く、嗟是れか、聖人の言は、其見る所遠きかな、吾何の面目、以て仲父を地下に見んやと、素布を以て面を掩ひ、絕命す、

四稱第三十三　　短語七

君に有道と無道とあり、臣にも有道と無道とあり、此四者を稱げて、桓公を戒むるなり、桓公曰く、寡人は幼弱惽愚にして、四隣諸侯の義に通ぜず、仲父よ、昔の有道の君を告げよ、吾亦これを鑒みん、管子對て曰く、夷吾は、之を徐伯に聞く、昔の有道の君は、其山川宗廟社稷を敬し、其武臣の位を固く

て、官を正し下を化するに足るものは、明君なり、能く君に直言して、力を人民に致し、義を修め令に、従ふに足るものは、忠臣なり、君其道を失へば、其國を有つことなし、臣其職を失へば、其位を有つことなし、上は明かに、下は審かにし、上下德を同くして、互に相序す、君は其威を失はず、下は其產を曠しくせずして、互に德とするなし、材を論じ、能を量り、德を謀りて、之を擧るは、上の道なり、意を專にし、心を一にし、職を守りて勞せざるは、下の事なり、上の人は其道を明にし、下の人は其職を守り、上下の分、其任を同くせず、合して一體となる、人君たるもの、法を釋てゝ私を行へば、人臣たるもの、私を援（ヒキ）て公と爲し、姦邪の心は下に積む、姦邪の積るや、其大なるもの侵犯して、上を殺す禍あり、其小なるもの朋黨して、內爭の亂あり、其然る所以は、君德立たずして、國に常法なければなり、君德立たざれば、婦人其意を遂ぐ、國に常法なければ、大臣其勢を侵す、是を以て、明君は人心に順ひ、情性に安じ、衆心の聚る所に發令す、令出でゝ留らず、刑設けて用ひず、善く人民と一體と爲る、是れ國を以て國を守り、人民を以て人民を守るなり、

君臣下第三十一　短語五

前篇に續き、君臣の大道を陳ず、上古は君臣上下の別あらず、夫婦妃匹の合あらず、獸處群居し、智者は愚を詐り、强者は弱を凌ぐ、老幼孤獨、其所を得ず、故に智者は衆力を假りて、强虐を禁じ、利を興し、害を除きて、民の德を正くす、而して人民之を師とし、之を君とす、蓋し國の國たる所以は、貴賤の整ふに在り、君の君たる所以は、賞罰を行ふに在り、人民の君に親しむ時は、用ふ可し、人民用ふべきときは、天下は致すべし、有道の國は、號令を發して、匹夫匹婦、盡く上に歸親す、憲法を布きて、賢人烈士、功能を上に盡す、臣其君を戴かざれば、賢人烈士來らず、人民用を成さず、人民用を成さゞれば、天下の人は至らざるなり、人君たるもの、道に倍き法を棄てゝ、好んで私を行へば、之を亂といふ、人臣たるもの、故を變じ常を易へて、上に諂ふは、之を騰といふ、亂極れば虐となり、騰極れば敗る、人に臣たるもの、高爵重祿を受けて、其官に倍

れ憚るなり、誅を輕卒に行ひて、無罪を殺すときは、才能の人去り逃ぐ、誅を憚り恐れて、有罪を失ふときは、邪を行ふもの變ぜず、才能の人去れば、外難あるべし、邪人朋黨すれば、內亂あるべし、且つ夫れ兵は通論あり、必ず其器を論じ、其士を論じ、其將を論じ、其主を論ず、器の濫惡にして利ならざるは、其士を敵に予ふるなり、士の用ふ可らざるは、其將を敵に予ふるなり、將の兵を知らざるは、其君を敵に予ふるなり、

制分第二十九　　短語三

天下を制するに分ありといふ一句を主意とす、兵の本は政に在り、聖人賢士には、尊爵を愛まず、道術智能には、官職を愛まず、巧技勇力には、重祿を愛まず、聽耳明目には、金財を愛まず、是れ皆本を養ふ所以なり、伯夷叔齊は、死して後に名あるに非ず、其前行多く修る、武王は、甲子の朝において勝あるに非ず、其前政多く善なり、兵を四方に用ひんとせば、先づ徧ねく天下を知るべし、故に一日に之を一問す、金財を散じて、聽耳明目の人を用ふ、善く兵を用ふるものは、溝壘なくして耳目あるのみ、敵國の形に堅中瑕あり、瑕中堅あり、其堅を攻むれば、我は罷れて、彼は奮ふ、瑕變じて堅となる、其瑕に乘ずれば、彼れ懼れて、我振ふ、堅も變じて瑕となる、善く兵を用ふるものは、堅を攻めず、其瑕に乘ずるなり、屠牛の名手が牛を屠るに、一刀にして九牛を解き、刀は鐵を削るべし、是れ刀が肉間に游ぶを以てなり、敵の人事荒亂すれば、十を以て百を破る、敵の器械完からざれば、半を以て倍を擊つ、是の故に、國を富ますに事あり、國を強くするに術あり、敵國に勝つに理あり、天下を制するに分あり、

君臣上第三十　　短語四

道法に緣りて、治を爲し、任を授けて、成を責るもの、君なり、職を效して、令に供するもの、臣なり、君道明ならざれば、令を受るもの疑ふ、權度一ならざれば、義を修るもの惑ふ、人民に疑惑の心ありて上之を匡す能はざるときは、上下間隔す、是の故に、能く其道を國家に法とし、之を百姓の上に加へ

供し、動靜以て外を節す、生を養ふ所以なり、好惡喜怒哀樂の六情は、生の變なり、是の故に、聖人は滋味を齊へて、動靜を時にす、六氣の變を御し、聲色の淫を禁ず、邪行は體に亡（ナ）くし、違言は口に存せず、仁は中より出て、義は外より作る、仁なる故に、天下を以て己の利とせず、義なる故に、天下を治るを以て名譽とせず、仁なる故に、敢て王位に代らず、義なる故に、年七十に達し、始めて政を罷む、是の故に、身は草茅の中に在りて、慴（オソレ）意なく、南面して天下に聽くも、驕色なし、此の如くにして、天下の王たる可し、管仲疾に寢ぬ、桓公曰く、仲父の疾甚し、不幸にして起（タ）ざれば、政は誰に移さんか、管仲對へて曰く、隰朋可なり、隰朋の人となりは、前言往行を識りて、下問を好む、且つ臣之を聽く、德を以て人に與ふるもの、之を仁と謂ふ、財を以て人に與ふるもの、之を良と謂ふ、善を以て人に勝つものは、未だ人を服せしむるに足らず、善を以て人を養へば、能く人を服せしむ、其家に居るに、公門を忘れず、君に事へて、其心を二にせず、隰朋は其人なり、豎刁易牙開方の三子は、近づく可からず、桓公聽かずして、三子を用ふ、故に薨ずるに及び、七日斂めず、九月葬らず、

以上は內言といふ、邦內の政事を修る所以なり、管子の學を受けたるもの、之を記す、

地圖第二十七　短語一

天下の地、偏く行くべからず、圖に由りて、之を詳かにす、凡そ兵を主（ツカサ）どるものは、必ず地圖を審かに諳記すべきなり、丘陵の在る所、蒲葦の在る所、道里の遠近、城郭の大小、名邑廢邑、肥瘠の地は、必ず之を知り、地形の出入相錯（マジハ）るもの、盡く之を心に藏めて、然る後に、軍を行り、邑を襲ひ、利を失はざるべし、

參患第二十八　短語二

甚だ强きも患あり、甚弱きも患あり、必ず强弱の中に參酌細考して、自ら患なきを得べし、凡そ人主は、猛毅なれば、敵に攻められ、懦弱なれば、敵に殺さる、猛毅とは何ぞや、人を誅殺することを輕卒にするなり、懦弱とは何ぞや、人を誅殺することを恐

其勢を以て之を小にす、强國の權に因り、其勢を以て之を弱くす、强國衆ければ、强を合せ弱を攻めて、覇を圖る、强國少なれば、小を合せて王を圖る、强國衆くして王勢を言ふものは、愚人の智なり、强國少くして覇道を施すものは、敗事の謀なり、

問第二十四　内言七

國を治るに、事を察問するを要す、爵を有德に授くれば、大臣は義に興る、祿を有功に與ふれば、士は節に死す、事を才能の士に授くれば、人は功を貴ぶ、刑を審かにして、有罪を罰すれば、人は訟を愼重にす、老を遺て親を忘れざれば、大臣は怨まず、人民の急にする所を知りて、擧行すれば、衆は亂れず、蓋し利害の小なるもの、人情の忽に附する所なれば、政を問ふは小なるより始む、國事に死したる者の孤兒にして、田宅無き者あるか、少壯にして、甲兵に勝えざるもの、幾何人あるか、邑の貧人の負債して食ふもの、幾何家あるか、園圃を治めて食ふもの、幾何家あるか、人の田を開きて耕すもの、幾何家あるか、士の身から耕すもの、幾何家あるか、士の田宅あり、身は軍隊に在るもの、幾何人あるか、一民の有する幾年の食あるか、其他百般の問ひ、皆人民の急なる所なり、都て六十問あり、要するに國に常經ありて、人々事の終始する所を知れば、國家は治る、

戒第二十六　内言九

桓公を戒るを以て主とす、桓公東游せんとす、管仲に問ひて曰く、我は南の方瑯邪に至らんとす、司馬云く、亦先王の游のみと、何の謂ぞや、管仲對て曰く、先王の游や、春は農事の資本なきものを察す、之を游といふ、秋は人の足らざるものを補ふ、之を夕といふ、師行て其民に食するもの、之を亡と謂ふ、樂に從ひて反らざるもの、之を荒といふ、先王は游夕の人を業くるありて、荒亡の身に行ふなし、桓公再拜して曰く、寶法なり、管仲又曰く、任の重きものは、身に若くはなし、塗の畏るべきものは、口に如くはなし、期の遠きものは、年に如くはなし、重任を以て、畏塗を行き、遠期に至る、唯だ君子之を能すと、桓公再拜す、管仲曰く、滋味以て内に

樂まんか、管子乃ち樂器を陳列し、歌舞を爲し、日に數十頭の牛を殺して、之を食ふ、群臣進み諫て曰く、宋は杞を伐ち、狄は邢衞を伐つ、君救はざる可らず、管子は桓公と樂器の間に游び、曰く、君の杞邢衞を救はざるや、臣之を慶す、臣之を聞く、諸侯の彊を爭ふもの、與に彊を分つこと勿れ、君何ぞ三君の處を定めざるやと、桓公乃ち車百乘卒千人を以て、杞を緣陵に封じ、車百乘卒千人を以て、邢を夷儀に封じ、車五百乘卒五千人を以て、衞を楚丘に封ず、桓公曰く、寡人は三君の居處を定む、今何を行はん、對て曰く、臣聞く諸侯は利を貪る、君何ぞ虎豹の皮と文錦とを、諸侯に與へ、諸侯をして縵帛(アラキヌ)と鹿皮とを贈り來らしめざる、桓公これを諾す、是に於て命令天下に行はる、

覇言第二十三　　內言六

覇を成すべき言論を集めたるなり、覇道は、天に象(カタド)り地に則(ノツト)り、敎化を美にして、風俗を移し、諸侯を列して、四海を服せしめ、大國は之を小にし、曲國は之を正す、彊國は之を弱くし、亂國は之を幷す、

蓋し天下の權を用ひんと欲するものは、必ず先づ德を諸侯に布く、是の故に先王取る所あり、與ふる所あり、屈する所あり、信(ノブ)る所あり、然る後に、能く天下の權を用ふ、天下を爭ふものは、先づ人を爭ふ、人歸すれば天下安くに往ん、大數を明にするものは、人を得、小計を審にするものは、人を失ふ、天下の衆を得るものは王たり、其半を得るものは覇たり、是の故に、聖王は禮を卑くして、天下の賢に下る、國大にして政小なるもの、國其政に從ひて小なり、國小にして政大なるもの、國も益す大なり、大にして爲さざるものは、小となり、强にして理めざるものは、弱となり、衆にして理めざるものは、寡となり、貴くして禮なきものは、賤となり、富みて驕肆のものは、貧となる、覇王の政は、人を以て本とす、本理まれば、國固し、本亂れば國危し、故に上明なれば下敬す、政平なれば、人安し、士の敎整へば、兵は敵に勝つ、才能を使へば、百事理まる、仁に親しめば、上危からず、賢に任ずれば諸侯服す、覇王は德義智謀兵戰地形動作の諸事に於て、敵を制す、善く國を用ふるものは、大國の重きに因り、

民を治んとす、其父母を棄べからず、管子遂に宰相となる、嘗て曰く、聖王の民を治るや、都市を參にして、鄙野を伍にす、民の居を定め、民の事を成し、其六柄を用ふ、是の如くして、民情も得べし、百姓も御すべし、桓公曰く、六柄とは何ぞや、對て曰く、殺、生、貴、賤、貧、富、を六柄といふ、桓公曰く、都市を參にする如何ん、對て曰く、都市を制し、二十一鄕と爲す、商工の鄕は六にして、士農の鄕は十五なり、公は十一鄕に帥たり、高子は五鄕に帥たり、國子は五鄕に帥たり、桓公曰く、民の居を定め、民の事を成す如何ん、對て曰く、士農工商は、石民にして、國を堅固にす、相互に雜處すべからず、雜處すれば、其言哤れ、其事亂る、是の故に、聖王は四民を分ち置く、士は清淨の地に就かしめ、農は田野に就かしめ、工は官府に就かしめ、商は市井に就かしむ、

覇形第二十二　　內言五

覇者の形を陳す、桓公位に在り、管仲隰朋見ゆ、二鴻あり、飛んで過ぐ、桓公歎じて曰く、仲父よ今彼の鴻鵠は、時ありて南し、時ありて北す、時ありて往き、時ありて來る、四方遠きなし、欲する所にして至る、唯だ羽翼ある故に、其意を天下に通ずるに非ずや、管子對て曰く、君は覇王の心あり、夷吾は覇王の臣にあらず、公曰く、寡人の仲父あるは、猶ほ飛鴻の羽翼あるが如し、大水を濟りて、舟楫あるが如し、仲父一言せよ、管子曰く、君若し覇王となり、大事を擧んと欲せば、必ず其本事に從へ、桓公曰く、本事とは何ぞや、對て曰く、人甚だ飢を憂ふ、而して稅斂重し、人甚だ死を懼る、而して刑政險はし、人は甚だ勞に傷ぶる、而して上の事を擧るに、時を以てせず、是れ本事を失ふなり、其稅斂を輕くすれば、人は饑を憂へず、其刑政を緩くすれば、人は死を懼れず、事を擧るに時を以てすれば、人は勞を傷まず、又曰く、近きものは、之に示すに忠信を以てし、遠きものは、之に示すに、禮義を以てす、桓公乃ち之を行ふ數年にして、民の來り歸すること、流れの如し、其後に、宋は杞を伐ち、狄は邢衞を伐つ、桓公之を救はず、管仲を召して曰く、寡人は千歲の食ありて、百歲の壽なし、今疾病あり、姑らく

中匡第十九　　內言二

貨財兵甲の事に及び、記する所稍細なり、故に中匡と名づく、齊國の歲計は、三分の二を賓客に費し、其一分を國家に用ふ、管仲懼れて之を上申す、桓公曰く、吾子の賢を以て、猶ほ是の如きか、夫れ四鄰の賓客、入るもの悅び、出るもの譽む、斯くして光名は天下に滿つ、若しも入るもの悅ばず、出る者譽めざるときは、汚名天下に滿つべし、土壤は粟を爲り、木材は貨物を爲る、粟盡れば生ずるあり、貨散ずれば聚るあり、人に君たるもの、名を之れ貴しとす、財は愛するに足らず、管仲曰く、此れ君の明なり、公曰く、民は軍事を辨別す、用ひて戰はす可きか、對て曰く、不可なり、甲兵未だ足らざるなり、請ふ刑罰を薄くし、甲兵を厚くせん、是に於て、死罪は犀甲一戟を以て贖はしむ、以下の罪あるもの、皆兵器を納めて贖はしむ、公曰く、甲兵既に足る、吾は大國の不道なる者を誅せんと欲す、可なるか、對て曰く、四封の內を愛して、後に境外の不善なる者を惡むべし、卿大夫の家を安んじ、後に敵國を救援する國を危くすべし、小國に地を賜ひて、後に大國の不道なる者を誅すべし、先王は必ず置くことありて、後に發することあり、必ず利して、後に害す、桓公曰く、昔し三王は其君を弑せり、然るに仁義を言ふときは、必ず三王を以て法度と爲す、其故は何ぞや、對て曰く、昔し禹は天下を平治し、紂に及んで之を亂す、武王は紂を伐て禹の功を定む、且つ善の不善を伐つや、古より今に至り、未だ之を改るあらず、君何ぞ疑はん、

小匡第二十　　內言三

國を治る法を記す、其事最も精細なり、故に小匡と名づく、桓公は鮑叔を宰相に擧げんとす、鮑叔辭して曰く、臣は君の庸臣なり、臣をして凍餒せざらしむれば、君の賜なり、國家を治むるは、臣の能する所に非ず、管夷吾は適任なり、寬惠にして、民を愛す、國を治て、秉を失はず、忠信にして、諸侯に結ぶ、禮義を制して、四方の法となる、介冑し、枹を執り、軍門に立ち、百姓皆勇を加ふ、此五件は、管夷吾の臣に勝る所以なり、蓋し管夷吾は民の父母なり、今

ゆるに、長短兵の利を以てし、其心を敎ゆるに、賞罰の誠を以てす、五敎各習ひて、士は之を恃みて勇なり、器成り敎施し、之を散ずる方なく、之を聚むる計る可らず、進退雷電の如し、敵は我用と爲る、以上は、外言といふ、外を正す所以なり、管子の言に由りて、弟子之を錄す、

大匡第十八　　內言一

桓公天下を匡正する事を記す、齊の內亂を敍し、別に異說を擧ぐ、曰く、襄公薨じて、公子糺は位を踐む、鮑叔は公子小白を輔けて、莒を出づ、小白曰く、管仲召忽は、智あり勇あり、君命を奉じて、我を拒む、我事成らず、以て試むべからず、乃ち車を下らんとす、鮑叔其足を履み曰く、事の濟るや、此時に在り、事若し濟らざれば、老臣之に死し、公子を免れしめんと、乃ち衆に誓ひて曰く、事の濟るや、我が令を聽け、事の濟らざるや、公子を援けて、逃れしめよと、鮑叔前驅し、國に入りて、公子糺を逐ふ、管仲は公子糺召忽と共に、魯に走る、桓公位を踐みて、管仲を召し、問ひて曰く、社稷定む可きか、管仲曰く、君は覇王たらば、社稷定まる、覇王たらざれば、社稷定まらず、公曰く、吾は其大に至らず、唯だ社稷を定むるを欲するのみ、管仲再び請ふ、公曰く能はず、管仲辭して曰く、君は臣を死に免れしむ、臣の幸なり、然れども、臣が糺の爲めに死せざりしは、社稷を定めんと欲すればなり、社稷定らざれば、臣は齊國の祿を受る能はずと、乃ち走り出でゝ門に及ぶ、公は管仲を召し、汗を出し曰く、已むことなくば、其れ覇を勉めんか、管仲再拜して、曰く、今日君は覇を成さば、臣は命を承けんと、遂に相位に立ち、五官をして事を行はしむ、三年桓公師を興し、魯を敗る、四年兵を修め、甲士十萬車五千乘に至る、管仲曰く、諸侯の君は、土を貪るべからず、土を貪れば兵を勤む、兵を勤むれば民を病ましむ、民病めば詐多し、國遂に亂る、是を以て先王の道を聞くものは、兵に競はず、桓公曰く、然らば如何ん、對て曰く、諸侯の微弱にして、救を我に請ふものあらば、土地を與へて、我に歸服せしめよと、桓公此策を用ひて、覇を成せり、兵車の會六度、平和の會三度にして、國を饗る四十二年なり、

害あり、久しくして其禍に勝えず、赦すなきは小害にして、大利あり、久しくして其福に勝えず、赦は奔馬の轡を委つるなり、赦なきは痤疽の礦石也、故に曰く、法律制度は必ず道に法とる、號令著明にして、賞罰信密なる、此れ民を正す經なり、凡そ大國の君は尊く、小國の君は卑し、大國の君の尊き所以は何ぞや、之が用を爲すもの衆なればなり、小國の君の卑しき所以は何ぞや、之が用を爲すもの寡ければなり、之が用を爲すもの衆なれば尊く、之が用を爲すもの寡ければ卑し、人主安ぞ能く民衆が我の用を爲すを欲せざらん、民衆をして我の用を爲さしむる如何、曰く法立ち、令行はるれば、民は君の用を爲す衆し、法立たず、令行はれざれば、民は君の用を爲す寡し、且夫れ猛毅の君は、誅を多くし、懦弱の君は、誅を少くす、共に禍あり、其誅を少くする弊は、邪を行ふもの改めず、群臣比周し、内亂を生ず、明君は親戚の爲に、其社稷を危くせず、社稷は親戚よりも重し、君の欲の爲に、其令を變せず、令は君よりも尊し、重寶の爲に、其威を分たず、威は寶よりも貴し、民を愛する爲に、其法を虧かず、法は民よりも愛すべし、

兵法第十七　　外言八

用兵の法理を論究して、之を道德に歸着せしむ、謂はゆる士を敎ゆる三萬人、以て天下に横行する是なり、夫れ兵は不祥の器にして、止むことを得ず、之を用ゆ、故に道に於ては、未だ備はらず、德に於ても、未だ至らず、然れども之を用ひて、上は王を輔くべく、下は覇を成す可し、今代の兵を用ゆるものは然らず、兵權を知らざるものなり、故に兵を擧る日にして、境内貧となり、戰必ず勝たず、勝てば我兵多く死す、地を得て我國敗る、此の四の者は、兵を用ゆる禍なり、此禍を掃ふ術は如何ん、曰く、兵を擧る日にして、境内貧ならざるは、計數得るなり、戰ひて必ず勝つは、法度審かなるなり、勝て死せざるは、敎器備はりて、敵の對抗せざるなり、地を得て國の敗れざるは、其民俗に應じて、政を施すなり、又兵を用るに五敎あり、其目を敎ゆるに、形色の旗を以てし、其身を敎ゆるに、號令の數を以てし、其足を敎ゆるに、進退の度を以てし、其手を敎

吏皆喜ぶ、民を治る本は、令より要なるはなし、故に令を虧くもの死罪なり、令を抑留するもの死罪なり、令を益すもの死罪なり、令に從はざるもの亦死罪なり、令重くして下恐る、令輕ければ下に在るもの可と不可とを論ず、是れ威權の人民に在るなり、令を抑留する者罪無きは、是れ民に不敬を敎るなり、令を行はざるもの罪無きは、是れ民に聽かざるを敎ゆるなり、夫れ國は虛く重からず、兵は虛しく勝たず、令は虛しく行はれず、國の重きは、必ず兵の勝を待つ、兵の勝は、必ず人民の力を用ゆるを待つ、人民の力を用ゆるは、必ず令の行はるを待つ、令の行はるゝは、必ず近親に勝つを待つ、故に禁令が親貴に勝たず、罰が便嬖に行はれざれば、令必ず行はれず、禁必ず止まざるなり、上位に在りて、下を使ふなくして、民の必ず力を用ふるを求むるも得べからず、民が君の用を奉せざれば、戰も勝たず、戰勝たざれば、守固からず、守固からざれば、敵國に制せらる、令行はるれば、遠近其心を一にし、衆寡其力を同じくす、衆寡其力を同くすれば、戰以て勝つべし、守り必ず固かるべし、

法法第十六　　外言七

法に合ふものを以て、法と爲ざれば、事に變更多し、法に合はざるを法とすれば、令行はれず、令して行はれざるは、令の法に合はざるなり、法にして行はれざるは、令を修るもの悉さゞるなり、悉して行はれざるは、賞罰の輕きなり、賞罰重くして行はれざるは、賞罰の信なきなり、信にして行はれざるは、身を以て之に先んぜざるなり、故に曰く、法禁が君の身に勝てば、令は民に行はる、人主は周密ならざれば、正言直行の士危し、正言直行の士危ふければ、人主は孤にして、正言を納るゝなし、人臣黨して群を成す、此れ人臣の罪に非ず、人主の罪過なり、人主は三欲あり、一に曰く求め、二に曰く禁ず、三に曰く令す、求は必ず得んと欲す、禁は必ず止めんと欲す、令は必ず行はるを欲す、求の多きものは、其得る寡し、禁の多き者は其止む寡し、令の多き者は其行はる寡し、求て得ざれば、威日に損す、禁じて止まざれば、刑罰侮らる、令して行はれざれば、下より上を凌ぐ、蓋し赦は小利にして、大

强弱は知るべし、法を置き、令を出し、衆に臨み、人民を用ひ、其威嚴寛惠を計れば、其民に行はると行はれざるとは知るべし、敵與を計り、上意を量り、國本を察し、民產の有餘と不足とを觀れば、存亡は知るべし、故に此の八の者を以て、人主の國を觀れば、人主は其情を匿す所なし、

法禁第十四　外言五

法禁の以て國を治むべきを言ふ、法制を立て、其輕重を議せざるときは、人民犯す可らざるを知り、相與に私を爲さず、刑殺し赦すなきときは、人民善を爲すに怠らず、爵祿假すなきときは、下のもの其上を亂さず、此の三者を官に藏むれば、法を爲し、國に施し、俗を成す、其餘は勉めずして治る、昔し聖王の人を治るや、其人の博學を貴ばず、其人の和同して法令を聽くを欲す、泰誓に曰く、紂に臣億萬あり、億萬の心あり、武王は臣三千あり、一心なり、紂は億萬の心を以て亡び、武王は一心を以て存す、故に國を有つ君は、人心を同くし、國威を一にし、士義を齊へ、上の治に通じ、下の法と爲さゞれば、廣地衆民ありと雖、猶ほ安しと爲す能はず、君其道を失へば、大臣は權の重きものに黨し、小臣は必ず利に循ひて、大臣に就く、公道に託して、私惠を爲す、進んでは君に相推し、退ては民に相譽む、各其身に便して、社稷を忘る、徒を聚め、群を成し、上は君を蔽ひ、下は民に索む、此れ皆君を弱くし、國を亂す道なり、是を以て、聖王の禁を設るや密なり、國權を擅にして、深く民に求むるは禁なり、進で祿を君に受け、退て祿を家に藏むるは禁なり、其祿甚だ寡くして、資財甚多きものは禁なり、其他國家を害するもの悉く禁ず、民に對しては、仁を以て之を錯き、恥を以て之を使ふ、

重令第十五　外言六

凡そ國に君たる重器は、令より重きはなし、令重ければ君尊し、君尊ければ國安し、令輕ければ君卑し、君卑しければ國危し、故に國を安んずるは、君を尊ぶにあり、君を尊ぶは、令を行ふに在り、令を行ふは、罰を嚴にするに在り、罰嚴にして、令行はるれば、百吏皆恐る、罰嚴ならず、令行はれざれば、百

言の用を成す、樞の如し、道の天に在るものは日なり、人に在るものは心なり、故に曰く、氣あれば生じ、氣なければ死す、生ずるもの其氣を以てし、名を正しくする時は治る、名正しからざるときは亂る、蓋し人民を愛し、人民を利し、人民に益し、人民を安んず、此の四の者は、道より出づ、帝王は之を用ひて治る、帝王は先んずる所と後にする所とを審かにす、人民と土地とを先にするときは、位を得て、貴と驕とを先にする時は、位を失ふ、是の故に、先王の愼しむ所は、先と後とに在り、先王は誠信を貴ぶ、誠信は天下を結び固くす、故に人が貴きを欲するとき、我之を貴ぶや、人は我を禮ありといふ、人が勇を欲するとき、我之を勇とするや、人は我を恭といふ、人が利を欲するとき、我之に利を與るや、人は我を仁といふ、人が智を欲するとき、我之を智ありとするや、人は我を敏なりといふ、之を戒め之を戒めよ、其異なる所は、至微にして、動作に愼思し、人をして識らしむることなかれ、賤しきものは、固より貴に事ふ、不肖なるものは、固より賢に事ふ、貴族の其貴を成す所以は、其貴を以て賤に事ふるを以てなり、婦女の醜なるものは、美の爲に世に充滿す、丈夫の賤しきものは、貴の爲に世に充滿す、故に先王は、醜と賤とを輕んぜざるなり、賤なければ貴なし、醜なければ美なし、故に賢明の君は、天下に於て私愛なく、私憎なく、善を爲すものは福あり、不善を爲すものは禍あり、禍福は人の爲す所に在り、故に先王は爲す所を重んず、

八觀第十三　　外言四

先自ら其國を治め、人をして我隙を窺ふ能はざらしめ、然る後に他邦の虛實を觀るべきを言ふ、他邦の田野に行き、其耕耘を視て、其農事を計れば、飢飽は知るべし、其山澤に行き、其桑麻を觀て、其六畜の產を計れば、貧富は知るべし、國邑に入り、宮室を視て、車馬衣服を觀れば、侈儉は知るべし、凶饑を課し、師役を計り、臺榭を觀て、國費を量れば、虛實は知るべし、州里に入り、習俗を觀て、人民の其上に化する所以を聽けば、治亂は知るべし、朝廷に入り、左右を觀て、事を執る臣に尋ね求め、其忠邪賢否を知り、上下の貴賤する所の者を論ずれば、

に事ふる等、是なり、上下に義あり、貴賤に分あり、長幼に等あり、貧富に度あり、之を八經といふ、君は臣を擇びて、官に任じ、大夫は事を辨じ、官長は職を守り、士は身を修め、材を精美にし、庶人は耕農樹藝す、君は臣を擇びて、官に任ずれば、事煩亂せず、大夫は事を辨ずれば、擧措の時を失はず、官長は職を守れば、動作和らぐ、士は身を修め、材を美くすれば、賢良發す、庶人耕農し、樹藝すれば、財用足る、此五の務を、人民に知らしむれば、其功は觀るに足る、人民は務を知りて、未だ權を知らず、此時に三度を考へて、之を動かす、三度とは何ぞ、上は之を天時に度り、下は之を地宜に度り、中は之を人順に度るを謂ふ、

宙合第十一　外言二

道は古今に亙り、宇宙と合ふ、五音は、聲を同くせずして能く調ふ、此れ君の令を出す所、妄なくして順はざる所なきを言ふ、五味は物を同くせずして能く和す、此れ臣の力に任ずる所、妄なくして得ざる所なきを言ふ、中正は治の本なり、耳聽、目視、心慮の中正なるときは、政易くして民利あり、中正を失するは、政を險にする所以なり、政險なるときは、民害ありて怨む、怨めば凶なり、人君が中正を愼しまざるときは、金玉馬女を貪り、粟米貨財を吝愛するに至る、而して外は馳騁田獵に淫し、內は美色淫聲を縱にすれば、下民怠惰にして、百吏も皆其端正を失ふ、故に煩亂興りて、其國家を亡ぼす、是を以て、聖人は物の往くものは、必ず其類を以て來るを明にす、惡聲往けば、惡響の來るが如し、故に君子は戒愼す、我善を以て彼に先ずるときは、彼善を以て我に應ず、我惡を以て彼に先ずれば、彼惡を以て我に應ず、天地は萬物の囊なり、宙合は天地を囊にす、天地は萬物を包む、故に曰く、萬物の囊は宙合の意にして、上は天の上に通じ、下は地の下に泉む、外は四海の外に出て、天地を合絡して一裹とす、之を散じて、無間に至り、名づく可らずして止む、之を大にして外なく、之を小にして內なし、之を名づけて道といふ、

樞言第十二　外言三

版法第七　　經言七

政要を選擇し、之を版に載せて、常法と爲すなり、凡そ經國の事を立るは、天道に從ひ、其正しきを得しめ、喜びて賞することなく、怒りて殺すことなく、賞罰は民心に順ふ、民の風に嚮ふや、嚮ふに利を以てす、民の敎に順ふや、順ふに賢を以てす、賢人は君の意を體し、法令を修め、利を民間に導き、下に怨みなし、故に國政の長久なるは、賢に任ずるに在り、位高くして安きは、上下共に利を同じくするに在り、

幼官第八　　經言八

春夏秋冬は古制を用ひ、木火土金水の五行に推理して政綱を定め、東西中南北の五方に遵據して、兵制を立つ、圖を以て說明す、本圖は內政に關し、副圖は外戰に及ぶ、此事たる精微を盡すゆゑに、幼といふ、幼は精微なり、同異の職も、官を分ちて、之を治め、之を通ずるに、道を以てし、之を畜ふに、惠を以てし、之を親しむに、仁を以てし、之を養ふに、義を以てし、之に報ずるに、德を以てし、之を結ぶに、信を以てし、之に接するに、禮を以てし、之を和するに、樂を以てし、之を期するに、事を以てし、之を治るに、官を以てし、之を發するに、力を以てし、之を威すに、誠を以てす、一擧して、上下治る、蓋し天の德に應じ、地の德に憑り、以て文武兩道を完くするなり、

幼官圖第九　　經言九

本圖五と副圖五とありしも、今既に亡びたるを以て、後人幼官の文を鈔錄して、編數に充つ、

以上經言は、管子の自著なり、

五輔第十　　外言一

國政を輔弼するに、五要件あり、六興、七體、八經、五務、三度といふ、六興とは、田疇を辟らき、樹藝を修め、士民を勸むる等の德の興るべきこと六あるをいふ、人民は德を知りて、未だ義を知らず、此時に行を明にして、之を義に導く、義に七體あり、孝悌慈惠にして、親戚を養ひ、恭敬忠信にして、君上

もの無きときは、人民自ら治る能はず、事は慮りに生じ、務るに成り、傲りに失す、故に市事を務るを要す、黄金は用の量なり、黄金の理を辨ずれば、侈儉を知る、侈儉を知れば、百用節す、天下は乘馬服牛して、任の輕重に制あり、商賈は物價の貴賤を知りて、之を流轉し、農は公田に作服し、工は器械を製し、各國家の用を爲し、上の令に從ふ、上は均地立制定賦の法を以て、人民を牽ゆ、故に君たるもの事を處する精密なるを要す、今日爲さゞれば、明日は機を失ふ、

七法第六　　經言六

則、象、法、化、決塞、心術、計數、の七法を陳説し、百匿兵數選陣の事を附載す、人民鳥獸草木の三者の生ずる、各宜しき所あり、甚だ多からざる地あれども、天下皆同じく有りて、古今未だ嘗て變ぜざるなり、これを一定不變の則といふ、義なり、名なり、時なり、似るなり、類なり、狀なり、比なり、之を象といふ、尺寸なり、繩墨なり、規矩なり、衡石なり、斗斛なり、角量なり、之を法と謂ふ、漸なり、順なり、靡なり、久なり、服なり、習なり、之を化と謂ふ、予奪なり、險易なり、利害なり、難易なり、開閉なり、殺生なり、之を決塞といふ、實なり、誠なり、厚なり、施なり、度なり、恕なり、之を心術といふ、剛柔なり、輕重なり、大小なり、實虛なり、遠近なり、多少なり、之を計數といふ、則を明にせずして、號令を出さんと欲するも難し、象を明にせずして、材を論じ、用を審にせんと欲するも難し、法を明にせずして、民を治め、衆を一にせんと欲するも難し、化を明にせずして、俗を變じ、敎を易へんと欲するも難し、決塞を明にせずして、衆を敺り、民を移さんと欲するも難し、計數を明にせずして、大事を擧んと欲するは、是れ舟檝なくして水險を經んと欲するなり、百匿は上威を傷り、姦吏は官法を傷り、姦民は俗敎を傷る、故に憲令を審かにし、刑法を明にす、用兵の術數は、財を聚むるに存し、工を論ずるに存し、器を制するに存し、士を選ぶに存し、徧く天下を知るに存して、天下に敵なし、而して功を成し事を立るは、必ず禮義に順ふ、禮なきは天下に勝たず、義なきは人に勝たず、

ず、功は其祿に當らず、才能は其官に當らず、此三本は、治亂の原なり、故に德義の朝廷に明かならざるものは、尊位に置く可らず、功力の國に見はれざるものは、重祿を給すべからず、事に臨みて人民に信ぜられざるものは、大官に任ず可らず、四固とは何ぞや、大德至仁なれば、國を治めて衆心を得、賢才を見て能く讓れば、大臣和同す、刑罰が親貴を避けざれば、威は隣敵に行はる、農業を厚くし地利を務むれば、人民其產を懷ふ、此四固は國を安んずる所以なり、山澤の火を救へば、草木殖成す、溝瀆能く通じて、水害を見ず、桑麻蕃殖し、五穀其地に宜し、六畜は家に育はれ、瓜瓠葷菜は備はる、工事彫鏤なく、女事に文飾無し、是れ國の富を成す五事なり、憲法を國に布き、令を鄉屬に致す、正月百官の朝廷に集る日を以て、君は法令を發表し、即日國內に頒布す、苟くも之を抑留するものは、死刑に處し、憲を行はざるもの、令に從はざるもの、皆赦さず、蓋し事を擧んとすれば、令必ず先づ出づ、事を立るもの、令を守りて、賞罰を行ふ、令に合はざるものは、功利ありと雖も、之を專制と謂ひ、死刑に處す、爵を度りて、服を制し、祿を量りて、財を用ひ、飲食に量あり、衣服に制あり、宮室に度あり、故に生ては、軒冕服位穀祿田宅の分あり、死すれば、棺槨壙壟の度あり、賢身貴體ありといへども、其爵なきときは、其服を服せず、富家多貲ありといへども、其祿なきは、其財を用ひず、以て服制を嚴にす、之を爲して成り、之を求めて得、上の欲する所、小大必ず擧る、事の期する所なり、令すれば行はれ、禁ずれば止む、憲法の及ぶ所、俗の被る所、百體の心に從ふ如くなるは、政の期する所なり、

乘馬第五　經言五

國都陰陽爵位市務士農工商聖人時利地里等を陳述す、凡そ國都を立る、太山の下に非れば、必ず廣川の上に於てすることを主とす、地は政の本なり、故に地は以て政を正すべし、地の平均和調せざるは、政を正すべからず、朝廷は義の理なり、故に爵位正しくして、人民怨まず、人民怨まざれば、亂起らず、一國の人、皆貴くすべからず、皆貴きときは、事の成るなし、事の成らざるは、國の不利なり、又貴き

君は形勢に據りて、尊威を有つ可きも、理道に由らざるときは、尊威忽ち失ふ、人民を動すものは、名聲に非るなり、神祇を格す所以は、供物に非るなり、君の德は淵涵にして、技巧と運用との外に在り、之を夜行といふ、夜行とは、心行の意なり、蓋し天地は理の宗なり、人君は天地の配なり、天地一誠なり、故に心行のものは、四方之に歸す、形勢のみを以てせば、日月時ありて明ならず、山高も時ありて見えざるあり、況や君に於てをや、天下に王たらんと欲して、天の道を失ふ、天下は得て王たる可らず、天の道を得れば、其之を爲すを知るなく、其功既に成る、天道の極は、遠人も自ら親しむ、人欲の起る、近親も怨を造す、其功の天に順ふものは、天之を助く、其功の天に逆ふものは、天之に違ふ、天の助くる所は、小なりといへども、必ず大なり、天の違ふ所は、成ると雖も、必ず敗る、

權修第三　　經言三

人君は事の輕重を察して、國家を治む、是れ權衡の道を修るなり、萬乘の國は、兵に主なかるべからず、土地廣大なれば、野に吏なかる可らず、人民の命を操る、朝廷に政なかるべからず、天下を爲めんと欲するものは、必ず其國を用ゆるを重んず、其國を爲めんと欲するものは、必ず其民を用ゆるを重んず、其民を用ひんと欲するものは、必ず其民力を盡すを重んず、地の財を生ずるは時あり、民の力を用ゆるは倦あり、時あると、倦あるとを以て、人君無窮の欲を養ふ、若しも度量の其間に生ずるあらざれば、上下相疾むに至る、是を以て臣の其君を殺すあり、子の其父を殺すあり、蓋し人民に取る度あり、之を用ゆる制あれば、國家必ず安し、其政は士に邪行なく、女に淫事なからしむ、士に邪行なきは敎なり、女に淫事なきは訓なり、敎訓を以て、俗を成せば、刑罰は減ず、是れ理數なり、要するに、憲令以て之に示し、慶賞以て之を勸め、刑罰以て之を振ふ、故に人民の善に從ふや速なり、

立政第四　　經言四

國の治亂貧富を致す所以に、三本、四固、五事、首憲首事省官服制九敗七觀の目あり、德は其位に當ら

び問覇、管子解の牧民解、管子輕重の問乘馬、輕重丙及び輕重庚の十一篇は闕亡し、實際七十五篇を現存す、而して經言は、根本の要旨にして、管子の自著と稱せられ、其他は概ね門人若くは其流を受けたる周末漢初の學者が、管子の遺教を紹述し、其功德を宣揚したるもの丶如し、是を以て、經言は渾涵敦厚の風ありと雖も、外言の外政を論ずるもの、內言の內治を說くもの、往々奇矯深刻に涉り、堂々の正議と見るべからざるものあり、終末の輕重に至りて殊に甚し、然れども、要は富國强兵に在り、管子の面目謦欬は、隱約の中に於て、各篇に躍如たり、其大要を揭る左の如し、

牧民第一　經言一

國を有ち民を牧するは、必ず天時に乘じ、地利を盡く擧ぐべし、斯くすれば、國富みて民に恒心あり、恒心とは何ぞ、禮義廉耻是なり、人君が法度に遵ひ、政を行へば、上下堅固にして、禮義廉耻の四維張る、若しも漫りに刑罰を恣にするときは、姦邪を生じ、神祇を汚し、祖宗の憲法に背きて、亂を長ず、故に國を治る形容を說き、四維の重んずべきを述べ、政の民心に順ふべきを陳し、事の常に行ふべきものを論じ、民を御するは、馬の轡に從ふが如くなるべきを辯ず、蓋し人民を導く門は、上の先ずる所に在り、人民を招く路は、上の好惡する所に在り、君之を嗜めば、臣は之を食ふ、君之を好めば、臣は之を服す、時を知るものは、立て長と爲す可し、私なきものは、擧げて政を執らしむ可し、時を審にし、用を察して、能く官を備ふときは、奉じて君と爲す可し、緩怠なるものは、諸事に後れ、錢財を吝むものは、親しむ所を失ふ、是れ人の上となりて、政を爲す可らず、

形勢第二　經言二

天地萬物、何れも形勢あらざるなし、勢は必ず形に因りて立つ、形の端しきもの、勢必ず直し、山高くして崩れざれば、之を尊び祈るに、羊を以てす、淵深くして涸れざれば、之を祭るに玉を沈むるものあり、是れ形の德なり、蛟龍は水を得て、神立つべし、虎豹は幽を得て、威行ふべし、是れ勢の用なり、

功勞は外觀なり、心事は內容なり、外を察して內を究めざるは、其實質を知る所以に非ず、古今管子を論ずるもの、往々其外に偏して內を遺す、洵に惜むべし、抑も管子の時は、周道衰へたりと雖も、天命未だ改らず、天命未だ改らずと雖も、周に賢君無し、管子眇々の身を以て、區々の齊を佐く、豈に俄かに王業を大成するを得んや、故に管子は、齊を以て周を輔け、覇略を運用して、徐に王道に進まんと期せり、其の首止の大會に於て、周の太子の位を定めたる如き、其の召陵の遠征に於て、楚の歲貢を責めたる如き、其の强暴の侵略を抑制して、杞邢衞の三亡國を保存したる如き、皆其手段なり、周王より祭の肉を賜ふに當り、桓公に說きて、拜禮を行はしめたるが如き、桓公が天地の祭を行はんとするに當りて、先づ天命を受くることの正道なるを辯ぜしが如き、共に是れ尊王の大義を失はず、彼の晋楚が隧を請ひ鼎を問ひ、漫りに周王を輕侮したるが如きは、管子の決して爲さざる所なり、其の終局の大業に達する時機未だ熟せずして死せしは、天のみ、命のみ、故に管子は、其書に於て心血を披瀝し、衷誠を吐露して、天下後世に告白せり、牧民より幼官に至る經言の本旨は、堂々の正論にして、覇略の末に拘泥せず、且つ其の說く所は、實に據り議を立て、事に就き制を施す、空談を避けて世用を主とす、其の王道を宣揚せざるは、强暴を伐ち、時弊を救ふに、兵馬法術の緊急なるを慮ればなり、管子嘗て其親友鮑叔と共に商業を營みしが、多く利を貪りて自ら給し、或時は三度戰ひて三度敗走したるも、猶其生を保ち、公子糾に仕へながら、糾の死に殉せず、是等は常規を以て論ずれば、排斥すべきに似たり、然れども大行は小節を問ふに遑無し、管子が經國濟民の熱血迸る處、洵に已むを得ざるものありて然りしならん、之を要するに、管子は機宜を制して、其道を行ふ、之を覇略の祖と稱するは可なり、之を王道の敵と呼ぶは不可なり、

(五)　各篇の概要

管子八十六篇は、之を大別して、經言九篇、外言八篇、內言九篇、短語十八篇、區言五篇、雜篇十三篇、管子解五篇、管子輕重十九篇とす、然れども、經言の幼官圖、內言の王言及び謀失、短語の正言、雜篇の言昭修身及

鮑叔は小白に屬し、管子は召忽と共に糾に屬せり、既にして僖公薨去し、諸兒は位を踐みて無道なり、騷亂起らんとす、鮑叔は小白を奉じて莒に奔り、管子は召忽と倶に、糾を奉じて魯に逃る、諸兒は弑逆に遭ひ、齊の君無きに及び、小白先づ入りて君となり、糾は殺され、召忽は之に殉し、管子は召し出されて宰相となる、其の事蹟は、本書大匡小匡の兩篇中に敍する所の如し、是れ鮑叔の推薦に由るなり、乃ち君に說くに覇道を以てす、覇は把なり、諸侯の長となり、權勢を把持して、天下を制馭する術數なり、當時列國には、義戰無かりしも、管子は君を輔けて、能く征伐の名を正しくせり、其の政を執る、三年にして內治定り、四年にして敎令成り、五年にして兵馬出づ、小白實は蔡姬の無禮を怒りて蔡を襲ふ、管子は因て楚を伐ち、包茅の周室に入貢せざるを責む、小白實は北方の山戎を征す、管子は乃ち燕を責めて、召公の政を修めしむ、小白は曹沫の約に背かんと欲す、管子は其約を履行して、侵略の地を返還す、諸侯之に由りて齊に歸す、其政事の要は、富國强兵に在り、中土を保維し、四夷を威壓し、稅法を整理し、物價を輕重し、米倉を實にし、財政を修め、外交を張り、兵制を完くし、以て其君の覇業を大成せり、而して其三度の兵車の會に於ても、大戰を以て人民を困厄せしめず、其六度の平和の會に於ても、諸侯に血を歃る盟を强請せず、普く愛を深くし信を厚くせり、死に臨みて、猶ほ國事を憂慮し、後任者を推擧す、其言に曰く、隰朋は多く識りて、猶能く下に問ふ、其家に居るも、公門を忘れず、君に事へて心を二にせずと、然れども隰朋は、管子の歿後數月にして亦死し、管子の遺業は竟に荒廢せり、本書の戒の篇中に載する所の如し、宋儒が管子の後任を薦めざりしを咎むるは、事實を誤れり、或は曰く、管子は嘗て其君に說くに、賤は貴に臨む能はず、貧は富を使ふ能はず、疏遠は親近を制する能はずとの意を以てし、身を富貴に致せり、故に其家に侍姬を多くし、器具帳御の奢を極め、殆んど其君に似たりと、是れ蓋し其人の理財に精通して、公私共に富を成したる結果のみ、孔子曰く、管仲無かりせば、中國の民は夷狄に化せしならんと、以て其功徳を見るべし、

（四）管子の心事

は中原に、秦は關西に、楚は江南に、何れも割據跳梁して、四隣を睥睨し、弱邦を侵犯すと雖も、一人起て王室を尊敬し大政を輔弼するもの無し、今此重任に當るべきものは、桓公其人なり、管子乃ち之れを援けて、其傀偉絶特の才略を展べ、其赫奕焜燿の功績を致し、所謂兵車の會三、乘車の會六、諸侯を九合し、天下を一匡せり、其大要を擧ぐれば、北杏の會に於て、宋の亂を平げ、召陵の遠征に於て、楚を伐ち歲貢の怠りを責め、新城の圍に於て、鄭を討ず、是れ兵車の會三なり、鄄の會に於て、宋の鎮靜したるを周王に報告し、後二年にして、再び鄄に會し宋を援く、幽の會に於て、鄭を屈せしむ、首止の會に於て、周王の太子を擁護し、其位を定む、洮の會に於て、周王の崩殂に關する大事を理む、葵丘の會に於て、上下の好を修む、此時周王より祭の肉を下賜せられ、桓公拜禮を謹む、是れ乘車の會即ち平和の會見六なり、此九會の中間に於て、杞邢衞の三國が外寇に困みたれば、諸侯を會同し、封域を扶持して、三國を保存せり、是れ内外の形勢に處して、其覇略を大成したる要綱なり、桓公の雄圖は即ち管子の雄圖にして、桓公の鴻業は即ち管子の鴻業なり、

(三)管子の功勞

周道陵遲して、王政頽弛し、衆庶仰首して、撥亂反正の鴻業を待つ、此時に當り、支那の中央河南の潁陽に、一偉人を生ず、管子是なり、管子名は夷吾、字は仲といふ、世に管敬仲と稱す、深遠の識見と、精微の學術と、雄大の才幹とを以て、海內の亂麻を披拂し、列國の治平を畫策せんとす、然れども世に輔佐すべき英主を見ず、去りて齊に入る、齊の國たるや、支那の東隅に僻在し、地勢の要衝たるは、中原の晉に如かず、要害の堅固なるは、西方の秦に如かず、領域の廣遠なるは、南方の楚に如かず、然れども、海に魚鹽の豐饒あり、陸に草木の蕃茂あり、此富源を利用して、政道を釐革すれば、天下に雄視するに難からず、是れ管子が志を齊に寄せたる所以なり、齊に於て、鮑叔召忽の兩人と提携結托し、大に手腕を揮はんと期せり、是時齊は僖公の世なり、三公子あり、伯を諸兒といひ、仲を糾といひ、季を小白といふ、皆異腹の子なり、互に爭ひて國を取らんと欲す、公の命を受けて、

管子國字解上

晩香　菊池三九郎　講述

序說

（一）總論

管子は經濟實用の鐵案なり、時弊救治の金針なり、論辯は古今に通じ、施設は内外に遍し、道術は黄帝の玄旨を祖述して、新機軸を出し、法制は周公の遺意を揣摩して、新規摸を抽き、功業は伊尹呂尙の要訣を摘取して、新籌略を定む、是を以て、其の虚靜を說くや、老聃莊周の先驅を爲し、其の功利を擧ぐるや、商鞅李斯の先鞭を着け、其の刑名を論ずるや、申不害韓非の先矩を開き、其の兵規を談ずるや、孫武呉起の先智を發し、其の治水を策するや、西門豹鄭國の先標を建て、其の產業を釐むるや、陶朱公卜式の先例を示し、其の鹽鐵を計るや、漢武呉越王の先路を導き、其の諸詢に答ふるや、鼂錯陸贄の先案を立て、其の政要を攬るや、諸葛亮王猛の先蹤を印し、其の財用を辯ずるや、後世歐米諸學者の先唱を占む、之を要するに、管子は前哲後賢と呼應して、異彩を揚げ、東西に濶步し、上下に雄視す、其遂行の手段は、富國强兵に在り、其最終の目的は、霸道の大成に在り、

（二）内外の形勢

蛟龍も巨潭の濤瀾を藉らずんば、其神變を行ふ能はず、虎豹も深谷の風雲に憑らずんば、其威勢を振ふ能はず、英傑も氣運に乘ぜずんば、其功名を成す能はず、管子を讀むに當りて、其時代の齊國を中心としたる内外の形勢を知悉せざるべからず、蓋し管子は實踐躬行の書にして、架空憑虛の撰に非ず、史を按ずるに管子の時代に於ける賢君英主は、齊の公子小白即ち桓公を以て、絕類離群とす、是より先き、周室東遷して、王氣沈淪し、一時の權勢を弄したる鄭の莊公既に逝き、夷狄跋扈し、四海鼎沸し、天下繹騷たり、晋

(了)

管子國字解上目次

一、先儒曰く、後世六經を講說して、六經亡失すと、又曰く、書を讀む百遍なれば、意義自ら見ると、蓋し註疏解釋の冗語は、愈多くして、愈其本旨に遠かる恐れあり、讀書の要は、原文を熟誦し、原理を推究するに在り、區々國字解は、徒らに蛇足を添ふるに過ぎずと雖も、姑らく凡例を揭ぐる、此の如し、

明治四十三年十二月

晚香散史　菊池三九郎　識す

ざるもの多し、譯語に於ては、明に之を分別す、

一、解釋に數說あるときは、尤も穩當と思考するものを擧ぐと雖も、或は參考として取るべき異說は、之を附載す、

一、同字にして熟語となれば、意異るあり、虛心の虛と、虛僞の虛との如し、同字にして顚倒すれば、反對の用を成すものあり、不敢と、敢不との如し、是等は一々詳解を加へずと雖も、譯文は力めて明瞭なるを期す、

一、初章に詳解したるものは、末章に之を略す、五官の意義の如し、

一、原文は、問ありて答なきが如きあり、答ありて問なきが如きあり、文中自然に問答を成しながら、問答の兩字を用ひざるあり、譯文は之を明辨す、

一、同文前後重出するも、字句多少の變更あるものは、重複を厭はず、之を解す、

一、譯文は、原文の語勢を失はざるを期す、故に或は直譯に類する所あり、然れども意義は、明白なるを力む、故に原文の語勢が、主客を顚倒し、使の字ありながら、自動を成す場合の如きは、譯文乃ち使の字を除き、原文と語勢を異にす、

一、原文に古字あり、偏傍を失ひたる字あり、形を以て通じ用ゆる字あり、尃を搏に、弍を貳に、宥を侑に、况を兄に、釋を澤に、雖を唯に作る等の類多し、或は音通を用ひ、粟を屬に、適を嫡に、亡を忘に、斥を赤に作る等あり、譯文は、概ね之を通俗に改む、

一、誤字、脱字、衍字、錯句、前後文意の撞着等ありて、解す可らざるものは、諸本、諸注、及び諸家の說を參考して、大率之を補正せり、然れども、兵車の會六、乘車の會三を、兵車の會三、乘車の會六と書するが如き、同異を併せ用ふるものは、共に之を存す、

一、其といふ字を用ひて、彼我を代表するに、彼我混じて判然なら

管子國字解

凡例

一、管子は、古雅難解の文字にして、世用に便ならず、唐の尹知章、明の劉績、梅士享、朱長春、沈鼎新、清の方望溪、兪曲園、本邦の戸崎淡園、猪飼敬所、安井息軒等、諸氏の注釋評論ありと雖も、或は訓詁に偏し、或は文評に流れ、或は古義に拘り、或は攻異に傾き未だ普く世人の誦讀を迎ふるに足らず、今之を譯するに、平易淺近なるを主意とす、蓋し其の實用の書たるを明にせんが爲めなり、

一、原文は、概ね累叙の體を成し、段を逐ひ、章を重ねて、自然に前節の解說となり、段落を分解せずして、段落自ら明なり、故に譯文は別に段落を說かず、大抵長篇を短章に截り、原文の段落に從ひ、解義の詳畧を分つ、

王霸變遷幾萬世。一卷雄文天日光。潁水蒼蒼泰山碧。英靈髣髴歸二故鄕一。

明治重光大淵獻孟陽　菊池晩香

管子行

王覇論議何激昂。群賈評馬爭驪黃。大賢深慮制時弊。右文左武光煌煌。
王道陵遲四海沸。夷狄乘隙兵車忙。蒼生流離歎塗炭。撥亂誰復持乾綱。
赤龍吐珠潁水上。偉才能繫天下望。少時迍邅志不達。一旦蹶起聲名揚。
姜齊公子遇喪亂。踐位撫民徵賢良。射鈎仇讐是肺腑。君臣握手升玉堂。
富國强兵法度密。內治外戰旗幟颺。建儲佐王奉周室。攘狄救亡攻列强。
齊桓業是管子績。九合一匡威德彰。遺編文字亦彪炳。萬象森然毫底藏。
幽玄微妙黃老道。精緻恢廓伊呂方。行兵神籌壓武起。投機智辯驚蘇張。
說法申韓懾屏息。謀富陶卜嗟欲僵。經言渾涵意氣盛。凛似秋菊凌嚴霜。
入門群賢競紹述。紛若衆草依春塘。後覺未全件先覺。凡花或接珍卉芳。
管子餘流見深刻。末利巧作如工商。世論擯斥賤其術。孰料世論還荒唐。
敬仲超然在塵表。滿腹經綸籠八荒。據齊成霸是權畧。本旨豈敢違尊王。

に亙りて經世家の一大教訓たるべきは、是亦、玆に贅するを要せず。斯る有用の書にして、古今未だ大に行はれざるもの、實に、其文字章句の奇古艱澁にして容易に解すべからざると、其卷帙浩瀚にして容易に通讀すべからざるとに由れり。今や菊池教授の國字解出でたり。古來難解の書、初て讀むべし。

一、本書には著者の苦心に成れる長文の序説ありて、當時の形勢管仲の功勞、管仲の心事、各篇の要旨を叙述したるのみならず、原著中に散亂せる重要事項を蒐收整理して其分類を示し、卷末には原著中に散在せる不磨の金言を拔萃摘錄して、讀者の便覽に供したれば、原著の大要を知るには、此序説を讀むを以て足れり、とす。故に敢て解題を設けず。墨、荀、韓の三書亦之に倣ふ。

明治四十四年一月

早稻田大學出版部

例言

一、本卷以下に收めたる管子、墨子、荀子、韓非子の諸書は、其着想の警拔なる、其叙述の精緻なる、今日の西歐哲學に髣髴し、學界必須のものたるに拘らず、先哲の研究、甚しく缺如し、其國字解の如きは絕えて無きものたり。管子以外の三書には、近時出版せられたる一二の國字解無きに非ずと雖も、概して良書と稱するを得ず、これ現代大家の新釋を求めて、先哲遺著の追補と爲し、以て本全書の完成を圖れる所以なり。

一、管子は富國强兵の要書なり。其著者管仲が稀世の大材を懷き齊の桓公を輔けて其覇業を成さしめたる政治上の偉勳は、史上炳焉の事跡なれば今之を贅せず。其著が政治上の有らゆる方面

第拾八巻

管子 上

菊池晚香講

先哲遺著追補

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版



漢籍國字解全書